第三編　玉野市のあゆみ

第一章　行財政

第一節　行政運営

一　組織・機構

1 行政組織

組織機構の変遷　図表3-1-1は、一九七〇（昭和四十五）年度当初における玉野市役所の機構図である。保険年金課が新設され、農林課は農林水産課になるなどの機構改革があった。当時の職員数は九四〇人で、その内訳は市長部局五八一人、議会事務局一一人、教育委員会事務局・教育機関七九人、学校職員一四一人、消防職員五二人、交通局交通課二八人、水道局四〇人などであった。

その後の主な機構改革の沿革は次のとおりである。

・一九七二年度　建設部に下水道課を新設。交通局を廃止し交通課を総務部に移管（市営電鉄の清算業務終了に伴い同年九月末で交通課を廃止）。消防本部を庶務課と警防課の二課制に

・一九七四年度　社会福祉事務所を民生部から分離して部に昇格させ、社会課と福祉課の二課制に。東児町の編入に伴って東児市民センターを開設し、市民課分室などを設置

・一九七六年度　企画室を廃止し、総務部企画課に

・一九七七年度　課税課を市民税課・資産税課に分割。農林水産課を農政水産課・耕地林務課に分割。衛生課を保健衛生課・環境衛生課に分割。市立玉野市民病院庶務課を市立玉野市民病院庶務課・業務課に分割。教育委員会事務局社会教育課を社会教育課・保健体育課に分割。総務部公害課を民生部公害課に

・一九八三年度　不況対策室、工事検査課を新設

・一九八五年度　生活環境課を廃止し、交通安全係と消費生活係は総務課に、公害対策係は環境衛生課に移管

・一九八六年度　水道部を上下水道部と改称、流域下水道対策室を部クラスから課へと移し上下水道部内に設置。部クラスだった地域経済振興対策室、宇野港再開発対策室、不況対策室の三対策室を統合して新たに開発振興部を設け、課として地域経済振興室、港湾振興室、不況対策室を設置。自治振興課を廃止

・一九八八年度　市長部局では八部三四課九三係を七部二〇課八三係に、教育委員会では一九課一一係を五課二一係に整理。市民生活部と社会福祉事務所を統合して市民福祉部を新設。開発振興部を廃止し、同部の三室は経済部と建設部へ移管。経済部から競輪事業局が独立。企画財政部課税課と収税課を統合し税務課に。総務部管財課と工事検査課を統合し管財課に。市民福祉部市民課と保険年金課を統合し市民課に。建設部都市計画課と建築課を統合し都市計画課に。港湾振興室を新設。上下水道部水道業務課と水道工務課を統合し水道課に。教育委員会保健体育課を廃止し学校保健事務は学校教

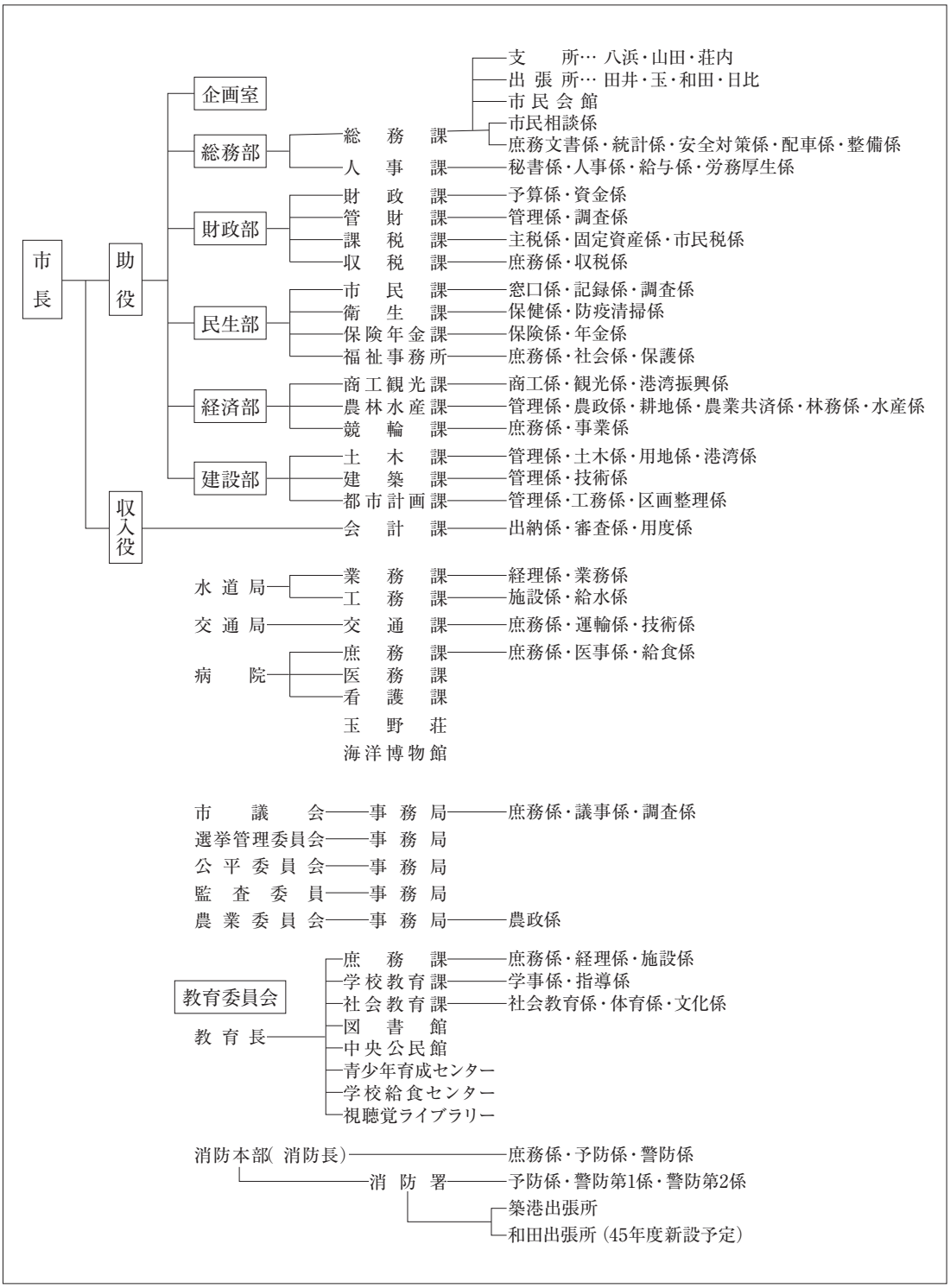

図表3－1－1　市役所機構図（1970年4月1日）

育課保健係（新設）、社会体育事務は社会教育課体育係（新設）で所掌。会計課は出納室と改称

・一九八九（平成元）年度　経済部商工観光課を廃止し観光課を新設。不況対策室を廃止し商工振興課を新設

・一九九四年度　企画部を新設

・一九九七年度　総務部工事検査課を工事監理課に。市民生活部健康管理課を健康増進課に。企画部健康プロジェクト対策室を社会福祉事務所保健福祉総合調整室に。流域下水道対策室を下水道課流域下水道対策係に。市民病院事務局の庶務課・医事課を廃止し庶務係・医事係・施設係に

・二〇〇三年度　国体推進課を国体総務課と国体事業課に分割

・二〇〇四年度　組織のフラット化の取り組みとして企画部の課制を廃止。保健福祉部の福祉課、児童家庭課を統合し社会福祉事務所に

・二〇〇五年度　総務部工事監理課と財政部管財課を財政部契約管理課に統合。市民生活部市民課と保険年金課を市民課に統合

・二〇〇六年度　企画部を廃止し総合政策部を設置。市民に身近な業務を市役所一階の市民活動支援課に集約。国体終了により国体局を廃止

・二〇〇七年度　市民生活部住民子育て課を新設し、子育て関連業務を集約。保健福祉部保険課を新設し、医療・介護などの保険業務を集約。市民センターを教育委員会から市長部局に移管し、地域活動支援の機能を強化。西北地域市民センターを荘内市民センターに。総合政策部政策調整室と行財政改革推進室を総務部総合政策課に統合

・二〇〇九年度　建設部の建築住宅課を都市計画課に統合

・二〇一一年度　政策部を新設し総合政策課を総務部から移管。保健福祉部を社会福祉部に名称変更し保健及び保険関係の業務を市民生活部に移管。上下水道部を環境水道部に名称変更し環境保全関係の業務を市民生活部から移管。競輪事業局を廃止し産業振興部競輪事業課に。保険年金課を新設し国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の窓口を一元化。長寿介護課を新設し高齢者に関する窓口と介護保険に関する窓口を一元化。子育て支援課を新設し子育て関係の受付窓口を一元化。児童公園を含め公園に関する維持管理業務は都市計画課に集約。文化振興に関する業務を文化センターに集約。住民子育て課を市民課に。生活環境課を環境保全課に。出納室を会計課に。市民活動支援課を協働推進課に。保険課を保険年金課に。社会福祉事務所を福祉政策課に。教育委員会事務局生涯学習課を社会教育課に

・二〇一二年度　危機管理課、教育サポートセンターを新設

・二〇一三年度　秘書広報課を新設

・二〇一四年度　交通政策課を新設

・二〇一六年度　政策部と財政部を統合して政策財政部とし政策部交通政策課と財政部契約管理課を総務部に移管。社会福祉部を健康福祉部と名称変更し健康増進課を市民生活部から移管するとともに子育て支援課を廃止。子育て支援課子育て

支援係と保育園を市長部局から教育委員会に移管して就学前教育課を新設。子育て支援課給付係を福祉政策課に移管。環境水道部を廃止し環境保全課を市民生活部に、水道課及び下水道課を建設部に移管。交通政策課を総務課安全推進係と統合し、総務課交通政策係と名称変更

・二〇一七年度　市民病院の事業管理局に新病院計画室を新設
・二〇二〇（令和二）年度　病院事業管理局内にあった新病院計画室を市長部局に移管し、新病院整備推進室を設置
・二〇二一年度　危機管理課、公共施設交通政策課及び病院事業管理課を市長直轄組織とする
・二〇二二年度　政策財政部を政策部と財政部に分割し、総務部契約管理課を財政部に移管
・二〇二四年度　こどもみらい課を新設
・二〇二五年度　市長直轄組織を廃止。地域振興部を新設し、市長直轄組織であった危機管理課及び総務部から協働推進課を移管した上で、協働推進課に市長直轄組織であった公共施設交通政策課の業務のうち交通政策関連業務を統合し、協働・交通政策課を新設。政策部を総合政策部に、総合政策課を政策企画課に名称変更し、市長直轄組織であった公共施設交通政策課の業務のうち公共施設関係の業務を総合政策部へ移管し、公共施設課を新設。契約管理課を契約・財産管理課に名称変更。市長直轄組織であった病院事業管理課の業務を健康増進課に移管し、健康増進課を健康医療課に名称変更。学校再編推進課を新設
・二〇二六年度　秘書広報課をシティプロモーション推進課に名称変更。商工観光課を商工・企業立地課と観光課に分割

二〇二六年度当初の組織機構図は図表3-1-2のとおりであり、正規職員数は六四三人である。

歴代三役　図表3-1-3は、歴代市長、助役・副市長、収入役である。収入役は市の会計事務をつかさどる特別職の地方公務員であったが、出納事務の電算化などに伴い、二〇〇六（平成十八）年五月の地方自治法改正により同年度末で廃止となった。本市においては、最後の収入役が任期途中の二〇〇五年十月末日で辞任し、その後は空席のまま制度廃止となった。また、収入役と同様に、助役も任期途中の二〇〇五年十月末日で辞任し、同年十一月一日から二〇〇六年九月三十日までの間、助役に代わる職として一時的に一般職の政策審議監を配置した。その後、二〇〇六年十月一日の収入役廃止と同時に、地方自治法改正に伴って助役についても副市長に名称変更し、新たに選任することとなった。

行政委員会　行政委員



旧玉野市庁舎（2026年）

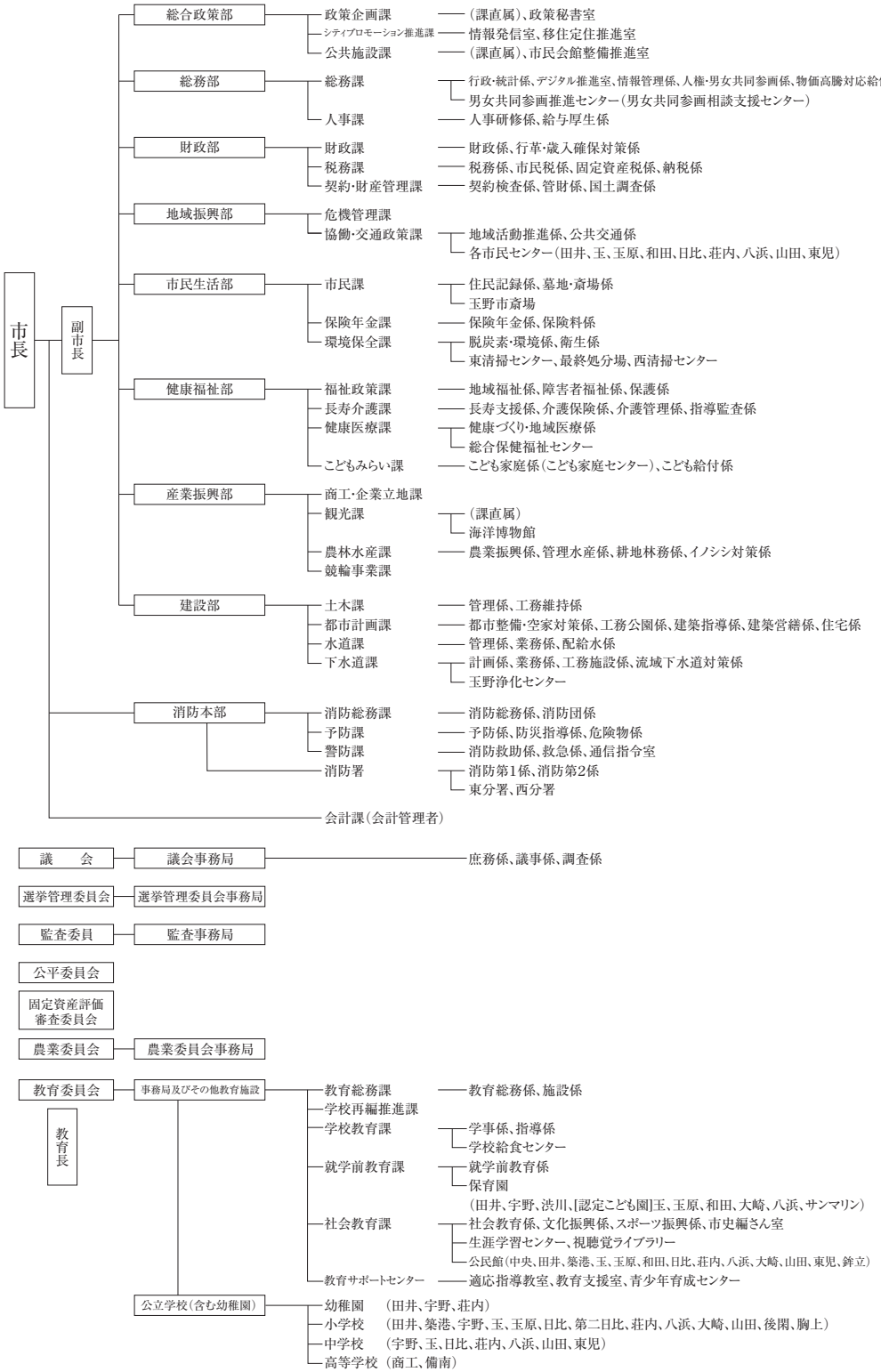

図表３－１－２　行政組織図（2026年４月）

図表３−１−３　歴代市長、助役・副市長、収入役

歴代市長

氏　名	就任年月日	退任年月日
関藤　碩衛	1940年９月28日	1942年５月11日
時実　秋穂	1942年６月８日	1946年11月８日
太田　尚衛	1947年４月６日	1951年４月３日
太田　尚衛	1951年４月23日	1955年４月14日
太田　尚衛	1955年４月30日	1959年４月30日
太田　尚衛	1959年５月１日	1961年９月13日
藤原　　武	1961年10月30日	1965年10月28日
井上　澄雄	1965年10月29日	1969年10月28日
井上　澄雄	1969年10月29日	1973年10月28日
井上　澄雄	1973年10月29日	1977年10月28日
杉本　通雄	1977年10月29日	1981年10月28日
杉本　通雄	1981年10月29日	1985年10月28日
杉本　通雄	1985年10月29日	1989年10月28日
杉本　通雄	1989年10月29日	1993年10月28日
山根　敬則	1993年10月29日	1999年10月28日
山根　敬則	1999年10月29日	2001年10月28日
山根　敬則	2001年10月29日	2005年10月28日
黒田　　晋	2005年10月29日	2009年10月28日
黒田　　晋	2009年10月29日	2013年10月28日
黒田　　晋	2013年10月29日	2017年10月28日
黒田　　晋	2017年10月29日	2021年10月28日
柴田　義朗	2021年10月29日	2025年10月28日
柴田　義朗	2025年10月29日	現在に至る

歴代助役・副市長

氏　名	就任年月日	退任年月日
守上　正男	1940年11月16日	1941年９月30日
田中　　孝	1941年10月15日	1947年４月７日
寺崎　　剛	1947年６月12日	1949年２月４日
橘　　鹿一	1949年２月22日	1953年２月21日
青井洋三郎	1953年５月26日	1957年５月25日
渡辺　武明	1958年６月13日	1962年６月12日
渡辺　武明	1962年６月13日	1966年６月12日
小橋三千夫	1967年６月１日	1971年５月31日
時岡　武志	1972年４月１日	1976年３月31日
時岡　武志	1976年４月１日	1980年３月31日
米澤　一郎	1980年４月１日	1984年３月31日
米澤　一郎	1984年４月１日	1985年12月１日
金子　俊六	1985年12月２日	1989年12月１日
金子　俊六	1989年12月２日	1991年３月31日
三浦　英夫	1991年４月１日	1993年３月31日
上杉　萬里	1993年４月１日	1999年３月31日
迫田　志之	1999年４月１日	2001年３月31日
迫田　志之	2001年４月１日	2005年３月31日
氏家　　勇	2005年４月１日	2005年10月31日
2005年11月１日～2006年９月30日　不在		
須田　紀一	2006年10月１日	2012年３月31日
西村　薫三	2012年４月１日	2016年３月31日
西村　薫三	2016年４月１日	2018年３月31日
山上　誠二	2018年４月１日	2022年３月31日
市倉　勇樹	2022年４月１日	現在に至る

＊副市長…地方自治法改正により2007年４月１日から施行

歴代収入役

氏　名	就任年月日	退任年月日
三原　郷看	1940年11月９日	1941年11月８日
三原　郷看	1944年11月９日	1947年４月７日
小橋三千夫	1947年６月９日	1951年６月８日
小橋三千夫	1951年６月９日	1955年６月８日
小橋三千夫	1955年６月９日	1959年６月８日
小橋三千夫	1959年６月９日	1963年６月８日
小橋三千夫	1963年６月９日	1967年５月31日
時岡　武志	1967年６月１日	1971年５月31日
時岡　武志	1971年６月１日	1972年３月31日
丸山　一男	1972年４月１日	1976年３月31日
丸山　一男	1976年４月１日	1980年３月31日
宮本　義秋	1980年４月１日	1984年３月31日
宮本　義秋	1984年４月１日	1985年12月１日
青井　　進	1985年12月２日	1989年12月１日
青井　　進	1989年12月２日	1990年６月30日
上杉　萬里	1990年７月１日	1993年３月31日
宮田　欣次	1993年４月１日	1999年３月31日
岡本　忠良	1999年４月１日	2001年３月31日
氏家　　勇	2001年４月１日	2005年３月31日
岡本　英俊	2005年４月１日	2005年10月31日
収入役廃止		

会は、首長から独立した合議制の執行機関である。委員は非常勤の特別職地方公務員で、議会の同意もしくは選挙により選任される。本市では次のような行政委員会が設けられている。

・教育委員会…第六章で記述する。

・選挙管理委員会…本市で実施する各種選挙に関する事務及び直接請求に関する事務、地方自治特別法に係る投票に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等を行う。四人の委員で構成される。任期は四年。

・公平委員会…準立法的権限、準司法的権限を有する行

政委員会で、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するために設置されており、三人の委員で構成される。任期は四年。

・監査委員…行政事務や財務に関する各種の監査、審査、検査を行うために設置される。監査委員は公平不偏の立場で監査等を行い、合議により監査の結果や意見等を決定し、結果を市長等の関係機関へ報告するとともに、その内容を市民に公表する。本市では、議員選出監査委員一人を含む二人が選任されている。

・農業委員会…第五章で記述する。

・固定資産評価審査委員会…固定資産課税台帳に記された事項に関して固定資産税納税者から審査の申出があった場合に、中立的・専門的な立場から審査を行う。本市では委員長、委員長職務代理者を含めて六人の委員で構成される。任期は三年。

窓口サービス　一九九〇（平成二）年四月から、玉野市役所は第二・第四土曜日が閉庁となった。続いて一九九三年四月からは、全ての土曜日が閉庁となった。

二〇〇六年四月から、窓口サービスの充実のため、試行的に毎週水曜日は窓口業務を七時～一九時（通常は八時半～一七時）に時間延長するとともに、本庁については毎月第一日曜日を開庁することとした。また、四月から全ての市民センターで所得証明書、市税証明書などの発行を開始した。半年間の試行を経て、十月から水曜日朝の時間延長部分（七時開始）を廃止。毎週水曜日の夕方の時間延長と毎月第一日曜日の開庁は引き続き実施することとしたが、対応窓口は市民課、税務課、社会福祉事務所のみとし、利用実績の少ない介護保険課と出納室は取扱を中止した。

2 東児町の編入

東児町の概要　旧東児町は児島半島の東端に位置し、一九五四（昭和二十九）年三月に胸上村と鉾立村の合併によって誕生した。面積は一四・八平方キロメートル、人口は合併直後の一九五五年国勢調査で五七一一人、一五年後の一九七〇年で五〇三二人であった。

東部と南部は瀬戸内海に臨み、北部と西部は貝殻山や金甲山などの山地に抱かれた、温暖で風光明媚な土地柄である。古くから海運業や漁業、製塩業で栄え、近年は県内屈指の海苔の産地となっていた。

合併の経緯　『玉野市史』（一九七〇（昭和四十五）年発刊）にも記されているように、一九六二年に玉野市を含む県南三三市町村の



旧東児町（胸上港）（『東児町史』より）

合併による百万都市建設構想が本格化し、本市の市議会も同年八月に合併推進の議決を行った。翌年一月三十一日の大・岡山市誕生に向けて各市町村による建設協議会が発足したが、最終的には岡山・倉敷両市長の反対によって実現せずに終わった。しかし、広域都市圏の形成に向けた合併の動きはその後も継続し、一九七二年には倉敷市・児島市・玉島市、翌年には岡山市・西大寺市が合併して、新・倉敷市、新・岡山市が生まれた。こうした流れを受けて東児町でも、一九七四年の合併二〇周年を見据えて玉野市と合併しようとする機運が高まった。

一九七三年三月に東児町から玉野市に対して合併協議の申入れがなされ、庁内及び議会において調査研究を行うこととなった。以後の経緯は次のとおりである。

・一九七三年六月十三日　市議会に東児町町勢調査特別委員会を設置
・七月二十七日　同特別委が市当局から東児町の現況について説明を受け協議
・八月十七日　同特別委において、前回の委員会で指摘した問題点について市当局の説明を受けた後、東児町に赴き町側と会合
・九月二十九日　同特別委において、前回に引き続き東児町の現況について協議
・十月五日　市内各界代表者による合併懇談会。全員が合併に賛意
・十月二十二日　市議会全員協議会において特別委から東児町の現況調査の結果を報告。井上澄雄市長は「東児、灘崎、直島を含めた一〇万都市構想は最も理想的な行政規模であり、特に東児町の合併は機が熟しているが、議会で異論があれば十分検討してほしい」と所信表明
・十月二十九日　市議会に東児町合併調査特別委員会を設置
・十一月十四日　市議会臨時会開催。同特別委が「合併を推進すべき」との調査結果を報告。その後、「玉野市・東児町の合併を推進する決議」を賛成多数で可決し、合併協議会の設置を可決
・十一月二十日　市議会全員協議会で、同特別委の調査報告を受け、合併の期日、形式、東児町の議員・職員の身分、財産・公共施設など二二項目の協定方針を了解
・十一月二十一日　二二項目の合併協定書に両市町が調印
・十二月四日　市議会定例会の本会議で市長提案どおり合併の議決
・一九七四年三月二十日　東児町が玉野市に編入合併

これによって、人口七万八七三二人、面積一〇二・八五平方キロメートルの新しい玉野市が誕生した。

合併に伴い、旧東児町役場に東児地区行政の中心施設として東児市民センターを三月二十日から開設。市行政の窓口業務を行うとともに、公民館活動などを通じて地域の連帯を深めながら、住民と市を結ぶ地区の基本公民館としての活動を始めた。

東児市民センターには次の五部門（ほかに水道担当）を置いた。

・市民課分室…戸籍・住民票・印鑑の登録・署名事務
・総務担当…一般総務
・産業土木担当…土木・農林関係の窓口事務のほか農業共済事務及び東児農業委員会事務
・社会教育担当…公民館活動など社会教育関係事務
・年金・衛生担当…国民年金・交通傷害保険関係と衛生関係の事務

3 平成の大合併論議

一〇万都市構想　東児町との合併が成立する以前から、当時の井上澄雄市長は玉野市の岡山県南広域市町村圏南部地域の中核都市としての発展を図るべく、一〇万都市構想を打ち出していた。具体的には、東児町、同じく児島郡の灘崎町、香川県香川郡直島町との四市町合併が念頭にあった。東児町を編入することが決まった一九七三（昭和四十八）年十二月の市議会定例会一般質問では、井上市長が一〇万都市構想の見通しについて聞かれ、「理想は四年間に直島町、灘崎町をひっくるめて一緒にしたいが、そう簡単なことではないので、まず直島町に働きかけ皆さんの協力を得て、できれば任期中に合併したい」と答弁している。

平成の大合併　その後はしばらくの間、具体的な動きが見られなかった。しかし、一九九九（平成十一）年に成立した地方分権一括法の一環として合併特例法が改正され、合併特例債の創設や合併算定替の大幅期間延長といった合併市町村への優遇措置が制度化されたことから、いわゆる平成の大合併が始まった。その流れの中で、合併問題が再び脚光を浴びることとなった。岡山県は、二〇〇一年三月に具体的な合併パターンを盛り込んだ市町村合併推進要綱を策定した。

当時の山根敬則市長は、灘崎町との合併だけでなく、岡山市との合併による政令指定都市の実現も視野に入れて、幅広く検討する考えを示した。二〇〇二年一月には、庁内に市町村合併検討プロジェクトチームを設置し、合併のメリット・デメリットなど市民への判断材料を提供するための調査検討などを進めた。

二〇〇二年五月には、市町村合併検討結果報告書が公表された。それによると、灘崎町と合併した場合は岡山市のベッドタウン、高速情報ネットワークの広域的活用、農業振興策の充実など、既存の資源等を活用したまちづくりの方向性が示された。岡山市と合併する場合については、中四国の拠点都市、港湾の有効活用などの方向性が示された。

県南政令市構想　二〇〇二（平成十四）年七月には、玉野市、岡山市、灘崎町の二市一町によって県南政令市構想研究会が立ち上げられた。同研究会は同年九月十四日に、玉野市総合体育館（レクレセンター）でシンポジウム「岡山都市圏の未来を考える」を開催した。

本市議会でも二〇〇二年六月に立ち上げられた合併問題研究懇談会で検討が重ねられ、二〇〇二年十二月定例会において市町村合併調査特別委員会が設置された。

二〇〇三年二月、合併問題に関する市民アンケート調査が実施された。無作為抽出による一八歳以上の市民五〇〇〇人を対象とするもので、回収率は七〇・八パーセントであった。その結果、岡山市・灘崎町との三市町合併賛同者が一七パーセント、灘崎町との二市町合併賛同者が四五パーセントであった。また別の質問で、合併について検討すべきかどうかについては、七七パーセントが「本格的な検討をした方がよい」と答えた。

二〇〇三年七月、玉野市、岡山市、灘崎町、御津町の二市二町による岡山県南政令市構想合併協議会が設立された。地方自治法及び合併特例法に基づく法定協議会とは異なり、任意の協議会である。七月十四日に協議会規約を締結、同月二十三日に設立会議を開催し、予算案、事業計画案等が承認された。その後、月一回のペースで会合が重ねられた。

市では合併協議会での協議結果を市民に知らせるとともに意見を聞くため、二〇〇四年一月三十日から二月二十日にかけて市内一四の小学校区ごとに、市長による住民説明会を開催した。説明会では、合併・政令市移行後の展望が見えないことに対する不安の声が多く聞かれた。

このような結果を受けて、同年二月二十五日に市長が記者発表を行い、市町村合併に関する今後の方針を発表した。県南政令市構想については、合併特例法の期限である二〇〇五年三月までの合併が困難であることから、合併への次なるステップである法定協議会への移行を断念し、ここでひとまず区切りをつけるとした。

その後、岡山市、灘崎町、御津町は法定合併協議会を設置して協議を進め、二〇〇五年三月二十二日に灘崎町、御津町が岡山市に編入する形で合併した。旧二町は全国初の合併特例区となった。

4 広域行政

一部事務組合・広域連合　玉野市が構成団体となっている一部事務組合には、次のようなものがある。

〈岡山県南部水道企業団〉一九五〇（昭和二十五）年二月に企業団の前身である岡山県南部上水道配水組合（玉野市・児島市・児島郡琴浦町・児島郡福田町・浅口郡連島町）が設立され、西阿知町及び水島工業都市開発株式会社から「水島水道」を購入し、二市三町による水道用水供給事業を開始した。

その後市町合併もあり、また一九七〇年八月には灘崎町が構成団体に加わった。二〇〇五（平成十七）年三月に灘崎町が岡山市に編入されたことにより、倉敷市・玉野市・岡山市の三市に水道用水を供給する企業団となって、現在に至っている。

〈岡山県市町村税整理組合〉岡山県下二三市町村で構成される一部事務組合で、一九五八年四月に設置された。主に加入市町村の市町村税等の滞納処分を行っている。

〈岡山県市町村総合事務組合〉二〇〇五年四月に、県内の全ての市町村と一部事務組合等によって設置され、次の事務を共同処理している。

・退職手当部門…組合市町村の常勤職員の退職手当の支給
・非常勤職員等公務災害補償部門…組合市町村の議会議員、その他非常勤職員の公務災害等の認定や補償
・福利厚生部門…組合市町村の職員の福利厚生事業
・消防補償等部門…消防団員及び民間協力者の公務災害等の認定や補償並びに消防団員の退職報償金の支給

また、県内全市町村で構成する広域連合として、岡山県後期高齢者医療広域連合がある。後期高齢者医療制度の運営は都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が行うこととされている。岡山県においても、県知事の許可を経て二〇〇七年二月に岡山県後期高齢者医療広域連合が設立され、後期高齢者医療事務の処理を行っている。

岡山県南広域市町村圏振興協議会　一九七二（昭和四十七）年五月、岡山県南の岡山市、倉敷市、玉野市、総社市を中心とした四市一五町三村で構成する岡山県南広域市町村圏振興協議会が設立され、一九七三年度に岡山県南広域市町村圏振興計画が策定された。一九八五年度までの未来像と施策の大綱を示した基本構想と、一九八〇年度を目標とする基本計画からなる。本市関係では、次のような施策が盛り込まれていた。

①基礎的条件の整備…基幹交通網整備対策として岡山・玉野間産業道路（岡山市小幡町～田井一九・八キロメートル）の整備、港湾整備対策として宇野港整備など。

②社会開発…ごみ処理施設整備事業、広域し尿整理事業など。保健衛生では玉野病院新築など。

③産業振興…観光振興として王子が岳レストハウスの整備など。

東瀬戸内海沿岸都市協議会　瀬戸大橋の架橋をひかえ、岡山県側五市（岡山、倉敷、玉野、笠岡、備前）と香川県側四市（高松、丸亀、坂出、観音寺）の沿岸都市九市で緊密な連携と調和と秩序ある発展を図る目的で、一九八〇（昭和五十五）年に設立された。同年七月二十二日に本市で開催された設立総会には、各市の市長、議長が出席し、国に対しての陳情や要望事項、少年交流会などの事業が決定された。

岡山連携中枢都市圏　連携中枢都市圏とは、人口減少・少子高齢社会にあっても住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、持続可能な地域づくりを進めていく政策である。圏域の自治体が協力してコンパクト化とネットワーク化を進めることで、経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上などを図る。二〇一四年（平成二十六）度から全国展開を行っており、岡山県では岡山市が二〇一六年八月に連携中枢都市宣言を行った。

二〇一六年十月には、岡山市と津山市・玉野市・総社市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・真庭市・和気町・早島町・久米南町・美咲町・吉備中央町の八市五町の市長・町長が出席して岡山連携中枢都市圏連携協約の締結式を行うとともに、本市と岡山市の間で連携協約を締結した。二〇一七年三月には、八市五町が岡山連携中枢都市圏ビジョンを策定した。その後、二〇二二（令和四）年三月、二〇二三年三月に変更連携協約を締結し

ている。

二〇二三年三月に策定された第二期岡山連携中枢都市圏ビジョンでは、玉野市が加わる連携の取り組みとして次のようなものが挙げられている。

・圏域全体の経済成長のけん引…スタートアップ企業支援、中小企業の経営健全化・人材確保等支援、圏域内周遊に向けた観光資源発信、アートイベントの連携による情報発信
・高次の都市機能の集積・強化…市街地再開発事業の促進、JRの利用促進と駅機能強化
・圏域全体の生活関連機能サービスの向上…学校教育に関する情報共有、夜間中学設置の検討・準備・運営、ESD（持続可能な開発のための教育）実践、岡山芸術創造劇場を活用した文化連携、文学によるまちづくり推進事業、トップスポーツチームの支援、有害鳥獣対策研究、風水害対応力の向上、市民協働事業の推進（災害ボランティア）、ごみ焼却処理相互支援、瀬戸内の海洋保全、気候変動対策、路線バス等生活交通の維持・確保、移住促進連携、公共施設の相互利用の仕組み構築、市民協働事業の推進、外部専門人材の活用、人事交流・育成、圏域データ等の活用、パートナーシップ宣誓制度の導入促進及び都市間相互利用、行政サービス提供機能の最適化、公共施設の質・量の適正化に向けた仕組み構築

これらのうち公共施設の相互利用については、二〇一六年度に玉野市、岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、久米南町、美咲町、吉備中央町の一〇市町により岡山連携中枢都市圏公共施設最適化研究会が設置された。二〇一九年度から、圏域内の小学生にパスポートを配布し、入場時に提示することで指定施設を無料で利用できる「子どもパスポート事業」を開始した。

5 周年事業

玉野市は一九四〇（昭和十五）年八月三日に、宇野町と日比町が合併して誕生した。一九六〇年の市制二〇周年は、完成したばかりの市民会館で盛大に記念式典を催した。

市制三〇周年　一九七〇（昭和四十五）年の市制三〇周年では、記念事業として玉野市民憲章・市の花・市の木が制定された（第二編第一節参照）。市の花にはつつじ、市の木にはばべ（標準和名はうばめがし）が選ばれた。公募により決定した市民の歌「明るい玉野」と新玉野おどり「花咲く玉野」をクラウンレコードで制作。いずれも米山正夫作曲で、「明るい玉野」は本県出身の歌手花ひとえ、「花咲く



市制30周年記念（新玉野おどり）（三井グラウンド）

玉野」は水前寺清子が歌った。八月三日に記念式典が行われ、表彰などの後、アトラクションでは新玉野おどりが披露された。

市制四〇周年　一九八〇（昭和五十五）年の市制四〇周年は、記念事業の一環として長野県岡谷市との姉妹都市提携が結ばれた。十月一日に催された記念式典には林泰章岡谷市長も招かれ、挨拶を行った。記念行事としては、市民スポーツ大会、みなおそう玉野名産展、みなおそう玉野写真展などが行われた。

市制五〇周年　一九九〇（平成二）年の市制五〇周年式典は八月三日に催され、同日から九日までを五〇周年記念週間として、在泊艦船一斉礼笛、姉妹都市バレーボール大会などが行われた。十月十六日から二十一日までは生涯学習フェアとして、女性フォーラムやＮＨＫ公開セミナーなどが実施された。

市制五五周年　一九九五（平成七）年の市制五五周年は八月三日に記念式典が催され、杉本通雄元市長が名誉市民に推戴された。

市制六〇周年　二〇〇〇（平成十二）年の市制六〇周年は、八月五日に記念式典が催され、翌六日には六〇周年に合わせて整備された深山公園イギリス庭園の完成イベントが行われた。このほか、ロゴマークの制定、南極観測艦しらせの一般公開、園児・児童・生徒絵画展などが行われた。

市制七〇周年　二〇一〇（平成二十二）年に市制七〇周年を迎えるにあたり、前年四月に庁内組織として市制七〇周年記念事業計画推進委員会を設置した。市民からもアイデアを募り、二〇一〇年度の一般会計予算に記念事業関連で二四七七万円を計上した。記念式典は八月一日に催され、記念特別表彰などを行った。記念行事としては、まず本市出身の漫画家いしいひさいちさんによる人気キャラクター「ののちゃん」を市のイメージキャラクター化したことが挙げられる（詳細は本節三「4シティプロモーション」参照）。また、二〇〇二年、二〇〇八年に続いて三回目の子ども議会を八月に開催した。

市制八〇周年　二〇二〇（令和二）年に市制八〇周年を迎えるに際して、市がキャッチコピーを公募したところ、一二二六の作品が寄せられた。その中から最優秀賞に選ばれたのは、本市民の作品「たまたまたまのを、またまたたまのに。」であった。記念式典は八月二日に行われる予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて延期され、結局翌年も開催できず中止となった。功労者特別表彰は二〇二一年八月の自治功労者表彰時に表彰し、その他の表彰者へは賞状と記念品を郵送した。また、記念行事として予定されていた姉妹都市等招待事業や、



市制70周年記念式典

シーバス一日無料乗車・渋川マリン水族館一日無料入館・深山イギリス庭園無料開放、オリジナル絵本製作は中止となり、市民コンサートはゲスト奏者なしで実施された。

6 事務・権限の移譲

一九八一年度 岡山県の行政改革の一環として、県から市町村への事務の移譲が進められることになり、県と市長会・町村長会等との協議を経て対象となる事務が決定された。一九八一（昭和五十六）年度より、許可や登録の権限が県知事から市長に移されたのは、次の事務である。

▽有害鳥獣の駆除の許可 ▽鳥獣飼養の許可 ▽キジ類及びヤマドリの販売許可 ▽森林施業に伴う立入調査等の許可 ▽米飯提供業者の登録 ▽精糖業者の登録 ▽主要食糧小売販売業者の登録 ▽補装具の交付、修理等の決定 ▽商店街振興組合の設立（合併、定款変更）の認可等

一九八六年度 一九八六年四月にも、次の事務が岡山県から玉野市に移譲された。

▽へい獣処理場以外でのへい獣処理の許可業務 ▽道路等、公共の場所にある所有者不明の犬やねこの死体の収容処理業務 ▽有害鳥獣（ドバト、サルを追加）捕獲許可証の交付業務 ▽災害救助の実施 ▽法定外公共用財産の用途変更及び立入、境界確定業務 ▽養護老人ホーム等の設置認可等

二〇〇六年度 二〇〇六（平成十八）年四月一日から、地方分権改革の一環として岡山県の業務の一部を玉野市が行うことになった。以下の業務の担当窓口が県から市に変わった。

・保健分野…未熟児の訪問指導及び養育医療に関する業務
・福祉分野…定員三〇人未満の介護専用型特定施設に係る有料老人ホームの設置届出受理等、身体障害者相談員、知的障害者相談員の委託
・商工業分野…電気用品販売事業者等に関する報告徴収等、電気用品販売事業者に対する立入検査等、商工会議所の定款変更認可等
・農業分野…耕地目的の権利移動の許可、土地改良区等における換地計画に関する事務、土地改良区の定款等に関する事務、土地改良区の監督に関する事務、土地改良区等における事業計画の適否決定及び認可
・自然分野…鳥獣の保護及び狩猟の適正化
・下水分野…児島湖流域におけるディスポーザーの販売中止等の措置の勧告
・その他の分野…煙火（花火）に関する火薬類の消費許可等、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく業務

また二〇〇四年の旅券法改正によって旅券事務の県から市町村への移譲が可能になり、本市でも二〇〇六年十月からパスポートの申請・受取窓口を市役所内に設置した。

二〇〇七年度 四月一日から、以下の業務の担当窓口が県から市に変わった。

・環境分野…個人墓地の経営許可等
・福祉分野…数に増減を生じない民生委員協議会の区域の選

定、地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等、地域密着型サービスとなる軽費老人ホーム等の設置届出等

・農林業分野…農地転用の許可、農地貸借契約の解約等の許可、農用地区域内における開発行為の許可、保安林内の立木伐採等の届出等

・まちづくり分野…都市計画法に係る開発行為の許可等、優良な宅地の造成等の認定、宅地造成に係る工事の許可等、屋外広告物の許可・違反広告物の除去等、都市計画施設区域内における建築行為の許可等

7 行政評価

二〇〇二（平成十四）年四月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）が施行された。同法は国の行政機関を対象とするものであるが、これに伴って地方公共団体でも、行政改革の一環として行政評価の仕組みを導入し、客観的な評価結果を予算や事業の見直しにつなげようとする動きが活発化していった。

本市でも、経常経費削減、職員数削減などの従来の行政改革手法では財政状況の悪化に対応できないことや、従来から行っている事務・事業を見直し、目的を達成した事業の廃止、より効果的な事業への移行など、一層効率的な行政運営を行い、新たな行政需要に対応できる体制が必要であったことを背景に、二〇〇二年度からスタートした第四次行政改革大綱の中に行政評価の導入を盛り込んだ。同年度に行政評価システム検討プロジェクトチームを立ち上げて、事務事業評価の検討・試行を実施。二〇〇三年度には全課長・係長を対象に事務事業評価を含む行政評価の必要性に関する研修を実施した後、二〇〇四年度当初予算編成から導入する事業別予算及び、事務事業評価の基礎となる各課の業務内容を一覧にした事務事業一覧表の作成を行い、事務事業評価がスタートした。各部で一次評価を行った後、三役と関係部長による二次評価を行い、その結果を事業別予算の編成に反映させる仕組みであった。

また二〇〇四年度には、政策施策評価を開始した。施策のまとまりを明確にするため、目的体系を作成してそれぞれの事務事業を目的ごとに分類して体系化。その上で同様に一次評価と二次評価を行った。二〇〇六年度には、新たな総合計画の策定と連動して、全ての施策を評価した。

二〇〇八年度には、八名の公募委員で構成する市民評価委員会を設置し、市民視点での外部評価の仕組みを確立した。二〇一〇年度には公募委員の改選を行うとともに、より効率的・効果的な評価を行えるよう評価対象事業の範囲を絞り込んだ。二〇一二年度には市民評価委員会を廃止し、それに代わる外部評価の手法として、無作為抽出した市民に対するアンケート形式での評価を導入した。内部評価についても大幅に見直し、予算編成とより密接に連動させるようにした。二〇一三年度からは、行政評価制度を①総合計画の進捗管理、②真に必要な事務事業の選別、という二つの役割を担うものとして位置づけた。

二〇一七・二〇一八年度の二年間は、学識者等で構成する事業評価委員と市民評価委員による公開事業評価が行われた。二〇一八年度の公開事業評価では、行財政改革大綱に位置づけた取組項目から、より市民の興味・関心が深いものといった視点を重視し、事業評価委員と協議した上で対象の取組を決定した。公開の場で市職員から説明を行い、ヒアリング及び事業評価委員同士での討論を経て評価を行った。また、市民評価委員は、公開の場での討論等を傍聴した上で、事業評価委員とともにアンケート形式にて評価を行った。評価結果に拘束力はないが、市は事業を検討する上での重要な基礎情報として取り扱うこととした。

8 コンプライアンス条例

二〇一三（平成二十五）年三月の市議会定例会に玉野市コンプライアンス条例が提案され、可決成立した。コンプライアンスは、一般的には「法令遵守」と訳されている。本条例では、職員が法令を守ることはもちろんのこと、高い倫理観に基づき、公平かつ公正で、誠実な行動をとることを意味する。そのような職員の倫理を確立することで、不正行為の発生を未然に防止し、市民に信頼される市政を実現することを目的とする。

本条例では次のことを規定している。

・職員の倫理原則…職員による不正を未然に防止し、公正に職務を行うためのよりどころとなる倫理原則や禁止行為、管理監督者等の責務など。

・公益通報制度…市民や職員が市の組織内で行われている法令や公益に違反する行為を発見した際に、市や市の外部組織に通報するための手続きと対応方法、通報者の保護など。

・不正な働きかけ行為への対応…職員に対し正当な理由なく特定の個人・団体に対して有利又は不利な取り扱いを迫るなど、職員が公正に職務を行うことを妨げる行為への組織的な対応など。

二 計画

1 総合計画

沿革 本市の長期総合計画としては、一九五九（昭和三十四）年から一九六八年までの一〇年間を計画期間とする新市建設計画が最初のものである。一九五三年に山田村、一九五四年に荘内村、一九五五年に八浜町を編入し、新たな行政区域を含めた将来構想を描く必要があった。

一九六五年三月には、社会経済情勢の変化に対応するため、玉野市地域開発構想（試案）を発表し、新市建設計画の補正を図ろうとした。そして、新市建設計画が終了する一九六八年度に、井上澄雄市長のもとで新たな計画の策定作業が進められ、年度末に「市勢振興計画　基本構想」がまとめられた。

その直後となる一九六九年四月に地方自治法が改正され、市町村は議会の議決により「その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を策定することが義務づ

けられた。

これを受けて本市は、市勢振興計画を改定する形で新たな総合計画の策定に着手し、一九七三年三月の市議会定例会での議決を経て「玉野市総合計画」（第一次）を策定した。総論、基本構想、基本計画という三編で構成される計画であり、一九八五年を目標年としていた。

その後、一九七四年三月に東児町を編入したほか、社会的にも石油ショックなどの情勢急変があり、計画を見直す必要性が高まった。そこで、玉野市行財政対策研究会の答申を踏まえ、一九七七年三月に議会の議決を経て「新玉野市総合計画」（第二次）を策定した。

同計画は一九八五年度を目標年度としていたが、一九八〇年三月、瀬戸大橋架橋後の都市づくり構想がまとめられ、一九七七年十月に就任した杉本通雄市長は、この構想をベースに市民生活優先の新しいまちづくりを進める方針を打ち出した。これに伴い、一九八一年三月に「新玉野市総合計画」（第三次）が策定された。基本構想の計画期間を一九九〇年度までの一〇か年、前期基本計画の期間を一九八五年度までの五か年とする計画であった。

そして、前期基本計画の最終年度に市民参加による新しい総合計画づくりが行われ、一九八六年三月に「新玉野市総合計画」（第四次）が策定された。第三次計画と同様、基本構想は一〇か年、基本計画は五か年の計画であった。さらに一九九〇（平成二）年三月には、「新玉野市総合計画」（第五次）を策定した。

一九九三年十月に山根敬則市長が就任し、一九九五年三月に新たな総合計画として「玉野市まちづくり総合計画」が策定された。基本構想の目標年度を二〇一〇年度に置いた一六年間の長期計画であった（基本計画の期間は六年）。そして、基本計画の終了とともに二〇〇一年三月、新基本計画を策定した。

二〇〇五年十月に、黒田晋市長が就任。基本構想の策定から一〇年以上が経過し、計画と市の現状の開きが大きくなりつつあったことから、新たな計画の策定に乗り出した。そして二〇〇七年三月、「みんなで築くたまのプラン　玉野市総合計画」が策定された。二〇一六年度を目標年度とする一〇年の計画である。二〇一二年三月には、同計画の後期基本計画が策定されている。

それに先立つ二〇一一年五月には地方自治法が改正され、基本構想の策定義務が外れた。ただしこれは、長期的視点に立った計画的な行政運営の必要性を軽視するものではなく、あくまで地方分権改革の一環として総合計画についても自治体の主体性を尊重する趣旨である。本市でも、「玉野市議会の議決すべき事件を定める条例」の第二条で、総合計画基本構想及び基本計画を議決事件としており、引き続き総合計画を策定することが求められていた。

しかしながら、二〇一七年三月に現行総合計画の基本構想及び後期基本計画の計画期間が終了しても、直ちに策定作業が始まることはなかった。この点について当時の政策財政部長は、同年の市議会九月定例会での一般質問に対し、次のように答え

ている。

「他自治体の事例において、首長の任期と総合計画の期間との整合が図れていないことで、首長の交代などに伴い期間満了前に計画の休止や変更といった事態に陥るケースが見受けられておりました。これらを踏まえ、総合計画の期間は、首長の任期との整合性を図ることが望ましいと考え、（中略）次期計画の策定につきましては、次期首長の就任後から着手する予定としております」

黒田市長は二〇一七年十月に四選を果たし、翌二〇一八年五月から幹部職員で構成する玉野市総合計画策定委員会が動き出した。また、学識経験者や市民で構成する玉野市総合計画策定検討会での議論や、多様な市民参加の手法を通じて得た声も踏まえながら、二〇一九年三月に「玉野市総合計画」を策定した。基本構想の計画期間は、二〇二六（令和八）年度までの八年間となった。

市勢振興計画・基本構想（一九六九年）　一九六九（昭和四十四）年度から一九七五年度までの七か年計画である。前述の新市建設計画が策定された後、さまざまな社会経済環境の変化があった。県南七市二六町村が新産業都市建設促進法に基づく指定を受けたこと、倉敷市・児島市・玉島市の三市、岡山市・西大寺市の二市がそれぞれ合併したこと、国が新全国総合開発計画を発表したことなどである。こうした状況の変化を踏まえて、本計画では開発の基本的方針を次のように打ち出した。

・地域開発…①港湾の整備・拡大と関連企業の育成、②都市間連絡道路網の整備、③観光・レクリエーション・休養地の整備

・社会開発…多様化する公共需要に対応した施設整備と幅広いサービスの提供

玉野市総合計画（第一次　一九七三年）　一九七三（昭和四十八）年度から一九八五年度までの一三か年計画である。目指す都市像として、次の四点を掲げた。①健康で、明るく住みよい福祉都市、②人間性豊かな教育文化都市、③海に伸びる港湾工業都市、④太陽と緑につつまれた観光レクリエーション都市。

施策の大綱では、幹線道路用地・公園用地などを含めた公共用地の優先的確保、宇野港国鉄専用埠頭の再開発、宇野線の輸送力増強、全家庭水洗化の促進、区画整理の推進、市民病院の拡充整備などを重点事項として挙げている。

新玉野市総合計画（第二次　一九七七年）　一九七七（昭和五十二）年度から一九八五年度までの九か年計画である。前計画の策定から四年しか経過していないが、その間に東児町の編入、石油ショックなど内外の大きな環境変化があり、財政計画の見直しとそれに伴う主要事業の調整が必要となったことから、新たな計画を策定したものである。

将来都市像を「魅力にみちた生きがいのある都市」として、これを実現するための四つの基本方針を次のように掲げた。①健康で、明るく住みよい福祉社会をめざす。②教育を高め、豊かな人間形成をめざす。③調和のとれた産業の振興をめざす。④太陽と緑につつまれた観光・レクリエーション都市をめざす。

基本的施策の方向では、築港・宇野排水区、玉排水区、和田排水区、日比排水区の公共下水道施設を順次整備すること、瀬戸大橋架橋に伴い岡山県南の基幹交通路線への円滑な連絡道路網を整備することなどを列挙している。

瀬戸大橋架橋後の都市づくり構想（一九八〇年）　瀬戸大橋の架橋による交通・輸送体系の変革と基幹産業の長期不況による地域経済の低迷は、本市の社会構造や産業構造に直接・間接に大きく影響する問題であった。瀬戸大橋架橋後の都市づくり構想は、こうした問題を背景に策定されたものであり、中国・四国地域の一体的な開発への期待といった架橋によるメリットを最大限に受け止め、長期的展望に立って地域社会のビジョンを樹立することを目的としていた。構想期間は一九八〇（昭和五十五）年を初年度とし、一九九〇年度を目標年度とする一一か年のものであった。「港湾開発」を市の中心課題として位置づけ、宇野港の宇野、日比、田井の三地区を各々機能分担させるべく再編整備を進めることを柱としていた。

本構想では「明日の明るく住みよい玉野市への四つのテーマ」として次の四点を挙げていた。

①よみがえる瀬戸内海の臨海工業都市
②地場産業と結びついた物流門戸としての港湾都市
③海を生かし人間の向上につながる海洋性文教都市
④レクリエーション・観光の躍動と憩いの健康都市

新玉野市総合計画（第三次　一九八一年）　基本構想は一九八一（昭和五十六）年から一九九〇年度までの一〇か年計画、前期基本計画は一九八五年度までの五か年計画である。「瀬戸大橋架橋に伴う交通輸送体系の再編、整備並びに基幹産業の構造的不況の克服、すなわち、架橋後の豊かな都市づくり並びに産業構成の均整化をベースとして、新しい玉野のまちづくりの方向を定める必要」があるとして、新たな計画を策定した。

将来都市像を「生きがいのある快適な都市」と設定し、またその実現のための目標として①健康で明るく住みよい福祉のまちづくり～健康・福祉都市、②調和のとれた活力ある産業のまちづくり～産業・港湾都市、③明日への向上をめざす文教と観光・レクレのまちづくり～文教・観光都市、の三点を掲げた。施策の大綱では、それぞれの目標ごとに施策の方向性を示している。

新玉野市総合計画（第四次　一九八六年）　基本構想は一九八六（昭和六十一）年度から一九九五年度までの一〇か年計画、基本計画は一九九〇年度までの五か年計画である。策定にあたっては、市民アンケートの実施、新玉野市総合計画策定懇談会の開催といった市民参加の手法を取り入れた。将来都市像、都市目標、施策の大綱はほぼ第三次の計画を受け継ぐとともに、構想実現の方策として①市民参加と市民合意、②実施計画の策定、③広域行政の推進、④財源の確保、の四点を挙げている。

新玉野市総合計画（第五次　一九九〇年）　一九九〇（平成二）年度から一九九九年度までの一〇か年計画である。前計画における人口指標に比べて実績値が大きく下回ったこと、予想以上

のスピードで高齢化が進んでいることなどが、新しい計画の策定の背景にあった。将来都市像は前計画を引き継ぎ、基本目標については次のように見直した。①心のふれあう連帯感豊かなまちづくり（和づくりの場）、②安全で快適な住みやすいまちづくり（住む場）、③健康で明るい生きがいのあるまちづくり（くつろぐ場）、④地域社会と調和した活力ある産業のまちづくり（働く場）、⑤豊かな心が育つ香り高い文化のまちづくり（学ぶ場）。

玉野市まちづくり総合計画（一九九五年） 山根敬則市長のもとでつくられた初めての総合計画で、基本構想は一九九五（平成七）年度から二〇一〇年度までの一六か年計画、基本計画は二〇〇〇年度までの六か年計画である。将来都市像として「豊かさが実感できる都市（まち）」を掲げ、基本政策として次の八点を掲げる。①快適で魅力あるまちづくり、②にぎわいのある港まちづくり、③自然をいかした交流のまちづくり、④憩いと安らぎのあるまちづくり、⑤活力にあふれた豊かなまちづくり、⑥明るく健康なまちづくり、⑦文化と潤いのあるまちづくり、⑧ふれあいのあるまちづくり。

また、新規重点政策として地域政策、人口政策、福祉政策、観光・レクリエーション政策の四点を挙げ、地域政策については次の五地区に分けて施策の方向性やリーディング・プロジェクトを示しているのが大きな特徴である。①東地域＝東児・山田地区、②西北地域＝八浜・荘内地区、③北央地域＝田井・築港・宇野地区、④南央地域＝玉・奥玉・玉原地区、⑤南地域＝和田・日比・渋川地区。

玉野市まちづくり総合計画・新基本計画（二〇〇一年） 二〇〇一（平成十三）年度から二〇〇五年度までの五か年計画である。新基本計画とあるように、一九九五年度からスタートした基本構想をそのまま引き継ぎ、前期の基本計画期間が終了するのに伴って新たな基本計画を策定したものである。本基本計画では、市民アンケートの結果も踏まえて前基本計画の評価を体系的に行っている点が特筆される。

そのうえで、今後五年間において重点的に取り組むべき課題を次のように示している。①人口の回復、増加に向けた施策の展開、②保健・医療・福祉政策の充実、③都市のにぎわいや魅力の向上、④ＩＴ関連分野への取り組みの強化、⑤市内の雇用力の強化、⑥玉野市の良さをアピールする施策の充実、⑦自然環境や地球環境への配慮、⑧整備された既存施設や資源をいかすソフト施策の充実。

みんなで築くたまのプラン～玉野市総合計画（二〇〇七年） 黒田晋市長が就任して初めての総合計画で、基本構想は二〇〇七（平成十九）年度から二〇一六年度までの一〇か年計画、前期基本計画は二〇一一年度までの五か年計画である。策定に際しては、中央公民館及び各市民センター単位で地域懇談会を開催し、各地域におけるまちづくりの方向性などを議論した。その成果を踏まえ、計画でも一〇地域ごとに現状と課題、必要施策、将来像をまとめている。

本市全体の将来都市像は、「安心・活力・支えあい～みんな

で築く自立都市」とした。施策体系は次のとおりである。

①住み心地のよい活気あるまち…快適で暮らしやすいまちづくり（生活基盤の整備）／美しい環境を守るまちづくり（環境の保全）／活気あるいきいきとしたまちづくり（産業の振興）

②健やかで安全・安心に暮らせるまち…安全で災害に強いまちづくり（安全の向上）／安心して生活できるまちづくり（福祉の充実）／元気のある健康なまちづくり（保健・医療の充実）

③豊かな心をはぐくむまち…生きがいに満ちた豊かなまちづくり（文化の醸成）／心豊かな人をはぐくむまちづくり（教育の充実）

④市民が主役で築くまち…市民参加のまちづくり（市民参加）／効果的・効率的な行財政運営（地域経営）

基本計画では、観光入込客数やコミュニティバス利用者数などのように、施策ごとに数値目標を明示しているのが新しい試みである。

みんなで築くたまのプラン～玉野市総合計画・後期基本計画（二〇一二年）　二〇〇七（平成十九）年度からスタートした総合計画の後期基本計画で、二〇一二年度から二〇一六年度までの五か年計画である。前期基本計画で掲げられた一〇の政策と四三の施策について、目標達成状況と市民からの評価により詳細に検証を行っている。後期基本計画では、その検証結果をもとに各施策の現況と課題、基本方針、今後の主な取り組みを整理している。

玉野市総合計画（二〇一九年）　基本構想は二〇一九（令和元）年度から二〇二六年度までの八か年計画、前期基本計画は二〇二二年度までの四か年計画である。策定にあたっては、市民二〇〇〇人を抽出してのアンケート調査や一一か所での地域懇談会のほか、二〇～三〇代の若者世代を対象とするワークショップも実施した。

将来都市像は、「瀬戸内に輝く　市民が誇れるまち～たまのからはじまり未来へつなぐ」。また、次のように三つの基本理念を掲げた。①活力・快適～住み心地のよい活気あるまち、②安全・安心～健やかで安全・安心に暮らせるまち、③人・つながり～心豊かな人をはぐくみ支え合うまち。施策大綱は次のとおりである。

①住み心地のよい活気あるまち…政策1　都市機能が充実したまち／政策2　快適な市民生活を支えるまち／政策3　活気ある生き生きとしたまち

②健やかで安全・安心に暮らせるまち…政策4　安全で災害に強いまち／政策5　住み慣れた地域で生活できるまち／政策6　元気のある健康なまち

③心豊かな人をはぐくみ支え合うまち…政策7　生きがいに満ちた豊かなまち／政策8　安心して子育てできるまち／政策9　多様な主体で築くまち

④行政経営…政策10　戦略的な行財政運営

基本計画では、三九の施策ごとに指標と目標値を示すとともに、現況と課題、基本方針、今後の主な取り組みをまとめてい

る。

2 まち・ひと・しごと総合戦略

地方創生　二〇一二（平成二十四）年十二月に誕生した第二次安倍内閣は、地方創生を政策の柱の一つに位置づけた。少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指すものである。

二〇一四年十二月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各自治体が地方創生を目指し自ら戦略を策定・実行していくことを求めるとともに、その取り組みを国が積極的に支援していくことをうたった。また同戦略では、次のような「まち・ひと・しごと創生」政策五原則を掲げている。▽自立性…構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につなげる。▽将来性…地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。▽地域性…各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。▽直接性…最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。▽結果重視…PDCAメカニズムのもと具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

たまの創生総合戦略　国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、岡山県の「岡山県人口ビジョン」及び「おかやま創生総合戦略」を勘案しつつ、二〇一六（平成二十八）年一月に「たまの長期人口ビジョン」及び「たまの創生総合戦略」を策定した（人口ビジョンについては第二編第三章参照）。総合戦略は、人口ビジョンで掲げた将来展望を実現するため、重点的に取り組むべき施策の方向性を示したもので、二〇一五年度から二〇一九年度までの五か年計画とした。「雇用創出」「移住・定住」「結婚・出産・子育て」「まちづくり・地域間連携」の四つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに5年後の実現すべき成果に係る数値目標を設定した。また、基本目標ごとに講ずべき施策の基本的方向と具体的な施策を記載し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標）を設定した。総合戦略の点検評価にあたっては、設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果の検証が行われ、検証結果に基づき施策展開の方針等の見直しが図られた。

たまの版生涯活躍のまち基本計画　たまの創生総合戦略に基づく取り組みの一環として、本市の強みである「アート」「海・港・船」「ものづくりのまち」といった地域資源を生かして本市への人の流れや仕事づくりを目指すため、二〇一七（平成二十九）年三月に「たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）基本構想～若者が軸となる生涯活躍推進のまち」を取りまとめた。

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想は、多世代にわたる地域住民が互いに交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるまちづくりを推進しようとする考え方である。国の構想では高齢者の地方

への移住を促進することが中心であったが、本市ではこの考え方に若者の活躍という視点を加えた。そして二〇一八年三月には、基本構想を具現化するため「たまの版生涯活躍のまち（CRsea）基本計画」を策定した。

計画では、次のように五つの基本方針を掲げている。①「たまのオリジナル」を活用し、玉野らしさを追求する、②若者が軸となる新たなまちづくりを実践する、③市全域での効果の拡大を図る、④誰もが安心して暮らせる地域共生社会の推進を図る、⑤事業推進主体を中心とし、官民連携により構想を推進する。

また、たまの版生涯活躍のまちが発揮する機能として、次の六点を挙げている。①ローカルブランディング創出機能、②ヘルスケアサービス開発機能、③地方創生人財育成支援機能、④交流推進機能、⑤医療介護支援機能、⑥移住支援機能。そして、この六つの機能ごとに具体的な取り組みの例を列挙している。例えば、体験型観光コンテンツに関する情報発信と予約販売の仕組みの構築、ヘルスツーリズム認証基本プログラムの開発、たまの海を活用した健康アクティビティの開発などである。

第二期たまの創生総合戦略　二〇二一（令和三）年三月、国の第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略（二〇二〇年）等を勘案しつつ、第二期人口ビジョン及び第二期たまの創生総合戦略を策定した。

総合戦略では、四つの基本目標を継承するとともに、施策については、特に若い世代の転出抑制やUターン促進、子育て世代の定住促進につながる取り組みを重点的に掲げた。

三　広報広聴

1 ■広報誌

「広報たまの」は、当初「報道たまの」として、市制一〇周年を迎えた一九五〇（昭和二十五）年十一月に創刊された。当時はタブロイド判四ページで、太田尚衛市長による巻頭言にはこんな言葉がある。

「およそ市政に関する限り、それがよいことであろうが、悪いことであろうが、重要と思われる事柄は、すべてそのまま、率直にまた迅速に市民全般にお知らせし、そしてその反響に耳を澄まし、市民と共に、市民のために、一層よりよき政治をやっていきたいものである。」（一部現代仮名づかいに修正）

一九五八年八月五



広報たまの

日号から「広報たまの」に名称を変更し、市制六〇周年の二〇〇〇（平成十二）年十二月号で一〇〇〇号の節目を迎えた。二〇〇九年八月号からは、文字を大きくするとともに、高齢者や色覚障害のある人に配慮した、見やすい色に変更した。また、二〇二四（令和六）年五月号からは、メールアドレスや英数字などが読みやすくなるよう、これまでの縦書き・右開きから横書き・左開きに変更した。二〇二五年五月号からはさらに読みやすさを重視し、ページ数を増やして行間を広げ、フルカラー印刷となった。

2 ホームページ・SNS

ホームページ　玉野市の公式ウェブサイトが開設されたのは、一九九七（平成九）年三月のことである。以来、適宜リニューアルを行いながら内容及びビジュアルの充実に努めてきた。二〇〇五年四月には、より見やすくより探しやすいようにリニューアルされた。またこのとき、携帯電話（iモード・ボーダフォンライブ！・EZweb共通）から市のホームページのアドレスを入力することで、携帯電話からも市のホームページを見ることができるようになった。

二〇〇八年一月にも、より見やすく、より利用しやすく、より探しやすいデザインに変更した。具体的には、くらしの分類に「ライフサイクル」を追加したほか、「市民センター」「市民参加」メニューを追加した。

近年では二〇一九年四月に大規模なリニューアルを実施している。そのポイントは次の三点であった。

①市民の生命、財産を第一に守る…災害などに関わる情報は「重要なお知らせ」として目立つようにした。

②探しやすくなる…キーワード検索を大きくし、検索方法を増やした。

③旬な情報を届ける…行政情報はもちろん、イベントなどの最新の情報を迅速に掲載するようにした。

メールマガジン　メールマガジンは略してメルマガとも呼ばれ、パソコンや携帯電話のEメール機能を利用して受信できる雑誌のことである。読者が登録することで、定期的にメールを通じて情報が送られてくる。本市がメルマガを創刊したのは二



玉野市ホームページ

〇〇四（平成十六）年一月で、登録は無料。

メールマガジンで提供する情報としては、当初は次のようなものがあった。玉野市ホームページ新着情報、子育て支援情報、防災情報、障害者支援情報、不審者情報、アレルギー対策情報。現在は、防災情報メールマガジン、子育て支援メールマガジン、アレルギー対策情報メールマガジンの三種類がある。

フェイスブック　フェイスブックは実名登録制が特徴のＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で、本市では二〇一一（平成二十三）年十月に公式フェイスブックページを開設した。市のイベントや行事、市からのお知らせなどを随時発信している。

エックス（旧ツイッター）　エックス（旧ツイッター）は短い文章を投稿するのに適したＳＮＳで、本市は二〇一一（平成二十三）年十一月に公式アカウントを取得し、発信を始めた。基本的には文字数の制限があるので、フェイスブックと同じ内容を簡潔に掲載している。二〇二三年七月、名称がツイッターからエックス（Ｘ）に変更された。

インスタグラム　二〇一八（平成三十）年一月に玉野市公式インスタグラムを開始した。インスタグラムは無料の写真・動画共有ＳＮＳで、特に若者世代が活発に利用している。本市もインスタグラムを通じて、たまの魅力を全国、さらには全世界に届けたいとの思いで、イベントや玉野ならではの風景などの写真をアップしている。

ユーチューブ　ユーチューブは、ユーザーが動画を投稿・閲覧・共有できる世界的な動画共有プラットフォームで、個人や企業がチャンネルを持ち、エンターテイメント、教育、ニュースなど多様なジャンルの動画を投稿している。本市では二〇一二（平成二十四）年一月から公式ユーチューブチャンネルを開設し、本市制作の観光ＰＲ動画や子育て動画などを配信している。

ライン　ラインは、チャット、音声通話、ビデオ通話などができる、日本で広く普及している無料のコミュニケーションアプリで、本市では二〇二二（令和四）年七月から公式ラインアカウントを開設し、イベント情報や市の取組などを配信している。

3 情報公開・個人情報保護

情報公開制度　玉野市情報公開条例が二〇〇〇（平成十二）年四月一日に施行され、情報公開制度がスタートした。条例には市民の知る権利が明記され、市が保有する行政文書は市民の請求に応じて公開することが原則とされた。

制度は、①原則公開、②プライバシーの保護、③わかりやすく利用しやすい制度、④公正で迅速な救済制度、⑤制度の適正な活用の五つの基本理念に基づいて運用されており、不開示等の決定に対しては第三者機関の不服審査会による審査を経て不服申立ができる。

図表3－1－4は情報公開請求の実績推移を示している。請求件数は概ね増加傾向にあり、二〇二〇（令和二）年度以降は年間一〇〇件を超えている。部分開示が多く、不開示は〇～五

図表３－１－４　情報公開請求の実績推移

単位：件

年　度		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
請求件数	合　計	9	8	11	14	18	31	19	38	28	34	57	54
	開　示	7	4	8	5	12	11	12	20	14	12	17	16
	部分開示	0	3	1	8	6	18	5	16	14	19	40	28
	不開示	1	1	1	0	0	2	1	1	0	3	0	5
	取下げ	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	5
審査請求（不服申立て）		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

年　度		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
請求件数	合　計	62	69	84	42	45	49	70	72	101	121	135	120
	開　示	15	16	9	13	12	7	22	13	22	12	18	8
	部分開示	41	50	72	27	32	38	48	58	73	104	115	107
	不開示	1	2	1	1	0	2	0	1	4	0	1	5
	取下げ	5	1	2	1	1	2	0	0	2	5	1	0
審査請求（不服申立て）		0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0

図表３－１－５　個人情報保護制度の利用実績推移

単位：件

年　度		2001	2002	2003	2004	2005	2006			2007	2008	2009	2010	2011
開示請求	合計	5	1	1	1	4	3	開催会議	合計	70	55	47	37	35
	開示	4	1	1	1	4	3		公開	37	38	32	18	18
	部分開示	0	0	0	0	0	0		非公開	33	17	15	19	17
	不開示	1	0	0	0	0	0	開示請求		0	0	1	0	1
	取下げ	0	0	0	0	0	0							
自己に係る個人情報の訂正又は削除の請求		0	0	0	0	0	0	自己に係る個人情報の訂正又は削除の請求		0	0	0	0	0
自己に係る個人情報の取扱いの是正請求		0	0	0										
不服申し立て		0	0	0	0	0	0	不服申し立て		0	0	0	0	0
介護保険に係る文書開示の請求		76	152	355	384	306	1154	介護保険に係る文書開示の請求		964	1217	830	2055	6

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
開示請求	0	2	4	4	6	6	8	1	6	5	3	1
自己に係る個人情報の訂正又は削除の請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不服申し立て（審査請求）	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
介護保険に係る文書開示の請求	3	4	3	5	4	7	8	7	5	10	9	7

件で推移している。

個人情報保護制度　二〇〇一（平成十三）年十月に玉野市個人情報保護条例が施行され、個人情報保護制度がスタートした。市が収集・保有する個人情報について、自分の個人情報の開示・訂正・利用停止等の請求をする権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを定めた制度である。

その後、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の改正により、二〇二三（令和五）年四月一日から同法の規定が地方公共団体にも一元的に適用されることとなった。これに伴い玉野市個人情報保護条例は廃止され、法の施行に必要な事項を定める玉野市個人情報保護法施行条例が同日付けで施行された。

この一元化によって、各自治体の条例ごとに異なっていた個人情報の保護水準が全国統一の基準に整えられ、市民が居住する自治体にかかわらず、同等の権利保護を受けられる公平な制度となった。

図表3-1-5は個人情報保護制度の利用実績推移を示している。開示請求の件数は一桁台で推移している。なお、「介護保険に係る文書開示の請求」は、ケアマネジャーがケアプランの作成に際して要介護認定関係の情報提供を求めるものである。

4 ■シティプロモーション

玉野市シティプロモーション戦略　平成初期まではマスメディアに向けた情報発信が中心だったが、デジタル化が進み都市間の競争力が問われるようになった二〇一二（平成二十四）年六月、本市は、都市イメージを確立し魅力あるシティセールスを進めるための指針として「玉野市シティセールス戦略」を策定した。戦略における基本方針に「玉野ブランドの確立」「ネットワークの構築」「積極的な情報発信」の三つを掲げ、本市の魅力を効果的・効率的に周知するための各施策を進めてきた。

昨今においては、スマートフォン等の普及によるソーシャルメディアの発展やアプローチすべきターゲットの多様化など、シティプロモーションを取り巻く環境が著しく変化していることから、二〇二五（令和七）年三月、新たに「玉野市シティプロモーション戦略」を策定した。この戦略に基づき、市外に向けた情報発信（アウタープロモーション）と、市民や職員に向けた情報発信（インナープロモーション）を両軸に、メインターゲットを明確に設定した上で、多様な発信媒体を使い分け「来てもらう・関わってもらう」から「住んでもらう」、そして「住み続けてもらう」といった、一連の流れを生み出せるよう、訴求力の高いシティプロモーションに取り組んでいるところである。

テレビCM　市制六〇周年を迎えた二〇〇〇（平成十二）年度から、「知名度アップ広報戦略事業」と銘打って、テレビCMを中心に積極的に市外へ向けた広報を実施するようになった。RNC西日本放送「ズームイン‼サタデー！」（毎週土曜日午前六時～）では、天気予報の背景で本市の名所を紹介した。

イメージキャラクター　本市は二〇一〇（平成二十二）年度、

市制七〇周年を記念してイメージキャラクター作成事業に取り組み、本市出身の漫画家いしいひさいちさんの協力を得て、同氏原作の著作物「ののちゃん」（朝日新聞四コマ漫画）を市のイメージキャラクターと位置づけた。誰にでも親しまれるののちゃんを玉野市のシンボルとして前面に打ち出し、官民協働による積極的な情報発信を通じて市のイメージの確立と知名度の向上を図ろうとするものである。

同年度は、七〇周年記念式典記念品（クリスタル、ペーパーウエイト、手提げ袋）、原動機付自転車オリジナルナンバープレート、たまのええとこ美味もん発見スタンプラリーパンフレットなどにののちゃんが登場した。市内のＮＰＯ法人なども連携し、「ふるさとたまの！ののちゃんの街」というキャッチフレーズにより、玉野市がののちゃんの町であることを市内外に発信している。

二〇一七年八月には、ののちゃんと東児ライダーエイトを玉野市特別住民として登録し、特別住民票を交付した。



ののちゃんデザイン原動機付自転車オリジナルナンバープレート

ＴＭＮ４・８　ＴＭＮ４・８は、イベントなどを通じて玉野市のＰＲを行うため、玉野市役所男性職員五人により二〇一六（平成二十八）年度に結成されたグループである。同年十一月二十三日に開催された道の駅みやま公園まつりでは、ＴＭＮ４・８が出演して玉野市ふるさと納税のＰＲ動画を撮影した。撮影した動画はユーチューブで配信した。

二〇一六年には、地元発祥企業のはるやま商事株式会社から、ＴＭＮ４・８がユニフォームの寄贈を受けた。メンバーは、寄贈された「ストレス対策スーツ」と「ｉ－Ｓｈｉｒｔ」をイベントで着用し、本市の魅力へ更に力を注ぐことになった。また翌年には、市内に工場を構える株式会社ドゥ・ワン・ソーイングからもシャツが贈られた。

二〇一八年には、東京にあるアンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」で「ＴＭＮ４・８カフェ」を二日間限定で開


ＴＭＮ４.８

催。メンバーたちは、大藪みかんを使ったマカロンやトマトクリームスープなどを販売し、多くの客で賑わった。

まちの広報部　玉野の魅力を市内外にPRするため、二〇一八（平成三十）年八月に市役所の若手職員でワーキンググループ「まちの広報部」を立ち上げた。「すみたま」＝「すみたくなるたまの、すみつづけたくなるたまの」をキャッチフレーズに掲げた。

まちの広報部では、玉野市シティセールスアクションプラン～にじ色たまのプランを作成。すでに実施しているものも含め、次のようなアクションプランを実行していくこととした。

①宇野駅にストリートピアノの設置
②王子が岳・渋川でのアクティビティPR動画発信
③創業者支援制度を活用した創業者のインタビュー動画発信
④カップルがたまので楽しめるデートプランの提案
⑤市制八〇周年記念事業インスタグラムフォトコンテスト開催
⑥市内で働く若者に働き方や就活についてのインタビュー動画発信
⑦「若者版広報たまの」の発行
⑧子育て世代に向けたチラシ「ならいごとたまの」「晴れのまちたまの　公園日和」の作成

5 広　聴

「市長と話す日」の会　杉本通雄市長時代に始まった取り組みで、文字どおり市長が市内の各地域団体、住民団体の代表者などと懇談し、市民からの提言を受け止める場となった。

市長への提言　新たな公聴の仕組みとして、一九八六（昭和六十一）年度に「市長への提言」制度が設けられた。「広報たまの」同年七月号に折込の提言はがきに、市の施策に対する建設的な意見や提言を記入し、投函してもらう仕組みである。一か月の応募期間で三〇〇枚の返信があり、件数は四九一件であった。例えば次のような意見・提言が寄せられた。

▽大型船または連絡船を海上ホテルとして利用しては　▽岡山市内で玉野競輪の場外車券を発売しては　▽国道四三〇号線を拡幅・改良すれば、瀬戸大橋への連携と夏場の混雑の緩和が図れる　▽農業の高度化に備えて加茂川上流に多目的ダムを建設しては　▽大学誘致（短大を含む）により学生のまちづくりをしては　▽市立の女子（短期）大学を作り、青少年が定着するよう努力を

市長との懇談会　二〇一〇（平成二十二）年度から「市長まちかど出前トーク」と



「たまののミーティング」の様子

称して始まった。市内在住・在学・在勤の五人以上のグループ・団体による申込があれば、市長が団体の設定した会場へ出向き、本市の現状や方向性などについて説明する。また、団体が希望するテーマに沿って意見交換することもできる。二〇二五（令和七）年現在、「たまのミーティング」と改称して、世代や性別、業種を問わず、幅広く直接対話を行っている。

四　情報化

1 事務・市民サービスの電子化

電算処理の内製化　本市では一九六六（昭和四十一）年に県下市町村で最初に民間委託による電算処理を開始し、効率的な事務処理を進めてきた。その後、コンピュータそのものの性能向上、利用技術の進歩は目覚ましく、あらゆる事務の電算化が可能となってきた。

そこで一九八七年度に、これまでの民間委託による電算処理を改め、本庁舎内にホストコンピュータを導入設置。



庁舎に導入されたホストコンピュータ

関係各課に設備する端末機と結び、主要業務をオンライン処理することにした。これにより、窓口業務の大幅な改善や行政情報の迅速な提供など、事務事業の効率的運営に大きな効果がもたらされた。

住民票・印鑑証明予約　二〇〇〇（平成十二）年十二月から、インターネットによる住民票・印鑑証明予約などのサービスが始まり、家庭のパソコンから気軽に利用できるようになった。予約をすることで、開庁時間外でも市役所の夜間・休日窓口で書類を受け取ることができる。サービス開始当時は、パソコンが無い家庭も多かったため、総合文化センター、生涯学習センター、総合体育館、市民会館、各市民センターなどに情報キオスク端末が設置されていた。

その後、一般家庭に携帯電話やパソコンが急速に普及したことから、二〇〇七年四月からは、キオスク端末の代わりに図書端末（一般の方が利用することができるパソコン）が設置されている。

広域防災システム等の整備　二〇〇三（平成十五）年、玉野市と瀬崎町の共同により、高速大容量の通信が可能な光ファイバー等で両市町内の公共施設をネットワーク化した広域防災システム等を構築した。これにより市内の主要な公共施設や全ての小中学校（石島分校を除く）と市民センターが光ファイバーやケーブルテレビネットワークのブロードバンドと呼ばれる高速大容量の通信回線で結ばれた。構築したシステムは次のとおりである。

・各施設にテレビ会議システムを整備（防災情報システム）
・各施設にインターネット電話を整備（緊急連絡支援システム）
・市立図書館の本が家庭からでも検索・予約できるようになった（教育図書支援システム）。

電子申請　二〇〇五（平成十七）年四月四日から、市県民税所得証明書、住民票記載事項証明書などの手続きが電子申請でできるようになった。その後も、岡山県電子申請システムによる各種申請・届出サービスが充実・強化されていった。現在では、次のような多様な手続きが電子申請で可能になっている。▽職員採用試験の受験申込　▽広報たまの「今月のプレゼント」への応募　▽産後ケア事業の利用申込　▽ハローベビースクール（両親学級）の利用申込　▽たまの出産あんしんタクシーの登録申請　▽水道の使用開始申請　▽市税・各種料金等の口座振替依頼　▽定期予防接種依頼書交付申請　▽公園内行為届出書の提出など

戸籍事務の電算化　一九九四（平成六）年十二月の改正戸籍法施行以後、全国的に戸籍の電算化が進んだ。本市では二〇〇〇年十二月に、岡山市、倉敷市、玉野市の三市で広域行政サービスに対応したシステムを構築するため「岡山県南三市戸籍事務電算化推進協議会」を設立し、三市が導入すべき戸籍情報システム選定などについて検討を行ってきた。

二〇〇四年二月二日に本システムの一部が稼働し、同年六月二十八日の除籍システムの稼働により戸籍事務の電算化が完了した。これにより、戸籍証明の市域を越えた三市間での広域交付事務が可能となった。しかし、二〇二四（令和六）年三月一日に戸籍法の一部を改正する法律が施行され、全国広域戸籍事務が始まったことにより、同年二月末で終了することとなった。

2 住民基本台帳ネットワーク

二〇〇二（平成十四）年八月五日から、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）が一部稼働を開始した。住基ネットは、全国の市区町村の住民基本台帳システムと都道府県・国の指定する情報処理機関を情報通信回線で結び、氏名・性別・生年月日・住所及び住民票コードにより全国共通での本人確認を可能にするネットワークシステムである。

このシステムを運営するため、同月中に市民全員に対して「住民票コード」を通知した。住民票コードは、個人識別のための一一桁の番号である。

二〇〇二年の第一次サービス開始により、これまで国民健康保険や国民年金、児童手当などに関する手続きの際に必要だった住民票の添付を、住基ネットを通じて本人確認することで省略できるようになった。

翌二〇〇三年八月二十五日からは、第二次サービスが開始された。第二次サービスでは、新しく次の三つのサービスが始まった。①転入転出手続きの簡素化、②住民票の写しの広域交付、③住民基本台帳カードの交付

本市ではこのカードの名称を「玉野市民カード」とした。交

付手数料は一〇〇〇円。カード内のICチップに記録されている住民票コードにより、本人確認用カードとして利用することができた。その後、マイナンバーカードの交付開始に伴い、二〇一五年十二月二十八日をもって新規発行が終了し、二〇二五（令和七）年十二月二十八日に有効期限が満了した。

3 マイナンバー

マイナンバーは、個人を識別し個人情報を管理・活用するため、住民票を有する全ての人に交付される一二桁の番号である。行政を効率化し、国民の利便性を高め公平公正な社会を実現するための社会基盤として位置づけられ、二〇一六（平成二十八）年一月から社会保障・税・災害対策の行政手続きでその運用が始まることになった。

これに先立ち、本市では二〇一五年十月より市民へのマイナンバー通知カードの送付が行われた。通知カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記されている。そして、通知カードに同封されている交付申請書を送付したりパソコン、スマートフォンで申請する方法などによって、二〇一六年一月からマイナンバーカード（個人番号カード）の交付が始まった。また二〇一七年十月からは、マイナポータルの運用が始まった。マイナポータルはインターネット上で、子育てや福祉・介護などの行政手続きをしたり、行政からの知らせを受け取ったりすることができるサービスである。マイナポータルで自身の情報を確認するにはマイナンバーカードが必要である。

当初のマイナンバーカードの活用法としては、各種申請手続きの際に一部の添付書類が不要になること、確定申告の電子申請、運転免許証等を所持していない人にとっては身分証明書としての利用などが主であった。二〇二〇（令和二）年一月六日からは、マイナンバーカードを使った新たなサービスとして、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で各種証明書が発行できるようになった。

五 選 挙

1 市長選挙

一九七〇（昭和四十五）年以降の市長選挙の結果は次のとおりである。

・一九七三年十月二十日執行…当日有権者数は五万一一〇六人、投票者数は三万七五九六人、投票率は七三・五六パーセントであった。開票の結果、有効投票数は三万七一四〇、無効投票数は四五六で、井上澄雄が得票数二万七二九九票で三期目の当選となった。

・一九七七年十月十六日執行…当日有権者数は五万五七七七人、投票者数は四万九三九〇人、投票率は八八・五五パーセントであった。開票の結果、有効投票数は四万九一二四、無効投票数は二六六で、杉本通雄が得票数二万五一七二票で初の当選となった。

・一九八一年十月十八日執行…当日有権者数は五万五五四五

人、投票者数は三万六二六五人、投票率は六五・二九パーセントであった。開票の結果、有効投票数は三万五八八九、無効投票数は三七三、その他三で、杉本通雄が得票数二万八九四票で二期目の当選となった。

・一九八五年十月二十日執行…現職の杉本通雄以外に立候補者がおらず、無投票で三期目の当選が決まった。

・一九八九（平成元）年十月二十二日執行…当日有権者数は五万五三五七人、投票者数は四万四八八五人、投票率は八一・〇八パーセントであった。開票の結果、有効投票数は四万四五四一、無効投票数は三四二、その他二で、杉本通雄が得票数二万二五四二票で四期目の当選となった。

・一九九三年十月十七日執行…当日有権者数は五万六一六二人、投票者数は三万四三三五人、投票率は六一・一四パーセントであった。開票の結果、有効投票数は三万三八三〇、無効投票数は五〇五で、山根敬則が得票数二万二一六六票で初の当選となった。

・一九九七年十月十九日執行…当日有権者数は五万七五一二人、投票者数は三万四七四九人、投票率は六〇・四二パーセントであった。開票の結果、有効投票数は三万四一一八、無効投票数は六三〇、その他一で、山根敬則が得票数二万一〇二四票で二期目の当選となった。

・二〇〇一年十月十四日執行…当日有権者数は五万七四五三人、投票者数は三万四三九三人、投票率は五九・八六パーセントであった。開票の結果、有効投票数は三万三九九三、無効投票数は四〇〇で、山根敬則が得票数一万四八二六票で三期目の当選となった。

・二〇〇五年十月十六日執行…当日有権者数は五万六七五人、投票者数は三万七六一〇人、投票率は六六・三六パーセントであった。開票の結果、有効投票数は三万七三三八、無効投票数は二七一、その他一で、黒田晋が得票数一万五九九九票で初の当選となった。

・二〇〇九年十月十八日執行…現職の黒田晋以外に立候補者がおらず、無投票で二期目の当選が決まった。

・二〇一三年十月二十日執行…当日有権者数は五万三四二八人、投票者数は二万三一三一人、投票率は四三・二九パーセントであった。開票の結果、有効投票数は二万二九二一、無効投票数は二一〇で、黒田晋が得票数一万九一〇七票で三期目の当選となった。

・二〇一七年十月二十二日執行…当日有権者数は五万二一〇五人、投票者数は二万八九三二人、投票率は五五・五三パーセントであった。開票の結果、有効投票数は二万八四六三、無効投票数は四六〇、その他九で、黒田晋が得票数二万一二九六票で四期目の当選となった。

・二〇二一（令和三）年十月十七日執行…当日有権者数は四万九四三二人、投票者数は二万五五四三人、投票率は五一・六七パーセントであった。開票の結果、有効投票数は二万五三二二、無効投票数は二二一で、柴田義朗が得票数一万六三六二票で初の当選となった。

・二〇二五年十月十九日執行…当日有権者数は四万六〇六一人、投票者数は二万二七〇二人、投票率は四九・二九パーセントであった。開票の結果、有効投票数は二万二五四四、無効投票数は一五七、その他一で、柴田義朗が得票数九七一一票で二期目の当選となった。

2 市議会議員選挙

一九七〇（昭和四十五）年以降の市議会議員選挙の結果は次のとおりである。

・一九七一年四月二十五日執行…定数二七に対して三五人が立候補した。当日有権者数は四万八四三一人、投票者数は四万二六八九人、投票率は八八・一四パーセント、有効投票数は四万二五三七、無効投票数は一五二であった。当選者の党派別内訳は、無所属一九人、日本社会党三人、公明党三人、日本共産党二人である。

・一九七三年十月二十日執行（補欠選挙）…改選数一に対して三人が立候補した。当日有権者数は五万一一〇六人、投票者数は三万七五九四人、投票率は七三・五六パーセント、有効投票数は三万六七三七、無効投票数は八五二、その他五であった。無所属の候補が当選した。

・一九七五年四月二十七日執行…定数三〇に対して四二人が立候補した。当日有権者数は五万四九一三人、投票者数は四万九〇五三人、投票率は八九・三三パーセント、有効投票数は四万八三二二、無効投票数は二二三、その他マイナス二であった。当選者の党派別内訳は、無所属二〇人、公明党四人、日本社会党三人、日本共産党三人である。

・一九七七年十月十六日執行（補欠選挙）…改選数一に対して三人が立候補した。当日有権者数は五万五七七七人、投票者数は四万九三七三人、投票率は八八・五二パーセント、有効投票数は四万七六六七、無効投票数は一七〇六であった。無所属の候補が当選した。

・一九七九年四月二十二日執行…定数三〇に対して三五人が立候補した。当日有権者数は五万五六三九人、投票者数は四万九三九一人、投票率は八八・七七パーセント、有効投票数は四万九一八五、無効投票数は二〇六であった。当選者の党派別内訳は、無所属二〇人、公明党四人、日本社会党三人、日本共産党三人である。

・一九八一年十月十八日執行（補欠選挙）…改選数一に対して一人しか立候補者がおらず、無所属候補が無投票で当選した。

・一九八三年四月二十四日執行…定数三〇に対して三二人が立候補した。当日有権者数は五万五五七三人、投票者数は四万八四七七人、投票率は八七・二三パーセント、有効投票数は四万八二二〇、無効投票数は二五六、その他一であった。当選者の党派別内訳は、無所属二一人、公明党四人、日本社会党三人、日本共産党二人である。

・一九八五年十月二十日執行（補欠選挙）…改選数一に対して四人が立候補した。当日有権者数は五万六一一五人、投票者数は二万五一五九人、投票率は四四・八三パーセント、有効

投票数は二万四七六七、無効投票数は三九二であった。無所属の候補が当選した。

・一九八七年四月二十六日執行…定数二七に対して三〇人が立候補した。当日有権者数は五万五二二四人、投票者数は四万五六二八人、投票率は八二・六二パーセント、有効投票数は四万五三四五、無効投票数は二八一、その他二であった。当選者の党派別内訳は、無所属一九人、公明党四人、日本共産党三人、日本社会党一人である。

・一九九一（平成三）年四月二十一日執行…定数二七に対して二九人が立候補した。当日有権者数は五万五三七六人、投票者数は四万四九〇四人、投票率は八一・〇九パーセント、有効投票数は四万四五八二、無効投票数は三二一、その他一であった。当選者の党派別内訳は、無所属二〇人、公明党四人、日本共産党二人、日本社会党一人である。

・一九九五年四月二十三日執行…定数二七に対して三三人が立候補した。当日有権者数は五万六五五五人、投票者数は四万五二二六人、投票率は七九・九七パーセント、有効投票数は四万四八八四、無効投票数は三四一、その他一であった。当選者の党派別内訳は、無所属二〇人、公明党四人、日本共産党三人である。

・一九九九年四月二十五日執行…定数二五に対して二九人が立候補した。当日有権者数は五万七四三五人、投票者数は四万四二八一人、投票率は七七・一〇パーセント、有効投票数は四万三九六六、無効投票数は三一四、その他一であった。当選者の党派別内訳は、無所属一九人、公明党四人、日本共産党二人である。

・二〇〇三年四月二十七日執行…定数二五に対して二八人が立候補した。当日有権者数は五万六九四五人、投票者数は四万一五一三人、投票率は七二・九〇パーセント、有効投票数は四万一二三一、無効投票数は二八二であった。当選者の党派別内訳は、無所属一九人、公明党四人、日本共産党二人である。

・二〇〇七年四月二十二日執行…定数二二に対して二六人が立候補した。当日有権者数は五万五七八四人、投票者数は三万九八八二人、投票率は七一・四九パーセント、有効投票数は三万九六二二、無効投票数は二六〇であった。当選者の党派別内訳は、無所属一七人、公明党三人、日本共産党二人である。

・二〇〇九年十月十八日執行（補欠選挙）…改選数一に対して二人が立候補した。当日有権者数は五万五四七八人、投票者数は一万一五一〇人、投票率は二〇・七五パーセント、有効投票数は一万九九六、無効投票数は五一一、その他三であった。無所属の候補が当選した。

・二〇一一年四月二十四日執行…定数二一に対して二四人が立候補した。当日有権者数は五万四三二一人、投票者数は三万四六四六人、投票率は六三・七八パーセント、有効投票数は三万四三二四、無効投票数は三二二であった。当選者の党派別内訳は、無所属一六人、公明党三人、日本共産党二人であ

る。

・二〇一五年四月二十六日執行…定数二〇に対して二三人が立候補した。当日有権者数は五万二三四二人、投票者数は三万一七〇九人、投票率は六〇・五八パーセント、有効投票数は三万一四五七、無効投票数は二五二であった。当選者の党派別内訳は、無所属一五人、公明党三人、日本共産党二人である。

・二〇一九年四月二十一日執行…定数一九に対して二〇人が立候補した。当日有権者数は五万九一一人、投票者数は二万七六〇二人、投票率は五四・二二パーセント、有効投票数は二万七三七二、無効投票数は二三〇であった。当選者の党派別内訳は、無所属一四人、公明党三人、日本共産党二人である。

・二〇二三（令和五）年四月二十三日執行…定数一九に対して二一人が立候補した。当日有権者数は四万七八二四人、投票者数は二万五二〇八人、投票率は五二・七一パーセント、有効投票数は二万四九二二、無効投票数は二八六であった。当選者の党派別内訳は、無所属一四人、公明党三人、日本共産党二人である。

図表3－1－6　岡山県知事選挙における玉野市の投票状況

執行日	当日有権者数（人）	投票者数（人）	投票率（%）	有効投票数	無効投票数	その他
1980年10月26日	55,572	18,689	33.63	18,460	229	
1984年10月28日	55,811	22,165	39.71	21,920	244	1
1988年10月30日	54,928	21,580	39.29	21,338	240	2
1992年10月25日	55,801	28,065	50.29	27,764	301	
1996年10月27日	57,412	36,446	63.48	36,159	286	1
2000年10月22日	57,668	35,737	61.97	35,203	534	
2004年10月24日	56,860	20,740	36.48	20,555	185	
2008年10月26日	55,508	25,485	45.91	25,209	273	3
2012年10月28日	53,828	21,544	40.02	21,245	298	1
2016年10月23日	52,713	19,505	37.00	19,362	143	
2020年10月25日	50,163	18,941	37.76	18,803	138	
2024年10月27日	46,983	25,747	54.80	25,287	460	

図表3－1－7　岡山県議会議員選挙における玉野市の投票状況

執行日	当日有権者数（人）	投票者数（人）	投票率（%）	有効投票数	無効投票数	その他
1975年4月13日	51,010	37,017	72.57	36,560	457	
1979年4月8日	55,584	45,252	81.41	44,960	290	2
1983年4月10日	55,572	41,654	74.96	41,359	292	3
1987年4月12日	55,261	37,707	68.23	37,289	418	
1991年4月7日	55,349	33,947	61.33	33,633	314	
1995年4月9日	56,551	37,107	65.62	36,795	312	
1999年4月11日	57,403	38,930	67.82	38,628	300	2
2000年10月22日（補欠選挙）	57,668	35,689	61.89	34,962	725	2
2003年4月13日	57,305	36,521	63.73	36,106	413	2
2007年4月8日	55,820	28,685	51.39	28,253	431	1
2011年4月10日	無投票					
2015年4月12日	52,997	25,885	48.84	25,562	321	2
2019年4月7日	50,983	24,400	47.86	24,156	244	
2023年4月9日	47,908	23,742	49.56	23,531	210	1

3 県知事選挙

一九八〇（昭和五十五）年以降の岡山県知事選における本市の投票状況は、図表3-1-6のとおりである。市長選挙や市議会議員選挙に比べると、総じて投票率が低いことがわかる。

4 県議会議員選挙

一九七五（昭和五十）年以降の岡山県議会議員選挙における本市の投票状況は、図表3-1-7のとおりである。

図表3-1-8　国政選挙における玉野市の投票状況

執行日	区分	当日有権者数（人）	投票者数（人）	投票率（%）	有効投票数	無効投票数	その他
1983年6月26日	参議院	56,344	33,579	59.60	31,703	1,875	1
		56,344	33,582	59.60	33,037	543	2
1983年12月18日	衆議院	56,348	43,032	76.37	42,765	265	2
1986年7月6日	衆議院	56,187	39,944	71.09	39,347	597	
1986年7月6日	参議院	56,187	39,919	71.05	37,557	2,362	
		56,187	39,913	71.04	37,829	2,082	2
1989年7月23日	参議院	55,777	38,830	69.62	37,895	932	3
		55,777	38,826	69.61	37,441	1,383	2
1990年2月18日	衆議院	55,781	44,208	79.25	43,974	234	
1992年7月26日	参議院	56,327	28,928	51.36	26,479	2,446	3
		56,327	28,960	51.41	27,866	1,093	1
1993年7月18日	衆議院	56,728	41,458	73.08	41,060	398	
1995年7月23日	参議院	57,445	28,527	49.66	27,720	806	1
		57,445	28,524	49.65	27,500	1,023	1
1996年10月20日	衆議院	57,868	36,968	63.88	35,247	1,718	3
		57,868	36,960	63.87	35,877	1,079	4
1998年7月12日	参議院	58,103	37,106	63.86	35,654	1,451	1
		58,103	37,107	63.86	36,119	984	4
2000年6月25日	衆議院	58,104	37,577	64.67	36,424	1,153	
		58,115	37,577	64.66	36,297	1,275	5
2001年7月29日	参議院	58,048	33,924	58.44	32,459	1,462	3
		58,062	33,940	58.45	32,272	1,661	7
2003年11月9日	衆議院	57,460	35,656	62.05	34,571	1,082	3
		57,476	35,656	62.04	34,738	918	
2004年7月11日	参議院	57,331	35,208	61.41	34,305	903	
		57,346	35,209	61.40	33,904	1,301	4
2005年9月11日	衆議院	57,033	39,410	69.10	38,674	736	
		57,033	39,408	69.10	38,340	1,066	2
2007年7月29日	参議院	56,586	34,879	61.64	33,717	1,160	2
		56,586	34,866	61.62	33,801	1,063	2
2009年8月30日	衆議院	55,613	39,218	70.52	38,387	831	
		55,613	39,216	70.52	38,332	884	
2010年7月11日	参議院	55,261	32,620	59.03	31,140	1,480	
		55,261	32,617	59.02	31,779	838	
2012年12月16日	衆議院	54,138	31,138	57.52	30,326	812	
		54,138	31,141	57.52	30,496	645	
2013年7月21日	参議院	53,930	27,228	50.49	26,500	728	
		53,930	27,234	50.50	26,509	725	
2014年12月14日	衆議院	53,108	28,807	54.24	28,217	589	1
		53,108	28,806	54.24	28,266	539	1
2016年7月10日	参議院	53,185	28,699	53.96	27,529	1,170	
		53,185	28,697	53.96	28,020	676	1
2017年10月22日	衆議院	52,519	29,565	56.29	28,825	731	9
		52,519	29,563	56.29	28,899	664	
2019年7月21日	参議院	51,342	24,391	47.51	23,890	494	7
		51,342	24,386	47.50	23,597	782	7
2021年10月31日	衆議院	49,667	26,710	53.78	26,347	363	
		49,667	26,711	53.78	26,160	551	
2022年7月10日	参議院	49,165	26,158	53.20	25,529	628	1
		49,165	26,148	53.18	25,097	1,050	1
2024年10月27日	衆議院	47,272	25,667	54.30	25,046	620	1
		47,272	25,665	54.29	25,037	628	
2025年7月20日	参議院	46,719	26,070	55.80	25,164	906	
		46,719	26,070	55.80	25,548	522	
2026年2月8日	衆議院	46,175	26,326	57.01	26,002	324	
		46,175	26,326	57.01	25,905	421	

＊参議院及び1996年以降の衆議院の上段は選挙区、下段は比例代表

5 国政選挙

一九八三（昭和五十八）年以降の国政選挙における本市の投票状況は、図表3-1-8のとおりである。

第一節 財政

一 財政の概要

1 財政状況の推移

本市は一九五〇（昭和二十五）年三月に競輪事業を開設し、その収入の大部分を一般会計に繰り入れることで、類似都市に比べて住民税の税率を低く保ちながら都市基盤の整備や住民サービスの充実を図ってきた。病院事業や市営鉄道事業は長年にわたって赤字経営を強いられたものの、全体としてみると造船・製錬等基幹産業及び競輪事業の好況と宇野港の発展などに支えられ、比較的恵まれた財政環境にあった。一九七〇年度の法人税割額の納税実績をみると、三井造船（株）が一億八〇五万円余で全体の半分以上を占めていた。

しかし一九七三年の石油ショックによって法人税の収入が大きく減少し、競輪収益の伸びも鈍くなった。その後、造船業界は構造不況に陥り、市は厳しい財政運営を迫られることになった。また、人件費は年々伸長しており、建設事業費を圧迫する要因となった。こうした背景から、本市は後述するように他の自治体に先駆けて一九七六年度から行財政改革に乗り出した。

にもかかわらず、一九八〇年度からは三年連続で実質単年度収支が赤字となり、それまで積み立ててきた財政調整基金を取り崩して赤字を補填せざるを得なかった。長引く不況による市税収入の伸び悩み、国・県の補助金が抑えられてきたこと、全国的な公営ギャンブルのファン離れによる競輪収益の減などが、歳入減の主な要因であった。他方、福祉・教育・民生等に係る経費が年々増加していること、市財政が好調なとき市債を財源に建設事業を積極的に進めたため、後年度での公債費の支払いが増えたことなどにより、歳出は増加していた。他市に比べて人件費率が高いことも、市財政を圧迫していた。保母、教育公務員、消防等の職員数が類似団体に比べて多いことがその原因であった。

その後も、瀬戸大橋架橋に伴う交通体系の変化、人口減少と少子高齢化の進展などにより、財政環境の厳しさは増していった。その一方で一九八〇年代後半以降は、海洋性リゾート都市を目指して、ウォーターフロントの開発、スペイン村構想などの大型プロジェクトが動き出した。中長期の財政需要を満たすために、財政構造の弾力化や行政運営の効率化、財政秩序の適正化などが不可欠とされ、継続的な行財政改革が行われた。

しかしながら、一九九〇年代前半のバブル経済崩壊によって、大型プロジェクトは大幅な見直しを余儀なくされることになった。またこうした事業に限らず、一九八九（平成元）年か

ら二〇〇二年頃にかけては投資的経費が特に膨らんだ。小中学校の施設整備（一一校、約八二億円）、宇野駅周辺の整備（約二八億円）、ごみ焼却施設の改修（約二八億円）、市営住宅の改修（約二二億円）などで、その財源の多くは国からの補助金と市債を充当した。

失われた一〇年とも二〇年とも呼ばれたデフレ不況のもとで、後述するように市税収入も前年度割れが続き、競輪収益も低迷した。二〇〇四年度からの国の三位一体改革や周辺市町の合併などの影響で一般財源は減少し、二〇〇五年度末には台風災害の影響もあって、財政調整基金など主要基金が底をつく状況となった。

二〇〇〇年代半ば以降、景気は緩やかな回復基調となったものの、リーマンショックや東日本大震災が市税収入の伸びを妨げる結果となった。円高に伴う法人市民税の落ち込み、地価の下落傾向による固定資産税・都市計画税の減少も続いた。財政調整基金など主要六基金については、国の支援などもあってある程度の積み増しができたものの、適正とされる標準財政規模の二〇パーセントには届かない状況であった。

二〇一九（令和元）年度の市税収入は八年ぶりに八〇億円の大台を回復したが、翌年度からは新型コロナウイルス感染拡大によって経済活動が停滞し、二年続けて大幅な減少となった。今後は、さらなる人口減少が見込まれるなか、高度経済成長時代に整備された公共施設の更新などが大きな課題となる。長期的に安定した財政運営を行うため、徹底した歳出抑制や効率的な行政経営システムの確立など、より根本的な行財政改革の推進が求められている。

図表3-1-9は、普通会計決算の推移を示している。また図表3-1-10は、財政指標の推移を示している。財源の余裕度を示す財政力指数は、二〇〇七～二〇一一年度は〇・六台を維持していたが、二〇一二年度以降は〇・五台で推移している。財政の硬直度を示す経常収支比率は、増減を繰り返しつつ二〇一四年度には九八・五まで上昇したが、二〇一七年度以降は低下傾向にある。標準財政規模に占める借金返済額の割合を示す公債費比率は、概ね低下傾向にある。

財政健全化指標は、二〇〇九年度から本格施行された財政健全化法に基づくもので、財政状況を把握しやすくするため①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率という四つの指標の公表を義務づけている。それぞれの指標について早期健全化基準と財政再生基準（④は早期健全化基準のみ）が設けられており、一つでも前者を超えた場合は財政健全化計画、後者を超えた場合は財政再生計画を策定しなければならない。

本市については、いずれの年度においても①と②は黒字、③と④も健全な数値の範囲に収まっている。

2 一般会計と特別会計・企業会計

一九七〇（昭和四十五）年度当初予算における各会計の予算額は次のとおりであった。

図表３－１－９　普通会計決算の推移

単位：千円

年　度	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976
A 歳入総額	2,904,412	3,763,089	4,263,256	6,233,063	8,687,598	8,997,089	9,938,362
B 歳出総額	2,748,629	3,722,760	4,010,458	5,847,938	8,087,569	8,302,068	9,495,565
C 歳入歳出差引額	155,783	40,329	252,798	385,125	600,029	695,021	442,797

年　度	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
A 歳入総額	10,944,805	12,051,636	12,812,998	14,514,208	14,586,981	15,490,880	14,103,924
B 歳出総額	10,359,112	11,473,630	12,201,007	13,840,965	13,992,602	15,229,831	13,640,342
C 歳入歳出差引額	585,693	578,006	611,991	673,243	594,379	261,049	463,582

年　度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
A 歳入総額	14,108,353	13,795,684	14,421,663	15,039,290	15,336,015	18,493,443	19,299,389
B 歳出総額	13,633,130	13,523,446	13,754,194	14,564,095	14,683,591	17,734,242	18,065,135
C 歳入歳出差引額	475,223	272,238	667,469	475,195	652,424	759,201	1,234,254

年　度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
A 歳入総額	21,337,032	23,588,690	26,458,728	25,838,832	24,307,800	25,353,682	26,652,344
B 歳出総額	20,517,092	22,462,669	25,384,395	24,945,202	23,578,954	24,546,573	25,878,000
C 歳入歳出差引額	819,940	1,126,021	1,074,333	893,630	728,846	807,109	774,344

年　度	1998	1999	2000	2001
A 歳入総額	24,917,414	25,058,528	25,029,951	24,095,383
B 歳出総額	24,043,695	24,361,624	24,072,009	23,139,688
C 歳入歳出差引額	873,719	696,904	957,942	955,695

年　度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
A歳入総額	23,634,529	23,884,918	23,347,893	21,384,907	20,143,750	21,647,555	21,633,761
B歳出総額	22,968,091	23,053,561	22,777,759	20,504,827	19,140,701	20,495,594	20,822,040
C歳入歳出差引額（A－B）	666,438	831,357	570,134	880,080	1,003,049	1,151,961	811,721
D翌年度へ繰り越すべき財源	122,853	51,321	79,294	4,800	9,389	8,246	181,590
E実質収支（C－D）	543,585	780,036	490,840	875,280	993,660	1,143,715	630,131
F単年度収支※	△387,404	236,451	△289,196	384,440	118,380	150,055	△513,584
G積立金	42	19	732	396	200,042	700,893	403,095
H繰上償還金						1,826	33,529
I 積立金取崩し額		250,000	150,000	400,000			300,000
J実質単年度収支（F＋G＋H－I）	△387,362	△13,530	△438,464	△15,164	318,422	852,774	△376,960

年　度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
A歳入総額	23,210,216	25,391,422	23,918,323	23,570,419	23,367,804	24,031,092	24,930,101
B歳出総額	21,840,372	24,009,882	23,234,575	22,770,378	22,631,016	23,250,462	24,066,511
C歳入歳出差引額（A－B）	1,369,844	1,381,540	683,748	800,041	736,788	780,630	863,590
D翌年度へ繰り越すべき財源	249,717	124,019	53,849	60,553	48,678	102,740	27,202
E実質収支（C－D）	1,120,127	1,257,521	629,899	739,488	688,110	677,890	836,388
F単年度収支※	489,996	137,394	△627,622	109,589	△51,378	△10,220	158,498
G積立金	1,532	1,201,592	652,603	323,088	401,547	402,884	442,343
H繰上償還金		96,879	125,656				96,803
I 積立金取崩し額	300,000	400,000	600,000	800,000	300,000	600,000	500,000
J実質単年度収支（F＋G＋H－I）	191,528	1,035,865	△449,363	△367,323	50,169	△207,336	197,644

年　度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
A歳入総額	23,646,456	23,547,127	23,500,918	24,746,438	33,045,877	27,927,051	29,080,225
B歳出総額	22,954,014	22,637,412	22,727,645	23,700,087	31,294,346	25,657,814	26,604,532
C歳入歳出差引額（A－B）	692,442	909,715	773,273	1,046,351	1,751,531	2,269,237	2,475,693
D翌年度へ繰り越すべき財源	10,488	5,216	54,100	115,968	230,605	275,671	58,187
E実質収支（C－D）	681,954	904,499	719,173	930,383	1,520,926	1,993,566	2,417,506
F単年度収支※	△154,434	222,545	△185,326	211,210	590,543	472,639	423,940
G積立金	421,316	450,408	460,245	510,046	896,507	770,896	1,000,415
H繰上償還金			98,653	171,671	187,743	149,456	98,142
I 積立金取崩し額		150,000					
J実質単年度収支（F＋G＋H－I）	266,882	522,953	373,572	892,927	1,674,793	1,392,991	1,522,497

＊単年度収支は当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた額

図表３－１－10　財政指標の推移

年　度		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指数		0.536	0.536	0.549	0.569	0.600	0.647	0.656
実質収支比率（%）		5.8	3.7	6.5	7.4	8.2	4.4	7.8
経常収支比率（%）		91.8	98.0	95.9	95.6	90.9	98.4	91.7
公債費比率（%）		15.2	15.3	14.8	14.3	12.7	10.4	9.9
積立金現在高（千円）		1,697,699	508,178	109,060	309,102	1,216,399	1,519,777	1,622,128
地方債現在高（千円）		23,426,142	22,667,206	21,783,291	20,474,125	19,629,455	19,997,433	20,252,791
財政健全化指標	実質赤字比率					－	－	－
	連結実質赤字比率					－	－	－
	実質公債費比率			14.3	14.4	10.9	9.9	9.1
	将来負担比率					80.8	84.1	80.6

年　度		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
財政力指数		0.640	0.613	0.599	0.590	0.576	0.571	0.578
実質収支比率（%）		8.7	4.4	5.1	4.7	4.7	5.7	4.7
経常収支比率（%）		87.1	96.1	97.4	97.0	98.5	94.9	98.1
公債費比率（%）		9.6	10.1	9.6	9.8	8.5	9.3	8.1
積立金現在高（千円）		2,573,242	2,525,222	2,047,660	2,219,777	2,022,998	1,964,494	2,390,789
地方債現在高（千円）		21,123,522	20,779,303	21,343,579	21,505,420	21,870,442	22,209,297	22,147,341
財政健全化指標	実質赤字比率	－	－	－	－	－	－	－
	連結実質赤字比率	－	－	－	－	－	－	－
	実質公債費比率	8.4	8.6	8.7	8.5	7.7	7.0	6.1
	将来負担比率	73.6	63.6	65.3	53.2	54.7	44.5	36.3

年　度		2017	2018	2019	2020	2021
財政力指数		0.578	0.584	0.574	0.579	0.559
実質収支比率（%）		6.2	4.9	6.3	9.9	12.5
経常収支比率（%）		94.6	95.4	90.5	91.3	87.8
公債費比率（%）		4.2	4.7	3.1	2.4	3.0
積立金現在高（千円）		2,764,613	3,740,953	1,337,961	5,542,166	6,601,809
地方債現在高（千円）		21,306,485	20,695,045	20,400,765	20,729,109	20,107,776
財政健全化指標	実質赤字比率	－	－	－	－	－
	連結実質赤字比率	－	－	－	－	－
	実質公債費比率	5.6	5.2	5.1	4.7	4
	将来負担比率	17.6	－	1.9	－	－

＊１　財政力指数及び実質公債費比率は直近３か年の平均
＊２　実質赤字比率の「－」は実質赤字額がないことを示す
＊３　連結実質赤字比率の「－」は連結実質赤字額がないことを示す

一般会計　二三億一〇〇万円
国民健康保険事業特別会計　二億二一七二万円
競輪事業特別会計　四〇億二五九五万円
市立玉野海洋博物館事業特別会計　九四九万円
国民宿舎事業特別会計　四三〇八万円
土地区画整理事業特別会計　一億八九五六万円
土地埋立造成事業特別会計　三億三四〇九万円
霊園造成事業特別会計　八六五〇万円
企業団地造成事業特別会計　一億　二〇〇万円
下水道事業会計　五五三九万円
農業共済事業会計　一六〇一万円
病院事業会計　一億七一〇九万円
水道事業会計　三億六八二二万円
電気鉄道事業会計　五〇六二万円

一般会計より競輪事業特別会計の規模の方がはるかに大きかった点は特筆される。

二〇二〇（令和二）年度当初予算における各会計の予算額は次のとおりである。

一般会計　二三七億五〇〇〇万円
国民健康保険事業特別会計　七六億三四四三万円
競輪事業特別会計　一七七億二九二二万円
市立玉野海洋博物館事業特別会計　四八五四万円
土地埋立造成事業特別会計　四〇六万円
介護保険事業特別会計　七九億六三九六万円
後期高齢者医療事業特別会計　一一億七六〇万円
総合病院玉野市立玉野市民病院事業会計　二八億三三九八万円
水道事業会計　三六億一六四〇万円
下水道事業会計　五四億三五九九万円

現在は一般会計のほか、七つの特別会計と二つの企業会計がある。一般会計の規模は、約半世紀の間にほぼ一〇倍となった。

二　行財政改革

1　行財政対策研究会

本市が本格的に行財政改革に取り組んだのは、一九七六（昭和五十一）年度が最初と考えられる。財政硬直化の進展や市民病院の大幅な赤字が指摘されるなか、同年七月に行財政対策研究会を設置し、今後の行財政の見通しや対策について検討。翌一九七七年三月に「行財政運営改善の方策について」答申を行った。その柱となったのは、①市民福祉の基本的方向、②市財政の現状と今後の見通し、③福祉充実のための行財政運営改善の課題（執行体制の見直し、地域行政の推進、産業振興の基本的方向）、④国・県に対する要望、の四点であった。同答申とほぼ同じ時期に策定された新玉野市総合計画では、行財政の合理化について次のような方針を打ち出した。

・行政組織…管理機能の集中化を行うとともに総合企画調整機能を強化し、総合化、能率化を図る。

・人事管理…職員数はできる限り少数精鋭に徹していく。
・自主財源の拡大策…税客体の把握、税率の適正化、収納率の向上等税負担の公平化及び市民の自治と連帯を基調とした地方自治のたてまえから、受益者負担の適正化を図る。

こうした方針に沿って改革を進め、人件費については、一九七五年度に一二一だったラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を一〇〇としたときの地方公務員の給与水準）を、一九八二年度には一一〇とするなどの成果が上がった。

2 第一次行政改革大綱

国は一九八五（昭和六十）年一月に地方行政改革大綱を策定し、地方行革の推進に向けた指針を示すとともに、全国の自治体に対して行政改革大綱の策定を求めた。

本市ではそれに先立つ一九八三年度に、庁内組織として行財政改革推進委員会、各種団体の代表者等で構成する行財政改革懇談会を設置し、懇談会は一九八四年二月に答申を行った。答申では行革に臨む理念として、次の五点を挙げている。

①増税なき財政再建をもとに、必要な市民サービスと選択された事業の推進
②地域経済の活性化を図るための基盤整備の推進
③人件費の削減と行政管理システムの能率化
④行政の守備範囲の見直しと受益に応じた適正な負担
⑤自助自立の精神に立脚した市民意識の喚起

これに基づき、同年四月に行財政改革推進委員会が各部署にヒアリングを行って、一九八八年度までの取り組みを集約し、行財政改革実施計画を策定。一九八八年度末までに職員数を九五人削減することなどが盛り込まれた。

一九八五年度、前述の国の動きを受けて、市では改めて行政改革懇談会を設置。その協議を経て同年八月、行財政改革実施計画を見直す形で一九八六～一九八八年度の三か年計画となる行政改革大綱（第一次）を策定した。大綱では次のような施策が盛り込まれ、順次実施された。

▽自動車整備業務の民間委託　▽ごみ収集業務の民間委託　▽学校給食業務の民間委託　▽電算化・ＯＡ化の推進　▽会計課検査業務の重複の見直し　▽水道用品調達業務の廃止　▽受益者負担の適正化　▽広報紙に広告欄の新設

3 第二次行政改革大綱

第一次行革大綱に沿った取り組みにより、計画期間二年目の一九八七（昭和六十二）年度末には約一二億円の財政削減効果が見込まれた。この間、職員九二名の削減や議員定数三名の削減などが実施された。しかしながら、基幹産業である造船業や製鍊業の構造的不況などにより、財政環境が一層厳しさを増していたことから、一九八七年十一月十六日、玉野市行政改革懇談会は杉本市長に翌年度以降の市行政改革の具体的方策について答申を行った。

答申では、次の三点を柱とする改革を求めている。

①公共施設の効率的運営による施設定数職員の削減

②諸手当の適正化による人件費総額の抑制
③公と民との役割分担の見直しと受益者負担の適正化

これを受けて、一九八七年十一月に第二次行政改革大綱が策定された。同大綱の計画期間は一九八八年度からの三年間で、例えば次のような改革が実施された。

・事務事業の見直し…敬老年金の廃止、印鑑登録手数料の新規徴収、幼稚園保育料の値上げなど
・組織機構の簡素・合理化…常任統計調査員制度の廃止など
・給与の適正化…調整手当の廃止、各種特殊勤務手当の整理統合など
・定員管理の適正化…職員削減、パート化・フレックス化の試行など
・民間委託・ＯＡ化等事務改革の推進…上水道修繕業務の委託化、経常経費の節減など

4 第三次行政改革大綱

一九九六（平成八）年三月策定の第三次行政改革大綱は、同年度から二〇〇〇年度までの五か年計画である。一九九九年には大綱の見直しを行い、計画期間を二〇〇一年度まで延ばした。この期間の主な取り組みとしては次のようなものがある。

①事務事業の見直し…「玉野市公共工事コスト縮減に関する行動計画」の策定とそれに基づくコスト縮減、入札制度の見直し（予定価格の事前公表の試行実施）、可燃ごみ収集委託地区の拡大、補助金の見直し（玉野市補助金等審議会の答申に基づき三四件見直し）など
②行政組織の効率化…二〇〇一年度からの再任用制度導入を見据えた新定員適正化計画の策定とそれに基づく定員適正化の推進、ごみ収集パッカー車一台三人体制から二人体制への変更、人材育成基本方針の策定、庁内ＬＡＮの本格運用開始など
③公共施設の設置及び管理運営…市民センターの再編整備の検討、住民票自動交付機の設置検討など

5 第四次行政改革大綱

二〇〇二（平成十四）年三月策定の第四次行政改革大綱は、二〇〇二年度から二〇〇六年度までの五か年計画である。この期間の主な取り組みとしては次のようなものがある。

①事務事業の見直し…行政評価制度の導入、幼保一元化の検討、ＩＳＯ１４００１に基づくエネルギー使用量やコピー用紙の削減、市民との協働・連携の促進（パートナーシップ推進事業の実施等）など
②組織・人事制度の見直し…課制の廃止（企画部のみ）、職員数の削減（二〇〇二～二〇〇四年度削減実績六二名）、三役・教育長報酬削減、玉野市職員人材育成プラン及び職員研修計画に基づく人材育成の推進など
③財政の健全化と行政コストの削減…経常経費の削減（当初標準予算枠配分、予算配当保留、基金繰替運用、地方債の低利借換）、前納報奨金制度の廃止、遊休資産の処分など

④行政サービスの向上…電子申請システムの稼働、たまの市民カードの交付、水道検針・上下水道料金システムの稼働など

6 新玉野市行財政改革大綱

二〇〇六（平成十八）年三月策定の新玉野市行財政改革大綱は、二〇〇五年度から二〇〇九年度までの五か年計画である。この期間の主な取り組みとしては次のようなものがある。

①事務事業の見直し…行政評価の実施、シーバスルートの見直し、消防体制の効率化、レセプト点検業務の全面委託、西清掃センター施設管理の委託、水道検針・料金徴収業務の委託に向けた検討など

②施設の見直し…幼保一元化に向けた検討、勤労青少年ホームへの指定管理者制度導入、和楽園への指定管理者制度導入に向けた検討など

③組織・人事制度の見直し…組織・機構の見直し（保険課の創設など）、窓口機能の充実（水曜日、第一日曜日の窓口延長）、新しい情報システムの導入、電子申請対象業務の拡大、定員管理の適正化（二〇〇五～二〇〇八年度で四七人削減）、人事・給与制度の見直し（調整・通勤・年末年始手当の見直し等）など

④財政の健全化とコストの削減…予算の枠配分の拡大、当初予算の配当保留、基金の繰替運用、地方債の低利借換、徴収率の向上、施設使用料の見直し、法人市民税の税率改正など

7 玉野市行政改革大綱（二〇一一年策定）

二〇一一（平成二十三）年三月策定の玉野市行政改革大綱は、二〇一一年度から二〇一六年度までの六か年計画である。この期間の主な取り組みとしては次のようなものがある。

①市民との協働…地域活動・市民活動への新たな補助制度（協働のまちづくり事業補助金）の実施、自主防災組織の設立促進、リサイクル推進モデル事業

②市民目線による行政運営…シティセールスの推進、玉野市幼保一体化等将来計画の策定、公共工事の入札及び契約の適正化（一般競争入札の拡大、総合評価方式の導入・拡充等）、指定管理者制度の見直しなど

③市役所の体質改善…人材育成プランの見直し、直営事業の適正化（配置計画に基づく人員配置の検討等）など

また二〇一五年度には、同年度から二〇一七年度までの三年間を集中取り組み期間として、次のような改革を実施することとなった。

▽事務事業の見直し（効果額　約三・五億円）　▽イベントの見直し（効果額　約三〇〇〇万円）　▽補助制度の見直し（効果額　約六〇〇〇万円）　▽人件費などの見直し（効果額　約三〇〇〇万円）　▽施設利用料の見直しや未利用地の処分、ふるさと納税の推進等による自主財源の確保など（効果額　約九億円）

8 玉野市行財政改革大綱（二〇一七年策定）

二〇一七（平成二十九）年二月策定の玉野市行財政改革大綱は、二〇一七年度から二〇二〇（令和二）年度までの四か年計画である。その基本方針と主な取り組みは、次のとおりである。

①行政サービスの最適化・合理化…限られた財源の中で、真に必要とされる行政サービスを効率的かつ効果的に実施していくために、公共施設の再編整備、事務事業の見直し、アウトソーシングの推進、広域行政の推進など、各種の行政サービスの最適化・合理化に取り組む。

〈主な取り組み項目〉消防本部及び消防署の運営形態の改革、幼保一体化の推進、公民館及び市民センター機能の集約化、市民病院の経営改革、単独事業の適正化など

②持続可能な財政基盤の確立…将来にわたり持続可能な行政サービスを提供していくために、財政規律の強化、受益者負担の適正化、未利用財産などの処分、地域資源の有効活用、積極的な自主財源の確保など、安定した財政基盤を確立する。

〈主な取り組み項目〉葬祭制度の見直し、未利用地・分譲地の処分及び有効活用、広告料収入の拡大、移住・定住、生涯活躍のまちづくりの推進など

③経営改革の推進…職員を最大の経営資源と捉え、その力を最大限に引き出す仕組みづくりと、能力・意欲のさらなる向上に役立つ取り組みを行うとともに、一般管理事務の効率化なども含めた経営改革の推進に取り組む。

〈主な取り組み項目〉人事評価制度の有効活用、組織の柔軟性・スリム化及び総合窓口化の検討など

三 税

1 市 税

図表3－1－11は、一九七〇（昭和四十五）年度から二〇二一（令和三）年度までの市税収入の推移を示している。約五〇年の間に市税収入は一〇億七二二八万余円から七三億八四九四万余円へと七倍近くに増えている。ただ、右肩上がりに伸びているわけではなく、時代の動きを反映して増減を繰り返している。バブル経済後期の一九八九（平成元）年度から一九九三年度までは五年連続で伸びており、バブル崩壊後の一九九七年度から二〇〇四年度までは八年連続で前年度を下回った。ピークは二〇〇七年度の九三億四二九〇万余円で、その後はリーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルスの感染拡大などの影響があった年に減少している。

2 納税方法の多様化

一九九〇（平成二）年度から口座振替による納税が導入され、二〇〇〇年度からは郵便局（現ゆうちょ銀行）にも拡大した。口座振替の利用率（納税義務者に占める口座振替登録者数の割合）は、現在の計算方法になった二〇〇九年度で、市県民税が四一・六パーセント、固定資産税・都市計画税が五五・八パーセント、軽自動車税が二八・四パーセント。二〇二〇年度では、

図表３－１－11　市税収入の推移

単位：千円

年　度	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
市税収入	1,072,281	1,290,034	1,446,000	2,221,445	3,124,768	3,072,919	3,785,152	4,247,814	4,335,541

年　度	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
市税収入	4,236,435	4,471,744	5,034,929	6,454,662	5,875,539	6,346,744	6,234,025	6,724,185	6,516,573

年　度	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
市税収入	6,676,151	6,563,368	6,948,632	7,159,399	7,689,158	8,165,184	7,483,511	8,040,105	8,159,890

年　度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
市税収入	8,208,054	8,011,174	7,917,516	7,712,761	7,584,602	7,542,320	7,290,941	7,127,835	7,370,168

年　度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
市税収入	7,468,683	9,342,903	8,872,182	8,426,774	8,665,994	8,229,989	7,749,408	7,769,541	7,696,219

年　度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
市税収入	7,593,674	7,675,435	7,993,869	7,649,977	8,230,168	7,890,195	7,384,944

それぞれ三〇・六パーセント、五三・九パーセント、二五・三パーセントと、いずれも減少している。

二〇二〇（令和二）年度からは、コンビニエンスストアでも収納ができるようになった。同年度の利用状況は、市県民税（普通徴収）が七六〇二件、一億五八八三万一〇〇〇円、固定資産税・都市計画税が一万六四三二件、二億一九〇四万二〇〇〇円、軽自動車税が一万九七九件、七九七一万円であった。

3　ふるさと納税

ふるさと納税は二〇〇八（平成二十）年度に創設された制度で、正しくは自治体への寄附である。自治体に寄附をした場合、通常は確定申告を行うことで寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除される。しかしふるさと納税では、原則として自己負担額の二〇〇〇円を除いた全額が控除対象となる。進学や就職、結婚などのために生まれ育ったまちを離れて暮らす人たちが、寄附の形でふるさとを応援できる仕組みをつくろうという発想で生まれた仕組みであるとともに、東京一極集中の現状を転換し地方に財源を回してその活性化を図るねらいもあった。

二〇一六年度には、企業版ふるさと納税の制度が創設された。国が認定した地域再生計画に位置づけられる自治体の地方創生プロジェクトについて、企業からの寄附を受け付ける仕組みである。

近年はシティプロモーションの意味合いも帯びるようになり、特色のある返礼品を競い合う状況もみられるようになった。本市でもクレジットカード決済やポイント制の導入、返礼品の対象寄附額の見直しなどに取り組んできた。二〇一六年度からは、玉野市行財政改革大綱に基づいて次のようなふるさと納税推進策を実施した。

一般のふるさと納税については、新規返礼品の追加や既存返礼品の見直しを行うとともに、寄附受付サイトの拡充や寄附支払方法の追加により寄附金の増収を図った。各種イベントや動画での広報、寄附者へのお礼状と寄附活用事例報告書の送付を行った。また二〇一七年度からは、クラウドファンディング型でふるさと納税を募る仕組み「ガバメントクラウドファンディ

図表３－１－12　ふるさと納税の寄附額の推移

年　度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
件数（件）	19	13	12	13	12	27	31
寄附額（円）	762,000	1,400,000	742,000	2,042,000	1,123,000	2,083,640	2,423,000

年　度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
件数（件）	229	767	1,167	1,706	2,030	7,272	13,137
寄附額（円）	8,240,000	30,156,000	40,332,000	81,677,000	102,906,000	131,659,000	241,754,000

年　度	2022	2023	2024
件数（件）	23,593	27,703	22,528
寄附額（円）	435,615,000	543,737,000	473,477,000

ング」を活用して、中高生グロスターホームステイ事業への支援を募っている。図表３－１－12は、ふるさと納税の寄附額の推移を示している。

企業版ふるさと納税については、二〇一六年度に地域再生計画「たまの版地方創生人財育成プロジェクト」を作成して内閣府の認定を受け、トップセールスも交えて寄附募集活動を行った。二〇一七～二〇一九（令和元）年度の三年間で計八六五五万円の寄附が集まった。続いて二〇二〇～二〇二四年度は、地域再生計画「たまのまち・ひと・しごと創生推進計画」に対して二六二〇万円（二〇二三年度末）の寄附が寄せられた。

第二節　議会

一　市議会の仕組み

1　概要

地方公共団体の議会は、憲法第九三条に規定された議事機関であり、住民の直接選挙によって選ばれた議員で構成される。

議会の主たる権限は、次のとおりである。

▽地方公共団体としての意思又は議事機関としての意思を決定する議決権　▽地域で議論が起こっている問題や今後課題になるであろうテーマについての調査、また重要な問題に関する執行状況についての調査等の調査権　▽書類の検閲や報告を請求する検査権　▽監査委員に対して監査を求め、その結果の報告を求める監査請求権　▽説明要求と意見陳述権　▽意見書の提出権　▽正副議長や選挙管理委員会委員等を選挙する選挙権▽請願及び報告の受理　▽議員に対する懲罰　▽規則の制定

議会活動を市民に広く知ってもらうため、年四回の定例会ごとに「たまの市議会だより」を発行し、全戸に配布している。創刊は一九六六（昭和四十一）年五月で、二〇二六（令和八）年五月発行の最新号は二四一号を数える。

議員の定数については、人口に応じた定数が定められ（法定定数制度）、条例により法定定数よりも減らすことができる仕

組みであったが、一九九九（平成十一）年制定の地方分権一括法により、法定定数を廃止して各自治体が条例により定めることとする（条例定数制度）とともに、人口に応じた定数上限が設けられた。さらに二〇一一年の地方自治法改正で、定数の上限が撤廃された。

本市の議員定数は一九四〇年に三〇であったが、一九六三年に二七に減員された。東児町の編入に伴い、一九七四年九月定例会で再び三〇人にする市議会議員定数条例の改正案が提案され、可決された。その後、一九八四年六月定例会において、再度二七人に減員する条例改正案が可決され、一九九九年一月の臨時会ではさらに二人減らして二五人とする条例改正がなされた。その後、二〇〇六年に二二、二〇一〇年に二一と減員が進んだ。

二〇一三年九月定例会では、直接請求に基づき議員定数を二一から一五に減らす条例改正案が提案されたが、賛成少数で否決された。二〇一四年三月定例会で、議員定数を二一から二〇に減らす条例改正案が可決された。二〇一八年三月定例会で、議員定数を二〇から一九に減らす条例改正案が可決された。二〇二三年一般選挙時点での議員定数は一九であるが、二〇二六年三月定例会で、議員定数を一九から一八に減らす条例改正案が可決された。



議　場

2 定例会・臨時会

議会は毎年三月・六月・九月・十二月に開かれる定例会と、必要に応じて招集される臨時会がある。定例会の基本的な流れは、概ね次のようなものである。第一日の本会議で議案が付議され、休会をはさんで一般質問と議案質疑や請願の付議が行われ、議案や請願は委員会に付託される。委員会での審査を経て最終日に本会議が開かれ、委員長報告の後、質疑や討論の上で、議案や請願の採決が行われる。

定例会では、議案の審議のほかに一般質問が行われる。一般質問とは、議員が執行部に対して行政全般にわたって施策の方針や事務の執行状況などについて質問したり説明を求めたりする場である。一般質問には、会派を代表して行う代表質問と個々の議員の立場で行う個人質問があり、本市では三月定例会及び市長交代後初の定例会で代表質問と個人質問、六月・九月・十二月定例会で個人質問が行われる。発言時間は、代表質問が六〇分、個人質問が四〇分（いずれも答弁含まず）となっている。

3 本会議・委員会

本会議は全議員によって構成され、議員定数の半数以上の出席が成立要件となる。議案の質疑、討論、採決などを行う議会の最終的な意思決定の場であり、また一般質問が行われる場でもある。常任委員会は、政策分野ごとに設けられた常設の委員会で、各部門における本市の事務・事業に関する調査を行い、関連の議案や請願などを審査する。任期は二年である。委員会には、常任委員会のほか、議会運営委員会と特別委員会がある。

本市では総務文教、厚生、産業、建設消防（一九九八（平成十）年度までは建設）という四つの常任委員会が設けられていた。その後、二〇一一年度より総務文教、厚生、産業建設の三常任委員会に再編された。

議会運営委員会は、円滑な議会の運営を期すため、議会運営の全般について協議し、意見調整を図る場として設置されている。

特別委員会は、個別の政策課題などを集中的に研究・審査するために設けられる委員会である。議会改革特別委員会がその代表的なものであるが、一九七〇（昭和四十五）年度から二〇二〇（令和二）年度までの間に設置された主な特別委員会は、次のとおりである。

特別委員会名	設置時期
市電廃止条例審査特別委員会	一九七一年九月
公害対策特別委員会	一九七二年八月
玉野市開発特別委員会	一九七三年六月
玉野市・東児町合併特別委員会	一九七三年一〇月
流域下水道対策特別委員会	一九七八年五月
地域開発振興対策特別委員会	一九八六年三月
地域振興対策特別委員会	一九八九年六月
宇野駅周辺整備調査特別委員会	一九九一年六月
産業振興ビル調査特別委員会	二〇〇一年六月
公共施設再編整備特別委員会	二〇一四年五月
公益財団法人玉野市スポーツ振興財団使途不明金問題調査特別委員会（百条委員会）	二〇二〇年三月

4 正副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれる。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。また、議会の事務を統理する権限と議会を代表する地位を与えられている。副議長は、議長に事故があるときや欠けたときに議長の職務を行う。歴代正副議長は図表3−1−13のとおりである。

二　市議会のあゆみ

一九七〇（昭和四十五）年から二〇二〇（令和二）年まで各定例会において可決された主な条例や意見書、臨時会の開催状況などは次のとおりである。

・一九七〇年…四・五・十一月　臨時会を開催／六月　証人等の実費弁償に関する条例を可決

図表３−１−13　歴代議長・副議長

代	議　　長	副　議　長	就任年月日日	退任年月日日
1	立石　柳次郎	高畠　史岳	1940年９月27日	1944年10月９日
2	青井　　仁	四宮　廣太郎	1944年10月26日	1947年４月29日
3	青井　　仁	篠原　良治	1947年５月24日	1949年５月17日
4	立石　　栄	諏訪　仲市	1949年５月17日	1949年10月12日
5	青井　　仁	近藤　　肇	1949年12月26日	1951年４月29日
6	大塚　嘉吉	近藤　　肇	1951年５月８日	1952年２月15日
7	青井　　仁	近藤　　肇	1952年２月19日	1953年４月30日
8	近藤　　肇	立石　明倫	1953年４月30日	1955年４月30日
9	横畑　一太	和田　寿次郎	1955年５月12日	1956年８月30日
10	横畑　一太	和田　寿次郎	1956年８月30日	1957年12月24日
11	立石　明倫	大賀　道弘	1957年12月24日	1959年４月30日
12	青井　　仁	加藤　清忠	1959年５月18日	1961年５月22日
13	加藤　清忠	山下　重太郎	1961年５月22日	1963年４月30日
14	立石　明倫	田中　　一	1963年５月16日	1965年５月25日
15	横畑　一太	奥野　栄松	1965年５月25日	1967年４月30日
16	横畑　一太	熊沢　武夫	1967年５月19日	1969年５月20日
17	青井　洋三郎	江口　　嚆	1969年５月20日	1971年４月30日
18	間庭　数男	大塚　　巴	1971年５月19日	1973年５月20日
19	大塚　　巴	四宮　陣次郎	1973年５月21日	1975年４月30日
20	大野　　渡	三宅　卓二	1975年５月14日	1977年５月24日
21	三宅　信利	近藤　虎市	1977年５月24日	1979年４月30日
22	三原　大蔵	宮脇　義親	1979年５月18日	1981年５月18日
23	田中　　一	宮地　毅一	1981年５月18日	1983年４月30日
24	田中　　一	岩沢　治邦	1983年５月11日	1985年５月16日
25	青井　洋三郎	須和田　孝人	1985年５月16日	1987年４月30日
26	須和田　孝人	礒本　和巳	1987年５月13日	1989年５月15日
27	立花　正和	中谷　幸晴	1989年５月15日	1991年４月30日
28	藤原　正己	向井　資浩	1991年５月13日	1993年５月17日
29	小泉　　馨	三宅　一典	1993年５月18日	1995年４月30日
30	熊沢　義郎	香西　圭二	1995年５月15日	1997年５月16日
31	中谷　幸晴	安原　　稔	1997年５月16日	1999年４月30日
32	井上　正登	岡田　守正	1999年５月18日	2001年５月15日
33	兼光　一弘	三宅　美晴	2001年５月15日	2003年４月30日
34	氏家　　勉	三宅　禎浩	2003年５月19日	2005年５月16日
35	藤原　　貢	伊達　正晃	2005年５月16日	2007年４月30日
36	三宅　一典	河﨑　美都	2007年５月16日	2009年５月18日
37	広畑　耕一	浜　　秋太郎	2009年５月18日	2011年４月30日
38	伊達　正晃	髙原　良一	2011年５月16日	2013年５月20日
39	河﨑　美都	三宅　宅三	2013年５月20日	2015年４月30日
40	広畑　耕一	藤原　仁子	2015年５月18日	2017年５月15日
41	氏家　　勉	渚　　洋一	2017年５月15日	2019年４月30日
42	三宅　宅三	有元　純一	2019年５月15日	2021年５月18日
43	高原　良一	大月　博光	2021年５月18日	2023年４月30日
44	氏家　　勉	山本　育子	2023年５月17日	2025年５月14日
45	三宅　宅三	大月　博光	2025年５月14日	2025年10月９日
46	大月　博光	藤原　仁子	2025年10月９日	現在に至る

・一九七一年…五・八・十一月　臨時会を開催／六月　土地改良事業分担金徴収条例、県営土地改良事業分担金徴収条例を可決／九月　電気鉄道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（市営電鉄の廃止を決定）、敬老年金条例、公共下水道条例、公共下水道事業受益者負担に関する条例を可決
・一九七二年…一・四・五・七・八月　臨時会を開催／三月　社会福祉法人の助成条例、総合文化センター設置条例を可決／九月　市営駐車場条例を可決／十二月　国民年金の改善に関する意見書案を可決
・一九七三年…二・五・九・十・十一月　臨時会を開催／三月　港湾施設条例を可決、玉野市総合計画策定について可決／五月　税制改正に関する決議案を可決／六月　乳幼児医療費給付条例を可決／九月　日雇労働者健康保険給付満了老人医療費給付条例、遺児激励金支給条例、普通河川等管理条例を可決／十月　合併調査特別委員会を設置／十一月　玉野市・東児町の合併を推進する決議案を可決／十二月　市町の廃置分合について、市町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について可決（東児町との合併）
・一九七四年…二・四・五・十月　臨時会を開催／三月　国民健康保険財政の健全化に関する意見書案を可決、開発事業の調整に関する条例、土地開発公社の設立について可決／六月　廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を可決（し尿収集手数料値上げ）
・一九七五年…一・五・八月　臨時会を開催／一月　母子家庭児童医療費給付条例（母子家庭の児童医療費を無料化）、勤労青少年ホーム条例を可決／六月　議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例を可決（議決に付すべき工事請負契約の下限額を三〇〇〇万円から五〇〇〇万円に引上げ）／九月　暴力追放に関する決議案、都市財政危機突破に関する要望書案を可決／十二月　水道事業計画の変更について可決（第七次拡張事業）／廃棄物の処理及び清掃条例の改正を可決（廃棄物の処理手数料を増額改定）
・一九七六年…五・八・十一月（十一月は二回）　臨時会を開催／十一月　じん芥焼却場敷地造成工事請負契約の件を可決／十二月　国民健康保険条例の一部を改正する条例を可決（国民健康保険税制度を保険料制度に移行）、中小企業事業分野の調整に関する法律の制定を求める意見書案を可決
・一九七七年…二・五・七・十月　臨時会を開催／三月　新玉野市総合計画の策定について可決、国民健康保険制度に関する意見書案、公害健康被害補償制度の適正化を求める意見書案を可決／六月　青少年健全育成都市宣言に関する決議案を可決／九月　老齢者医療制度確立に関する意見書案を可決
・一九七八年…一・二・五・七月　臨時会を開催／三月　市営住宅条例の一部を改正する条例を可決（市営住宅の家賃を増額改定）／九月　造船不況による特定不況地域の指定に関する要望書案、老齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書案を可決／十二月　暴力追放に関する決議案を可決

・一九七九年…五・七月　臨時会を開催／三月　一般消費税導入反対に関する意見書案を可決／六月　外国人児童手当支給条例を可決
・一九八〇年…五・八月　臨時会を開催／三月　市立地区集会所設置条例、心身障害者対策協議会条例、農政審議会条例、建築協定条例を可決／九月　姉妹都市締結について（岡谷市）を可決／十二月　道路特定財源に関する要望書案、同和対策事業特別措置法に関する要望決議案、北方領土の早期返還に関する要望決議案を可決
・一九八一年…五・八・十・十一月（八月は二回）　臨時会を開催／六月　姉妹都市締結について（大韓民国忠武市）を可決／九月　覚せい剤追放に関する決議案、道路整備に関する要望書案、塩の公益専売に関する意見書案を可決／十二月　国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書案、たばこの専売制度に関する意見書案を可決
・一九八二年…五・八月　臨時会を開催／三月　農業再建・食糧自給率向上に関する意見書案を可決／九月　市町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書案を可決
・一九八三年…一・五・八月　臨時会を開催／一月　宇野港（田井地区）の公有水面埋め立てに関して国及び県に答申する議案を可決／三月　明るい選挙推進の決議案を可決／十二月　国民健康保険制度の改善に関する意見書案を可決
・一九八四年…二・五月　臨時会を開催／三月　保健センター条例、外国人登録法改正に関する意見書案、地域別運賃制度導入による国鉄運賃値上げ反対に関する要望書案を可決／六月　道路整備財源の確保に関する意見書案、米の緊急輸入阻止と米需給計画の見直しに関する意見書案、電電公社改革に関する要望書案、非核平和都市宣言決議案を可決／九月　児童扶養手当法改正反対についての意見書案、非課税貯蓄制度に関する意見書案、国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する要望書案、シートベルト着用推進に関する決議案を可決
・一九八五年…五・八・十・十一月　臨時会を開催／六月　新産・工特の財政特別措置法の延長に関する意見書案、国立病院・療養所の整理・統廃合及び地方自治体・民間への移譲に関する意見書案、中小企業専任（又は総合政策担当）大臣の設置に関する意見書案を可決／十二月　新玉野市総合計画（第四次）の策定について可決
・一九八六年…四・五・八月　臨時会を開催／六月　国鉄再建監理委員会の最終意見実現を求める意見書案、国鉄の分割・民営化に関する意見書案を可決／九月　少額貯蓄非課税制度の存続に関する意見書案を可決／十二月　公共事業費の国庫補助負担率の引き下げ措置に関する意見書案、私学助成の充実強化に関する意見書案、大型間接税導入反対に関する意見書案を可決
・一九八七年…二・五・七月　臨時会を開催／三月　極左暴力集団根絶に関する決議、三井造船玉野事業所に関する要望書案を可決／十二月　事務分掌条例、第十次道路整備五箇年計

画の投資規模確保等に関する意見書案、国保制度にかかる厚生省改革案に対する要望書案を可決

・一九八八年…二・五・七・九月　臨時会を開催／三月　水防協議会条例、便宜置籍船に日本人船員の職場を求める意見書案を可決／九月　消費税導入に関する意見書案、国庫負担削減の撤回を求める意見書案を可決／十二月　条例の整備に関する条例、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員の人件費国庫負担存続に関する意見書案を可決

・一九八九（平成元）年…二・五・七・十一月　臨時会を開催／三月　ふるさとづくり基金条例、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を可決／六月　議員の寄付行為及び虚礼廃止に関する決議案、暴走族追放決議案を可決／九月　減債基金条例、公共施設等整備基金条例、女性問題協議会条例を可決／市の休日を定める条例を可決

・一九九〇年…五・七月　臨時会を開催／三月　新玉野市総合計画（第五次）、社会福祉事業基金条例、水田農業確立特別対策基金条例を可決／九月　工事請負契約の締結について（一般廃棄物最終処分場建設工事）を可決／十二月　精神薄弱者（児）と介護者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する意見書案を可決

・一九九一年…五・七・十月　臨時会を開催／九月　国民健康保険事業基金条例、第八次治水事業五箇年計画における積極的な投資規模の確保に関する意見書案、原爆被害者援護法制定の促進を求める意見書案、第八次治山事業五箇年計画の策定と促進に関する意見書案、ゆとり宣言決議案を可決／十二月　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書案を可決

・一九九二年…二・五・八・十月　臨時会を開催／三月　市職員の育児休業等に関する条例、競輪施設整備基金条例、暴力追放に関する決議を可決／六月　下水道事業償還基金条例、地区計画等の案の作成手続に関する条例、第三次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画における積極的な投資規模を求める意見書案を可決／九月　第一一次道路整備五箇年計画の総投資規模拡大等に関する意見書案を可決／十月　東京佐川急便事件の徹底解明と政治倫理の確立に関する決議案を可決／十二月　敬老自治体宣言案、環境宣言案を可決

・一九九三年…二・五・七月　臨時会を開催／六月　郵政事業の現行経営形態の堅持を求める意見書案、国民の祝日「海の日」制定を求める意見書案、宇野港、宇野地区の港湾再開発事業の促進に関する決議案を可決／十二月　地方分権推進法の制定を求める意見書案、道路の整備予算拡大を求める意見書案、乳幼児医療費助成制度の創設を求める意見書案、乳幼児医療費助成制度の充実を求める意見書案を可決

・一九九四年…五・八・十月　臨時会を開催／三月　ふるさと・水と土保全対策基金条例、スペイン村事業推進要望決議を可決／六月　坂本弁護士一家失踪事件の早期解決を求める意見書案を可決／十二月　認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例、港湾事業促進に関する意見書案、小中学校の教

科書無償制度堅持に関する意見書案を可決

・一九九五年…五月　臨時会を開催／三月　阪神・淡路大震災の復興対策に関する決議を可決／六月　港湾事業促進に関する意見書案を可決／九月　政治倫理の確立のための玉野市長の資産等の公開に関する条例、核保有国のあらゆる核実験に反対する決議案、海岸事業促進に関する意見書案、定住外国人に対する地方参政権など人権保障の確立に関する意見書案を可決／十二月　米兵による少女暴行事件に関する意見書案を可決

・一九九六年…二・五・七・八月　臨時会を開催／三月　違法駐車等の防止に関する条例、市立学校に関する条例、生涯学習センター条例、ポイ捨て防止に関する条例、農林水産振興センターの設置等に関する条例、地方分権の実現を求める意見書案を可決／六月　治水事業促進に関する意見書案を可決／九月　西北地域デイサービスセンター条例を可決／十二月　道路特定財源堅持に関する意見書案、乳幼児医療費無料制度の充実を求める意見書案、新たな「食料・農業・農村基本法」制定を求める意見書案を可決

・一九九七年…二・五・七月　臨時会を開催／三月　工業振興条例、けん銃等銃器の根絶に関する決議を可決／六月　郵政三事業の現行経営形態堅持に関する意見書案を可決／九月　市営住宅条例、地方事務官制度の廃止に関する意見書案、除籍簿、除かれた戸籍の附票及び除かれた住民票等の保存期間の延長に関する意見書案、道路整備予算の確保に関する意見書案、急傾斜地崩壊対策事業の推進に関する意見書案を可決／十二月　シートベルト着用推進に関する決議案を可決

・一九九八年…五・十一月　臨時会を開催／三月　生涯学習推進協議会設置条例、交流のまちづくり条例、水道事業給水条例、「国民の祝日に関する法律」の改正を求める意見書案、商店街、中小商店の振興策拡充に関する意見書案を可決／九月　情報公開制度審議会条例を可決／十二月　道路整備予算の確保に関する意見書案、青少年健全育成のための法律制定を求める意見書案、地方事務官の地方公務員への身分移管を求める意見書案を可決

・一九九九年…一・五月　臨時会を開催／一月　議会議員定数条例の改正を可決（議員定数を二人減員し二五人に）／三月　市民病院准看護婦養成に関する条例を廃止する条例、介護保険法の充実に関する意見書案を可決／六月　介護認定審査会の委員の定数等を定める条例を可決／九月　道路整備予算の確保に関する意見書（案）を可決／十二月　情報公開条例、ボランティア活動研修センター条例、火入れに関する条例、自転車駐車場条例、聴覚障害者の社会参加を制限する法令の早期改正を求める意見書案を可決

・二〇〇〇年…二・五・七月　臨時会を開催／三月　介護保険条例、介護保険円滑導入基金条例、介護保険高額サービス費等資金貸付条例、漁港管理条例、港湾水域占用料徴収条例、豊島産廃汚水流出の早期対策と処理計画案の説明を求める意見書案、第60回国民体育大会に関する決議案を可決／六月

裁判官の増員に関する意見書案、乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書案、1型糖尿病医療費補助の対象年齢延長等に関する意見書案、本市において発見された放射性物質の処理に関する意見書案、道路整備予算の確保に関する意見書案を可決／七月　豊島産廃直島処理に関する市民説明会開催を求める意見書案を可決／九月　自転車等放置防止条例、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例を可決／十二月　建築審査会条例、日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しを求める意見書（案）、『親父も頑張るぞ！子どもの健全育成推進の市』決議（案）を可決

・二〇〇一年…五月　臨時会を開催／三月　市議会政務調査費の交付に関する条例、個人情報保護条例、職員の再任用に関する条例、精神障害者地域生活支援センター条例、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会条例、総合保健福祉センター条例、介護保険制度の改善・充実を求める意見書案を可決／九月　道路整備予算の確保に関する意見書案を可決／十二月　誰もが安心してよい医療を受けられるための意見書（案）、直島エコタウン計画に関する市民説明会開催を求める意見書（案）を可決

・二〇〇二年…五・七月　臨時会を開催／三月　安全と安心のまちづくり推進条例、男女共同参画推進条例、公益法人等への職員の派遣等に関する条例、環境基本条例、市立児童館条例、小規模集合排水処理施設条例を可決／六月　道路整備予算の確保に関する意見書案、診療報酬明細書調査に関する早期解決を求める意見書案、直島エコタウン事業に関する意見書案、第60回国民体育大会に関する決議案を可決／九月　八浜町並み保存拠点施設条例、男女共同参画都市宣言案を可決／十二月　市議会特別委員会設置要項案を可決（市議会に市町村合併調査特別委員会を設置）

・二〇〇三年…二・五・十一月　臨時会を開催／三月　リサイクルプラザ条例、下水道事業の設置等に関する条例、有事法制関連三法案の慎重審議を求める意見書案を可決／六・十一月　税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書案、市町村合併にかかわる意見書（案）を可決／九月　道路整備予算の確保に関する意見書案、豊島廃棄物等処理事業に関する意見書案を可決／十二月　防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書案、一人ひとりに行き届いた教育を実現するため教育予算を拡充し、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書案を可決

・二〇〇四年…五月　臨時会を開催／三月　緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書案、地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減に対する意見書案を可決／六月　姉妹都市締結について可決（米国グロスター市）／九月　道路整備予算の確保に関する意見書案、競輪事業のさらなる改革を求める意見書案、地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書案、雇用の安定を求める意見書案、日本郵政公社（国営）の堅持に関する意見書案を可決／十二月　平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する意

見書（案）を可決

・二〇〇五年…二・五・十一月　臨時会を開催／三月　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、すべての子どもたちの豊かな発達保障につながる障害児教育（特別支援教育）の充実を求める意見書案、岡山県議会議員の選挙区見直しを求める意見書案、障害者福祉と自立支援策の充実を求める意見書案を可決／六月　地方議会制度の充実強化に関する意見書案、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書案を可決／九月　公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、道路整備予算の確保に関する意見書案を可決／十二月　公の施設における暴力団の利益になると認められる使用を制限するための関係条例の整備に関する条例、議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）、「地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）を可決

・二〇〇六年…五月　臨時会を開催／三月　国民保護協議会条例、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書案、単県医療費公費負担制度の見直し（案）の撤回を求める意見書案を可決／六月　個別外部監査契約に基づく監査に関する条例、長島・光明のハンセン病療養所を地域に開かれた医療・福祉施設として存続・発展させることを求める意見書案、道路整備予算の確保に関する意見書案を可決／九月　障害者地域活動支援センター条例を可決／十二月　病院事業の設置等に関する条例、介護保険制度の改善を求める意見書案、障害者自立支援法の見直しを求める意見書案を可決

・二〇〇七年…五・十一月　臨時会を開催／三月　副市長定数条例、市立市民センター条例、日の出ふれあい会館条例、病院事業管理者の給与等に関する条例、病院事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業使用料及び手数料条例、建設関係手数料条例、都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例、みんなで築くたまのプラン（玉野市総合計画）の策定についてを可決、新たな「食料・農業・農村基本計画」の具体化に関する意見書案を可決／六月　道路整備予算の確保に関する意見書案を可決／九月　郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、私学助成の充実を求める意見書案、私学助成の拡充と助成制度改定における一層の充実を求める意見書案を可決／十二月　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書案、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書案、道路整備財源の安定的な確保を求める意見書案を可決

・二〇〇八年…五月　臨時会を開催／三月　地方財政に関する意見書案、後期高齢者医療制度に関する意見書案を可決／六月　「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書案、長島愛生園・邑久光明園のハンセン病

療養所を地域に開かれた医療福祉施設として存続・発展させることを求める意見書案、障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書案、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案を可決／九月　私学助成の充実を求める意見書案、私学助成の拡充と県の「財政危機宣言」による助成制度見直しについての意見書案、地域医療を守る意見書案を可決／十二月　「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書案、レセプトオンライン請求の完全義務化撤廃を求める意見書案、介護保険制度の見直しを求める意見書案を可決

・二〇〇九年…五・十一月（十一月は三回）　臨時会を開催／三月　地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の運用にあたって地方自治原則の堅持を求める意見書案、気候保護法の制定に関する意見書案、保険業法の見直しを求める意見書案を可決／六月　公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案を可決／九月　所得税法第五六条の廃止を求める意見書案、天皇陛下即位二〇年に関する賀詞決議案を可決／十二月　教育予算の拡充を求める意見書案、私学助成の充実を求める意見書案、私学助成の拡充並びに岡山県私学助成制度の激変緩和措置の見直しについての意見書案を可決

・二〇一〇年…五・十一月（十一月は二回）　臨時会を開催／三月　競輪施設整備基金条例、宇高航路存続に向けた支援を求める意見書案を可決／六月　永住外国人地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書案、「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書案を可決／九月　協働のまちづくり基本条例、私学助成の充実と私立高校の無償化を求める意見書案、私学助成施策の充実を求める意見書案を可決

・二〇一一年…三・五・十一月（十一月は二回）　臨時会を開催／三月　ＴＰＰ交渉に関する意見書案、ＪＫＡ交付金制度の改善を緊急に求める意見書案、ＴＰＰ交渉参加に関する意見書案を可決／六月　特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を可決／九月　ポリオ不活化ワクチンの早急な導入についての意見書案、私学助成施策の充実を求める意見書案（国・県）を可決

・二〇一二年…五・十一月　臨時会を開催／三月　犯罪被害者等支援条例、暴力団排除条例、教育サポートセンター条例、工場立地法準則条例、障害者総合福祉法の制定を求める意見書案を可決／六月　児童発達支援センター条例、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書案を可決／十二月　市議会の議決すべき事件を定める条例、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書案を可決

・二〇一三年…二・五・十一月　臨時会を開催／三月　コンプライアンス条例、新型インフルエンザ等対策本部条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促

進に関する法律に基づく特定公園施設の設置の基準を定める条例、市営住宅等整備の基準に関する条例、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を可決／六月　下水道事業審議会条例、社会保障としての国民健康保険制度の確立を求める意見書案を可決／九月　水産業振興基金条例、地方税財源の充実確保を求める意見書案、消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用を求める意見書案、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書案を可決

・二〇一四年…五・十一月　臨時会を開催／三月　「手話言語法」制定を求める意見書案、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案、市議会議員定数条例の一部を改正する条例案を可決／九月　職員の配偶者同行休業に関する条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を可決

・二〇一五年…一・五・十一月　臨時会を開催／三月　飲酒運転根絶に関する条例、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、認定こども園に関する条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例、放課後児童クラブ条例、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例、子ども医療費無料制度の創設を求める意見書案を可決／六月　地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書案を可決／九月　友好都市締結について（静岡県磐田市）可決／十二月　行政手続における個人番号の利用に関する条例を可決

・二〇一六年…五・十一月　臨時会を開催／三月　行政不服審査法施行条例、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を可決／十二月　条例の読点に関する特別措置条例、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を可決

・二〇一七年…五・十一月　臨時会を開催／三月　人と動物との共生社会の推進に関する条例、市営宇野駅前駐車場条例、家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書案を可決／九月　手話言語条例を可決

・二〇一八年…五・十一月　臨時会を開催／三月　廃棄物減量等推進審議会条例、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を可決／十二月　がん対策推進条例を可決

・二〇一九（令和元）年…五・十一月　臨時会を開催／三月　玉野市総合計画策定について、離島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例、玉野市教科用図書選定委

員会条例、玉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、玉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、玉野市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例、玉野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を可決／九月　成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例、玉野市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、玉野市土地開発公社の解散についてを可決／十二月　印鑑条例、成年後見制度利用促進審議会条例、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書を可決

・二〇二〇年…一・五・七月　臨時会を開催／三月　市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、空家等の適切な管理の促進に関する条例、水道事業審議会条例、看護師の全国を適用地域とし特定最低賃金の新設を求める意見書を可決／六月　地方財政の充実・強化を求める意見書、自立支援医療費助成の改善及び精神障害者を岡山県心身障害者医療費公費負担制度の対象に加えることを求める意見書、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を可決／九月　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を可決／十二月　地方税法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例、玉野医療センターに係る重要な財産を定める条例、渋川野営場条例、公益財団法人玉野市スポーツ振興財団使途不明金問題調査特別委員会の調査経費追加を求める決議を可決

三　議会改革

政務活動費（政務調査費）の使途透明化　政務活動費は、議員が市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に交付される費用であり、二〇一二（平成二十四）年までは政務調査費と呼ばれていた。二〇〇七年六月定例会において、委員会提出議案として玉野市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正案が可決された。これにより、政務調査費の交付申請に際して領収書の添付が義務づけられた。

二〇一二年の地方自治法改正によって政務調査費が政務活動費となったのに伴い、本市でも二〇一三年二月の臨時会において条例が改正された。現在、政務活動費の額は月額三万五〇〇〇円で、交付を受けた会派の経理責任者又は議員は所定の収支報告書に一円以上の領収書その他支出の事実を証する書類を添付して議長に提出する。また、半期ごとに最初の月に半年分が交付され、交付を受けた年度の政務活動費に残余が生じた場合は返還することとしている。

また同条例では、交付対象となる政務活動に要する経費として、次の項目を挙げている。

研修費／調査研究費／資料作成費／資料購入費／広報費／広聴費／要請・陳情活動費／会議費／人件費／事務所費

会議の公開・放映　本会議は予約なしで誰でも傍聴でき、先着順で四〇席用意されている。多数の傍聴者が予想される場合は、傍聴券を配布し、入場を制限することがある。委員会も原則として公開しており、五人まで傍聴できる。

二〇一七（平成二十九）年八月三十一日、玉野市議会初めての取り組みとして、商業施設メルカと宇野駅前で議会傍聴の呼びかけを行った。チラシを配りながら、九月七日から始まる定例会の傍聴を呼びかけた結果、六月定例会は二九人だった傍聴者が九月定例会は九七人と大幅に増加した。

議会の会議録については、二〇〇三年度からインターネット上に公開され、誰でも気軽に閲覧できるようになった。現在では検索機能も充実している。

会議の放映については、二〇〇七年十二月定例会より議会本会議の放映を開始した。ケーブルテレビ13ch（生中継・録画）とインターネット（録画）で放映が始まり、二〇一四年六月からはインターネット（ユーストリーム）での生配信も始まった。二〇一八年九月には、ユーストリームからユーチューブによるライブ放映・録画放映へと変更された。なお、二〇二六（令和八）年三月末をもって、ケーブルテレビ13chでの放映を終了した。

議会基本条例　全国的に議会改革の機運が高まるなか、本市でも二〇一一（平成二十三）年六月に議会改革特別委員会が設置された。約二〇回の会議を重ねて、二〇一二年六月の全員協議会に議会基本条例素案を提示し、協議検討。それをもとに、特別委でさらに検討を加え、出来上がった素案を同年十一月一日から十二月二十六日までパブリックコメントにかけた。一三七人から意見が寄せられた。また十一月十日には議会改革説明会を開催し、市内三三団体から四九人が参加した。

そして、二〇一三年二月に開催された市議会臨時会に議会基本条例案が提案され、可決された。

玉野市議会基本条例の主な内容は次のとおりである。

・賛否の公表…議決責任の観点から、各議員の議案に対する賛否を原則として公表する。

・情報公開及び市民参加…市民への説明責任を果たすため、議会活動の情報を積極的に公開する。

・議会報告会の開催…市民向けの議会報告会を市内各地で開催する。

・反問権の付与…本会議・委員会において、議員からの質問・質疑に対し、論点を明確にするため市長等が議員に対して反対に質問することを認める。

・議会広報の充実…多くの市民に議会と市政に関心を持ってもらえるよう、議会広報を充実する。

二〇一三年五月七・十三・十五日の三日間にわたり、市内七か所で初めて議会報告会を開催し、計一九四人の参加者があっ

た。議会の取り組みを説明するだけでなく、参加した市民からもたくさんの質問や意見が出され、有意義な報告会となった。二〇一五年度は春に市議会議員選挙があったことから十一月の開催となり、二〇人の議員が一堂に会して二会場で行う方式に変更された。

また、議会基本条例に基づき、二〇一三年八月発行の「市議会だより」から、賛否が分かれた議案に対する各議員の賛否が掲載されるようになった。

二〇一九（令和元）年九月定例会で、さらに議会改革を進めるため議会改革特別委員会を設置。当面の課題として、災害時における議会の対応、議員研修の充実強化、議会ＩＣＴ化の推進について協議を進めていくことになった。二〇二〇年度には玉野市議会業務継続計画（議会ＢＣＰ）を策定した。大規模災害などの非常事態においても議会機能を維持するため、迅速・適切な初動対応や災害対応等に関する必要事項を定めたものである。

また二〇一九年度には、議会運営委員会において議会基本条例の各条文の検証評価を実施した。二四項目について、Ａ（達成）・Ｂ（一部達成）・Ｃ（未達成）の三段階で評価した。第五条「議決責任」、第一四条「議決事件の追加」の二項目がＡ、第一一条「政策形成過程の説明要求及び評価」、第一八条「議員研修の充実強化」、第一九条「調査機能の充実」、第二一条「議会図書の充実」がＣとされた。

議員発議による条例制定　二〇一七（平成二十九）年十一月に開催された議会運営委員会において、議会改革の一環として議員発議による条例提案を行うことになり、厚生委員会では本市独自のがん対策推進条例を制定することとなった。同委員会において七回の協議会を開き、がん教育の推進、がん患者や家族の精神的なケアの充実など条文の内容を検討するとともに、市内の医療関係団体などと意見交換を行った。二〇一八年九月の全員協議会で厚生委員会から経過説明を行い、二〇一九年四月の条例施行を目指すことを確認。同年十二月定例会に議員発議による初の政策条例として玉野市がん対策推進条例が提案され、全会一致で可決された。

百条委員会　二〇二〇（令和二）年三月に、公益財団法人玉野市スポーツ振興財団使途不明金問題調査特別委員会が設置された。市町村の事務に対する議会の調査権を規定した地方自治法第一〇〇条に基づく、いわゆる百条委員会である。

本市の外郭団体である玉野市スポーツ振興財団は、二〇〇六（平成十八）年度から二〇一七年度まで指定管理者として本市のスポーツ施設の管理運営を行っていた。二〇一八年度から新たな団体が指定管理者となったのをきっかけに、同財団の職員が二〇一三年以降四つの定期預金（本市からの出捐金）を解約するなど不正に基本財産を欠損させ、使途不明金を発生させていたこと、またその発覚を遅らせるための偽装・隠ぺい工作が行われていたことが明らかになった。

特別委員会では、当該外郭団体の定期預金の不正解約・使途不明金問題の実態解明に関する事項、玉野市並びに玉野市教育

委員会の当該外郭団体に対する監督体制に関する事項、当該外郭団体を除く地方自治法第二二一条第三項に規定する外郭団体に対する監督体制の現状に関する事項を調査することとなった。

特別委員会は八回にわたる委員会で関係者への意見聴取などを進め、二〇二〇年十二月の定例会で中間報告を行った。中間報告では、財団が管理し市へ納入すべきであったスポーツ施設使用料の管理・取扱いが明確に規定されていないことなど、一一の原因が列挙された。

翌二〇二一年三月定例会では、最終報告が行われた。会計処理を経理担当者に任せきりにしていた歴代財団理事長・副理事長や、管理監督体制が機能していなかった市及び市教育委員会の責任を指摘し、毀損された出捐金の回収を責任をもって行うことを求めた。

子ども議会・女性議会　二〇〇二年（平成十四）、二〇〇八年、二〇一〇年には中学生を対象として子ども議会を開催した。このうち二〇一〇年には、市内の中学生に議会の仕組みを体験する機会を提供し、次世代を担う子どもたちの市政への理解と関心を育み、今後の市政運営の参考にすることを目的に、市制七〇周年を記念して実施した。

また、二〇〇〇年、二〇一四年には女性議会を開催した。二〇〇〇年十月十八日には、公募等により集まった二六名の女性議員の中から、当日は一〇名が質問を行い、市長らに答弁を求めた。主な質問は次のとおりである。

▽育成センターにおける女性の活用について　▽介護保険制度導入後の状況と今後の対応について　▽豊島の産業廃棄物直島処理の影響と今後の監視体制について　▽少子化対策「たまの子育てプラン」の実行状況について　▽ファミリー・サポート・センター事業の取組について



子ども議会の様子（2010年）

第二章　市民生活

第一節　まちづくり

一　地域自治

1　自治会・町内会

自治会・町内会の位置づけと役割　自治会・町内会は、地域の自主的なコミュニティづくりの主体となる自治組織である。家族による自助、行政による公助の間で、共助を担う組織と言える。任意団体であり加入義務はないが、加入すれば地域内での情報や行政からの情報提供をはじめ、地域の美化や防犯・防災活動などによる安全の確保など、地域における課題等への対応もしやすくなる。自治会・町内会の役割は、互いに支え合い、住みよいまちを作っていくことであり、親睦行事などを通じて住民同士が交流を深めたり、地域の生活環境の向上に取り組むなど、さまざまな活動を行っている。

市民活動支援　一九八〇（昭和五十五）年度から、次のようなコミュニティづくりの補助制度が始まった。

①地区集会所などの建設費補助…住民自治組織が行う地区集会所等の建設や既存の施設の増改築・修理に要する費用の一部（四〇パーセント以内）を補助。新築の場合上限三五〇万円、増改築等は上限一〇〇万円。

②コミュニティの組織づくり等の補助…組織づくりに必要な会議費、研修費、印刷費などの費用を補助。上限一〇万円で期間は一年。また、住民自治組織が行う清掃、交通安全、防犯、防災、緑化等の活動に要する費用を補助。活動費の五〇パーセント以内、上限一〇万円で、期間は三年以内。

同年六月七日には、第一回コミュニティ代表者連絡協議会が市役所で開かれた。市内の自治会連合会などの代表者約三〇人が参加し、日ごろの各地区のコミュニティ活動などについて活発な意見発表が行われた。

続いて同年秋には、活動促進のため次のようにコミュニティモデル地区を指定した。

・組織づくりの補助…宇野地区連絡協議会、奥玉地区連合自治会、山田地区連絡協議会、荘内連合自治会、大崎小学校区コミュニティ協議会

・活動費の補助…東児地区公民館普及推進協議会、田井懇話会、玉原地区コミュニティ協議会、碁石自治会、築港日の出自治会、御崎シーサイド自治会

・施設整備費の補助…長尾竹ノ下団地自治会

そして同年十二月に、コミュニティ代表者連絡協議会が発展的に解消する形で、玉野市コミュニティ協議会が設立された。各コミュニティ組織間の連絡調整や交流を主な目的とし、コミュニティの集いや地域交流グラウンドゴルフ大会を毎年開催している。コミュニティの集いでは、各地域でコミュニティ活動の振興に功績のあった個人・団体を表彰するほか、交流会・研修会などを実施している。二〇二五（令和七）年度時点での

加入団体は図表3－2－1のとおりである。

一九八一年度・一九八二年度には、次のとおりコミュニティモデル地区が指定された。

〈一九八一年度〉

・組織づくりの補助…築港地区地域づくり準備委員会、後閑学区連絡協議会、玉地区コミュニティ連絡協議会

・活動費の補助…東児地区公民館普及推進協議会、玉原地区コミュニティ協議会、奥玉地区連合自治会、碁石自治会、御崎シーサイド自治会、藤井コミュニティハウス運営委員会、日比地区連絡協議会、大崎小学校区コミュニティ協議会、山田地区連絡協議会、田井懇話会、荘内連合自治会、渋川コミュニティ協議会

・施設整備費の補助…見能公民館、下山坂公会堂、木ノ味団地集会所、宗津公民館、後閑公会堂、豊岡公民館、御崎集会所

〈一九八二年度〉

・活動費の補助…御崎シーサイド自治会、日比地区連絡協議会、東児地区公民館普及推進協議会、宇野地区連絡協議会、藤井コミュニティハウス運営委員会、碁石自治会、第一向日比深井コミュニティ協議会、大崎小学校区コミュニティ協議会、渋川コミュニティ協議会、荘内連合自治会、山田地区連絡協議会、玉原地区コミュニティ協議会、後閑学区連絡協議会、奥玉地区連合自治会、築港東コミュニティ協議会、築港西コミュニティ協議会、田井懇話会、玉地区コミュニティ連絡協議会

・施設整備費の補助…北浦集会所（長尾）、直添公会堂（下山坂）、玉原ニュータウン集会所

一九八二年度には、玉野市コミュニティ施設整備資金融資制度が創設された。千北隆山氏からの寄付金一〇〇〇万円を原資とする基金を設置し、これを基礎として地区集会所の建設資金を金融機関を通じて融資する制度。融資額は一件当たり五〇〇万円以内で、利率は年利六パーセント、償還期間は六〇か月以内であった。

なお、各地区でコミュニティが組織されているため、現在は組織づくりの補助は行っていない。現在では、ほかにも次のような各種の支援制度がある。

・市民活動保険…市民がボランティア活動などの市民活動を

図表3－2－1　2025年度玉野市コミュニティ協議会加入団体一覧

番号	名　称
01	田井地区コミュニティ協議会
02	築港東コミュニティ協議会
03	築港西コミュニティ協議会
04	宇野地区連合自治会
05	藤井地区自治連合会
06	玉地区コミュニティ協議会
07	奥玉地区連合自治会
08	玉原地区コミュニティ協議会
09	玉原ニュータウン協議会
10	レイク玉原町内会
11	和田地区コミュニティ協議会
12	和田社宅自治会
13	第一向日比・深井コミュニティ運営協議会
14	向日比２丁目コミュニティ協議会
15	日比地区連絡協議会
16	御崎シーサイド自治会
17	渋川連合自治会
18	荘内連合自治会
19	八浜自治会
20	大崎小学校区コミュニティ協議会
21	波知地区コミュニティ協議会
22	見石ニュータウン自治会
23	山田地区コミュニティ連絡協議会
24	後閑学区コミュニティ協議会
25	東児地区コミュニティ協議会



コミュニティ協議会によるグラウンドゴルフ大会

行っているときに発生した事故について保険金を給付する制度で、怪我をした場合の傷害保険と第三者に損害を与えた場合の賠償保険がある。

・放送施設設置補助…自治会等がコミュニティ活動などに放送施設を新設又は修繕する費用を補助。

・自主防災組織設置補助…新しく結成された自主防災組織に対し、防災資機材の購入に要する経費を補助。

・私道等の整備補助…私道等の整備に必要な経費の一部を補助。

・環境衛生施設整備補助…市内において、ごみステーション等の環境衛生施設の新設又は修繕に要する費用を補助。

・資源ごみ回収推進団体報奨金…自主的に資源ごみ回収活動を実施する市民団体に対する報奨金を助成。

2 老人クラブ

老人クラブは六〇歳以上を加入条件とし、健康で生きがいに満ちたシニア生活のための活動の場を提供する親睦組織であると同時に、子どもの見守りや交通安全などの活動を通じて社会福祉に貢献する地域活動団体である。地域ごとに組織される単位クラブと、その連合体である玉野市老人クラブ連合会で構成される。

二〇〇六（平成十八）年度は、単位クラブ数が七五、会員数は五五五七人（男性一九九八人、女性三五五九人）であったが、クラブ数も会員数も減少傾向にあり、二〇二二（令和四）年度は単位クラブ数が六〇、会員数は三一八〇人（男性一二〇九人、女性二〇七一人）となっている。特に女性会員の減少が著しい。予算規模も、二〇〇六年度の一八五七万二〇〇〇円から二〇二二年度は一二八三万六〇〇〇円と、約三割縮小している。

連合会の具体的な活動としては、次のようなものが挙げられる。

・学習・教養活動…女性リーダー研修、老人クラブリーダー研修

・健康づくり・介護予防活動…グラウンド・ゴルフ大会、ウォーキング大会、ディスコン大会。以前はゴルフやゲートボールやボウリングの大会も行われていた。

・地域活動…交通安全・防災・防犯活動、清掃奉仕活動

・広報活動…年一回「玉野市老連だより」を発行

・世代交流・他団体との交流…ふれあい世代間交流、共同募金活動への参加、交通安全等各種事業への参加

・女性会員の活動…特養などへの慰問活動

一九八三（昭和五十八）年度からは、老人クラブが行う老人集会所等の建設に要する費用（用地の取得費・造成費を除く）の一部を補助する制度がスタートした。補助率は四〇パーセント以内で、上限は新築の場合が一五〇万円、増改築・修理の場合が一〇〇万円。

二　市民活動・協働

1 市民活動支援

ふるさとづくり事業　一九九一（平成三）年度から「ふるさとづくり事業」がスタートした。地域の個性を生かし、創意工夫を凝らした独創的・個性的な地域づくりを支援することを目的とする事業である。初年度は、次の二つの事業を実施することとし、参加を希望する市民・グループや助成を希望する団体を公募した。

①国内・海外研修派遣事業…募集人員は国内一〇人・海外五人で、応募資格は一六歳以上の市民又はグループ（生徒・学生を除く）。研修費用の三分の二（上限は国内一〇万円、海外四〇万円）を助成。

②芸術・文化振興助成事業…地区に伝わる文化・芸能等の保存育成並びに新たな地区の文化・芸能等の創造活動を行っている市内の団体に対して、活動経費・備品購入・施設整備経費の三分の二（上限五〇万円）を助成。

初年度は、次のような事業実績が報告された。

①国内・海外研修派遣事業…▽施設野菜研究会＝四人が農業研究で北海道へ　▽近藤百合子さん＝俳句研究で愛媛県松山市へ　▽玉野国際交流会＝三人が国際ボランティア活動などの研究でスウェーデンへ　▽玉野商工会議所婦人会＝三人が地域産業研究で富山県へ

②芸術・文化振興助成事業…▽波知獅子舞保存会＝獅子頭修理等　▽玉野地踊保存会＝地踊衣装一式　▽上山坂荒神宮獅子舞保存会＝獅子舞衣装

一九九五年度からは、事業のメニューを大幅に拡大した。一つは、国内・海外研修派遣事業を人材派遣・育成事業と名称変更し、応募資格を小学生以上の市民又はグループとした（小中学生については、助成額の上限が国内五万円、海外二〇万円）。もう一つは、新たに芸術・文化等市内団体イベント支援事業を設けた。文字どおり、市民団体が自ら企画・実施する芸術・文化イベントを支援するもので、イベント経費の二分の一を助成。

同年度の事業実績の中では、人材派遣・育成事業の一つとして、社団法人玉野青年会議所の引率による小学生一〇人の韓国・統営（トンヨン）市でのホームステイが採択された。また芸術・文化等市内団体イベント支援事業については、玉野市音楽協会による王子が岳野外コンサート、玉野チェンバーオーケストラによるN響メンバーを交えたコンサート&フォーラム、玉野子ども劇場による舞台劇が実施された。

二〇〇二年度のふるさとづくり事業では、まちおこしイベント支援のほかにNPO法人設立支援事業を開始した。法人格取

得に関する経費と、事前に必要な広報等諸費用について、その二分の一（上限五万円）を助成するもの。同年度は一団体に対して助成を実施した。

2 ボランティアの推進

一九九一（平成三）年十二月、玉野市社会福祉協議会内に玉野市ボランティア連絡協議会が設置された。市内の主なボランティア活動団体は、同協議会の登録団体となっている。二〇一四年度の時点では一九団体が登録されていたが、その後やや減少し、二〇二四（令和六）年度は次の一三団体が登録している。▽玉野朗読奉仕の会　▽玉野地区ＢＢＳ会　▽玉野手話サークル　▽玉野奇術クラブ　▽玉野レクリエーション協会　▽昔こっぷり　▽玉野おもちゃの病院　▽子育て研究会「ほっとポケット」　▽奥玉みんなの会　▽たまの要約筆記サークル　▽人形劇サークル「パペット」　▽玉野傾聴ボランティア「パレット」　▽缶フラワー

各団体の活動分野は、手話通訳や要約筆記活動、レクリエーション支援や子育て支援などの社会福祉分野を中心に多彩である。その活動拠点となるボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する情報の提供を行うとともに、ボランティアに関する相談を受け付けている。

社会福祉協議会では、ボランティア養成講座を定期的に開催している。また前述のふるさとづくり事業の中で、地域社会奉仕・ボランティア活動支援事業をメニューの一つに加えていたこともあった。

一方、ボランティア推進を図る施策として、本市では一九八六（昭和六十一）年から、毎年六月と九月に全市一斉クリーン作戦と銘打って清掃活動を行っている。各地区コミュニティや環境衛生団体、官公庁、事業所などに広く参加を呼びかけている。

清掃場所は、公共施設、各事業所周辺の公衆用道路、公園など。可燃物、びん、缶、ペットボトル、その他の不燃物に分別し、透明又は半透明の袋に入れてひとまとめにし、後で市が収集する。


全市一斉クリーン作戦

3 総合計画と市民参加

本市の総合計画に「市民参加」という言葉が初めて明記されたのは、一九八一（昭和五十六）年に策定された新玉野市総合計画においてである。行政運営の項において、「計画の推進にあたっては、市民憲章を規範とし市民の主体的参加と、市民の

意見の反映に努め、市民と行政が英知を結集して計画の達成を図る必要がある」と記した。各種審議会や委員会における委員の市民公募、パブリックコメント、第一章第一節「三　広報広聴」で記した各種の広聴制度などがその例である。

一九八六年三月策定の新玉野市総合計画では、計画の策定過程そのものに市民参加の手法を取り入れた。市民意識調査、市長と話す会、新玉野市総合計画策定懇談会といった取組である。こうした手法はその後も基本的に引き継がれ、二〇〇七（平成十九）年四月策定の総合計画は名称そのものが「みんなで築くたまのプラン」と、市民参加を前面に打ち出すものになった。また同計画の策定に際しては、中央公民館及び各市民センター単位で地域懇談会を開催するという、より地域密着の市民参加に踏み込んだ。記述式のアンケートをもとに、各館長が地域のコーディネーターとなり、自治会役員をはじめとする住民が集まって地域づくりの課題や解決策を話し合う催しである。その成果は、基本構想の中に「地域の方向性」として、一〇の地域別に必要施策や将来像を明記したことに現れている。

このような地域懇談会は、二〇一二年四月策定の玉野市総合計画後期基本計画、二〇一九年四月策定の玉野市総合計画でも実施された。

4 協働の推進

協働のまちづくり基本条例　協働とは、市民と行政が互いを尊重しながら情報を共有し、足りない点を補い合いつつ一緒にまちづくりを進めていくことを意味する。前述したような、市民活動やボランティアを行政が支援したり、まちづくりに市民が参加することも、協働の具体的な形の一つである。

本市では、地方分権や少子高齢化といった背景のもと、協働をより一層進めていくことが不可欠であることから、二〇〇八（平成二十）年四月に玉野市協働のまちづくりの指針策定委員会を設置した。学識経験者、市民代表、公募市民で構成され、七回の会合を重ねて二〇〇九年二月二十七日に報告書を市長に手渡した。また、二〇〇八年二月から五月にかけて市内一〇市民センターでタウンミーティングを開催し、二〇〇九年十一月には協働のまちづくりシンポジウムを催した。

こうした取組を経て（仮称）玉野市協働のまちづくり基本条例（案）を取りまとめ、パブリックコメントの手続きののち二〇一〇年九月の市議会定例会に条例案を提案。同議会で可決成立し、翌二〇一一年四月に施行された。

同条例の第四条では、「まちづくりは、市民のしあわせと安心して住み続けることができるまちの実現をめざして進めるものとする」と、協働のまちづくりの理念を掲げた。また第五条では、次の三つの基本原則を示している。

①市民は、市政への参加の機会が保障されること。
②市民、市議会及び市は、協働してまちづくりを行うこと。
③市民、市議会及び市は、市政に関する情報を共有し合うこと。

協働のまちづくり事業　協働のまちづくり基本条例が施行された二〇一一（平成二十三）年度から、協働のまちづくり事業が

始まった。市内の自治会、ＮＰＯ、ボランティア団体などが実施する社会貢献活動に対して補助金を交付する制度で、同条例に規定された地域自治活動への支援の一環と位置づけられ、制度開始当初は個人市民税の一パーセントを財源としていたが、現在は一般財源を用いて実施している。公募制で、応募資格は玉野市内に所在地を有し、玉野市民五人以上で構成される地域自治活動団体であることなど。補助率は九〇パーセント以内で、上限は当初五〇万円であったが、現在は三〇万円となっている。一年目に採択された二三の事業と団体は次のとおりである。

①田井歴史資料作成（田井歴史研究会）　②「塩づくりの里・山田」の情報発信及び広報による街づくり事業（山田まちづくり講座）　③街並保存推進事業の一環活動（櫻屋幸吉保存会）　④花壇製作（天満町内会）　⑤和田大池西集会所周辺環境美化活動事業（徒歩の会極楽トンボ）　⑥日の出公園緑化事業（日の出自治会）　⑦憩い・彩り花壇整備事業（はなくらぶ）　⑧地域活性化の支援と地域環境をよくしよう in 向日比（向日比一丁目ゼロイチ会）　⑨地域環境整備事業（たかの巣町内会）　⑩環境美化活動支援事業（大崎スポーツクラブ）　⑪宇野港の未来を担う「子どもたちの手形」事業（うの港13）　⑫竹伐採による地球温暖化防止事業（エコライフ玉野）　⑬藤井地区「ポイ捨ての無い きれいな散歩道」啓発活動（藤井地区自治連合会）　⑭里山づくり探検隊 研究プロジェクト（藤井地区自治連合会）　⑮藤井地区 防災訓練の実施（津波を想定）（藤井地区自治連合会）　⑯まもるん計測2号第一期計画～24時間雨量自動計測体制の整備と標準係数による日時別町内土壌雨量指数の算出（畑総町内会）　⑰玉野活性化・地域ブランド化事業「たまの自衛艦カレー」（玉野商工会議所観光交通委員会）　⑱第一九回新春親子凧揚大会（築港東コミュニティ協議会）　⑲天神坊ふれあい農園地域子ども達の農業体験事業（天神坊ふれあい農園組合）　⑳伸ばそう！健康寿命（玉野市愛育委員協議会）　㉑パラダイス玉野ノルディックウォーキングおやじサンタクロース（パラダイス玉野）　㉒見守りボランティア（八浜小学校防犯パトロール隊）　㉓あすなろワーク（あすなろ会）

二〇一二～二〇一三年度は約二〇事業、二〇一四年度以降は一〇前後の事業が毎年採択されている。

二〇二一（令和三）年度には、市からＮＰＯやボランティア団体に対し、協働して取り組みたい事業の提案を求める「行政提案型協働のまちづくり事業」を新設し、「地域人材の育成及び発掘」をテーマに協働事業の募集を行った。また二〇二二年度には、協働のまちづくり事業の申請者が申請段階から事業完了後まで継続的に相談を受けることができるフォローアップ事業を、中間支援組織「玉野ＳＤＧｓみらいづくりセンター」に委託して実施した。

玉野市協働のまちづくり行動計画　二〇一四（平成二十六）年四月、市長から第三者機関である「玉野市協働のまちづくり推進委員会」に対して、協働のまちづくり基本条例の見直しに

ついての諮問が行われた。同委員会では四回の審議を行い、同年八月に答申を行った。その要点は、次のとおりである。

・条例の見直しは見送る。現行条例は市民はもとより職員へも浸透が不十分であり、啓発に努める必要があるため。

・協働のまちづくりに関する施策については、住民自治組織のみを対象とする支援制度の新設が必要。各地域ごとにその全域を組織する体制とその活動拠点を整備することが必要。

・条例の具体化については、条例は理念のみの規定なので、それを補完する行動計画等の策定が必要。

これを受けて二〇一六年三月に、玉野市協働のまちづくり行動計画（第一期、計画期間二〇一六～二〇一八年度）を策定した。以後、第二期計画を二〇一九（令和元）年度、第三期計画を二〇二三年度に策定している。第二期計画は二〇一九～二〇二一年度の三年間を計画期間としていたが、新型コロナウイルスや市長交代の影響で一年間延期し、第三期計画は二〇二三年度から二〇二六年度までの計画となっている。第三期計画の主な内容は次のとおりである。

①地域自治活動に対する支援…協働のまちづくり事業の制度見直しの検討、地域予算制度の検討、地縁組織を中心とした多様な組織・団体、個人が参画した地域を運営する組織体制の整備の検討

②人材育成…地域人づくり大学と連携した連続講座やワークショップ形式を取り入れた人材養成研修の実施、市職員に対する協働をテーマとする研修の実施

③条例の理念の啓発…広報・ホームページ・SNSを通じての情報発信、市民説明会など双方向型の情報発信

5 玉野SDGsみらいづくりセンター

玉野SDGsみらいづくりセンターは、二〇二〇（令和二）年五月に設立された中間支援組織である。中間支援組織とは、NPOなど公益的な活動を行う市民団体と、行政・企業・大学など情報・知見・資金・人材等の資源を有するセクターとをつなげることで、市民活動の支援を行う組織を指す。また、市民団体同士の横のつながりをつくる役割も担う。そうしたつながりの共通基盤としてSDGs（持続可能な開発目標）が存在するという認識が、その名称には込められている。

つながり事業、人づくり・学びあい事業、相談・伴走支援事業、調査・政策提言事業という四つの柱で活動しており、二〇二〇年度の主な事業は次のとおりである。

①つながり事業…高校生を対象とした講演会の開催

②人づくり・学びあい事業…「これからのまちづくり」などをテーマとする交流と学びの場づくり

③「まち・ひと・まなび相談室」の開催（月一回）など

④高校生の意識調査（市内四高校）など

このうち高校生の意識調査については、卒業後も「玉野に住み続けたい」と答えた生徒が約三分の一で、そう思わないと答えた理由で多かったのは「友人と遊ぶ場所がない」「買い物をする場所がない」「進学したい大学がない」などであった。

その後、二〇二四年三月に特定非営利活動法人玉野ＳＤＧｓみらいづくりセンターを設立し、任意団体からＮＰＯ法人に移行した。二〇二五年度当初現在の正会員数は、団体一四、個人二五である。

三　住宅・葬祭

1　住　宅

公営住宅　公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、日本国憲法が保障する健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする制度である。公営住宅法に基づいて整備される。

従来は、建設費の償却額に修繕費などを加えた額を限度として地方公共団体が定める方式（法定限度額家賃方式）によって家賃が定められていた。一九九六（平成八）年に公営住宅法が改正され、家賃は入居者の収入と当該公営住宅の立地条件や規模、経過年数などを考慮して決定する仕組み（応能応益家賃方式）に変更されるとともに、家賃水準は近傍同種の住宅の家賃以下であることとされた。また、従来の第一種・第二種の区分が廃止され、一定額以下の収入であればどの公営住宅にも入居できるようになった。

本市における市営住宅の一覧は図表3-2-2のとおりである。

住宅マスタープラン　本市は二〇〇二（平成十四）年三月に玉野市住宅マスタープランを策定した。計画期間は二〇〇二～二〇一一年度の一〇年間。目指す都市像を「豊かさが実感できる都市（まち）」、理念を「住んでみたいまち・住み続けてみたいまち」と設定し







市営住宅

図表３－２－２　玉野市市営住宅一覧

2021年度末現在

NO.	住宅団地名	建設年度	構造	住戸数	入居戸数
1	広潟住宅	1954	鉄筋コンクリート造	18	17
2	広田町住宅	1959～1960	簡易耐火構造	28	17
3	築港大通り住宅	1961	簡易耐火構造	27	23
4	虎所住宅	1981	鉄筋コンクリート造	16	14
5	砂グダ住宅	1951	特殊耐火構造	8	7
6	湯原住宅	1952	特殊耐火構造	16	10
7	湯原住宅	1953	木　造	18	10
8	権七谷住宅	1955	簡易耐火構造	17	7
9	家の上・休場住宅	1954～1957、1964	木　造	18	11
10	第１野関住宅	1983	鉄筋コンクリート造	24	19
11	第２野関住宅	1992～1993	鉄筋コンクリート造	27	25
12	大池住宅（赤屋根）	1962	簡易耐火構造	24	21
13	大池住宅（簡二）	1963～1965	簡易耐火構造	49	42
14	大池住宅	1963～1966	鉄筋コンクリート造	48	20
15	志池住宅 １号棟	1971	鉄筋コンクリート造	20	15
16	志池住宅 ２号棟	1969	鉄筋コンクリート造	20	18
17	志池住宅 ３号棟	1972	鉄筋コンクリート造	20	19
18	志池住宅 ４号棟	1973	鉄筋コンクリート造	19	9
19	志池住宅 ５号棟	1996	鉄筋コンクリート造	49	46
20	志池住宅 ６号棟	1999	鉄筋コンクリート造	49	48
21	志池住宅 ７号棟	2003	鉄筋コンクリート造	10	10
22	権七住宅	1974～1976	鉄筋コンクリート造	90	64
23	玉原住宅	1977～1978	鉄筋コンクリート造	64	53
24	山手住宅	1979～1980	鉄筋コンクリート造	53	39
25	円山住宅	1951	鉄筋コンクリート造	18	11
26	浦ノ口住宅	1951～1952	木　造	25	20
27	地蔵山住宅	1957～1958	木　造	25	15
28	胸上住宅	1960	木　造	6	1
29	梶岡住宅	1963	簡易耐火構造	22	19
30	番田住宅	1960	木　造	8	5
31	西浜住宅	1966～1967	簡易耐火構造	20	16
			合　計	856	651

た。そして、次のように五つの基本方針を掲げた。

①地域特性を活かした住環境づくり　②若者の定住促進につながる住環境づくり　③岡山市・倉敷市等からの転入が期待できる魅力ある住環境づくり　④高齢者・障害者が安心して住み続けることができる住環境づくり　⑤環境や人にやさしい住まいづくり

また、当面重点的に取り組む施策として、①情報提供、②相談窓口の開設、③良質な住宅・宅地の提供、④既成住宅地の再生の四点を挙げた。

この計画に基づき、二〇〇二年九月には市ホームページ及び建築住宅課（現在は都市計画課）窓口に「空家・空地情報」紹介コーナー（空き家バンク）を開設した。

また二〇一四年度には、「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を策定した。一九九八年七月に施行された優良田園住宅建設促進法を踏まえたもの。優良田園住宅の建設に関する基本的要件として、「玉野市東地域及

び西北地域で農用地の利用に影響のない区域であること」など、敷地面積は三〇〇平方メートル以上五〇〇平方メートル以内、建ぺい率は二二パーセント以上三〇パーセント以下などと定めている。

2 葬祭

霊園　玉野市霊園は、深山公園に隣接する二九・一ヘクタールの丘陵地に整備された墓地公園である。一九七〇（昭和四十五）年十一月に第一期工事のうち七〇八区画が完成し、使用申込の受付が始まった。使用者の資格は、①市内居住者、②本籍が玉野市にある人、又は本市に隣接する町村内に住み市長が必要と認めた人、のいずれかである。区画面積に応じて一括で支払う永代使用料（角地や市外在住者等は割増）と、一平方メートル当たり年間二〇〇円の管理料が必要。

続いて、一九七一年五月には五六区画が完成するとともに、国道三〇号から霊園のある深山までの入り口を広げて造園し、小休憩のできるパーキングも整備された。第一期工事は一九七八年度に完成し、計一七五二区画が整備された。以後、第五期までの概要は次のとおりである。

・第二期…一九八三～一九八八年度。一五一七区画
・第三期…一九九四～一九九七年度。六五七区画
・第四期…二〇〇八～二〇〇九年度。一三七区画
・第五期…二〇一一年度。五三区画

また、従来は遺骨を所持していないと霊園の使用ができなかったが、二〇一四（平成二十六）年から遺骨無しでも申し込めるようになった。

新たに使用者を募集する霊地に対する需要は低下傾向にあり、二〇一二年度は申請件数が募集件数を下回った。そのため、二〇一三年度からは使用者の募集方法を、抽選方式ではなく個別のあっせん方式に変更し、随時募集・使用許可を行うようになった。また、承継者不在、永代供養にする等の理由により、霊地返還件数は増加傾向にあり、二〇一七年度以降の五年間は毎年四〇件前後の返還がある。

〈施設概要〉（二〇二二年度）
▽所在地…田井二丁目他　▽面積…三三・三ヘクタール　▽事業費…一三億一六九九万円　▽総区画数…四一一六（四平方メートル＝九七九区画、六平方メートル＝一九七一区画、九平方メートル＝一一六六区画）　▽永代供養料…一平方メートル当たり一一万九〇〇〇円　▽霊園管理料…一平方メートル当た


玉野市霊園

り四一八円

斎　場　旧斎場は一九六八（昭和四十三）年七月、槌ケ原に事業費六二六〇万円で建設された。RC造平屋建て、本館三七二平方メートルで、火葬炉五基、汚物炉一基を備えていた。一九七三年三月には、待合室（RC造平屋建て、一八〇平方メートル）が整備された。一九八〇年度には改修工事を行い、脱臭炉及び集じん設備を整えた。

その後、施設の老朽化に伴い、敷地を拡張して二〇〇九（平成二十一）年七月から第一期斎場改築工事が行われ、翌二〇一〇年九月一日から供用が開始された。大型柩への対応、動物炉の設置など、近年の火葬ニーズに対応した施設となっている。

〈施設概要〉

▽所在地…槌ケ原三〇九四－七　▽敷地面積…八三〇一・五七平方メートル　▽建物延面積…一五九二・六一平方メートル　▽構造…RC&S二階建て　▽建設費…六億九三〇〇万円　▽主な施設…火葬棟、待合棟、管理棟、車庫棟



斎　場

火葬件数は、二〇〇一年の六二八件以降概ね増加傾向にあり、二〇二一（令和三）年度は一〇五八件（遺体火葬＝市内九二三件・市外一三四件、胎児火葬＝市内一件）となっている。またペットなどの焼却は五〇〇～六〇〇件程度で推移しており、二〇二一年度は五一三件（犬・猫〈収骨〉二七件、ペット四八六件）であった。

葬祭費の無料化　一九七三（昭和四十八）年度から、市民が亡くなった場合の葬祭費を無料化した。これは、玉野市民であった者は何らかの形で市に貢献があったとの考え方による。霊柩自動車（市内の運行に限る）、お別れ式用祭壇の飾り付け、斎場の使用（火葬、安置室、待合室）、さらに棺、葬祭付属品などの葬祭具を無料化し、現在に至っている。

なお、ペットの火葬は有料である（二〇二〇（令和二）年時点で、市内在住者五七七五円、市外在住者二万二〇〇〇円）。

また二〇〇三年度から、玉野市離島霊柩輸送費補助金制度を設けている。離島（石島）からの遺体の搬送に係る費用を補助する制度である。ただし、自宅ではなく島外の病院等で亡くなる方が多いため、二〇〇九年度に一件の適用があってから後、利用実績はゼロが続いている。

第一節　環境保全

一　総　論

1　環境行政の概括

本市は、後述するとおり高度経済成長期に大気汚染や水質汚濁などの公害問題が深刻化し、それに対して企業との公害防止協定の締結、全市域での公共下水道整備、石けん使用運動など、市民との協働にも力を注ぎながら環境保全・再生の取組を進めてきた。

地球サミット（環境と開発に関する国連会議）が開かれた一九九二（平成四）年の十二月二十二日には、「環境と開発に関するリオ宣言」に呼応するように環境宣言を行った。その一節では次のような決意が記されている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていく。

又、健全な自然環境が人間の営みと不可分なものであることを深く感謝し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直して、次世代はもとより後世に禍根を残さないリサイクル社会の形成をめざす。

我々は、地球の一市民として、住民・企業・自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしい街づくり、地球づくりに取り組むことを、ここに宣言する。

一九九六年には罰則規定のある「玉野市ポイ捨て防止に関する条例」を施行し、二〇〇一年には「玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正して同じく罰則付きの資源物抜き去り禁止を盛り込むなど、環境美化や廃棄物の問題については妥協のない明確な方針を打ち出すとともに、循環型社会の形成を目指してごみ減量と3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）の推進に取り組んできた。

地球温暖化やオゾン層の破壊、貴重な動植物の絶滅など、近年クローズアップされている環境問題の多くは、地球規模で起こっている構造的な問題である。そしてそれらは、特定の企業や工場に原因があったかつての公害問題とは異なり、私たち一人ひとりの暮らしが原因となっている。それだけに、市民・事業者・行政が一丸となって課題解決のために行動することの重要性が高まっている。

二〇〇二年四月一日には、そうした認識のもと、人と自然が共生し持続的発展が可能となるまちを目指して、玉野市環境基本条例を施行した。また同年中には、同条例に基づいて玉野市環境基本計画を策定。一〇年間の計画期間が終了した二〇一二年三月には、新玉野市環境基本計画を策定し、総合的・計画的に快適な環境の保全・維持・創造に向けた施策を展開している。

2 環境基本条例と環境基本計画

環境基本条例 二〇〇二（平成十四）年四月に施行された玉野市環境基本条例は、第三条において次の四つの基本理念を掲げている。

①環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。

②環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

③環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

④地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において積極的に推進されなければならない。

そのほか、市・事業者・市民の責務、環境基本計画の策定義務、環境保全推進委員会の設置、環境教育・学習の推進、広域的連携、環境審議会の設置などについて規定している。

環境基本計画 二〇〇二（平成十四）年十月に策定された玉野市環境基本計画は、公募市民も加わった環境審議会での検討に、アンケート調査や市民・事業者懇談会での意見も反映させながら取りまとめられた。三つの「目指す環境像」とそれを実現するための施策の方向性を、次のように示している。

（1）次世代につながる市民の力の育成…①教育・普及活動の推進 ②市民活動の支援 ③環境情報の充実と国際交流の推進

（2）環境との共生・環境による活性化…①環境対応型商工業の推進 ②自然を生かした農業・観光交流事業の推進 ③快適でうるおいのある環境の創造

（3）環境に対する負荷の小さい、持続可能な社会の実現…①環境保全の推進 ②循環型社会の形成推進

新環境基本計画 二〇一二（平成二十四）年三月に策定された。一〇年間程度を計画期間とし、必要に応じて適宜見直すこととしている。目指す環境像は、「安全・循環・共生～みんなで築く持続可能な環境都市 たまの」とした。五つの基本目標とそれに基づく基本施策の体系は、次のとおりである。

（1）安全で快適な生活環境の保全…①大気環境の保全 ②水環境の保全 ③音環境の保全 ④環境美化の推進

（2）地球にやさしい低炭素社会の構築…①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの推進

（3）資源がまわる循環型社会の構築…①ごみの４Ｒの推進 ②ごみの適正処理の推進

（4）自然と人が共生する自然共生社会の構築…①生物多様性の保全 ②自然をいかした農業・漁業・観光交流事業の促進

（5）次世代につながる市民の力の育成…①環境教育・学習の推進　②市民・事業者活動の支援　③環境情報の充実・交流

それぞれの施策について、二〇二一（令和三）年度における数値目標を明記している。また、重点プロジェクトとして次の四つを挙げている。

①循環システムの整備促進プロジェクト
②再生可能エネルギー率先導入プロジェクト
③児島湖水質改善プロジェクト
④環境学習プログラム作成プロジェクト

環境基本計画（第三次）　二〇二六（令和八）年三月に策定された玉野市環境基本計画（第三次）は、二〇三三年度までの八年間を計画期間とし、「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」を目指す環境像として掲げた。四つの基本目標とそれに基づく基本施策の体系は、次のとおりである。

（1）安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出…①大気環境の保全　②水環境の保全　③快適な生活環境の確保　④自然と共生する環境の創出

（2）気候変動対策（緩和・適応）…①緩和策の推進　②適応策の推進

（3）資源循環型社会の構築…①ごみの４Ｒの推進　②ごみの適正処理の推進

（4）持続可能な社会の担い手づくり…環境教育・学習・保全活動の推進

それぞれの施策について二〇三三年度（基本目標（2）については二〇三〇年度）における数値目標を定めるとともに、後述する持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の一七のゴールを取組内容に関連づけている。

また、重点施策として、①脱炭素設備の積極的な導入推進、②持続可能なごみの処理体制の強化の二点を挙げている。

3 ＳＤＧｓ

ＳＤＧｓはサステナブル・ディベロップメント・ゴールズの略で、持続可能な開発目標と訳される。二〇一五（平成二十七）年九月の国連総会で採択された、持続可能な地球を次の世代に残していくための世界中全ての人々の約束事である。目標年は二〇三〇年。「誰一人取り残さない」ことを基本理念とし、持続可能な開発にとっての多様な課題を、経済・社会・環境の統合的な視点から解決することを目指す。次の一七の目標が掲げられるとともに、より具体的な目標として一六九のターゲットが示されている。

①貧困をなくそう　②飢餓をゼロに　③すべての人に健康と福祉を　④質の高い教育をみんなに　⑤ジェンダー平等を実現しよう　⑥安全な水とトイレを世界中に　⑦エネルギーをみんなに　そしてクリーンに　⑧働きがいも経済成長も　⑨産業と技術革新の基盤をつくろう　⑩人や国の不平等をなくそう　⑪住み続けられるまちづくりを　⑫つくる責任　つかう責任　⑬気候変動に具体的な対策を　⑭海の豊かさを守ろう　⑮陸の豊かさも守ろう　⑯平和と公正をすべての人に　⑰パートナーシッ

プで目標を達成しよう

二〇二三（令和五）年四月に策定された玉野市総合計画では、基本構想の中で「ＳＤＧｓの推進」の項目を設け、「ＳＤＧｓを推進するために、本計画における基本計画の各施策とＳＤＧｓの目標を関連付け、施策を展開することとします」と記している。また、本章第一節で言及した玉野ＳＤＧｓみらいづくりセンターがＳＤＧｓについて学ぶ講座を開講したり、市内の企業がＳＤＧｓの実践に取り組むなど、二〇三〇年の目標年に向けた動きが活発化している。

二　公害問題と対策

1　概要と現況

概　況　本市には、大規模な造船業や製錬業等の集積があるため、後述するように一九六〇年代半ばから深刻な大気汚染の問題が生じた。しかしその後、法令の整備が進んで大気や水質等の規制が強化されるとともに、主要企業との間で、紳士協定である環境保全協定を締結するようになった。企業側でも、大気監視体制の整備など環境対策に力を注ぐようになったため、大気は大きく改善され、年間を通じて環境基準をほぼ達成できる状況になっている。

しかし、光化学オキシダントについては、その発生原因となる窒素酸化物や揮発性有機化合物の削減が進められたが、本市を含め全国的に環境基準の達成ができていない状況が続いている。

水質面においては、工場等の排水基準の強化や県内トップクラスの下水道普及率の達成により、公共用水域の水質改善が進んだ。

騒音・振動に関しては、市内主要道路（沿道）において定期的に自動車騒音・道路交通振動調査を行っている。二〇二四（令和六）年度は、国道三〇号（宇野）、国道四三〇号（渋川）、岡山玉野線（八浜）、槌ケ原日比線（長尾）の計四か所で測定し、いずれの地点においても要請限度内に収まっていた。

公害に関する相談の中で現在も多く寄せられるのが、大気汚染と騒音である。大気汚染では、草木等の野焼きが近年の主な相談の原因となっている。また、騒音・振動は直接的な健康被害というよりは、人の感覚を刺激し生活環境を損なうものであることから、「感覚公害」と言われている。またこれは、工場や事業所が発生源となる「産業型公害」と、被害範囲が近隣住宅だけといった極めて範囲の狭いものなど都市構造や家庭生活に起因する「都市生活型公害」に分類されるが、近年は、低騒音型建設機械等の増加に伴い、「産業型公害」は減少傾向にある。

かつての環境問題は、典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）に代表されるように、特定の汚染源によるものが主であった。ところが近年では、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球全体に影響を及ぼすような広域的な問題、そして私たち人間の日常活動に起因して起こる地球環境問題がクローズアップされている。その影響は、次



自動車騒音・道路交通振動調査の様子（渋川）

世代・次々世代にまで影響を及ぼすという意味で、より深刻さを増している。

こうした地球環境問題へ対応していくには、一人ひとりの主体的な取組や暮らし方の改善が重要であり、本市も市民に最も身近な行政体として積極的な役割が求められている。地球温暖化対策として、本市の事務・事業活動から発生する温室効果ガス総排出量について削減目標を設定し、ノーマイカーデー、クールビズなどの省エネルギー対策を実践している。

大気汚染　戦後、製錬所など公害発生源となる特定施設を有する企業が、玉・宇野・築港・日比地区に点在するようになった。市では一九七三（昭和四十八）年から、ＰｂＯ２（二酸化鉛）方式による硫黄酸化物の測定を市内各地で開始。一九六九年度を一〇〇として市全域平均の年度平均値の推移を見ると、一九七二年度が七三、一九七五年度が三一、一九七八年度が二七、一九八一年度が一八と、着実に低下していった。

現在は八か所の測定局において大気汚染物質の測定を行っている。図表３−２−３は大気測定局の一覧である。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント（※）、微小粒子状物質及び風向風速について測定しており、インターネット上で測定結果をリアルタイムで確認することができる。

※光化学オキシダント…大気中の炭化水素や窒素酸化物が、太陽などの紫外線により光化学反応して生成された酸化性物質の総称。大部分がオゾンであり、光化学スモッグの原因となる。濃度が高くなると、粘膜への刺激、呼吸への悪影響など、人の健康に影響する他、農作物など植物に対しても悪影響を与える。

こうした監視体制の整備や、本市及び県と主要企業の間で環境保全協定の締結などが進められた

図表３−２−３　大気測定局一覧

所管	局種別	測定局名称	所在地	測定項目							開設年月
				SO_2	SPM	NO_X	CO	O_X	PM2.5	WDS	
市	一般局	日比	明神町1−1	○	○	○		○		○	1972年６月
県	一般局	向日比１丁目	向日比1−4−25	○		○				○	1973年５月
市	一般局	日比２丁目	日比2−6−5	○	○					○	1973年５月
市	一般局	後閑	後閑1492−3	○	○					○	1973年５月
市	一般局	向日比２丁目	向日比2−2832−5	○	○					○	1973年９月
県	自排局	用吉	用吉1655−6				○	○		○	1973年９月
県	一般局	宇野	宇野1−3055−6	○	○	○		○	○	○	1974年５月
県	一般局	渋川	渋川1−410−1	○	○	○				○	1974年５月

＊１　宇野測定局の PM2.5は2016年11月に測定開始
＊２　用吉局は2022年４月から県へ移管し、測定項目を変更
＊３　SO_2＝二酸化硫黄　SPM ＝浮遊粒子状物質　NO_X ＝窒素酸化物　CO ＝一酸化炭素
　　O_X ＝光化学オキシダント　PM2.5＝微小粒子状物質　WDS ＝風向風速



大気測定局（後閑）

ことにより、近年は大気環境が大幅に改善され、年間を通じてほぼ全ての物質で環境基準を達成できる状況になっている。ただ光化学オキシダントについては、発生原因となる窒素酸化物や揮発性有機化合物の削減が図られたものの、全国的に傾向として環境基準を達成できない状況が続いている。

直近の二〇二一（令和四）～二〇二四年度の数値を見ても、二酸化硫黄（市内七局で測定）、浮遊粒子状物質（市内六局で測定）、二酸化窒素（市内四局で測定）、一酸化炭素（用吉測定局一局で測定）については全ての局の全ての年度で環境基準を達成している。しかし光化学オキシダントについては、測定している市内三局のいずれの年度でも環境基準を上回った。

水質汚濁　一九七〇年代に入った頃から、外材の輸入増加や水島、福山など臨海工業地帯の産業活動の活発化等により、急速に海域の水質が悪化していった。また、築港、船越地区の汐入川では、駅東工場地帯の原料荷役物揚場の荷こぼし、食用油の廃液の放流、上流の住宅団地造成に伴う生活雑排水の流入などにより、水質汚濁と悪臭が耐えがたいほどのレベルにまで進行した。市内の他の河川や水路についても、程度の差はあれ生活排水の増加で汚染が進んだ。児島湖も同様の理由で水質の悪化が深刻化しつつあった。

一九七三（昭和四十八）年十一月二日に瀬戸内海環境保全臨時措置法（瀬戸内法）が施行され、産業排水のＣＯＤ（化学的酸素要求量）を三年以内（一九七六年、五年以内に改正）に一九七二年度当初比二分の一程度に減少させるという目標が設定され、排出水の規制強化が図られた。本市沖の海域については、県が定期的に測定を実施しており、ＣＯＤについては一九七五年時点で環境基準を達成した。

その後、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及が進むとともに、各地区の衛生組合による側溝の改良などの取組が続けられたことなどにより、河川の水質は徐々に改善していった。図表3-2-4は、市内の水質調査河川のうち鳴滝川について、一部の調査項目の経年変化を示したものである。

騒音・振動　本市では次の四地点で自動車騒音・道路交通振動の測定を行っている。

①宇野八－三－一〇（一般国道三〇号）
②渋川一－四一〇－一（一般国道四三〇号）
③八浜町八浜一六五－一（主要地方道岡山玉野線）
④長尾七一五－一（一般県道槌ケ原日比線）

二〇二四（令和六）年度の調査結果は、いずれの地点も要請限度以下の数値であった。

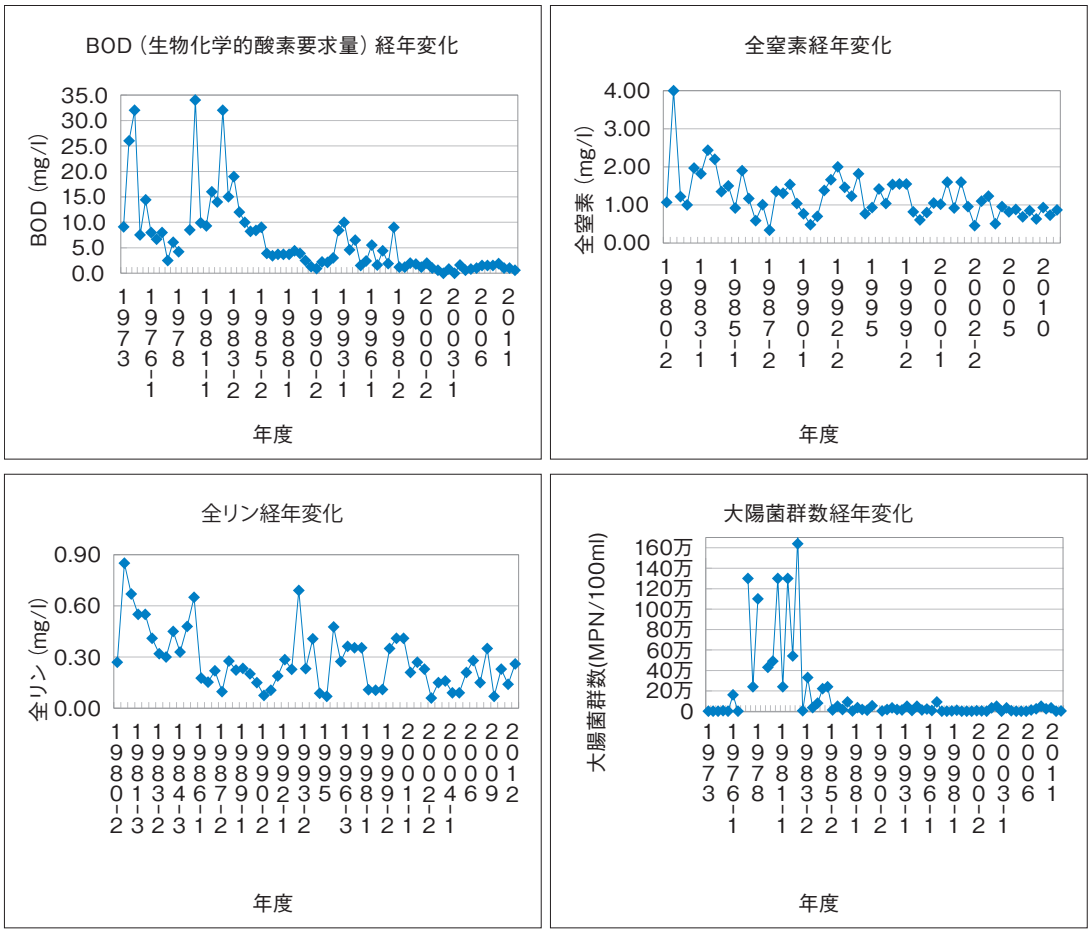

図表３－２－４　鳴滝川の水質調査による経年変化

2 これまでの公害問題

日比地区等の大気汚染問題　本市日比地区の住民は、同地区にある三井金属鉱業日比製錬所（一九四三（昭和十八）年操業開始）から排出される亜硫酸ガスなどによる健康被害に悩まされてきた。

一九七二年五月、岡山県は製錬所から約一キロメートル離れた市立第二日比小学校に大気汚染観測装置を設置。亜硫酸ガスや窒素酸化物、オキシダントなどの測定を始めた。すると、五月二十七日、三十一日、六月九日の三度にわたって、亜硫酸ガスが大気汚染防止法による汚染注意報の発令基準となる「〇・二ｐｐｍ三時間以上」を上回った。

同年七月末、同製錬所で脱硫のための電気集じん機が故障。八月二日には、最高〇・七ｐｐｍを記録するなど、高濃度の亜硫酸ガスが観測された。日比地区一帯では、目や呼吸器に激しい痛みを訴える住民が相次いだ。そのため岡山県環境部は、同日夕刻、大気汚染防止法に基づく亜硫酸ガスの注意報を発令するとともに、広島鉱山保安監督部に対して、同製錬所に操業中止を指示するよう要請し、併せて県からも直接操業中止を要請した。これを受けて企業側は、同日中に操業を停止した。

同年十一月、市は日比、渋川、和田、御崎、向日比地区の住民約七五〇〇人に対して、せきやたん、ぜんそくの発作、息切れなどに関するアンケートを実施。この結果を岡山大学公衆衛生学研究所で分析し、精密検査の必要な住民が九〇〇人以上に上ることがわかった。こうした結果を受けて十二月からは、長年にわたって地元が要望してきた呼吸器系統を中心とする住民検診が始まった。要精密検査の人のうち、まず小中学生から始まり、翌一九七三年一月中に全員の検診を終えた。

また岡山県と本市は、三井金属鉱業日比製煉所との間で公害防止協定の締結に向けた協議を重ね、一九七三年一月二十二日に協定案をまとめた。硫黄酸化物の排出量、着地濃度をこれまでの三分の一程度に規制するとともに、協定に違反した場合は県や市が操業短縮や操業停止を指示できるといった内容。市議会では公害対策特別委員会小委員会を設置して協定案の審議に当たったが、非公開での実施に対して市民から公開を求める声が上がり、三月八日には初めて公開での小委員会が開催された。そして五月十四日、岡山県庁において三者による公害防止協定の調印が行われた。協定の発効は十月一日で、製錬所はそれまでに漏れた亜硫酸ガスを回収する等の公害防止装置の整備を行った。市はその後、三井造船玉野造船所、日比共同製錬玉野製錬所などとも公害防止協定を結んだ。三井造船玉野造船所との協定は、構内の緑化なども含めた環境保全協定となっている。

地元と製錬所との間では、煙害についての補償交渉も進められ、六月十五日に井上市長も立ち会って、日比など五地区及び第二日比・日比の両小学校と企業側が覚書に調印した。庭木が枯れる等の物的被害に対する補償金と、各自治会への協力金の形で、日比地区に四〇〇〇万円など、計約八〇〇〇万円が支払われることとなった。

しかし、一九七三年十月二十日に、同年七回目の大気汚染注意報が発令され、続く十月三十日に、市の特定疾病患者対策協議会が、日比地区等の住民に広がっているぜんそくなどの気道疾病の原因について答申をした。これによると、日比地区にある三井金属鉱業日比製煉所及び日比共同製錬玉野製錬所、対岸の香川県直島町にある三菱金属直島製錬所という三つの製錬所からの硫黄酸化物による複合汚染が原因であるとの見方を明らかにした。

市はこの答申を受けて被害者救済に乗り出すことになり、一九七四年四月に医療費給付条例を施行した。慢性気管支炎など四種の特定疾病について、診療費や薬代の本人負担分を市が支払う制度である。同時に企業側に対しても、公害対策寄付金の形で医療費の負担をさせることとした。

また市では、日本気象協会関西支部に委託し、一九七三年の一年間にわたって風向、風速、気温、降水量と硫黄酸化物の濃度を測定。一九七四年五月に開かれた玉野市議会公害対策特別委員会小委員会において、その分析結果が公表された。それによると、日比二丁目では西風のときに濃度が上がり、明神町二丁目や向日比一丁目・二丁目では東南の風で濃度が高くなるこ

とがわかった。これにより、日比と直島の三製錬所から排出される亜硫酸ガスが大気汚染の原因であることが、より明確になった。

一九七四年五月からは、大気汚染予報制度をスタートした。硫黄酸化物の濃度が〇・一ｐｐｍを記録すると、重油などを燃料として使用する市内の大手企業五社に通報し、〇・一五ｐｐｍになると操業の二割カットを要請するという仕組みである。同制度は、県内では倉敷市に次いで二番目の導入となる。

市では一九七四年九月三～六日の四日間、日本気象協会に委託しての二回目の気象調査を実施した。和田、玉原、長尾、荘内、田井の五つの観測点で、気球による空気の流れや速さ、硫黄酸化物及び窒素酸化物の濃度を調べるとともに、既存の九か所の大気汚染測定局のデータも組み合わせて分析。一九七五年七月に公表されたその結果は、次のようなものであった。①東からの風があるときは直島町の三菱金属直島製錬所からの越境公害がある。②西風のときは水島地区からも硫黄酸化物が流れ込んでくる。

同年八月五日には、岡山県、香川県、玉野市、直島町の四者が、今後の公害防止対策をまとめた確認書を交わした。①直島町は三菱金属直島製錬所との間で結んでいる公害防止協定を破棄し、玉野市が三井金属日比製錬所などと結んでいるのと同程度の協定を改めて締結する、②新しい協定は年内に結び、それまでは玉野市と直島町で覚書を交わして大気汚染が発生した場合の緊急処置などについて取り決める、などを内容とする。そして同年十二月二十六日、香川県、直島町、三菱金属直島製錬所の三者が新しい環境保全協定に調印した。これにより、本市と同程度の規制が実現することになった。

その後、香川県土庄町の豊島で、一九八〇年代から産業廃棄物業者が違法な廃棄物を大量に投棄したまま廃業し、住民が事業者や県を相手に撤去などを求めて公害調停を提起する事態となった。同島から一〇キロメートルに満たない位置にある本市においても、長期間にわたる有害物質の飛散による環境被害が懸念されていた。全国的にも注目された豊島の産廃問題は二〇〇〇年代に入りようやく調停が成立し、直島に廃棄物の中間処理施設（直島環境センター）が建設され、二〇〇三（平成十五）年から本格的な処理が開始された。その後、二〇一七年には豊島から直島中間処理施設への廃棄物の搬出が完了し、二〇一九（令和元）年に最終的な処理が完了した。

田井地区の製材工場煙害問題　田井地区では一九七四（昭和四十九）年夏に、近くの製材会社が外皮やおがくずを焼却するときの煙害が発生した。同地区の清水川第一及び第二の住民は八月下旬、外材の製材会社である三社に対して質問書を提出した。市との公害防止協定の締結、焼却炉の改善、苦情処理窓口の設置、被害に対する補償など一〇項目にわたる質問書であった。

一方、煙害に関する苦情を寄せられた本市では、クラレ分析技術センターに一社から出る煙の分析を依頼。その結果、煙突で採取した煙から一一一・六七ｐｐｍという高濃度のホルムア

ルデヒドが検出された。

こうしたこともあって、前出の三社が所属する宇野製材事業協同組合は十月になって、質問書の要望を全面的に受け入れる回答を行った。これを受けて市では、ホルムアルデヒドの規制値を三〇ｐｐｍとすることなどを盛り込んだ公害防止協定の案を作成し、一九七五年三月の市議会公害対策特別委員会小委員会に提示した。

公害健康被害者の救済　一九七三（昭和四十八）年九月に公害健康被害補償法が施行された。汚染原因者負担を原則として、公害によって健康被害を受けた人を迅速かつ公正に保護するための法律である。補償の対象は、指定地域に一定期間居住し、かつ指定疾病に罹患しているとして、申請に基づき知事等の認定を受けた人。療養、障害補償費、遺族補償費、療養手当などの給付を行うほか、公害保健福祉事業としてリハビリテーションなどを実施する。

一九七五年十二月十九日、玉野市は倉敷市とともに地域指定を受けた。具体的な指定地域は、次のとおりである。深井町・向日比一丁目・向日比二丁目・御崎一丁目・御崎二丁目・羽根崎町・明神町・日比一丁目・日比二丁目・日比三丁目・日比四丁目・日比五丁目・日比六丁目・渋川一丁目。また指定疾病は、慢性気管支炎・気管支喘息・喘息性気管支炎・肺気腫及びこれらの続発症である。これら指定地域に住み指定疾病の患者として認定を受けた住民は、同法に基づく補償等を受けることができるようになった。

その後、一九八八年三月一日に地域指定が解除されたが、市では今後、総合的な健康被害予防事業を実施することとした。

本市の指定地域における認定患者数は、一九七六年度末で四三名、一九八七年度末のピーク時は九八名で、二〇二四（令和六）年度末現在も一七名の認定患者がいる。

3 公害対策

大気汚染対策　前述のとおり、近年は光化学オキシダントによる大気汚染が問題となっている。とりわけ夏場に高濃度を記録することが多いため、五月十日～九月十日の期間は大気汚染防止夏期対策として、大気の状況を特に注意して監視している。また、大気汚染が悪化又は悪化するおそれのある場合、メール配信サービスを活用して市民への迅速な注意喚起を行っている。

岡山県は、夏季と冬季に宇野港管理事務所でダイオキシン類を測定しており、環境基準を達成している。

また、岡山県は、有害大気汚染物質として環境省が定める二二物質を測定しており、市内では日比大気測定局で測定している。二〇二四（令和六）年度の結果は、環境基準が定められている四物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）は環境基準を達成しており、指針値が定められている一一物質のうち一〇物質は指針値に適合していたが、一物質（ヒ素及びその化合物）については指針値（六ナノグラム／立方メートル）に適合しなかった。

ヒ素及びその化合物については、発生源と考えられる事業者

の努力により、長期的には大きく減少しているものの、指針値である六ナノグラム／立方メートルをわずかに上回っているため、継続して環境調査及び指導を実施している。

水質対策　河川等の公共用水域における水質汚濁の発生源は、工場・事業場等の産業系、一般家庭の生活系、山林・農地等の自然系の三つに大別される。これら発生源から排出される汚濁物質が、河川等の本来持つ浄化能力を超えて流入したとき、水質汚濁は発生する。水質の悪化は、人々の健康や生活環境に悪影響を与える恐れがある。

本市は一九九三（平成五）年五月に環境庁（当時）から生活排水対策重点地域に指定された。これを受けて、一九九四年三月に生活排水対策推進計画（後述）、二〇一五年五月には第二期玉野市生活排水対策推進計画を策定し、それに基づいて総合的な排水対策を講じてきた。

例えば、公共用水域を快適な環境に維持するため、本市は川や池などの水質を定期的に調査測定し、汚染の実態把握に努めている。また、環境保全協定締結事業所を中心に総排水量を規制し、協定値を設けて、岡山県とともに水質の監視・規制を行っている。



水質調査の様子（丹後池）（西田井地）

市内を代表する河川及び池沼で継続的な水質調査を実施してきた結果、下水道の普及や排水基準の強化といった対策が実を結び、水質は改善している。そして、更なる公共用水域の水質改善を目的に、生活雑排水（※）の影響が大きいくみ取りや単独処理浄化槽から、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を進めている。

※生活雑排水とは、生活排水（台所、トイレ、風呂など、家庭での日常生活で使った水）から、トイレの水（し尿）を除いた水のこと。

騒音・振動対策　岡山県は、騒音規制法及び振動規制法に基づいて、玉野市全域を騒音や振動に係る生活環境保全地域に指定している。二〇一二（平成二十四）年度からは、同法に関わる事務が県から本市へと移譲された。

指定地域内に立地する工場及び事業場等のうち、その敷地内に著しく騒音・振動を発生する施設として定められた「特定施設」が設置されている場合、本市に届出を提出する必要がある。特定施設を設置している「特定工場等」から発生する騒音・振動については、規制基準が定められており、特定工場等の敷地境界上において規制基準を遵守しなければならない。規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれている場合は、改善勧告等の対象となる。

また、指定地域内において実施される著しく騒音・振動を発

生させる建設作業は「特定建設作業」に該当し、特定建設作業を実施する場合は、本市に届出を提出する必要がある。特定建設作業から発生する騒音・振動についても規制基準が定められており、特定建設作業の敷地境界上において規制基準を遵守しなければならない。規制基準に適合しない場合で、周辺の生活環境が損なわれている場合は、改善勧告等の対象となる。

悪臭対策　悪臭防止法に基づいて、不快なにおいの原因となり生活環境をそこなうおそれのあるアンモニア、硫化水素など二二の物質が、特定悪臭物質として定められている。岡山県は県条例において規制地域の指定をしており、玉野市は、市域全域が特定悪臭物質による規制地域として指定されている。二〇一二（平成二十四）年度からは、同法に関わる事務が県から本市へと移譲された。

環境保全協定　本市では、公害の未然防止、地域住民の健康保護及び生活環境の保全を図るため、市内に立地する各企業と環境保全協定を締結している。玉野市環境基本条例でも、第一二条で「市は、環境保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者等と環境保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする」と規定している。前述のように、一九七三（昭和四十八）年五月に三井金属鉱業日比製錬所との間で公害防止協定を締結して以来、時代の変化とともに、より幅広い環境保全の取組を盛り込んだ環境保全協定へと移行していった。

市は協定に基づいて、各事業所に対し公害防止対策等の推進に関する協力を求めるとともに、必要に応じて指導を行う。地元の住民団体も加わって、三者協定とする場合もある。

三　自然環境の保全

1 児島湖の水質保全

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、国営児島湾沿岸農業水利（締切堤防）事業により、児島湾を締め切ってできた人造湖で、一九六二（昭和三十七）年三月に完成した。児島湖には、笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川の三つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町、吉備中央町の六市町にわたっている。

児島湾の干拓によって生まれた農地の用水確保が主な目的であったが、高度成長期には干拓地の宅地化や後背地の都市化が進み、その生活排水・工業排水が河川を通じて児島湖に流れ込んだため、水質汚濁が深刻化した。一九八二年度から児島湖処理区の流域下水道整備事業が始まったが、流域全てで下水道が供用開始されるまでには長い年月を要することから、本市は下水道事業認可区域外での合併処理浄化槽設置を推進するとともに、河川の水質保全に向けた取組を進めた。

その一つが、石けんの利用促進である。岡山県は一九八〇年二月に合成洗剤対策推進要綱を制定し（※）、同年八月から石けん利用推進キャンペーンを開始した。これを受けて本市も、

「広報たまの」で「合成洗剤を見直そう」「粉石けんの上手な使い方」といった特集を組んだ。一九八九（平成元）年四月には、市役所と荘内市民センターに「石けんハウス」がオープンした。廃食用油を原料とする石けんづくりや、石けんの使用を普及させるための拠点となり、一九九一年九月からはミニプラントによる粉石けんづくりを始めた。

※滋賀県はその前年、一九七九年十月に琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、富栄養化防止のために合成洗剤を追放する方針を打ち出していた。岡山県の要綱も、こうした動きを受けてのものと言える。

一九九一年度からは、県が、九月を児島湖流域浄化推進月間と定め、児島湖流域清掃大作戦、児島湖流域浄化推進大会、児島湖クリーン基金街頭募金などを実施した。一九九二年七月から八月にかけては、県が、「燃えろ岡山石けん使用推進県民運動」のキャンペーンを展開し、本市ではキャンペーン開始に先駆けて「ミニ石けんフェア」を開催した。

一九九四年三月には、玉野市生活排水対策推進計画を策定した。「水生生物の生息環境を守るとともに、潤いとやすらぎを与えてくれる快適な水辺環境をつくること」を目標とする二〇一三年度までの計画で、生活排水処理の方針については従来どおり、公共下水道の整備を基本として地域によっては合併処理浄化槽を設置するとした。水環境づくりの推進については、次のような方針を掲げた。

①安全できれいな水を得るために、植樹や豊かな緑を育てること、雨水が浸透して地下水になる構造の施設とする。

②水遊びや散策ができる公園のような川や湖にする。

③魚、昆虫、鳥や水草などの水生生物が生息できる構造の川や湖とする。

児島湖湖心のＣＯＤ（化学的酸素要求量）は、一九七〇年代には一二ミリグラム／リットルを記録することもあったが、長期的には低下しており、ここ二〇年ほどは八ミリグラム／リットル前後で推移している。しかし、環境基準の五ミリグラム／リットルにはいまだ達していない。また、一九八〇年代半ばから春と秋にユスリカが発生し、周辺住宅地域で洗濯物が汚れるなどの被害が出たため、本市は児島湖周辺に二一基の誘蛾灯を設置している。

2 美化活動

玉野市ポイ捨て防止に関する条例　一九九六（平成八）年四月一日、「玉野市ポイ捨て防止に関する条例」が施行された。それまで本市ではポイ捨て防止に関する啓発活動を続けてきたが、それでもごみの散乱が目立っていた。さらに、タバコの吸い殻のポイ捨てによるとみられる大規模な山林火災が相次いで発生したため、罰則規定を盛り込んだ条例を制定したものである。市内全域でポイ捨てを禁止しており、また市民だけでなく市外からの観光客や通勤・通学者等も対象とした。なお、罰則規定については施行日を半年遅れの十月一日とした。

3 生物多様性の保全

レッドデータブック　二〇一二（平成二十四）年三月策定の新玉野市環境基本計画では、「本市では、岡山県レッドデータブック２００９を中心とした既存資料によると、八三種の希少な動植物が記録されている」という。特に、本市を含め数か所でしか生息が確認できず保護対策が必要な生物として、動物ではナゴヤダルマガエル、ノジマヒメグモなど、植物ではバクチノキ、ミカヅキグサなどが挙げられている。

希少在来生物の生息環境を守るためにも、イノシシなどの野生鳥獣やブラックバスなどの特定外来生物の駆除が重要となっている。

特定外来生物にはそのほかヒアリやアカカミアリ、セアカゴケグモなどの動物、オオキンケイギクなどの植物が指定されている。セアカゴケグモについては市内での生息が定着しているとみられ、市は、これら外来生物の特徴や環境に対する影響、見つけた時の注意事項などについて、ホームページや広報などによる周知に努めている。

重要湿地　環境省は「生物多様性の観点から重要性の高い湿地（重要湿地）」を選定しており、玉野市については次の二か所が選ばれている。

①児島湖及び阿部池…ホシハジロ、キンクロハジロの飛来地となっている。

②味野湾及び玉野湾…玉野市後閑沖は瀬戸内海山陽側沿岸内湾における大型アマモ場であり、多様な生物相を有する。

4 環境マネジメントシステム

本市は二〇〇〇（平成十二）年十二月、環境マネジメントシステムの国際的規格であるＩＳＯ１４００１の認証を取得した。岡山県内の地方公共団体としては初めてのことである。

ＩＳＯ１４００１は、一九九二年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミット（環境と開発に関する国連会議）をきっかけとして、規格の策定が始まった。認証を取得した組織は、その事業活動に伴って生じる環境への影響を、ＰＤＣＡサイクルを回すことによって継続的に改善することが求められる。

市では二〇〇〇年四月に認証取得宣言を行い、市役所内に環境管理体制を整えて、全庁的に目的や目標を設定した。八月には本市の基本姿勢を示すため環境方針を定めた。次の七つの基本方針を掲げている。

①環境施策への積極的配慮　②資源・エネルギーの節減　③廃棄物の削減　④法令等の遵守　⑤システムの継続的改善　⑥職員への周知　⑦環境方針の公開

同月から本庁内全部署で環境マネジメントシステムの運用を開始し、十一月から十二月にかけて審査登録機関による本審査を受けて、認証取得に至ったものである。

庁内で既に実践を始めた主な取組としては、次のようなものがある。

①省エネルギー対策…空調機器の適温調節、ガスの元栓消火、昼休みの全消灯、エレベーターの使用自粛、徒歩や自転車に

よる移動など

②省資源、廃棄物抑制対策…再生紙の使用、両面コピー、節水、紙類の分別徹底、使用済み封筒の再利用、資料の簡素化など

③グリーン購入…廃棄時の処理や処分が容易な物品、再生素材や再使用部品を多く利用している物品、長期間使用できる物品などの購入・使用促進

④リサイクル推進…プラスチック製品、紙製品、びん、缶、ペットボトルの分別排出など

市役所が率先してこうした取組を実践し周知することで、環境問題に関心を持つ市民が増え、取組が市民の間にも浸透していくことも、認証取得の大きな目的とした。

5 ペットとの共生

畜犬登録事業　法定受託事務として、一九九六（平成八）年度から畜犬（飼い犬）の登録事業を実施している。近年の新規登録頭数は、二〇一四～二〇一八年度は一八〇頭前後で推移していたが、二〇一九（令和元）年度は二六一頭、二〇二一年度は三〇七頭、二〇二四年度は二六六頭と、増加傾向にある。二〇二四年度時点での登録頭数は二六一八頭である。

また、狂犬病予防法第五条の規定により、狂犬病の予防注射を受けた犬の所有者へ狂犬病予防注射済票を交付している。また、毎年四月には岡山県獣医師会協力のもと、集合注射を市内数か所で実施し、飼い主の利便の向上を図っている。二〇二四年度における狂犬病予防接種頭数は一六五〇頭で、予防接種率は六三パーセントである。

玉野市人と動物との共生社会の推進に関する条例　二〇一七（平成二十九）年六月一日に施行された。人と動物とが気持ちよく共生するために、本市でのルールを定めたものである。「命あるものである動物の飼い主としての責任を自覚し、その飼養する動物の生態、習性及び生理を正しく理解した上で適正に管理し、並びにその健康及び安全を保持するよう努める」など、動物の福祉を尊重するとともに第三者に迷惑がかからないような飼い主としての責務を明記している。また、犬の飼い主の遵守事項、猫の飼い主の遵守事項、不適切なえさやりの禁止などについても定めている。



狂犬病予防接種の様子

四　地球温暖化対策

1 地球温暖化問題と玉野市の現状・対策

地球温暖化問題の経緯　世界中の研究者を集めて一九八八（昭

和六十三）年に設立されたＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）は、一九九〇（平成二）年に第一次評価報告書を発表した。同報告書は、「人為起源の温室効果ガスがこのまま大気中に排出され続ければ、生態系や人類に重大な影響をおよぼす気候変化が生じるおそれがある」という警告を発し、社会的に大きな注目を集めた。一九九二年六月にリオデジャネイロで開かれた地球サミット（環境と開発に関する国連会議）で、気候変動枠組条約が採択され、一九九四年三月に発効した。

これを受けて翌一九九五年から毎年ＣＯＰ（締約国会議）が開催され、一九九七年に京都で開かれたＣＯＰ３において、京都議定書が採択された。先進国間における温室効果ガスの削減目標と目標達成を定めたもので、日本は二〇〇八年から二〇一二年（第一約束期間）のあいだに、温室効果ガスを一九九〇年比六パーセント以上削減することが求められた。また、クリーン開発や排出量取引を削減量に算入できる京都メカニズムも盛り込まれた。これを受けて日本政府は、一九九九年に国内の対策の基本方針を示した地球温暖化対策推進法を施行。二〇〇二年の同法改正で京都議定書目標達成計画を定め、二〇〇五年二月に京都議定書が発効すると、二〇〇六年の同法改正では一定量以上の排出事業者に対する温室効果ガスの算定・報告・公表制度を導入した。

ＩＰＣＣは二〇〇七年に発表した第四次評価報告書において、「我々を取り巻く気候システムの温暖化は決定的に明確であり、人類の活動が直接的に関与している」と断言し、「地球温暖化の動きを遅らせ、さらには逆転させることは、我々の世代のみが可能な挑戦である」と早急な取組を求めた。日本は京都議定書の第一約束期間において、温室効果ガス排出量が逆に一・四パーセント増となったが、森林吸収量と京都メカニズムによって目標を達成した。その後京都議定書が改正され、二〇一三～二〇二〇（令和二）年を第二約束期間として一九九〇年比一八パーセント以上削減という目標が設定されたが、日本は個別の数値目標が明記されなかった。

二〇一五年のＣＯＰ21では、二〇〇〇年以降の新たな排出量削減の国際的枠組みとしてパリ協定が採択され、翌年に発効した。平均気温上昇を産業革命以前に比べ、「二度より十分低く保つ」という目標と、「一・五度に抑える努力を追求する」という努力目標を掲げた。また、先進国に限らず全ての締約国を対象とする点で、京都議定書と一線を画する。日本は二〇三〇年までに、二〇一三年比二六パーセントという削減目標を提示した。二〇二〇年には、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ排出量を実質ゼロにするというカーボン・ニュートラル宣言を行った。今世紀後半にカーボン・ニュートラルを実現するというパリ協定の趣旨に沿ったものである。

排出量の状況　玉野市域における温室効果ガスの総排出量は近年減少傾向にあり、二〇一九（令和元）年度は八五一・九千トン－ＣＯ２で、二〇一三（平成二十五）年度と比べると二三・七パーセント減少している。二〇一九年度について部門別の構

成比を見ると、産業部門が五八・二パーセントを占め、次いで運輸部門二三・八パーセント、家庭部門九・一パーセント、業務その他部門七・九パーセントなどとなっている。二〇一三年度と二〇一九年度を比べて最も減少率が高いのは家庭部門で、四一・六パーセント減。次いで業務その他部門三六・〇パーセント、産業部門二〇・四パーセントなどである。また、エネルギー起源CO2以外のガス〈廃棄物分野（一般廃棄物）〉は逆に五四・四パーセント増えている。

家庭部門の排出量が大きく減ったのは、各家庭における省エネ家電への更新が進んだこと、省エネ行動が普及したことなどが理由と思われる。産業部門から排出される温室効果ガスの多くは製造業から排出されている。産業部門で約二割減少しているのは、製造業で用いる設備の省エネ化や使用するエネルギーの脱炭素化が進んだことが要因と考えられる。運輸部門については、船舶からの排出が最も多く五〇・六パーセントを占め、次いで自動車四七・六パーセント、鉄道一・八パーセントとなっている。エネルギー起源CO2以外のガスが増えているのは、廃プラスチック類の焼却量の増加が主な原因と考えられる。

一方、本市域における温室効果ガスの吸収量は、年によって変動幅が大きいが、二〇一九年度は五九八一トン－CO2、二〇二〇年度は三万二六三九トン－CO2、二〇二一年度は一万七三九八トン－CO2となっている。

排出量の将来推計については、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の排出量＝BAUケースで試算すると、二〇三〇年度は二〇一三年度に比べて二七・八パーセント、二〇五〇年度は三二・五パーセントの削減という結果になった。

また、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、二〇一八年度以降減少傾向で推移しており、二〇二二年度は一万四二四六トン－CO2で、基準年度である二〇一三年度と比較して三〇・二パーセント減少している。排出量が減少した要因として、ソフト的取組の徹底のほか、玉野市民病院などの公共施設の再編が挙げられる。

二酸化炭素実質ゼロ宣言　二〇二一（令和三）年二月二日、本市も含む岡山県連携中枢都市圏の一三市町が共同で、二〇五〇年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを宣言した。二酸化炭素排出量実質ゼロとは、人為起源の二酸化炭素排出量と森林整備等による二酸化炭素吸収・除去量を差し引きゼロにすることで、カーボン・ニュートラルとも呼ばれる。政府は二〇二〇年十月に、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを宣言（カーボン・ニュートラル宣言）しており、岡山県連携中枢都市圏による宣言もこれを受けてのものである。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）　本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量削減については、二〇〇二（平成十四）年四月に策定した玉野市率先実行計画（第一期）において、二〇〇〇年度を基準年度として二〇〇六年度までに総排出量を二〇〇〇年度比一六・八パーセント削減するという目標を立てた。一般廃棄物の焼却量や電気使用量の削減率が目標を下回

り、排出量が二〇〇〇年度比一三・八パーセント増となり目標を達成できなかった。

二〇〇八年七月には玉野市率先実行計画（第二期）を策定し、二〇一二年度までに温室効果ガスの排出量を二〇〇六年度比三パーセント削減するという目標を設定した。一般廃棄物の焼却量や燃料使用量の削減率が目標を上回り、排出量が二〇〇六年度比六・三パーセント減となり目標を達成した。

二〇一七年一月に策定した地球温暖化対策推進計画では、二〇二一（令和三）年度の排出量を基準年度の二〇一五年度比二二・八パーセント削減という目標を立てた。省エネルギー化の推進や電気使用量の削減により、排出量が二〇一五年度比三八・六パーセント減となり目標を達成した。

二〇二四年三月には、地球温暖化対策推進計画の後継計画として、玉野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定した。同計画では、二〇三〇年度の温室効果ガス排出量を、基準年度の二〇一三年度（二万三九七トン－CO2）比六〇・〇パーセント削減という目標を立てた。継続的な省エネ行動の実践や岡山市とのごみ処理の広域化が実現した場合、基準年度比五七・二パーセントの削減ポテンシャルを有するとの試算を踏まえ、県の削減目標である五〇パーセントより高い目標を設定したものである。その実現に向けた取り組みの基本方針としては、次の四点を挙げている。

①省エネ行動の徹底…公共施設の設備・機器や公用車の運用改善などによる電気使用や化石燃料使用の削減

②公共施設等の脱炭素化の推進…公共施設の省エネ改修や省エネ型機器への更新、再生可能エネルギーの導入

③その他の温室効果ガスの削減に資する取り組みの推進…電気事業者の選択、カーボンオフセットの推進など

④職員の脱炭素に係る意識醸成…職員全員の意識醸成による率先した脱炭素行動の推進

なお、二〇二四年度における本市の公共施設における温室効果ガス発生量は一万三三三トン－CO2（基準年度の二〇一三年度比三四・六パーセント削減）で、発生源別の内訳は電気五三・二パーセント、廃棄物の焼却三七・八パーセントなどとなっている。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）　本市域全体から排出される温室効果ガスの削減については、二〇一二（平成二十四）年三月に策定した新玉野市環境基本計画において目標値を設定した。二〇〇八年度の総排出量一七二万九〇〇〇トン－CO2（一九九〇年度に比べて一四万八〇〇〇トン－CO2増）に対して、二〇二一（令和三）年度に一五五万六〇〇〇トン－CO2まで減らすというものである。二〇二一年度の排出量は産業や家庭などからの排出量の減少により約八〇〇万トン－CO2となり、削減目標を達成した。

二〇二四年三月に策定した玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、二〇三〇年度までに市域の総排出量を六五〇・七トン－CO2削減（基準年度二〇一三年度比四一・八パーセント削減）するという目標を立てた。同時に、二〇五

○年度にカーボンニュートラルを達成することも目標とした。

同実行計画では、目標達成のための緩和策（温室効果ガスの排出を減らし未来のリスクを減らす対策）と適応策（気候変動の影響に備え被害を軽減する対策）について、次のように列挙している。

①緩和策

・再生可能エネルギーの普及促進…蓄電システムの普及促進、エネルギーの地産地消の推進、再エネ由来の電力調達の推進、市民・事業者に対する情報の周知・啓発

・省エネルギーの推進…環境に優しいライフスタイルや事業活動の推進、建築物の省エネ化、市民・事業者に対する情報の周知・啓発

・脱炭素型まちづくりの推進…コンパクトでネットワーク化された都市づくりの推進、次世代自動車の充電インフラの充実、温室効果ガス吸収源の確保、宇野港の脱炭素化の推進

・循環型社会の形成…市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進、環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

②適応策

・農林水産業…気候変動の影響も考慮した持続可能な農林水産業を推進

・水環境・水資源…公共用水域の水質汚濁状況の監視を行うとともに、公共用水域の環境保全を推進

・自然生態系…野生動植物等の生息・生育状況を把握し、保護を促進

・自然災害・沿岸域…防災活動の推進、浸水災害対策（流域治水の考え方に基づく浸水対策、雨水の排水機能の向上、海岸保全施設の整備）、土砂災害対策

・健康…熱中症対策、感染症対策

・産業・経済活動…観光地対策（旅行者への適切な災害情報提供など）

・国民生活・都市生活…ヒートアイランド対策

2 省エネルギー

省資源・省エネルギーモデル都市　本市は一九八四（昭和五十九）年度に、経済企画庁から指定を受けて省資源・省エネルギーモデル都市宣言を行い、その推進主体として、同年九月に玉野市省資源・省エネルギーモデル都市推進実行委員会を設立した。行政、学識者、住民代表などで構成されている。

省資源・省エネルギーモデル都市を目指した取組は、二〇一六（平成二十八）年度より玉野市省資源省エネルギー推進実行委員会から玉野環境衛生協議会に引き継がれている。

まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化モデル構築支援事業　国土交通省が二〇一二（平成二十四）年度から二〇一八年度まで実施した事業で、文字どおりまち・住まい・交通の創エネ、蓄エネ、省エネ化に向けた地域・事業者の先進的な取組を支援するものである。本市は二〇一六年度のモデル構築支援事業に採択された。事業名は「創蓄省エネルギー化による玉野市中心

部の高付加価値拠点化構想」。駅東側の遊休地を広域交流拠点と位置づけ、通過型の観光客が滞留・滞在することのできる中心市街地の顔として賑わいを創出することを目的とする。この構想自体は中心市街地活性化基本計画の中に盛り込まれていたものだが、広域交流拠点の活性化や居住促進を図るためのインフラとして、エネルギー面でのサステナビリティの確保が不可欠であり、その部分を今回のモデル構築支援事業で取り組むことになった。構想の実現に向けたリーディングプロジェクトとして、次の二つの事業を掲げている。

①エネルギーインフラ整備によるレジリエンスなまちづくり…エリア内で再生エネルギー中心の高効率な熱電供給システムを導入することにより、災害時・非常時にも強く低炭素なまちをつくる。

②創蓄省エネによる賑わい・高付加価値なまちづくり…広域交流拠点において移動支援やエネルギーマネジメントシステムの整備、消費促進のための創蓄省エネコンテンツの整備により、回遊性の向上、安心・安全な暮らし、賑わい創出を目指す。

3 再生可能エネルギーの普及

導入状況 本市における再生可能エネルギーの導入設備容量は、二〇一四（平成二十六）年度が二四・九千キロワット、翌年は急増して四五・一千キロワット、以後は毎年少しずつ増えて、二〇二三（令和五）年度は七〇・二千キロワットと、二〇一四年度に比べて二・八倍に伸びている。これらは全て太陽光発電設備である。

導入目標 二〇二四（令和六）年三月に策定した玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの調査結果が示されている。その要点は、次のとおりである。

〈電気〉

・太陽光…建物系では海岸線付近で高い導入ポテンシャルを有している。土地系では八浜地域に比較的高い地点が点在している。

・風力発電（陸上風力）…荘内地域、玉・奥玉地域、東児地域にポテンシャルの比較的高い地点が存在する。

〈熱〉

・太陽熱…宇野・築港地域、玉・奥玉地域、和田地域、日比・渋川地域の海岸線付近に比較的高い地点が点在している。

・地中熱（ヒートポンプ）…本市全域に比較的高い地点が点在している。

・バイオマス…食品系バイオマスが高いポテンシャルを有している。

このポテンシャルを前提に、国の再生可能エネルギー導入目標に準じて、本市は目標として二〇三〇年度までに太陽光発電設備容量六〇・四メガワットを本市域へ導入するという目標を立てた。

五　廃棄物

1 ごみ処理

国の廃棄物対策の歩み　廃棄物対策の基本法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）は、一九七〇（昭和四十五）年のいわゆる公害国会において、従来の清掃法を全面改正する形で制定された。同法によって廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、前者は市区町村、後者は排出事業者に処理責任があるとされた。

一九九一（平成三）年の同法改正では、法の目的自体を「廃棄物の適正な処理」から「廃棄物の発生抑制と分別、保管、収集、再生、処分等の適正処理」に転換した。その背景には、人口の増加、生活様式の変化、ごみ質の多様化などによってごみの発生量が年々増加し、最終処分場の残余容量がひっ迫の度を増しているという状況があった。

廃棄物の発生抑制、最終処分量の抑制、資源化の促進に向け、国はそのための基本的枠組みを示す循環型社会形成推進基本法を制定。リデュース（発生抑制）→リユース（再使用）→リサイクル（再生利用）という3Rの優先順位を明記した。同時に、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法など個別のリサイクル法を次々に制定し、市民・事業者・行政の連携による資源化の仕組みを整備していった。

二〇一〇年代になると、食品ロスの増加とプラスチックごみによる海洋等の汚染が世界的な課題となり、国も対応を迫られた。前者については、食品ロス削減推進法が二〇一九（令和元）年十月に施行された。後者については、二〇二〇年七月からレジ袋が有料化され、二〇二二年四月にはプラスチック資源循環促進法が施行された。

本市のごみ処理行政の沿革　本市でごみ収集が始まってからの沿革は次のとおりである。

一九四八（昭和二十三）年　市街地で衛生作業員によるごみ収集を開始
一九五〇年　宇野西谷にごみ焼却炉整備（五トン／八時間）
一九五八年　槌ケ原にごみ焼却炉整備（二二・五トン／八時間）／宇野西谷のごみ焼却炉停止／築港広潟にごみ処分場整備／ごみ収集区域を旧市内全域に拡大／ごみの分別収集（「不燃物」「可燃物」の二分別）を開始。不燃物の収集は業者委託
一九六一年　ごみ処分場を田井石童に移す
一九六五年　ごみ収集手数料が無料化
一九六七年　ごみ焼却炉一基（三〇トン／八時間）を増設／ごみ収集方式を週二回のステーション方式に
一九六九年　不燃物最終処分場が業者委託に
一九七〇年　不燃物最終処分場を八浜碁石に移す／ごみ焼却炉一基（四〇トン／八時間）を増設／一九五八年に稼働したごみ焼却炉を廃止／ごみ収集業務の一部（四

五パーセント）を業者委託に変更／ごみ収集区域を市内全域に拡大

一九七一年　不燃物最終処分場を田井見能潟に移す

一九七二年　不燃物最終処分場を田井石童に移す

一九七三年　粗大ごみの収集開始（年四回）

一九七四年　不燃物最終処分場を八浜駅前に移す／玉原に不燃物処理場（圧縮破砕処理）整備／盆舟の収集開始

一九七五年　不燃物最終処分場を田井沼免利に移す／粗大ごみの収集を年六回に

一九七六年　東野崎塩田跡地をナイカイ塩業（株）から借り受け、不燃物最終処分場を整備（一九七七年八月から供用開始）

一九七八年　槌ケ原に焼却炉二基（七五トン／二四時間×二）を新設（総工費約一五億円）し、東清掃センターとする／一九六七年・一九七〇年稼働のごみ焼却炉を廃止

一九八一年　粗大ごみの処理を埋立から焼却へ

一九八六年　家庭系剪定木くずの可燃ごみステーション収集開始／粗大ごみ（テレビ）からのＰＣＢ抜き取り開始／粗大ごみ処理後の金属類の引き取りを業者に依頼

一九八七年　和田最終処分場建設計画スタート

一九八九（平成元）年　東野崎不燃物最終処分場閉鎖／番田不燃物最終処分場供用開始／粗大ごみの可燃・不燃分別収集開始（収集現場で選別収集）

一九九〇年　ごみ資源化補助金制度を開始

一九九一年　指定袋による「ごみの正しい出し方運動」を一五地区七九四世帯で実施

一九九二年　ごみの資源化物補助金制度開始／玉野市一般廃棄物最終処分場（和田）供用開始／指定袋による「ごみの正しい出し方運動」を三〇地区一八三九世帯で実施／不燃物箱の撤去開始／可燃性粗大ごみ破砕機供用開始

一九九三年　コンポスト容器設置補助金制度を開始／粗大ごみ処理施設供用開始

一九九四年　一部地区でびん類のモデル収集開始／薄いプラスチックの可燃物収集開始

一九九五年　冷蔵庫のフロン回収開始／粗大ごみ処理施設で火災

一九九六年　ごみ袋を透明・半透明に指定／市内全域でびん類・缶類の分別収集開始

一九九七年　東野崎・番田不燃物最終処分場廃止（その後返還）／粗大ごみ収集・処理の有料化開始

一九九八年　東清掃センター焼却施設の基幹的施設整備事業竣工／ペットボトルのモデル地区分別収集実施

一九九九年　ペットボトルの市内全域分別収集開始／資源ごみ回収推進団体報奨金見直し（紙類三円／キログラム上乗せ）

二〇〇〇年　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定／和田地区で古紙類、その他プラスチック製容器包装の分別収集実施
二〇〇一年　粗大ごみ処理料金を改定／家電リサイクル法施行（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）／電気式生ごみ処理機購入に対する補助金交付を開始／直営パッカー車二人乗務体制に移行／石島の可燃ごみ収集開始（業者委託）
二〇〇二年　東清掃センター飛灰の灰固形化施設整備
二〇〇三年　リサイクルプラザ施設整備／ごみ分別辞典作成／市内全域で古紙類、その他プラスチック製容器包装の分別収集開始
二〇〇四年　台風一六号、一八号、二一号、二三号による被災ごみ処理（焼却は岡山市に全量処理委託）／リサイクルプラザによる不用品活用銀行開始
二〇〇五年　資源ごみ回収推進団体報奨金見直し（特別報奨金廃止）
二〇〇七年　その他プラスチック製容器包装の収集回数を週一回に増やす
二〇〇八年　東清掃センター焼却炉の改修
二〇一一年　台風一二号による被災ごみ処理（八浜に仮置き場設置）／東児地区で廃食用油の分別収集開始
二〇一二年　山田地区で廃食用油の分別収集開始
二〇一三年　玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を制定（玉野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正）
二〇一四年　一般廃棄物処理基本計画策定／消費税八パーセントに伴い手数料改定／小型家電製品試験回収開始（ピックアップ回収）／ＢＤＦ生成処理委託開始（バイオディーゼル岡山）
二〇一五年　岡山ブロックごみ処理広域化基本計画策定／岡山市へ可燃ごみを一部処理委託。（十月十五日～十一月十三日）／小型家電製品ボックス回収開始（拠点回収）
二〇一六年　省資源・省エネルギー推進実行委員会解散（玉野市環境衛生協議会へ事業引継）／リサイクルプラザ開館時間変更（月・木・金　午後と第四日曜）／資源ごみ回収団体報奨金改定（六円→五円）／岡山市へ可燃ごみを一部処理委託（十一月一日～十二月二十七日）
二〇一七年　ごみ処理広域化に伴う岡山市への事務委託の規約、協定書の締結／中国空瓶（株）生きびんの引取り廃止
二〇一八年　玉野市廃棄物減量等推進審議会条例を制定
二〇一九（令和元）年　玉野市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）策定／「家庭ごみ有料化の基本的考え方」策定
二〇二〇年　「家庭ごみ有料化の基本的考え方」説明会開催

（各中学校区）／「家庭ごみ有料化実施計画」策定
二〇二一年　「玉野市プラント系施設個別計画（長寿命化計画）」策定／家庭系ごみ有料化説明会開催
二〇二二年　家庭系ごみ有料化スタート
二〇二四年　玉野市一般廃棄物処理基本計画策定

分別収集　沿革にもあるように、本市で分別収集が始まったのは一九五八（昭和三十三）年十月のことで、当初は可燃ごみと不燃ごみの二分別だった。プラスチック製容器包装は、現在は資源化されているが、当時は高カロリーのプラスチックが燃焼すると焼却炉を傷めることになるため、不燃ごみとして扱われていた。その後、一九七三年に粗大ごみの分別収集を開始し三分別に。一九九四（平成六）年十月からは、ごみ処理の効率化・埋立量削減のため、薄いプラスチックを不燃ごみから可燃ごみに変更した。例えば、トレー、卵パック、発泡スチロール、スポンジ、紙おむつなどである。

一九九五年には容器包装リサイクル法が制定され、これを受けて一九九六年六月にびん類（透明・茶色・その他の三分類）及び缶類、一九九九年四月にペットボトル、二〇〇三年八月に古紙類及びその他プラスチック製容器包装の、市内全域での分別収集が始まった。一九九六年六月からは、それまで不燃物に分類されていたびん・缶の分別収集開始に伴い、不燃物を「その他の不燃焼物」とするとともに、可燃ごみ及びその他の不燃焼物の袋については透明又は半透明のものに限定した（透明化の完全実施は十月から）。このごみ袋透明化は、前年十二月に発生した粗大ごみ処理施設の火災事故（全焼）がきっかけとなった。粗大ごみに交じっていた引火性物質が火災の原因と考えられたため、こうした危険物の混入を防ぐことをねらいとしたものである。

二〇一七（平成二十九）年度時点におけるごみの分別区分と排出方法等は、図表3-2-5のとおりである。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「危険性の物」「粗大ごみ」の五種類に大別して、粗大ごみを除く四種類を市内約一〇〇〇か所のステーションで収集している。粗大ごみについては、電話で収集を申し込んで玄関先に排出するか、粗大ごみ処理施設に直接持ち込む。燃やせるごみは週二回収集している。燃やせないごみについては、「不燃物A（陶器類や焼却灰等の埋立ごみ）」（月一回）、「不燃物B（金属類・厚さ二ミリ以上のプラスチック類）」（月一回）の二種に分けて収集。資源物については、びん類（月一回）、缶類（月一回）、ペットボトル（月二回）、古紙類（月二回）、その他プラスチック製容器包装（週一回）に分けて収集している。

古紙などの資源物については、一九九〇年代後半ごろから市民がステーションに出したものを業者が勝手



ごみステーション

図表３−２−５　ごみ分別区分と排出方法　　2017年度現在

項　目		収集・運搬 回数	収集・運搬 方式	収集・運搬 形態	排出方法	摘　要	搬入先
可燃ごみ（燃やせるごみ）		２回／週	ステーション方式	直営委託	透明袋 半透明袋	生ごみ、木くず、紙くず等	東清掃センター
資源ごみ	古紙類	２回／月	ステーション方式	委託	ひもでしばる	新聞、雑誌、紙箱類、ダンボール、牛乳パック	リサイクルプラザ
	缶　類	１回／月	ステーション方式	委託	コンテナ	スチール缶、アルミ缶、のり缶、菓子缶類	粗大ごみ処理施設
	びん類	１回／月	ステーション方式	委託	コンテナ	びん類（化粧品や油の入っていたものは除く）	一時貯留場（最終処分場内）
	ペットボトル	２回／月	ステーション方式	委託	透明袋 半透明袋	PETがあるもの	不燃物処理施設（民間）
	その他プラスチック製容器包装	１回／週	ステーション方式	委託	透明袋 半透明袋	プラがあるもの	リサイクルプラザ
不燃ごみ（燃やせないごみ）	不燃物Ａ	１回／月	ステーション方式	委託	透明袋 半透明袋	瀬戸物、陶器類、ガラス等	最終処分場
	危険性の物	１回／月	ステーション方式	委託	透明袋 半透明袋	スプレー缶、乾電池、蛍光灯等	最終処分場
	不燃物Ｂ	１回／月	ステーション方式	委託	透明袋 半透明袋	厚さ２mm以上のプラスチック類、金属類、小型電気製品等	粗大ごみ処理施設
粗大ごみ		随時申込み	各戸	直営委託	－	玄関先まで	粗大ごみ処理施設

に抜き去る行為が横行するようになった。そのため、二〇〇一年に「玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、そのような行為を禁止して、違反者には五万円以下の過料を科す規定を設けた。

ごみステーションなどの環境衛生施設を設置する自治会等に対しては、環境衛生施設整備補助金が交付されている。

ごみ処理の流れ　図表３−２−６は二〇一七（平成二十九）年度時点でのごみ処理フローである。可燃ごみについては、粗大ごみのうち選別後の可燃残さと一緒に東清掃センターで焼却処理され、焼却灰は埋立に回される。不燃物のうち不燃物Ａはそのまま最終処分場で埋め立てられ、不燃物Ｂについては粗大ごみ処理施設で粗大ごみ、缶類とともに選別された後、金属類は資源化、不燃残さは埋立処理される。古紙類とその他プラスチック製容器包装はリサイクルプラザで選別され、プラスチックは圧縮梱包されてそれぞれ資源化ルートに乗せられる。びん類、ペットボトルと資源集団回収で集められた資源物については、そ



ごみ収集の様子

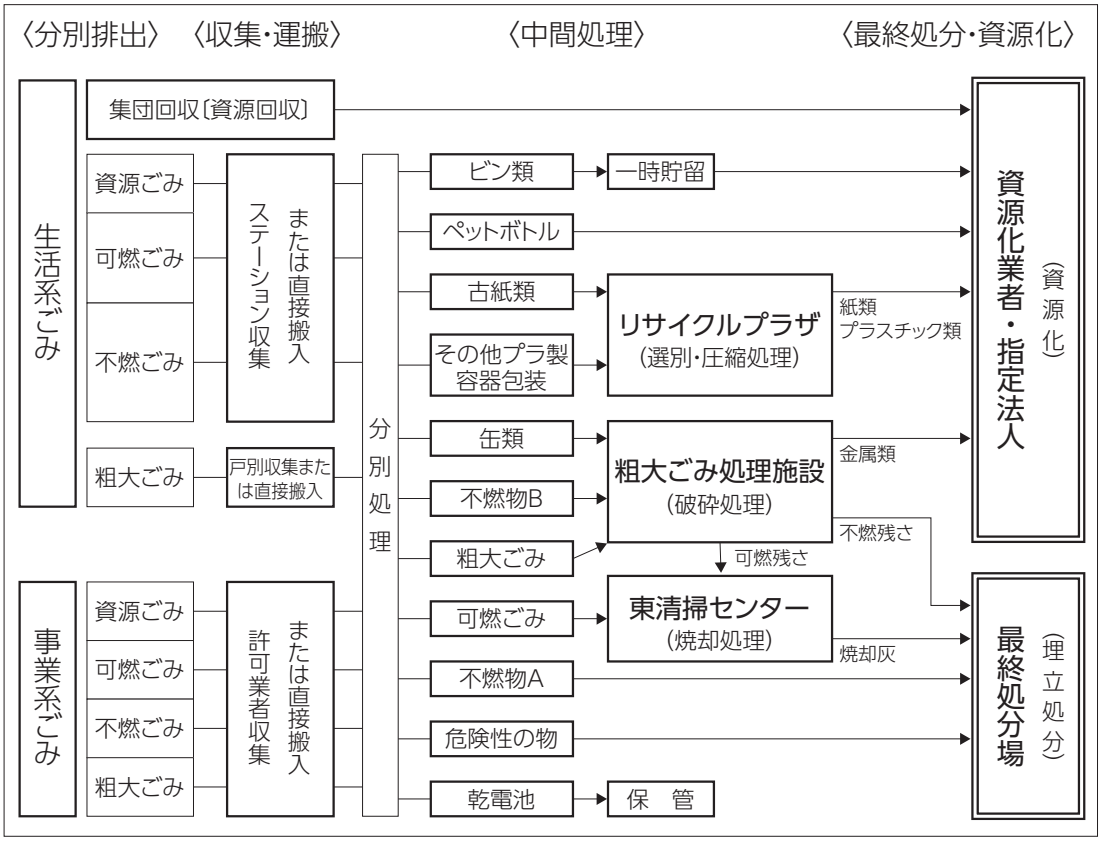

図表3－2－6　ごみ処理フロー図　　2017年度現在

のまま再資源化事業者に引き取られる。

2 ごみ処理・資源化施設

玉野市東清掃センター　沿革にあるように、本市では一九五〇（昭和二十五）年に最初の焼却施設が宇野西谷に整備され、一九五八年に槌ケ原に移ってからは現地で焼却炉の更新が行われてきた。現在の炉は一九七八年六月に竣工したものである。稼働後四五年以上を経過しているが、一九九六（平成八）～一九九七年度に一号炉、二〇〇七～二〇〇九年度に二号炉の大規模改修工事を実施した。

〈施設概要〉
▽所在地…槌ケ原三〇七二番地の五　▽敷地面積…一万三九四〇平方メートル　▽処理能力…一五〇トン／日（七五トン／日×二基）　▽処理方式…全連続燃焼式（ストー



東清掃センター

カ炉）　▽管理形態…運転業務委託（二直四班体制）　▽設備概要…受入供給＝ピット&クレーン、ガス冷却＝水噴射式（一系列は別途空気式ガス減塩機整備）、排ガス処理＝乾式有害ガス除去設備＋バグフィルター、焼却灰及び飛灰処理＝加湿及びキレート処理（飛灰固化設備）

広域処理に向けた動き　一九九七（平成九）年五月の厚生省（当時）通知でごみ処理広域化の方針が打ち出されたのを受け、岡山県は翌一九九八年三月に岡山県ごみ処理広域化計画を策定した。その後市町村合併があったため、二〇〇七年三月に改めて新岡山県ごみ処理広域化計画を策定。その中で、本市及び岡山市、久米南町の二市一町が岡山ブロックとして位置づけられた。

　これを受けて二市一町によるごみ処理広域化対策岡山ブロック協議会が設置され、二〇一三年度総会においてこの枠組みで広域処理に向けた取組を行っていくことが合意された。そして二〇一五年三月、同協議会は岡山ブロックごみ処理広域化計画を策定した。同計画では、二〇二五（令和七）年度までに二〇〇トン／日規模の広域処理施設を整備することとしている。なお、可燃ごみを広域処理施設へ効率的に搬入するための施設として、東清掃センター敷地内に中継施設を整備する予定である。

玉野市粗大ごみ処理施設　一九九三（平成五）年三月に竣工した施設で、粗大ごみのほか、不燃物Ｂ（金属類・厚さ二ミリ以上のプラスチック類）及び缶類の破砕・選別を行っている。

〈施設概要〉

▽所在地…槌ケ原三〇七二番地の五　▽敷地面積…一三〇〇平方メートル　▽処理能力…三五トン／日（五時間）　▽管理形態…運転業務委託　▽破砕形式…模型衝撃せん断回転式破砕機　▽その他…可燃性粗大ごみ処理機（二軸式せん断破砕機）


粗大ごみ処理施設

玉野市リサイクルプラザ　二〇〇三（平成十五）年三月に竣工した施設で、古紙・紙製容器包装類及びその他プラスチック製容器包装の中間処理（破袋、選別、圧縮、梱包、保管）を行っている。重量比では、古紙類が七割以上を占めている。また、廃棄物・環境問題についての研修・情報提供などを行うための研修室、情報コーナー、工房室等を設置している。リユースを実践するための不用品活用銀行の運営も行っている。

　また、リメイクやリサイクルを実践する講座を開講していた。例えば、「割りばしと布でかわいい鍋敷きを作ろう！」「草木染で古着リメイク」「牛乳パックで風鈴を作る」「古着物で簡単エプロン作り」などである。また、「くるりんクルクル～省

資源・省エネルギー展」といったイベントを開催することもあった。

〈施設概要〉

▽所在地…槌ケ原三〇七一番地の一　▽敷地面積…一五六〇平方メートル　▽建設面積…七一八平方メートル（延床面積一二六二・八二平方メートル）　▽処理能力…七トン／日（五時間）　▽施設の内訳…①処理施設（一階）　②プラザ（二階）▽管理形態…処理施設は運転業務委託、プラザは直営



リサイクルプラザ

玉野市一般廃棄物最終処分場　不燃物や焼却残さなどを埋立処理する最終処分場は、沿革にあるように昭和の時代には何か所も場所を移し、短期間のうちに埋立完了・閉鎖を繰り返していた。一九八九（平成元）年四月からは、番田廃棄物最終処分場（埋立容積五万五〇〇〇立方メートル）の供用が開始された。同処分場は規模が小さかったため、従来は一般廃棄物と同時に処理できる産業廃棄物を条件付きで受け入れていたが、番田処分場では産業廃棄物を搬入禁止とした。また、不燃性一般廃棄物も最終処分場で受け入れていたが、番田ではそれも受け入れず、玉原三丁目の不燃物処分場へ搬入するようになった。

現在の最終処分場は、番田処分場の借用期限が満了となるのを受けて、一九九二年三月に竣工したものである。

▽所在地…和田七丁目八〇二番地八外　▽敷地面積…八万二四六一平方メートル　▽埋立面積四万二〇〇〇平方メートル　▽埋立容積…三三万三二〇〇立方メートル　▽埋立工法…サンドイッチ方式、準好気性埋立　▽遮水工法…合成ゴムシート一・五ミリ厚、遮光マット整備　▽浸出水処理…ろ過方式（ろ過後下水道放流）

二〇二四（令和六）年度末現在の残容積率は二八・八％となっている。



一般廃棄物最終処分場

3 ごみ減量と3Rの推進

家庭ごみの有料化　二〇二二（令和四）年四月一日から、家庭ごみの有料化がスタートした。有料となったのは、可燃ごみ、不燃A（埋立ごみ）、不燃B（破砕ごみ）の三品目。処理費が

上乗せされた指定袋を購入する方式で、袋の大きさは五種類。価格はいずれも一〇枚入りで、五リットルが五〇円、一〇リットルが一〇〇円、二〇リットルが二〇〇円、三〇リットルが三〇〇円、四五リットルが五〇〇円。五リットルから三〇リットルまでは一リットル＝一円の計算だが、四五リットルのみやや割高となる。

地区クリーン作戦などのボランティア活動で集められたごみは、無料とした。また、一部の年齢上・身体上等の理由により紙おむつを使用する人については、減免申請があれば一定枚数の指定袋を配布することとした。

また、有料化と同時に雑がみ、古布、落ち葉・雑草・剪定枝、廃食用油の全市域での分別収集を始めた。雑がみは古紙類の日にステーションへ排出、古布と廃食用油は各市民センター九か所、市役所、東清掃センターでの拠点回収である。落ち葉・雑草・剪定枝は透明・半透明の袋に入れて可燃ごみの日にステーションへ出す。回収された剪定枝のうち資源化に適した一部は、事業者に引き渡して資源化されている。

なお粗大ごみについては、可燃ごみ等に先立って一九九七（平成九）年十月から有料化されている。料金は、毛布二二〇円、ストーブ五五〇円、机一一〇〇円など（二〇二四年度現在）。粗大ごみの排出方法は、東清掃センターに持ち込むか、申し込み制による戸別収集のどちらかで、直接搬入の方が料金は約四割安くなる。決済は現金のみだったが、二〇二二年二月から電子マネーによるキャッシュレス決済ができるようになった。



有料指定袋

玉野市環境衛生協議会　この組織の前身は伝染病予防のために各地域で衛生組合が組織され、市と協力しながらネズミやゴキブリの駆除、蚊の発生源となる側溝の改良などの環境衛生活動を担っていた。公共下水道の整備と水洗トイレの普及などによって生活環境が改善してからは、ごみの減量やまちの美化などに活動の重点が移っていった。

環境衛生協議会は、各地区の衛生組合の連合組織であり、理事及び代議員で構成されている。一九七六（昭和五十一）年七月に、玉野市衛生組合連合会から名称変更した。現在は主に次のような活動を行っている。

・ごみ減量…市内各地のパトロール、ステーションでのごみ分別指導、ごみの分別・再資源化に関する説明会の開催（出前講座の活用）、家庭系ごみ有料化開始看板の設置（二〇二一年度）
・まちの美化…ごみのポイ捨て・不法投棄パトロール、環境衛生月間（六月・九月）の市内全域クリーン作戦
・省エネルギー・地球温暖化防止…小学生夏休み省エネチャレ

ンジ他
・研修…備前ブロック環境衛生民間指導者研修会、先進地視察研修会

環境美化推進員　ごみのポイ捨てや不法投棄をなくし、環境美化を推進するための市民リーダーとして環境美化推進員制度を創設した。二〇〇〇（平成十二）年四月に玉野市環境衛生協議会長の推薦に基づいて市長が委嘱し、定員は三六名以内。不法投棄に関する情報収集、ごみの正しい出し方や犬猫の正しい飼い方の指導などを行っている。



環境衛生協議会での活動の様子

ごみ減量化・資源化協力店　一九九二（平成四）年度から始まった制度で、ごみの減量や資源化を推進するため、その目的に賛同し、積極的に協力してくれる店舗を認定し、市のホームページなどを通じて紹介するものである。推進項目として、①簡易包装の推進、②買い物袋持参の奨励、③使い捨て容器・製品の使用自粛、④リサイクルの推進、⑤ごみ減量・資源保護の徹底、⑥その他（各店独自の方法によるごみ減量などの促進）の六つがあり、このうちいずれか一つでも満たしていれば認定される。

資源集団回収への支援　資源集団回収は、町内会や子ども会などの地域団体が主体となって古紙などの資源物を回収・売却し、売却益を活動資金の一部に充当する取組である。本市では、一九九〇（平成二）年四月から集団回収に対する報奨金交付制度をスタートした。この制度は二〇二二（令和四）年度に改正され、現在、PTA、町内会、子ども会等の市民団体に対して報奨金を交付している。報奨金の対象となる資源物は、①古紙類、②繊維類、③びん類、④金属類（ジュース缶など）、⑤その他の有価物。報奨金の額は、当初一キログラムあたり四円だったが、その後六円となり、二〇一六年度からは五円となっている。

野焼きの禁止　一九九七（平成九）年に大阪府能勢町の豊能郡美化センター周辺の土壌で高濃度のダイオキシン汚染が確認されたのをきっかけに、焼却施設などのダイオキシン規制が強化された。また、二〇〇一年一月にはダイオキシン類対策特別措置法が施行され、大気や水質などの環境基準が規定された。これに伴って廃棄物処理法が改正され、二〇〇一年四月からはどんど焼き等の伝統行事など一部の例外を除いて野焼きが禁止された。また二〇〇二年十二月からは、生活環境の保全を目的に、構造基準を満たさない焼却炉の使用が禁止された。

廃食用油の回収・資源化　本市は二〇〇三（平成十五）年三月、てんぷら油を軽油代替燃料に転換する廃食用油燃料化施設（製

造能力＝一〇〇リットル／日）を、東清掃センター敷地内に設置した。そして、玉野市学校給食センターから排出される廃食用油（てんぷら油）をバイオディーゼル燃料（軽油代替燃料＝ＢＤＦ）に転換し、ごみ収集車の燃料として使用するようになった。


回収された廃食用油

その後、二〇一一年十月から東児地区、二〇一二年十月から山田地区をモデル地区として、家庭用廃食用油のステーション回収をスタートした。二〇一四年からは、製造施設の老朽化などのため施設を撤去し、民間事業者（バイオディーゼル岡山）に廃食用油を売却して、ＢＤＦとして製造されたものを購入して利用する方法に変更した。バイオディーゼル燃料使用のメリットは、てんぷら油の排出による水質汚濁を防止することのほか、投入した車両の排気ガスは通常の軽油より硫黄酸化物や黒煙の排出が少なく、大気汚染の防止にもつながることである。

前述のように二〇二二（令和四）年四月からは、廃食用油の全市域を対象とする拠点回収が始まった。回収量は、二〇〇三年度は二六三三リットルだったが、二〇二〇年度は九五九〇リットルに増えている。

生ごみの堆肥化　本市では生ごみの減量と資源化を促進するため、一九九三（平成五）年度から家庭で出る生ごみを堆肥化するためのコンポスト容器に対する購入補助制度をスタートした。二〇〇一年度からは電気式生ごみ処理機も購入補助の対象に追加した。二〇二四（令和六）年度時点で、補助率はいずれも二分の一、上限はコンポスト容器が三〇〇〇円、電気式生ごみ処理機が三万円（二〇二二年度より一万円から増額）である。

リユースの推進　リユースの一環として不用品交換コーナーを設けている市町村は少なくない。本市でも一九七六（昭和五十一）年度から、不用品活用の取組を始めた。家庭で使わなくなったがまだ十分使える物を登録し、譲ってほしい人にあっ旋する仕組みである。利用者は市民に限り、対象品目は家具什器類、自転車等軽車両類、電気・ガス器具類、楽器類、書籍及び学用品類、その他耐久家庭用品類で長期間使用できるもの（衣類は除く）。登録有効期間は六か月。譲り受け希望者には市が品物の情報を連絡するが、現品受け渡しについては当事者双方の責任で行う。

従来は情報のやりとりをあっ旋するだけだったが、二〇〇三（平成十五）年にリサイクルプラザができると、二〇〇四年十二月に総務課から同プラザへ業務を移管し、現物や写真を展示するようになった。二〇〇五年七月からは、市民の要望に応えて衣料品などの取扱いも開始し、ベビー用品なども展示して、市民が二〇点まで持ち帰れるようにした。またホームページ上でも、「譲ります」「求めます」の情報を掲載している。二〇一〇年には更なる利用者拡大を目指し、市内各幼稚園・保育園

に、不用品活用銀行のベビー・こども用品等の最新情報のチラシを定期的に配布した。

近年の登録状況は次のとおりである。

年度	譲ります（件）	求めます（件）
二〇一七	六一六八	三七
二〇一八	五二六三	二七
二〇一九	四六四五	三一三一
二〇二〇	四〇六五	二〇九一
二〇二一	四二二一	二二九九

品目としては、衣料品（靴や鞄も含む）が半分以上を占めており、次いで多いのが台所用品・雑貨、おもちゃ、ベビー用品である。

家電リサイクル　二〇〇一（平成十三）年四月に家電リサイクル法が施行された。同法が当初対象としたのは、電気洗濯機（後に電気乾燥機も追加）、ブラウン管式テレビ（後に液晶式、プラズマ式、有機ＥＬ式も追加）、電気冷蔵庫（後に電気冷凍庫も追加）、エアコンの四品目。これまでは粗大ごみとして市が回収していたが、排出者がリサイクル料金を支払って事業者など（家電販売店やリサイクル事業者）に引き取ってもらう方法に変わった。ただ本市では、事前に家電リサイクル券を購入し、収集運搬手数利用を払って東清掃センターに持ち込み又は回収依頼することもできる。

小型家電リサイクル　二〇一三（平成二十五）年四月の小型家電リサイクル法施行を受けて、本市でも二〇一五年十二月から小型家電の拠点回収をスタートした。市役所や各市民センター、文化センター、東清掃センターなど一五か所に回収ボックスを設置。回収の対象となるのは、回収ボックスの投入口（横三〇センチ×縦一五センチ）に入るもので、携帯電話、パソコン、ドライヤー、懐中電灯、電気ポット、リモコン、ケーブルなど。



小型家電回収ボックス

食品ロスの削減　二〇一九（令和元）年十月に施行された食品ロス削減推進法に基づき、本市は一般廃棄物処理基本計画と一体的なものとして二〇二四年三月に食品ロス削減推進計画を策定した。食品ロスの現状については、組成調査の結果、生活系燃やせるごみの一〇・七九パーセント（食べ残し六・五八パーセント、手つかず食品四・二一パーセント）を占めることがわかった。一人一日当たりの排出量では四九・二グラムとなる。同計画では、二〇二八年度にこの数値の二五パーセント＝一二・三グラム削減という目標を設定した。この目標を達成するための施策としては、次の五点を掲げている。

①情報発信による普及啓発

②家庭における食品ロス削減の推進
③外食時における食品ロス削減の推進
④事業者における食品ロス削減の推進
⑤食品リサイクル法の普及啓発

プラスチックごみ対策　前述のように、本市では二〇〇三（平成十五）年八月からその他プラスチック製容器包装の分別収集を行っている。その後、二〇一〇年代に入ってプラスチックごみ、特に直径五ミリ以下のマイクロプラスチックによる海洋汚染が大きな問題となった。わが国でも二〇二二（令和四）年からプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチックの排出抑制や再資源化に向けた取組が推奨されている。その中には、製品プラスチックも含めたプラスチックの一括回収・資源化の方向も打ち出されており、本市も新たな分別収集・資源化方法について検討を進めることとしている。

4 し尿処理

沿　革　本市でし尿の収集が始まったのは、戦後間もない一九四七（昭和二十二）年のことである。当時は収集したし尿を玉港より船で運んで海洋投棄していた。一九六一年ごろから収集区域が拡大され、一キロリットル当たりの収集経費が一八六八円と類似都市の二倍程度になったうえ、作業員の確保が困難になったため、許可業者への委託量を増やしていった。一九七一年度の時点で、直営は一八・四パーセントとなった。その後、一九八九（平成元）年度に直営による収集が廃止され、許可業者による収集となった。

し尿処理施設については、一九五九年に処理量三〇キロリットル／日、重油加湿三層海水希釈方式の施設を深井町に建設した（現在の玉野市西清掃センター）が、処理能力が限界に達したため一九六五年に改修し、処理量一〇〇キロリットル、活性汚泥による返送水循環方式とした。しかしその後も排出量が増え続けたため、一九七五年度に当時としては最新鋭の三次処理システムを備えた好気性処理方式の施設（処理量一〇〇キロリットル／日）を竣工した。一九八一年度には、し尿汚泥のコンポスト化を図るとともに、前処理設備から発生するし渣を東清掃センターに持ち込み、焼却処理する運用とした。

後述するように一九七〇年度に公共下水道の工事が始まり、一九八一年度から順次供用が開始された。また、公共下水道の未整備地域でも、合併処理浄化槽の設置と水洗化が進んだ。

公共下水道の整備や浄化槽の普及が進むにつれ、し尿の収集量は徐々に減少した。また、二〇〇〇年代半ば以降は、さらなる下水道の普及に伴って、浄化槽の利用も減少に転じた。

西清掃センターについては、一九九五年度にし尿の前処理及び一次処理したものを下水道管へ放流する仕組みとした。

現　況　二〇二〇（令和二）年度の時点では、し尿の収集は本土部においては許可業者二社、島しょ部においても許可業者二社に業務委託している。浄化槽汚泥については、市内全域を許可業者一社が収集している。

し尿の処理については、西清掃センターにおいてし尿と浄化

槽汚泥を混合して前処理し、好気性酸化処理及び汚泥処理（一次処理）した後、下水道管に直接放流している。

二〇二〇年度のし尿収集量は三〇五六キロリットルで、下水道処理量二万六四五七キロリットルの一二パーセント程度にとどまる。浄化槽による処理量も減り続けており、二〇二〇年度は一六三一キロリットルにとどまる。二〇二一年度におけるし尿処理人口は五一八八人（し尿収集二四〇一人、し尿浄化槽二七八七人）。

玉野市西清掃センター　現地では前述のように一九五九（昭和三十四）年からし尿処理が行われてきたが、現施設の処理方式は一九九五（平成七）年三月からである。

〈施設概要〉

▽所在地…深井町九－一八　▽敷地面積…四九九〇平方メートル　▽処理能力…一〇〇キロリットル／日　▽処理方式…一次処理後、第一沈殿池越流水を下水道管に放流　▽放流水質…ＳＳ（浮遊物質量）＝六〇〇ミリグラム／リットル以下、ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）＝六〇〇ミリグラム／リットル以下



西清掃センター

六　上下水道

1 上水道

概　況　玉野市水道事業の前身である宇野町の水道（田井水道）は、埋立地であった築港と宇野地区の一部を給水区域として、また宇高連絡船などに水を積む目的もあって、一九二二（大正十一）年に計画給水人口七〇〇〇人、計画一日最大給水量五八一立方メートル／日で創設された。その際、以前から工事が進められていた八浜上水道も給水を開始した。

一九三四（昭和九）年には玉水道が起工し、一九三六年に完成して、玉地区への給水が開始された。一九四〇年に市制が施行されたのに伴って、田井水道と玉水道が統合され、玉野市上水道としての運営が開始された。その後、造船所や製錬所など重工業の急速な発展、人口増加などによって著しい水不足となったため、一九四四年に第一次拡張事業を着工。玉地区、奥玉地区の志池を水源とする玉水源地が一九四五年三月に建設され、玉地区の水量不足が解消された。

戦後になると、人口増加や経済成長に伴う水需要の増加に応じて、高梁川を水源とする、現在の岡山県南部水道企業団の前身となる岡山県南部上水道配水組合が、玉野市、児島市、琴浦町、福田町、連島町の共同で設立され、順次拡張事業が行われ

た。二〇〇九（平成二十一）年度に第八次拡張変更事業（計画給水人口六万六〇〇〇人、計画一日最大給水量四万三〇〇〇立方メートル／日）を行い、現在に至っている。

なお、一九六九年に香川県直島町に分水を開始し、一九七一年には八浜水道を廃止した。一九九六年八月八日には、人口一五九人の石島に、海底送水管を通じて初めて水が通水された。

水道事業の沿革は図表3－2－7のとおりである。

本市は地理的な理由から水源に恵まれないため、必要となる水量の九九パーセントは、岡山県南部水道企業団からの浄水を受水して市内全域に配水・給水している。同企業団では、高梁川から取水した水を、粒状活性炭を使用した上向流式生物接触処理施設（二〇一六年十一月運用開始）で高度浄水処理・急速ろ過を行った後、送水ポンプで本市内にある配水池に送水している。同企業団から、北回り線、中央線、南回り線の三系統で受水していたが、送水量の減少に伴って、二〇二四（令和六）年度に南回り線が廃止され、これに伴い新たに中央和田配水池を設け、中央線の補強工事を実施した。

・北回り線…一九七〇年六月、第六次拡張事業により通水。一九八一年三月、第七次拡張事業により通水。給水区域は宇藤木、東高崎、東紅陽台、用吉、槌ケ原、迫間、木目、小島地、七区、八浜町、田井、大藪、後閑、山田、西田井地、東田井地、梶岡、上山坂、下山坂、北方、番田、石島

・中央線…一九七八年四月、第七次拡張事業により通水。給水区域は、永井、滝、長尾、広岡、玉原、奥玉、玉、宇野、築

図表3－2－7　水道事業の沿革

名　称	認　可 年月日	目標 年次	事業費 （千円）	計　画			備考欄
				給水人口 （人）	一人一日 最大給水量 （L/人/日）	一日最大 給水量 （㎥/日）	
創　設	1921年6月2日 1934年4月6日	－	94 103	7,000 7,000	82 82	581 574	・1922年に田井水道給水開始 ・1936年に玉水道が給水開始 ・1940年に市制が施行され、田井水道及び玉水道を統合し、玉野市上水道として運営開始
第1次拡張	1944年9月1日	－	85	－	－	－	
第2次拡張	1950年5月8日	1955	29,229	18,000	225	4,063	・鳴滝水源地給水開始
第3次拡張	1954年5月20日	1965	139,819	48,000	300	14,400	・旧市内全域の給水体制完備
第4次拡張	1962年3月31日	1971	24,518	51,000	406	20,710	・宇藤木、大崎、大藪、後閑給水開始
第5次拡張	1963年12月28日	1973	115,000	57,500	360	20,750	・市内全域の給水体制完備
第5次拡張 変更	1965年3月15日	1973	211,600	61,500	368	22,650	
第6次拡張	1968年12月17日	1980	486,000	83,615	465	38,900	・東児を含めた市内全域の給水体制完備
第6次拡張 変更	1974年6月4日	1980	683,232	88,160	503	44,400	
第7次拡張	1976年4月5日	1985	1,920,000	94,000	690	64,900	
第8次拡張	1995年3月31日	2008	370,800	75,700	856	64,900	・石島送水施設整備事業 （φ100L=4,325m）
第8次拡張 変更	2010年3月30日	2016	2,559,700	66,000	650	43,000	・田井水源池に紫外線装置を整備

出典：「玉野市水道ビジョン2018～2027」

港、以下南回り線から追加、渋川、日比、羽根崎町、明神町、御崎、深井町、向日比、和田

・南回り線…一九五五年三月、第三次拡張事業により通水。しかし、送水量の減少に伴って、二〇二四（令和六）年度に南回り線を廃止し二系統に統合された。これに伴って、新たに中央和田配水池を設け、中央線及び北回り線の補強工事も実施された。

本市の行政区域内人口は、一九七六年度の約八万一〇〇〇人をピークとして減少傾向に転じ、二〇一六年度には六万人余りとなっている。それに伴って給水人口も減り続けており、二〇二七年度予測値は五万二三四六人（水道普及率九九・三パーセント）である。給水人口の減少に伴って生活用水量も減っているため、全体の水需要は二〇一六年度の三万一〇九八立方メートル／日から、二〇二七年度は二万九二二四立方メートル／日と予測されている（「玉野市水道ビジョン２０１８～２０２７」）。配水管の布設延長は約四二四キロメートルである。

給水人口や普及率、配水量などの推移は、図表3-2-8のとおりである。

水道施設　本市の水道施設としては次のものがある。

①岡山県南部企業団施設…常山調整池、加茂路調整池

②取水施設…田井水源地

③配水施設…上山坂配水池、波知東配水池、波知配水池、山田配水池、田井配水池、築港配水池、直島配水池、小島地配水池、中山配水池、玉原配水池、奥玉配水池、企業団地配水池、日比配水池、大崎配水池、中央和田配水池

従来、羽根崎町、明神町、日比、渋川地区の一部は南部水道企業団の水道施設から直接給水されていたが、ライフライン機能強化の一環として二〇二二（令和四）年度に中央和田配水池が新設され、そこから給水されるようになった。配水池の有効容量は七〇〇〇立方メートル。

④ポンプ施設…広木ポンプ所、波知ポンプ所、池ノ



中央和田配水池



池ノ内ポンプ所



大崎ポンプ所

図表３－２－８　給水人口、普及率、配水量などの推移

年	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979
給水戸数（戸）	16,615	17,315						22,659	22,855
給水人口（人）	56,735	58,132	59,334	63,484	67,938	69,652	71,226	72,397	73,007
普及率（%）	78.7	79.9	75.3	79.8	85.3	87.2	89.2	90.8	92.4
総配水量（1000㎥）	8,376	9,042	9,914	10,329	11,466	11,054	10,737	11,323	10,941
１人１日当たり最大配水量（ℓ）	531	556	618	584	614	573	527	549	526
１人１日当たり平均配水量（ℓ）	403	426	458	446	461	435	413	428	409

年	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
給水戸数（戸）	23,373	23,709	23,863	23,986	24,312	24,412	24,512	24,595	24,875
給水人口（人）	74,645	75,771	75,788	75,448	75,325	74,870	74,778	74,615	74,091
普及率（%）	94.4	96.1	96.3	96.3	96.4	96.5	97.3	98.2	98.4
総配水量（1000㎥）	10,682	11,560	11,764	12,057	12,271	12,197	12,253	12,596	12,940
１人１日当たり最大配水量（ℓ）	470	522	526	576	557	542	550	551	572
１人１日当たり平均配水量（ℓ）	392	418	425	437	446	446	449	461	478

年	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
給水戸数（戸）	25,082	25,355	25,686	25,892	26,111	26,193	26,594	26,910	27,115
給水人口（人）	73,446	73,233	72,830	72,342	72,156	71,789	71,658	71,607	71,464
普及率（%）	98.3	98.1	98.2	98.2	98.3	98.3	98.4	98.4	98.5
総配水量（1000㎥）	12,945	13,569	13,643	13,841	13,750	12,726	13,344	13,673	13,379
１人１日当たり最大配水量（ℓ）	571	666	625	623	583	639	651	636	585
１人１日当たり平均配水量（ℓ）	483	508	512	524	522	486	509	523	513

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
給水戸数（戸）	27,274	27,431	27,504	27,653	27,753	27,723	27,805	27,686	27,843
給水人口（人）	71,148	70,776	70,258	69,834	69,309	68,723	68,195	67,961	67,430
普及率（%）	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	99.2	99.2
総配水量（1000㎥）	13,052	13,512	13,641	13,770	13,805	13,563	13,402	13,385	13,039
１人１日当たり最大配水量（ℓ）	610	591	622	631	618	597	610	597	588
１人１日当たり平均配水量（ℓ）	503	522	532	540	546	539	538	540	530

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
給水戸数（戸）	27,778	27,846	27,904	27,724	27,601	27,650	27,666	27,734	27,645
給水人口（人）	66,961	66,537	65,933	65,092	64,306	63,668	62,803	62,037	61,249
普及率（%）	99.2	99.2	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3
総配水量（1000㎥）	13,179	12,674	12,654	13,014	12,958	12,463	12,374	12,372	12,239
１人１日当たり最大配水量（ℓ）	621	596	584	618	639	586	607	614	600
１人１日当たり平均配水量（ℓ）	538	522	526	548	551	536	540	546	546

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021
給水戸数（戸）	27,558	27,542	27,417	27,462	27,429	27,285
給水人口（人）	60,503	59,658	58,912	58,148	57,175	56,089
普及率（%）	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3
総配水量（1000㎥）	12,300	12,736	12,355	12,307	11,731	11,848
１人１日当たり最大配水量（ℓ）	617	652	646	633	647	650
１人１日当たり平均配水量（ℓ）	557	585	575	578	562	579

図表３－２－９　水道料金改定の変遷

使用期間	水道料金及びメーター使用料（１か月につき）						下水道使用料（１か月につき）			消費税
1992年４月１日～1996年３月31日	用途	水量	料金	超過１㎥	φ13メーター	φ20メーター	一般	10㎥以下	680	３％
	家事用	10㎥	590	90	30	45		10㎥を超え20㎥以下	97	
								20㎥を超え50㎥以下	107	
	営業用	10㎥	760	95	30	45		50㎥を超え100㎥以下	136	
								100㎥を超えるもの	155	
1996年４月１日～1997年３月31日	用途	水量	料金	超過１㎥	φ13メーター	φ20メーター	一般	10㎥以下	930	３％
	家事用	10㎥	750	120	30	45		10㎥を超え20㎥以下	130	
								20㎥を超え50㎥以下	150	
	営業用	10㎥	940	130	30	45		50㎥を超え100㎥以下	190	
								100㎥を超えるもの	220	
1997年４月１日～2001年３月31日	用途	水量	料金	超過１㎥	φ13メーター	φ20メーター	一般	10㎥以下	930	５％
	家事用	10㎥	750	120	30	45		10㎥を超え20㎥以下	130	
								20㎥を超え50㎥以下	150	
	営業用	10㎥	940	130	30	45		50㎥を超え100㎥以下	190	
								100㎥を超えるもの	220	
2001年４月１日～2005年５月31日	用途	水量	料金	超過１㎥	φ13メーター	φ20メーター	一般	10㎥以下	1,100	５％
	家事用	10㎥	750	120	30	45		10㎥を超え20㎥以下	155	
								20㎥を超え50㎥以下	180	
	営業用	10㎥	940	130	30	45		50㎥を超え100㎥以下	230	
								100㎥を超えるもの	260	
2005年６月１日～	用途	水量	料金	超過１㎥	φ13メーター	φ20メーター	一般	10㎥以下	1,200	５％
	家事用	10㎥	750	120	30	45		10㎥を超え20㎥以下	170	
								20㎥を超え50㎥以下	200	
	営業用	10㎥	940	130	30	45		50㎥を超え100㎥以下	250	
								100㎥を超えるもの	290	
2014年４月１日～	用途	水量	料金	超過１㎥	φ13メーター	φ20メーター	一般	10㎥以下	1,200	８％
	家事用	10㎥	750	120	30	45		10㎥を超え20㎥以下	170	
								20㎥を超え50㎥以下	200	
	営業用	10㎥	940	130	30	45		50㎥を超え100㎥以下	250	
								100㎥を超えるもの	290	
2019年10月１日～	用途	水量	料金	超過１㎥	φ13メーター	φ20メーター	一般	10㎥以下	1,200	10%
	家事用	10㎥	750	120	30	45		10㎥を超え20㎥以下	170	
								20㎥を超え50㎥以下	200	
	営業用	10㎥	940	130	30	45		50㎥を超え100㎥以下	250	
								100㎥を超えるもの	290	

＊１　1989年４月１日より消費税３％
＊２　1992年４月１日より下水道使用料改定
＊３　1996年４月１日より水道料金及び下水道使用料改定（平均28.93%値上）← 1981.4.1改定
＊４　1997年４月１日より消費税５％
＊５　2001年４月１日より下水道使用料改定
＊６　2005年６月１日より下水道使用料改定
＊７　2014年４月１日より消費税８％
＊８　2019年10月１日より消費税10%

【南水受水費】
1981年４月～　@37.0円
1995年10月～　@47.5円
2002年４月～　@56.0円
2023年４月～　@67.0円

内ポンプ所、大崎ポンプ所、小島地ポンプ所、企業団地ポンプ所

水道料金　水道料金の変遷は図表3-2-9のとおりである。

二〇二四（令和六）年度時点での料金体系は、次のとおりである（いずれも二か月分、消費税別途）。

〈水道料金〉▽家事用…基本料金（〇～二〇立方メートル）一五〇〇円、超過料金（一立方メートルあたり）一二〇円　▽営業用…一八八〇円、一三〇円　▽官公署学校用…二二二〇円、一五〇円　▽工業用…二〇八〇円、一三〇円

〈メーター使用料〉口径一三ミリ…六〇円、二〇ミリ…九〇円、二五ミリ…一〇〇円、四〇ミリ…二四〇円、五〇ミリ…六六〇円、七五ミリ…九二〇円、一〇〇ミリ…一一二〇円

なお、二〇一〇（平成二十二）年度四期分（十月二十五日発行）の水道料金・下水道使用料の納入通知書から、金融機関だけでなくコンビニでも料金を納付できるようになった。

水道事業会計　水道事業会計のような公営企業会計では、収益的収支（水道事業の場合は水をつくり家庭に送るための収支）と資本的収支（配水池の改良や水道管の布設などの工事のための収支）を区分している。

一九八九（平成元）年度から二〇二二（令和四）年度までの三四年間について水道事業会計決算を見ると、収益的収支は一九九五年度を除いて全て黒字、資本的収支は三四年間を通して全て赤字となっている。二〇二二年度の場合、収益的収支の収益は一三億九五四八万円、費用は一三億一四七七万円で、差引八〇七一万円の純利益であった。収益の九〇パーセントは給水収益（水道料金＋メーター使用料）が占めている。一方、費用で最も割合が高いのは受水費（岡山県南部水道企業団から浄水を購入する費用）で、五一パーセントを占める。資本的収支については、収入が一四億一一〇二万円、支出が一六億三六六八万円で、差引マイナス二億二五六六万円であった。この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金によって補填している。収入の七九パーセントは企業債であり、支出の九八パーセントは工事請負費等であった。

給水単価（家庭に水道水を送るまでにかかる水道水一立方メートル当たりの費用）及び供給単価（水道水を供給するときの使用者への販売価格。同じく一立方メートル当たりの単価）について、二〇一八年度から二〇二二年度までの五年間の推移を見ると、給水単価は概ね上昇傾向にあり、二〇二二年度は前年度比〇・八五円増の一一四・三七円であった。供給単価は、一一七円台後半から一一八円台前半で安定している。

水道事業の課題　「玉野市水道ビジョン２０１８～２０２７」では、水道事業をめぐる課題について次のように記している。

①水需要の見通し…全国における水道事業の水需要は、人口減少による市場規模の縮減、給水人口の減少、節水機器の浸透などにより減少傾向にある。

玉野市水道事業においても、生活用水量は給水人口の減少に伴い減少傾向となっており、全体の水需要（有収水量）は、

微減傾向で推移すると予測される。

②施設の老朽化…水道管の法定耐用年数は四〇年と定められているが、二〇一六（平成二十八）年度末現在では全管路延長約四四〇キロメートルに対して約二二パーセントが法定耐用年数を超えており、今後も更新需要は増加が見込まれている。しかしながら、財源には限りがあるため、優先度と重要度を検討し、投資を行う必要がある。

2 下水道・排水処理施設

概　況　本市における排水処理事業は、日比地区及び築港地区の雨水の排除、浸水対策を目的とする小規模の都市下水路事業として始まった。これにより、台風時期の豪雨、高潮等による浸水被害は軽減されたが、生活雑排水の流入による河川の汚濁など、都市環境の悪化は深刻化していった。都市の健全な発展と生活環境の改善を進めていくには、大量の生活排水を衛生的に処理する公共下水道の整備が不可欠であった。本市は市街地の分布が帯状に細長く、しかも点在しているため、下水道の整備には巨額の建設費がかかることが見込まれ、下水処理場の用地確保に際しても困難が予想された。

とはいえ、近代的都市への脱皮は市民の悲願であり、瀬戸内海の環境保全を図るためにも長期的な視野で下水道整備を進めていくこととし、一九六九（昭和四十四）年五月二十日に最初の都市計画決定がなされた。玉野処理区の築港・宇野、玉、和田、駅東、日比、田井、渋川の各地域を合わせて排水区域面積九一九・五ヘクタール、計画人口九万八〇〇〇人、排除方法は一部合流方式と分流方式を組み合わせるという内容であった。合流方式は汚水と雨水を同じ管渠で流す方式、分流方式は汚水と雨水を別の管渠で流す方式である。一九八五年二月七日には、児島湖処理区五七三ヘクタールの都市計画決定もなされ、市内全域で整備が進められていった。

本市における下水道の処理区域（※1）は、玉野処理区と児島湖処理区の二つに分かれている。玉野処理区は市の事業となる公共下水道、児島湖処理区は県の事業となる流域下水道（※2）である。この両処理区により、本市全域を公共下水道で整備するとともに、一部地域は合併処理浄化槽を設置することで、汚水処理施設の整備率一〇〇パーセントを目指している。

※1　下水道処理区域＝水洗トイレから排出される排水（し尿）を、浄化槽を通さず直接下水道管へ放出することができる区域。処理区域内の建物所有者は、排水を下水道に流入させるための設備を設置することが義務づけられている。

※2　流域下水道＝複数の市町村から排出される下水を処理する事業。児島湖流域下水道事業は岡山市、倉敷市の一部、玉野市の一部、早島町を計画区域として、一九七八年から始まった。

二〇二二（令和四）年度末時点での下水道整備状況は、処理面積一八二二ヘクタール、管渠延長四七六・〇キロメートル、処理人口五万四一二八人、下水道普及率九七・六パーセントである。この普及率は、岡山県の二七市町村の中で早島町に次いで二位となっている。

図表3−2−10は、玉野市公共下水道計画図（汚水）である。

また図表3－2－11は、下水道の普及率の推移を示している。普及率が三〇パーセントを超えたのは一九八五年度で、以降も順調に上昇し、五〇パーセントを一九九二（平成四）年度に、七〇パーセントを一九九八年度に、九〇パーセントを二〇一三年度に超えた。特に一九八〇年代後半から一九九〇年代にかけて、急速に下水道の整備が進んだことがわかる。

二つの処理区域の概要は次のとおりである。

・玉野処理区…計画区域面積は全体計画が一六三八ヘクタール、事業計画が一四八一ヘクタール。一九七〇年十二月に合流式で下水道法事業認可を受け、一九七三年十月に分流式で事業変更認可を受けた。一九八一年四月、宇野地区の一部で初めて供用開始された。終末処理場は一か所（玉野浄化センター）、汚水ポンプ場は八か所、雨水ポンプ場は六か所ある。二〇二一年度末現在の整備状況は、全体計画の処理面積一六三八ヘクタールに対して整備面積（処理区域面積）一二〇五ヘクタール、処理区域人口三万五五二四人、総事業費五〇四・五億円（補助三一七・三億円、市単独一八七・二億円）。二〇〇四年度に玉野処理区に編入された山田・東児地区の整備が進められている。

・児島湖処理区…計画区域面積は全体計画が六八五ヘクタール、事業計画が六八〇ヘクタール。一九八六年十二月、分流式で下水道法事業認可を受けた。一九八九年三月、八浜町、七区の一部で初めて供用開始された。終末処理場は一か所（児島湖流域下水道浄化センター）、汚水ポンプ場が一か所、雨水ポンプ場が一か所ある。二〇二一年度末現在の整備状況は、全体計画の処理面積六八五ヘクタールに対して整備面積（処理区域面積）六〇七ヘクタール、処理区域人口一万九二九九人、総事業費一七〇・六億円（補助八七・五億円、市単独八三・一億円）。

なお、一九九八年十月に玉野東処理区が分流式で事業認可を受けた（山田・西田井地・東田井地・梶岡地区）が、二〇〇五

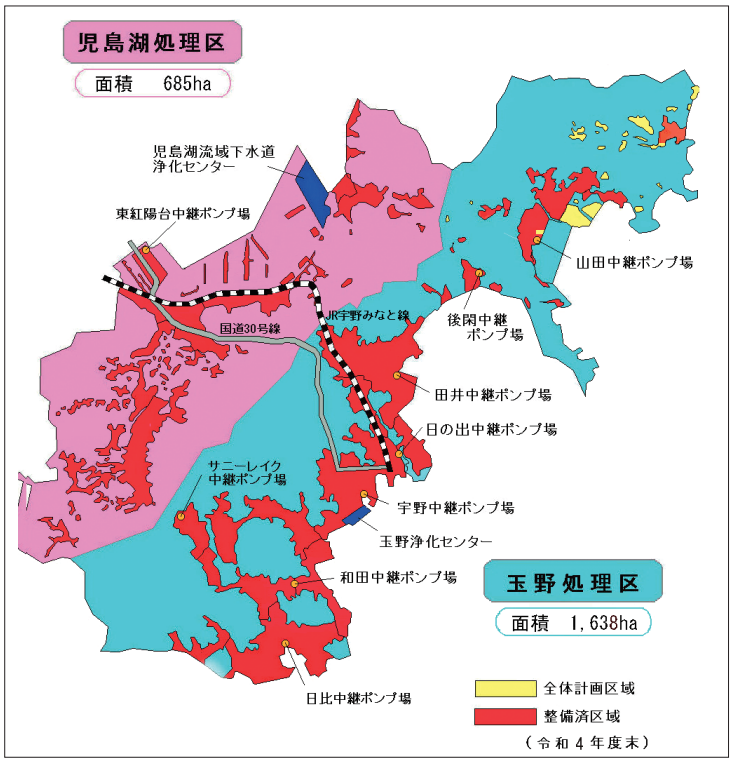

図表3－2－10　玉野市公共下水道計画図（汚水）

図表３－２－11　下水道普及率の推移

年度末	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
行政人口（人）	79,050	78,849	78,719	78,350	78,142	77,547	76,848	75,957	75,322	74,743	74,445
処理人口（人）	—	7,700	10,800	12,900	18,700	25,900	26,100	26,200	31,100	33,700	33,600
普及率（%）	—	9.8	13.7	16.5	23.9	33.4	34.0	34.5	41.3	45.1	45.1

年度末	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
行政人口（人）	73,902	73,392	73,143	72,771	72,591	72,500	72,243	71,924	71,564	71,013	70,568
処理人口（人）	36,100	38,700	40,630	43,600	46,405	47,531	48,945	51,254	50,838	51,551	52,430
普及率（%）	48.8	52.7	55.5	59.9	63.9	65.6	67.8	71.3	71.0	72.6	74.3

年度末	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
行政人口（人）	70,009	69,396	68,823	68,063	67,434	66,908	66,424	65,796	65,004	64,288	64,100
処理人口（人）	52,638	52,431	53,185	54,075	54,892	55,216	56,145	56,479	56,885	56,899	57,518
普及率（%）	75.2	75.6	77.3	79.4	81.4	82.5	84.5	85.8	87.5	88.5	89.7

年度末	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
行政人口（人）	63,246	62,474	61,681	60,930	60,079	59,328	58,558	57,579	56,485	55,486
処理人口（人）	57,224	57,366	57,371	57,091	56,737	56,479	55,975	55,555	54,823	54,128
普及率（%）	90.5	91.8	93.0	93.7	94.4	95.2	95.6	96.5	97.1	97.6

出典：「玉野市の公共下水道」Ｒ５版

年三月に玉野処理区に編入され、玉野東処理区は廃止された。

下水道事業経営　本市では、効率的かつ安定的な事業経営を行うため、二〇〇三（平成十五）年度から地方公営企業法を一部適用し、企業会計方式の経理を行っている。近年の財政収支を見ると、単年度の収支差引でマイナスになっている年度がある（二〇一四年度、二〇一六～二〇一八年度）ものの、累積資金収支は二〇一九（令和元）年度で約八億円となっており、安定した下水道事業経営が行えている。企業債残高も二〇一〇年度一八六億円、二〇一九年度一七五億四八〇〇万円と徐々に減少している。下水道使用料の収入は、二〇一九年度で一一億二〇〇万円である。

沿　革　下水道事業の沿革は次のとおりである。

一九六九（昭和四十四）年　都市計画課に下水道係を設置／都市計画法に基づいて都市計画決定（合流式）〔玉野処理区〕

一九七〇年　築港・宇野地区を第一期排水区として築造認可（合流式）〔玉野処理区〕→処理面積一四〇ヘクタール、処理人口一万九〇〇〇人

一九七二年　建設部下水道課を新設

一九七三年　都市計画法に基づいて都市計画決定（分流式に　変更等）〔玉野処理区〕／玉野処

理区計画内容の変更認可（分流式に変更等）→処理面積三三一ヘクタール、処理人口二万一〇〇〇人

一九七六年　玉野浄化センター建設着工

一九七七年　玉野処理区計画内容の変更認可（玉・奥玉・玉原地区の追加等）→処理面積四九九ヘクタール、処理人口三万二〇〇〇人

一九八一年　玉野浄化センター完成／玉野処理区供用開始／下水道局を新設／玉野浄化センター通水式

一九八三年　玉野処理区計画内容の変更認可→処理面積四七九ヘクタール、処理人口三万五〇〇〇人

一九八五年　都市計画法に基づく都市計画決定〔児島湖処理区〕／玉野処理区計画内容の変更認可（田井・和田地区の追加等）→処理面積八五四ヘクタール、処理人口四万八〇〇〇人／下水道局と水道局を合併、水道部に名称変更

一九八六年　水道部を上下水道部に名称変更／児島湖処理区の事業認可（八浜町八浜・南七区・東七区・東高崎・東紅陽台地区）→処理面積一二五ヘクタール、処理人口三六〇〇人

一九八九（平成元）年　岡山県児島湖浄化センター処理開始／児島湖処理区供用開始

一九九〇年　玉野処理区計画内容の変更認可（玉野浄化センター）

一九九一年　玉野処理区計画内容の変更認可（日比・渋川地区の追加等）→処理面積一二〇六ヘクタール、処理人口四万八〇〇〇人

一九九三年　児島湖処理区計画内容の変更認可（八浜町大崎・八浜町波知・八浜町見石・宇藤木・槌ヶ原・用吉地区の追加等）→処理面積三八五ヘクタール、処理人口一万二五一〇人

一九九八年　都市計画法に基づく都市計画決定〔玉野東処理区〕／玉野東処理区の事業認可（山田・西田井地・東田井地・梶岡地区）→処理面積一四二ヘクタール、処理人口三六〇〇人

二〇〇〇年　児島湖処理区計画内容の変更認可（市街化調整区域の一部を追加等）→処理面積四一五ヘクタール、処理人口一万三六三〇人

二〇〇三年　地方公営企業法の一部を適用し企業会計へ移行／児島湖処理区計画内容の変更認可（木目・迫間・広岡・長尾地区の追加等）→処理面積六三四ヘクタール、処理人口二万二四〇〇人

二〇〇五年　玉野処理区計画内容の変更認可（玉野東処理区を編入等）→処理面積一三四九ヘクタール、処理人口四万一二〇〇人

二〇〇九年　児島湖処理区計画内容の変更認可（市街化調整区域の一部を追加等）→処理面積六八〇ヘクタール、処理人口二万四〇〇人

二〇一一年　玉野処理区計画内容の変更認可（計画人口の変更

等）→処理面積一三四九ヘクタール、処理人口三万八八〇〇人／上下水道部を環境水道部に名称変更

二〇一五年　児島湖処理区事業計画内容の変更（児島湖流域下水道計画との整合性及び整備区域の見直し）→処理面積六八〇ヘクタール、処理人口一万八七〇〇人

二〇一六年　環境水道部を建設部に名称変更／玉野処理区事業計画内容の変更（計画フレームの変更及び計画区域拡大）→処理面積一四四一ヘクタール、処理人口三万六二六〇人

二〇二一（令和三）年　玉野処理区計画内容の変更認可（計画区域面積の変更等）→処理面積一四八一ヘクタール、処理人口三万二八〇〇人

排水処理施設　玉野浄化センター（宇野三－四二－一）は、一九八一（昭和五十六）年四月一日に運転を開始した。約三万七〇〇〇人の生活排水と事業場の排水等を合わせて一日に約一万四〇〇〇立方メートルの汚水を、標準活性汚泥法とステップ流入式三段硝化脱窒法という微生物を使った処理方法で浄化して、海に放流している。汚水の処理は二四時間三六五日休むことなく続けられている。

なお、玉野浄化センターの運転開始に先立つ一九八一年二月十六日、地元の藤井地区自治連合会は市と公害防止覚書を交わした。覚書の内容は、悪臭防止対策、汚泥対策、施設の管理及び運営、立入り検査、協議の五項目。

児島湖流域下水道浄化センター（東七区四五三）は岡山県が管理運営する施設で、一九八九（平成元）年三月に運転を開始し、処理能力は二九万五三〇〇立方メートル／日。処理方式は凝集剤添加、三段硝化脱窒法及び急速ろ過と、凝集剤添加、活性汚泥循環変法及び急速ろ過。

同センターを本市に設置するに際しては、地元から環境悪化や二次公害に対する懸念の声が上がっていた。そのため、市は岡山県との間で環境保全協定を締結。二次公害を発生させないこと、重金属を含む工場排水を下水道に流入させないこと、地元住民の代表を含む公害防止委員会を設けること、などが盛り込まれた。

汚水ポンプ場は図表3-2-12のとおりである。

下水道使用料　下水道財政の健全な運営と使用者等の適正な費用負担の原則の確立を図るため、基本的に三～四年間の経営計画に基づき料金の見直しを行ってきた。一九八〇（昭和五十五）年十月一日に料金を定めて以来、次のように六回の改定が行われてきた。

▽第一回改定…一九八六年十月一日（改定率二三・四パーセント）　▽第二回改定…一九八九（平成元）年四月一日（四二・一パーセント）　▽第三回改定…一九九二年四月一日（二五・九パーセント）　▽第四回改定…一九九六年四月一日（三五・一パーセント）　▽第五回改定…二〇〇一年四月一日（一九・六パーセント）　▽第六回改定…二〇〇五年六月一日（一〇・四パーセント）

二〇二二（令和四）年度時点での下水道使用料（上水道使用

図表３－２－12　汚水ポンプ場一覧

名　称	所在地	現有処理能力（㎥/分）	運転開始年	備　考
宇野中継ポンプ場	宇野１－18－10	16.7	1981	玉野処理区、汚水
和田中継ポンプ場	玉３－８－13	13.9	1988	
日の出中継ポンプ場	築港５－８－２	9.4	1989	
田井中継ポンプ場	田井３－32－80	10.0	1991	
日比中継ポンプ場	明神町17－１	5.0	1994	
サニーレイク中継ポンプ場	長尾1609－240	2.0	1986	
後閑中継ポンプ場	後閑２－11	5.2	2009	
山田中継ポンプ場	山田3273－１	4.4	2011	
宇野ポンプ場	宇野１－18－10	260.0	1976	玉野処理区、雨水
		160.0	2007	
築港ポンプ場	築港１－３－５	81.0	1968	
日比ポンプ場	明神町17－１	216.0	1996	
藤井ポンプ場	宇野４－１－74	72.0	2009	
木ノ崎第３ポンプ場	田井３－1184－２	216.0	2016	
前潟ポンプ場	田井３－1189－６	60.0	2016	
東紅陽台中継ポンプ場	東紅陽台１－19－244	2.0	1993	児島湖処理区、汚水
八浜ポンプ場	八浜町八浜1428	120.0	1993	児島湖処理区　雨水

の場合）は、次のとおりである。

・一般汚水…基本料金（一〇立方メートル以下）一二〇〇円、超過料金（一立方メートル当たり単価）一〇～二〇立方メートル一七〇円、二〇～五〇立方メートル二〇〇円、五〇～一〇〇立方メートル二五〇円、一〇〇立方メートル～二九〇円

・公衆浴場汚水・温泉汚水…基本料金（一〇立方メートル以下）四五〇円、超過料金一立方メートルあたり二五円

下水道中期ビジョン　近年の気候変動による集中豪雨の多発、下水道施設の老朽化、人口減少に伴う自治体財政の厳しい状況など、下水道事業をめぐる新たなリスクに対応するため、本市は二〇一五（平成二十七）年に玉野市下水道中期ビジョンを策定した。計画期間は一〇年間で、五年を経過した二〇二一（令和三）年には、現状や課題を改めて整理し、玉野市下水道中期



玉野浄化センター



児島湖浄化センター

ビジョン（改訂版）を策定した。同ビジョンでは、下水道事業の現状と課題について次のように記している。

①地震対策…下水道管路施設は一九七〇年代後半から二〇〇〇年代後半にかけて毎年五キロ～十数キロを整備してきた。そのため、ほとんどの管路施設は現在の耐震基準を満たしていない。そのため、幹線管渠から順次耐震化を進めている。玉野浄化センターやポンプ場施設についても、一部耐震性能を満たしていない施設があり、順次改築工事を進めつつある。

②浸水対策…台風や高潮の影響で河川の水位が高くなった際に水門を閉め切ることで、内水（雨水）による浸水被害が発生している。今後の対策として、雨水ポンプ場を建設し浸水地域の雨水を排除する必要がある。同時に、浸水する地域や浸水した場合の避難場所を示す等のソフト的な対策も求められている。

③下水道未整備区域の生活排水対策…二〇一九年度末における処理区分別の人口比は、公共下水道が九五・六パーセントを占めるが、単独浄化槽又は汲み取り二・九パーセント、合併処理浄化槽一・五パーセントで、なお約二五〇〇人分の未整備区域が残されている。本市では岡山県クリーンライフ一〇〇構想に沿って、二〇三五年度までに生活排水の汚水処理施設整備率一〇〇パーセントを目指している。

④長寿命化対策…玉野浄化センターは建設後三〇年以上が経過している。管渠施設についても、延長約四三〇キロのうち布設後三〇年以上を経過しているものが約一七〇キロあり、未然防止型の改築計画によって改築工事を進めていく必要がある。

⑤下水道事業の経営…行政人口は減少傾向にあり、下水道使用料収入の増加は今後も見込めない。また、昨今の財政状況の中で、一般会計からの繰入金の確保は困難である。その一方、地震対策や長寿命化対策で多額の費用が必要となるため、より一層の効率的な経営が不可欠となる。

合併浄化槽　浄化槽は、個々の建物に設置される排水処理施設で、し尿のみを処理する単独浄化槽（みなし浄化槽）とし尿・生活雑排水（台所やお風呂などの排水）の両方を処理する合併浄化槽がある。単独浄化槽では、台所やお風呂で洗剤やシャンプーなどを使った排水が基本的にはそのまま垂れ流しとなって河川の汚濁につながっていたため、二〇〇一（平成十三）年以降は新たな単独浄化槽の設置が禁止された。

本市では全域での公共下水道整備を基本としているが、地形などの関係で下水管を引くことが難しい家庭、下水道事業の認可が先になる地域では、合併浄化槽による排水処理が必要となる。そのため、一九九〇年七月から合併浄化槽設置に対する補助制度を始めた。補助の対象となるのは、①公共下水道事業認可地域でないこと、②専用住宅に一〇人槽以下の合併処理浄化槽を設置すること、③浄化槽法に基づく設置の届出の審査又は建築基準法に基づく確認を受けること、の全てを満たした人。補助限度額は人槽区分や建物の延べ床面積によって異なり、最も小さい五人槽・建物の延床面積一〇〇平方メートル以下の場

合は三〇万九〇〇〇円であった。

一九九四年度からは、合併処理浄化槽設置補助金要綱の一部が改正され、一一人槽以上も対象とするなど補助対象が拡大された。

二〇二二（令和四）年度末時点における合併処理浄化槽の処理人口は七八四人、人口比では一・四パーセントである。また、公共下水道と合わせた普及率は九九・〇パーセントとなっている。

第二節　安全・安心

一　防災

1　主な自然災害

二〇〇四年の台風被害　図表3−2−13は、平成以降の主な風水害及び地震による被害を示している。風水害については、二〇〇四（平成十六）年八月末の台風一六号による高潮が、市制始まって以来の大災害をもたらした。八月三十日、満潮時の潮位が年間で最も高くなる大潮の期間に入っていたため、満潮に近づく午後十時過ぎから異常なカーブを描いて潮位が上がり始め、宇野港では過去最高の潮位ＴＰ＋二五五センチを記録した。その上昇度合いがあまりにも急激であったため、沿岸部の民家のほとんどは家具の移動や避難所への避難の時間もなく床上浸水、床下浸水の被害を受けた。九月一日には本市を含む被災市町に災害救助法の適用が決定され、国を挙げての復旧支援が行われた。本市も被災者に対して、各種の減免や給付、貸付などを行った。

特に人的被害が甚大だったのは、同年十月の台風二三号である。本市では三日間で二四五ミリの総降水量を記録し、二十日十五時五十分、市内全域に避難勧告が発令された。その少し前に宇野七丁目で土砂崩れが発生し、民家が巻き込まれて五人の尊い命が失われた。また、同年は九月にも台風一八号、台風二一号が相次いで通過し、浸水被害をもたらした。

地震については、震度五強以上の揺れは半世紀以上観測しておらず、被害も小規模なものにとどまっている。市内で地震による死者が発生したのは、一九四六（昭和二十一）年の昭和南海地震に遡る。同年十二月二十一日に発生し、本市では震度四〜六を観測。死者一人、負傷者六人、住宅の全壊一四戸、半壊



2004年　台風23号による被害（宇野）

図表３-２-13　過去の主な災害

◆風水害

発生日	要　因	被害状況
1990年９月15日～20日	台風第19号	床上浸水30戸、床下浸水271戸
1991年９月26日～28日	台風第19号	床上浸水50戸、床下浸水９戸、渋川海岸で大規模な浜砂流出
1992年８月７日～９日	台風第10号	床下浸水11戸
1993年９月２日～４日	台風第13号	床下浸水15戸
1996年８月13日～15日	台風第12号	床下浸水31戸
1997年９月14日～17日	台風第19号	床下浸水42戸
1998年10月16日～18日	台風第10号	床下浸水１戸
2004年８月27日～31日	台風第16号	床上浸水1,254戸、床下浸水958戸、大規模な高潮被害
2004年９月６日～７日	台風第18号	床下浸水320戸
2004年９月28日～30日	台風第21号	全壊１戸、床上浸水37戸、床下浸水264戸
2004年10月18日～20日	台風第23号	死者５名､けが人３名、全壊13戸、半壊15戸、床上浸水115戸、床下浸水516戸
2011年９月１日～４日	台風第12号	床上浸水341戸、床下浸水456戸、児島湖内水氾濫
2018年７月５日～８日	集中豪雨	全壊２戸、半壊２戸、一部損壊11戸、床下浸水18戸

出典：玉野市地域防災計画（平成26年（2014年））等

◆地震

発生日	地震名	玉野市の震度	被害状況
1968年８月６日	豊後水道地震	震度４	－
1995年１月17日	兵庫県南部地震	震度４	負傷者１名
2000年10月６日	鳥取県西部地震	震度５弱	住宅一部破損３棟、水道管破裂６件等
2001年３月24日	芸予地震	震度４	屋根瓦落下等
2006年６月12日	大分県西部地震	震度４	－
2007年４月26日	愛媛県東予地震	震度４	－
2014年３月14日	伊予灘地震	震度４	負傷者１名

出典：玉野市地域防災計画（平成26年（2014年））

七五戸などの被害が出た。

東日本大震災の復旧・復興支援　二〇一一（平成二十三）年三月十一日に発生した東日本大震災に際しては、本市でも行政と民間の両面からさまざまな支援が行われた。職員の被災地派遣については、福島県いわき市でのり災証明発行事務に八人（二人ずつ一週間交代で計四週間）、岩手県での被災した子どもの心のケアに一人（一週間）、岩手県遠野市・釜石市・大槌町での医療活動に一人（一週間）、被災各自治体への緊急援助に一六人（八人ずつ一週間交代で計二週間）が派遣された。

救援物資については、市役所に寄せられたタオル、紙おむつ、トイレットペーパー、マスク、毛布などを、岡山県を通じて被災地に送った。義援金については、市民から五三四三万二七三九円が



被災地への職員派遣

寄せられ、日本赤十字社岡山支部を通じて被災地の復興支援に役立てられた。また、三月二十二日の市議会本会議では、被災地に義援金として一〇〇〇万円を拠出する補正予算案が可決され、岡山県市長会を通じて送金された。

三井造船（株）玉野事業所では、建造した高速船テクノスーパーライナーによる宿泊支援を実施。本市の呼びかけに応じた一五市の銘菓、野菜などを同船に乗せて出航し、石巻市に届けた。

2 消　防

火災発生件数の推移　火災発生件数の推移は図表3－2－14のとおりである。一九七〇年代から一九八〇年代にかけては年間五〇件を超えることが多かったが、近年は二〇件前後で推移している。火災の規模についても、二〇一一（平成二十三）年を最後に大きな林野火災は起こっていない。

図表3－2－15は、過去の主な火災を示している。最も規模が大きかった林野火災は、一九七四（昭和四十九）年二月三日に田井深山・中池西から出火した火災で、保全林事業を進めていた深山（二〇ヘクタール）を含む四〇八・三ヘクタールが焼失した。

救急出場件数の推移　救急出場件数の推移は図表3－2－16のとおりである。救急出場の総数は増加傾向にあり、一九八五（昭和六十）年から二〇二四（令和六）年までの四〇年間で二・五倍に増えている。その内訳を見ると、特に急病の増加率が高く、同じく四〇年間で三・八倍に達している。これに対して交通事故は、一九九一（平成三）年の四八四件をピークとして減少傾向にある。労働災害については概ね横ばいである。また、近年は救急救命士の配置が進み、二〇一二年以降はほぼ全ての救急出場に救命士が搭乗している。二〇二五年は、実働救命士数二二名で三九一〇件の出動件数（救命士搭乗率一〇〇パーセント）であった。



2011年8月　石島での山林火災の様子

玉野市消防本部・消防署　現在の玉野市域に消防組織ができたのは一八九四（明治二十七）年四月のことで、勅命（第一五号）消防組規則公布に基づき、田井村、玉野村、日比村に消防組が創設された。一九〇六年には、日比村が玉野村大字玉と合併・町制施行し、田井村と玉野村大字宇野が合併して宇野村となったのに伴い、三村の消防組が日比町消防組と宇野村消防組に再編された。一九一九（大正八）年には、宇野村の町制施行に伴い宇野村消防組が宇野町消防組となった。

一九三九（昭和十四）年には勅命（第二〇号）警防団令に基

図表３－２－14　火災発生状況の推移

年	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
火災件数（件）	41	62	59	62	43	52	71	62	66
建物焼失面積（㎡）	1,245	817	1,729	846	1,211	757	1,091	1,346	1,469
林野焼失面積（ａ）	4,976	790	34	656	41,058	8,105	478	8,876	21,631
損害額（千円）	15,776	22,255	39,670	38,748	191,274	48,735	61,480	78,418	95,582

年	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
火災件数（件）	70	61	79	54	77	59	63	74	51
建物焼失面積（㎡）	3,148	1,056	722	1,094	1,184	1,818	1,103	730	913
林野焼失面積（ａ）	1,969	202	68	639	6,455	750	993	2,728	546
損害額（千円）	155,705	35,054	56,308	29,311	99,624	116,378	75,277	52,753	57,704

年	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
火災件数（件）	75	65	51	52	61	55	57	87	60
建物焼失面積（㎡）	1,454	633	1,461	2,915	3,744	286	1,883	884	1,454
林野焼失面積（ａ）	581	6,102	1,600	199	75	5,466	23,164	26,843	20
損害額（千円）	95,262	110,772	191,884	211,506	220,715	69,732	427,379	290,108	228,009

年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
火災件数（件）	43	51	49	46	41	37	47	45	49
建物焼失面積（㎡）	1,407	1,303	1,691	1,744	791	839	650	2,414	961
林野焼失面積（ａ）	44	5	191	239	29	250	1,122	4,001	3,719
損害額（千円）	227,008	108,291	132,949	111,065	107,499	57,401	59,303	95,458	45,505

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
火災件数（件）	30	43	31	34	42	23	25	38	33
建物焼失面積（㎡）	741	895	399	933	1,494	809	578	293	1,752
林野焼失面積（ａ）	47	14	0	30	561	5,046	15	6	3
損害額（千円）	49,035	72,159	11,759	111,044	150,586	84,370	28,478	9,715	117,889

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020
火災件数（件）	27	19	21	12	22	16
建物焼失面積（㎡）	828	324	801	349	606	256
林野焼失面積（ａ）	0	0	9	10	13	4
損害額（千円）	129,274	31,092	130,143	37,828	24,878	27,191

＊1970年から2004年まで、建物焼失面積、林野焼失面積に灘崎町の分も含む

出典：各年度「消防年報」

づき、消防組が警防団に改組された。一九四〇年、日比町と宇野町が合併して玉野市が誕生したのに伴い、警防団も合併して玉野市警防団が設立された。一九四三年には玉野市警防団常備消防部が設置され、翌一九四四年には常備消防隊に改組された。

戦後の一九四七年九月、勅命（第一八五号）消防団令施行により、警防団が廃止され玉野市消防団（七分団、団員三〇



消防本部：消防署庁舎

図表３－２－15　過去の主な火災

出火年月日	出火場所	火災種別	焼失面積	損害額（千円）
1956年２月１日	玉（玉野高校 玉校舎）	建物	4,635㎡	44,037
1957年６月５日	築港（中国飼料合資会社）	〃	2,020㎡	43,135
1963年１月27日	宇野（関西石綿コルク工業所）	〃	2,159㎡	31,249
1963年３月８日	永井牝原	林野	180.05ha	3,600
1967年４月13日	玉 三井造船㈱玉野造船所	船舶	―	110,000
1968年６月12日	長尾白萱3034	林野	314.98ha	9,418
1974年２月３日	田井4464	〃	408.30ha	128,840
1975年３月30日	上山坂1394	〃	80.00ha	2,453
1977年８月14日	玉原２丁目1063－１	〃	71.60ha	3,426
1978年４月９日	永井2158－１	〃	212.10ha	40,000
1991年２月28日	宇野２丁目32－16 ㈱宮本木工所	建物	1,068㎡	70,115
1992年６月28日	北七区 備南農協倉庫	〃	1,136㎡	59,239
1994年８月11日	渋川４丁目1354－１	林野	258.00ha	198,899
1995年８月27日	日比７丁目47－１	林野	231.00ha	89,597
2004年10月15日	玉原（角田建設）	建物	1,616㎡	44,618
2007年11月16日	玉（三井造船）	船舶	―	35,440
2011年８月９日	石島	林野	230.0ha （玉野市分 50.4ha）	玉野市分 5,250

＊建物火災1,000㎡以上、林野火災50ha 以上

○名）が設置された。常備消防隊も玉野市消防団常備消防部となった。

一九五三年五月一日、玉野市消防本部が玉野市役所内に設置され、続いて同年七月一日には玉野市消防署が常備消防部詰所に設置された。発足時の配備人員は一七名で、配備車両は水槽付ポンプ車一台、四輪ポンプ車二台、三輪ポンプ車二台であった。同年七月十七日には玉二三六三番地に玉野市消防本部・消防署庁舎が落成し、業務が開始された。

〈沿革〉業務開始以後の沿革は次のとおりである。

一九五三（昭和二十八）年十二月　玉野市消防署築港分遣所開所

一九六二年十二月　消防専用超短波無線局を設置

一九六三年七月　消防署開所一〇周年記念式典

一九六四年九月　玉野市消防署築港分遣所を築港出張所に改称

一九六五年一月　林野火災現場で職員一名殉職

四月　岡山市及び灘崎町と消防相互応援協定を締結

八月　東児町と消防相互応援協定を締結

九月　玉野市医師会から救急車一台寄贈、救急業務開始

十月　玉野海上保安部と船舶消防相互応援協定を締結

一九六七年四月　三井造船玉野造船所で船舶火災（英国ファ

図表３-２-16　救急出場件数の推移

単位：件

年	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
急　病	623	633	665	677	692	756	788	797	860
交通事故	381	424	477	430	482	465	484	480	462
労働災害	27	34	23	29	29	34	28	29	31
その他	428	476	481	419	424	453	449	500	449
合　計	1,459	1,567	1,646	1,555	1,627	1,708	1,749	1,806	1,802

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
急　病	862	892	901	884	997	1,081	1,061	1,242	1,268
交通事故	435	420	410	408	424	420	388	401	407
労働災害	37	24	16	37	28	21	23	15	31
その他	524	524	554	594	578	612	660	836	848
合　計	1,858	1,860	1,881	1,923	2,027	2,134	2,132	2,494	2,554

年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
急　病	1,398	1,379	1,351	1,380	1,311	1,370	1,508	1,588	1,706
交通事故	394	407	308	321	297	241	266	253	271
労働災害	22	27	32	26	21	15	24	26	37
その他	951	1,008	821	847	831	853	825	894	923
合　計	2,765	2,821	2,512	2,574	2,460	2,479	2,623	2,761	2,937

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
急　病	1,716	1,787	1,768	1,793	1,807	1,883	1,987	1,944	1,817
交通事故	278	260	229	253	253	230	184	219	212
労働災害	30	20	26	24	22	22	27	22	19
その他	888	950	957	918	1,000	1,048	998	1,090	927
合　計	2,912	3,017	2,980	2,988	3,082	3,183	3,196	3,275	2,975

年	2021	2022	2023	2024	2025
急　病	1,897	2,243	2,308	2,370	2,478
交通事故	157	171	194	180	185
労働災害	23	47	24	44	46
その他	1,002	1,015	1,152	1,119	1,201
合　計	3,079	3,476	3,678	3,713	3,910

＊2005年までは灘崎町の数値も含む

出典：各年度「玉野市の概要」

一九六九年五月　灘崎町と救急業務協定を締結（二ー号、四万二七〇〇トン、損害額一億一〇〇〇万円）
九月　藤田村と救急業務協定を締結
一九七〇年十二月　玉野市消防署和田出張所新設開所
一九七一年十月　倉敷市と消防相互応援協定及び救急業務協定を締結
一九七二年四月　消防本部・消防署新庁舎落成。消防本部に課制を導入、二課五係
六月　灘崎町の消防事務委託を受け業務開始
十月　岡山市と救急業務協定を締結
一九七三年三月　玉野市消防署築港出張所を閉所
六月　日本消防協会から広報車一台寄贈
八月　はしご付消防ポンプ車

一台購入、本署に配備
一九七四年二月　深山林野火災、焼失面積四〇八ヘクタール
三月　玉野市消防署用吉出張所新設開所
六月　玉野地区防火協会から広報車一台寄贈
十月　化学消防ポンプ車一台購入、本署に配備
一九七五年十月　日本損害保険協会から消防ポンプ車一台寄贈
一九七六年三月　岡山県共済農業協同組合連合会から救急車一台寄贈
四月　玉野海上保安部と船舶消防業務協定を締結
一九七七年九月　日本消防協会から救急車一台寄贈
十月　玉野市消防署東児出張所新設開所／消防本部警防課に指導係を新設（二課六係）／用吉出張所を荘内出張所に改称
一九七八年三月　玉原消防協力隊結成
四月　永井林野火災、焼失面積二一二ヘクタール
十月　玉野市消防ＯＢ会発足
十一月　自治体消防発足三〇周年、消防署開所二五周年を記念して「あなたのくらしを守る消防展」を開催
一九七九年三月　放水砲車一台購入、本署に配備
五月　第二六回岡山県消防操法訓練大会、本市で開催
十一月　日比地区子ども会連合会少年消防クラブ結成
十二月　三井造船玉野事務所と玉地区消防応援協定を締結
一九八〇年三月　日比婦人防火クラブ結成
五月　玉野市少年婦人防火委員会設立
十一月　日本防火協会から防火広報車一台寄贈
一九八一年二月　日本損害保険協会から救急車一台寄贈
一九八二年十一月　照明救助工作車一台購入、本署に配備
一九八三年一月　日本自動車工業会から救急車一台寄贈
二月　倉敷市と消防相互応援協定及び救急業務に関する協定の変更協定書を締結
十月　消防本部・消防署発足三〇周年記念式典
十一月　玉野市消防署八浜出張所新設開所／東敬一氏から指令車及び広報車寄贈
十二月　岡山県共済農業協同組合連合会から救急車一台寄贈
一九八五年二月　玉野市少年婦人防火委員会を玉野地区少年婦人防火委員会に改称
三月　岡山県林野火災消火訓練を本市八浜町見石で実施
六月　玉野地区防火協会から広報車一台寄贈
八月　日本損害保険協会から水槽付消防ポンプ車一台寄贈
一九八六年二月　日本自動車工業会から救急車一台寄贈／消

防・救急通信指令装置（ＦＤ－３０１Ｅ）更新

一九八七年八月　日本消防協会から救急車一台寄贈

一九八八年二月　岡山・玉野合同林野火災消火訓練を貝殻山で実施

四月　消防本部警防課を予防課に改称し、警防係を消防署に移管／消防署予防係を廃止し、救急救助係を新設。警防第一・二係を警備第一・二係に改称

一九八九（平成元）年二月　玉野・灘崎合同林野火災消火訓練を灘崎町で実施

十一月　化学消防ポンプ車を更新

一九九〇年二月　日本自動車工業会から救急車一台寄贈

三月　消防庁長官竿頭綬（かんとうじゅ）を受章

四月　岡山県下消防相互応援協定を締結

九月　石島消火栓ネットワーク完成

一九九一年六月　日本防火協会から広報車一台寄贈

十一月　玉野地区防火大会開催

十二月　岡山県農業協同組合連合会から救急車一台寄贈

一九九三年八月　はしご付消防車を更新

九月　消防本部・消防署発足四〇周年記念式典

一九九四年四月　救急救命士（一名）誕生

六月　玉野地区少年婦人防火委員会を玉野地区幼年少年婦人防火委員会に改称

八月　渋川王子が岳林野火災、焼失面積二五八ヘクタール

十一月　岡山県林野火災総合訓練を本市田井で開催

一九九五年二月　高規格救急車一台購入／消防無線中継所を十禅寺山に新設

八月　日比七丁目林野火災、焼失面積二三一ヘクタール

一九九六年二月　小型動力ポンプ付水槽車購入、本署に配備

四月　消防本部に警防課を新設し、消防署の警防係、救急救助係を警防課に移管。消防本部予防課指導係を防災指導係に、消防署警備第一係・第二係を消防第一係・第二係に、予防広報係を地域安全係に改称

八月　石島地区消火栓新設／日本損害保険協会から水槽付消防ポンプ自動車寄贈

十二月　玉野市消防署灘崎出張所新設開所

一九九七年二月　救助工作車Ⅱ型を更新

四月　消防署地域安全係を廃止

一九九八年二月　消防緊急通信指令装置Ⅱ型を更新

八月　自家用発電設備設置（１１５ＶＡ）

十一月　全国山火事対策シンポジウムＩＮ玉野を開催

一九九九年五月　全国消防長会広報防災委員会を本市で開催

二〇〇〇年十一月　玉野市消防本部ホームページを開設
二〇〇一年四月　消防本部予防課予防係と防災指導係を統合し予防指導係に改称
十一月　高規格救急自動車一台購入し、荘内出張所に配備
二〇〇二年七月　日比共同製錬所玉野製錬所で転炉の耐火れんがが崩壊し七名が死傷する事故
二〇〇三年九月　消防本部・消防署発足五〇周年記念式典
十一月　化学消防ポンプ自動車Ⅱ型を更新
二〇〇四年七月　香川県直島町との災害相互援助協定を締結
八月　台風一六号による高潮災害が発生、一二五四世帯が床下浸水し、九五八世帯が床上浸水
十月　台風二三号による土砂崩れが発生、宇野七丁目地内で死者五名
二〇〇五年三月　消防長沖本陸男、消防庁長官功労章を受章／本署へ配備の高規格救急自動車を更新／灘崎町の消防事務受託を廃止／灘崎町が岡山市と合併、灘崎出張所は岡山市消防局へ移管。消防職員一〇名岡山市消防局へ移籍
十二月　携帯電話からの１１９番直接受信業務を開始
二〇〇六年三月　消防庁長官表彰旗を受章
四月　煙火の消費許可等の事務が県から移譲
二〇〇七年四月　消防本部庶務課を消防総務課に、庶務係を総務係に、予防指導係を予防係及び防災指導係に、警防係を消防係に、消防署通信係を通信指令室に改称
二〇〇八年三月　高規格救急自動車一台購入し、和田出張所に配備
四月　高圧ガス・液化石油ガスの許可等の事務が県から移譲
十二月　消防庁舎耐震工事完了
二〇〇九年十二月　高規格救急自動車一台購入し、東児出張所に配備
二〇一〇年四月　非常勤嘱託職員（二名）を初めて採用
二〇一一年三月　消防長松浦秀樹、消防庁長官功労章を受章
四月　消防本部消防総務課総務係を消防総務係に改称
六月　総務省消防庁から消防救急デジタル無線実証試験用設備（活動波）の無償貸与を受け運用を開始
八月　高機能消防指令センターⅡ型を更新。消防ＯＡシステム及び車載端末Ⅲ型を導入
九月　全国共済農業協同組合連合会岡山県本部から高規格救急自動車一台を寄贈、資機材一式を購入し、八浜出張所に配備
十月　署活動系携帯無線機（四五台）を配備
二〇一二年三月　次長中川修造、消防庁長官功労章を受章／

消防救急デジタル無線基地局、主運用波及び統制波を整備

四月　女性消防職員（一名）を初めて採用

九月　四出張所に雨量計を設置

十二月　災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型を更新

二〇一四年三月　高規格救急自動車を更新し、荘内出張所へ配備

二〇一五年二月　高規格救急自動車を更新し、本署へ配備

四月　再任用職員（短期、三名）を初めて採用

二〇一六年二月　救助工作車Ⅱ型を更新し、本署へ配備

二〇一七年二月　二五メートル級屈折はしご付消防ポンプ自動車を導入し、本署に配備

二〇一八年三月　高規格救急自動車を更新し、和田出張所に配備

二〇一九年三月　消防ポンプ自動車を導入し、和田出張所に配備

四月　消防本部警防課消防係を消防救助係に、救急救助係を救急係に改称

二〇二〇（令和二）年一月　消防ポンプ自動車を更新し、荘内出張所に配備

二月　高規格救急自動車を更新し、東児出張所に配備

十二月　化学消防ポンプ自動車Ⅱ型更新し、本署に配備

二〇二一年四月　玉野市消防署所再編事業により一署四出張所体制から一署二分署体制となる。玉野市消防本部・署庁舎を新築移転し、防災センターを新設（田井二丁目四五〇二番地）。玉野市消防署東分署を新設開所（山田九八九番地一）。玉野市消防署西分署を新設開所（玉原三丁目八〇〇番地四）。四出張所を廃止



消防署　東分署



消防署　西分署

二〇二二年四月　査察車を災害時に非常用電源として活用できる車両に更新／機構改革により消防署の通信指令室を警防課に移管

〈組織〉一九七二（昭和四十七）年度、消防本部に課制が導入され、庶務課（庶務係・消防団係）、警防課（予防課・危険物係・警防係）の二課五係体制となった。また当時の消防署の組織は、予防係・警防第一係・警防第二係の三係と和田・荘内の二出張所という体制であった。その後は沿革にあるように、細かい機構改革が何度か行われた後、二〇二一（令和三）年度に消防署の大規模な再編が行われた。同年度時点での組織は次のとおりである。

・消防本部：消防総務課（消防総務係・消防団係）、予防課（防災指導係・予防係・危険物係）、警防課（消防救助係・救急係）の三課七係

・消防署：消防第一係・消防第二係・通信指令室の二係一室と東分署・西分署の二分署

消防職員の定員は、一九七〇年度は五五人であった。二〇二一年度は定員一二二人、実員一一四人となっている。

〈歴代消防長〉図表3−2−17は歴代消防長である。

消防団　玉野市消防団設置の経緯は前項で述べたが、それ以後の沿革は次のとおりである。

一九五四（昭和二十九）年四月　山田村消防団を編入合併
一九五五年四月　荘内村消防団を編入合併
一九五六年四月　八浜町消防団を編入合併

図表3−2−17　玉野市歴代消防長

代	氏　名	専・兼任	就任年月日	退任年月日	備　考
初代	吉田　儡	専　任	1953年5月1日	1964年4月17日	警察署次席から
2代	小川昌志	〃	1964年4月18日	1965年10月31日	市総務課長から
3代	渡邊武明	事務取扱	1965年11月1日	1966年6月12日	市助役
4代	井上澄雄	〃	1966年6月13日	1970年3月31日	市長
5代	近藤輝雄	専　任	1970年4月1日	1974年7月14日	1970. 4. 1　消防長心得 1973. 4. 1　消防長
6代	小川昌志	事務取扱	1974年7月15日	1976年3月31日	市総務部長
7代	池田　正	専　任	1976年4月1日	1983年3月31日	市企画室長から
8代	梶川昭三	〃	1983年4月1日	1987年3月31日	消防本部次長から
9代	三木谷健治	〃	1987年4月1日	1993年3月31日	〃
10代	石井喜久夫	〃	1993年4月1日	1995年3月31日	〃
11代	藤原要一	〃	1995年4月1日	1997年3月31日	消防署長から
12代	四宮弘一	〃	1997年4月1日	2002年3月31日	〃
13代	沖本陸男	〃	2002年4月1日	2005年3月31日	消防本部次長から
14代	松浦秀樹	〃	2005年4月1日	2014年3月31日	消防本部庶務課参事から
15代	三宅弘章	〃	2014年4月1日	2015年3月31日	消防署長から
16代	澤　満也	〃	2015年4月1日	2017年3月31日	消防本部警防課長から
17代	松岡秀樹	〃	2017年4月1日	2021年3月31日	消防本部次長から
18代	井上潤一	〃	2021年4月1日	2025年3月31日	〃
19代	美本一晃	〃	2025年4月1日	現在に至る	消防署長から

一九七四年三月　東児町消防団を編入合併
一九七八年四月　玉野市消防団精鋭化を実施、団員定数を八五〇人から五八八人に
一九八二年二月　玉野市消防団、日本消防協会竿頭綬を受賞
一九八六年九月　玉野市消防団名誉団員規則を制定／玉野市消防団団員配偶者感謝状贈呈要綱を制定
一九八七年九月　玉野市消防団発足四〇周年記念「たまの消防まつり」開催
一九八九（平成元）年二月　玉野市消防団、日本消防協会表彰旗受賞
一九九〇年三月　玉野市消防団、消防庁長官竿頭綬を受章
一九九二年九月　玉野市消防団発足四五周年記念「たまの消防まつり」開催
二〇〇三年十月　玉野市消防団で初めて女性消防団員五名を採用
二〇〇八年二月　日本消防協会から多機能型車両を寄贈、渋川分団に配備
二〇一二年二月　玉野市消防団が防災功労者消防庁長官表彰を受章
二〇一三年五月　消防団長中根正雄、藍綬褒章を受章
九月　玉野市消防団が防災功労者内閣総理大臣表彰を受章
十二月　日本消防協会から防災活動車（団指揮車）の寄贈、団本部に配備
二〇一四年二月　総務省消防庁から多機能型車両の無償貸与、田井分団に配備
二〇一五年十月　第二二回全国女性消防操法大会に女性消防団員が玉野市女性消防隊として出場
二〇一八年五月　消防副団長松本治、藍綬褒章を受章
十二月　玉野市消防団、七月豪雨時の災害出動により総務大臣感謝状を受領
二〇一九（令和元）年十一月　消防副団長小林克己、藍綬褒章を受章

図表3−2−18は歴代消防団長である。

図表３−２−18　玉野市歴代消防団長

代	氏　名	就任年月日	退任年月日
初代	河崎　一	1947年９月28日	1952年３月31日
２代	井上　澄雄	1952年４月１日	1965年10月28日
３代	江口　護	1965年11月１日	1976年３月31日
４代	大西　倫夫	1976年４月１日	1984年３月31日
５代	礒本　和巳	1984年４月１日	2000年３月31日
６代	東山　明正	2000年４月１日	2003年３月31日
７代	山下　隆行	2003年４月１日	2008年３月31日
８代	中根　正雄	2008年４月１日	現在に至る



消防団・訓練の様子

火災予防運動　終戦直後の一九四五（昭和二十）年十月、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の指示で全国一斉の火災予防運動が実施され、一九四九年からは春と秋に実施されるようになった。本市でも毎年春と秋に、市消防本部、消防団をはじめ防火協会や婦人防火クラブなど関係各団体と連携協力しながら、火災予防運動を展開している。一九八〇年からは、これに合わせて消防長特別点検を実施するようになった。その他の内容としては、消防訓練、消防写生作品の表彰式及び作品展示、幼年消防クラブのクラブ員による防火パレード、消防団による夜間パトロールなどがある。



平成19年度　春の火災予防運動「いこい荘」消防訓練

3 地域防災

被害想定　国は二〇一二（平成二十四）年八月、南海トラフ巨大地震による震度分布、津波高及び浸水域等の推計を発表した。岡山県ではこれを受け、国が用いたデータに県独自で収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図、液状化危険度分布図、津波浸水想定図を作成した。玉野市については、次のような想定がなされている。

・津波…次の二つのパターンで想定を行っている。
〈パターン1〉地震後、全堤防等が破壊された場合…最大津波高は渋川四丁目付近のTP＋二・八メートル。
〈パターン2〉地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合…最大津波高は田井六丁目付近のTP＋二・九メートル。

・震度分布…瀬戸内海沿岸や北西部の干拓地周辺では震度六弱、山地部では震度五強の地震が想定されている。

・液状化危険度…海岸線に沿った地域を中心に、「液状化危険度は極めて高い」とされる地点が連なっている。

南海トラフ巨大地震による人的・物的被害想定については、次のとおりである（カッコ内は被害が最大になると考えられる季節・時間帯）。

・人的被害（冬・深夜）…死者二五人、負傷者三一九人、重傷者一四人

・建物被害（冬・一八時）…全壊六二四棟、大規模半壊五八一棟、半壊六七八七棟

この物的被害想定は、市内全棟数二万六〇六〇棟の二九パーセントが被害を受けることを意味する。

なお、国は二〇一四年三月、南海トラフ地震防災対策特別措置法第三条に基づいて南海トラフ地震防災対策推進地域の区域

を指定しており、本市も指定区域とされている。

土砂災害警戒区域等については、本市において次のとおり、県によって指定されている。

・急傾斜…警戒区域一三八か所（うち特別警戒区域一一九か所）

・土石流…警戒区域二三八か所（うち特別警戒区域一四三か所）

・地滑り…警戒区域二か所（うち特別警戒区域なし）

洪水による浸水想定区域（県が二〇二一（令和三）年十月一日に指定）については、倉敷川による浸水のみ想定されている。

高潮による浸水想定区域については、児島湖に面した地域で三～五メートルの浸水深が想定されている。

ハザードマップ　ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことである。本市では二〇一四（平成二十六）年七月に、地域防災ハザードマップを新規作成し、その後二〇二三（令和五）年四月に更新した。現在は、中学校区をベースとして五つのエリアに分け、「地震・津波版」「風水害版（土砂災害、高潮、洪水）」という二種類の防災ハザードマップを作成し、全戸に配布している。このほか、次のようなハザードマップを作成している。

・ため池ハザードマップ…地震や台風、局地的な集中豪雨等により、ため池の堤体が決壊した場合の氾濫解析を行い、ため池氾濫の危険性を市民に周知するとともに、自主的な避難や危険回避行動を支援し、被害の未然防止や軽減を図ることを目的として浸水想定区域等を示している。

・内水ハザードマップ…大雨による浸水の実績を地図に示したもので、高潮による浸水は考慮していない。全域版と、五つのエリアに区切った地域版がある。

地域防災計画　地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて市町村防災会議（※）が定めるもので、本市では一九六四（昭和三十九）年に初版が策定された。その後、一九七四年、一九八四年、一九九二（平成四）年に一部修正を行い、一九九七年には阪神・淡路大震災を受けて新たに震災対策編を加えた。二〇〇七年には、二〇〇四年の台風災害の教訓も生かして全面修正を行っている。

※市町村防災会議…災害対策基本法に基づき、地域防災計画を作成するとともに、その実施を推進するため設置される。玉野市防災会議は、市長を会長とし、県、県警、教育長、消防長などで構成される。

二〇二三（令和五）年四月に一部修正し、それまで「一般災

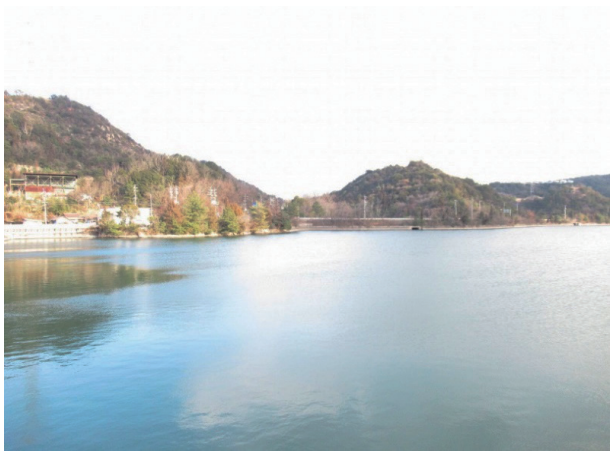

天王池（長尾）

害対策編」「地震・津波災害対策編」に分かれていたものを一つの計画に統合した。平時における地域防災計画の内容精査、発災時における災害対応マニュアル及びチェックリストとしての活用の双方の視点から計画の実効性向上を図るため、「本編」「災害対応マニュアル編」「資料編」の三編に再編成を行った。

最新版は二〇二五年十二月に更新しており、国の防災基本計画及び岡山県地域防災計画に準拠し、一部修正を行った。

本編は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画の四部構成となっている。災害対応マニュアル編は、防災体制、緊急活動、事故災害応急対策、民生安定活動、機能確保活動、復旧復興計画の六章に分けて、各担当部・班の具体的な活動内容を記している。

また、地域防災計画に関連の深い計画として、玉野市南海トラフ地震防災対策推進計画及び玉野市災害時受援計画についても、同時に見直しを行った。

国土強靭化計画　国は東日本大震災を受け、二〇一三（平成二十五）年に国土強靱化基本法を制定するとともに、同法に基づき国土強靭化基本計画を策定して、強靱な国づくりを計画的に進めている。本市においても、二〇二二（令和四）年三月に玉野市国土強靱化地域計画を策定した。

同計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を事前に設定し、社会経済システムの整備・強化も含め、それらを回避するために取り組むべき具体的施策を定めたものである。最悪の事態に対応する施策や課題について担当課にヒアリングを行い、現行施策の脆弱性評価を行うのが、この計画の特徴と言える。

業務継続計画　大規模災害が発生した際には、市役所自体も被災し、業務実施に必要な資源（職員、資機材、情報及びライフライン等）が大きな被害を受け、行政機能が低下するおそれがある。そのような状況下にあっても、市民の生命を守るための災害対策業務や、中断すれば市民生活に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務については、継続して実施する必要がある。業務継続計画（ＢＣＰ）は、利用できる資源に制約がある状況下において非常時優先業務をあらかじめ特定し、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的として策定する計画である。本市では二〇二〇（令和二）年一月に同計画を策定した。南海トラフ巨大地震が発生し、被害が最大となるケースを想定して、非常時優先業務の選定などを行っている。

国民保護計画　国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃など国民の安全に被害が及ぶ事態が発生した際の市の責務や対処のあり方、予防や復旧の方針などについて定めたものである。本市は二〇〇七（平成十九）年三月に同計画を策定した。

自主防災組織　大規模な災害が発生した場合、消防署など防災行政機関の持つ人的・物的資源には限りがあるため、対応の迅速さという面では公助よりも地域コミュニティによる共助の方が優れていることは間違いない。そうした共助の中核となるのが、自主防災組織である。

本市では二一世紀の初めごろまで、玉原地区など一部の地域でしか自主防災組織の活動は行われていなかった。しかし、二〇〇四（平成十六）年に相次いで発生した台風による被害を受けて、岡山県が二〇〇五年度から自主防災組織設置促進事業をスタートし、設立に係る経費の補助を行うようになった。本市でも、総務課や消防本部の職員が各地域・団体へ出向いて説明会を開催し、自主防災組織の重要性や補助制度の内容について周知を行ったことで、事態は大きく前進。同年度中に二一の自主防災組織が設立された。また同年度に、岡山県備前県民局、玉野市、NPO法人の協働でワークショップ手法による防災研修を行ったところ、設立された自主防災組織のリーダーも多数参加し、町歩き、マップづくり、図上防災訓練等の活動を通じて地域でできる防災対策を学んだ。

図表3-2-19は、自主防災組織の設置状況（二〇二五（令和七）年四月一日現在）である。七三団体、加入戸数一万六三五五世帯まで増えている。世帯比では全市の約六割が組織されていることになる。主な活動内容としては、避難訓練や炊き出し等の防災訓練、マップづくり、研修会、啓発活動への参加、協力などがある。

防災訓練　東日本大震災の翌年となる二〇一二（平成二十四）年九月二日、市内の各地域で一斉に避難訓練を行うという大規模な防災訓練が実施された。午前九時、和歌山県沖を震源とする巨大地震が発生し、玉野市では震度六強を観測、津波が二時間程度で到達するという想定で参加した三〇〇〇人を超える市民が、それぞれの指定避難所へ速やかに避難した。この防災訓練は以後二年ごとに実施されていたが、二〇一八年以降は毎年十一月第三日曜日に実施されており、各回の参加団体数と参加人数は次のとおりである。

・二〇二二（令和四）年…二六団体、二一八三人
・二〇二三年…三一団体、一八七五人
・二〇二四年…三一団体、二八五一人
・二〇二五年…四二団体、三一〇四人

このほか、各自主防災組織でも独自に防災訓練を実施している。

防災出前講座　危機管理課では、まちづくり出前講座の制度を活用して、毎年三〇回以上各地域で防災出前講座を実施している。申込者は自主防災組織や小・中学校、長寿学級などさまざまで、テーマも申込者の要望に応じて変えている。近年は「マイタイムラインを作ろう」が特徴的で、これは台風の接近で河川の水位が上昇するときなどに、自分がとるべき行動を時系列で整理するための講座である。

また、消防本部も防火講座や応急手当講習など、独自の出前講座を開催している。

避難所　本市では災害対策基本法及び個々の協定に基づいて、次のように避難所・避難場所の指定を行っている。

①指定緊急避難場所…災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険から逃れるための避難場所として、本市では、地震・津波、風水害（土砂災害、洪水、高潮、内水氾濫）な

図表３－２－19　自主防災組織の設置状況

2025年４月１日現在

	申請年月日	防災会名	加入世帯数
中央公民館	2005年５月９日	藤井地区自主防災会	627 世帯
	2005年５月17日	築港東自主防災会	535 世帯
	2005年10月31日	宇野ぼうさい会	1,881 世帯
	2006年９月19日	東小浦町内自主防災会	59 世帯
	2009年９月１日	玉野市築港西コミュニティ協議会自主防災会	977 世帯
田井市民センター	2005年９月９日	童崎町内会自主防災会	29 世帯
	2005年９月20日	野々浜町内自主防災会	54 世帯
	2006年５月19日	梶原中町内自主防災会	28 世帯
	2006年８月２日	岡殿団地自主防災会	12 世帯
	2008年７月４日	先丁場防災会	49 世帯
	2012年11月１日	西浜町内自主防災会	31 世帯
	2013年１月21日	三軒屋中町内自主防災会	50 世帯
	2013年10月５日	三軒屋北町内自主防災会	84 世帯
	2016年４月１日	福原町内会自主防災会	42 世帯
	2025年４月１日	谷東町内防災会	48 世帯
玉原市民センター	2009年１月20日	玉原ニュータウン自主防災会	345 世帯
	2010年８月１日	第五野関町内自主防災会	54 世帯
玉市民センター	2005年６月１日	玉宮前町第２町内会自主防災会	23 世帯
	2005年７月１日	奥玉地区自主防災会	924 世帯
	2005年８月４日	玉西本町連合町内自主防災会	170 世帯
	2005年８月10日	玉海岸地区町内自主防災会	79 世帯
	2005年10月４日	玉元町２町内自主防災会	10 世帯
	2005年11月21日	玉４丁目里連合町内会	92 世帯
和田市民センター	2013年１月11日	和田・御崎地区自主防災組織連合会	1,716 世帯
日比市民センター	2005年７月１日	御崎シーサイド連合自治会自主防災会	454 世帯
	2005年８月22日	向日比１丁目・深井団地自主防災会	280 世帯
	2006年６月20日	日比地区自主防災会	771 世帯
荘内市民センター	2005年７月26日	長尾北地区自主防災会	179 世帯
	2005年７月27日	暮石地区自主防災会	263 世帯
	2005年８月１日	滝区会自主防災会	175 世帯
	2005年９月８日	迫間団地自主防災会	46 世帯
	2005年10月28日	横田自治会自主防災会	221 世帯
	2005年11月18日	広岡区自主防災会	88 世帯
	2005年12月１日	迫間自治会自主防災会	350 世帯
	2006年６月13日	永井地区防災会	73 世帯
	2006年６月30日	用吉区自主防災会	300 世帯
	2006年11月７日	槌ケ原地区自主防災会	299 世帯
	2007年２月20日	尾越・四井手地区自主防災会	131 世帯
	2007年６月19日	長尾南地区自主防災会	181 世帯
	2008年１月22日	宇藤木自主防災会	167 世帯
	2008年５月１日	秀天地区自主防災会	137 世帯
	2009年６月25日	豊岡地区自主防災会	113 世帯
	2013年10月12日	東紅陽台１丁目自主防災部	236 世帯
	2016年２月15日	川田自治会自主防災会	205 世帯
	2019年９月１日	東高崎自治会防災部	270 世帯
	2021年４月１日	学校前区自主防災会	64 世帯
八浜市民センター	2005年11月１日	東七区自主防災会	65 世帯
	2006年５月29日	南七区自主防災会	83 世帯
	2007年７月31日	硯井ヶ丘町内自主防災会	90 世帯
	2008年５月20日	大崎東（上中下里浜）町内会自主防災会	74 世帯

	申請年月日	防災会名	加入世帯数
八浜市民センター	2009年７月10日	波知自治会自主防災会	113 世帯
	2010年８月22日	南広木自主防災会	101 世帯
	2013年４月１日	大崎向部・西組自主防災会	63 世帯
	2013年10月１日	見石ニュータウン自治会自主防災会	162 世帯
	2015年３月26日	八浜自主防災会	333 世帯
	2022年４月１日	広木地区自主防災会	103 世帯
	2024年６月１日	歌見自主防災会	32 世帯
山田市民センター	2006年５月16日	ごうとう自治会自主防災会	23 世帯
	2008年３月17日	沼地区自主防災会	43 世帯
	2009年６月５日	原地区自治会自主防災会	147 世帯
	2009年５月19日	品之作自主防災会	44 世帯
	2010年２月16日	上山田自主防災会	115 世帯
	2012年９月１日	大藪地区自主防災会	80 世帯
	2012年12月１日	白石地区自治会自主防災会	338 世帯
	2013年12月１日	福浦自主防災会	46 世帯
東児市民センター	2006年５月18日	胸上自治会自主防災会	244 世帯
	2006年９月27日	梶岡連合自治会自主防災会	204 世帯
	2008年２月６日	上山坂自主防災会	88 世帯
	2008年５月９日	下山地区自主防災会	71 世帯
	2009年１月６日	北方地区自主防災会	136 世帯
	2009年７月７日	西田井地連合自治会自主防災会	215 世帯
	2009年11月11日	東田井地自主防災会	157 世帯
	2009年12月18日	番田自治会自主防災会	263 世帯

（自主防災組織　73団体　加入世帯数　16,355世帯）

ど災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を次の二種類に分類している。

・優先開設避難場所…指定緊急避難場所の中で、優先的に開設を行う屋内施設。また、全ての施設が指定避難所としての役割も兼ねている。市民センターや小・中学校など三一か所を指定している。

・屋外一時避難場所…指定緊急避難場所の中で、地震・津波に対応した屋外避難場所。公園や小・中学校グラウンドなど六四か所を指定している。

②指定避難所…災害の危険性があり避難した人を、災害の危険性がなくなるまでの必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった人を一時的に滞在させるための施設。前述の優先開設避難場所三一か所に、コミュニティハウス、小・中学校体育館などを加えた五三か所が指定されている。

③協定避難施設…大規模災害時に避難場所や避難所として使用



防災訓練

できるように、あらかじめ施設の管理者と協定を締結している施設。本市では、避難用途に合わせて避難場所と津波避難ビルに分類している。

・避難場所…災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。二〇〇六（平成十八）年に玉野高校、玉野光南高校と協定を結んだのをはじめ、岡山県の施設である児島湖流域下水道浄化センター、田井みなと公園など、一四か所が指定されている。

・津波避難ビル…津波が押し寄せた際、高台等に避難ができず逃げ遅れた場合に、緊急的に逃げ込むことができるように、あらかじめ施設の管理者と協定を締結している施設。宇野港パーキング、合同宿舎宇野住宅一号棟・二号棟、ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル、アルスプラージュの四か所が指定されている。

二〇一七年十一月には、各自主防災組織が避難所の運営を行う際の指針となるよう、市が玉野市避難所運営マニュアルを作成した。初動期（災害発生当日）、展開期（二日目～一週間程度）、安定期（一週間～三週間程度）、撤収期（ライフライン回復時）と時系列に沿って、主な業務や注意すべき点を整理している。また役割の分担について、総務、連絡・広報、食料・物資、保健・衛生、要配慮者支援、施設管理、屋外支援、ボランティアの各班に分けて説明している。

その後、二〇二〇（令和二）年六月、二〇二一年十二月、二〇二三年三月と三度にわたって改正が行われ、最新の改正では女性や性的少数者への配慮に関する内容をより充実させている。

家庭での防災対策　家庭でできる防災対策としては、家具などの転倒防止、食料などの備蓄、住居の耐震改修などがある。食料の備蓄については、ふだん食べている食材や加工品を少し多めに買って保存し、賞味期限が切れる前に消費して、使った分だけ補充する方法（ローリングストック）を推奨している。

防災行政無線　防災行政無線は、防災情報や避難情報などを一斉に知らせるための放送設備で、無線を使って屋外拡声子局からサイレンや音声を流す。本市では、南海トラフ巨大地震の発生時に津波による被害が想定されている地域を対象に、二〇一四（平成二十六）年度から三か年でデジタル式同報系防災行政無線システムの整備を行った。防災行政無線で放送する内容には、緊急放送、普通放送、試験放送の三種類がある。

二〇一五年度までの二か年で整備した三二か所の屋外拡声子局について動作確認を行うため、二〇一六年五月九日から毎日一七時に定時放送を始めた。また同時に、全国瞬時警戒システム（Jアラー



防災行政無線（親局）

ト）により国から配信される弾道ミサイル情報や緊急地震速報について自動放送を開始した。同年度にも一七か所の屋外拡声子局を整備した。

二〇二五（令和七）年度現在の概況は次のとおりである。

・親局…市役所本庁舎に設置
・遠隔制御局…玉野市消防本部に設置
・中継局…A局＝神登山中継局、B局＝十禅寺山中継局
・屋外拡声子局…市民センターや公園など四九か所に設置

災害情報の配信　二〇一二（平成二十四）年四月一日から、フリーダイヤルの災害情報案内サービス、緊急速報メール、防災用X（旧ツイッター）による防災に関する情報の配信を開始した。緊急速報メールについては、NTTドコモが以前からエリアメールによる配信を行っていたが、au（KDDI）、softbankも四月からスタートした。二〇二一（令和三）年四月から楽天モバイルによる配信もスタートした。

二〇一四年四月からは、全国瞬時警報システムとの連動により、国や県が発表する緊急情報を瞬時にメールマガジンや緊急速報メールで配信できるようになった。

4 防災協定

一九九五（平成七）年一月十七日の阪神・淡路大震災以降、他の市町村と災害時の相互応援協定を結んだり、さまざまな人的・物的資源やノウハウを有する事業者と災害時の支援に関する協定を結んだりする動きが活発になっている。本市も長野県岡谷市、東京都中央区、香川県直島町、静岡県磐田市、福岡県筑後市との間で災害時の相互応援協定を締結しているのをはじめ、多くの自治体や民間事業者との間で協定を結んでいる。その一覧は図表3-2-20のとおりである。

二　防犯

1 犯罪発生件数の推移

図表3-2-21は、犯罪発生件数（刑法犯認知件数）の推移を示している。一九八五（昭和六十）年から二〇二五（令和七）年までの四〇年間では、二〇〇三（平成十五）年の一一九七件が最多となっており、以降は二〇一八年まで一貫して減り続けた。近年は二〇〇件前後で推移している。

2 玉野警察署

玉野警察署の前身は、一九一八（大正七）年に開署した岡山水上警察署宇野分署である。一九二六年に宇野警察署として独立し、戦後の一九四八（昭和二十三）年七月、警察法改正に伴



玉野警察署

図表３-２-20　災害時協定一覧

（１）自治体協定

NO.	協定名	協定先	締結年月日
1	災害時相互応援に関する協定	長野県岡谷市	1995年４月５日
2		東京都中央区	1996年７月29日
3		香川県直島町	2004年７月13日
4		静岡県磐田市	2011年10月４日
5	災害時における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの利用に関する協定書	岡山県	2013年４月１日
6	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	中国財務局岡山財務事務所	2013年５月31日
7	岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定	岡山県、県下27市町村	2014年７月４日
8	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内沿岸78市町村	2014年12月17日
9	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	21市１町 （玉野市、泉大津市、刈谷市、大和郡山市、高砂市、行橋市、苅田町、益田市、八幡市、可児市、野洲市、橋本市、香南市、亀山市、日向市、神埼市、磐田市、柳井市、甲府市、四国中央市、阿久根市、那珂市）	2015年７月１日
10	災害時相互応援に関する協定	福岡県筑後市	2020年２月17日
11	災害時における道の駅施設使用に関する協定	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所	2020年３月13日

（２）民間協定

NO.	協定名	協定先	締結年月日
1	玉野市災害時緊急放送に関する協定（2004年度）	（株）倉敷ケーブルテレビ	2005年２月21日
2	災害時における応急措置等の実施に関する協定	社団法人岡山県建設業協会玉野支部	2006年３月31日
3	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	宇野港土地（株）	2008年１月30日
4		（株）ダイヤモンドソサエティ	2008年２月29日
5	非常災害時における避難施設利用に関する協定書	玉野スポーツセンター	2008年４月１日
6	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	岡山県水難救済会	2009年１月15日
7	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ	2009年４月１日
8	災害時の協力・連携に関する協定	三井造船（株）玉野事業所他15社	2010年１月22日
9	アマチュア無線による災害時応援に関する協定	一般社団法人日本アマチュア無線連盟岡山県支部	2012年４月24日
10	非常災害時における施設利用に関する協定書	玉野レクリエーション総合開発（株）	2013年７月25日
11	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	2013年12月１日
12	災害時における応急措置等の実施に関する協定	たまの災害対策研究会	2014年４月１日
13	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	岡山県LPガス協会玉野支部	2014年４月１日
14	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	公益社団法人岡山県柔道整復師会	2014年７月30日
15	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱（2005年度）	中国電力（株）岡山営業所	2014年10月１日

NO.	協定名	協定先	締結年月日
16	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー（株）	2014年10月１日
17	災害時における行政書士業務相談に関する協定	岡山県行政書士会	2014年10月10日
18	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内10施設（広域型特別養護老人ホーム７施設、老人保健施設２施設、障害者支援施設１施設）	2015年５月１日
19	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	（株）ゼンリン	2016年４月１日
20	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定	一般社団法人岡山県自動車整備振興会玉野支部	2017年１月31日
21	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話（株）岡山支店	2017年７月31日
22	災害時における法律相談業務に関する協定	岡山弁護士会	2017年９月１日
23	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	アルスプラージュ	2018年５月25日
24	災害時における無人航空機による協力	一般社団法人日本ドローンビジネスサポート協会	2018年６月29日
25		山佐フロンティア（株）	2019年３月25日
26	災害時における災害救助犬及びセラピードッグ出動に関する協定	認定NPO法人日本レスキュー協会	2019年３月27日
27	大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	一般社団法人岡山県測量設計業協会・中国地質調査業協会	2019年10月８日
28	災害時における電動車両等の支援に関する協定	三菱自動車工業（株）・西日本三菱自動車販売（株）	2020年９月30日
29	災害時における物資供給に関する協定	（株）ナフコ	2021年４月９日
30	災害時での施設利用の協力に関する協定	（株）ダイナム	2022年１月14日
31		宇野港土地（株）	2023年３月23日
		（株）おもちゃ王国	
32	災害時における被災地及び被災者への支援活動の協力に関する協定	NPO法人Ｖネットおかやま	2022年５月11日
33	災害時における避難行動要支援者の搬送活動の協力に関する協定	一般社団法人ｅｐｏおかやま笑顔プロジェクト	2022年10月28日
		ケアタクシー再来	
34	災害時における宿泊施設の提供に関する協定	宇野港土地（株）	2023年３月23日
		（株）ダイヤモンドソサエティ	
		（株）チャリ・ロト	
35	災害等緊急時における支援協力に関する協定書	NPO法人ピースウィンズ・ジャパン	2023年６月26日
36	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	（株）アクティオ中国支店	2023年７月25日
37	災害ボランティア活動等に関する協定	社会福祉法人玉野市社会福祉協議会	2023年９月11日
38	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	（株）ユニオンアルファ	2023年９月29日

（３）防災関連項目を含む包括協定一覧

NO.	協定名	協定先	締結年月日
1	地方創生に関する包括連携協定書	あいおいニッセイ同和損害保険（株）	2018年11月５日
2	健康づくりに関する包括連携協定書	大塚製薬（株）	2021年７月16日
3	包括的連携に関する協定書	三井造船生活協同組合	2022年７月７日

図表３－２－21　市内犯罪発生件数の推移

発生年	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
発生件数	865	733	841	881	869	831	517	555	604

発生年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
発生件数	576	691	650	704	657	1,097	949	904	1,073

発生年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
発生件数	1,197	892	875	711	684	626	610	591	550

発生年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
発生件数	538	472	412	355	323	277	172	242	178

発生年	2021	2022	2023	2024	2025
発生件数	197	170	173	201	199

＊発生件数＝認知件数（刑法犯総数）

い、玉野市、藤戸町、灘崎町、東児町、八浜町の一市四町を管轄する玉野警察署となった。そして一九五四年七月、県警発足とともに現在の玉野警察署が発足。一九七一年三月、現在地に新築移転している。交番・駐在所とその住所は次のとおりである。

・宇野駅前交番
　築港一－一－二
・玉野マリン交番
　和田五－三－一七
・秀天交番
　用吉一六八九－四
・玉原駐在所
　玉原二－一九－四
・長尾駐在所
　滝一七－四
・田井駐在所
　田井三－六－二一
・山田駐在所
　山田三一四六－四
・梶岡駐在所
　梶岡七五一－一
・八浜駐在所
　八浜町八浜一四四五－八

3 玉野警察署管内防犯連合会

玉野市長を会長とし、玉野警察署管内の防犯団体の連絡調整や防犯活動の総合的強化促進を担う。各地域の住民代表や職域防犯などで構成されている。主な活動としては、啓発チラシ配布などの地域安全活動、防犯ボランティア団体に対する活動支援、地域安全推進員・防犯連合総会の開催などが挙げられる。

近年は、特に特殊詐欺被害防止対策の推進に力を入れている。年金受給日前後にスーパーや道の駅で啓発活動を実施したり、ライオンズクラブの協力を得て防犯対策電話録音機を貸し出したり、「特殊詐欺撲滅」の絵馬を手作りし地元の八幡宮の協力も得て市民に配布する等の取組を行っている。



防犯連合会による挨拶運動（荘内小学校）

三　交通安全

1 ■交通事故発生件数の推移

図表3－2－22は、一九八五（昭和六十）年以降の交通事故発生件数の推移を示している。一九九一（平成三）年から二〇〇五年までは毎年二〇〇〇件を超えていたが、二〇〇七年以降は一〇〇〇件台前半に減り、二〇二一（令和三）年は一九八五年以降で初めて一〇〇〇件を下回った。人身事故の件数も概ね同様の傾向にあり、二〇〇四年の八二八件をピークとして減少に転じている。交通事故による死者数は、一九九二年の一五人が最多であった。二〇一一年以降は三人以下で推移している。

2 ■交通安全運動

玉野市交通安全対策協議会　市、警察署、市内幼保小中高校、企業、商工会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、コミュニティ協議会、交通安全母の会など、オール玉野で構成され、市長が会長を務める。

主な活動としては、まず春・秋の交通安全県民運動と年末年始の交通事故防止県民運動があ

図表3－2－22　交通事故発生件数

年度		1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
発生件数（件）		1,295	1,500	1,447	1,430	1,505	1,587	2,049	2,025	2,044	2,028
人身事故	件数（件）	169	239	263	228	232	259	525	515	517	453
	死者（人）	8	7	2	5	5	5	6	15	9	7
	重症者（人）	41	51	51	51	59	47	626	77	89	65
	軽症者（人）	156	258	270	212	234	263		494	532	473
物損事故件数（件）		1,126	1,261	1,184	1,202	1,273	1,328	1,524	1,510	1,527	1,575

年度		1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
発生件数（件）		2,101	2,242	2,200	2,118	2,083	2,183	2,240	2,349	2,262	2,211
人身事故	件数（件）	444	470	468	489	447	574	649	794	767	828
	死者（人）	13	9	5	8	7	7	7	6	7	4
	重症者（人）	68	60	56	66	47	54	53	68	975	1,058
	軽症者（人）	442	484	505	535	528	645	735	918		
物損事故件数（件）		1,657	1,772	1,732	1,629	1,636	1,609	1,591	1,555	1,495	1,383

年度		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
発生件数（件）		2,000	1,517	1,433	1,277	1,426	1,357	1,480	1,284	1,311	1,263
人身事故	件数（件）	682	504	511	434	481	438	457	355	304	267
	死者（人）	4	3	5	7	4	4	2	1	1	1
	重症者（人）	880	617	616	521	563	542	560	442	373	320
	軽症者（人）										
物損事故件数（件）		1,318	1,013	922	843	945	919	1,023	929	1,007	996

年度		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
発生件数（件）		1,276	1,295	1,242	1,206	1,080	1,018	955
人身事故	件数（件）	211	156	161	110	99	138	81
	死者（人）	2	2	2	1	0	3	2
	重症者（人）	245	177	187	125	117	157	104
	軽症者（人）							
物損事故件数（件）		1,065	1,139	1,081	1,096	981	880	874

＊2005年までは灘崎町の数値も含む

出典：1985～2011年度は各年度「玉野市の概要」、
2017～2021年度は玉野市提供資料（出典名不明）

る。期間中は、玉野警察署・交通警察協助員が管内主要交差点で要点監視・巡視をしたり、幟旗や横断幕を用いてドライバーにシートベルト着用・交通事故防止の呼びかけを行ったり、広報車や有線放送を利用して交通安全協会婦人部とともに広報活動を行ったりしている。また年間を通して、「高齢者交通安全県民運動」「目指せ日本一！交通マナーアップ県民運動」として交通安全の普及啓発に努めている。

玉野市飲酒運転根絶に関する条例　二〇一五（平成二十七）年四月一日に施行された。「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという意識」の定着などを目的として明記し、市、市民、事業者、酒類提供者、酒類販売業者、駐車場所有者の責務などについて規定している。

第四節　情報・通信

一　情報基盤整備

1　高速通信網の整備

岡山情報ハイウェイ　岡山情報ハイウェイは、県内全域を8の字型に結んだ高速大容量の光ファイバー網で、一九九八（平成十）年度から整備を開始した。まず県下九つの地方振興局等を結ぶ県庁ＷＡＮ（ワイドエリアネットワーク）を整備することで基幹回線を形成。二〇〇〇年度中に基幹回線は全て完成し、これと各地域のＣＡＴＶ網やその他の各種ＬＡＮ（ローカルエリアネットワーク）を相互接続することで、県民と県庁、ひいては世界を結ぶネットワークが構築された。二〇〇三年度には高速大容量化を実現した。一般に無料開放されており、全国を縦横断する情報通信研究機構のギガビットネットワークとも接続されている。

高度情報化社会において、情報通信基盤はライフラインであり、情報通信技術の恩恵を充分に受けることができなければ、産業面だけでなく人々の日常生活についても都市部との格差が拡大することになる。岡山情報ハイウェイ構想は、このような課題へ対応するため、県が主体となって情報通信基盤である「情報の高速道路づくり」を公共事業として進め、これを県民に開放することで、いち早く情報通信環境の向上を図るとともに、県民福祉の向上につながるさまざまなシステムの開発・導入を促進しようとするものである。

本市においても、同構想の一環として早期のＣＡＴＶ網整備を県から求められた。そのため、後述のように倉敷ケーブルテレビに対する支援も行いながら情報通信基盤の整備を進め、ＣＡＴＶ網を岡山情報ハイウェイに接続した。

2　地域情報化の推進

倉敷ケーブルテレビ　株式会社倉敷ケーブルテレビは、一九八四（昭和五十九）年六月に水島有線テレビとして設立され、一

九八六年十二月に現在の社名に変更するとともに郵政大臣許可ＣＡＴＶ事業者となった。一九九六（平成八）年九月に玉野市局が開設（二〇〇一年五月、玉野産業振興ビルに移転）され、翌一九九七年一～三月には倉敷市、玉野市、総社市が出資し第三セクターとなった。同年二月には、総社市・玉野市が郵政省のテレトピア構想モデル地域指定を受け、その支援も受けて両市におけるＣＡＴＶ網の整備が進められた。そして四月には、本市で開局した。

一九九七年七月十三日から「たまの競輪」の実験放送が始まり、同年十月からは市の行政情報や生活情報を静止画像で提供する「市民回覧板チャンネル」の運営がスタートした。

玉野市情報化基本計画　一九九七（平成九）年七月、本格的な高度情報化社会の到来を間近に控え、積極的に地域情報化を推進していくため、玉野市情報化基本計画を策定した。その柱となったのが、前述のように倉敷ケーブルテレビが進めてきた都市型ＣＡＴＶ事業の推進による情報基盤の整備である。

計画に沿って、第一工期で市内約二万世帯をカバーできる地域でＣＡＴＶ網が整備された。しかし、第二工期で予定されていた渋川、東児、山田、八浜の各地区については、採算性の問題から未整備のままとなった。

その後、国の補助事業を活用しながら、二〇〇三年十月に八浜町八浜・波知地区及び槌ケ原の一部、二〇一一年三月に山田地区、東児地区の一部において、また、二〇二一（令和三）年六月には、鉾立地区においてＣＡＴＶ網が整備された。

二〇〇二年三月には、五年間の計画期間終了に伴い新たな情報化基本計画が策定された。同計画には、住民基本台帳カードのＩＣカードシステムとしての活用、モデル地区を指定しての電子自治体実体験モデル事業、テレビ会議システムの教育への活用などが盛り込まれた。

これらのうち、住民基本台帳のＩＣカードシステムとしての活用については、前述のように二〇〇三年八月から希望者に対してＩＣチップを内蔵した住民基本台帳カード（たまの市民カード）の発行を始めたが、二〇一五年度にマイナンバー制度が導入されたのに伴い、マイナンバーカードに引き継がれた。電子自治体については、自治体間及び国との総合情報ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）の構築、電子申請システムの整備などを行った。テレビ会議システムについても教育機関への導入が済んでいる。同計画の期間中には、このほか一般家庭のブロードバンド化、防災対策を主な目的とする公共施設間のネットワーク接続などが進められた。一部公共施設の予約システム整備や、図書館の蔵書検索・貸出予約のオンライン化なども行われた。

二〇〇九年三月には、玉野市地域情報化計画が策定された。計画期間は二〇〇九～二〇一三年度の五年間。将来像として「みんなで築くコミュニケーション都市たまの」を掲げ、次の四点を基本目標として設定した。

①情報化推進による快適で活気あるまちづくり…情報基盤の整備や環境・産業分野の情報化など

②情報化推進による安全・安心なまちづくり…防災情報基盤の整備や保健・医療・福祉分野の情報化など
③情報化推進による心豊かなまちづくり…生涯学習及び教育分野の情報化など
④情報化推進による市民主体のまちづくり…情報発信メディアの多様化や地理情報システムの活用、行政サービスの電子化など

二　郵便

1 郵便局

本市内にある郵便局は次のとおりである。

・玉野郵便局　宇野一－二一－一
・玉野日比郵便局　日比二－二－一八
・玉野鉾立郵便局　北方二三七六－五
・玉野胸上郵便局　胸上二二四〇－三
・玉野和田郵便局　和田一－六－一八
・八浜郵便局　八浜町八浜一四七八
・山田郵便局　山田三八五－一

一九二〇（大正九）年九月に開局。一九八一（昭和五十六）年八月二十四日、玉二丁目から現在地に新築移転し業務を開始した。三井玉野造船所内に玉野事業所内分室が置かれていたが、一九九二（平成四）年九月に廃止された。

・玉野宇野郵便局　築港一－一三－二七
・玉野宇野二郵便局　宇野二－三六－一一
・秀天郵便局　用吉一六〇六－三
・玉野奥玉郵便局　奥玉三－八－一三
・玉野荘内郵便局　長尾七五〇－三
・玉野田井郵便局　田井三－六－一七
・玉野玉郵便局　玉四－一－六



玉野郵便局

第三章　社会基盤の整備

第一節　都市計画

一　都市計画マスタープラン

都市計画法と国土利用計画法の概要　都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、都市の基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを目的とした計画である。

わが国で最初に都市計画法が制定されたのは、経済発展に伴って都市化が進みつつあった一九一九（大正八）年のことであった。この旧法は、交通、衛生、保安、防空、経済等について公共の安寧を維持し、福利増進のための重要施設を整備することを主な目的としており、当初の対象地域は一部の大都市に限られていた（一九三三（昭和八）年に全市と市に準じる町村に拡大）。高度経済成長期の一九六八年には新たな都市計画法が制定され、一九六九年の施行に伴い旧都市計画法は廃止された。無秩序な都市の拡大を規制することを主眼としており、区域区分（線引き）の導入、開発許可制度の導入などが盛り込まれるとともに、全国的な制度として、都市計画区域等を対象に計画的な土地利用規制を行う仕組みが整えられた。そして一九九二（平成四）年の都市計画法改正により、市町村は都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を定めることとされた。

また、一九七四年には国土利用計画法が制定された。土地の乱開発や買い占め、それらに伴う地価の高騰などの問題が深刻化していた時期であり、これに歯止めをかけ国土の均衡ある発展を図ることが目的であった。具体的には、国土を規制区域、監視区域、注視区域とそれ以外に区分し、規制区域などでは土地の取引に制限がかけられることとなった。それ以外の土地においても、一定面積以上の土地を対価を得て移転・設定する契約をした権利取得者は事後届出が必要となる。ただし、現時点で規制区域・注視区域は指定されておらず、監視区域に指定されているのも東京都小笠原村の都市計画区域のみである。

岡山県の都市計画　岡山県の人口は、二〇〇五（平成十七）年の約一九六万人をピークとして減少に転じ、二〇二四（令和六）年十一月時点では約一八三万人となっている。今後も減少が続くと見込まれるなか、都市的サービスの水準を維持していくためには集約型都市構造の構築が必要と考えられる。同時に、中心都市核への一極集中でなく、行政、医療、教育などの機能を有する周辺部の既存の集積を十分活用する多極集約と相互補完を進めることとしている。

岡山県では、二〇〇四年五月に県内全都市計画区域の都市計画区域（※）マスタープランを策定し、その後、市町村合併等による都市計画区域の再編や社会情勢の変化等に合わせて随時改定を行ってきた。二〇一七年三月には、県内全都市計画区域

の都市計画区域マスタープランを改定した。人口減少の進行や低密度の市街地の拡散に対応した、公共交通を軸に拠点が連携する都市構造による持続可能な都市づくりを推進していくことなどを柱としたものである。

岡山県では一四市七町で一四の都市計画区域が指定されており、県土面積の約三一パーセント、全県人口の約八九パーセントを占めている。その中で玉野市は、岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市、早島町とともに岡山県南広域都市計画区域に属しており、二〇二〇年四月に同区域の都市計画区域マスタープランが改定された。

岡山県南広域都市計画区域における都市づくりの基本理念は、「中四国の中枢拠点としてふさわしい力強い都市づくり」とした。また、都市づくりの方針として次の点を挙げている。

▽集約型都市構造の実現を目指した都市づくり　▽にぎわいのある中心市街地の形成を目指した都市づくり　▽安全・安心で暮らしやすい都市づくり　▽環境負荷の小さい低炭素型の都市づくり　▽産業振興による活力あふれる力強い都市づくり　▽個性と魅力あふれる都市づくり　▽連携による相互補完とグローバルな発展を目指した都市づくり

※**都市計画区域**＝市町村の市街地を含み、かつ自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する区域。健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するため、都市計画法その他の法令が適用されるべき土地の範囲。都市計画区域の決定は、広域的な視点が必要であることから都道府県知事が行う。

地域ごとの市街地像のうち玉野地域については、次のように記している。

・本州と四国を結ぶ海上交通の要衝となっている玉野市は、既存の商業集積だけでなく観光資源等を生かし、中心市街地の活性化を図る。

・地域の基幹産業となっている造船産業の操業環境の向上を促進し、活力のあるまちづくりを推進する。

・海等の豊かな自然と港等を活用し、多様な人々がふれあう交流拠点、瀬戸内海の玄関口としての機能充実に努める。

総合計画と土地利用　一九七三（昭和四十八）年三月策定の玉野市総合計画では、本市における土地利用の問題点について、「平地部が極めて少ないため、とくに、地価の高騰が激しく、今後、このままの状態で都市化が進めば、市街地のスプロール的拡大化の傾向があらわれ、各種の機能が混在した形で土地利用がなされ、すぐれた自然環境を保持すべき山地は、無秩序に浸蝕され、いろいろな公害発生の原因を増大させるおそれがある」と記している。土地利用計画については、市街化区域の面積を現況の一一六一・九ヘクタールから、目標年次の一九八五年に一六三〇・五ヘクタールまで拡張するとした。

一九七七年三月策定の新玉野市総合計画では、次のように四つの地域に分けて土地利用の方向性を示している。

①南部都市地域…宇野地区は本市の中心的な市街地として都市機能の集積が促進されるよう商業・住宅用地としての都市整

備を進める。玉、奥玉、和田地区は、工業・商業用地と住宅用地を幹線道路で区分し、近代的な市街地として整備する。日比・渋川地区は、工業・港湾用地については緩衝緑地により公害を排除する方向で整備し、その他は住宅用地として利用する。田井地区、玉原地区は住居地域として整備する。

②北部農業地域…荘内地域については、国道三〇号沿い、県道槌ケ原日比線沿いは住居地域として整備し、その他は優良農地として保全していく。七区干拓地も近代的な営農を推進する農業地域として整備する。八浜地区は、岡山玉野線沿線や児島湖流域下水道拠点地域は都市整備を進め、その他は農用地として利用する。大崎地区は、宇野線八浜駅を中心に住宅地域として整備する。

③東部地域…工業用地となっている海岸部一帯は、塩田跡地を含め東部地域開発の拠点として整備する。東児ケ丘は優良住宅用地として利用する。

④中央山林地域…保安林は全面的に開発を規制する。国立公園地区と深山公園は自然景観を生かして公園整備する。周辺山林もレクリエーション機能を中心に土地利用を進める。

一九八一年三月策定の新玉野市総合計画（第三次）では、より具体的に各地域の土地利用の方向性を明らかにしている。例えば荘内地域について、「市街化区域内に公共用地の先行取得を図り、コミュニティ施設・商業・業務・公園など市民の便益施設を整備することによって、新しい都市核を形成する」などである。

一九八六年三月策定の新玉野市総合計画（第四次）では、土地利用区分別の目標値を示している。それによると、目標年次の一九九五（平成七）年は一九八二年に比べて、農用地が一〇一ヘクタール減、森林が二六一ヘクタール減、宅地が一二九ヘクタール増（うち住宅地八八ヘクタール、工場用地三二ヘクタール、事務所・店舗等九ヘクタール）などとなっている。

国土利用計画（玉野市計画）　前述の国土利用計画法に基づいて、一九七六（昭和五十一）年に国の国土利用計画が策定され、一九八五年に改定された。一九七七年三月には岡山県計画が策定され、一九八六年七月に改定された。本市では一九九〇（平成二）年三月に、「国土利用計画（玉野市計画）」を策定した。

市土利用の基本方針として、次の二点を掲げる。

①利用区分ごとの個々の土地利用については、極力土地の有効利用を促進し、可能な限りその高度利用を図ること。

②森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換に当たっては、ひとたび利用目的を転換した土地は、社会的、技術的要因から、容易に元に復することは困難であることから、計画的かつ慎重に行うことが重要である。

また、利用区分別、地域別に土地利用の基本的な考え方を示した上で、これらの方針を達成するために必要な措置の概要を明らかにしている。その主なものは、次のとおりである。

・各種開発、企業の立地等の都市基盤の整備と安全で健康的な生活環境との調和を図る。

・貴重な動植物、史跡、名勝等歴史的、文化的に優れた資源の

存する地域については、自然環境の保全地域として、その保護、保全に努める。

・市土の無秩序な開発を防止するために、開発申請者に対しては玉野市開発事業の調整に関する条例等による自然保護協定等を締結し、安全で快適な生活環境の確保を図る。

玉野市都市計画マスタープラン（一九九六）　本市では、都市計画マスタープランの策定に向けた作業を一九九四（平成六）年度に着手した。同年度は現況解析、一九九五年度は玉野市都市計画マスタープラン策定委員会（委員長＝森忠次・岡山大学名誉教授）を設置して検討を進め、素案を策定。一九九六年九月に成案を策定した。目標年次はおおむね一五年後の二〇一〇年で、同年における計画人口を七万五七〇〇人と設定した。

都市づくりの理念を、「『行ってみたいまち』、『住んでみたいまち』、『住み続けてみたいまち』」とした。また、都市づくりの目標については「『豊かさが実感できる都市（まち）・玉野』の実現」とした。

将来の都市構造については、骨格的土地利用のゾーニングを次のように四つに大別している。

①都市的土地利用ゾーン…荘内地区を中心とする西北地域は都市化のポテンシャルが高く、農地等との調整を図りながら市街地の形成を展開していく。東地区、北央地区では小家族化の進展に伴って世帯数の増加が予測されており、住宅需要に対応する住宅地を現市街化区域内で整備していく。

②農業ゾーン…農地が集中している西北地域と東地域については、食料生産の重要性や農業経営の安定化の観点から、将来的にも農地として保全する。ただし、荘内の一部の農地については、都市的土地利用への転換を図る。

③自然環境保全ゾーン…東部から西部にかけて連坦する山林は、木材生産機能は低いが良好な自然景観の形成、保水機能、災害防止などの面で大きな役割を果たしている。そのため、基本的には自然環境保全ゾーンとして位置づけ、保全・保護を図っていく。

④観光レクリエーションゾーン…深山公園が整備された北央地域、ファミリー層のレジャー拠点となっている南地域を中心に、レクリエーション機能の集積が進みつつある。また東地域では観光開発の計画があるため、これらを観光レクリエーションゾーンとして設定する。

地域別構想では、次のように五つの地域に区分して将来像や整備方針を明らかにしている。

①東地域…▽特性＝本市の東の玄関口、自然・景観に恵まれた地域、漁業・農業が盛ん　▽将来像＝自然との交流・ふれあいのあるまち　▽計画理念＝地域特性を活かしながら新しい交流型の基盤整備を進めることにより、外部からの短期滞在型の人流を促進し、併せて産業おこしと地域住民の雇用の場の確保を図る。

②西北地域…▽特性＝人口の大幅増加と新しい産業の集積が期待される、大規模な優良農地を有する　▽将来像＝都市機能と住環境に優れた快適なまち　▽計画理念＝転入者のための

新しい住宅開発を促進し、これらの住宅開発に対応する商業集積を図ることにより、玉野市の副都心形成を目指す。

③北央地域…▽特性＝市の中心的地域、岡山県の海の玄関口、潜在的な交流人口が多い、過渡期を迎えた商店街　▽将来像＝潤いとにぎわいのある港町　▽計画理念＝中心市街地として新しい交流人口の増加を目指し、ウォーターフロント開発をはじめ市街地再開発等により業務系・商業系機能の集積を図る。

④南央地域…▽特性＝工業の拠点地域、造船業の衰退に伴う都市機能の低下、内陸部では新たに企業団地・住宅団地が整備　▽将来像＝職・住・福祉の調和のとれたまち　▽計画理念＝既存の工業の振興を図るとともに新たな産業の誘致を進めるほか、働く人のための住環境を整備する。また、高齢化社会に対応した玉野市の新しい福祉の拠点としての整備を行う。

⑤南地域…▽特性＝交流人口が多くリゾート開発に期待　▽日比港に面して製錬所等の工業集積、内陸部に工業団地の計画　▽将来像＝ハイセンスなリゾートと閑静な住宅のまち　▽計画理念＝公園・道路等の公共施設を整備し快適な住環境を形成する。海洋性レクリエーションを軸とした観光地の施設整備や機能拡充を図るとともに、その後背地にもリゾート感覚の良好な住宅開発を進める。

玉野市都市計画マスタープラン（二〇一三）　一九九六（平成八）年に策定された前述の都市計画マスタープランが二〇一〇年に目標年次を迎え、また二〇〇七年度に新たな総合計画がスタートしたことを受けて、二〇一三年三月に新しい都市計画マスタープランを策定した。目標年次は一〇年後の二〇二二（令和四）年度である。

前マスタープランに基づく土地利用・都市施設の整備状況は、次のとおりである。

①土地利用（二〇〇六年）

・山林・農地等の自然的土地利用が七七・五パーセント、宅地等の都市的利用が二二・五パーセント。

・宅地の内訳は、住宅六六・八パーセント、商業七・三パーセント、工業二五・九パーセント。

②都市施設の整備状況（二〇一〇年度末）

・都市計画道路…幹線道路二〇路線と特殊街路一路線の計二一路線、総延長四万四九六〇メートルが都市計画決定されている。全体の改良率は八四・七パーセント。

・公園…街区公園二六か所、近隣公園五か所、地区公園一か所、運動公園一か所、風致公園二か所の都市計画決定がなされている。計画決定面積は二五五・八二ヘクタール、供用率は一〇〇パーセント。

・公共下水道…人口普及率は八七・四パーセントで、岡山県平均の六〇・四パーセントを上回っている。

・ごみ処理施設…東西二か所の清掃センターとリサイクルプラザ、一か所の一般廃棄物最終処分場が整備されている。

本マスタープランでは、将来都市像を総合計画と同じ「安心・活力・支えあい～みんなで築く自立都市」とした。また基

本目標として、次の五点を掲げている。①快適に暮らせる身近な生活圏と都市構造づくり、②生活・産業基盤が整った活力ある都市づくり、③瀬戸内海の自然・文化・風土を活かす環境都市づくり、④安全で災害に強い都市づくり、⑤協働による個性を活かした都市づくり。

人口については、前計画において二〇一〇年の計画人口を七万五七〇〇人としていたが、実際には予想以上のスピードで人口減少が進み、同年国勢調査では六万四五八八人であった。本計画では、二〇二二年度における人口を約六万人と想定した。

将来都市構造については、次のように都市機能の集積を目指す五つの拠点、道路等を中心に都市活動を支える二つの都市連携軸、市街地などの土地利用の集団的な空間の形成を目指す五つのゾーンで構成することとし、それぞれについて土地利用の方向性を示している。

・拠点…①都市拠点（宇野港から市役所周辺）、②地域生活拠点（各地域）、③交通拠点（宇野港、ＪＲ宇野駅付近）、④産業拠点（玉・田井地区の臨海工業地域、玉原企業団地）、⑤観光交流拠点（宇野港から市役所周辺をはじめ観光地やレクリエーション地を形成している地区）

・都市連携軸…①広域連携軸（国道三〇号、四三〇号）、②地域連携軸（岡山市・倉敷市や市内各地と連絡している主要地方道や一般県道）

・ゾーン…①市街地ゾーン（市街化区域）、②田園ゾーン（市街化調整区域）、③沿道サービスゾーン（市街化調整区域のうち槌ケ原の県道槌ケ原日比線、国道三〇号の沿道や東高崎の県道倉敷飽浦線沿道の埋立地）、④森林ゾーン（市街化調整区域のうち瀬戸内海国立公園や本市中央部を北東～南西に連なる山地）、⑤海岸ゾーン（瀬戸内海沿岸の海水浴場、宇野港周辺など）

また、都市施設整備、都市環境形成と保全、都市景観形成、都市防災、その他都市整備について基本的な考え方や方針を明らかにするとともに、市民センター単位の一〇地区における地域別構想を記している。

二　市街化区域と市街化調整区域

市街化区域と市街化調整区域　本市における都市計画区域は、二〇二〇（令和二）年四月一日現在、一万二七三ヘクタールで、石島、大槌島を除く全域が都市計画区域に指定されている。市域の全面積一万三五八ヘクタールの九九・二パーセントにあたる。

都市計画区域のうち、区域区分、いわゆる線引きが定められている区域では、市街化区域と市街化調整区域に区分される。一方、区域区分が定められていない都市計画区域は、一般に非線引都市計画区域と呼ばれる。市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び、おおむね一〇年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、開発行為や建築行為は原則として制限

される。ただし、都市計画法上の許可を受けた場合など、一定の要件を満たす場合には建築等が認められる。区域区分は、都道府県が定める都市計画である。

本市を含む岡山県南広域都市計画区域において、最初に区域区分の決定が行われたのは一九七一（昭和四十六）年九月七日のことで、その後五回に及ぶ定期見直しと七回の随時見直しが行われてきた。二〇二一年三月末時点での本市の市街化区域は一七六九ヘクタールである。

地域地区　都市計画区域内では、用途地域、特別用途地域、防火地域・準防火地域、臨港地区などの地域地区を都市計画として定めることができる。地域地区の一つが用途地域で、一三種類に分類される。本市において最初に用途地域を決定したのは一九七三（昭和四十八）年十月十五日で、その後数度の変更を経て、最新では二〇一三（平成二十五）年三月二十九日に変更が行われている。

用途地域以外の地域地区としては、次のものがある。

・特別用途地区…大規模集客施設制限地区、一五三ヘクタール。準工業地域における大規模集客施設の立地を規制する。

・防火地域及び準防火地域…防火地域（二二三ヘクタール）、準防火地域（三三一ヘクタール）

・臨港地区…宇野港（一七三・九ヘクタール）

図表3-3-1は、本市における土地利用の方針を表している。

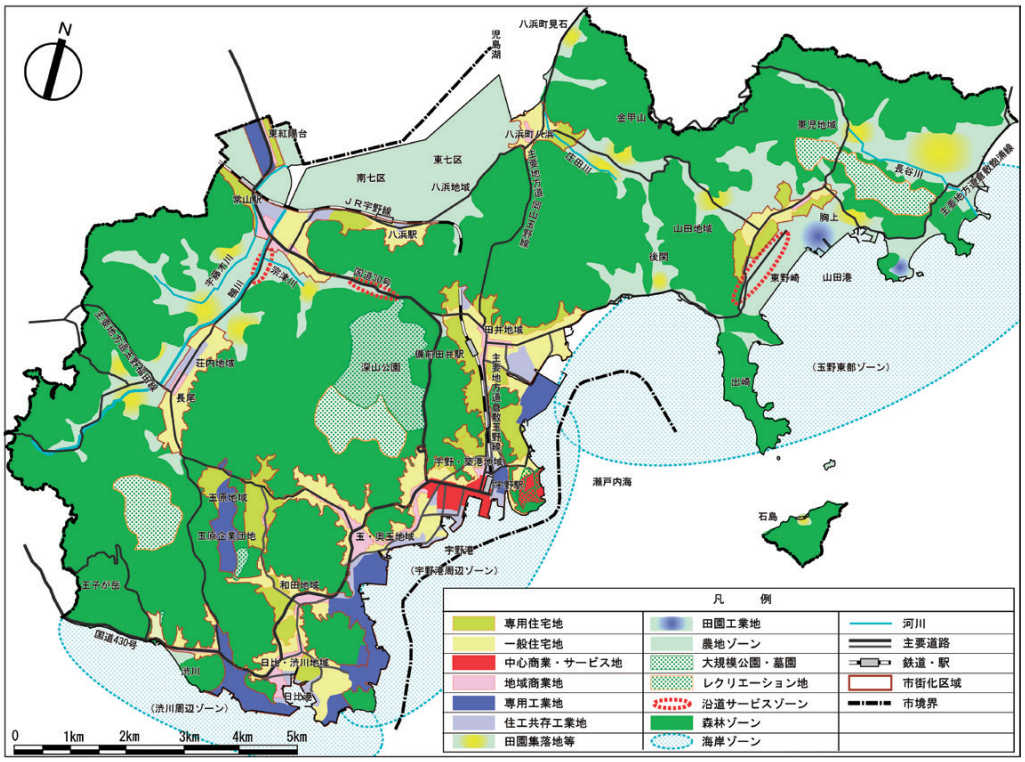

図表3-3-1　玉野市土地利用計画図

第一節 公共交通

一 総論

1 公共交通の概要

公共交通の現況 二〇二四（令和六）年四月現在、本市内を運行する公共交通としては、鉄道（ＪＲ宇野みなと線）、路線バス（両備バス・下電バス）、コミュニティバス（シーバス）があり、これらを補完する交通手段としてデマンド型乗合タクシー（シータク）が運行している。

経済的に結びつきが強い岡山市との間は、鉄道（ＪＲ宇野みなと線）と複数の路線バスが運行している。

宇野港からは、石島との間を結ぶ石島航路のほか、市外への航路として直島に三航路、豊島・土庄に一航路が運航している。

交通結節点等の状況 ほぼ全ての結節点には駅舎や施設があり、屋内で快適に待てる環境にある。ただ、二〇二一（令和三）年十一月に新しく設定された路線バス・シーバス・シータクの乗継ぎポイント「横田口」は、近隣に適切な施設がないため、バス停に屋根・ベンチを設置している。二〇二二年二月に両備バスからシーバスへの路線移管に合わせて設定された停留所「第二野関」については、屋根、ベンチ等が未設置となっている。

宇野駅にはデジタルサイネージ（電子掲示板）が設置されており、路線バス・シーバス・フェリーの時刻表や乗り場案内、観光関連の案内表示などの情報が提供されている。

公共交通の利用促進・情報提供 市や関係機関等により、次のような取組がなされている。

・玉野商工高校の協力によるシーバスの利用促進…クリスマスとバレンタインの時期にシーバスのデコレーションを行ったり、シーバス沿線のグルメ情報をまとめた「すみたまっぷ」を作成して車内広告スペースに掲示したり、「ＪＫシーバスツアー」動画を作成して配信している。

・「バスの乗り方教室」「電車の乗り方教室」の開催…市内小学生を対象とする教室で、年に六校程度で開催している。

・出前講座…シーバスのルート・ダイヤが大幅に改正される際に、荘内地区の高齢者大学などに出向いて出前講座を開催した。



バスの乗り方教室

・「健康たま～るポイント」との連携…シーバス・シータクに乗車するとポイントが付与される「健康たま～るポイント」を導入している。シーバス・シータク、石島航路は片道一回利用で一ポイント。
・運転免許証返納者への情報提供と回数券の配布…玉野警察署で運転免許証を返納する六五歳以上の方に対して、シーバス・シータクで利用できる乗車回数券とシーバス・シータクのルートマップを配布している。

都市計画マスタープランの基本方針　前述の玉野市都市計画マスタープラン（二〇一三（平成二十五）年策定）では、道路・交通施設の整備に関する基本方針として、次の三点を挙げている。

①交通ネットワーク・機能の充実…山陽自動車道等の高速道路への連絡道路の充実などにより他都市との連携を促進する広域交通ネットワークを強化する。都市拠点と地域生活拠点及びその周辺地域を連絡する公共交通網の充実を図る。災害時等に安全な生活を支える道路網の整備を目指す。
②利用者にやさしい公共交通づくり…利便性の向上やバリアフリーの推進により、利用者にやさしい公共交通の確立を目指す。
③港湾施設・環境の整備…宇野港宇野地区において、人流ゾーンとして市民や観光客の回遊・滞在を促進する。宇野港田井地区では、物流ゾーンとして新たな活力の創造を目指す。

2 玉野市地域公共交通計画

第一次計画・第二次計画　二〇一一（平成二十三）年度に、第一次計画として地域生活に即した公共交通体系の見直しを行い、持続可能な公共交通体系を構築することを目的に、玉野市地域公共交通計画を策定した。計画期間は二〇一二～二〇一六年度の五年間である。さらに第二次計画として「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画である「玉野市地域公共交通網形成計画」を策定した。計画期間は二〇一七～二〇二一（令和三）年度の五年間で、基本理念を「元気で安心して暮らせるまち、活気あるいきいきとしたまちを支える公共交通網」とした。この計画に基づいて、次のような取組が進められた。

〈目標1-1　利便性の高い公共交通を維持する〉
・シーバスのルート・ダイヤの見直し…東児・山田方面から深山公園へのニーズを踏まえ、二〇一九年九月より土日祝日のルート・ダイヤを変更。二〇二一年三月に大幅な見直しを実施。
・シーバス・シータク・石島航路の運賃制度の見直し…二〇二一年四月にシータクの運賃を値上げ。
・シータクの効率的な運行の検討…シータク乗り場の追加・見直しを実施。
・周辺市と連携した広域移動手段確保の検討…二〇二〇年四月、岡山市の「ブンタク」が玉野市側の医療施設に停留所を設置し運行を開始。ＪＲ宇野駅・備前田井駅・八浜駅での乗

継ぎに配慮してシーバスのダイヤ改正を実施。

〈目標2-1　利用者の目線に立ったわかりやすい情報提供を行う〉

・宇野駅におけるわかりやすい情報提供ツールの整備…二〇一七年三月、宇野駅に屋外型デジタルサイネージを設置。

・バスロケーションシステムの導入…二〇一七年十二月から二〇二一年三月まで高精度バスロケーションシステム「シーナビ」の実証実験を実施。

・シータク乗り場の情報提供システムの構築…「シーナビ」の機能の一つとして、シーバスの時刻表やシータク乗り場の詳細な情報を提供。

・各種メディアやツールを活用した情報発信…市のホームページ、フェイスブック、広報紙を通じて定期的に情報発信。市の観光や移住定住のパンフレットなどにシーバス・シータクなど公共交通の情報を提供。

〈目標2-2　公共交通のバリアフリー化、シームレス化を推進する〉

・JR宇野みなと線へのICカード導入の研究…二〇一九年三月、JR宇野みなと線七駅に交通系ICカードICOCAエリアが拡大。

〈目標3-1　他事業や関係者との連携を強化し新規利用者を増やす〉

・観光施設や商業施設、学校との連携強化…深山公園の施設や宇野駅の観光案内所にシーバス・シータクのルートマップを掲示。玉野商工高校と連携して新たに導入したシーバス車両のラッピングデザインを検討。

・高齢者の介護予防事業等との連携…健康増進課と連携し、シーバス・シータクに乗車するとポイントが貯まる「健康たま〜るポイント」を実施。外出機会の増加のため、要望のあった地域にシーバスを延伸。

・公共交通や交通安全に関する出前講座の開催…要請があった地域において、公共交通や交通安全の出前講座、要望や問題点等の聞き取りを実施。特にシーバスの大幅改正の際には、荘内地区の高齢者大学（対象者約一五〇人）等において出前講座を実施。

・運転免許返納と連携した利用促進…玉野警察署において六五歳以上の運転免許証返納者に対し、シーバス・シータクで利用可能な乗車回数券とシーバス・シータクのルートマップを配布。

第三次計画　二〇二二（令和四）年六月、前計画の終了に伴い、新たな地域公共交通計画を策定した。計画期間は二〇二二〜二〇二六年度の五年間。前述のように前計画に基づく取組の評価検証を行い、地域公共交通の課題を次の五点に整理した。

①新しい生活様式や施設の再配置、人口減少等を踏まえた公共交通網の見直し　②サービスの持続可能性の確保　③新たな利用者でもスムーズに使い始めることができるサービスへの転換　④アフターコロナを見据えた新たな利用者の開拓　⑤交通分野における新技術の研究・実装

計画の基本理念は、「人と人をつなぎ、〝これからのたまのまち〟を支え続ける地域公共交通」。基本方針としては、①これからのまちづくりとくらしを支える持続可能な地域公共交通、②便利で誰でも使える・使いたくなる地域公共交通、③みんなで共に考え・使い・支える地域公共交通の三点を掲げた。そして、それぞれの基本方針に沿っていくつかの評価指標と目標値を示している。その主なものは次のとおりである。

・基本方針①　▽ＪＲ宇野みなと線市内四駅の一日当たり乗降客数…現況値（二〇二〇年）三九五六人→目標値（二〇二五年）現況値以上　▽市が運営する公共交通サービス（シーバス、シータク、石島航路）の収支率…一七・七パーセント→現況値以上　▽外出する頻度が週一日以下の高齢者（六五歳以上）の割合…現況値以下

・基本方針②　▽シータクを年に一回以上利用した人数…一〇七一人→一二〇〇人　▽市内を運行する乗合バス車両のバリアフリー化率…八六・二パーセント→九〇・〇パーセント

・基本方針③　▽行政による公共交通に関する出前講座の開催回数…二回→延べ一〇回以上　▽沿線関係者等と連携し公共交通を支える取組の数…延べ三件以上

・全体目標　▽市が関与する公共交通サービスの利用者数…九万四〇四九人→現況値以上　▽市の移動手段確保に係る財政負担額…五四八七万一〇〇〇円→六〇〇〇万円以内

二　鉄　道

1　ＪＲ宇野線

沿　革　第一編で記したように、ＪＲ宇野線（愛称：宇野みなと線）が開通したのは一九一〇（明治四十三）年六月十二日のことである。宇野～高松間を結ぶ宇高連絡船も同時就航し、その接続路線として賑わった。一九八八（昭和六十三）年に瀬戸大橋が開通し宇高連絡船が廃止されてからは、玉野市と岡山市を結ぶ都市間輸送としての役割を担っている。一九七〇年以降の沿革は次のとおりである。

一九七〇年六月　宇野線開業六〇周年記念式典が宇野駅で催され、岡山駅～宇野駅間で記念列車運行。

一九七二年三月　山陽新幹線岡山駅延伸に伴って宇野駅発着の昼行優等列車（急行鷲羽（わしゅう）号）が全廃され、新幹線に接続する四国連絡列車として岡山駅～宇野駅間に快速列車の運行が開始される。

一九八〇年六月　宇野線開業七〇周年記念式典が宇野駅で催され、岡山駅～宇野駅間で記念列車運行。

一九八七年三月　岡山駅～宇野駅間を快速列車「備讃ライナー」が運転開始。

四月　国鉄分割民営化により、西日本旅客鉄道（ＪＲ西日本）が運営を継承。

一九八八年四月　瀬戸大橋が開通し本四備讃線が開業したの

に伴い、備讃ライナーが廃止。
一九九四（平成六）年十二月　宇野駅が移転。
二〇〇二年四月　茶屋町駅～宇野駅間の日本貨物鉄道の第二種鉄道事業が廃止。
二〇〇四年八～九月　台風一六号による高潮のため宇野駅が冠水。
二〇一〇年六月　宇野線開業一〇〇周年記念「故郷阿房列車」運転。宇野線・宇高航路一〇〇周年物語きっぷ発売。
二〇一一年四月　東日本大震災の影響で車両保守部品が不足したことにより、日中の列車の間引き運転が実施される。
二〇一六年三月　ラインカラー及び路線記号に愛称名「宇野みなと線」を使用開始。
二〇一九年三月　茶屋町駅～宇野駅間がＩＣＯＣＡの利用エリアとなる。

宇野線利用促進対策協議会　宇高連絡船の就航と同時に開通したという経緯からみても、宇野線は宇高連絡船あってこそ本州と四国を結ぶ大動脈の一部としての機能を果たす存在であった。一九八八（昭和六十三）年四月十日の瀬戸大橋開通が間近に迫る中、宇高連絡船の廃止とともに宇野線の運行縮小も現実味を帯びてきた。そこで、地域住民にとって不可欠な通勤・通学の足を守るため、一九八七年十月九日に宇野線利用促進対策協議会が結成された。本市と灘崎町、直島町の一市二町のほか、関係三二団体が名を連ねた。

同協議会では同月十三日に岡山市の西日本旅客鉄道（株）へ出向き、次のような要望を行った。①通勤・通学時間帯の宇野～岡山間直通便の確保、②通勤・通学時間帯以外の直通快速便の確保、③岡山駅・茶屋町駅における各路線とのスムーズな接続、④茶屋町駅での平面乗換え、⑤宇野線の複線化・スピード化。

また、関係各団体へも同様の要望活動を展開したほか、市民に向けて利用促進の啓発活動を実施した。こうした取組もあって、一九八八年九月のダイヤ改正では、宇野～岡山間上下各二九便のうち直通便が一一便から一四便に増えるなど、利便性が高まった。

現　況　二〇二四（令和六）年十二月現在、岡山方面から宇野駅までの下り列車は一日二三便運行しており、うち一二便は岡山駅～宇野駅の直通列車、一一便は茶屋町駅発である。宇野駅から岡山方面までの上り列車は同じく一日二三便で、うち岡山駅までの直通が一三便、茶屋町止まりが一〇便である。

岡山駅～宇野駅間（三二・八キロメートル）の所要時間は、最短で四五分である。岡山駅から久々原駅までは瀬戸大橋線を兼ねているため一部複線化されているが、久々原駅～宇野駅間は単線となっている。

2 宇野線の各駅

概　要　岡山駅から宇野駅までの宇野みなと線一五駅のうち、本市に位置するのは常山駅、八浜駅、備前田井駅、宇野駅の四駅である。このうち、八浜駅と宇野駅は一九一〇（明治四十三）

図表３−３−２　宇野みなと線市内４駅の１日平均利用者数の推移

＊各年度

駅　名	種別	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
宇野駅	定　期	1,320	1,246	1,197	1,219	1,186	1,154	1,111
	定期外	1,404	773	587	581	569	552	538
備前田井駅	定　期	21	17	23	35	67	96	118
	定期外	34	33	31	33	45	48	54
八浜駅	定　期	452	490	514	534	506	483	470
	定期外	133	102	87	83	75	67	62
常山駅	定　期	187	212	215	230	219	251	262
	定期外	66	39	41	43	37	41	46

駅　名	種別	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
宇野駅	定　期	1,072	1,003	1,007	1,007	994	1,023	1,053
	定期外	496	512	521	492	476	455	453
備前田井駅	定　期	123	134	124	142	143	154	159
	定期外	55	66	69	75	74	78	76
八浜駅	定　期	483	474	469	468	460	465	462
	定期外	64	72	74	70	80	80	75
常山駅	定　期	277	296	297	302	314	314	310
	定期外	49	62	72	72	91	94	93

駅　名	種別	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
宇野駅	定　期	1,085	1,053	1,007	998	961	886	839
	定期外	438	404	402	390	384	386	400
備前田井駅	定　期	161	168	160	172	171	174	186
	定期外	71	66	64	65	63	61	62
八浜駅	定　期	428	397	397	371	399	398	396
	定期外	72	56	57	52	52	53	53
常山駅	定　期	325	331	330	296	307	289	286
	定期外	85	67	73	71	72	67	67

駅　名	種別	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
宇野駅	定　期	803	769	775	779	770	795	775
	定期外	400	382	423	397	405	451	413
備前田井駅	定　期	181	178	176	187	199	210	206
	定期外	62	59	60	61	66	67	67
八浜駅	定　期	369	357	388	412	392	379	346
	定期外	49	50	49	46	47	50	48
常山駅	定　期	295	292	305	297	300	332	339
	定期外	68	65	68	70	76	78	77

駅　名	種別	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
宇野駅	定　期	812	799	800	802	828	741	732
	定期外	435	491	446	430	481	234	257
備前田井駅	定　期	228	239	246	246	244	204	193
	定期外	74	74	72	71	75	44	51
八浜駅	定　期	377	385	382	383	362	365	356
	定期外	50	52	52	52	57	41	42
常山駅	定　期	364	382	382	368	349	291	304
	定期外	80	82	81	84	86	58	65

＊降車含まず



宇野駅



備前田井駅



八浜駅



常山駅

瀬戸内国際芸術祭　エステル・ストッカー「JR 宇野みなと線アートプロジェクト」

年六月十二日の宇野線開通と同時に開業した。常山駅と備前田井駅については、一九三九（昭和十四）年一月一日に開業した。この二駅はその後、一九四〇年十一月一日にいったん営業を休止し、戦後の一九五〇年十一月十五日に営業再開している。

図表3-3-2は宇野みなと線玉野市内四駅における一日平均利用者数（乗車のみ）の推移を示している。

宇野駅周辺整備　本市は一九九〇（平成二）年度に、国・県・国鉄清算事業団・JR西日本の参画を得て宇野駅周辺総合整備計画を策定した。瀬戸大橋の開通に伴い、宇野駅及び宇野港にとって本州と四国を結ぶ交通の要衝としての機能が著しく低下したことから、その周辺地域についてもその影響が及ぶことが懸念された。そこで、新たな位置づけのもとで宇野駅周辺地域の一体的・計画的な整備を図ろうとするものである。計画の対象地域は宇野駅とその周辺部約一四〇ヘクタールで、「これからの玉野市が目指す海洋遊住都市としての発展における中心的・先導的役割を果たす拠点」として、この地域を位置づけた。計画の概要は次のとおりである。

・土地利用構想…▽複合拠点空間　▽遊空間　▽港湾機能空間　▽既存商業中心空間　▽既存行政生活サービス中心空間　▽ニュービジネス空間　▽多住空間

・開発区域の施設計画…宇野駅東側の国鉄清算事業団用地を中心とした同駅周辺を開発区域と位置づけ、次のような整備を行う。▽都市計画道路築港田井線及び宇野玉線の整備　▽多目的プロムナードの整備　▽大規模遊空間の整備

・事業化に向けた役割分担…▽都市計画事業＝玉野市　▽港湾整備事業＝岡山県　▽大規模遊空間の整備（スペイン村など）＝民間

同計画の一環として、宇野駅の移転新築も行われた。一九九〇年三月には、前年四月の宇高連絡船廃止後も残されていた連絡船桟橋と可動橋が撤去。一九九三年度に駅舎の移転に着手し、旧駅舎の北側で新駅舎の建設を進め、一九九四年十二月三日に新駅舎の供用を開始した。これにより、宇野線の営業距離は〇・一キロメートル短縮された。新駅舎は茶色と白を基調として、オレンジ色の瓦屋根や深緑色の窓枠など南欧風のデザイン。身体障がい者用のトイレも整備された。

翌一九九五年一月には旧駅施設（駅舎、列車ホーム、ホーバークラフト乗り場）が解体撤去されるとともに、跡地周辺の再開発工事が始まった。



旧宇野駅舎

三　ありし日の玉野市電

概　要　玉野市電は、正式には玉野市電気鉄道といい、軌道法による路面電車ではなく地方鉄道法による鉄道である。宇野駅と玉遊園地前駅を結ぶ総延長四・七キロメートルの路線で、一九五三（昭和二十八）年四月五日に開業し、一九七二年四月一日に廃止された。宇野駅から延びていた三井造船所の工場への引込線を有効活用する形で、備南電気鉄道株式会社が開業し、後に本市に運営を移管したものである。

沿　革　一九三七（昭和十二）年の日中戦争勃発の頃から、本市の三井造船所は活況を呈し、海軍管理工場として設備の拡張が続いた。それにつれて従業員も増大し、膨大な数の通勤者の足を確保する必要に迫られた。また、資材の運搬にも便利であることから鉄道の敷設が計画され、特殊専用側線として建設が決まった。工事は一九四四年に着工され、ほとんどの路盤と玉駅の貨物ホーム、トンネル三か所のうち二か所が完成したが、一九四五年八月の敗戦により工事は中断した。

玉野市は戦後、引込線を市が借り受けて電車を走らせる計画を立て、鉄道省への申請も済ませたが、負債に苦しんだ三井造船が引込線のレールを売却してしまったため、計画はいったん立ち消えとなった。引込線の路盤は、しばらくの間道路として使われていた。

その後、一九五〇年四月に岡山県出身の星島二郎代議士を社

長とする備南電気鉄道株式会社が設立された。本市も出資し、同社の株の四割を保有した。同社は宇野～水島間三一・四キロメートルの区間に鉄道を敷設し、一日二四往復の電車を走らせる計画を立て、認可を受けた。その一部区間で引込線を利用することとし、宇野～玉間三・五キロメートルを着工。資金難のためたびたび工事が中断し、玉野市と三井造船からの援助も受けながら、一九五三年四月五日に同区間が開通した。

ただ、経営状況は芳しくなく、一九五五年一〇月には打開策として繁華街玉橋（開通後玉駅）まで〇・二キロメートルの区間を延伸したものの、好転することはなかった。結局、備南電鉄は一九五六年三月二十四日に解散し、事業を市に移管して、玉野市電気鉄道となった。

市は移管後、県下随一の海水浴場がある渋川まで延伸することで増収を図ろうと、五〇〇〇万円の起債を申請し許可を受けた。計画はたびたび変更され、一九六〇年八月に玉～玉遊園地間一・〇キロメートルが開業したが、これ以降の延伸は実現しなかった。このほか、宇野から児島湾締切堤防を経て岡山市清輝橋に至る二二・二キロメートルの区間を建設する計画も立てられたが、自動車の普及が進む中で立ち消えとなった。

玉～玉遊園地間が開通した一九六〇年は、宇野～玉間の新県道が開通した年でもあった。その後も道路の整備が進み、それに伴ってバス路線の充実が図られたことから、市電はバスとの競争に後れをとることとなった。市の中心が玉から次第に宇野地区へ移っていったことも、市電の利用者減少に拍車をかけた。

市では赤字対策として、動力変更により経費を削減することとし、気動車四両を譲り受けると同時に電車三両を売却した。一九六四年十一月から気動車の使用を開始し、当初は昼間に気動車、朝夕は電車による運行を行っていたが、十二月には全面的に気動車に転換した。気動車の利点としては、人件費や物件費の削減のほか、停電日でも運休しなくてよい、電気関係施設の作業が不要となる等があった。その一方で、ドアが自動から手動になり、車両の床が高く乗りにくいなど不便になった面もあった。

一九六六年三月の市議会定例会において、井上市長は財政難のため市電を廃止する意向を表明した。これに対して利用者からの反対運動が起こり、後処理をめぐる問題もあったため、結論はしばらく先送りにされた。しかし一九六八年頃になると、市電廃止問題は政治的・社会的問題としてクローズアップされるようになり、市長は改めて「一部の利用者のために多くの血税を注ぎ込むのは不公平」「市電の踏切が自動車の交通を阻害している」と廃止を主張した。

これに対して市議会は、特別委員会を設置して審査に乗り出した。一部の議員や地元住民を中心に反対の声が上がり、署名や請願も行われた。その間も経営難は深刻化し、一九七〇年度は二五一九万九〇〇〇円の赤字。それまでに市の一般会計から電気鉄道事業へ二億四九三五万四〇〇〇円を繰り入れたが、なお累積赤字は七五四九万八〇〇〇円に上った。

そのため、市電に代わる市民の足を確保した上で廃止すると

いう方向性が定まり、両備バスによる代替輸送、増便の見通しがついた一九七一年九月市議会で、市営電鉄廃止条例案の提案がなされた。条例案は九月三十日の本会議において可決成立した。廃止後の跡地利用についても大部分が了承され、運輸省への廃止申請を行い、一九七二年二月に許可が下りたことから、同年三月三十一日の終日無料運転を最後に、玉野市電は廃止された。

線路跡については、宇野駅乗り入れ部分と三井造船所付近を除いて大部分が歩行者自転車専用道に、河中を行く部分は市営駐車場に転用されている。

玉野市電保存会　玉野市電保存会は二〇〇五（平成十七）年七月六日、玉野市電の車両を保存することを目的として結成された。保存の対象となったのはモハ１０３号という車両で、一九五三（昭和二十八）年の開業当時から走行していた。しかし、前述のとおり動力の変更により電車から気動車に転換したため、一九六五年に香川県の琴電に売却され、琴電７６０号となった。

琴電入り当初は琴平線で運転され、一九六七年に貫通扉を取り付けたのち、他車との併結を可能にするため、一九七四年に制御器をＨＬ制御器に置き換えた。同年から一九七六年にかけて長尾線・志度線に転属。二〇〇四年三月に整備を受け、塗装もクリームに茶色というシックな色になった。そして二〇〇六年八月二十五日に最後の営業運転を行い、九月初旬に引退した。

この車両の保存活動は、二〇〇四年に鉄道ファンの玉野市民が、かつて玉野市電を走っていた車両が新しく塗装されたことを知り、撮影に出かけたことに始まる。彼は琴電に問い合わせ、いずれ引退することになると聞かされたことから、引退後の７６０号を本市に里帰りさせようと考えた。二〇〇五年五月には、市民グループ「バンザイ玉野」主催で「琴電７６０号とさぬきうどんツアー」を開催し、二四人が参加した。そのメンバーなどによって七月に保存会が設立され、九月には玉野市電廃線跡ウォーク、二〇〇六年二月には展示会「懐かしの玉野市電と玉野の交通」を開催するなど、７６０号里帰りの機運を盛り上げていった。

同年三月には本市と保存会との間で、保存場所をすこやかセンターとすることでほぼ合意に達した。保存会では、募金活動のためステッカーなどのグッズも製作した。７６０号が最後の営業運転を行った後、九月にはすこやかセンターで起工式を行い、保存会のメンバーが線路と枕木を敷設した。そして同月二十三～二十四日に高松から玉野への車両の輸送を行い、十月二十二日に里帰り記念式を催した。

保存会の主な活動としては、次のようなものがある。

①車両の一般公開…原則として月に一回、車内公開を実施している。午前一〇時から正午までで、雨天の場合は中止。運転席にも入ることができ、通常は取り付けていないブレーキハンドル、逆転ハンドルも取り付けている。公開日以外の日も、外からの見学はできる。

②玉野市電まつり…毎年秋に開催している。車内公開や資料展





玉野市電
（上：市電・市民会館　昭和42年12月　下：玉駅　昭和39年４月）

示のほか、岡山電軌鉄道の協力を得てミニ電車を運行したり、プラレールコーナーを設けたり、ペーパークラフト教室を開催するなど、毎年工夫を凝らしている。これまでは車両を保存しているすこやかセンターで開催していたが、二〇二四（令和六）年については両備バス玉野営業所に会場を移し、「玉野市電とバスまつり」として開催した。車両の公開のほか、バス廃線跡めぐり、市電・鉄道グッズ作成教室などが行われた。

③車両のメンテナンス…塗装膜を長持ちさせるため、おおむね二年に一度ワックスがけをしている。また、車両公開の日には車内清掃を行い、ときどきは床にもワックスを塗っている。

四　バス

1 路線バス

沿　革　一九七三（昭和四十八）年三月の玉野市総合計画策定時点では、両備バス及び下電バスの二社の運行により、三三系統路線に九二の停留所があり、一日平均一万一〇〇〇～一万二〇〇〇人の利用者があった。特に利用者の多い路線は渋川・岡山線で、市内路線では宇野～渋川間の利用が多かった。前年の一九七二年四月には、三月末で廃止された玉野市電を利用していた市民の利便に供するため、両備バスが大幅な増便を行っていた。

当時はまだ利用者数が増加傾向にあり、住宅開発の進んでいる玉原地区や和田五丁目～六丁目のバス路線、スポーツセンター深山公園地区のバス路線、藤井海岸廻りのバス路線など市内循環交通の必要性が高まっていた。しかし一九八六年三月策定の新玉野市総合計画（第四次）では、「近年、モータリゼーションの発展に伴い、利用客の減少から一部路線によっては定期バスの存続が危ぶまれている状況である」と記されている。

一九九〇（平成二）年六月の新玉野市総合計画（第五次）策定時点では、バス路線はＪＲ宇野駅を中心に岡山駅方面一一〇便、児島駅方面八〇便、倉敷駅方面一〇便及び市内線五八便の主要四系統が運行していた。このほか、一九八八年九月から玉野～岡山間に特急バスが二三便、一九九〇年三月からレジャー

路線バスとしてファンシーランド線が日曜祝祭日に一八便の運行を開始した。

現　状　二〇二二（令和四）年時点での路線バスの運行状況は、次のとおりである。

①両備バス

・玉野渋川特急線…起終点＝岡山駅～ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル・おもちゃ王国、平日運行便数＝上り二七便・下り二七便

・玉野市役所線…岡山駅～玉野市役所前、上り八便・下り五便

・岡山駅渋川線…岡山駅～深山公園入口・宇野駅・渋川三丁目、上り二便・下り二便

・西高崎・三井線（西高崎～日の田正門）…西高崎～日の田正門・三井E&Sマシナリー前、上り一便・下り一便

・荘内・渋川線…岡山駅～荘内支所前～玉原～渋川三丁目、上り九便・下り九便

・宇野駅・荘内線…岡山駅～荘内支所前～玉原～宇野駅、上り五便・下り五便

・新道渋川・王子が岳線…玉野営業所・宇野駅～三井玉原・渋川三丁目・王子が岳登山口、上り八便・下り八便

・小串・鉾立線…岡山駅～鉾立、上り六便・下り六便

・上山坂線…岡山駅～宇野駅・玉野市民病院入口、上り五便・下り八便

・藤井海岸渋川線…宇野駅～渋川三丁目、上り一便・下り三便

玉野渋川特急線は、宇野駅～岡山駅間を約一時間で結んでいる。新道渋川・王子が岳線は、王子が岳登山口バス停で下電バスの王子が岳線と接続し、児島方面への移動を担っている。

②下電バス

・王子が岳線…児島駅～宇野駅、上り一便・下り一便（土日祝のみ）。年間利用者数は、二〇一九年度まで年間二〇〇万人程度で推移していたが、二〇二〇年度はコロナ禍の影響で約一二〇万人と大幅に落ち込んだ。また、二〇二二年二月から企業団地線（宇野駅～横田口）がシーバスに移管された。



路線バス（王子が岳）

2 シーバス

シーバスの運行開始　前述のように、モータリゼーションの発達に伴って路線バスの利用者は減少し、一九九〇年代になるとバス会社は少しでも採算性を確保するためやむなく減便や一部路線の廃止などの対策をとるようになった。その一方で、高齢化社会がますます進展するなか、高齢者や子どもたちをはじめとする交通弱者の足を確保する必要性が高まっていた。こうし

たニーズに応えるには、民間事業者だけに公共交通を委ねることは困難な時代に入っていた。

一九九七（平成九）年六月の市議会定例会では、山根市長が一般質問に答えて次のように述べている。

「特に幹線道路から離れた地区や空白バス路線区域の住民から高齢者や子供たちの市内移動や病院、買い物、また公共施設利用の点から強い要望や意見がございまして、これらを踏まえて高齢者をはじめ交通弱者や交通の空白地帯の住民の足を確保、さらに地域間交流の促進といった観点から循環バスなどの生活密着型の新しい交通形態を検討する必要があるのではないかと思っております。（中略）市民生活に密着した利便性の高い交通環境の形成を図るため循環型のコミュニティバスを運行させることが可能かどうか、現在調査研究をしておりますが、これにあわせてバスにこだわらず他の交通手段につきましても研究してまいりたいと考えております。」

シーバスは一九九九年度にコミュニティバスの運行を開始すべく、同年一月二十二日、市は両備バス（株）との間で「玉野市コミュニティバス事業の実施に関する基本協定」を締結し、それ以前に運行していた無料の福祉バスを廃止し、同年八月一日から運行を開始することとなった。

このコミュニティバスの愛称はシーバスと決定した。運行ルートについては東西二ルートで、左回り、右回りそれぞれ四便、合計で一日一六便の運行となった。乗合バスの料金は一律二〇〇円（子ども・障害者などは一〇〇円、六歳未満無料）とした。こうして、一九九九年八月一日からシーバスの運行が始まった。

新公共交通　シーバスの運行開始から一〇年が過ぎた二〇一〇（平成二十二）年度、本市ではより便利な公共交通システムを作るため、市民・交通事業者・学識経験者などからなる「玉野市地域公共交通会議」を設置し、話し合いを重ねた。二〇一一年十月には、無作為抽出した市民三〇〇〇人に加え、民生委員、単位老人クラブ会長、石島在住の市民を対象に、日ごろよく利用する施設や公共交通に対する要望・満足度などのアンケート調査を行った。また、病院・スーパーなど目的地となる施設、バス・タクシー会社には聞き取り調査を実施した。

こうした取組の背景には、シーバスの利用者が減少している現実があった。この仕組みを維持するため、市は年間六〇〇〇万円を負担していた。また、シーバス以外の路線バスは減少していった。

アンケートの結果を見ると、バスを全く利用しない人が五九・四パーセントに上った。シーバスをめぐっては、「バス停までの距離が遠い」「道路勾配がきつくバス停まで歩けない」「目的地まで時間がかかりすぎる」「東・西ルート、左・右まわりなど行き先がわかりにくい」といった声が上がっていた。

玉野市地域公共交通会議では、こうした市民の声などを踏まえ、二〇一一年度中に次のような方向性を打ち出した。

①交通不便地域を解消するとともに、シーバスが利用しにくい


玉野市地域公共交通会議

といった声に応えるため、デマンド型乗合タクシーを導入する。②非効率な公共交通体系を改め、シーバスを市役所や病院など拠点となる施設を往復する路線に転換する。

そして二〇一二年七月一日から、この二点を柱とする新公共交通がスタートした。

沿　革　シーバスの運行開始からの主なできごとは次のとおりである。

シーバスは、一九九九（平成十一）年八月に運行開始し、利用者が二〇〇三年までは増加傾向であったもののその後減少し、二〇一一年には、利用者低迷から廃止の議論が行われていた。その後は以下の経緯をたどった。

・二〇一二年七月一日　新公共交通スタート。乗合タクシー（シータク）の運行開始、シーバスは拠点となる施設を往復する路線に転換し運行本数を増やす。

・二〇一三年四月一日　シータク運行を踏まえシーバスの運行ルート・ダイヤ改正。シーバス全路線が日赤玉野分院経由に。

・二〇一五年二月　玉野商業高校生徒がバレンタイン仕様にデコレーションした車両が走行。

・二〇一九（令和元）年九月一日　ルート・ダイヤ改正。荘内小学校のバス通学児童の増加に対応し、平日は深山～すこやか線の第一便を荘内地区に延長運行。

・二〇二一年三月十六日　ルート・ダイヤが大幅に改正。鉾立、八浜、和田、日比などの新ルートを設定。平日のみ、現在のシーバスに加えて一三人乗りの小型バスが新ルートを走行。

シーバスの現状　市との協定に基づいて両備バスが運行している。市は運行経費から運賃収入等を差し引いた金額を補助金として交付している。運賃は一乗車につき、大人（中学生以上）二〇〇円、小児（小学生）一〇〇円、幼児（小学校入学前）同乗者一人につき一人無料、乳児（一歳未満）無料。障がい者手帳及びおかやま愛カードの提示者は五割引。

二〇二四（令和六）年十二月時点でのシーバスの路線は平日は四五便、土日祝二〇便である。

図表3-3-3は、シーバスの年間利用者数の推移を示している。


デコレーション車両

図表３-３-３　シーバス年間利用者数の推移

単位：人

年　度	1999	2000	2001	2002
利用者数	45,572	80,968	89,498	95,315

年　度	2003	2004	2005	2006
利用者数	99,919	92,996	94,620	92,927

年　度	2007	2008	2009	2010
利用者数	82,570	79,289	73,096	71,129

年　度	2011	2012	2013	2014
利用者数	68,242	55,060	59,331	63,860

年　度	2015	2016	2017	2018
利用者数	66,794	64,677	69,020	68,878

年　度	2019	2020	2021	2022
利用者数	70,662	62,164	63,734	84,201

年　度	2023	2024
利用者数	78,968	76,095

＊1999年度は８月～３月の８か月間。

五　タクシー

1　タクシー会社

二〇二四（令和六）年十二月末現在、市内では四社が営業所を有している。社名は次のとおりである。

・旭自動車（株）
・下電観光バス（株）玉野営業所
・双葉タクシー（株）
・（有）高野タクシー

2　乗合タクシー（シータク）

概　要　前述したように、シーバスの運行開始から一〇年を経て改めて公共交通のあり方を検討する過程で、デマンド型乗合タクシー「シータク」の導入が決まった。シーバスを市内循環型から主要拠点の往復に転換し、周辺地域についてはシータクでカバーするという考え方である。二〇一二（平成二十四）年七月一日から運行を開始した。

沿　革　シータクに関するできごとは次のとおりである。

二〇一二（平成二十四）年六月　運営テストを兼ねて試乗会を開催
二〇一二年七月一日　運行開始。すこやかセンターで出発式
二〇一三年一月十一日　シータクの愛称採用者に記念品贈呈。公募で九九件の応募の中から採用
二〇一九年四月一日　運賃を改定。一乗車二〇〇円を三〇〇円に引上げ

シータクの現状　シータクの運行は、市との協定に基づいて市内のタクシー事業者三社が、四つのエリアに分けて行っている。市は運行経費から運賃収入等を差し引いた額を補助金として交付している。各エリアの運行車両は次のとおりである。セダン型は定員四～五人、ワゴン型は定員九人。

①玉原・和田・日比エリア…セダン型二台
②荘内・八浜エリア…セダン型一台、ワゴン型一台
③山田・東児エリア…ワゴン型一台
④田井・中央・玉エリア…セダン型一台

エリアごとに、七時から一八時まで一時間ごとに一便、一日一一便を、年末年始を除き毎日運行。利用方法は、乗車希望時間帯の一時間前まで（七時便・八時便・九時便は前日一七時まで）にコールセンターに電話で予約する。乗降は指定の乗り場で行う。運賃は、当初は一乗車二〇〇円であったが、二〇一九年四月から一乗車三〇〇円に改定された。六五歳以上、一六歳未満、高校生、障がい者及び重度障がい者の付添者は二〇〇円、六歳未満は大人同乗で一人まで無料。

図表3-3-4は、シータクの年間利用者数の推移を示している。二〇一九（令和元）年度に利用者が減少しているのは、主に運賃の値上げによる影響と考えられる。二〇二〇年度から二〇二一年度にかけて大きく減少しているのは、コロナ禍による影響である。



シータク車両



シータク乗り場

図表3-3-4　シータク年間利用者数の推移

単位：人

年　度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
利用者数	27,588	48,924	52,899	52,836	52,703	50,799	54,011	42,265	30,860

年　度	2021	2022	2023	2024
利用者数	30,315	32,414	32,373	33,365

＊2012年度は７月～３月の９か月間。

六　航路

1　宇野高松航路（宇高連絡船・宇高国道フェリー・四国フェリー）

宇野～高松間を運航する宇高連絡船は、瀬戸大橋の開通まで本州と四国を結ぶ大動脈であった。その前身は一九〇三（明治三十六）年三月、山陽鉄道（株）が設立した山陽汽船（株）によって開かれた岡山～高松間の航路と尾道～多度津間の航路である。その後、一九〇六年に鉄道が国有化されたのに伴い、両航路も国鉄の航路となった。一九〇九年には宇野港築港が竣工した。

一九一〇年六月十二日、国鉄宇野線の開通と同時に宇野～高松間の航路が開かれ、岡山～高松間を運航していた玉藻丸、尾道～多度津間を運航していた児嶋丸（いずれも二二四トン）が就航した。当時の運賃は、三等が三〇銭、二等が五〇銭、一等が八〇銭であった。岡山～高松航路は、岡山で一度船を乗り換える必要があったが、宇高連絡船はその手間がなく、宇野駅と高松駅の

間を直接結ぶことになった。

一九一七（大正六）年五月には、一回り大きい中型連絡船・水島丸（三二六トン）が就航した。その後も宇高連絡船の乗船客は増え続け、客を積み残すこともあった。貨物も年々増えていた。そこで一九二三年六月から七月にかけて、山陽丸、南海丸という二隻の快速船が就航した。翌年には、玉藻丸、児嶋丸を瀬戸内連絡急行汽船（株）に売却している。

昭和のはじめ頃から、阪神向けの野菜や果実の滞荷が目立つようになった。その対策として、一九二九（昭和四）年十一月に第一宇高丸、一九三四年に第二宇高丸が就航し、貨車航送を始めた。一九三七年には第一宇高丸が聖川丸と衝突して沈没し、一九四三年には南海丸が座礁して沈没する事故もあった。戦後の一九四七年には、第二宇高丸が第三関門丸と衝突、沈没した。

同年から翌一九四八年にかけては、戦後復興とともに輸送需要が高まることを見越して、一五〇〇トン級客載車両渡船の紫雲丸、眉山丸、鷲羽丸が相次いで就航した（紫雲丸は一九五五年五月十一日、同じ宇高連絡船の第三宇高丸と衝突して沈没し、修学旅行の小学生ら一六八名が死亡）。その後、高度経済成長とともに旅客輸送量、貨物輸送量は増加の一途をたどり、一九五九年には旅客数が四〇〇万人、一九六〇年には五五〇万人に達した。鉄道輸送網の発達も目覚ましく、宇高航路の輸送力ひっ迫状況に対応するため、一九六一年には日本初の自動化船・讃岐丸（一八二九トン）が就航した。続いて一九六六年には、新鋭自動化大型船の伊予丸（三〇八三トン）と土佐丸（三〇八二トン）が就航、一九六七年には阿波丸（三〇八二トン）が就航した。一九七四年には讃岐丸を第一讃岐丸と改称し、二代目の讃岐丸（三〇八八トン）が就航した。一九七二年には、「海の新幹線」と呼ばれるホーバークラフト・かもめが就航。これまで約一時間かかっていた宇野～高松間をわずか二三分で結んだ。

宇高航路における旅客輸送のピークは一九七四年度の八二七万人、貨物輸送のピークは一九七一年度の三七七万トンであった。運行便数についても、最も多かったのは一九七二年三月から一九七三年十月までの一日二八往復で、一九七〇年代前半が宇高連絡船の黄金期であったと言える。その後、徐々に運航便数が減っていき、一九八四年二月には一日一四往復となった。

本州四国連絡橋児島・坂出ルート（瀬戸大橋ルート）が内定したのは、一九七七年四月のことであった。翌一九七八年十月には着工式が行われ、工事は着々と進行していった。瀬戸大橋の開通に伴う宇高連絡船の廃止や宇野港の衰退といった懸念が現実のものとして差し迫る中、宇野港開港五〇周年を迎えた一九八〇年には宇野港再開発促進期成会が設立されるなど、架橋後を見据えた動きが活発化していった（後述）。

一九八八年四月十日、足かけ一〇年にわたる工事を終えて瀬戸大橋が開通し、ＪＲ四国による瀬戸大橋線が開業。これに合わせて、高松～宇野間の連絡船は四月九日に運航を終了した。同日夜、宇高連絡船終航式が宇野桟橋で催され、サヨナラの大

合唱の中、〇時五分発の伊予丸が最後の航海に旅立った。高速艇は運航を継続したが、利用者の大幅な減少に伴い、一九九〇（平成二）年三月末をもって終航となった。

ただフェリーについては、有料自動車道としての瀬戸大橋の通行料金が割高に設定されていたため、開通後も需要はそれほど減らないと楽観視されていたが、宇高国道フェリー（一九六一年設立）は、利用者の減少に伴い二〇一二年十月十七日をもって運航を休止した。

また、四国フェリー（株）（一九五六年設立）は、二〇一九（令和元）年十二月十六日をもって宇高航路の運航を休止した。



宇高連絡船　終航式の様子

2 宇野小豆島航路（小豆島豊島フェリー）

一九七六（昭和五十一）年五月に小豆島フェリー株式会社が設立され、二〇二四（令和六）年度現在、フェリーと旅客船が次のとおり就航している。

・フェリー（フェリーてしま）…宇野港～豊島（家浦港、唐櫃港）～小豆島（土庄港）間を一日三往復運航しているほか、宇野港～豊島（家浦港）間を一日一往復している。宇野港～小豆島間の所要時間は約一時間半、宇野港～豊島間は約四〇分である。

・旅客船（みらい）…宇野港～豊島（家浦港、唐櫃港）～小豆島（土庄港）間を一日三往復運航しているほか、宇野港～豊島（家浦港）間を一日一往復、小豆島（土庄港）↓豊島（唐櫃港、家浦港）間を一日一便運航している。宇野港～小豆島間の所要時間は約一時間、宇野港～豊島間は約二五分である。

3 宇野直島航路（四国汽船）

宇野港と直島を結ぶ航路については、四国汽船株式会社（一九五八（昭和三十三）年設立）が運航を行っている。

二〇二四（令和六）年度現在、宇野直島航路の運航状況は次のとおりである。

・宇野港～直島・宮浦港…フェリー一日一三往復（所要時間約二〇分）、旅客船一日三往復（約一五分）

・宇野港～直島・本村…旅客船一日五往復（所要時間約二〇分）

・宇野港～直島・風戸…フェリー一日八往復（所要時間一五分）

※一般旅客は乗船不可

図表３−３−５　石島航路の利用者数の推移

単位：人

年　度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
利用者数	352	1,996	1,890	1,909	1,474	1,398	1,025	1,068	1,160

年　度	2023	2024
利用者数	1,011	1,140

＊2014年度は１～３月の３か月間。

図表３−３−５は、石島航路の利用者数の推移を示している。二〇二〇（令和二）～二〇二一年度はコロナ禍の影響もあり、利用者数が大きく落ち込んだ。

4 石島航路

石島に居住する本市民の生活の足を確保するため、二〇一五（平成二十七）年一月から宇野港～石島港間の運航を開始した。運航事業者は株式会社川西マリンサービスで、一日当たり宇野港発二便、石島港発三便を予約制で運航している。土日祝は運休。市は運航経費から運賃収入等を差し引いた金額を、同社に補助金として交付している。



石島航路の船

資料：㈱川西マリンサービス

第二節 道路・橋梁

一 道路

1 総論

概　要　本市の道路網の骨格を形成しているのは、本市と岡山市方面を結ぶ国道三〇号、海岸沿いを通り瀬戸中央自動車道児島インターチェンジ（ＩＣ）を経て倉敷市・水島方面へ連絡する国道四三〇号、そしてこれらの国道と接続する四つの主要地方道、一般県道六路線である。

図表３−３−６は、都市計画道路の一覧である。幹線街路二〇路線、特殊街路一路線の計二一路線、総延長四万四九六〇メートルが計画決定されている。二〇一〇（平成二十二）年度の時点で、全体の改良率は八四・七パーセントと、岡山県平均の五六・九パーセントを大きく上回っている。

沿　革　市内の道路に関する一九七〇（昭和四十五）年以降の主なできごとは次のとおりである。

一九七〇年　▽田井地区都市計画街路が完成。延長二七五メー

トル、幅一六メートル

一九七二年　▽国道三〇号秀天橋南側の拡張工事が完成。幅一九メートルの中央に分離帯、両側に歩道を設置し、四車線に

一九七三年　▽一定の条件を満たした私道の整備に対する補助制度を創設　▽本市初の歩行者専用道が開通。都市計画道路築港・三井線の一部で、旧市電広潟駅から宇野八丁目国道三〇号との交差点まで延長九六五メートル、幅四メートル

一九七四年　▽都市計画街路宇野・渋川線の中山トンネルが完成。全長二〇〇メートル、高さ七・四六メートル、幅一四メートル　▽築港・三井線に歩行者自転車専用道が完成。旧市電敷地跡を利用して整備。全長二七〇〇メートル、幅約五メートル

一九八三年　▽二月、児島湾大橋が開通。全長一〇五六・七メートル。岡山市～玉野市を結ぶ幹線道となる　▽都市計画街路宇野渋川線が全線開通

一九八四年　▽主要地方道岡山玉野線のバイパス工事として一九七九年に着工した尾坂トンネルが完成

一九九九（平成十一）年　▽県道玉野福田線の早瀧由加バイパスが開通。延長三九〇〇メートル、幅六メートル

二〇〇五年　▽国道三〇号深山地区の四車線化、岡山市当新田

2012年３月31日現在、改良済延長のみ2020年２月27日作成）

計画決定年月日	告示場号	備　考
1975年９月23日 1996年12月３日	県　911 県　129	←[　]は岡山市と玉野市の合計。下段は玉野市分のみ。
1957年２月５日 1991年９月27日	建　44 県　631	
2011年３月29日	県　230	
1957年２月５日 1970年12月15日	建　44 県　997	
1964年12月24日 1988年２月５日	建　3536 県　91	広場3,300㎡
1967年３月17日 1970年12月15日	建　689 県　997	
1964年12月24日 1970年12月15日	建　3536 県　997	
2011年３月29日	市　60	
1957年２月５日 1983年８月30日	建　44 県　718	
1957年２月５日 2011年３月29日	建　44 市　60	
1950年６月24日 1991年９月27日	建　609 市　70	
1957年２月５日 1981年７月10日	建　44 市　580	
1971年１月14日 2011年３月29日	市　2 市　60	広場4,000㎡
1957年２月５日 1991年９月27日	建　44 市　70	
1957年２月５日 2011年３月29日	建　44 県　230	
1944年12月５日 1971年１月14日	市　2	
1957年２月５日 1970年12月15日	建　44 県　997	
1950年６月24日 1978年２月３日	建　609 市　5	
1957年２月５日 1978年２月３日	建　44 市　5	
1952年５月19日 2011年３月29日	建　609 県　230	
1972年７月10日 1987年１月８日	市　51 市　2	
		(　)は玉野市計 玉野市広域分 玉野市単独分
		(　)は玉野市計 玉野市広域分 玉野市単独分
		玉野市単独分

図表３-３-６　都市計画道路一覧表

名称		起終点		計画決定		車線数	改良済
番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)		延長(m)
3. 3.23	国道30号線	岡山市北区 東中央町	宇野７丁目	[23,260] 8,930	25		
3. 3. 玉301	築港田井線	築港１丁目	田井２丁目	4,150	22		3,070
3. 3. 玉302	築港南崎線	築港２丁目	田井５丁目	3,360	25	4	3,360
3. 4. 玉401	浜崎小池之浦線	築港2809-９	宇野2352-２	1,200	20		1,200
3. 4. 玉403	備前田井駅見能潟線	田井３丁目	田井５丁目	2,170	20		2,170
3. 4. 玉404	平田前潟線	田井清水川添 5383-２	田井前潟 1184-２	900	16		900
3. 4. 玉405	中浜田川尻線	田井中浜田 1273	田井川尻 5564	480	16		480
3. 4. 玉406	前潟南崎線	田井３丁目	田井５丁目	990	20	2	990
3. 5. 玉501	宇野渋川線	宇野１丁目	渋川３丁目	7,780	12		4,930
3. 5. 玉504	御崎中之町線	明神町	日比２丁目	770	12	2	770
3. 5. 玉505	長崎線	築港４丁目	築港５丁目	270	12		270
3. 5. 玉506	田井梶原線	田井４丁目	田井４丁目	530	12		530
3. 5. 玉507	宇野駅前線	築港１丁目	築港２丁目	400	12	2	400
3. 6. 玉602	船越線	築港１丁目	築港４丁目	560	8		310
3. 6. 玉604	玉長尾線	玉５丁目 600	玉原２丁目 1143-２	2,740	8	2	3,070
3. 6. 玉605	和田玉原線	和田３丁目 1954	玉原２丁目 1112-５	1,620	8		1,620
3. 6. 玉606	和田日比港線	和田１丁目 297-８	日比３丁目 1583-２	2,140	8		2,140
3. 6. 玉607	和田向日比線	羽根崎町	向日比２丁目	1,030	8		80
3. 6. 玉608	栄町深井線	御崎２丁目	深井町	540	8		0
3. 7. 玉702	宇野玉線	築港１丁目	玉３丁目	3,650	7	2	3,470
8. 7. 玉　1	築港三井線	築港２丁目	玉１丁目	2,610	6		2,610
計	(21) 1　路線 20　路線			(44,960) 8,930 36,030			(41,300) 8,930 32,370
幹線街路	(20) 1　路線 19　路線			(42,350) 8,930 33,420			(38,690) 8,930 29,760
特殊街路	1　路線			2,610			2,610

～玉野市田井間の約一五キロメートル区間のうち、一四・三キロメートル（うち市内四・六キロメートル）が供用開始

二〇一〇年　▽国道四三〇号玉野トンネルが三月二十五日に開通

2 国　道

国道三〇号　岡山市北区から高松市に至る一般国道で、岡山県玉野市と香川県高松市の間は航路（宇野港－高松港）で結ばれる。瀬戸中央自動車道は国道三〇号の自動車専用道路部にあたる高速道路（本州四国連絡道路）で、瀬戸大橋で瀬戸内海をまたぐ。

岡山市東中央町と本市宇野七丁目を結ぶ二万三二六〇メートル（うち玉野市内八九三〇メートル）の区間は、一九七五（昭和五十）年九月二十三日に都市計画道路として計画決定されている。

国道四三〇号　起点の倉敷市から瀬戸内海沿いに南下し、同市水島地域・児島地域を経て、本市で国道三〇号と重複した後、終点の宇野港付近に至る、総延長三九・八キロメートルの路線である。

昭和三十年代に建設された玉第一トンネル・玉第二トンネル・玉第三トンネルは、高さ三・六メートルを超える大型車が通行できなかった。また、歩道が整備されていないため、自転車や歩行者の通行に支障をきたしていた。そこで、トンネル及び道路を拡幅する工事を二〇二一（令和三）年十月に着工し、二〇二四年五月に完成した。この工事によって玉第二トンネル・玉第三トンネルは拡幅され、玉第一トンネルは開削されて消失した。

3 県　道

県道のうち次の四路線が主要地方道に指定されている。

①主要地方道岡山玉野線（県道四五号）…岡山市中心部から旭川の左岸を南下し、河口付近から児島湾を児島湾大橋で越え、児島湾・児島湖の南岸を進み、本市八浜から尾坂トンネルで児島半島を抜けて玉野市街へと至る、実延長一九・一キロメートルの路線。

②主要地方道倉敷玉野線（県道二二号）…倉敷市中心部から南に向かい、岡山市南区を経て、本市中心部の宇野港付近に至る、実延長二一・四キロメートルの路線。

③主要地方道玉野福田線（県道六二号）…本市玉五丁目から倉敷市水島地域に至る、実延長二二・八キロメートルの路線。本市長尾～倉敷市木見間は、児島半島の丘陵地帯を縫うように走るため、未改良区間が多かった。しかし、一九八八（昭和六十三）年に早瀧由加トンネルが完成し、二〇二一（令和三）年一月には由加バイパスが開通した。

④主要地方道倉敷飽浦線（県道七四号）…倉敷市東町を起点とし、岡山市南区を通って本市に入り、児島半島の東部を瀬戸内海沿いに周回し、再び岡山市南区に入って終点となる、実延長三三・〇キロメートルの路線。二〇一四（平成二十六）



主要地方道玉野福田線（玉）



国道430号（渋川）



市道（宇野渋川線）（宇野）



国道30号（槌ケ原）

年一月、本市西田井地～梶岡間の新道が供用開始された。

このほか、一般県道として飽浦東児線（県道二一七号）、山田槌ケ原線（県道四〇五号）、田井新港線（県道四六六号）、槌ケ原日比線（県道四二七号）、長尾児島線（県道二六六号）、王子が岳線（県道四六二号）が市内を通っている。

4 市道

二〇二四（令和六）年三月改定の玉野市公共施設等総合管理計画では、市道の整備状況について次のように記している。

・一級市道…実延長三万五四五・六メートル、道路面積二二万八五五五・六平方メートル

・二級市道…実延長二万六五〇四・四メートル、道路面積一八万八九一〇・九平方メートル

・その他の市道…実延長四一万四五四六・三メートル、道路面積一八二万三六七三・八平方メートル

5 トンネル長寿命化計画

国は二〇一三（平成二十五）年十一月にインフラ長寿命化基本計画を策定した。本市はこれを踏まえて、二〇一七年に玉野市公共施設等総合管理計画を策定。二〇二三（令和五）年三月には、同計画に基づくトンネルの戦略的な維持管理・更新に関する方向性を示す玉野市トンネル長寿命化計画を策定している。

本市が管理するトンネルは、次の四本である。

①大仙山隧道…築港三井線、延長七〇・六メートル、幅四・〇

メートル、有効高四・〇メートル、一九四〇（昭和十五）年建設

②中山トンネル…宇野渋川線、延長二〇〇・〇メートル、幅一一・〇メートル、有効高六・〇メートル、一九七四年建設

③天狗山隧道…築港三井線、延長一七九・〇メートル、幅三・四メートル、有効高四・二メートル、一九四〇年建設

④中山隧道…築港三井線、延長一五七・二メートル、幅三・八メートル、有効高二・五メートル、一九四〇年建設

このように、中山トンネル以外の三本は建設から八〇年以上が経過しており、老朽化に伴う安全性の低下、補修など維持管理経費の増大が予測される。

長寿命化計画の基本方針として、次の五点を挙げている。

①事後保全型から予防保全型の維持管理への転換。②長寿命化の推進とライフサイクルコストの縮減。③定期点検の実施による計画的な補修・更新。④予防保全型維持管理を推進するための人材育成と最新技術の取得。⑤定期点検や補修の状況等に応じた計画の見直し。

二〇一七～二〇二一年度に実施した定期点検の結果は、次のとおりである。

①大仙山隧道…判定区分Ⅱ（予防保全段階）。目地部に剥落の可能性が非常に高い「うき」が確認された。人力でたたき落とし可能な箇所はたたき落としを実施した。

②中山トンネル…判定区分Ⅲ（早期措置段階）。起点側トンネル入り口部及びトンネル内のアーチ部に剥落の可能性が高い



大仙山隧道（築港三井線　宇野側）



中山トンネル（宇野渋川線　浄化センター側）



天狗山隧道（築港三井線　宇野側）



中山隧道（築港三井線　宇野保育園側）

「うき」が確認された。また、照明設備全体に著しい腐食も確認された。原因は経年劣化であると考えられる。

③天狗山隧道…判定区分Ⅲ。トンネル起点側の面壁左上に進行性のあるひび割れが確認された。また、トンネル面壁及び天端の「うき」、一部では漏水も確認された。

④中山隧道…判定区分Ⅱ。トンネル面壁部及び目地部に「うき」が確認された。原因は材質劣化であると考えられる。

大仙山隧道については、二〇一九年度までに修繕工事が完了した。中山トンネルについては、二〇二二～二〇二五年度に断面修復工、ＦＲＰネット設置工、漏水対策工、照明取替えを実施した。天狗山隧道については、二〇二三年度にひび割れ注入を実施した。

二　橋梁

概　要　本市が管理する橋梁（橋長二メートル以上）は、道路橋梁が五二〇橋、道路付属物等（横断歩道橋）が一橋で、道路橋梁のうち橋長一五メートル以上の橋梁は三八橋である。また、構造別ではコンクリート橋が四七八橋、鋼橋が七橋、その他（石橋など）が三五橋である。

長寿命化修繕計画　二〇二四（令和六）年十二月に、玉野市道路橋梁・横断歩道橋長寿命化修繕計画を策定した。本市の橋梁の多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備され、今後三〇年のうちに建設後五〇年以上を経過する割合が急速に増加することから、老朽化による安全性の低下、補修・架替え等の維持費の増大といった問題が顕在化する。そのため、従来の「事後保全型の維持管理」から、損傷が軽微なうちに補修を行う「予防保全型の維持管理」に転換する必要がある。同計画は、点検・計画・修繕という橋梁アセットマネジメントの考え方を導入し、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を図るとともに、維持管理・更新費用の縮減と平準化を目的としている。基本方針は次の五点である。

①定期点検の実施…点検により健全度を評価。損傷箇所の評価→部材ごとの評価→橋梁全体の評価、という手順で評価を行い、その結果は「健全」「予防保全段階」「早期措置段階」「緊急処置段階」の四段階で評価する。

②管理区分の設定…対象施設を重要度に応じて次の三つに区分する。

▽管理区分1＝予防保全型維持管理を実施し、高い健全度の維持と長寿命化を図る。対象は、通行規制による社会的影響の大きい橋が五橋、施工規模が大きい橋が三八橋。

▽管理区分2＝事後保全型維持管理を実施し、社会的影響のない範囲で健全度を維持する。対象となるのは比較的構造が単純な橋長一五メートル未満の四四五橋。

▽管理区分3＝架替え又は撤去を前提とし、対策時期まで最低限の維持管理を行う。対象となるのは架け替えた方が経済的優位となる石橋三三橋。

③長寿命化及び補修・更新に関する方針…管理区分ごとに管理

水準を設定し、健全度の評価に基づき道路の効率的な維持及び修繕が図られるように対策を行う。また、健全度の低いものから優先的に補修を行う。同程度の損傷であれば、管理区分1の橋梁を優先し、橋梁の重要度・損傷要因・損傷部材の種類などを総合的に勘案して優先順位を決定する。

④日常的な維持管理及び異常時の対応…日常的な維持管理とし道路パトロール、清掃などを行う。地震等の災害時や橋梁部材に異常が発見されたときは異常時点検を実施し、橋梁の安全性を確認したうえ、適切に対応する。

⑤人材育成等…橋梁に関する研修会等を通じて、職員の点検・補修能力の向上を図る。

二〇一九～二〇二三年度に実施した定期点検の結果は、図表3-3-7のとおりであった。



荘内大橋

図表3-3-7　橋梁定期点検の結果

管轄区分	Ⅰ＝健全		Ⅱ＝予防保全段階		Ⅲ＝早期措置段階		Ⅳ＝緊急処置段階	損傷率
	A＝補修不要	B＝経過観察	C＝予防的補修実施		E＝早期補修実施			
管轄区分1	5	3	16	9	9	1	0	44%
管轄区分2	236	77	101	22	9	0	0	2%
管轄区分3	24	4	1	2	1	1	0	6%

＊管轄区分ⅠはC-Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを損傷有としています。

第四節　港湾

一　宇野港

1　宇野港の概要

宇野港の歴史　一九〇九（明治四十二）年に第一期修築工事が完成した宇野港は、翌一九一〇年に宇野線が開通すると同時に宇野・高松間の連絡船航路が開かれ、本州と四国を結ぶ連絡港としての歩みをスタートした。一九二九（昭和四）年には第二種重要港湾に指定され、翌一九三〇年には岡山県唯一の外貨商港として開港指定を受けた。一九三二年、第二期修築工事に着手し、一九四〇年に第二突堤が完成した。

戦後の一九五〇年に岡山県が港湾管理者となり、一九五一年に重要港湾に指定され、一九五五年には国鉄の代替施設工事と

して第一突堤が完成した。一九六〇年には隣接の日比港を併合して、港湾区域を拡張した。宇野地区においては、一九六七年に第三突堤の建設に着手し、一九七四年に完成した。日比地区では、従来の製煉所等の専用施設のほかに、外材の需要に対応して一九六九年に日比物資別専門ふ頭の建設に着手し、一九七二年に完成した。

瀬戸大橋着工翌年の一九八〇年三月には、「瀬戸大橋架橋に伴う玉野市の都市づくり構想」を策定し、港湾機能の拡充などを打ち出した。

一九八八年四月に瀬戸大橋が開通し、同時に宇高連絡船が廃止。これに伴って港勢が大きく変化し、宇野港再開発が主要な課題となった。人流港として整備している宇野地区においては、クルージング需要の増大に対処するとともに、旅客・フェリー輸送の利便性の向上を図るため、一九九五（平成七）年から再開発事業に着手した。二〇〇二年にフェリーターミナル、二〇〇六年に水深一〇メートルの大型客船バース（クルーズ・ポート・ウノ）が完成した。



宇野港

また、物流港として整備している田井地区においては、貨物の増大並びに物流機能の集約を目指し、三万トン級貨物船に対応した公共ふ頭の整備を行ってきた。多種多様な貨物に対し、効率的な荷役を目指すため、タイヤ式ジブクレーンの設置を行い、更なる港湾機能の強化を図っている。

沿革　一九七〇（昭和四十五）年以降の沿革は次のとおりである。

一九七二年三月　日比港の第二埋立事業として六万八五〇〇平方メートルの土地造成が完了、ふ頭施設として一万トン公共バース（水深一〇メートル、長さ一八〇メートル）が完成

一九七七年三月　第三突堤に二号上屋・くん蒸上屋完成

一九七八年　宇野港環境整備事業により緑地・遊歩道の建設に着手、一九八〇年に完成

一九七九年十月　日比地区が木材輸入港に指定

一九八〇年三月　宇野港再開発促進期成会結成

十一月　一九九〇年を目標年とする改定版港湾計画を策定（田井地区に公共ふ頭及び木材取扱施設を計画）

一九八〇年　宇野税関支署管内の貿易額が初めて三〇〇〇億円を突破（輸出額八七八億八九〇〇万円、輸入額二三八七億二五〇〇万円）

一九八一年十二月　田井地区を含めて港湾区域を八八二ヘク

一九八二年四月　タールに拡張
一九八三年四月　第三港湾建設局宇野港工事事務所開所
田井地区公共ふ頭（三万D／W級）の建設に着手
一九八八年四月　JR宇高連絡船が廃止
一九八九年四月　田井地区を含めて港域が拡張。田井地区第一期供用開始
一九九一年五月　田井地区第二期供用開始
六月　二〇〇三年を目標年として港湾計画を改定
一九九二年四月　日比地区小型船だまり及びマリーナ施設の建設に着手
一九九五年三月　宇野地区再開発事業に着手
一九九七年四月　フェリーふ頭の整備に着手するためフェリー四社の仮移転
二〇〇〇年七月　交流拠点用地において産業振興ビルの建設に着手
二〇〇一年五月　産業振興ビル供用開始
二〇〇二年九月　宇野港フェリーターミナル供用開始
二〇〇四年七月　国際船舶・港湾保全法に基づく保安措置の実施
十月　田井地区のジブクレーン供用開始
二〇〇六年五月　宇野港に大型船が着岸できる耐震バースが完成
二〇〇九年十月　宇野築港一〇〇周年記念事業として豪華客船「にっぽん丸」「ぱしふぃっくびいなす」が宇野港に入港
二〇一〇年八月　全国の重要港湾一〇三港の中から四三港の重点港湾に選定

2 宇野港再開発の経緯

宇野港再開発促進期成会　前述のように、一九八〇（昭和五十五）年三月五日、市、市議会、宇野港振興協会関係者ら約一五〇人によって宇野港再開発促進期成会が結成され、杉本通雄市長が会長に就任した。その当時本市は、瀬戸大橋架橋と基幹産業である造船業の不況というダブルパンチに見舞われており、その活路を宇野港再開発に求めようとしたものであった。ただ、そのころの宇野港は出入りする船で飽和状態であり、整備のためにはその機能を一時的に移す港が必要なことから、宇野本港の北二キロメートルに位置する田井港に白羽の矢が立った。一九八一年度には、庁内推進組織として宇野港再開発対策室が設置された。

一九八〇年十月には、岡山県が田井新港を木材を軸とする大型外貿流通基地として整備する計画を打ち出し、翌一九八一年二月には香川県に対して田井新港建設に絡む港湾区域設定図を示した。ところが、その港湾区域が香川県の漁業権区域に食い込んでいることが発覚。両県の譲歩により円満解決となるまでに、約五か月間の交渉を要した。

その後も埋立地造成に係る漁業権補償問題などがあり、建設

工事が着工されたのは一九八三年五月のことであった。四三・五ヘクタールの埋立地を造成し、三万トン級の船が横付けできる水深一二メートル岸壁延長四八〇メートル、水深一〇メートル岸壁延長一八五メートルを建設する事業であった。

一九八八年十月にはケーソンの建造、据え付け作業が全て終了し、一九八九（平成元）年春には水深一二メートル岸壁及び水深一〇メートル岸壁の供用が一部開始された。

宇野ポートルネッサンス21計画（宇野港宇野地区再開発構想）

一九八五（昭和六十）年五月に運輸省が二十一世紀の成熟社会に向けて、「総合的な港湾空間」を創り出す基本目標の一つとして、「21世紀への港湾」の策定、公表を行った。この目標実現のため、宇野港宇野地区をはじめ、全国二二港を対象にして、「ポートルネッサンス21調査」が実施された。本市では、一九八六・一九八七年度の二か年にわたり「宇野ポートルネッサンス21調査委員会」が設置され、宇野港宇野地区の再開発についての調査研究が実施された。この調査は、瀬戸大橋の開通に伴う交通体系の変革や造船関連産業の構造不況による地域経済の沈滞化といった背景を踏まえ、港や臨海部の機能の変革に対応して、その背後都市や港湾の再活性化について検討し、その整備方針を明確にしようとするものであった。宇野地区臨海部の再開発構想は、単に本四間の海陸幹線交通体系の変革に伴う港湾機能の再編成にとどまらない方向性を打ち出そうとしたものであり、宇高連絡船の廃止等によって遊休化する土地と水域を極力有効活用し、本市の地域社会の再生・再活性化のためのキー・プロジェクトとして位置づけるとともに、まちの新たな魅力づくりを目指すこととしたものである。計画の概要は次のとおりであった。

〈基本目標と方針〉

①瀬戸内海をめぐる多様で多角的なマリンターミナルづくり…▽フェリーふ頭などポートターミナル機能の再編　▽クルージング基地など広域観光拠点機能の整備　▽物流機能の再編

②マリンリゾート的雰囲気をもったウォーターフロントの新しい魅力づくり…▽滞在型観光地機能の形成　▽特色ある良質の居住空間の提供　▽都市交通ネットワークの改善

③交流と余暇活動、ショッピングなどに応えられるにぎわいのある港まちづくり…▽文化交流空間の形成　▽親水空間の確保　▽商業機能活性化空間の提供

〈施設配置計画〉

①ターミナルゾーン…第一突堤の先端より西側船溜まりを中心とする区域に、フェリー施設、観光旅客船施設を整備し公園とともに施設やイベントプラザを整備する。

②マリーナゾーン…第二突堤とその前面を中心に、居住機能を持ったマリーナビラを建設し、滞在型マリーナ施設を整備し、多彩な魅力を持ったリゾート的な雰囲気を創出する。

〈概算事業費〉

・ターミナルゾーン約一六八億円、マリーナゾーン約九三億円

〈地域社会への効果、影響〉

①ウォーターフロントの再生による都市の魅力の形成

②地域における経済・産業の安定化と活性化
③瀬戸内海・離島との交流拠点としての発展
④市民のライフスタイルの展開と文化の創造
⑤周辺の再編・再開発の促進

港と地域開発シンポジウム　海洋観光都市としての本市の進むべき方向と、その中でも特に港の役割、港を中心とした地域の振興について考えるため、一九九三（平成五）年から七月の海の日前後に「港と地域開発シンポジウム」を開催するようになった。一九九三年の第一回は、立命館大学の春名攻教授が「海洋観光都市を目指したまちづくり」と題して基調講演を行った後、パネルディスカッションでは宇野港を核とするまちづくりのあり方をめぐって意見交換がなされた。一九九四年の第二回では、船長歴二五年の弓場通義さんによる「港と港のネットワーク」と題した基調講演の後、山陽新聞玉野支社の藤原恵子記者らによるパネルディスカッションが行われた。一九九七年の第四回では、運輸省港湾局の岩瀧清治・民間活力推進室長による基調講演「地域振興とウォーターフロント開発」、本市企画部長による調査報告「宇野ポートルネッサンス21（フォローアップ）調査の概要」、パネルディスカッションが行われた。一九九八年の第五回では、株式会社マイカルの新井洋一・常務取締役による基調講演「瀬戸内の港まち」、パネルディスカッションが行われた。

宇野港再開発事業　本市は一九九七（平成九）年度に宇野港再開発事業化推進調査を実施した。その結果を踏まえた整備計画では、低層棟と高層棟の二棟からなる大型商業ビルを総事業費約四六億円をかけて整備し、ビルの建設・管理の主体として新たな第三セクターを設立することとした。また、それとは別法人を設立して、商工会議所などの入る産業振興センターを整備するとしていた。一九九九年三月十日には、大型商業ビル建設の事業母体となる第三セクター・玉野地域産業振興公社が設立された。

一九九四年には港湾計画に基づき、国、県により宇野港の再開発事業が着手され、二〇〇五年度末には国による宇野港再開発事業が完成した。また、二〇〇一年には産業振興ビルが完成している。

3 宇野港の現在

宇野地区　二〇〇六（平成十八）年、全長二八〇メートル、水深一〇メートルの大型客船バースが完成した。以来、にぎわいとうるおいのある交流型ウォーターフロントに変貌し、発展を続けている。

玉地区　船舶エンジンを生産する（株）三井E&S及び艦艇、官公庁船を建造する三菱重工マリタイムシステムズ（株）が位置する。

田井地区　宇野港の東部に位置する。一九八九（平成元）年から一九九一年にかけて、三万トンクラスの貨物船が入港できる県下最大の水深一二メートル岸壁を持つ公共埠頭が完成した。三四トン吊りの多目的タイヤマウント式ジブクレーンも設置さ

れ、国際海上コンテナ・バラ貨物などあらゆる重量物のスムーズな輸出入・荷役作業が可能になった。

日比地区　世界有数の銅製錬会社であるパンパシフィック・カッパー日比製煉所に隣接した水深一〇メートルの公共埠頭として利用されている。

二　その他の港湾

1 山田港

山田港は宇野港の北東部に位置する。この一帯は幕末には入浜式塩田が拓かれ、山田港は塩の積出港として活況を呈していたが、製塩技術の革新により一九七一（昭和四十六）年に全ての塩田が廃止された。当時とは製法が異なるが、現在でも塩田跡地で製塩が行われている。山田港の主要取扱貨物も塩・にがりで、これらは全国各地に送られている。また、胸上地区はノリ養殖を手がけ、「つくり、育てる漁業」の先進地となっている。



山田港（胸上地区）

2 石島港

石島は、一九六一（昭和三十六）年に離島として指定された石島の一島からなっており、島内に県境を有する非常に珍しい島である。前述のように、宇野港と石島港の間を石島航路（予約制の海上タクシー）が運航しており、両港の間を約一五分で結ぶ。

第五節　公園

一　都市公園

都市公園とは、都市公園法第二条に基づいて国又は地方公共団体が設置する都市施設である。住民の屋外における休息・鑑賞・遊戯・運動その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の整備及び改善を図り、もって都市の健全な発展と都市生活の創出を目的として設けるもので、本市では七九か所の都市公園を設置している。都市公園には次のような種類がある。

・街区公園…主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、一か所当たり面積〇・二五ヘクタールを標準として配置する。
・近隣公園…主として近隣に居住する者の利用に供することを

図表３−３−８　公園・墓園・緑地の内訳

種　別		都市計画決定公園		その他の公園・緑地		合　計	
		箇所数	面積　ha	箇所数	面積　ha	箇所数	面積　ha
公園	街区公園	26	5.92	42	6.81	68	12.73
	近隣公園	5	11.60	−	−	5	11.60
	地区公園	1	6.70	−	−	1	6.70
	運動公園	1	11.20	−	−	1	11.20
	風致公園	2	220.40	−	−	2	218.50
	小　計	35	255.82	42	6.81	77	260.73
墓園		2	34.50	−	−	2	34.50
計		37	290.32	42	6.81	79	295.23
その他の緑地		−	−	72	6.02	72	6.02
合　計		37	290.32	114	12.83	151	301.25

目的とする公園で、一か所当たり面積二ヘクタールを標準として配置する。

・地区公園…主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、一か所当たり面積四ヘクタールを標準として配置する。

・運動公園…主として運動の用に供することを目的とする公園で、一か所当たり面積おおむね一五ヘクタール以上として配置する。

・風致公園…特殊公園のうち、主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園であり、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定し、配置されたもの。

・墓園…自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地。

図表３−３−８は、本市における都市公園以外の墓園・緑地も含めた公園・墓園・緑地の内訳を示している。

二　都市計画公園

1　都市計画公園の概要

図表３−３−９は、都市計画公園の一覧である。計画決定面積は合計二五五・八二ヘクタール、供用率は九九・二六パーセントである。

2　主な都市計画公園

深山公園　一九六九（昭和四十四）年五月二十日に都市計画決定がなされ、一九七一年に着工、一九七六年七月一日に供用開始された。本市域のほぼ中央部、国道三〇号沿いに広がる標高五〇〜一八〇メートルの丘陵地の自然を生かした公園である。二〇〇ヘクタールの広さを誇る園内には、約七〇〇本の桜のほか、ツツジ、アジサイ、スイレン、梅など三〇〇種一五万本の花木が植栽されている。また、松の緑に囲まれた五つの池が点在する。

一九九一（平成三）〜一九九三年度には、市制五〇周年記念事業として深山公園総合整備事業が実施され、公園面積が約二〇〇ヘクタールから約二一〇ヘクタールに拡張された。また、

図表３-３-９　都市計画公園一覧表

名称 番号	名称 公園名	種別	位置	計画決定面積(ha)	供用面積(ha)	計画決定年月日	告示番号	備考　計画決定変更
2.2.玉 1	磯辺公園	街区	宇野８丁目	0.20	0.20	1964年12月24日	建 3530	変更1971年１月14日 市 2
2.2.玉 2	花隈公園	〃	宇野７丁目	0.55	0.55	1964年12月24日	建 3530	変更1971年１月14日 市 2
2.2.玉 3	中央公園	〃	宇野１丁目	0.63	0.63	1967年10月14日	建 3545	変更1971年１月14日 市 2
2.2.玉 4	藤井公園	〃	宇野４丁目	0.12	0.12	1968年 8月19日	建 2307	変更1971年１月14日 市 2
2.2.玉 5	西小浦公園	〃	宇野８丁目	0.20	0.20	1964年12月24日	建 3530	変更1971年１月14日 市 2
2.2.玉 6	向日比公園	〃	向日比２丁目	0.69	0.69	1971年 8月27日	市 54	
2.2.玉 8	常山公園	〃	宇藤木	0.37	0.37	1972年 7月10日	市 50	変更2004年12月９日 市212
2.2.玉 9	広潟公園	〃	築港２丁目	0.33	0.33	1973年 9月18日	市 59	
2.2.玉 10	川尻公園	〃	田井３丁目	0.43	0.43	1974年 1月 5日	市 2	変更1982年７月16日 市 28
2.2.玉 11	正之上公園	〃	田井４丁目	0.40	0.40	1974年 1月 5日	市 2	変更1982年７月16日 市 28
2.2.玉 12	赤岸公園	〃	田井４丁目	0.34	0.34	1974年 1月 5日	市 2	変更1982年７月16日 市 28
2.2.玉 13	大池公園	〃	玉原２丁目	0.23	0.23	1975年 9月12日	市 47	
2.2.玉 14	日比公園	〃	日比３丁目	0.10	0.10	1975年 9月12日	市 48	
2.2.玉 15	梶岡公園	〃	梶岡	0.13	0.13	1975年 9月12日	市 48	
2.2.玉 16	羽根崎公園	〃	羽根崎町	0.08	0.08	1976年 7月28日	市 40	
2.2.玉 17	桧垣公園	〃	築港１丁目	0.05	0.05	1977年 2月27日	市 6	
2.2.玉 18	奥玉公園	〃	奥玉２丁目	0.10	0.10	1977年 9月13日	市 37	
2.2.玉 19	槌ケ原公園	〃	槌ケ原	0.24	0.24	1978年 3月28日	市 13	
2.2.玉 20	御崎公園	〃	御崎２丁目	0.10	0.10	1979年 7月25日	市 31	
2.2.玉 21	和田公園	〃	和田１丁目	0.10	0.10	1979年 7月25日	市 31	
2.2.玉 22	中浜公園	〃	田井５丁目	0.07	0.07	1980年 2月 6日	市 5	
2.2.玉 23	東浜公園	〃	田井３丁目	0.10	0.10	1980年 2月 6日	市 5	
2.2.玉 24	金ヶ谷公園	〃	和田３丁目	0.10	0.10	1981年 3月30日	市 21	
2.2.玉 25	西浜公園	〃	田井３丁目	0.06	0.06	1982年 7月16日	市 28	
2.2.玉 26	皿池公園	〃	奥玉３丁目	0.10	0.10	1982年 7月16日	市 28	
2.2.玉 27	城山公園	〃	向日比1丁目	0.10	0.10	1982年 7月16日	市 28	
	小　計	街区	26か所	5.92	5.92			
3.3.玉 1	天王谷川公園	近隣	玉原３丁目	3.20	3.20	1977年 3月 8日	県 165	
3.3.玉 2	福祉の丘公園	〃	田井５丁目	2.10	2.10	1981年 4月17日	県 372	変更2023年８月７日 市226
3.3.玉 3	両児山公園	〃	八浜町八浜	3.10	3.10	1985年 5月17日	県 480	
3.3.玉 4	硯井公園	〃	八浜町大崎	1.50	1.50	1988年12月27日	県 1016	
3.3.玉 5	上山坂公園	〃	上山坂	1.70	1.70	1993年 4月 6日	市 29	
	小　計	近隣	5か所	11.60	11.60			
4.4.玉 1	玉原親水公園	地区	玉原２丁目	6.70	6.70	1994年12月 2日	県 765	
	小　計	地区	1か所	6.70	6.70			
6.5.玉 1	玉野市民総合運動公園	運動	玉原３丁目	11.20	11.20	1971年11月 9日	県 970	
	小　計	運動	1か所	11.20	11.20			
7.5.玉 1	日之出公園	風致	築港５丁目	20.40	18.50	1966年10月26日	建 3574	変更1970年12月15日 県997
7.8.玉 1	深山公園	〃	田井２丁目	200.00	200.00	1969年 5月20日	建 2068	変更1970年12月15日 県997
	小　計	風致	2か所	220.40	218.50			
	街区公園		26か所	5.92	5.92			
	近隣公園		5か所	11.60	11.60			
	地区公園		1か所	6.70	6.70			
	運動公園		1か所	11.20	11.20			
	風致公園		2か所	220.40	218.50			
	計	街区	35か所	255.82	253.92			

ミニパターゴルフ場、トランポリンなどを備えたわんぱく広場、バーベキューが楽しめるクックハウス、四九〇台収容の駐車場などが新たに整備された。

一九九六年四月には、農林水産振興センター「みどりの館みやま」がオープンした。農水産物直売所のほか、地域特産品コーナー、軽食コーナー、研修室兼会議室などを備える。その後、この施設は道の駅として登録され、「道の駅みやま公園」となった。一九九六年十二月二十三日には情報コーナーがオープンし、道の駅としての機能が全て揃った。

二〇〇〇年八月六日には、深山イギリス庭園がオープンし、オープニングセレモニー、ガーデニングバザールなどが行われた。白色の庭、暖色の庭、太白桜の庭、彫刻の回廊、水の庭、バラの庭、夏花の庭といった多彩なゾーンがある。

二〇一八年十月には、急降下する青い滑り台などわんぱく広場の遊具が完成した。

園内は、自然を生かした「散策ゾーン」と、スポーツが楽しめる「プレイゾーン」に大別される。

・散策ゾーン…深山センターハウスの南には白鳥のいる赤松池、自由広場、椿園、中池と続き、池沿いに遊歩道が整備されている。そのさらに南には、児童広場、タイズ池親水広場、その奥には休憩舎や水路などのある新池広場、上流には芝生広場。水路では春から夏にかけてカキツバタ、スイレンなどが咲く。また、貸自転車に乗ってサイクリングロードを周遊することもできる。

・プレイゾーン…国道三〇号より公園北入口の幹線園路から入り、西側には多目的広場、ふれあい広場、パターゴルフ場が整備されている。また東側には、イギリス庭園、芝生広場、わんぱく広場と続き、その向こうには深山センターハウスがある。その西側にはドッグランも開設されている。

管理運営については、公益財団法人玉野市公園緑化協会が指定管理者として担っている。同協会は一九九一年七月一日に財団法人玉野市公園緑化協会として岡山県から設立認可を受け、二〇一二年度から公益財団法人に移行している。

催し物については、一九八二年四月三日から十八日まで第一回深山公園まつりが開催され、二〇〇八年からは深山さくらまつりとして、桜の時期に開催されている。このほか、園芸教室、薬草教室、ローズフェア（イギリス庭園）、興陽高校制作展などが行われている。


深山さくらまつり

横田公園　一九九六（平成八）年三月、槌ケ原に開設された。広い敷地内では、レジャーシートを広げてのピクニックやボー

ル遊びなどもできる。春には絶好のお花見スポットとなる。また、例年四月上旬から五月中旬の間は、五〇匹のこいのぼりが空を泳ぐ姿が見られる。横田地区の自治会が、子どもたちの健やかな成長を願って一九九八年に始めた行事である。

第六節 公共施設

一 主な公共施設

1 市役所本庁舎

旧庁舎の概要 玉野市の本庁舎は一九六六（昭和四十一）年、宇野の新浜塩田の埋立地に建設された。建築面積一八四五・六二平方メートル、延床面積五四四〇・一六平方メートル、鉄筋コンクリート造四階建て（塔屋二階）、敷地面積一万一五七〇・二八平方メートルである。一階は中央に二層の吹き抜けホールを持つ市民窓口部門、二階は吹き抜けホールを囲み行政事務部門、三階は市長室、大会議室、四階は議場を含む議会部門と、階別ゾーニング分けされている。また、屋上には二階造りの望楼が設けられている。設計は、旧日生庁舎（一九六〇年）、新見市庁舎（一九六二年）などを設計した株式会社K構造研究所である。RC構造を直截に表現した構造デザインを特徴とする。

建設から半世紀近くを経た二〇一二（平成二十四）年十一月に耐震診断を行ったところ、耐震基準を満たしておらず、今後発生が予想される南海トラフ地震などの大規模災害の際に、防災拠点としての機能を十分に果たせないことが危惧された。耐震診断の詳しい結果（Is値）は次のとおりである。Is値は構造耐震指標のことで、Iso値（構造耐震判定指標）の〇・六八より小さい場合は耐震性に問題があるとされる。

・一階＝X（東西）方向〇・四二、Y（南北）方向〇・四六
・二階＝X方向〇・三三、Y方向〇・四四
・三階＝X方向〇・三三、Y方向〇・四七
・四階＝X方向〇・三九、Y方向〇・五八
・塔屋一階＝X方向〇・三七、Y方向〇・六四
・塔屋二階＝X方向〇・五〇、Y方向二・〇〇

このように、塔屋二階のY方向を除く全ての階で、大規模地震の際に倒壊又は崩壊するおそれがあることがわかった。

一九九一～一九九二年に全面的な改修工事を行ったが、建築物全体として経年劣化が進んでおり、部分的に鉄筋の爆裂等も発見された。屋上の防水についても、防水層の劣化が確認された。また、設備機器の法定耐用年数は概ね一五年とされるが、本庁舎の設備機器の大半は建築当初から使用されているものであることから、はるか以前に設備更新の時期を迎えていることになる。電気器具・空調設備等については、省エネ対策が十分に行われていないことも問題であった。さらに、トイレや乳幼児用スペースのバリアフリー対応が不十分であること、窓口が分散配置されていて来庁者にわかりにくく、ユニバーサルデザ

インの面でも対応できていないこと、各執務スペースの狭隘化などにより執務環境が悪化していることなど、全体的に問題があった。

これを受けて、二〇一三年度に耐震化対策検討委員会を設置し、五回の会議を経て次のような耐震化整備方針を策定した。

①迅速な整備…いつ災害が発生してもおかしくない状況下であり、速やかに本庁舎の整備を実施する。

②本庁舎構造体の耐震補強の実施…構造体については震災時の災害復興、復旧の拠点として使用できるようにする。

③設備更新…空調設備、電気関係、配水管関係、エレベーターなど、老朽化し既存不適格となっている施設設備を更新する。

④利便性の向上…職員向けアンケートで、バリアフリー対応が不十分である点、受付窓口が分散配置されている点、市民向けの駐車場が不足している点などが指摘された。限られたスペースを有効活用しながらこれらの課題にも対応していく。

⑤執務環境の改善…執務スペースの狭隘化、会議スペースの不足については、今後機構改革や各課の配置計画を検討する中で対応していく。



旧玉野市庁舎（2026年）

しかしその後、他の市有施設の整備を優先したため耐震補強が遅れ、方針を再検証するため二〇二一（令和三）年二月に二回にわたって、専門家を交えた本庁舎整備方針検討会を開催した。専門家からは、「耐震診断から七年が経過しており、内部的に建物自体が損傷しているように思える」「防火対策、耐震対策ともにほとんどできていない」などの指摘があった。これらを踏まえて、耐震改修＋設備更新と建替えのメリット・デメリットを比較考量した結果、建替えの方針に転換することとなった。

新庁舎の概要　これまで市庁舎整備の財源として想定していた地方債「緊急防災・減災事業債」の適用期間が延長されたことを受け、市関係部署による検討会議と外部委員を含めた検討会を開催した。この検討会を受け、二〇二二（令和四）年三月には基本理念に「市民の安全を守り、人と環境にやさしく、市民に親しまれる庁舎」を掲げた「玉野市庁舎整備に関する基本的な方針」を策定し、庁舎整備に向けた議論が本格化した。

その後、明豊ファシリティワークス株式会社と基本計画と設計・施工事業者選定公募型プロポーザルの発注支援に関する業務委託契約を締結し、二〇二三年一月に「玉野市庁舎整備基本計画」策定と併せて、「設計施工事業者選定公募型プロポーザル」を開始した。同年五月、プロポーザルの結果、設計施工事業者として、西松建設・山下設計・丸川建築設計事務所設計施

工共同企業体を選定した。同年六月定例市議会において、契約金額四八億三八九〇万円、二〇二六年三月竣工を内容とした庁舎整備事業に関する契約の締結に関する議決を得た。庁舎整備事業を進める上で、第三者としての立場で設計施工事業者と市との間に入り、コスト、品質やスケジュールの管理や最適化を図るため、明豊ファシリティワークス株式会社とコンストラクション・マネジメント業務契約を締結した。基本計画と並行して実施した地質調査結果に加え、設計施工事業者が追加で実施した地質調査の結果、免震装置や構造躯体の見直しが必要となったことから、基本設計に時間を要することとなった。また、新庁舎を整備する敷地について、土壌汚染対策法に基づく手続きに時間を要したことから、工事着手が約三か月遅れた結果、竣工が二〇二六年六月となった。なお、新庁舎は地上五階建、延べ床面積七五八六・八三平方メートル、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、事業費については、前述の構造の見直しや二度の物価スライドにより、最終的に五七億二〇七七万円となった。



新玉野市庁舎（2026年）

2 玉野市立総合文化センター

中央公民館としての機能を備え、市民の学習文化活動の拠点施設として一九七一（昭和四十六）年三月建設に着工、一九七二年四月に竣工した。岡山県出身の建築家・浦辺鎮太郎設計の鉄筋コンクリート造三階建（延床面積三七八六平方メートル）で、国道三〇号に面する図書館棟とその南側に建つホール棟からなる。図書館棟はバルコニーが段状に重なる外観が客船をイメージさせ、ホール棟も東側を帆先のような舟形五角形に造形するなど、まちの歴史と産業を表象する優れた設計の建造物であった。中庭から二階の広場へ至る螺旋階段やゴムタイルを用いた床材など、内外装や部材にも特徴的なデザインや意匠が施され、翌年には第一四回建築業協会賞を受賞した。

市を代表する施設として半世紀以上にわたり親しまれたが、二〇一六（平成二十八）年度をもって閉館となり、二〇一七年



総合文化センター（2012年）

四月一日にメルカ二階にオープンした玉野市立図書館・中央公民館に引き継がれた。

文化庁は、二十世紀後半に造られた国内の建築・土木構造物を対象に、特に重要な価値をもつものの保護を図ることを目的として、二〇一五年度から近現代建造物緊急重点調査を実施している。岡山県を対象として二〇二一（令和三）年度に実施された調査では、玉野市役所本庁舎とともに市立総合文化センターも二次調査三二件のうちの一つとして調査と評価が行われた。しかし、隣接していた旧検察庁舎やサンライフ玉野と合わせた一帯の敷地を新病院建設整備地とする計画に伴って解体されることとなり、二〇二二年に解体された。跡地には、二〇二五年一月に玉野医療センター「たまの病院」が開院した。

3 市民会館

玉野市市民会館は、玉五丁目に一九六〇（昭和三十五）年に竣工した本館（約七〇〇人収容のホール）と一九六六年に竣工した別館からなる。鉄筋コンクリート造地上三階地下一階建てで、五〇〇席以上を備えたホールとしては県内で一番古く、講演会やコンサート、各種の行事の会場に利用され、市民文化や交流の拠点として長年にわたり親しまれてきた。

しかし建設から半世紀を経て老朽化が進行したうえに、耐震化工事がなされておらず、設備も老朽化が進んだことから、市民が安全に利用できる施設への声が上がっていた。市議会においても施設のあり方について議題にのぼるようになり、二〇一一（平成二十三）年には、市民代表らでつくる公共施設整備委員会から、図書館やギャラリーを含めた複合型市民ホール構想が答申された。なお、同年のホールの稼働率は一二・七パーセントとなっていた。

二〇一二年には、ホールの壁からアスベスト（石綿）を含む吹き付け材が検出され、約一五〇〇万円を要した除去工事により翌年十月まで一〇か月にわたり使用停止を余儀なくされた。

その後、複合型市民ホール構想は進展を見ることなく、二〇一八年には空調設備の故障により冷房が使えない状態となった。復旧には多額の経費が見込まれることもあり、市は、行財政改革大綱において二〇一九年度末をもって閉館する方針を示すとともに、利用者の安全面を考慮した方向性について議会とも協議を進めることとした。

こうして二〇一九（令和元）年の市議会定例会において廃止が議決され、二〇二〇年三月三十一日をもって六〇年の歴史に



市民会館（2015年）

幕を下ろした市民会館は、翌年には解体撤去工事が行われた。

廃止後の市民会館に代わる施設についての建設予定はなかったが、その後、新たな施設の建設を望む声や必要性に鑑み、新たな市民会館の検討が課題となった。

4 消防庁舎

本市の消防体制は、一九五三（昭和二十八）年五月に消防本部、七月に消防署が発足した。一九七〇年に和田出張所が開所し、一九七二年には消防本部・消防署が宇野一丁目に建設された新庁舎に移転した。その後、荘内、東児、八浜に出張所が開所し、一九八三年以降は一本部一署四出張所体制となった。消防署・出張所一か所当たり管轄面積は、県内他自治体の平均と比較して四分の一、管内人口は二分の一となっており、迅速な消防・救急体制の確保・維持がなされてきた。

しかしながら、厳しさを増す財政状況や少子高齢化など本市を取り巻く環境の変化により、将来を見据えた効率的で質の高い行財政の運営が求められるようになった。また、各署所も建設から数十年を経て、施設の老朽化や設備増強に伴う狭隘化が課題となる中、八浜出張所を除く消防施設が新耐震基準に不適合と判定された（本部・本署は二〇〇八年に耐震改修工事を実施）。

二〇〇四（平成十六）年には、台風一六号による高潮被害の際に出動不能となり、消防車両などにも甚大な被害が発生したことから、津波浸水想定区域にある本部・本署の高台への移転が検討された。出張所においても、和田・八浜出張所は土砂災害警戒区域に、東児出張所は周辺が津波浸水想定区域に指定されていた。荘内出張所も宇藤木川の増水により出動不能となったことがあり、近い将来に発生が予測される南海トラフ地震などによる津波浸水や地盤の液状化の危険も指摘されていた。

このように、いずれの消防施設も、建物の構造や立地条件から、災害時に十分な役割を果たせるとは言えない状況であったことから、本市は、二〇一六年に策定した「行財政改革大綱実施計画」において、将来的な消防署、人員及び車両の配置等のあり方について見直しを実施することとした。また、二〇一九年二月に設置された「玉野市消防本部署所再編検討委員会」では、本市の消防署所の配置と消防力の今後のあり方についての協議・検討がなされた。同年八月に出された同委員会の報告書では、以下を内容とする署所再編に向けた考え方が示された。

①消防本部及び消防署の移転について

施設整備が可能な一定規模の面積を有すること、高潮や津波による被害や液状化の影響がないこと、緊急車両が迅速に出動できるよう幹線道路に面していることなどを考慮した場所に移転することが望ましい。

②出張所の再編について

施設整備が可能な一定規模の面積を有すること、緊急出動が可能な幹線道路に面していること、消防署の管轄エリア外を効率的にカバーできることを条件に出張所の移転候補地を検討した結果、玉原地区と山田地区に整備することでほぼ市

内全域をカバーできる。

③出張所数と人員及び車両体制

勤務人員や車両を増加させずに現状の体制の範囲内で見直しを行う場合、出張所を二か所とし一出張所当たりの職員数を常時八～九人とすることで、現状より四～五人の増員、二台の救急車を配置することが可能となる。これまで最寄りの消防署又は出張所に応援出動を行うことで、現場への到着が遅れることもあった管内の救急同時出動及び火災と救急の同時出場に対応することができる。

二〇二一（令和三）年四月、本市は、防災拠点としての役割を果たす庁舎の建設と時代のニーズに応じた消防体制の確保に向けて、消防署所の再編整備を実施した。消防本部・消防署を田井二丁目に建設された新庁舎へ移転するとともに、消防署東分署を山田に、西分署を玉原三丁目に新設開所し、これまでの一署四出張所体制を一署二分署に再編した。

消防本部・消防署の新消防庁舎は、鉄骨造二階建で建築面積一二九七・九平方メートル。開所に合わせて防災センターが設置され、消防団本部も入る。東分署・西分署は鉄骨造平屋建で、建築面積は東分署五四一・八平方メートル、西分署五六四平方メートルである。

二　公共施設の管理

1 ■公共施設等総合管理計画

高度経済成長期の人口増加に合わせて整備した公共施設の老朽化が全国的に進んでおり、更新等の老朽化対策が必要となっている。国は二〇一三（平成二十五）年十一月にインフラ長寿命化基本計画を定め、施設の着実な維持管理・更新に向けた取組を進めるとともに、地方公共団体に対して同様の計画の策定を求めた。本市においては、二〇一六年度に公共施設等総合管理計画を策定した。その内容を踏まえ、各施設ごとに今後の方針を示すとともに、今後発生が予想される修繕や改修費用などを明確にした個別施設計画も策定している。

公共施設等総合管理計画については、二〇二二（令和四）年三月及び二〇二四年三月に、個別施設計画などを踏まえて改定を行った。二〇二二年改定版の概要は次のとおりである。

①公共施設の現状

本市の人口は昭和三十～四十年代に急増し、それに応じて学校、保育所、庁舎などの整備を進めてきた。その結果、延床面積比では建物系公共施設全体の約八割が築三〇年を超えている。その一方、一九七五年以降人口が減少し続けており、高齢化もあって財政状況は厳しさを増している。そのため、全ての施設を現在の規模のままで大規模修繕や更新をしながら維持していくことは非現実的である。

公共施設等に係る大規模修繕や更新に相当する費用を含む投資的経費を見ると、建物系施設については二〇一〇年以後の教育施設の耐震化対応等のため十数億円規模で推移している。ただし道路については、二億円弱と不十分な額で推移している。また、高度経済成長期の施設整備の財源として地方債を活用していたため、地方債残高は増加傾向にある。

本市が所有する建物系施設の総延床面積は二七万五七九〇・七二平方メートルで、このうち学校教育系施設が四〇・四パーセント、公営住宅が一八・九パーセントを占めている。総務省が示した標準的な指標に基づいて、今後四〇年間の大規模修繕や更新に要する費用を試算したところ、計一一七八・九億円（一年当たり平均二九・五億円）となった。これは、直近五年間の平均投資的経費一二・八億円と比べると二・三倍に相当する。

インフラ系施設については、道路舗装の耐用年数を一五年、全整備済面積を一五年で割った面積を毎年度更新していくと仮定した場合、今後四〇年間の更新費用は計四一四・二億円（一年当たり平均一〇・四億円）と試算された。同様に橋梁について試算したところ、計五二・三億円（同一・三億円）となった。上水道については、水道管の耐用年数を四〇年、耐用年数を超えた年度に更新するとした場合、今後四〇年の更新費用は計四三億円（同一一・一億円）。下水道については、下水道管の耐用年数を五〇年、耐用年数を超えた年度に更新するとした場合、更新費用は計四一三・六億円（同一〇・三億円）となった。

②公共施設等の管理に関する基本方針

・量…建物系施設の総延床面積は増加させないことを原則とし、人口規模、利用状況、老朽化の状況等を考慮して、周辺施設との共通化、複合化、統廃合などにより規模・配置の最適化を進める。

・質…周辺自治体との連携や民間サービスとの連携、施設の長寿命化・耐震化などにより、一定の市民サービス水準を維持する。耐震改修済みの遊休スペースには他の機能を誘致し複合施設とするなど、効率的な利用を図りつつ付加価値を高める。

・コスト…国・県等の補助金・交付税を最大限に活用するとともに、遊休スペースの民間貸与、壁面広告、ネーミングライツの活用など自主財源の確保に努める。適切な受益者負担を確保し、民間活力の活用手法を検討する。

これらの方針を実行することにより、二〇五六年度末時点での建物系施設の総延床面積を三六パーセント削減することを目標に設定した。

③施設類型ごとの管理に関する基本方針

「保全管理意識を高め、適正な維持管理を行うことにより、長寿命化とライフサイクルコストの削減を図る」は、全ての施設に共通して当てはまる方針である。そのほか、施設類型ごとに次のような方針を掲げている。

〈建物系施設〉

・市民文化系施設（集会所、生涯学習センター、公民館 等）

…▽近隣自治体との連携も含めた代替施設の活用など、幅広い視点で検討する。▽集会所は更新しないことを原則とし、除却又は地元団体への譲渡を検討する。▽公民館は老朽化が進んでいることから、学校教育系施設等の既存施設との複合化を原則とし、用途廃止した施設は譲渡又は売却し、更新は行わない。

・社会教育系施設（図書館、海洋博物館）…▽図書館は、指定管理者制度を導入し、効果的・効率的な運営を進める。▽海洋博物館は老朽化が進んでいることから、周辺観光施設も含めた一体的かつ効果的・効率的な運営手法を検討する。

・スポーツ・レクリエーション施設（総合体育館、総合運動公園、ヨット艇庫、北体育館、渋川海水浴場管理事務所、渋川ビジターハウス、渋川公園売店、王子が岳パークセンター）…▽総合運動公園等のスポーツ施設は指定管理者制度を導入しており、効果的・効率的な運営を進める。▽老朽化しているヨット艇庫、北体育館の在り方を検討する。▽渋川海水浴場管理事務所等のレクリエーション・観光施設は周辺観光施設も含めた一体的かつ効果的・効率的な運営手法を検討する。

・産業系施設（農林水産振興センター、二号上屋）…▽農林水産振興センターは指定管理者制度を導入しており、施設の設置目的に沿った効果的・効率的な運営を進める。▽二号上屋は老朽化が著しいため、利用状況を適切に把握し、売却又は譲渡を検討する。

・学校教育系施設（小学校、中学校、高等学校、教育サポートセンター、学校給食センター）…▽教育の質の確保に配慮し、児童数・生徒数の減少に応じた学校規模の適正化・適正配置を検討する。▽既にほぼ全ての校舎の耐震化がなされているため、遊休スペースに他の機能を統合するなど、施設の効率的な有効利用を検討する。

・子育て支援施設（幼稚園、保育所、認定こども園、児童館、放課後児童クラブ）…▽幼保一体化将来計画を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園は老朽化している施設もあるため、修繕や更新の際には適切な規模の集団による教育・保育に配慮し、地理的条件等も加味しながら、統合を検討する。

・保健・福祉施設（老人憩いの家、障害者地域活動支援センター、心身障害者福祉会館、児童発達支援センター、日中活動支援センター、総合保健福祉センター等）…▽老人憩いの家等については各施設の設置目的、利用状況等を総合的に勘案し、統廃合、譲渡や売却も含め、施設のあり方について検討する。

・行政系施設（庁舎、消防施設等）…▽本庁舎は市民サービスの中心であり、災害対応の中心施設であることから、建替等を早期に進める。▽消防施設は市民の安全や安心に配慮しつつ、本市の財政規模・人口規模に見合った効果的、効率的な運営手法や施設配置の在り方について検討する。

・公営住宅（市営住宅、市有住宅）…▽市営住宅長寿命化計画を踏まえ、適正かつ計画的な維持管理を行うことにより、長

寿命化とライフサイクルコストの削減を図る。▽市営住宅は老朽化している施設もあるため、更新の検討にあたっては人口規模や民間の住宅状況などの社会情勢の変化を勘案し、過剰な供給とならないよう配慮する。▽市有住宅は利用ニーズや民間の住宅状況などの社会情勢の変化を勘案し、譲渡又は売却も含め、施設の必要性について検討する。

・その他施設（競輪場、リサイクルプラザ、斎場 等）…▽公共性や行政の関与が低い施設については、譲渡又は売却を検討する。

〈インフラ系施設等〉

・道路…▽道路は、適時路面状況等の把握に努め、老朽度や緊急度等に配慮した計画的な修繕を実施する。

・トンネル…▽トンネル長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する。

・橋梁…▽道路橋梁・横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・修繕を実施する。

・上水道…▽中長期的な経営の基本計画である経営戦略を適宜見直し、公営企業の経営環境の変化に適切に対応するとともに、ライフライン更新計画のフォローアップを行いながら、状況変化を把握し今後の整備案を作成する。

・下水道…▽中長期的な経営の基本計画である経営戦略を適宜見直し、公営企業の経営環境の変化に適切に対応するとともに、下水道ストックマネジメント計画に沿って徹底した経営効率化、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る。

・公園…▽本市の財政規模、人口規模に見合った適正配置や、効果的・効率的な運営の観点から、統廃合を検討する。▽用途廃止となった公園については、譲渡又は売却を検討する。

・プラント…▽市民生活への影響に配慮しつつ、適正な維持管理やごみ処理の広域化による周辺自治体との連携など、効果的、効率的な運営方法や施設のあり方について検討する。

第四章　福祉と保健・医療

第一節　福祉

一　地域福祉

1　地域福祉

概　要　日本国憲法第二五条は、第一項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と生存権を明記する。そして第二項では、生存権を保障するため国は社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めるべきことを規定している。国及び地方公共団体は、この理念に沿って福祉施策を進めてきた。

一九七三（昭和四十八）年三月策定の玉野市総合計画における記述と、二〇二二（令和四）年三月策定の玉野市地域福祉活動推進計画などによる直近の数値を比べると、社会福祉をめぐる状況は次のように変わっている。

・生活保護…一九七一年度末時点の保護家庭は三七二世帯で、保護率（人口一〇〇〇人当たりの生活保護受給者数）は八・四であった。これは、国の一二・七、岡山県の一二・三を下回っていた。

二〇二〇年度末の被保護実世帯は四九三世帯で、二〇一六（平成二十八）年度の六一九世帯と比べると二〇・四パーセント減少している。保護率は一〇・四七で、二〇一六年度の一三・六一からは三・一四パーミルの減少となっている。

・児童福祉…一九七三年当時、保育所は公立九園、私立三園。入所希望者は激増しており、特に乳児が増えていたことから、未設置地区への早期建設や現有施設の増改築が課題となっていた。

二〇二一年度における幼児保育・教育施設の数は、市立が認可保育園四園、幼稚園六園、認定こども園六園、私立が認可保育園三園（うち紅陽台ちどり保育園は岡山市と共同利用）である。市内の一八園を合わせると、保育園児数が一三五五人（紅陽台ちどり保育園を含む）、幼稚園児数が二〇六人となっている。

・母子福祉…一九七〇年頃の市内の母子家庭は約六〇〇世帯で、これに対して母子相談員一名が対応する体制であった。年末の訪問、母子慰安旅行、地区別懇談会・激励会、幹部研修会、法律相談、各種融資などを実施しているが、いずれも十分とは言えなかった。

二〇二〇年度におけるひとり親家庭は三二五世帯で、その八四・六パーセントを母子世帯が占めている。母子世帯においては特に経済面や就労、父子世帯については子どもの養育や家事などの生活面で課題を抱えているケースが多い。

・障害者福祉…一九七〇年頃における身体障害者の数は一二五〇人で、その内訳は肢体不自由八二六人、視覚障害二三六人、聴覚障害・平衡機能障害一五一人など。障害者の数は、交通事故、疾病、その他災害等により増加の一途をたどっていた。

施策としては、更生医療・補装具・日常生活用具の給付、相談員と奉仕員による更生相談や巡回奉仕活動などが行われていた。知的障害者（当時は「精神薄弱者」）の数は二四一人で、このうち三二人が県の更生施設に入所していた。

二〇二〇年度における障害者手帳所持者数は三三三九人で、内訳は身体障害者手帳二三〇〇人、療育手帳五二四人、精神障害者保健福祉手帳五一五人である。身体障害者も知的障害者も、一九七〇年頃と比べてほぼ倍増している。

・高齢者福祉…六五歳以上の高齢者の数は、一九六七年の四七八三人から一九七一年の五四二六人へと増加傾向が続いており、高齢化率も六・九パーセントから七・七パーセントへと高まりつつあった。施策としては、老人医療無料化、老人眼鏡や敬老年金の支給、老人健康診断、老人家庭奉仕員の派遣、老人クラブの育成指導などが行われていた。

二〇二一年三月末時点では、高齢化率が三八・四パーセントまで増加し、ほぼ五人に二人が高齢者となっている。六五歳以上の人が暮らす高齢者世帯は全世帯の五六・三パーセントを占め、高齢者世帯の二八・五パーセントが独居世帯である。二〇一九年度における要介護・要支援認定者数は四四四一人で、近年は横ばい傾向が続いている。

・総合福祉施設…一九七三年当時は、福祉行政全般を総合的に推進する拠点施設がなく、総合福祉センター（仮称）の早期建設が望まれていた。

その後、二〇〇〇年度から新たな社会保険として介護保険制度がスタートし、障害者福祉について措置制度から支援費制度へ、さらに障害者自立支援法（二〇〇五年）、障害者総合支援法（二〇一二年）の制定と目まぐるしく制度が変わった。二〇一五年度から子ども・子育て支援新制度や生活困窮者自立支援制度が始まるなど、社会福祉をめぐる制度は絶えず変遷してきた。

地域福祉計画・地域福祉活動推進計画　二〇〇〇（平成十二）年に改正された社会福祉法において、今後の社会福祉の基本理念の一つに「地域福祉の推進」が掲げられた。そして、地域福祉の推進に際しては、行政だけでなく事業者や市民が連携・協力していくべきことを求めている。

こうした背景のもと、二〇一二年三月に玉野市地域福祉計画を策定した。社会福祉法第一〇七条による「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として位置づけられるものである。計画期間は二〇一二～二〇一六年度の五年間。近接した時期に、住民の主体的参加により地域福祉活動を支援する行動計画として、玉野市社会福祉協議会が玉野市地域福祉活動計画を策定した。さらに、各地区ごとの自主性・主体性・独自性を生かした地域福祉活動の実践計画として、地区福祉活動計画も策定され、のちにこれら三つの計画を一体的に運用しながら地域福祉に取り組んでいくこととなった。

地域福祉計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を送れるように、市民の主体的な創意工夫や相互の支

え合いを支援すること、市民と行政が一体となった保健・医療・福祉の連携システムづくりを進めることなどを基本理念に掲げた。施策の体系は次のとおりである。

〈基本目標1〉支え合い、助け合う意識づくり…①地域福祉の普及啓発　②若い世代の参加促進

〈基本目標2〉支え合い、助け合う仕組みづくり…①支援を必要とする人の把握と支援体制の整備　②ボランティアの育成・活動支援　③地域福祉を推進する団体への支援

〈基本目標3〉福祉サービスの利用を支援する仕組みづくり…①利用者意識の向上　②情報提供・相談体制の充実　③苦情解決、権利擁護のための体制整備　④福祉サービス提供基盤の充実

〈基本目標4〉誰もが暮らしやすいまちづくり…①移動・情報伝達手段のバリアフリー化　②災害時要援護者支援体制の整備

同計画の計画期間が終了する二〇一七年三月に、新たな地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した玉野市地域福祉活動推進計画を策定した。二〇一七～二〇二一（令和三）年度の五か年計画である。前計画での主な取組実績としては、次のようなものがある。

〈第一期計画（市）における取組〉

①支え合い、助け合う意識づくり…各種講座の開催（出前講座、文化センターでの講座等）、講演会の開催（人権・健康づくり・障害者福祉等）など

②支え合い、助け合う仕組みづくり…小地域ケア会議（市内三か所）の活動支援、地区社協（地域福祉推進基礎組織）の活動支援（市内二か所）など

③福祉サービスの利用を支援する仕組みづくり…支援センターの相談機能強化、福祉等サービス事業者との意見交換会の開催など

④誰もが暮らしやすいまちづくり…公共交通（シーバス、シータク、石島定期便等）の整備、災害時要支援者の把握など

〈第一期計画（社協）における取組〉

①地域での支え合いの強化…小地域ケア会議の設置やふれあいサロンの充実、「互近助ネットワーク」の立ち上げ、災害ボランティアセンター活動など

②地域福祉を推進する人材の育成…地域包括支援センターによる「お役立ち講座」の開催、小学校を対象とする「車いす・アイマスクの体験教室」の開催、夏のボランティア体験事業など

③情報発信・相談体制の強化…フェイスブックの開設、ふれあい総合相談事業の周知など

④在宅生活を支援する福祉サービスの充実…認知症サポーター養成講座の開催、法人後見への取組など

計画の基本理念は、「みんなで参加　みんなでつくる　支え合いのまち　玉野」とした。また、基本目標として次の四点を掲げた。

①ともに支え合う意識づくり　②福祉のネットワークと担い手づくり　③福祉サービスを利用しやすい環境づくり　④誰も

が暮らしやすい福祉のまちづくり

二〇二二年三月には、玉野市地域福祉活動推進計画（第二期）を策定した。前計画と同様に、玉野市地域福祉計画と玉野市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体化した計画である。第二期計画における主な取組としては、次のようなものが挙げられている。

①ともに支え合う意識づくり…各種講座・講演会の開催、小学校での福祉体験教室の開催（コロナ禍に伴い、体験教室に代えて福祉体験マニュアルを作成し学校に配付）など

②福祉のネットワークと担い手づくり…地区社協の活動支援（市内五か所。この五年間で新たに玉原、日比渋川、荘内の地区社協が設立）、小地域ケア会議（市内三か所）の活動支援、民生委員児童委員協議会等への情報提供、百歳体操の普及や玉野オリジナル体操の開発、互近助ネットワークの設立（この五年間で玉・奥玉地区に九か所、山田地区に一か所、東児地区に八か所設置）など

③福祉サービスを利用しやすい環境づくり…ふれあい総合相談の充実、わがまち福祉相談会、障害者就労支援窓口の統合、玉野市権利擁護支援センターの設置、子育て支援ガイドブックの作成など

④誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり…障害者タクシーチケット制度の実施、災害ボランティアの育成支援など

計画の基本理念は「みんなで担い　地域でつながり支え合うまち　玉野」とした。四つの基本目標に沿った施策の体系は次のとおりである。

〈基本目標1〉ともに支え合う意識づくり…①広報・啓発活動の推進　②福祉教育の推進と学習機会の充実

〈基本目標2〉地域福祉のネットワークと担い手づくり…①地域で顔が見える交流づくり　②福祉活動のネットワークづくり　③福祉を支える担い手の育成　④ボランティアの育成と活動支援

〈基本目標3〉福祉サービスを利用しやすい環境づくり…①相談支援体制の充実　②権利擁護や苦情解決の推進　③福祉サービスの充実と利用促進

〈基本目標4〉誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり…①人にやさしい生活環境の整備　②災害時の支援体制の充実　③防犯体制の充実　④再犯防止の推進（玉野市再犯防止推進計画）

2 玉野市社会福祉協議会

概　要　社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。一九五一（昭和二十六）年に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づいて設置されている。

それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することので

きる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、さまざまな活動を行っている。

玉野市社会福祉協議会は一九五一年三月一日に設立され、一九六五年八月三十日に社会福祉法人の認可を受けた。次の基本理念を掲げる。

「誰もが自分らしく安心して暮らすことができる　やさしさとぬくもりのある　福祉によるまちづくり」の実現をめざす

二〇二四（令和六）年度における運営体制は、理事一〇名、監事二名、評議員一六名で、事務局の組織は次の三課体制である。

・総務課…総務係、人事係
・総合福祉課…地域福祉係（地区社会福祉協議会、いきいきサロン等を所管）、在宅福祉係（赤い羽根共同募金、放課後児童クラブ等を所管）
・介護保険事業課…介護サービス事業係（居宅介護支援事業、ホームヘルプサービスなどを所管）、包括的支援係、介護予防支援係（以上、地域包括支援センターを所管）

自主財源確保のため随時会員を募っており、二〇二三年度の会員数と会費収入の実績は、次のとおりである。

・普通会員…四三五九件、一三〇万七七〇〇円
・特別会員…一三一九件、一三一万九〇〇〇円
・団体会員…七〇件、三五万三一〇〇円

沿　革　玉野市社会福祉協議会が設立されてからの沿革は次のとおりである。

一九五一（昭和二十六）年三月	玉野市社会福祉協会として市役所内に設立
一九五二年三月	福祉資金貸付制度、緊急援護制度を創設
一九五四年四月	児童更生施設・後閑保育園を開園（一九九九年三月閉園）
一九五五年四月	県世帯更生資金貸付業務開始
一九五八年九月	財団法人として認可
一九五九年四月	宿所提供施設・和田寮（一四戸）開設（一九九九年三月閉所）
一九六〇年四月	玉野心配ごと相談所開設
一九六五年八月	社会福祉法人として認可。玉野市社会福祉協議会に改称
一九七〇年四月	児童健全育成事業・放課後児童クラブ受託開始（第二日比小学校、宇野小学校、田井小学校）
一九七三年十月	障害児通園事業（わかえの園）受託（二〇一七年三月閉鎖）
一九七八年	玉原小学校放課後児童クラブ開設
一九八一年八月	玉野高齢者無料職業紹介所開設（二〇〇〇年三月閉鎖）
一九八三年四月	心身障害者地域福祉作業所・玉授産所運営受託（福祉作業所しらさ工房に改称、二〇〇七年四月玉野市障害者地域活動支援センターしらさ工房に再改称）

一九八三年　荘内小学校放課後児童クラブ開設
一九八五年四月　玉野高齢者能力開発情報センター開設（二〇〇〇年三月閉鎖）
一九八七年　日比小学校放課後児童クラブ開設
一九八八年三月　玉野デイサービスセンター開設（二〇〇〇年四月認可、二〇一九年六月休止、二〇二〇年三月閉鎖）
四月　ホームヘルパー派遣事業開始（二〇〇〇年四月認可）
一九八九（平成元）年十月　玉野市高齢者サービス相談センターを開設し、介護派遣事業開始
一九九一年八月　玉野福祉人材バンク設立（二〇〇〇年三月閉鎖）
一九九四年四月　八浜小学校放課後児童クラブ開設
一九九七年一月　西北地域デイサービスセンター運営開始（二〇〇〇年四月認可。二〇〇七年八月荘内デイサービスセンターに改称、二〇一二年三月閉鎖）
四月　事務所所在地を玉野市田井五丁目二二番一号に移転／玉野総合福祉センター管理運営委託（二〇二二年十一月閉館）
一九九八年四月　ふれあいのまちづくり事業開始（玉野市補助）
一九九九年十月　居宅介護支援事業所認可
二〇〇〇年四月　在宅福祉サービス相談センター開設／築港小学校放課後児童クラブ開設
十月　ミニデイサロンしおさい受託運営開始（二〇二三年三月受託終了）
二〇〇一年四月　大崎小学校放課後児童クラブ開設／介護ファミリー・サポート・センター受託運営開始（二〇〇六年三月閉鎖）
七月　後閑小学校放課後児童クラブ開設
十月　精神障害者地域生活支援センター・こころの里受託運営開始（二〇〇七年三月受託終了）
二〇〇二年二月　ミニデイサロンみなと受託運営開始（二〇二三年三月受託終了）
四月　胸上小学校放課後児童クラブ開設／子育てファミリー・サポート・センター受託運営開始
二〇〇三年一月　玉野市児童館受託運営開始
七月　ミニデイサロンしらすな受託運営開始（二〇二三年三月受託終了）
二〇〇五年七月　玉小学校放課後児童クラブ開設
二〇〇六年四月　地域包括支援センター運営開始（包括的支援事業受託開始、二〇〇八年五月、公募により愛称が「いきいきセンター」に決定）
二〇〇七年三月　玉野総合福祉センターを老人福祉センター

二〇〇七年四月　（B型）として届出
玉野市勤労青少年ホーム受託運営開始（二〇一六年三月受託終了、同年四月「ティエラ」として社協単独運営開始、二〇二二年三月閉館）
六月　山田小学校放課後児童クラブ開設／玉野総合福祉センターを無償譲渡（寄附）される
二〇〇八年四月　福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）開始
二〇〇九年四月　玉野市障害者コミュニケーション支援事業受託開始（二〇一五年三月受託終了）／高齢者ふれあい・いきいきサロン活動助成事業受託開始
二〇一一年三月　地域福祉活動計画（一次計画）策定
五月　東児地区社会福祉協議会設立
六月　和田地区社会福祉協議会設立
二〇一二年四月　鉾立小学校放課後児童クラブ開設
七月　ボランティアセンター（すこやかセンター内）に事務所を設置（二〇一九年一一月事務所を福祉センターに移設）
二〇一三年七月　いき・いき交流デイサービス事業受託開始（二〇二三年三月受託終了）／玉野市障害者就労相談支援事業受託開始（二〇二一年三月受託終了）
二〇一四年四月　常設型災害ボランティアセンター設置（すこやかセンター内、二〇一六年四月所管を総合福祉課〈福祉センター内〉へ移設）
二〇一六年四月　生活支援体制整備事業受託開始／法人後見事業開始
二〇一六年十一月　磐田市社会福祉協議会（静岡県）と災害時相互応援協定締結
二〇一七年三月　地域福祉活動推進計画（第一期計画）策定
九月　玉原地区社会福祉協議会設立
二〇一九（令和元）年六月　日比地区社会福祉協議会設立
八月　荘内地区社会福祉協議会設立

主な事業　二〇二三（令和五）年度における主な事業は、次のとおりである。

①地域福祉推進事業
・共同募金配分金事業…赤い羽根共同募金を実施（実績額八七一万三三九七円）するとともに、その配分金により次のような事業を実施した。▽障害児・者福祉活動の支援（たまの人形劇フェスティバル）　▽福祉育成援助活動の支援（緊急援護資金の貸付、緊急食糧支給、災害被災者の援助）　▽ボランティア活動育成の支援（小学校での福祉体験教室、玉野市ボランティア連絡協議会の活動強化、災害ボランティア養成講座など）　▽常設型災害ボランティアセンターの運営体制の整備　▽たまの社協だよりの発行（偶数月）
・地域福祉推進事業…▽地区社会福祉協議会の設立推進及び設

立後の継続支援（後述）　▽生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置、「たまの　みんなが輝くまちづくりフォーラム」の開催、地域活動・ボランティア養成講座の開催、地区ボランティアセンター〈和田、玉原、日比、荘内〉の運営と交流会の開催）　▽高齢者ふれあい・いきいきサロン事業の推進（六四か所のサロンのうち三九か所を対象に活動費等を支援、延べ一万三七二四名参加）　▽老人福祉事業（百歳慶祝訪問事業、米寿を対象とする敬老記念品の配付）　▽玉野市社会福祉法人ネットワーク協議会（二〇二一年十月に一五法人が参加して設立総会を開催。災害用資機材ストックヤードを市内中学校区七か所に設置）　▽福祉推進事業（福祉団体や地区社協に運営費・活動費補助。計一三件一九七万一〇〇〇円）

・貸付事業…▽福祉資金等貸付事業（福祉資金貸付事業＝一〇件四〇万円、生活福祉資金貸付事業＝相談五四件、貸付決定〇件）　▽緊急小口資金等特例貸付世帯への相談支援（状況確認のためのアンケート調査、貸付利用世帯とのつながりづくりや生活困窮支援のための食糧提供イベント開催）

・法人後見事業…▽法人後見受任事業（後見九件、保佐六件、計一五件）　▽成年後見制度普及啓発事業（たまの権利擁護ネットワーク懇談会と連携して法律・医療・福祉など幅広い相談を受けるため「なんでも相談会」を三回開催）

・福祉サービス利用援助事業…▽日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業　担当職員五名・支援員一一名が認知症高齢者等の日常生活を支援。支援実績　相談一五二件・実利用数三三名）

・在宅福祉サービス・相談事業…▽移送サービス事業（通院一四件）　▽福祉車両貸出事業（車両三七件、利用者二一九名）　▽福祉用具貸出事業（貸出数＝介護ベッド七件、マットレス七件、車いす九七件、ベビーベッド八件、チャイルドシート一七件、計一三六件）　▽相談事業（介護相談二五件、弁護士相談八二件、相続・境界等財産の手続相談四四件、労務相談五件）

②子育て・障害関係事業

・子育てファミリー・サポート・センター事業…依頼会員二八一名、提供会員一一二名、両方会員一四名、計四〇七名。アドバイザー三名、サブ・リーダー五名が担当。幼稚園・保育園の送り迎えや預かり、習い事等の援助、登校前の援助、療育施設通所等の援助など、活動実績計六三四件。会員向けに研修（講演会・講習会）や交流会を開催

・児童館管理経営事業…二八二日間の開館で計八二〇二名（乳幼児二七四〇名、小学生一六三四名、中学生二三三名、高校生三三名、大人三五六二名）が来館。お楽しみ映画会、科学遊び、親子工作教室、カプラで遊ぼう、夏休み工作教室などの行事を開催（クッキングはコロナ禍のため中止）。クラブ活動や親子ふれあい活動、子どもボランティアの育成も実施

・放課後児童健全育成事業…在籍児童数は月平均七九二名（小学校全児童数の三四パーセント）。延長保育児童数は月平均

三五六名。土曜保育児童数は月平均四四名

・障害者地域活動支援センターしらさ工房管理経営事業…在宅障害者に対して作業指導、生活訓練等を実施。通所者数一一名（全て知的障害）、年間延べ通所者数一六八六名

③介護保険等総合支援事業

・居宅介護支援事業…介護支援専門員を五名配置し、ケアプラン作成や事業者との調整などを行った。事業実績（月平均）は、ケアプラン作成・調整一七五件、訪問調査四件、その他申請代行一〇件

・訪問介護ホームヘルプサービス事業…▽利用実績は実利用者数一五〇二名、計一万六三回（身体介護一〇五六回、複合援助一七九五回、生活援助三七三一回、介護予防三四八一回）▽生活支援訪問員養成研修を開催、参加者六名

・障害者ホームヘルプサービス事業…利用実績は実利用者数二四六名、計一六六〇回（居宅介護・身体二六九回、居宅介護・家事一〇六一回、同行援護二八八回、移動支援四二回）

・在宅福祉サービスセンター事業…産褥期の母親のいる世帯にヘルパーを派遣（派遣実績三件）

・生きがい事業…特段の支援・介助を要しない市内の六五歳以上を対象にパソコン講座、介護予防体操を実施。延べ利用者数九六八名（玉野市社協会館五七二名、築港老人憩の家一五八名、柏葉会憩の家二三八名）

・包括的支援事業…▽総合相談支援事業（介護保険・権利擁護・虐待などの相談のほか、ケアマネジャーに対する個別相談・支援を実施。相談件数計六五四一件）▽小地域ケア会議・互近助ネットワーク（住民組織の代表と行政、専門職が福祉のまちづくりに向けて連携し課題の早期発見・早期解決を図る場。小地域ケア会議を玉・奥玉、田井、山田の各地区でそれぞれ六回開催。互近助ネットワークを玉・奥玉で二三回、山田で一二回、東児で三回開催）▽個別・困難ケース会議（個別ケース会議は定期で一二回、困難ケース会議は随時で六回開催）▽医療・保健・福祉相談窓口連絡会（六回開催、参加者延べ一二九名）▽啓発活動（お役立ち講座、認知症サポーター養成講座、ふれあい・いきいきサロン、いきいき百歳体操、いきいき健康ウォーク、第一回通いの場いきいき交流会）

・認知症総合支援事業…▽認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チームが認知症患者や介護者を支援。累計対応件数三二件）▽認知症地域支援事業



通いの場いきいき交流会（玉野総合医療専門学校）

（市内一一地区でわがまち福祉相談会を開催。相談件数五七件）　▽チームオレンジ（認知症の人や家族に対して、困りごと等の支援ニーズと認知症サポーターを結び付け、継続的な支援を行う。チームオレンジ比咩〈玉地区〉、チームオレンジえがお〈日比地区〉、チームオレンジつどい〈玉原地区〉の三地区で取り組んだ）

・介護予防支援事業…▽介護予防マネジメント業務（要支援1・2に対して支援プランを作成。給付管理数計七九七三件）　▽介護予防プランチェック（職員の資質向上を目的とする。検討数延べ五九ケース）　▽スキルアップ研修会（主任介護支援専門員法定外研修。四回開催し、延べ二三三名が参加）

地区社会福祉協議会　「自分たちの地域は自分たちでよくしていこう」という理念のもと、地域の福祉課題を地域住民が協働して解決することを目的として、地区社会福祉協議会の設立を支援している。これまでに次の七地区で設立されている。

①東児地区社会福祉協議会…二〇一一（平成二十三）年五月設立。ボランティア相談員研修会、地区勉強会、三世代交流フェスティバルなどを実施。第四期計画策定。

②和田地区社会福祉協議会…二〇一一年六月設立。地区ボランティアセンターの運営やサロン、ささえあいマップづくりなどを実施。第三期計画策定。

③玉原地区社会福祉協議会…二〇一七年九月設立。地区ボランティアセンターの運営やコミュニティカフェ、健康相談、玉原小食育支援、チームオレンジ活動などを実施。

④日比地区社会福祉協議会…二〇一九（令和元）年六月設立。地区ボランティアセンターの運営やコミュニティカフェ、チームオレンジ活動などを実施。第二期計画策定。

⑤荘内地区社会福祉協議会…二〇一九年八月設立。地区ボランティアセンターの運営などを実施。第一期計画策定。

⑥田井地区社会福祉協議会…二〇二二年六月設立。地区ボランティアセンターの運営や集いの場、多世代交流イベント、健康セミナーなどを実施。第一期計画策定。

⑦宇野小学校区地区社会福祉協議会…二〇二二年六月設立。交流イベント、地元企業との協働イベントなどを実施。第一期計画策定。

3 民生委員・児童委員

概　要　民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣の委嘱を受け、各市町村に配置される「社会福祉に関する地域の身近な相談相手」である。一九一七（大正六）年に岡山県で誕生した済



民生委員による小学校あいさつ運動（第二日比小学校）

世顧問制度がその始まりとされる。身分としては非常勤の特別職公務員であるが、報酬はなくボランティアとして活動する（活動に対する費用弁償はあり）。また、児童福祉法に基づいて全ての民生委員は児童委員を兼ねる。一九九四（平成六）年に、民生児童委員の中で児童福祉を専門的に担当する主任児童委員の制度が設けられた。

本市では一六五名の民生児童委員が、それぞれの担当地区で活動している。地域包括支援センターの活動にも協力し、小地域ケア会議や互近助ネットワークなどの取組に携わるほか、常設型災害ボランティアセンターの構成員にもなっている。また、社会福祉協議会による「ふれあい総合相談事業」の心配ごと相談において、民生児童委員が相談員として活動していた（二〇一九（令和元）年十二月わがまち福祉相談会へ移行、二〇二六年三月終了）。

玉野市民生委員児童委員協議会　玉野市社会福祉協議会内に、玉野市民生委員児童委員協議会が設けられている。同協議会の歴代会長は次のとおりである。

氏　名	任　期
角南利則	不明～一九八三（昭和五十六）年十一月三十日
石濱日出男	一九八三年十二月一日～一九九二（平成四）年十一月三十日
岡田吾一	一九九二年十二月一日～二〇〇一年十一月三十日
小林通宣	二〇〇一年十二月一日～二〇〇七年十二月十八日
藤原正行	二〇〇七年十二月十九日～二〇一三年十二月十日
池田美知子	二〇一三年十二月十一日～二〇一八年三月十三日
平木由美	二〇一八年三月十四日～二〇二五（令和七）年十一月三十日
山川仁吉郎	二〇二五年十二月一日～

4 総合保健福祉センター

総合保健福祉センター　総合保健福祉センターは、文字どおり保健福祉に関する総合的なサービス拠点として待ち望まれていた施設である。

一九七六（昭和五十一）年七月三十一日、田井の旧市民病院跡に着工し、翌一九七七年三月に竣工。四月四日に開館した。鉄筋コンクリート造三階建て、延床面積二〇五五平方メートルで、工事費は三億二四三一万円。

一階は心身障害者部門で、管理室、会議室、機能回復訓練室、浴室、医務室、談話ロビーなど。二階は高齢者部門で、和室大広間、浴室、娯楽室（洋室・和室）など。三階は結婚式場と母子部門で、結婚式場・披露宴会場（会議室兼用）、ロビー、和室などを備える。結婚式・披露宴での使用以外は全て無料であった（式場は一回五〇〇〇円、披露宴会場は一回二〇〇〇円）。また、心身障害者、傷痍軍人、母子家庭、遺族の市民が利用する場合の送迎用に、大型無料バス「福祉号」を定期運行及び団体予約運行していた。

一九八八年三月には、同センター内にデイサービスセンターが開設された。六五歳以上の、体が弱く家に閉じこもりがちな

方が対象で、入浴、給食、日常動作訓練、送迎などのサービスを受けられる。利用は登録制で、概ね週一回利用できる。利用料は一回三〇〇円（給食サービスは別途）、定員は二〇人。

一九九〇（平成二）年九月には、総合保健福祉センター分館として、日の出ふれあい会館がオープンした。生涯教育及び女性の地位向上を主な目的とした施設である。一階は多目的ホール、コミュニティ会議室。二階は視聴覚室、図書情報資料室、小会議室、和室、女性団体連絡室など。

すこやかセンター　その後、旧奥玉小学校跡地に新しい総合保健福祉センターを建設することになり、二〇〇〇（平成十二）年九月に着工、二〇〇一年八月に竣工した。鉄骨造り二階建て、延床面積四一四一・五三平方メートル、工事費一一億四七〇〇万円。新しいセンターの愛称は公募され、三一点の応募の中から愛称選考委員会によって「すこやかセンター」に決定した。

一階は健康ルーム、はつらつルーム、診察室、相談ルーム、プレイルーム（親子のふれあいの場）、やまももホール（各種イベントや軽運動など多目的に利用可能）、教養娯楽室つつじ、ワークプラザ（高齢者の創作活動など生きがいづくりの場）、ふれあい広場などを備えるほか、健康増進課（現健康医療課）、障害児通園施設「わかえの園」（二〇一六年度末閉園）、障害者共同作業所「ほほえみ作業所」「しらさ工房」が入る。二階はクッキングスタジオ、ボランティアセンター、会議室など。ボランティアセンターは、玉野市ボランティア連絡協議会を中心とする市内各種団体のネットワーク拠点となる。

九月二十二・二十三の両日には、市と奥玉自治会の共催により完成記念イベント「すこやかフェスタ」が開催された。プログラムは、開会セレモニー、芸能発表大会、文化作品展、記念講演、親子料理教室、フリーマーケットなど。また十月二十八日にも、完成記念イベント「くらしと健康フェア」が催された。

すこやかセンターの一般利用は十月から開始され、市民の健康づくりや憩いの場として活用されるとともに、乳幼児健診や育児相談、マタニティスクールなどが開催されている。

5 ■玉野市福祉まつり

毎年五月五日に行われていた「玉野市こどもまつり」と、身体障害者・高齢者・母子寡婦を対象に行われていた「玉野市福祉の船」を統合する形で、一九八八（昭和六十三）年に第一回が開催された。同年は五月四・五の両日、玉野レクレセンターのアリーナ及び周辺、玉野市民会館、玉野海洋博物館を会場として開催され、ミニSL、ゴーカート、福祉の店、スポーツ大会、人形劇、手品、ちびっこカラオケ、こども映画まつり、海洋博物館無料開放などが催された。

二　母子福祉・子育て支援

1 ■総　論

母子福祉・子育て支援政策の歩み　一九四七（昭和二十二）年十二月、戦争孤児の救済を主な目的として児童福祉法が施行さ

れ、一九五一年の同法改正では保育に欠ける子を保育所に入所させることが規定された。一九六四年七月に施行された母子福祉法は、母子家庭の生活の安定と向上を図るため、資金の貸付や公営住宅入居への配慮などを定めた。現在では「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と名称が変更されている。

一九七〇年代以降、わが国では少子化が進行し、一九七〇年に二・一三であった合計特殊出生率は、一九八九（平成元）年には一・五七まで低下した（一・五七ショック）。これを受けて政府は、一九九四年十二月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定した。一九九八年には児童福祉法が抜本的に改正され、放課後児童健全育成事業の法定化、児童家庭支援センターの創設などが盛り込まれた。一九九九年には少子化対策推進基本方針及びその具体化のための計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が定められた。

二〇〇一年には、厚生労働省が待機児童ゼロ作戦を発表した。二〇〇三年には、次世代育成支援推進法及び少子化社会対策基本法が施行された。二〇〇四年には、同基本法に基づいて少子化社会対策大綱が策定されるとともに、その具体化のため「子ども・子育て応援プラン」（新新エンゼルプラン）が策定された。同プランでは、若者の自立、仕事と家庭の両立支援などを重点課題として掲げている。

二〇一二年八月に成立した子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連三法に基づいて、二〇一五年度から子ども・子育て支援新制度がスタートした。子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業などをその内容とする。二〇一六年には児童福祉法が改正され、子どもの位置づけが保護の対象から権利の主体へと大きく転換した。二〇一九（令和元）年十月には、少子化対策の一環として幼児教育・保育の無償化が実現した。

玉野市の子育て支援施策の概要　本市でも一九七〇年代は母子家庭に対する支援が中心であった。一九七五（昭和五十）年四月には、母子家庭・準母子家庭（両親がおらず祖父母などが子どもを養育している家庭）の医療費を公費で負担する制度を始めた。義務教育終了までの子どもが対象で、療養費の自己負担分を全額市が負担するものである。一九七七年十月には岡山県において母子家庭医療費公費負担制度ができ、対象が一八歳未満の子とその母親（所得税非課税が条件）に拡大された。

五月五日の子どもの日を中心とする児童福祉週間には、社会福祉協議会、教育委員会、青少年問題協議会などが中心となって「こども祭り」を開催していた。一九七八年の「こども祭り」は、海洋博物館前の海岸での宝探し、玉市民会館でのこどもマンガ映画大会などを実施した。一九七七年四月には前述のように総合保健福祉センターが開館し、乳幼児健診や子育てに関する相談・教室などの拠点となった。その後、一九九三（平成五）年度からは深山公園を会場とする「こどもふれあいまつり」となった（二〇一六年度で休止）。

この間、本市でも少子化が深刻化し、一九五五年に三三・三

パーセントを占めていた年少人口（一五歳未満）は、二〇〇〇年には一三・三パーセントにまで低下した。そのため、少子化対策を中心とする総合的な子育て支援を目指すようになった。二〇〇一年度にはファミリー・サポート・センター事業を開始し、二〇〇二年七月には玉野市児童館がオープンした。二〇〇二年度にはそのほか、乳幼児医療費無料化の拡大（満四歳未満から満五歳未満に）、第三子以降の保育料無料化、放課後児童クラブの充実強化（胸上小学校で新規開所、玉原小学校・荘内小学校は土曜日も開所）などの施策を実施した。医療費助成については、その後乳幼児だけでなく、一八歳年度末まで対象が拡大した。

二〇一五年度からの子ども・子育て新制度スタートに際しては、子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた検討などを実施。二〇一五年三月に第一期の同計画を策定した。続いて二〇二〇（令和二）年三月には第二期計画を策定している。

新たまの子育てプラン（玉野市次世代育成支援行動計画） 前述の次世代育成支援対策推進法に基づく計画で、本市では二〇〇五（平成十七）年三月に前期計画（二〇〇五～二〇〇九年度）、二〇一〇年三月に後期計画（二〇一〇～二〇一四年度）が策定された。

前期計画では、基本理念を「安心して産み、育てられるまち　子どもたちが、のびのびと育つまち　子育てを、みんなで支えあうまち」とし、計画の基本的な視点として「社会全体で、すべての子どもと子育て家庭を支援する視点」など四点を掲げた。そして、「母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進」など九つの基本目標に沿って施策体系を示した。

前期計画の期間中も、小家族化・核家族化や晩婚化・未婚化の進行、女性就業者・就業希望者の増加など、子育てをめぐる環境は変化していた。これを踏まえて策定された後期計画では、基本理念は前期計画を引き継ぎつつ、基本目標として次の七点を挙げている。

①子育てを応援するまちづくり　②子育て家庭に対する支援の充実　③健やかに産み育てられる環境づくり　④子どもの生きる力を育む環境づくり　⑤仕事と家庭生活との両立の推進　⑥援助を必要とする子育て家庭への支援　⑦子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

第一期玉野市子ども・子育て支援事業計画 子ども・子育て支援法に基づいて二〇一五（平成二十七）年三月に策定された計画で、計画期間は二〇一五～二〇一九年度の五年間。

同計画では、まず前述の新たまの子育てプランに基づく施策の点検・評価を、後期計画の七つの基本目標に沿って行っている。その概要は次のとおりである。

①子育てを応援するまちづくり…園庭開放や幼稚園・小中学校とのふれあい交流が進んだ。学校と地域の連携については、学校支援地域本部事業の周知が必要。

②子育て家庭に対する支援の充実…保育サービスを担う人材の発掘・育成、子育て相談の体制強化・拡充、保健・福祉・

教育関係機関との連携強化などが課題となっている。

③健やかに産み育てられる環境づくり…乳幼児健診は発達・養育状況の確認だけでなく多様な機能を果たしている。食育については、学校食育推進計画をもとに各校での具体的な取組が求められている。

④子どもの生きる力を育む環境づくり…幼稚園と保育園の連携については、合同研修などで強化が図られている。職業体験事業も大きな成果を上げている。スポーツ活動についてはイベント等の充実やスポーツ少年団の支援強化などが求められている。

⑤仕事と家庭生活との両立の推進…子育てしやすい職場環境の整備については、啓発パンフの配布だけでなくより具体的な施策が必要。父親の育児参加意識醸成についても更なる施策が不可欠。

⑥援助を必要とする子育て家庭への支援…児童虐待防止に向けた関係機関の連携強化、障害児の就学支援の強化、ひとり親家庭へのきめ細かな支援などが課題となっている。

⑦子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり…地域安全活動については、自主防災組織の立ち上げに苦慮しているところもある。子どもを犯罪から守るための育成指導員の研修拡充、公園の老朽化した遊具の整備などが必要。

計画の基本理念は、「安心して産み、育てられるまち　子どもたちが、のびのびと育つまち　子育てを、みんなで支えあうまち」とし、「健やかに産み育てられるまちづくり」など四つの基本目標を示した。

第二期玉野市子ども・子育て支援事業計画　二〇二〇（令和二）年三月に策定された計画で、期間は二〇二〇～二〇二四年度の五年間。策定に際しては、玉野市子ども・子育て会議で検討を行うとともに、就学前児童及び小学生の保護者を対象とするアンケート調査、子育て支援団体へのヒアリング、保育士による座談会を実施した。

基本理念及び四つの基本目標は第一次計画を引き継いだ。施策体系は次のとおりである。

①健やかに産み育てられる環境づくり…▽妊娠・周産期・乳幼児期の支援（安全・安心な妊娠・周産期・乳幼児期の支援、乳幼児の健康管理の充実）　▽親子の健康づくりと食育の推進（親子の健康づくり支援、食育の推進）

②子育てと仕事の両立…▽多様な子育て支援サービスの充実（子育て支援施策の充実、経済的支援の充実、保育士の人材確保）　▽ワーク・ライフ・バランスの推進（就労環境の整備、子育て意識と男女共同参画の啓発）

③地域で安心して子育てできる環境づくり…▽子育てを応援するまちづくり（子育て家庭への支援の充実、子育て支援のネットワークづくり）　▽きめ細かな取組が必要な家庭や子どもへの支援の充実（子どもの人権尊重と児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭への自立支援の推進、障害のある子どもへの支援の充実、子どもの貧困対策の推進、外国につながる幼児への支援）　▽子どもと子育て家庭にやさしいまちづ

くり（子どもの安全・安心の確保、快適な生活環境の整備）④子どもの生きる力の育成…▽子どもが豊かに成長するための活動の推進（多様な体験・ふれあいの機会づくり、健全育成の推進） ▽教育環境の充実（幼児教育環境の充実、学校教育環境の充実）

この中で、「保育士の人材確保」「子どもの貧困対策の推進」「外国につながる幼児への支援」は新しく盛り込まれた施策である。

2 子育て支援施設

たまのっこルーム・こども家庭センター 子育て世代包括支援センター（たまのっこルーム）は、妊娠届け出時において保健師が全ての妊婦に対する面接を行うとともに、妊婦のニーズに合わせた個別支援プランを一緒に作成したり、子どもの発育、発達状況や離乳食に関する育児相談を行うなど、相談しやすい場を確保するための専用の相談室として、二〇一八（平成三十）年六月、すこやかセンター内に開設された。赤ちゃんの健康や成長、離乳食の作り方など育児に関する悩みに対して、保健師や栄養士、助産師などが対応する。

二〇二四（令和六）年四月には、こども政策全般を担う「こどもみらい課」を新設し、同課内に母子保健を担う子育て世代包括支援センターと児童福祉を担う子ども家庭総合支援拠点を一体化した「こども家庭センター」を設置した。

地域子育て支援センター 子育てに関する相談を受けたり一緒に遊んだりしながら、総合的な子育ての支援を行っている。玉原認定こども園（二〇一八（平成三十）年四月、玉原認定こども園として設立）内、築港ちどり保育園（二〇〇〇年四月、築港ちどり保育園として公設民営化）内、槌ケ原ちどり保育園（二〇一四年四月、槌ケ原ちどり保育園として民設民営化）内の三か所に設置されている。主な事業は次のとおりである。

・園庭開放「子育て広場」…木曜日、午前一〇時～一一時。子育て支援センター以外の幼稚園・保育園・認定こども園でも実施している。

・一時保育…仕事・出産・病気・疲れ・看護・介護・冠婚葬祭等で子どもの世話ができなくなったとき、あらかじめ登録した上で、月一三日以内で預かり保育を行う。月曜日～土曜日、午前八時三〇分～午後五時の間で必要な時間。利用料金は年齢と利用時間によって異なり、〇～二歳児は四時間未満の利用で一五〇〇円、四時間以上の利用で二七〇〇円。三～五歳児は四時間未満の利用で一〇〇〇円、四時間以上の利用で一七〇〇円となる。実施場所＝玉原認定こども園、サンマリン認定こども園、築港ちどり保育園、槌ケ原ちどり保育園

・出前保育…サークルやグループ等から要請があれば、出向いて親子遊びの紹介等のお手伝いをする。月曜日～金曜日で、利用時間は予約時に相談。

・子育てに関する相談…どのような相談でも受け付ける。栄養士による離乳食相談も実施。電話による相談も可。月曜日～金曜日、午前八時三〇分～午後四時

・機関紙「子育て支援センターだより」の発行…年六回発行

利用支援事業　ちゃいるどはうす「ももちゃん」　二〇一九（令和元）年から、安心して子育てができるように関係機関と連絡調整・連携・協働しながら、子育て支援だけでなく、医療、保健など地域との関係づくりを含め、さまざまな支援を一体的に提案し、利用者（相談者）に寄り添った支援を行う。サンマリン認定こども園内、月曜日～金曜日の午前八時三〇分～午後五時。

子育てファミリー・サポート・センター　本市では二〇〇一（平成十三）年度からスタートした。育児の応援をしてもらいたい依頼会員と応援したい提供会員に登録してもらい、両方をつなぐことで育児支援を行う仕組みである。依頼会員の条件は、市内在住で生後三か月～一〇歳の子どもがいる人。提供会員の条件は、市内在住で自宅で子どもを預かることができ、子どもの保育に熱意を持つ人（資格、経験、性別は問わない）。依頼会員には二時間程度、提供会員には一〇時間程度の研修を受けてもらう。

応援の内容は、例えば次のようなものである。▽保育園、幼稚園、療育施設などへの送迎、預かり　▽保育施設の保育開始前の預かり　▽放課後児童クラブへの送迎、預かり　▽習い事への送迎　▽冠婚葬祭、学校行事等で保護者が留守中の預かり等。宿泊・家事援助や重度の病児・病後児の預かりなどはできない。

利用料金は、平日の七時～一九時が一時間当たり六〇〇円、平日のこれ以外の時間及び土日祝日は一時間当たり八〇〇円。これは当初から変わっていない。

会員の募集は二〇〇一年四月から開始し、サービス提供は同年七月から始まった。当初は日の出ふれあい会館内に事務局を置いていたが、二〇〇二年度からはレクレセンターに移転し、運営は玉野市社会福祉協議会が受託することになった。

会員数は、二〇二三（令和五）年度については社会福祉協議会の項で記したとおり四〇七名で、ここ一〇年ほどは四〇〇～四五〇名程度で推移している。

玉野市立児童館　二〇〇二（平成十四）年七月、玉二丁目のレクレセンター内に開館した。市内の一八歳までの子どもたちが自由に利用できる施設で、おもちゃコーナー、プレイルーム、相談室、図書室などが備えられている。開館は火曜日～日曜日の午前九時～午後五時。

乳幼児を対象として、次のような行事を定期的に開催している。

・にこにこタイム…乳幼児の親子に遊びの場を提供する。
・わくわくランド…児童館から距離的に離れている各地区の市民センターに、エアージャンプや玩具などを持っていって遊んでもらう。とともに、手遊びやふれあい遊び、また、季節にあわせて制作遊びなどを行う。
・ぴよぴよタイム…生後三か月～一歳未満の赤ちゃんを育てている保護者を対象として毎年会員を募集し、四月から八月まで毎月一回、手遊びや親子体操をしたり、他の保護者と話をしたりして交流を深めるもの。

・えほんの時間…二〇〇四年度に「えほんの読み聞かせ」として始まり、二〇〇五年七月から「えほんの時間」となり、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行っている。
また、毎年度初めに会員募集を行って、クラブ活動を実施している。卓球クラブ（月二回程度、小学三年生以上）、将棋クラブ（月一回）がある。また、ビーズアクセサリーや小物を作る手作りクラブは、二〇二四年度から年三回募集する「手作りにチャレンジ」となった。

玉野市児童発達支援センター　二〇一三（平成二十五）年四月に開館した。障害児に対して、充実した社会生活が送れるように支援するための施設である。特定非営利活動法人「玉野つつじねっと」が指定管理者として管理運営を行うことになった（二〇二二（令和四）年四月から社会福祉法人四ツ葉会が指定管理者）。開館は月曜日～土曜日の午前八時三〇分～午後七時。主な事業は次のとおりである。

・児童発達支援…障害のある児童や発達支援が必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作や知識技能の指導、集団生活への適応訓練などを行う。
・放課後等デイサービス…学校に就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇の間、生活能力向上のための訓練などを継続的に行う。
・障害児相談支援…障害児相談支援専門員を配置し、障害児やその家族の相談支援を行う。

図表３－４－１　市内保育園の園児数の推移

各年４月１日現在

年	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
園児数	1,223	1,130	1,113	1,023	1,005	1,025	1,030	1,006

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
園児数	1,010	1,010	999	970	989	1,003	1,026	1,015

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
園児数	1,093	1,140	1,138	1,188	1,167	1,203	1,167	1,139

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
園児数	1,145	1,096	821	821	812	838	854	1,210

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
園児数	1,203	1,178	1,227	1,287	1,316	1,389	1,401	1,263
うち市立	631	595	655	648	680	719	699	632
うち私立	572	583	572	639	636	670	702	631

年	2023	2024	2025
園児数	1,257	1,231	1,150
うち市立	606	594	549
うち私立	651	637	601

3 認定こども園・保育園

図表3-4-1は、市内保育園の園児数の推移を示している。園児数は一九八三（昭和五十八）年度以降、一九九〇年代中頃まで減少したが、その後増加に転じた。二〇〇五（平成十七）年度以降は再び減少して八〇〇人台となったが、二〇一四年に急増し、二〇二一（令和三）年には一四〇〇人を超えた。

市内の認定こども園及び保育園は次のとおりである。

認定こども園　認定こども園はいわゆる認定こども園法に基づいて二〇〇六（平成十八）年十月に創設された制度で、幼稚園と保育所の両方の機能を有する施設である。「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たせば都道府県等の認可を受けることができる。本市でも二〇一三年度以降、次のとおり七つの認定こども園が誕生している。

①市立玉認定こども園…▽所在地＝玉二丁目一番七号　▽定員＝七〇名　▽沿革＝一九四三（昭和十八）年設立の私立玉愛育園が起源。一九六〇年に市営移管し市立玉保育園に。二〇一三年四月、玉認定こども園となる。預かり保育、障害児保育、園庭開放、子育て相談を実施

②市立玉原認定こども園…▽所在地＝玉原二丁目七番四一号　▽定員＝一八〇名　▽沿革＝一九七二年四月、市立玉原保育園として開園。二〇一八年四月、玉原認定こども園となる。延長保育、預かり保育、乳児保育、障害児保育、園庭開放、一時保育、子育て相談を実施

③市立大崎認定こども園…▽所在地＝東七区一番地の二　▽定員＝九〇名　▽沿革＝一九二七年九月、八浜小学校私立幼稚園として開園。一九五一年八月、八浜町大崎保育所と改称。一九五六年四月、玉野市立大崎保育園と改称。二〇一九年四月、大崎認定こども園となる。延長保育、園庭開放、預かり保育、乳児保育、障害児保育を実施

④市立八浜認定こども園…▽所在地＝八浜町八浜一四八八番地　▽定員＝八〇名　▽沿革＝一九七九年四月、市立八浜保育園として開園。二〇一六年四月、八浜認定こども園となる。預かり保育、障害児保育、園庭開放、子育て相談を実施

⑤市立サンマリン認定こども園…▽所在地＝山田三二三三番地の二　▽定員＝一四〇名　▽沿革＝二〇〇四年四月、市立サンマリン保育園として開園。二〇一五年四月、サンマリン認定こども園となる。延長保育、預かり保育、乳児保育、障害児保育、園庭開放、一時保育、子育て相談を実施

⑥市立鉾立認定こども園…▽所在地＝北方一二一六番地　▽定員＝二〇名　▽沿革＝一九四三年三月、鉾立小学校の一部を借用し保育園を設置。一九五〇年三月、児童福祉法による保育所として認可。一九五四年三月、東児町立鉾立保育園と改称。一九七四年四月、玉野市立鉾立保育園と改称。二〇一九年四月、鉾立認定こども園となる。預かり保育、障害児保育、園庭開放、子育て相談、地域交流事業を実施。二〇二二（令和四）年三月末に閉園

⑦和田認定こども園…▽所在地＝和田二丁目七番一〇号　▽

定員＝七〇名　▽沿革＝一九三六年五月、当時の済生委員であった河崎一氏の尽力により、なでしこの園として開園。一九四〇年八月、玉野市立和田保育園と改称。一九四八年六月、児童福祉法による認可を受ける。二〇二六年四月、和田認定こども園となる。障害児保育、園庭開放、子育て相談、地域交流事業を実施

保育園　二〇二四（令和六）年度時点で、次の六園がある。

①市立田井保育園…▽所在地＝田井三丁目一〇番一号　▽定員＝一〇〇名　▽沿革＝一九四八（昭和二十三）年五月、田井小学校の一部を借用し保育を開始。一九四九年六月、児童福祉法による認可を受ける。障害児保育、園庭開放、子育て相談を実施

②市立宇野保育園…▽所在地＝宇野二丁目二三番二号　▽定員＝七〇名　▽沿革＝一九六四年、玉野市社会福祉協議会立宇野保育園として開園。一九六六年四月、市に移管され市立宇野保育園として発足。障害児保育、園庭開放、子育て相談、地域交流事業を実施

③市立渋川保育園…▽所在地＝渋川一丁目二番一〇号　▽定員＝七〇名　▽沿革＝一九五二年八月、定員八〇名で認可を受ける。障害児保育、園庭開放、子育て相談、地域交流事業を実施

④私立築港ちどり保育園…▽所在地＝築港二丁目一五－一六　▽定員＝二三〇名　▽沿革＝一九五〇年四月、玉野市築港保育園として認可。二〇〇〇（平成十二）年四月、社会福祉法人岡山千鳥福祉会に運営を委託し、公設民営化。二〇一〇年、築港ちどり保育園として民設民営化。延長保育、休日保育、園庭開放、一時預かり、子育て相談、出前保育を実施

⑤私立槌ケ原ちどり保育園…▽所在地＝槌ケ原九四八　▽定員＝二七〇名　▽沿革＝一九七五年四月、玉野市槌ケ原保育園として開園。二〇一四年四月、槌ケ原ちどり保育園として民設民営化。延長保育、園庭開放、一時預かり、子育て相談、出前保育を実施

⑥紅陽台ちどり保育園…▽所在地＝岡山市南区紅陽台三丁目一－一一六　▽定員＝三〇〇名　▽沿革＝一九八九年四月、社会福祉法人岡山千鳥福祉会が玉野市などからの保育施設設置要望を受けて開園。延長保育を実施



市立田井保育園（2020年）

玉野市幼保一体化等将来計画　本市は二〇一三（平成二十五）年度に、玉野市幼保一体化等将来計画を策定した。少子化による園児数の減少や施設の老朽化、国の制度見直し等の環境変化を勘案し、幼保一元化という基本的な方向性を打ち出したものである。同計画に沿って、前述のように七つの認定こども園が誕生したほか、後閑保育園は二〇一七年三月末をもって閉園し

た。また中長期的な検討課題として、田井保育園と田井幼稚園、宇野保育園と宇野幼稚園、玉保育園と玉原保育園、八浜保育園と大崎保育園の一元化・統合などを挙げている。

玉野市幼保一体化等将来計画（改正版）　玉野市幼保一体化等将来計画に沿った取組を進める中、本市は、二〇一六（平成二十八）年度に就学前教育課を教育委員会内に新設し、組織の管理運営を一体的に行える体制を整えた。その後、国の保育料無償化政策に伴う保育需要や本市のこども数など、策定当時からのさまざまな状況の変化に対応するため、二〇二〇（令和二）年度に、玉野市幼保一体化等将来計画（改正版）として見直しを行った。同計画に沿って、一つの認定こども園が誕生し、二〇二三年度末に和田幼稚園を、二〇二四年度末に荘内南幼稚園を閉園し、二〇二五年度末に日比幼稚園を休園した。田井地区及び宇野地区・玉地区の幼保一体化計画については、継続して取り組んでいる。

4 子育て支援の取組

地域子ども楽級　二〇〇二（平成十四）年度から完全学校週五日制が実施されたのに伴い、土曜日の子どもたちの居場所づくりを主な目的として二〇〇三年度から始まった。公民館、市民センター、社会教育施設、学校などに子どもの活動拠点を設け、スポーツ、文化活動、自然観察などのさまざまな体験活動を行う取組である。

対象は小学生で、活動は主に土曜日午前中に行っている。事業開始当初は各地区（小学校区）の育成会が運営主体であったが、現在は各楽級のコーディネーターを中心に企画・運営を行っている。自治会、ＰＴＡ、ボランティア団体などと協力しながら、地域ごとにパソコン教室、けん玉づくり、囲碁教室など特色あるプログラムを展開している。また、二〇一〇年度から「おさらい会」がスタートした。小学三年生を対象に、平日の放課後に算数の復習を行うもので、アドバイザーが学習を支援する。これまでの経緯は次のとおりである。

二〇〇三年度　一一の子ども楽級が開級
二〇〇四年度　国の委託事業となる
二〇〇七年度　国の補助事業となる。市内全一四小学校区で子ども楽級開級
二〇〇九年度　文部科学省大臣表彰を受ける
二〇一〇年度　市内全一四小学校でおさらい会開催
二〇一六年度　文部科学省大臣表彰を受ける

各楽級の活動内容は次のとおりである。

・たい子ども楽級…お菓子作り、茶道教室、勉強教室、スタンプラリー、水族館見学、カレンダー作りなど
・ちっこう子ども楽級…生け花教室、アート教室、親子料理教室、玉高生と交流、ディスコン、お楽しみ会など
・うの子ども楽級…卓球教室、グラウンドゴルフ、親子で絵手紙を描こう、百人一首を楽しもう、親子凧作り教室など
・たま子ども楽級…カブラ遊び、工作教室、スポーツ教室、グラウンドゴルフ、ゲーム大会、ハガキ作りなど

・たまはら子ども楽級…絵手紙、昆虫教室、ハイキングと草上ソリ遊び、カローリング、トールペイントなど
・ひび子ども楽級…ニュースポーツ、手芸教室、お花教室、水の中の生き物、紙で作るおもちゃなど
・わだ子ども楽級…英語（ハロウィン）、絵手紙（年賀状作り）、クリスマス会、料理教室、世代間交流活動など
・しょうない子ども楽級…絵手紙、カブラ、リサイクル教室、正月のお飾り作り、昔遊び、勉強教室など
・はちはま子ども楽級…水遊び、おみこし参加、ハロウィン、海の生き物、リース作り、自然環境体験公園など
・おおさき子ども楽級…自然環境体験公園、けん玉、ハンドメイド小物作り、お正月の注連縄作りなど
・ごかん子ども楽級…英語で遊ぼう、浜辺で遊ぼう、クリスマスの飾り作り、工作教室、凧作り・凧揚げ、歴史散策など
・やまだ子ども楽級…英語で遊ぼう、みんなでお茶会、卓球教室、歴史散策、クリスマスの飾り作りなど
・むねあげ子ども楽級…備前焼、卓球教室、クリスマス会、ニュースポーツ、カブラ、中蔵院散歩、茶道教室など
・ほこたて子ども楽級…フラワーアレンジメント、英語で遊ぼう、ニュースポーツ、ウォーキング、カブラなど



はちはま子ども楽級での活動の様子

放課後児童クラブ　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休暇中に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。社会福祉協議会の項で記したように、本市では一九七〇（昭和四十五）年度から社協が同事業を受託し、第二日比小学校、宇野小学校、田井小学校で取組がスタートした。その後順次各校に広がり、現在では全小学校区で実施されている。その一覧は次のとおりである。

小学校区　児童クラブ名
・田井小学校…どろんこクラブ、どろんこ2クラブ
・築港小学校…ぺんぎんクラブ
・宇野小学校…のびっこクラブ
・玉原小学校…わんぱくクラブ
・日比小学校…にこにこクラブ
・第二日比小学校…ひまわりクラブ
・荘内小学校…はとクラブ、はと2クラブ、はと3クラブ、はと4クラブ
・八浜小学校…たんぽぽクラブ

・大崎小学校…はっするクラブ
・後閑小学校…ともだちクラブ
・胸上小学校…いるかクラブ
・玉小学校…つばさクラブ
・山田小学校…ほしクラブ

保護者は課税額に応じた月額負担金のほか、延長加算額や土曜日加算額、長期休暇中の加算額を支払い、運営費に充当されている。

乳児期・幼児期の支援　特に入念なケアが必要な乳児期・幼児期については、次のようなさまざまな支援策を実施している。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）…赤ちゃんが生まれた全ての家庭（生後四か月まで）を対象に、保健師や助産師が訪問して赤ちゃんの発達・発育を確認するとともに、育児相談に対応する。
・産後ケア事業（宿泊型・通所型）…出産後の母体の回復や育児不安の解消の必要な方が、産科医療機関や助産所に宿泊や日帰りで心身のケアや授乳指導、赤ちゃんのケアなどのサービスを受けられる。
・産前産後ヘルパー派遣事業…出産前後のお母さんにヘルパーを派遣し、育児や家事のお手伝いをする。二〇二五（令和七）年度からは「子育て世帯訪問支援事業」と名称を変更し、対象を「妊産婦や家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭など」に拡大した。
・すくすく親子アレルギー教室…小児科医、栄養士、保健師が子どものアレルギーについて講義を行う。
・玉野市幼児クラブ…未就園児の親子を対象とする会員制のクラブ。子育ての喜びや悩みを共有したり親睦を深める場である。地区ごとに活動を行っていたが、会員数の減少により、二〇二五年度は一つのクラブに統合された。

経済的支援　国・県・市により、次のような経済的支援の制度が設けられている。

・不妊・不育治療費助成事業…不妊治療及び不育治療を受けている夫婦に対し費用の一部を助成する。
・風しん予防接種…これから妊娠を予定している方やその家族を対象に、麻しん風しん混合ワクチン又は風しん単独ワクチンの接種費用の一部を助成する。
・出産育児一時金…国民健康保険加入者の出産にかかる負担軽減のため一時金を支給する。
・未熟児の養育医療給付…未熟児として入院が必要な場合、所得に応じて公費で医療が受けられる。
・子どもの医療費の助成…一八歳年度末までの医療費が無料となる。
・児童手当…二〇二四（令和六）年十月から制度が大幅に拡充された。それまでは中学三年生までの児童を養育している方が対象だったが、対象が一八歳年度末までの児童となったほか、所得制限も撤廃された。また、第三子以降の支給月額は三万円に増額された。
・児童扶養手当…父又は母がいないか重度の障害の状態にある

家庭であって一八歳年度末までの児童を養育している方に所得に応じて手当を支給する。

・就学援助費…経済的な理由によって学校の学習で必要な費用の支払いが困難な家庭の保護者に対し、学用品等を援助する。

・保育料…国の制度改正により、二〇一九年十月から保育料の無償化がスタートした。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する三歳～五歳の子どもの利用料が所得制限なしに無償、〇～二歳児については所得税非課税世帯が無償となった。

・午前中一時保育無料券…二〇一一（平成二十三）年度から、それまでの「マイ保育園サポート事業」（妊婦や保護者が近くの保育園一園を「マイ保育園」として登録し、出産前から子どもが二歳になるまでの間、育児相談や園庭開放などの支援を受けることができる事業。あわせてマイ保育園以外の園でも利用できる一時保育利用券（三回まで無料）を交付する。二〇〇八年五月より実施）に代わって始まった。こども医療費受給資格者証の交付時に、三回まで利用できる午前中一時保育無料券を渡す。休養や通院などのため子どもの保育ができない場合に活用してもらうことがねらいである。

情報提供・発信等　子育てに関する情報提供・発信の取組としては、次のようなものがある。

・子育て支援メールマガジン…二〇〇六（平成十八）年十月から配信開始。休日当番医、子どもリサイクル用品、イベント等の情報を携帯電話などで受け取れるサービス。

・たまの子育てガイド…子育ての情報が詰まった冊子で、二〇二〇（令和二）年度に初めて発行され、その後も改定を重ねながら発行されている。妊娠から出産、産後期、乳児期・幼児期、学校と成長段階に応じた支援制度などを、わかりやすく整理して掲載している。

・たまの子育てアプリ…二〇二〇年七月から運用を開始した。妊娠期や出産、子育て期の方に対して、市役所からの各種お知らせなど、子育て世代に関するさまざまな行政情報をスマートフォンアプリによってプッシュ型で情報発信し、必要なサービスの利用や情報共有につなげていくもの。二〇二四年度には機能強化が図られ、子育て支援サービスや各種イベントの予約、乳幼児健診の問診票や予防接種の予診票の記入・提出、健診や接種結果の確認がアプリでできるようになった。

そのほか、本市では二〇一一年度に、車の後部窓ガラスに貼る「こどもがのっています！」シールを作成し、保育園、幼稚園、小学校などで配布した。市のイメージキャラ



たまの子育てガイド

クターののちゃんが車の後部シートから振り返るデザインとなっている。

三　高齢者福祉

1　総　論

高齢者をめぐる状況　第二編の図表2－4で示したように、本市における高齢者人口（六五歳以上）は一九五五（昭和三十）年度以降一貫して増加傾向にあり、総人口が減少に転じた一九八〇年代以後も高齢人口は増え続けている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、高齢者数・高齢化率とも少なくとも二〇四〇年頃までは増加していく見込みである。

図表3－4－2は、高齢者のいる世帯の推移を示している。六五歳以上の高齢者のいる世帯は、一九八五年から二〇一五（平成二十七）年までの三五年間で二倍以上になり、特に独居高齢者世帯は四倍以上に増えている。世帯数全体に占める高齢者のいる世帯の割合は、一九八〇年には二七・三パーセントだったのが二〇一五年には五四・二パーセントとほぼ倍増し、全世帯の半分以上を占めるに至っている。

一般に、六五歳以上の高齢者の全人口に占める割合が七パーセントを超えると高齢化社会、一四パーセント以上で高齢社会、二一パーセント以上で超高齢社会と言われる。日本は一九七〇年に高齢化社会、一九九四年に高齢社会、二〇〇七年に超高齢社会を迎えた。高齢化社会から高齢社会まで二四年かかっているのに、高齢社会から超高齢社会までは一三年しか経っておらず、高齢化が加速度的に進んでいることがわかる。しかも本市では、二〇〇〇年国勢調査で二一パーセントを超えており、国平均よりも数年間、高齢化が先を進んでいる。

高齢者施策の歩み　一九六三（昭和三十八）年、高齢者人口の増加などに対応するため老人福祉法が制定され、特別養護老人ホームや老人家庭奉仕員（現在のホームヘルパー）などが規定された。一九七〇年代の本市における老人福祉対策としては、老人医療費無料化、老人眼鏡の購入補助（七〇歳以上の低所得者に二〇〇〇円）、敬老年金の支給、老人健康診断（六五歳以上を対象に毎年十月に実施）、老人家庭奉仕員の派遣、老人クラブ（第二章第一節参照）の育成などがあった。老人医療費については、一九七三年一月に国の制度として七〇歳以上が無料化されたが、一九八三年の老人保健法施行に伴い定額負担となった。

また、養護老人ホーム和楽園が深井一丁目にあったが、付近に工場ができるなど環境が悪化したため、一九七二年四月、上山田に新築移転した。一九七五年一月には、老人福祉電話の

図表3－4－2　高齢者のいる世帯の推移

年	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
一般世帯総数	22,792	23,823	23,412	24,098	24,644	11,905	25,408	24,701	24,020
高齢者のいる世帯数	6,222	7,104	7,983	9,140	10,177	6,742	12,266	13,385	13,526
独居高齢者世帯数	768	1,105	1,437	1,765	2,159	1,595	3,046	3,597	3,858
高齢者夫婦世帯数	1,806	2,128	2,569	2,533	3,126	1,890	3,422	3,981	4,117

出典：老人福祉計画（原典は国勢調査）

サービスがスタートした。一人暮らしの病弱な高齢者宅に市が電話を架設し、定時に電話して安否確認とともに相談を受ける仕組みであった。

一九七七年四月には、前述のように総合保健福祉センターがオープンし、高齢者や障害者などが無料で入浴、休養、娯楽などを楽しめるようになった。高齢者向けの生涯学習講座も開講された。一九八一年一月には、高齢者や障害者を対象として療養指導車「ふれあい号」で同センターまで送迎し、入浴サービスを行う取組が始まった。

一九八一年度には、常時介護の必要な高齢者を疾病や事故、出産等のため介護できなくなったとき、一時的に預かって施設で介護する制度を始めた。この事業は、特別養護老人ホーム宗玉園に委託して行われた。一九八九（平成元）年度には、市社会福祉協議会が高齢者サービス相談センターを開設した。相談業務（来所及び電話）、訪問及び介護サービス業務（身体介護や炊事・洗濯・掃除等生活支援、話し相手など）を行うもので、対象はおおむね六五歳以上の一人暮らしか寝たきりで介護を必要とする人。一九九一年の敬老週間からは、市が六五歳以上の方にシルバーカードの交付を始めた。このカードを提示することにより、海洋博物館、後楽園、県立博物館などに無料で入場できる。

急速な高齢化の進展で、在宅福祉など高齢者のケアに対するニーズが高まるなか、国は一九八九年十二月に高齢者保健福祉推進一〇か年戦略（ゴールドプラン）を策定した。そして、これに応じて一九九〇年六月に老人福祉法が改正され、老人保健と老人福祉が一体となった老人保健福祉計画が全国の都道府県及び市町村で策定された。本市も一九九三年十二月に同計画を策定している。

国はその後、ゴールドプランの整備目標を引き上げる形で一九九五年に新ゴールドプランを策定。その実現に向けて、一九九七年十二月に介護保険法が成立し、二〇〇〇年度から施行された（後述）。同年策定されたゴールドプラン21では、①活力ある高齢者像の構築、②高齢者の尊厳の確保と自立支援、③支えあう地域社会の形成、④利用者から信頼される介護サービスの充実、の四点を基本的な考え方として示した。

介護保険制度の開始以前から本市で行われてきた高齢者福祉サービスとしては、次のようなものがある。

ホームヘルプサービス／デイサービス／ショートステイ／日常生活用具給付等事業／高齢者住宅等整備資金貸付制度／在宅寝たきり老人等介護手当給付制度／住宅改造助成事業／在宅介護支援センター／機能訓練／訪問指導／徘徊老人ＳＯＳネットワークシステム／訪問入浴サービス／地域福祉ネットワーク事業（身近に福祉委員を置き、高齢者・障害者世帯の見守りなどを行う）／敬老記念品配付事業

介護保険制度の開始に伴い、市町村は老人保健法及び老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定することになった。本市でも、二〇〇〇年三月策定の第一期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計

画を皮切りとして、三年ごとに同計画を見直している。

玉野市老人保健福祉計画　一九九三（平成五）年十二月に策定した最初の老人保健福祉計画では、援護を必要とする高齢者とその家族が、長年住み慣れた家庭や地域で穏やかな日常生活を営むことを施策の基本に据えた。一九九九年度を目標年度として、デイサービスセンター四か所（基準年の一九九二年度は一か所）、在宅介護支援センター四か所（なし）、特別養護老人ホーム三か所（二か所）、老人保健施設二か所（なし）などの施設整備目標、ホームヘルパー六二人（一八人）、保健師一〇人（五人）などの人員確保目標を掲げている。この計画に沿って、岡山赤十字老人保健施設・玉野マリンホーム（一九九五年四月オープン）、特別養護老人ホーム・フェニックス（同）、ケアハウス・コスモス（一九九九年五月オープン）、在宅介護支援センター（コスモス、玉野マリンホーム、フェニックスに設置）などが整備された。

介護保険事業計画と一体となった初めての老人保健福祉計画は、二〇〇〇年三月に策定された。「生活支援・介護予防・健康づくり」では、介護保険制度の法定メニューについて、「高齢者の生活を支える保健福祉活動全体の枠組みから見れば、その構成要素の一つにしか過ぎない」とした。そして、「健康づくり、疾病リスクへの早期対応、生活習慣の改善といった老人保健対策をはじめ、地域リハビリテーション対策、閉じこもり防止や生活支援といった高齢者福祉対策、さらには地域住民の自主的活動も含めた、介護予防対策の積極的な推進を図っていく」と記している。

二〇〇三年三月に策定された第二期老人保健福祉計画では、第一期における主な実績として次のような事業を挙げている。

・生きがいデイサービス事業…ミニデイサービスを含めて一〇施設で実施され、利用者も二〇〇〇年度一一七八人、二〇〇一年度二四三六人と増えている。

・在宅介護支援センター…市内七中学校区全てに在宅介護支援センターが整備された。また、市直営の在宅介護総合支援センターが設置された。

・緊急通報体制整備事業…二〇〇〇年度二三四台、二〇〇一年度二七〇台と、緊急通報装置の設置が進んでいる。

・在宅寝たきり老人介護手当…自宅において、介護を必要としている寝たきり高齢者・痴呆性高齢者又は重度身体障害者を常時介護している方に月額四〇〇〇円を支給。二〇〇一年度末時点での対象者は二三六人。

・地域福祉ネットワーク推進事業…二〇〇一年度の時点で市内全地区の町内会から五二六名の福祉委員が推薦を受け、一人暮らしや高齢者世帯、障害者世帯の見守り等の活動を行っている。

・地域ふれあい活動…一人暮らし高齢者が集まって親睦を図る場で、地区民生委員児童委員協議会が運営を受託。二〇〇一年度から、各地区において活動内容を協議し、利用者の要望に応じて食事会などを催している。

二〇〇六年三月に策定された第三期老人保健福祉計画では、

介護予防の推進や地域ケアの推進・施設サービスの見直しを柱とする二〇〇五年の介護保険法改正を反映するとともに、二〇〇四年度に策定した「健康たまの21」との整合を図った内容となっている。例えば二〇〇八年度から、主に四〇～六四歳を対象とした生活習慣病予防に重点を置いた事業と、六五歳以上を対象とした介護予防に重点を置いた事業とに区分して、事業を展開するようになった。

二〇〇九年三月策定の第四期老人保健福祉計画では、老人保健福祉事業の基本理念を「高齢者の安心して自立した生活を支援するために～安心して生活できるまちづくり～」とした。そして「高齢者に対する保健・福祉サービスの推進」として、次の六つの柱で施策とその目標量を示している。

①地域における高齢者の支援体制・基盤づくり、②総合的な介護予防の推進、③生活支援の充実、④健康づくりの推進、⑤社会参加の促進、⑥高齢者にやさしいまちづくり。

二〇一二年三月に策定された第五期老人保健福祉計画では、二〇一一年の介護保険法改正が反映された。例えば、地域支援事業のうち介護予防事業が、一次予防事業（六五歳以上の全ての高齢者が対象）と二次予防事業（介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者が対象）に区分された。これを受けて、二次予防対象者把握事業として、六五歳以上に対して健診時に生活機能評価を実施するか、基本チェックリストを郵送して、生活機能低下のおそれのある高齢者の把握と支援を行うようになった。

また第五期計画では、七つの日常生活圏域（宇野、玉、日比、荘内、八浜、山田、東児）ごとにサービス基盤整備の現状及び整備計画を示している。

二〇一五年三月に策定された第六期老人保健福祉計画では、基本理念は第四期を引き継ぎ、基本目標としては①健康で活躍できる人づくり（自助）、②自立と安心を支える地域づくり（互助）、③在宅生活を支える基盤づくり（公助）、④介護保険事業の円滑な運営（共助）の四点を掲げた。①のうち介護予防については、制度改正に伴って二〇一七年度から、一次予防事業と二次予防事業を区別しない「一般介護予防事業」に移行することとしている。③では、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの強化がうたわれている。

二〇一八年三月策定の第七期老人保健福祉計画では、基本理念及び基本目標については第六期を引き継ぎ、自助・互助・公助・共助の連携により保健福祉サービス・介護サービスを提供していくこととした。介護予防については、二〇一四年の介護保険法改正に伴って創設された介護予防・日常生活支援総合事業として、二〇一七年度から介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を開始しており、これをさらに進めることとしている。

二〇二一（令和三）年三月策定の第八期老人保健福祉計画では、第七期の基本理念・基本目標を引き継ぐとともに、次のように三つの重点取組を掲げている。

①自立支援・介護予防・重度化防止の推進…▽健康づくりの推進（各種検診・訪問指導）　▽介護予防・生活支援サービス事業の推進　▽介護予防の普及啓発及び通いの場づくり（一般介護予防事業）　▽地域包括ケアシステムの推進
②認知症施策の推進…▽認知症施策の推進　▽地域での日常生活・家族の支援の強化　▽認知症地域支援事業（相談会）
③地域密着型サービスの拡充…▽地域密着型サービスの整備支援　▽介護保険サービスの質的向上　▽災害・感染症対策の支援

二〇二四年三月策定の第九期老人保健福祉計画では、前計画と同様に自助・互助・共助・公助を基本目標に据えつつ、次の四点を重点取組として掲げた。

①健康づくりと介護予防の一体的な推進…▽健康づくりの推進　▽介護予防の推進（介護予防・生活支援サービス事業の推進、一般介護予防事業の推進）　▽地域包括ケアシステムの推進
②認知症施策の推進…▽認知症施策の推進・権利擁護等の強化
③高齢者の生きがいづくり…▽生きがい対策の推進（社会参加の推進、多様な地域活動の推進、生きがい就労への支援）
④在宅医療・介護連携の推進…地域包括ケアシステムの推進

2 高齢者福祉施策

介護保険外の高齢者福祉施策　二〇〇〇（平成十二）年度からの介護保険制度のスタートに伴い、高齢者福祉施策は介護保険事業（要介護・要支援の認定を受けた方が対象）と、それ以外の市町村による事業（要介護認定で自立と判定された方が対象）に分けられることになった。制度発足時の市町村による新たな事業としては、次のようなものがあった。

①介護予防・生活支援事業
・生きがいデイサービス…要介護認定で介護保険の対象外となった方を対象に、デイサービスセンター等で入浴や給食などのサービスを行う。実施場所は玉野デイサービスセンター、デイサービスセンター・フェニックス、西北地域デイサービスセンター、つつじの家（二〇〇〇年五月オープン）
・生活支援ヘルパー派遣事業…介護保険対象外の方を対象に、ホームヘルパーが訪問して日常生活の支援を行う。
・ささえあい家事援助サービス事業…一人暮らしの低所得高齢者などを対象に、家事援助など軽度なサービスを提供。

②家族介護者支援事業
・介護用品費支給事業…要介護度4又は5の高齢者を介護している低所得世帯の家族に紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭財、ドライシャンプーの購入費（年額一〇万円まで）を支給。
・家族介護者ヘルパー受講支援事業…高齢者を介護しているか介護していた家族がホームヘルパー養成研修を受講した場合、受講料の一部（年額三万円まで）を助成する。
・家族介護教室…高齢者を介護している家族などに、介護や介護予防の方法、介護者の健康維持などについての知識や技術

を習得してもらう。
・介護ファミリー・サポート・センター事業…高齢者等援助を必要とする家族を抱えながら働く人が仕事と介護を両立できるよう市民による相互援助を行う。依頼会員（介護しながら働いている方）、特別会員（援助の必要のある高齢者が市内在住で介護者が市外に住んでいる場合）と提供会員（依頼に応じて援助を行う方）をつなぐ仕組みで、運営は玉野市社会福祉協議会に委託。
・寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業…寝具類等の衛生管理が困難な要援護高齢者及び一人暮らし高齢者等（所得税非課税世帯）が対象。
・家族介護慰労金給付事業…要介護4又は5と判定された方で、過去一年間介護保険のサービスを受けなかった在宅生活者の介護者（所得税非課税世帯）に慰労金を支給。

③高齢者の健康づくり事業
・健康水中ウォーク教室事業…スイミングプールで、週一回一時間程度水中を歩くことにより、体力の維持とけがの予防を図る。
・高齢者料理教室事業…栄養改善協議会の協力を得て、市民センターなどで月に一度料理教室を開講。
・転倒予防教室…骨折や寝たきりを防ぐための運動など。

地域支援事業　二〇〇五（平成十七）年の介護保険法改正によって、地域支援事業が創設された。これは、要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者を対象に、継続的・効果的な介護予防サービスを提供するものである。本市でも次のような事業が行われた。「特定高齢者」とは、生活機能評価を通じて介護予防事業への参加が望ましいと判断された高齢者をいう。
・特定高齢者把握事業…問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、循環器検査、貧血検査及び血液化学検査により、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を把握し、相談・見守り等を行う。
・特定高齢者通所型介護予防事業…運動器の機能向上事業（スポーツクラブ、整骨院）、栄養改善事業、口腔機能の向上事業
・特定高齢者訪問型介護予防事業…運動器の機能向上事業（訪問型）、栄養改善事業（訪問型）、口腔機能の向上事業（訪問型）、閉じこもり予防支援事業、認知症予防支援事業、うつ予防支援事業
・一般高齢者介護予防普及啓発事業…認知症高齢者を支える集い、健康フェア、もの忘れチェックシステム
・一般高齢者地域介護予防活動支援事業…はつらつ健康教室、転倒予防教室（フレッシュ体操教室）、生きがいデイサービス、高齢者いきいきサロン
・介護給付費用適正化事業…介護給付費通知、介護相談員派遣、ケアプランチェック・縦覧点検
・家族介護支援事業…認知症予防介護教室、家族介護慰労金事業など

介護予防・日常生活支援総合事業　二〇一七（平成二十九）年

度から、介護保険制度改正により介護予防・日常生活支援総合事業が始まった。この事業は、要支援1・2の認定を受けた方及びチェックリストを通じて事業対象者と判断された方を対象とする介護サービス・生活支援サービス事業と、六五歳以上の全ての方を対象とする一般介護予防事業とに大別される。前者については、次の「四　介護保険」の項で記述する。後者については、同年度から一次予防事業と二次予防事業が統合されたことに伴い、一般介護予防事業として事業の見直しを行ったものである。次のような事業がある。

・高齢者ふれあいいきいきサロン…集会所や公民館等の身近な場所で、健康教室、茶話会及び情報交換等を定期的に開催し、地域住民がお互いに支え合うコミュニティづくりを推進する。

・教養趣味講座…各地区の市民センターを拠点として高齢者学級を開講し、高齢者の教養の向上と生きがいの高揚を図る。

・介護予防体操教室…介護予防、認知症予防に効果的な運動、知識啓発の教室を開催する。市内各所で開催しており、口腔機能の向上や栄養改善、うつ予防なども目指している。

・フレッシュ体操教室…寝たきり予防を目的とした転倒防止の体操を実施する。従来の転倒予防教室を引き継いだもので、すこやかセンターで毎月一回、運動指導員が指導に当たる。



フレッシュ体操教室

・世代間ふれあい事業…地域の中で成人、子どもと一緒にスポーツや文化交流を行い、高齢者の生きがいの高揚、健康増進、世代間の相互理解の促進を図る。

・老人スポーツ大会…高齢者に対して、各種スポーツ活動大会を開催することで、高齢者の健康増進と、社会交流を図る。

・地域リハビリテーション活動支援事業…通いの場等に、リハビリ専門職、保健師、管理栄養士を派遣し、介護予防強化のための助言等を実施する。

3 ■高齢者福祉施設

高齢者福祉施設　介護保険外の高齢者福祉施設としては、次のようなものがある。

〈養護老人ホーム〉

・和楽園…▽所在地＝長尾二―二―二　▽運営主体＝社会福祉法人ふれあい福祉会　▽定員＝五〇名（ショート定員三名）

〈有料老人ホーム（住宅型）〉

・こもれ陽の家けやき…▽所在地＝築港一―一―二一　▽運営主体＝有限会社フェニックス　▽定員＝一三名

・アレーズ宇野…▽所在地＝築港一―一一―三　▽運営主体＝株式会社エルジオ　▽定員＝一六名

・シェアハウス秀天橋ほほえみ…▽所在地＝槌ケ原一〇六〇―

一　▽運営主体＝有限会社プログレス　▽定員＝三四名

〈サービス付き高齢者向け住宅〉

・ハーヴィスヒルズ…▽所在地＝東高崎二四－八　▽運営主体＝株式会社アール・ケア　▽定員＝四〇戸

〈ケアハウス〉

・さくらのさく郷…▽所在地＝八浜町大崎一六九－一三　▽運営主体＝社会福祉法人こうなん福祉会　▽定員＝三〇名

・ケアハウスコスモス…▽所在地＝上坂山二〇一六－三　▽運営主体＝社会福祉法人日輪会　▽定員＝四八名

サンライフ玉野　中高年労働者福祉センター・サンライフ玉野は、宇野二丁目の総合文化センター向かい側に建設され、一九八七（昭和六十二）年七月二十日に落成式を挙行した。雇用促進事業団が建設主体となり、中高年労働者（四五歳以上六五歳未満）の職業に関する講習・相談・情報提供などを行う場として整備されたもので、運営は社団法人玉野市シルバー人材センターに委託された。鉄筋コンクリート造り二階建、延床面積約一三〇〇平方メートル。雇用・就業相談室、情報展示室、体育室、健康相談室、職業・技能講習室、教養・文化室、研修室などを備える。

その後サンライフ玉野は、二〇二〇（令和二）年度をもって廃止され、跡地には二〇二五年一月に地方独立行政法人玉野医療センターたまの病院が開院した。なお、シルバー人材センターはサンライフ玉野の廃止に伴い、二〇一三年度をもって閉園した旧玉幼稚園（玉六丁目）に移転した。

シルバー人材センター　玉野市シルバー人材センターは、一九八五（昭和六十）年十月に発足した。定年退職後の、健康でまだ働く意欲のある高齢者が登録し、市内の事業者や個人などから仕事を請け負う仕組みである。仕事の内容は、植木の手入れ、大工・左官仕事、一般事務、調査、警備、家事、宛名書き、ふすま・障子の張り替えなど多彩。登録会員らが社団法人を設立して自主的に運営し、市は財政的な支援を行う。

設立から半年間の間で、請け負った業務は六三九件で延べ二二九五人が従事し、請負金額は一三〇四万円であった。

一九九三（平成五）年度には、新規事業として家事援助サービスを始めた。室内外の掃除、整理整頓、簡単な食事の支度、日用品等の買い物、話し相手、留守番、電話番、医療機関との連絡などを代行するサービスである。

近年の事業実績は、二〇一八年度が登録会員数二四六人・受託件数四二五七件、二〇一九（令和元）年度が二三四人・四三〇三件、二〇二〇年度が二三五人・四二一二件となっている。



シルバー人材センター会員による活動の様子

四　介護保険

1　総　論

介護保険制度の概要　急激な少子高齢化の進展や平均寿命の伸長を背景に、介護の必要な人たちを社会全体で支えるため、新たな社会保険制度として介護保険制度が発足した。一九九七（平成九）年十二月に介護保険法が制定され、二〇〇〇年度から施行されることになった。被保険者は、それぞれの身体の状態等に応じて、さまざまな在宅介護サービスや施設サービスの中から選択することができる。この点が、行政による措置でサービスが決まっていたそれまでと大きく異なる。制度の概要は次のとおりである。

・保険者…市区町村（玉野市）

・被保険者…六五歳以上の方（＝第一号被保険者）及び四〇歳以上六五歳未満の医療保険に加入している方（＝第二号被保険者）

・保険料…第一号被保険者については所得段階に応じて市が設定（原則として年金から天引き）。第二号被保険者については加入している医療保険の算定方法に基づいて設定（医療保険料と合わせて納付）

・サービスを受けるまでの流れ…本人又は家族が市に申請→調査員による訪問調査及びかかりつけ医による意見書の作成→介護認定審査会による審査で要介護・要支援度を判定→本人や家族の希望を踏まえて介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス利用計画（ケアプラン）を作成→サービスの利用

・要介護・要支援度…自立、要支援、要介護1～5という七つの段階（現在は自立、要支援1・2、要介護1～5の八段階）で判定され、自立の場合は介護保険サービスの対象外

・利用者負担…介護サービスを受ける場合、その費用の一割を利用者が負担。施設に入所した場合の食費などは別途負担

本市では制度開始に先立って、一九九八年度に一般高齢者と援護が必要な高齢者約六〇〇〇人に対して実態調査を実施。その結果、約三分の一は介護が必要になったときも自宅で家族を中心とする介護を望んでいることがわかった。また、利用している在宅サービスで多いのは日帰りリハビリ（デイケア）、日帰り介護（デイサービス）などであった。

一九九九年十月には介護サービスを受けるために必要な要介護認定の申請受付が始まった。本人又は家族が申請書と主治医の意見書を添えて市の介護保険課に申請するが、居宅介護支援事業者や介護保険施設等による申請代行も可能である。

当初の第一号被保険者の保険料は、基準額（第三段階）が三一七二円、所得に応じて第一段階一五八六円～第五段階四七五八円と決まった。また、低所得者については申請により利用者負担を減額する制度も設けられた。なお、第一号被保険者の保険料については、新たな負担増を軽減する国の特別対策により、制度開始後半年間は免除、二〇〇〇年十月からの一年間は

本来の保険料の半額徴収という形になった。

介護保険制度の変遷と介護保険事業計画　介護保険法は施行後五年を目途に見直すこととされ、二〇〇五（平成十七）年に最初の法改正が行われ翌二〇〇六年四月に改正介護保険法が施行された。その後は三年ごとに見直しが行われている。主な見直しの経緯は次のとおりである。

・二〇〇五年の法改正…▽予防重視型システムへの転換を目指し、要支援・要介護認定前の虚弱高齢者に対する地域支援事業を創設。また、従来の要支援を要支援1とし、要介護1を要支援2と要介護1に振り分けた上で、要支援1・2に対して新予防給付を創設　▽地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供を可能とするため、地域密着型サービスを創設　▽地域における総合的な高齢者福祉のマネジメント拠点として地域包括支援センターを創設

本市でも、第三期介護保険事業計画において地域支援事業を位置づけ、これまで老人保健事業として実施してきたサービス及び在宅福祉事業として実施してきたサービス等を、地域支援事業として行うことになった（「三　高齢者福祉」の項参照）。

また、二〇〇六年度から地域密着型サービスをスタートした。介護給付としては、①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。予防給付としては、⑥介護予防認知症対応型通所介護、⑦介護予防小規模多機能型居宅介護、⑧介護予防認知症対応型共同生活介護、の各サービスを予定。第五期介護保険事業計画に基づき、④を一八床、⑤を四床整備するなど基盤整備を進めた。ただ、①、⑥、⑧については対応できる事業所がなく、二〇二四（令和六）年度の時点でも実施されていない。

・二〇一一年の法改正…地域包括ケアシステムの確立に向けて次のような改革を行った。▽医療と介護の連携強化のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を創設　▽介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による痰の吸引等を認める　▽サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進　▽地域支援事業のうち介護予防事業を一次予防事業と二次予防事業に区分

本市では第六期介護保険事業計画（二〇一八～二〇二〇年度）に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を一か所、小規模多機能型居宅介護事業所を二か所整備した。また計画外で、看護小規模多機能型居宅介護事業所が一か所、小規模多機能型居宅介護事業所が一か所、それぞれ整備された。

・二〇一四年の法改正…持続可能な社会保障制度に向け地域包括ケアシステムの確立を図ることを柱として、次のような改革を行った。▽在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実と合わせ、予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）を地域支援事業に移行し、市町村が新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施　▽特別養護老人ホームの入所対象を要介護3以上に変更　▽一定以上の所得のある利用者の自己負担を二割に引上げ

図表３－４－３　要支援・要介護認定者数の推移

単位：人（認定率のみ％）

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
要支援１	267	439	464	523	634	797	850	872	887	764	593	541
要支援２	305	476	518	523	579	591	618	612	621	591	502	478
要介護１	1,008	647	697	767	811	872	927	948	950	871	904	906
要介護２	643	582	592	617	610	605	641	765	830	823	810	830
要介護３	497	659	671	661	652	663	669	672	674	729	699	767
要介護４	408	400	404	426	430	404	416	413	423	410	419	465
要介護５	291	319	305	345	387	405	375	383	418	405	376	368
合計	3,419	3,522	3,651	3,862	4,103	4,337	4,496	4,665	4,803	4,593	4,303	4,355
認定率	19.6	19.6	19.7	20.1	21.1	22.5	22.5	22.6	22.6	21.3	19.7	19.8

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
要支援１	532	526	530	520	524	513
要支援２	489	486	451	448	457	491
要介護１	1,001	1,060	1,080	1,069	1,102	1,077
要介護２	849	767	744	775	727	765
要介護３	755	820	812	752	761	776
要介護４	466	426	490	542	558	560
要介護５	336	365	342	343	335	319
合計	4,428	4,450	4,449	4,449	4,464	4,501
認定率	19.6	19.7	19.8	19.8	20.1	20.4

出典：玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画

本市では二〇一七年度から、介護予防・日常生活支援総合事業を始めている（「三　高齢者福祉」の項参照）。

・二〇一七年の法改正…▽特に所得の高い利用者の自己負担を三割に引上げ　▽新たな介護保険施設として介護医療院を創設

・二〇二〇年の法改正…▽地域包括支援センターの役割強化　▽認知症施策の強化　▽医療・介護のデータ基盤整備の推進

・二〇二三年の法改正…▽介護情報を一元的に管理するシステム基盤の整備　▽要支援者を対象とした介護予防支援について、地域包括支援センターだけではなく、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できるようになる。

図表３－４－３は、要支援・要介護認定者数の推移を示している。要支援認定者数は二〇一四年度（一五〇八人）まで増加を続けていたが、以降は一〇〇〇人前後で推移している。要介護認定者数はほぼ一貫して増加傾向にあり、二〇一八年以降三四〇〇人台で推移している。

2 介護保険事業

介護保険サービス　介護保険サービスには次のようなものがある。（　）内は、そのサービスを実施している二〇二〇（令和二）年度時点での事業所数を示す。

①居宅サービス

・訪問介護（一四事業所）…訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介

護、調理・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話を行う。
・訪問入浴介護（〇事業所）…入浴車等で居宅を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行う。
・訪問看護（七事業所）…訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
・訪問リハビリテーション（五事業所）…病院・診療所の理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、心身の機能の維持・回復を図るため理学療法・作業療法等のリハビリを行う。
・居宅療養管理指導（〇事業所）…医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職が居宅を訪問し、療養上の指導や健康管理、アドバイス等を行う。
・通所介護（デイサービス）（一五事業所）…デイサービスセンター等が在宅の高齢者を送迎し（又は通ってもらい）、入浴・食事の提供、介護・生活等についての相談、健康状態の確認、機能訓練などを行う。
・通所リハビリテーション（デイケア）（三事業所）…介護老人保健施設や病院・診療所が、在宅の高齢者を送迎し（又は通ってもらい）、理学療法・作業療法等のリハビリを行う。
・短期入所生活介護（一三事業所）…特別養護老人ホーム等が、在宅の高齢者を短期間入所させて、入浴・排せつ・食事等日常生活の世話や機能訓練を行う。
・短期入所療養介護（二事業所）…介護老人保健施設や介護療養型医療施設等が、在宅の高齢者を短期間入所させて、看護・医学的管理下で介護・機能訓練等の医療や日常生活の世話を行う。
・福祉用具貸与（三事業所）…心身の機能が低下し日常生活に支障のある高齢者に福祉用具を貸し出す。給付対象となるのは、車いすとその付属品、特殊寝台とその付属品、褥そう予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症徘徊感知器、移動用リフト、立ち上がり用いす、六輪歩行器、段差解消リフト、入浴用リフト。
・特定福祉用具購入費…在宅高齢者が入浴や排せつに用いる福祉用具（腰掛便座、入浴用いすなど）を購入した際にその九割を上限に補助する。
・住宅改修費…在宅高齢者が手すりの取付や段差の解消等の住宅改修を行ったとき、その九割を上限に補助する。
・特定施設入居者生活介護（一事業所）…有料老人ホームや軽費老人ホームが、入所者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活の世話や機能訓練・療養上の世話を行う。

②地域密着型サービス
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一事業所）…介護スタッフや訪問看護士等が定期的に居宅を巡回し、介護や生活の援助、療養上の世話を行う。
・夜間対応型訪問介護（〇事業所）…午後六時から午前八時にかけての時間帯に居宅を訪問して介護サービスを行う。

・地域密着型通所介護（一六事業所）…利用定員が一八人以下の小規模なデイサービス。地域の特性を活かしたサービスや柔軟な対応が特徴。
・認知症対応型通所介護（二事業所）…認知症高齢者に介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供する。
・小規模多機能型居宅介護（六事業所・定員一七〇人）…通いを中心として、利用者の状態や希望に応じて随時訪問や泊まりを組み合わせる。
・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（一四事業所・二三四床）…認知症高齢者に家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、症状を和らげるとともに家族の負担軽減を図る。
・地域密着型特定施設入居者生活介護（〇事業所）
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（三事業所・八七床）…小規模な介護老人福祉施設（特養）に入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを受ける。
・看護小規模多機能型居宅介護（一事業所・定員二四人）

③施設サービス
・介護老人福祉施設（七事業所・五五二床）…特別養護老人ホームにおいて、入所対象の要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活の世話、機能訓練などを行う。
・介護老人保健施設（二事業所・二〇〇床）…入所対象の要介護者に対して、看護・医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。在宅生活への復帰を目指す施設。
・介護医療院（〇事業所）…住まいと生活を医療が支える新しいモデルとして、二〇一七（平成二十九）年の介護保険法改正に伴い創設された。要介護高齢者の長期療養・生活施設として、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）と、老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）を提供することができる。
・介護療養型医療施設（〇事業所）…療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う。介護医療院の創設に伴い、二〇二三年度末をもって廃止された。

④居宅介護支援（二五事業所）…居宅サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めたケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。

一般介護予防事業　前述のように二〇一七（平成二十九）年度から介護予防・日常生活支援総合事業が始まった。この事業は、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと元気に暮らし続けられるために、市が中心となって次のような取組を行い、介護予防の推進を図るものである。①地域の特性に応じた多様な主体による生活支援サービスの提供、②高齢者の社会参加の支援・地域の支え合い体制づくり。要支援1・2及び事業対象者（基本チェックリスト該当者）に対する介護予防・生活支援サービ

ス事業と、六五歳以上の全ての方を対象とする一般介護予防事業があることは既述のとおりで、後者は「三　高齢者福祉」の項で述べたので、ここでは前者について説明する。

二〇一七年度から、制度改正に伴って従来の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）が地域支援事業に移行し、次のような介護予防・生活支援サービス事業が始まった。一般介護予防事業と異なり、こちらはケアマネジャーによるケアプランに基づいてサービスが提供される。

・訪問型サービス…訪問介護事業所の介護スタッフなどが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。介護予防訪問介護相当（従来の介護予防訪問サービスと同様のサービスを提供）を一七事業所、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービスを提供）を一四事業所、訪問型サービスB（住民ボランティアによるサービス提供）を二か所で実施している。

・通所型サービス…通所介護事業所が送迎を行うか利用者に通ってもらい、入浴や食事の提供、機能訓練などを行う。介護予防通所介護相当（従来の介護予防通所サービスと同様のサービスを提供）を四三事業所、通所型サービスA（緩和した基準によるサービスを提供）を三二事業所で実施している。

・介護予防支援事業（ケアマネジメント）…地域包括支援センターが、サービス利用者の状態に応じて適切なケアマネジメントを行う。

介護保険料　要介護・要支援の認定を受けた方に提供される介護サービスや介護予防サービスの費用のうち、原則として一割は利用者が負担する。残りの九割のうち、半分を被保険者の支払う介護保険料、半分を税金（国四割、県・市が各二・五割、調整交付金一割）で賄っている。

第一号被保険者の介護保険料は、各市区町村が条例で定める保険料基準額に、所得に応じて異なる各段階の保険料率を乗じて算出される。基準額はそれぞれの自治体で介護サービス費用が賄えるように算出され、三年ごとに見直しが行われる。

図表3-4-4は、第一号被保険者介護保険料の推移を示している。制度スタート時は所得段階区分が五段階で、第一段階が生活保護、老齢福祉年金受給者、第二段階が市民税非課税、第三段階が市民税本人非課税・世帯課税、第四段階が市民税本人課税・本人所得二五〇万円未満、第五段階が本人課税・本人所得二五〇万円以上であった。

二〇〇三（平成十五）年度の見直しに際しては、本市で必要な介護サービスの総費用の一八パーセントを第一号被保険者数で割った額を基準額とした。

二〇〇六年度の見直しに際しては、この割合を一九パーセントとした。また、税制改正により同年度から個人住民税に係る老年者非課税の特例（六五歳以上で合計所得金額が一二五万円以下の方は非課税）が廃止されたことで、それまで市民税非課税の方が新たに課税となる場合があり、これに伴い保険料の所得段階が上がるケースが想定された。そのため、二〇〇六～二〇〇八年度については、第一～第三段階から第四段階に上がる方、第一～第四段階から第五段階に上がる方について、本来の

図表３－４－４　第１号被保険者介護保険料（月額）の推移

単位：円

年度	2000～2002	2003～2005	2006～2008	2009～2011	2012～2014	2015～2017	2018～2020	2021～2023	2024～2026
基準額	3,172	3,600	4,400	4,000	5,100	6,000	6,000	6,000	6,000
第１段階	1,586	1,800	2,200	2,000	2,550	2,700	2,700	1,800	1,710
第２段階	2,379	2,700	2,200	2,000	2,550	4,500	4,200	2,700	2,610
第３段階	3,172	3,600	3,300	3,000	3,315	4,500	4,500	4,200	4,110
第４段階	3,965	4,500	4,400	3,320	3,825	5,400	5,400	5,400	5,400
第５段階	4,758	5,400	5,500	4,000	4,590	6,000	6,000	6,000	6,000
第６段階			6,600	4,320	5,100	7,200	7,200	7,200	7,200
第７段階				5,000	6,375	7,800	7,800	7,800	7,800
第８段階				6,000	7,650	9,000	9,000	9,000	9,000
第９段階					8,925	10,200	10,200	10,200	10,200
第10段階						11,400	11,400	11,400	11,400
第11段階						12,000	12,000	12,000	12,600
第12段階									13,800
第13段階									14,400

図表３－４－５　種類別の介護保険事業所数

令和８年４月１日時点

種　別	事業所数
介護予防支援	1
居宅介護支援	22
訪問介護（ヘルパー）・訪問看護（訪看）・訪問リハビリテーション（訪リハ）・定期巡回・臨時対応型訪問介護看護（定期巡回）	29
通所介護（デイ）・地域密着型通所介護（地密デイ）・認知症対応型通所介護（認知デイ）・通所リハビリテーション（デイケア）	29
小規模多機能型居宅介護（小多機）・看護小規模多機能型居宅介護（看多機）	10
短期入所生活介護（ショートステイ）	12
短期入所療養介護	2
福祉用具貸与・購入	2
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	15
特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）	1
介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	10
介護老人保健施設（老健）	2
介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）	13*
介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）	27

＊指定事業所数12、委託事業所数１

額から軽減する激変緩和措置が導入された。

二〇〇九年度の見直しについては、リーマンショックによる経済の低迷などを背景に、介護給付費準備基金の一部を取り崩して、基準額を四四〇〇円から四〇〇〇円に引き下げた。

二〇一五年度に見直しを行った際には、市民税非課税世帯の第一～第三段階について、段階的に公費が投入されることから同年度は第一段階一八〇〇円、第二段階三〇〇〇円、第三段階四二〇〇円とされた。

二〇一八年度の見直しは、保険料の変更は第二段階のみであったが、第七～九段階の所得基準について細かな変更があった。

二〇一五年度以降の基準額は六〇〇〇円で変わらないが、第一～第三段階の額が段階的に減額となっている。二〇一八年度以降は、第一号被保険者の負担分が介護サービス総費用の二三パーセントで計算されている。また、所得段階区分は徐々に細分化され、二〇二四（令和六）年度からは一三区分となっている。

介護保険事業所　図表3-4-5は、二〇二六（令和八）年四月一日現在の本市における種類別の介護保険事業所の数である。

3 地域包括ケアの推進

地域包括支援センター　二〇〇五（平成十七）年の介護保険法改正に伴って、本市でも地域包括支援センター（いきいきセンター）が創設された。社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等のスタッフが配置され、文字どおり地域ケアを包括的・一体的に推進するための中核拠点となった。運営は玉野市社会福祉協議会が受託している。次のような機能を有する。

・介護予防ケアマネジメント事業…介護予防事業や予防給付サービスの利用調整を行う。
・総合相談支援事業…高齢者の在宅介護や保健福祉・介護サービスなどに関する総合相談に応じる。
・高齢者の実態把握等…支援を必要とする高齢者の把握や、地域における幅広い関係者のネットワークづくりを行う。
・権利擁護事業…成年後見制度、高齢者虐待などに関する相談・支援を行う。
・包括的・継続的マネジメント…ケアマネジャーの支援、地域ケア体制の構築を行う。
・地域包括支援センター運営協議会…地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立の確保を図る。

具体的な事業としては、次のようなものがある。

・いきいきお役立ち講座…サークルや団体などおおむね五名以上の市民からの要請に応じてセンターの職員が出向き、介護予防や権利擁護などについてわかりやすく話をする。二〇二四（令和六）年度については、「認知症に強い脳をつくろう！」「みんなでつ・な・が・るミニゲーム」「悪徳商法（特殊詐欺）に気をつけよう！」「成年後見制度ってなあに？」「お薬のはなし」など一七の講座メニューが用意されている。
・認知症サポーター養成講座…「認知症対策」の項で述べるよ

うに、二〇〇七年度から始まっている。二〇二五年二月末現在、本市における認知症サポーター（受講者）の数は一万一三六八人に上る。また、小・中・高校生向けの養成講座も開催しており、こちらは講義だけでなく寸劇（ロールプレイも含む）なども交えたプログラムとなっている。

・いきいき百歳体操…手首や足首におもりを付けて、ゆっくりと手足を動かす三〇分間の筋力運動。初回から四回まで職員と一緒に行い、その後は市民が自主的に活動する。初回、三か月後、一年後に職員が体力測定に伺うので、効果が数値で実感できる。二〇二五年二月末現在、市内一一五か所で開催されている。また、この取組を地域で支援するボランティアとして、いきいき百歳体操サポーターの養成講座も開かれている。

・高齢者ふれあいきいきサロン…「三　高齢者福祉」の項で既述。

地域包括ケアシステム　前述のように、二〇一一（平成二十三）年の介護保険法改正で地域包括ケアシステムの推進が打ち出され、二〇一四年の改正でもその構築に向けた地域支援事業の充実などが盛り込まれた。団塊の世代が七五歳以上となる二〇二五（令和七）年に向け、独居高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの重要性がいっそう高まっていた。ここでいう地域とは、おおむね三〇分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域をいう。本市では、前述のとおり中学校区を基本として七つの日常生活圏域を設定している。それぞれの圏域の現状（二〇二三年十月時点）は次のとおりである。

・宇野地区…▽人口＝一万四五一六人　▽高齢化率＝三六・九パーセント　▽施設・居住系サービス＝特別養護老人ホーム一、介護老人保健施設一　▽地域密着型サービス＝グループホーム三、小規模多機能型居宅介護一

・玉地区…▽人口＝六三七八人　▽高齢化率＝四七・六パーセント　▽施設・居住系サービス＝特別養護老人ホーム一　▽地域密着型サービス＝グループホーム三、小規模多機能型居宅介護一

・日比地区…▽人口＝七五八八人　▽高齢化率＝四五・一パーセント　▽施設・居住系サービス＝特別養護老人ホーム一　▽地域密着型サービス＝グループホーム二、小規模多機能型居宅介護一

・荘内地区…▽人口＝一万五〇三四人　▽高齢化率＝三五・七パーセント　▽施設・居住系サービス＝特別養護老人ホーム二、特定施設入居者生活介護一　▽地域密着型サービス＝グループホーム三、地域密着型特別養護老人ホーム一、小規模多機能型居宅介護二、看護小規模多機能型居宅介護一

・八浜地区…▽人口＝五三三一人　▽高齢化率＝三二・六パーセント　▽施設・居住系サービス＝なし　▽地域密着型サービス＝グループホーム一、地域密着型特別養護老人ホーム一、小規模多機能型居宅介護一

・山田地区…▽人口＝二六四八人　▽高齢化率＝三九・一パー

セント　▽施設・居住系サービス＝特別養護老人ホーム一▽地域密着型サービス＝グループホーム一、地域密着型特別養護老人ホーム一、小規模多機能型居宅介護二・東児地区…▽人口＝三六一八人　▽高齢化率＝四三・七パーセント　▽施設・居住系サービス＝特別養護老人ホーム一、介護老人保健施設一　▽地域密着型サービス＝グループホーム二、小規模多機能型居宅介護一

地域包括ケアシステムを機能させるための仕組みとして欠かせないのが、地域包括支援センターを中心に多様な医療・保健・福祉関係者が集まって地域課題や個別ケースについて検討する地域ケア会議である。本市では二〇一二年度から小地域ケア会議を立ち上げた。これは文字どおり地区単位の小さな規模で、自治会、老人会、民生委員などが地域の課題を共有するとともに、支え合いのためのネットワークづくりを図る場となっている。

二〇二四年度の時点では、三地区で小地域ケア会議が行われているほか、地域ケア推進会議、個別ケース会議、困難ケース会議が設けられている。地域ケア推進会議は年一回開催され、小地域ケア会議や個別ケース会議で出された地域の課題を関係者団体と協議し、問題解決を図っている。個別ケース会議は月一回開催され、要支援者の自立に向けて各専門職が多角的な視点でケース検討を行っている。困難ケース会議は、必要に応じて開催されている。

在宅医療・介護連携の推進も、地域包括ケアにとって重要な視点である。本市では在宅医療介護権利擁護推進部会を年三回、勉強会や研修会を年三回、市民フォーラムを年一回開催するなど、関係機関の連携強化に努めている。また、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の推進が病気の早期発見・早期治療に有効であることから、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携しながら啓発を進めている。

認知症対策　老人保健福祉計画・介護保険事業計画では、当初から認知症対策（第二期計画までは「痴呆対策」と表記していた）が施策の柱の一つとなっていた。第一期・第二期計画では、「痴呆対策・予防の展開」として、意識啓発活動、相談・情報提供の充実、予防と早期支援・早期治療、介護の充実と社会参加、権利擁護といった対策を示していた。また、二〇〇二（平成十四）年度の時点では四事業所がグループホーム＝認知症対応型共同生活介護（当時は「痴呆対応型共同生活介護」と呼んでいた）を開設し、それぞれ二ユニット、計七二床が整備されていた。

第三期計画では、新たに創設された地域密着型サービ



認知症サポーター養成講座の様子

スの一つとして、認知症対応型通所介護が位置づけられるとともに、「グループホームの拡充や短期入所サービス・通所介護・通所リハビリテーションなどでの受入を積極的に推進」するとした。また、認知症高齢者の介護を行う家族の支援についても、取組を強化するとしている。

二〇〇七年度からは、認知症サポーター養成講座が始まった。認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人やその家族を支援できる人を指す。厚生労働省では、認知症になっても地域で安心して暮らせる社会を目指し、全国で一〇〇万人の認知症サポーターを養成することを目指した。本市では二〇〇七年度に一回の実施で三四人、二〇〇八年度は四回の実施で一〇九人、二〇〇九年度は五回の実施で二五四人が受講した。

二〇〇九年度には、アルツハイマー型認知症の早期発見を目的として、市民病院に物忘れチェックシステムを導入した。二〇〇六年度から実施している認知症予防介護教室は、二〇一七年度から地域支援事業（任意事業）の一つとして実施するようになった。

二〇一一年の介護保険法改正で「認知症対策の推進」が盛り込まれ、市民後見人の育成及び活用など市町村における高齢者の権利擁護を推進するとともに、市町村の介護保険事業計画において、地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込むこととした。本市では、前述の各施策を強化するとともに、地域包括支援センター等における相談窓口を充実し、認知症予防啓発のための広報活動にも力を入れていくこととした。

二〇一五年の介護保険法改正では、認知症対策として認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の設置が盛り込まれた。前者は、認知症の方やその疑いのある方及びその家族に対して、医療・保健・福祉の専門職が連携して支援を行うものである。後者は、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う。

本市では二〇一六年度に、認知症サポート医と市の保健師及び包括支援センターの社会福祉士などをメンバーとする認知症初期集中支援チームを二チーム立ち上げた。毎月一回チーム員会議を開催し、医療や介護サービスにつなぐことが難しいケースについては、認知症サポート医を含むチーム員で早期支援を行うことにより、必要なサービスにつなぐようにしている。認知症地域支援推進員については、二〇一八年度に設置された。このほか、二〇一五年度から認知症カフェがスタートした。認知症カフェでは、専門医などの講演や趣向を凝らした参加型の行事、専門職による介護相談などを行っており、同年度は三六六人が参加した。

本市における認知症高齢者の数は、第一期介護保険事業計画によると「平成十年度の実態調査では約二百三十八人程度」とされていた。その当時とは判断基準が異なるが、二〇一五年度における認知症自立度Ⅰ以上の認定者数は四三四六人で、要支

援・要介護認定者の八三・九パーセントを占めた。二〇一九（令和元）年度の段階では、高齢者の約五人に一人が認知症となっている。第八期介護保険事業計画では、「認知症の発症を遅らせ、認知症になってもできる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続ける社会の実現を目指し、日常生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく『認知症バリアフリー』の取組を推進し、地域での見守り体制を強化」するとしている。

五　障害者福祉

1 総　論

障害者福祉制度の変遷　障害者福祉に関する法律としては、一九四九（昭和二十四）年に身体障害者福祉法、一九六〇年に精神薄弱者福祉法（一九九九（平成十一）年に知的障害者福祉法と改称）が制定され、一九七〇年には身体障害と知的障害を合わせた障害者対策の基本的な考え方を示す心身障害者基本法（後の障害者基本法）が制定された。

国際連合は一九八一年を国際障害者年と定め、一九八三年からは「国連障害者の一〇年」がスタートした。日本でもその国内行動計画として「障害者に対する長期計画」が策定され、一九八七年に障害者雇用促進法が制定されるなど、障害者の社会参加に向けた環境が整えられていった。一九九〇年には、身体障害者福祉法や精神薄弱者福祉法など福祉八法の改正が行われ、在宅福祉サービスやグループホームが法定化された。一九九三年に心身障害者基本法が改正されて障害者基本法となり、精神障害者も法律で位置づけられて、初めて福祉的支援の対象となった。

一九九五年、国は「障害者対策に関する新長期計画」（一九九三年策定）の後期重点施策実施計画として、「障害者プラン」を策定した。住まいや働く場の確保、社会参加の促進、入所施設の拡充などについて、初めて数値目標が掲げられた。

二〇〇三年度から、行政がサービス内容を決定する従来の措置制度に代えて、支援費制度が導入された。先行して始まった介護保険制度と同様に、必要なサービスを自ら選択し事業者と契約して利用する仕組みである。市町村は、障害の程度等により総合的に支給量を定めた受給者証を利用者に交付する。対象となるサービスは更生施設、授産施設などの施設訓練支援と、ホームヘルプサービスやショートステイなど在宅生活支援の二種類で、身体障害者と知的障害者、障害者の程度や状況に応じたサービスを受けることができる。利用者は支払い能力に応じた自己負担金を支払い、残りを国と自治体が負担する。

支援費制度開始後一年の段階で、本市におけるサービスの申請率は、身体障害者手帳所持者二三三〇名のうち七六名が申請し三・二パーセント、知的障害者手帳保持者二七四名のうち一二〇名が申請し四三パーセントであった。サービスの受給率は、身体障害者が九五パーセント、知的障害者が八三パーセントであった。この制度は身体・知的という種別ごとに縦割りでサービスが提供され、利用しにくい面があったこと、精神障害

者や難病患者が対象外であったこと、障害者福祉サービスのニーズが掘り起こされ利用者が急増したため国の財政に大きな負担がかかったことなどから、早々に見直しを迫られた。

二〇〇五年四月には、発達障害者支援法が施行された。これにより、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥／多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）、高機能自閉症などの発達障害が法的に規定され、発達障害者に対する生活支援の動きが本格化した。

二〇〇六年度には、支援費制度に代わって障害者自立支援法が施行された。障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという基本的理念に基づき、それまで障害の種類ごとに異なる法律のもとで行われてきた福祉サービスや公費負担医療を一元化したものである。また利用者負担は、支援費制度では家計状況に応じた応能負担であったが、原則一割の応益負担に変わった。利用者負担の変更や自立支援医療（更生医療、精神通院医療、育成医療）は同年四月から実施され、新しい障害者福祉サービスは十月からスタートした。しかし、障害者自立支援制度についても、多くの障害者が属する低所得世帯にも一律に一割負担が課せられたことなど、多くの問題点が指摘された。本市では二〇一一年度から、地域生活支援事業に関して市民税非課税世帯の障害者などの利用料負担を無料にするという、市独自の軽減制度を実施した。

二〇一三年四月には、障害者自立支援法を改正した障害者総合支援法が施行された。障害者の個人としての尊重、障害の有無に関わらず相互に尊重し合える共生社会の実現などが理念として掲げられている。また同法では、ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）や潰瘍性大腸炎などの難病患者も障害者として支援の対象に加えられた。利用者の負担については、原則として応能負担となった。

このほか、二〇一二年十月には障害者虐待防止法、二〇一三年四月には障害者優先調達推進法が施行、二〇一四年一月には障害者の権利に関する条約の批准が承認され、二〇一六年四月には障害者差別解消法が施行されるなど、障害者の福祉と人権保障をめぐる法整備が進んだ。同条約の批准に先立つ二〇一一年八月には、条約の理念に沿って障害者基本法の改正が行われており、条約にいう「合理的配慮」の概念も盛り込まれた。

障害者基本計画・障害福祉計画　二〇〇七（平成十九）年三月、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、玉野市障害者基本計画（第一次）が策定された。本市の障害者施策に関する基本方針と施策の方向性を示したものである。計画期間は、同年度から二〇一一年度までの五年間。また同時に、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画として、玉野市障害福祉計画（第一期）が策定された。こちらは、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを明らかにしたものである。計画期間は、二〇〇六年度から二〇〇八年度までの三年間である。

障害者基本計画では、基本理念を「リハビリテーション　ノーマライゼーション」とし、次の四点を基本的な考え方として掲げた。①自立と社会参加の促進、②ライフステージに応じ

※地域活動支援センター

地域活動支援センターは障害のある方が利用できる通所施設で、次の３つの類型がある。いずれの類型も、基礎的事業として①創作的活動、②生産活動、③地域に合わせた支援を行うが、機能強化事業は類型によって異なる。

・Ⅰ型…職員が３名以上（２名以上が常勤）で精神保健福祉士などの専門職員を配置。利用者数は１日当たりおおむね20名以上。機能強化事業として、相談支援事業、地域住民のボランティア育成、障害についての普及啓発などを行う。
・Ⅱ型…職員が３名以上（１名以上が常勤）。利用者数は１日当たりおおむね15名以上。機能強化事業として、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う。
・Ⅲ型…職員が２名以上（１名は専任者）。利用者数は１日当たりおおむね10名以上。援護事業（小規模作業所）としての実績が５年以上あることが要件。

た施策の展開、③地域生活支援体制の充実、④バリアフリー社会の実現。障害福祉計画では、「障害のある人もない人も、地域において共に安心して暮らせる社会の実現」を基本理念として掲げた。また、次のように二つの柱で施策推進の方向性を示した。

①地域生活への支援の充実…▽訪問系サービス（居宅介護など）の充実　▽日中活動系サービス（自立訓練・生活介護など）の充実　▽居住の場の確保、居住の継続支援　▽相談支援の充実　▽地域生活支援事業（地域活動支援センター※、日中一時支援事業など）の実施

②「働くこと」への支援の充実…日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援）の充実　▽相談支援の充実　▽地域生活支援事業（地域活動支援センター基礎的事業など）の充実

そして、旧体系の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する二〇一一年度を目標年度として、各種サービスに関する数値目標や見込量を設定した。

二〇〇九年三月には、第二期玉野市障害福祉計画を策定した。第一期計画の見込量に対する二〇〇七年度の進捗率については、訪問系サービスが五〇・四パーセント、日中活動系サービスのうち生活介護が八三・一パーセント、児童デイサービスが四一・七パーセント、居住系サービスのうち共同生活援助・共同生活介護が七八・八パーセントなどとなっている。

二〇一二年三月には、第二次玉野市障害者基本計画と第三期玉野市障害福祉計画が一体的に策定された。障害者基本計画では、基本理念を「健やかで安全・安心に暮らせるまち」とした。また基本方針として、次の六点を掲げた。

①福祉意識の啓発と広報の推進、②生活支援体制の充実、③自立に向けた支援の充実、④安全・安心な生活環境の確保、⑤総合的な支援体制の充実、⑥保健・医療体制の充実。

障害福祉計画では、第二期での取組について、訪問系サービスは支給決定量に比べて実際の利用が少なかったため見込量を下回ったこと、日中活動系サービスは見込量より少し低いが新体系への移行もかなり進んでいること、などの評価を記している。また、施設入所者への地域生活への移行及び福祉施設から

一般就労への移行を重点目標に位置づけた。

二〇一五年三月には、第四期玉野市障害福祉計画を策定した。障害者総合支援法施行後初めての計画であり、同法に定める障害者の個人としての尊重等の理念に則り、二〇一七年度を目標年度として数値目標やサービス見込量を定めている。

二〇一八年三月には、第三次玉野市障害者基本計画、第五期玉野市障害福祉計画に加え、児童福祉法改正に伴い第一期障害児福祉計画も併せて一体的に策定した。障害者基本計画の施策体系では、基本方針に「差別の解消及び権利擁護の推進」「教育・療育体制の整備」が加えられたことが特筆される。障害児福祉計画では、児童発達支援センターの機能強化、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス支援事業所の設置などが、成果目標として掲げられた。

二〇二一（令和三）年三月には、第六期玉野市障害福祉計画と第二期玉野市障害児福祉計画が一体的に策定された。障害福祉計画では、第五期の成果目標の達成状況について、例えば次のような評価を行っている。

・福祉施設入所者の地域生活への移行については、目標七人に対して実績は三人。ケースに応じた生活基盤の確保や見守り体制の構築等の課題をクリアしなければならないため、計画どおりに進んでいない。

・福祉施設から一般就労への移行については、目標六人に対して実績は一〇人。就労移行支援事業の利用者数は、目標一五人に対して九人で、市内に就労移行支援事業所がないため市外の事業所のサービスを利用している。就労定着支援事業による一年後の職場定着率は、目標八〇パーセントに対して八六パーセントと目標を達成している。

障害児福祉計画では、次のような障害児福祉サービスについて利用見込量を示している。

▽児童発達支援　▽医療型児童発達支援　▽放課後等デイサービス　▽保育所等訪問支援　▽居宅訪問型児童発達支援　▽障害児相談支援

障害者福祉都市　本市は一九八〇（昭和五十五）年度に、厚生省（当時）から障害者福祉都市の指定を受けた。これは前年度から始まった制度で、一九七九年が心身障害者福祉法制定三〇周年にあたるのを記念して、人口一〇万人以上の都市から選定し、指定都市には障害者の生活環境の改善や障害者の福祉サービス、心身障害児の早期療育の推進、市民啓発などの事業を総合的に実施するというものであった。これによって二か年で四〇〇〇万円の補助金が下りたため、次のような事業を実施した。

・生活環境改善事業…▽旧築港公民館を改装し心身障害者福祉会館を設置　▽総合文化センター入り口に自動ドアを設置　▽市役所付近、総合文化センター、市民病院前などの道路に誘導ブロックを設置

・障害者早期療育指導事業…▽療育指導車「ふれあい号」を配備。一九八一年一月から寝たきりの高齢者や重度心身障害者に対する入浴サービスを始めた。ふれあい号で総合福祉センターまで送迎し、週一回入浴のサービスを行うもの　▽赤外

線で体をほぐし機能回復を促進するマイクロサーミーを総合福祉センターに配備
・障害者福祉サービス事業…▽手話通訳者養成講座を開講し四〇人が受講　▽朗読奉仕者養成講座を開講し六〇人が受講　▽一九八一年度から市役所市民課窓口に手話通訳のできる職員を配置（現在は福祉政策課窓口に配置）
・市民啓発事業…▽福祉都市推進協議会を設立　▽福祉都市の標柱建立　▽シンボルマーク・標語を制定

2 障害者福祉施策

措置制度のもとでの障害者施策　一九八八（昭和六十三）年度の段階で、次のような障害者福祉施策が行われていた。

①在宅福祉
・自立用具の給付…義肢、車いす、補聴器、点字器などの補装具や浴槽、特殊寝台、盲人用テープレコーダーなどの日常生活用具を給付。
・家庭奉仕員の派遣…心身の障害で日常生活に困っている方の家庭を家庭奉仕員（ホームヘルパー）が週二回訪問。
・はり・きゅう・マッサージ施術…一・二級の重度身体障害者に対して施術費の一部を公費負担。一九九〇（平成二）年度から対象者が身体障害三級及び療育手帳A所持者まで拡大され、給付費も増額となった（二〇一六年度末制度廃止）。
・心身障害児通所訓練事業…就学前の心身障害児を対象として、機能回復訓練などを行う。一九七三年に「わかえの園」として発足した（二〇一六年度末閉園）。
・福祉作業所運営事業…就労することが困難な在宅の心身障害者に対して生活指導及び作業指導を行う。次の二つの作業所があった。▽同舟の園（番田）…知的障害者を中心に、牛乳パックを再生してのハガキづくりや紙箱の組み立てを行う（二〇二五年九月末閉鎖）。▽ほほえみ作業所（築港二丁目）…一九八五年十月、社会自立が困難な障害者を中心に発足。高級和菓子の化粧箱を製作している。
・心身障害者通所作業訓練事業…一九八三年四月、心身障害者に対し通所による授産の場を提供するため、玉六丁目に玉授産所を設立。紙粘土の型どりから色つけ、つやだしをしたブローチの製作や簡単な縫製などを行う。
・視覚障害者ガイドヘルパー…視覚障害者が行政機関や医療機関に出かけるとき、介護者のいない方に対してガイドヘルパーを派遣。
・手話通訳者…福祉政策課に一名の手話通訳者を配置している。
・技能ボランティア育成…次の二つのボランティアサークルが活動している。▽玉野朗読奉仕の会…視覚障害者に対して「声の広報」「声の図書」を作成。▽玉野手話サークル…聴覚障害者のコミュニケーション確保のため、各地の催しで手話通訳を実施。
・更生医療…身体障害者が更生するために必要な医療費を給付。心臓手術、血液透析療法、関節形成手術、外科形成手術など。

・心身障害者扶養共済制度…心身障害者の保護者が死亡又は重度障害になったとき、残された障害者に終身一定額の年金を給付する。
・在宅障害児（者）一時利用サービス…一九九九年十月から始まった。在宅障害児（者）を一時的に介護できないとき、のぞみ園ほかの心身障害者施設を利用できる。利用時間は七時～一九時の間の八時間以内。
・福祉機器リサイクル事業…活用しなくなった特殊寝台、車いす、歩行器などの福祉機器を無償で譲り受け、必要な人に貸与する。

②施設福祉
・身体障害者施設…身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者授産施設
・知的障害者施設…知的障害者更生施設、知的障害者授産施設
一九八九年四月には知的障害者更生施設「のぞみ園」がオープンした。満一五歳以上の知的障害者を入所させ、更生に必要な指導及び訓練を行う。

支援費制度による福祉サービス　二〇〇三（平成十五）年度から施行された支援費制度では、対象となるサービスは施設サービスと居宅サービスに大別される。施設サービスでは各種施設への入所、通所サービス、居宅サービスではホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイのサービスがあり、知的障害者のグループホームも対象となる。一方、手話通訳事業、日常生活用具給付事業、補装具給付事業等は支援費制度の対象外で、これらは従来どおり福祉施策で対応することとなった。

当時の本市内におけるサービス提供事業者としては、施設訓練等支援事業者として、知的障害者更生施設のぞみ園、心身障害者通所授産施設あかつき作業所の二施設。在宅生活支援事業者としては、社会福祉協議会のホームヘルプサービス、デイサービス及び三か所の特別養護老人ホームにおけるショートステイの計四か所であった。

障害者自立支援法による福祉サービス　二〇〇六（平成十八）年度から施行された障害者自立支援法においては、それまで居宅サービスと施設サービスに大別されていた障害者福祉サービスが介護給付と訓練者給付で構成されることとなった。
・介護給付…居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）、共同生活介護（グループホーム）
・訓練等給付…自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（雇用型、非雇用型）、共同生活援助（グループホーム）

また、地域生活支援事業が創設された。これは、障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業である。本市では次のような事業

が実施されることになった（既に行われている事業も含む）。

・相談支援事業…一般的又は専門的な相談に対応するとともに、住宅入居支援、成年後見人制度利用支援を行う。

・コミュニケーション支援事業…市役所窓口に手話通訳者を配置。手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う。

・日常生活用具給付等事業…重度障害者に対して自立支援用具等を給付・貸与する。

・移動支援事業…マンツーマンでの外出支援、日中系通所施設への送迎を行う。

・地域活動支援センター強化事業（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型、小規模作業所）…創作的・生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う。Ⅰ型は専門職を配置。Ⅱ型は障害者デイサービス事業を行う。Ⅲ型は小規模作業所から移行する。

・更生訓練費給付事業…就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、身障厚生援護施設の入所者に、訓練に必要な費用を支給する。

・生活支援事業…障害者の社会復帰を目指して指導員を配置し、指導を行うとともに、不要になった福祉機器のリサイクル事業などを行う。

・日中一時支援事業（日中型、タイムケア型）…日中の障害者の一時預かりや、障害児の放課後対策としての一時預かりを行う。障害者の日中活動の長時間預かりにも対応。

・生活サポート事業…介護給付の非該当者に対して居宅介護等の支援を行う。

・社会参加促進事業…障害者スポーツ大会や障害者作品展の開催、録音テープによる「広報たまの」の発行、手話・朗読奉仕員の養成、自動車運転免許証取得費・改造費助成等を行う。

・経過的デイサービス事業…地域活動支援センターⅡ型に移行できない事業所（おおむね一五人／日未満の実利用人数）が障害者デイサービス事業を継続。

障害者総合支援法による福祉サービス　前述のように二〇一三（平成二十五）年四月から、障害者自立支援法が改正されて障害者総合支援法となった。障害福祉サービスのメニューについてはほぼ変更はなかったが、二〇一八年度から日中活動系サービスに就労定着支援が加わった。地域生活支援事業についても大部分はそのまま引き継いでいるが、新たに理解促進研修・啓発事業と自発的活動支援事業が加わった。

市独自の福祉サービス　法に基づく事業とは別に、市独自の施策として次のようなものがある。

・在宅重度心身障害者介護手当…二〇歳以上六五歳未満の常時介護を必要とする重度の心身・知的障害者を在宅で介護している方に、手当を支給するもの。

・低所得者の医療費月額上限負担額軽減…心身障害者医療にかかる低所得者の月額自己負担上限額について、通院費の負担を軽減する岡山県の制度が二〇〇九（平成二十一）年三月で終了したが、市の負担によりこの制度を継続している。入院費については、従来から市独自に低所得者の月額負担上限額を軽減している。

3 障害者福祉関係機関

地域活動支援センターこころの里　精神障害者地域生活支援センターとして二〇〇一（平成十三）年十月一日にオープンした。精神障害者とその家族の地域での生活を応援し、社会復帰や自立、社会参加につなげるための施設で、精神保健福祉士など専任の相談員四名が対応にあたる。支援内容は、日常生活相談、生活支援、地域交流活動、職業相談、サロンの開設、家族の支援、ボランティア、家族会活動など。

二〇〇六年十月、法改正に伴い地域活動支援センターⅠ型に移行するとともに、岡山県指定の相談事業所を併設した。二〇〇七年度より、指定管理法人がＮＰＯ法人円い空に交代し、同年八月には玉野市障害者自立支援協議会の事務局となった。二〇一三年四月には、本市より指定特定相談支援（計画相談）事業の指定を受けた。二〇一四年四月には、玉野市障害者総合支援協議会（旧自立支援協議会）精神保健福祉部会の事務局になるとともに、岡山県より指定一般相談支援（地域移行支援／地域定着支援）事業の指定を受けた。二〇二一（令和三）年四月には、指定一般相談支援（地域移行支援／地域定着支援）事業を休止した。

地域活動支援センターこだま　社会福祉法人同仁会が運営し、二〇〇六（平成十八）年十月に地域活動支援センターⅡ型（利用定員一五名／日）・日中一時支援事業所（同）として開設された。地域活動支援センターとしては、生産活動（箸入れ作業・シール貼り）、買い物学習・調理実習・社会体験・探訪。レクリエーション活動などを実施している。日中一時支援事業所は、利用者の日中の活動の場を確保し、家族が安心してそれぞれの仕事に打ち込んだり、毎日の介護から離れ一時的に休息を取れるようにするための事業である。

玉野市障害者就労支援センター　二〇一三（平成二十五）年七月、すこやかセンター内に開設された。運営は玉野市社会福祉協議会が市からの委託を受けて行っている。就労支援コーディネーターを中心に、就労支援と生活支援という二つの側面から障害者を支援する。

①就労支援…就職したいという相談から、就職準備、就職して職場や仕事に慣れるまで、福祉や医療、学校、生活支援機関と連携しながらさまざまな支援を行う。

②生活支援…安心して働き続けられるよう、日常生活に関する相談・助言などを行う。

二〇一九（令和元）年度について利用状況を見ると、利用者は延べ三一五人、相談件数は一七一六件、そのうち就労面の相談件数は八九五件であり、就労につながったのは一般就労が九名、就労継続支援Ａ型が一名となっている（二〇二〇年度末に閉鎖し、就労相談窓口に移行）。

就労相談窓口　二〇二一（令和三）年度から、福祉政策課内に障害者就労支援窓口を設置し、相談支援員を一名から三名に増員した。障害者就労支援窓口と生活支援相談窓口を併設することで、相談者の就労だけでなく、家計など生活面での支援も可能となっている。就労相談では、まず相談者の希望を尊重し、

希望があればハローワークや就労先への見学の同行や履歴書の書き方支援などの就労活動の支援も行っている。さらに就労が決まった後も、定着に向けて就労先への定期的な訪問や相談者との面談、相談者と就労先の困り事の調整など、就労前から就労後まで切れ目のない継続的な支援を実施している。

玉野市障害者雇用ネットワーク連絡協議会　二〇一四（平成二十六）年度に、地域の産業団体、相談支援事業所、就労支援機関、特別支援学校、ハローワーク、市等の関係機関によって設立された。障害に対する理解促進、企業の開拓などを通じて障害者雇用の拡大を図るとともに、安定した雇用を維持できる環境づくりを進めることを目的としている。

玉野市障害者総合支援協議会　多様な機関が連携して障害者とその家族の生活や社会的自立を支援していくことを目的として、二〇〇七（平成十九）年八月に玉野市障害者自立支援協議会として設立された。当初は、事業者部会、障害者団体・家族会部会、教育・就労支援部会という三つの専門部会で活動が行われていた。二〇〇八年には、精神障害者地域移行支援ワーキングチーム及び発達障害者支援ワーキングチームが設置された。

二〇一三年、法律改正を受けて名称を現在の玉野市障害者総合支援協議会に変更。専門部会については、こども部会、当事者団体・家族会部会、就労支援部会、作業所部会、ヘルパー部会、くらし部会、精神保健福祉部会という七つの部会に再編された。また、新たに相談支援検討会議が設置された。

4 その他

発達障害・学習障害の支援　自閉症等をはじめとする発達障害を有する方々に対する相談や療育、また就労支援などを総合的に行う地域拠点として、都道府県指定都市が自閉症発達障害者支援センターを整備することとされている。岡山県では、岡山市におかやま自閉症発達障害者支援センター（社会福祉法人旭川荘が運営）を設置しており、本市も相談者等には同施設を紹介していた。その後二〇〇八（平成二十）年六月に、たまの発達障害者支援センター（発達支援センター青い空内）が開設された。同センターには発達障害支援コーディネーターが配置され、本人及び家族からのさまざまな相談を受ける体制が整えられた。

二〇一三年四月には、荘内市民センター内に玉野市児童発達支援センターが開館した。NPO法人玉野つつじネットが指定管理者として管理運営を行い、次のような事業を実施している（二〇二二年四月からは社会福祉法人四ツ葉会が実施）。

・児童発達支援…障害のある児童や発達支援が必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

・放課後等デイサービス…学校に就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。

・障害児相談支援…障害児相談支援専門員が、障害児やその家族の相談支援を行う。

成年後見制度の利用促進　成年後見制度は、知的障害や精神障害、認知症などのため判断能力の不十分な方が、財産管理、福祉施設の利用、遺産分割などの際に不利益を受けないよう、成年後見人などが代わって手続きを行うことで、本人の権利と尊厳を守る制度である。既に判断能力が低下している方を対象とする法定後見制度と、将来的に判断能力が衰えたときに備えて「誰に何を頼みたいのか」などをあらかじめ決めておく任意後見制度がある。民法改正に伴い二〇〇〇（平成十二）年度から施行されたが、必ずしも十分に活用されていない現状があったことから、国は二〇一六年五月に成年後見制度利用促進法を施行し、翌二〇一七年三月には同法に基づき成年後見制度利用促進計画を策定した。

今後も認知症や独居高齢者が増加するとみられるなか、成年後見制度に対する需要はいっそう高まると考えられる。そこで本市も、二〇二一（令和三）年三月に玉野市成年後見制度利用促進基本計画を策定した。計画期間は同年度から二〇二六年度までの六年間。

法定後見制度には、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」という三つの類型がある。二〇二〇年一月時点での本市における成年後見制度利用者数は、後見一五五名、保佐三九名、補助一二名、任意後見二名の合計二〇八人となっている。これは岡山県で四番目に多いが、市内の認知症高齢者や精神障害者保健福祉手帳・療育手帳保持者数からすれば利用率は低いと考えられる。また、後見類型が群を抜いて多いというのは、判断能力が著しく低下した段階でやむなく利用するケースが多いことを示唆している。

本市では従来から、成年後見制度利用支援事業を実施している。被後見人等に資力がなく、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）、成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）への報酬の支払いができないと判断された場合、その一部を助成する制度である。二〇一六年度の助成件数は七件（高齢者六件、障害者一件）、二〇一九年度は対象者を広げたこともあり二三件（一八件、五件）と増えているが、計画ではさらなる活用を図るとしている。

また計画では、重点的に取り組む事項として中核機関の設置を挙げており、これに沿って二〇二一年六月一日、玉野市成年後見支援センターが長寿介護課内に設置された。認知症や障害のある方（本人）とご家族、関係者の皆様のご相談を受け付け、本人の意思を可能な限り尊重し、誰もが安心して地域で生活できるよう、生活支援や法的支援の検討を行う専門的な機関である。

玉野市手話言語条例　二〇一七（平成二十九）年九月二十五日に施行された。手話が言語であることの理解を広め、手話の普及を図ることで、全ての市民が健やかに安心して暮らせるまちをつくることを目的とするもので、同様の条例は県下で二番目であった。市、市民、事業者の役割などが明記されており、市は手話の普及啓発や学ぶ機会の提供などに努めることとされた。

六 生活保護・生活困窮者自立支援

1 生活保護

生活保護はわが国の社会保障制度の一つ（公的扶助）で、病気やけがなどで働くことができなくなったり、働き手が亡くなったりして生活が困難になった人に対して、経済的な支援を行うものである。日本国憲法第二五条に規定する生存権を具体的に保障するための仕組みであり、生活保護の申請をすることは国民の基本的人権の行使である。生活保護は、次の八つの扶助により構成されている。

①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④介護扶助、⑤医療扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助。

保護を受けるには申請が必

図表３－４－６　生活保護の状況の推移

年　度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
保護世帯数（世帯）	256	244	236	233	216	221	206	203	202	218	224
保護人員（人）	381	374	352	351	314	324	308	299	301	324	325
保護率（パーミル）	4.9	4.8	4.6	4.6	4.2	4.3	4.1	4.0	4.1	4.4	4.5
生活扶助費（円/人月）	36,350	36,467	36,109	38,196	42,261	39,979	40,633	41,432	44,035	45,653	47,014

年　度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
保護世帯数（世帯）	218	213	212	211	213	228	262	304	338	349	357
保護人員（人）	310	293	293	278	274	295	340	406	469	507	508
保護率（パーミル）	4.2	4.0	4.0	3.9	3.8	4.1	4.8	5.7	6.6	7.3	7.5
生活扶助費（円/人月）	47,911	52,678	53,676	58,320	59,538	55,450	57,908	45,958	45,371	51,016	50,100

年　度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
保護世帯数（世帯）	379	388	419	471	531	577	618	616	632	639	623
保護人員（人）	548	579	594	656	753	834	873	872	871	861	839
保護率（パーミル）	8.1	8.6	8.9	9.9	11.6	12.9	13.6	13.8	13.9	14.0	13.8
生活扶助費（円/人月）	51,117	50,032	42,840	46,354	44,801	41,499	41,958	41,086	41,205	40,990	40,401

年　度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
保護世帯数（世帯）	610	574	527	493	474	444	431	418
保護人員（人）	824	750	669	603	569	531	508	498
保護率（パーミル）	13.7	12.6	11.4	10.5	10.1	9.6	9.3	9.3
生活扶助費（円/人月）	38,870	37,426	38,459	37,618	37,579	36,966	36,193	35,540

出典：各年度版「玉野市の概要」

要である。申請に基づいて社会福祉事務所が必要な調査を行い、保護の要否を判定する。また保護を受ける前の段階で、その世帯が持っている資産、能力を活用していること、他の法律による給付や扶養義務のある親族等からの援助を優先して活用するなど、最大限の努力をすることが求められる。

図表3-4-6は、本市における生活保護の状況の推移を示している。保護世帯数、保護人員、保護率とも、完全失業率が戦後最悪を記録した二〇〇二（平成十四）年頃から目に見えて増加傾向となり、二〇一五年には保護率が一四パーミルとピークを迎えたが、以降は下降傾向となり、二〇二四（令和六）年には保護率が九・三パーミルとなっている。

2 生活困窮者自立支援制度

二〇一五（平成二十七）年四月に施行された生活困窮者自立支援法は、生活困窮者を生活保護に至る前の段階で救済することを目的としている。生活保護が「最後のセーフティネット（安全網）」と呼ばれるのに対して、「第二のセーフティネット」とも言われる。生活困窮者とは、仕事や家庭の状況、心身の不調など、何らかの事情によって経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある状態の方を指す。この制度がつくられた背景には、バブル経済の崩壊やリーマンショックなどによる日本経済の長期低迷の中、ワーキングプアなど貧困問題が顕在化してきたことがある。

同法に基づく支援の内容は、事業主体となる自治体が必ず行う必須事業と、本人の状況などに応じて実施する任意事業で構成される。

・必須事業…▽自立相談支援事業　▽住宅確保給付金の支給
・任意事業…▽進学・就労準備支援事業　▽家計相談支援事業　▽就労訓練事業　▽ひきこもりの支援

本市では福祉政策課内に生活支援相談窓口を設置し、相談支援員が課題・問題を整理し、関係する制度や窓口を紹介したり、同行したりして、必要なサービスにつなげている。

第一節 保健

一 保健活動

1 総論

沿革　一九五九（昭和三十四）年一月に国民健康保険法が施行され、本市では同年十月から国民健康保険制度がスタートした。それまで健康診断などは職域での取組が中心だったが、国保の開始に伴って一般市民向けの保健事業に力が注がれるようになった。一九六三年に老人福祉法が制定され、同法に基づき六五歳以上を対象とする健康診査が制度化された。

一九七〇年頃においても、市民健康診断、成人病予防の血圧測定やレントゲン検査、高齢者向けの無料検診などが実施され

ていた。また、当時は玉野保健所があり、乳児健診、三歳児健診、育児学級、離乳食指導など、母子保健を中心として活発な事業が行われていた。以後の保健事業に関する主な取組を時系列で列挙する。

一九七三年　玉野保健所が肺機能検査などの機械を整備し、公害クリニック（無料）を開始。検診内容は血圧、検尿、内科診察、心電図検査、肺機能検査、X線胸部検査、総合判定

一九八三年　老人保健法の施行に伴い、四〇歳以上を対象とする健康相談を開始。保健師、栄養士が対応

一九八四年　玉野市保健センターが開所し、市保健師、栄養士が常駐

一九九四（平成六）年　市民病院、松田病院、由良病院で骨粗しょう症の検査（レントゲンや超音波）を開始。四〇歳以上が対象で、受診料は一〇〇〇円

二〇〇一年　岡山県が四月から県下の地域保健福祉センターと保健所を統合し、保健・介護・福祉のサービスを一体的に提供できる体制を整備。これに伴い、玉野保健所は玉野地域保健福祉センターに

二〇〇五年　健康たまの21計画を策定

二〇〇八年　市が従来実施してきた基本健康診査に代わって四月から特定健康診査（特定健診）がスタート

二〇〇九年　玉野市食育推進計画を策定

二〇一二年　八月から保健師が全ての市民センターを巡回し、妊娠・出産、子どもの発達・発育、離乳食・食事、夜泣きなど子育てに関する相談、こころの健康、高齢者介護などに関する相談に対応

二〇一五年　第二次健康たまの21計画・玉野市食育推進計画を策定

二〇一七年　乳がん検診について、従来は視触診のみ又は視触診＋マンモグラフィだったが、必ず視触診とマンモグラフィの両方を受診する形に変更。対象者も三〇歳以上から四〇歳以上に変更／玉野版健康マイレージ事業「健康たま〜るポイント」がスタート

二〇一九年　たまの版生涯活躍のまち（ＣＣＲｓｅａ）の施策として、ショッピングモール「メルカ」三階に健康ステーションを新設。体組成分析、血圧測定、動脈硬化検査、あたまの健康チェックなどができる

健康たまの21計画　二〇〇五（平成十七）年三月に策定した「健康たまの21計画」では、次の六つの分野に分けて、年代ごとに目標と、自分・関係団体・行政がそれぞれ取り組むことを整理している。

①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養・心の健康づくり、④たばこ、⑤アルコール、⑥歯の健康。

二〇一五年三月に策定した第二次健康たまの21計画・玉野市食育推進計画では、一般市民や中学・高校生へのアンケート結果などをもとに、第一次計画の目標達成状況を評価している。それによると、目標を達成したのは「朝食を食べない理由が

「時間がない」という小中高生を減らす」「食塩を控える若者を増やす」「ストレスを解消できている中高生を増やす」「小中高校生のむし歯を減らす」「年一回以上歯科検診を受けている人を増やす」など。一方、現状値が策定時より悪化したのは、「一日三食食べている若者を増やす」「定期的に運動を行っている若者を増やす」「ストレスを解消できている高齢者を増やす」「多量飲酒している人の割合を減らす」などであった。

第二次計画は二〇一五年度から二〇二四（令和六）年度までの一〇年計画で、「みんなですこやか、みんながすこやか　健康たまの」を基本理念として掲げた。そして、次の七つの健康分野に分類し、それぞれに基本目標や数値目標を設けるとともに、個人や家庭、地域、職域、行政の取り組む行動目標を記している。

さらに、二〇二五年度から二〇三六年度までの一二年計画で、第三次計画を策定。これまでの本市における取組の成果や課題、社会情勢の変化や国・県の動向などを踏まえ、個別に取り組んできた「健康たまの21計画・玉野市食育推進計画」と「玉野市自殺対策基本計画」を、健康寿命の更なる延伸を目指し、「第三次健康たまの21計画」として一体的に取り組んでいる。

2 健診・検診

基本健康診査　一九八三（昭和五十八）年の老人保健法施行に伴って、それまでの循環器検診に代わり一般健康診査が実施されるようになり、一九九一（平成三）年度からは基本健康診査となった。

二〇〇七年度まで実施していた基本健康診査は、市が実施主体となり、四〇歳以上の市民を対象としていた。健診項目は次のようなものであった（＊は必須でなく医師の判断に基づき実施する項目）。

・診察…問診、計測（身長、体重、肥満度・標準体重）、理学的所見（身体診察）、血圧
・脂質…総コレステロール定量、中性脂肪、ＨＤＬ－コレステロール
・肝機能…ＡＳＴ（ＧＯＴ）、ＡＬＴ（ＧＰＴ）、γ－ＧＴ（γ－ＧＴＰ）
・代謝系…空腹時血糖、尿糖、ヘモグロビンＡ１Ｃ＊
・血液一般…ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数
・尿・腎機能…尿蛋白、潜血、血清クレアチニン、血清アルブミン
・心機能…12誘導心電図＊
・眼底検査＊

基本健康診査には、集団健診と医療機関での個別健診があり、前者は四〇～六九歳を対象にすこやかセンターや各地区の市民センターなどで実施された。後者は七〇歳以上を対象に実



基本健康診査

施された。健診の結果を踏まえての健康指導も行われた。

特定健康診査　二〇〇八（平成二十）年度から、基本健康診査に代えて特定健康診査（特定健診）が実施されることになった。大きく異なるのは、メタボリックシンドローム（内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさっている状態）の早期発見を重点に置いたことである。メタボが心臓病や脳卒中など生活習慣病の大きな原因となっていることを踏まえ、その該当者や予備軍を減らすことで市民の健康を守り、総医療費の削減にもつなげることをねらいとしていた。

実施主体は、各医療保険者（市町村国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）。健診項目としては、腹囲の測定が加わったほか、ＬＤＬ（悪玉）コレステロールも独立した心血管危険因子の判定指標として有用であることから追加された。その一方で、総コレステロール定量、潜血、血清クレアチニンが除外されたが、糖尿病性腎症重症化予防の視点により二〇一二年度から腎機能検査として血清クレアチニンと尿酸が追加された。

特定健診の対象は四〇～七四歳の各医療保険被保険者及び被扶養者。七五歳以上の市民については、特定健診に準じた項目で後期高齢者等健康診査が実施される。特定健診の受診料（自己負担分）は一〇〇〇円だが、市民税非課税世帯は半額に減免される。

特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方は特定保健指導の対象となり、保健師や管理栄養士などの専門スタッフから生活習慣を見直すためのサポートを受けることができる。

生活習慣病の予防・早期発見のためにも、まずは特定健診を多くの市民に受診してもらうことが重要である。市では二〇一七年度から、未受診者に対してハガキを送ったり、電話や訪問で健診の趣旨を説明する等、個別的なアプローチを始めた。二〇一八年度は、市医師会、市歯科医師会、県薬剤師会玉野支部の協力で、啓発用のポスターやチラシを病院、薬局に張り出し、周知に努めた。また、二〇一九（令和元）年度からは市と医師会等が契約を結び、市が特定健診未受診者について、医療機関が保有するデータを本人の同意のうえで閲覧できるようになった。

なお、若年層の受診率が特に低い傾向があるため、二〇二三年度からはＷＥＢ予約も導入している。

特定健診の受診率向上と併せて、特定保健指導の実施率向上にも取り組んだ。特定健診の集団実施時や結果通知後に特定保健指導の初回面接を実施し、その他の対象者には利用券を送付。面接時には行動計画を作成して生活習慣に関する自覚を促し、行動変容につながる知識を伝えた。また、面接による支援の後、対面、グループ、

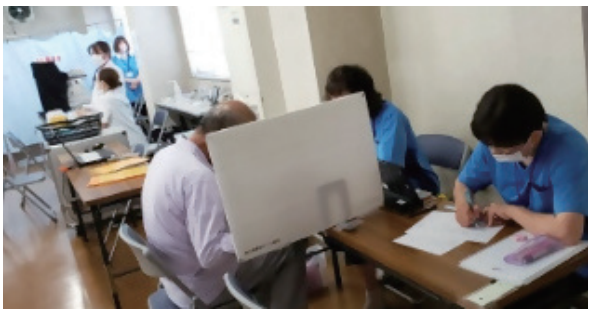

特定健康診査

メール、電話などを通じて三か月以上の継続的な支援を行うようにした。

後期高齢者等健康診査　二〇〇八（平成二十）年度から後期高齢者医療制度が施行されたのに伴い、七五歳以上の後期高齢者などを対象としてフレイル（加齢や疾患によって身体的・精神的な機能が徐々に衰え、心身のストレスに脆弱になった状態）や生活習慣病に着目した健康診査が始まった。対象となるのは後期高齢者のほか、六五～七四歳の後期高齢者医療被保険者証を有する方、四〇歳以上の生活保護受給世帯の方。後期高齢者等健康診査の受診料（自己負担分）は五〇〇円だが、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料に減免される。

健診の項目は、次のとおりである。

・基本項目…問診、身体測定（身長、体重、ＢＭＩ）、内科診察、血圧測定、検尿（尿糖、尿たんぱく）、血液検査（ＡＳＴ、ＡＬＴ、γ－ＧＴ（肝機能）、ＴＧ（中性脂肪）、ＨＤＬ（善玉コレステロール）、ＬＤＬ（悪玉コレステロール）、空腹時血糖若しくはＨｂＡ１ｃ）

・詳細項目（医師が必要とした人のみ）…眼底検査、心電図、貧血検査

・追加項目（血液検査で同時実施）…クレアチニン、尿酸

各種検診　一九七〇（昭和四十五）年頃にとりわけ力を注いでいたのは、結核検診（レントゲン検査）であった。一五歳以上の学生・勤労者を除く市民を対象に、無料で実施されていた。その後、レントゲン検査は肺がん検診と併用して実施されるようになった。

がん検診については、一九八三年の老人保健法施行とともに胃がん、子宮がん検診が始まり、一九八七年には子宮体がん、肺がん、乳がん、一九九二（平成四）年には大腸がんが追加された。一九九八年、政府は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を策定。本市もこれに沿って、次のように実施することとなった。

▽胃がん…四〇歳以上、胃Ｘ線検査　▽肺がん…四〇歳以上、胸部Ｘ線検査及び喀痰細胞診　▽大腸がん…四〇歳以上、便潜血検査　▽子宮頸がん…三〇歳以上、細胞診　▽乳がん…三〇歳以上、視触診（二〇〇〇年度よりマンモグラフィ導入）

現在では次のようながん検診が行われている。

・胃がん検診…胃内視鏡検査（胃カメラ、五〇歳以上、個別検診）と胃部Ｘ線検査（四〇歳以上、集団検診）。

・大腸がん検診…免疫学的便潜血反応検査、四〇歳以上。

・肺がん検診（結核検診と併用）…胸部レントゲン直接撮影、喀痰細胞診検査（喫煙指数の高い方など）、四〇歳以上。

・乳がん検診…視触診及び乳房Ｘ線検査（マンモグラフィ）併用、四〇歳以上の女性。



各種検診

・子宮頸がん検診…問診、視診、子宮頸部の細胞診（パパニコロー検査）及び内診、二〇歳以上の女性。
・前立腺がん検診（国基準外のがん検診で、一九九七年度から実施）…問診、採血、四〇歳以上の男性。
・肝炎ウイルス検診（国基準外の検診）…問診、採血、四〇歳以上で過去に市の検診を受けたことのない人。
・骨粗しょう症検診（国基準外の検診、一九九四年度から実施）…問診、超音波法によるかかとの骨塩定量検査、二〇歳以上七〇歳以下の女性。

このほか、肺がん、大腸がん、胃がん、乳がん、子宮頸がんなどの検診を一度に受診できるがん総合検診を、すこやかセンター及びたまの病院（旧玉野市民病院）で実施している。

3 予防接種

制度の変遷　予防接種をめぐる主な制度の変遷は次のとおりである。

一九四八（昭和二十三）年　予防接種法が制定され、次の一二疾患を対象とする予防接種が義務化された。
痘瘡（天然痘）／ジフテリア／腸チフス／パラチフス／百日咳／結核／発疹チフス／ペスト／コレラ／猩紅熱／インフルエンザ／ワイル病（黄疸出血性レプトスピラ症）

一九九四（平成六）年　公衆衛生や生活水準の向上を背景として、義務接種から勧奨接種に変更された。

二〇〇一年　対象疾患が努力義務のある一類疾病と努力義務のない二類疾病に分類された。一類疾病はジフテリア、百日咳、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風。二類疾病はインフルエンザ（高齢者に限る）。

二〇一三年　予防接種法が大幅に改正された。一類疾病はA類疾病、二類疾病はB類疾病に名称変更。予防接種の計画を五年ごとに策定し、必要に応じて変更することとした。また、副反応の報告を義務化した。

このほか、二〇一三年にHib、小児肺炎球菌、HPV感染症、二〇一四年に水痘、高齢者肺炎球菌、二〇一六年にB型肝炎、二〇二〇（令和二）年にロタウイルスと、新たなワクチンが順次追加されている。

予防接種事業　本市では現在、次のような予防接種事業が行われている。

①定期の予防接種（A類疾病）…ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、RSウイルス
②定期の予防接種（B類疾病）…高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌、高齢者新型コロナウイルス、帯状疱疹
③風しんの追加的対策…二〇一八（平成三十）年七月以降の風しんの流行に伴い、風しんの抗体保有率の低い世代（一九六二（昭和三十七）～一九七八年度生まれ）の男性に対して抗体検査及び予防接種を実施した。接種費用は無料。二〇一九

（令和元）～二〇二二年度の四年間で、抗体検査受診者は一五三二人、被接種者は五〇四人。

④風しん予防接種費用助成事業…妊婦の風しん感染による先天性風しん症候群の予防を目的として、二〇一四年度から実施。対象者は妊娠を希望する風しんの抗体価が低い女性とその配偶者等。助成額は、麻しん風しん混合ワクチンが上限七〇〇〇円、風しん単独ワクチンが上限四〇〇〇円。

⑤定期予防接種費用助成事業…二〇二二年度から実施。里帰り等で県外医療機関において自費で定期接種を受けた場合の接種費用（上限あり）を助成する。二〇二二年度は五件の実績があった。

⑥骨髄移植後等予防接種再接種費用助成事業…二〇二二年度から実施。骨髄移植手術等の理由により接種を受けた定期接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方が、任意で再度予防接種を受ける際の接種費用（上限あり）を助成する。二〇二二年度の実績は〇件であった。

⑦中学生までのインフルエンザ任意予防接種の助成事業…二〇二四年度から実施。生後六か月から中学校三年生の市民を対象に、インフルエンザウイルスの予防接種を行った際に、一回につき一〇〇〇円を助成する。

4 玉野市愛育委員協議会

愛育委員のなりたち　戦後の食糧難による栄養失調や感染症の多発、乳児や妊産婦の死亡率の高さなど、母子を取り巻く厳しい状況の中で、何とかして赤ちゃんを守りたいという人々の思いを背景に、一九五〇（昭和二十五）年以降岡山県内で相次いで愛育委員が誕生。一九五五年には岡山県愛育委員連合会が結成された。

本市では一九六四年四月に、玉野市保健委員会議として一二地区三三七名で発足した。当時は母子保健活動（乳児健診、母親学級など）、幼児クラブの育成、結核検診が活動の柱となっていた。二〇二二（令和四）年度時点では、一六地区七四九人の愛育委員が、母子保健、健康増進、歯科保健などの分野で活動している。スローガンは「子どもがのびのび育ち、誰もが個性や能力を最大限に発揮できる社会を作りましょう」。

地区ごとの活動も活発に行われている。例えば、次のようなものがある。

・築港地区では独居の方、昼間一人になる高齢者に雑談や小物作り、ミニ体操、合唱などで楽しんでもらう「すいせんの会」を開催。手作りのばら寿司やお菓子なども提供していた。

・宇野地区では、高齢者の閉じこもり防止のため毎月「えがおでう～の」と題したサロンを開催し、七〇名前後が参加。

・玉地区では毎月一回ハッピー健康教室を開催し、ストレッチ体操、ハイキング、料理などを行っていた。

・和田地区では年四回「親子のつどい（仲間づくりをしましょう）」を開催し、特に七夕さまとソーメン流しは好評だった。

・荘内地区では二〇〇七（平成十九）年から、「無事かえろう」をテーマに愛育委員がカエルのストラップを手作りし、荘内

小学校の新入学生に手渡していた。
・東児地区では、〇～未就園児を対象として毎月子育て広場を開催し、胸上小学校一年生と乳幼児の交流の場ともなっている。

沿　革　一九七〇（昭和四十五）年以降の主なできごとは次のとおりである。

一九七六年四月　玉野市保健委員協議会と名称変更／玉野市衛生団体連合会を結成し、がん、循環器疾患予防に取り組む
一九七八年　保健委員を愛育委員と改称
一九七九年十月　「母と子の健康をつくる県民運動」の一環として「母と子の写真展」を開催
一九八一年九月　玉野市健康まつりを開始
一九八八年四月　重点目標に禁煙の輪を広げることを追加
一九九二（平成四）年三月　愛育委員実践活動の報告会開始
九月　がん征圧月間に子宮がん、乳がんの夜間検診実施
一九九六年　一歳六か月児健診、三歳児健診で禁煙啓発実施
二〇〇一年　保健所統合で管内愛育委員連合会解散
二〇〇三年五月　玉野市衛生団体連合会解散
二〇〇五年　地域福祉ネットワーク事業を玉野市から受託（二〇一四年三月まで）
二〇〇九年五月　市内全中学校で喫煙に関するアンケートを実施（二〇一〇年一月、岡山県保健福祉学会で調査結果を発表）
二〇一〇年十月　市立玉野商業高校文化祭で総合健康教育を実施



愛育委員協議会

禁煙活動　一九九五（平成七）年九月の玉野市管内愛育委員連合会理事会において、市内の中学校でたばこの吸い殻が目立つという話が出たことをきっかけに、禁煙活動に取り組むこととなった。活動方針について何回か会合を重ね、次のような取組を行うこととした。

①一歳六か月児健診、三歳児健診の際に母親に働きかけるとともに、小学校卒業生にパンフレットを配布
②健診票に「家族にたばこを吸う人がいますか」という質問項目を追加
③パンフレットの配布により禁煙の大切さを伝える
④「会議には灰皿をなくしましょう」運動を広める

一九九六年四～十二月の三歳児健診で健診票に答えてもらっ

た結果は、「家族にたばこを吸う人がいる」が二四五人で、「いない」の九三人を大きく上回った。たばこを吸うのは、父が二〇四人、祖父が三六人、「両親とも吸う」が一二人など。

二〇〇〇年からは、五月三十一日の世界禁煙デーに合わせて宇野駅、メルカ、市役所などでたばこの害についての啓発活動を実施した。二〇〇六年の世界禁煙デーには、市役所、玉野高校、玉野商業高校でチラシやティッシュを配った。翌二〇〇七年の世界禁煙デーには、市内五か所の高校・専門学校で啓発活動を行った。

二〇〇九年には市内の全中学生を対象にアンケートを実施。その結果、たばこを吸ったことがあると答えたのは四・三パーセントで、他の調査結果と比べて本市の中学生の喫煙率は低いことがわかった。

その後も、一歳六か月児健診・三歳児健診でのお母さんへの働きかけ、世界禁煙デーを中心とした市民への啓発活動、「元気が一番！まつり」や「たまの参画フェア」での啓発活動などを続けている。



禁煙の啓発活動の様子（荘内中学校）

二　母子保健

一九六五（昭和四十）年に制定された母子保健法によって、市町村は以下の項目に関する事業を実施すべきことが定められている。

①母子保健に関する知識の普及　②保健指導　③訪問指導　④健康診査　⑤栄養摂取に関する援助　⑥妊娠の届出　⑦母子健康手帳　⑧母子健康施設

この規定などに基づき、本市では次のような事業を実施している。

親子健康手帳（母子健康手帳）交付　妊娠届の受付時に親子健康手帳（母子健康手帳）を交付している。以前はすこやかセンター、市役所本庁福祉政策課、市内九か所の市民センターで妊娠届の受付と手帳の交付を実施しており、その中ですこやかセンター及び福祉政策課では、交付の際に保健師



親子健康手帳

図表３－４－７　妊娠届出件数（妊婦の年齢階級別）の推移

単位：件

年　度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
19歳以下	15	14	14	11	14	13	8	11	19	11	15	7
20～29歳	333	302	277	246	216	211	213	226	203	216	198	219
30～34歳	148	172	131	133	152	159	138	170	126	131	118	127
35歳以上	35	32	41	43	56	41	50	56	68	79	72	71
合　計	531	520	463	433	438	423	409	463	416	437	403	424

年　度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
19歳以下	8	7	8	14	10	9	8	9	4	2	1	2
20～29歳	184	203	189	199	166	168	169	116	132	119	115	117
30～34歳	128	117	119	112	114	101	103	88	98	84	89	59
35歳以上	78	85	74	82	76	71	72	63	62	58	57	49
合　計	398	412	390	407	366	349	352	276	296	263	262	227

出典：「保健事業の概要」

が出産や育児に関する相談を受けたり指導を行っていた。二〇一七（平成二十九）年度からすこやかセンターのみの交付となり、二〇二三（令和五）年度からは妊娠届の受付場所と手帳の交付場所を福祉政策課こども家庭支援室に変更。さらに二〇二四年度からは、新設されたこどもみらい課に変更された。

法律上の名称は母子健康手帳だが、本市では家族や地域で子育てする環境づくりを目指すという意味を込めて親子健康手帳と呼んでいる。手帳は二〇一〇年度より、手帳本体、予防接種手帳、受診票等のつづりの三分冊となっている。

二〇二四年度には、第一節「二　母子福祉・子育て支援」で述べたように、「たまの子育てアプリ」で乳幼児健診の問診票や予防接種の予診票の記入・提出、健診や接種結果の確認ができるようになり、親子健康手帳の内容の一部がデジタル化された。なお、妊娠届出書の申請は、マイナンバーカードがあれば現在では電子申請もできるようになったが、親子健康手帳の交付は来庁が必要である。

図表３－４－７は、妊娠届出件数（妊婦の年齢階級別）の推移を示している。妊娠届出件数は減少傾向にあり、特に二〇一九年度以降は、三〇〇件を割り込んでいる。

ハローベビースクール（両親学級）　一九九九（平成十一）年度にパパママスクールの名称でスタートし、二〇〇六年度にエンゼルスクールに名称を変更、二〇一五年度からハローベビースクールとなった。妊娠による妊婦の肉体的・精神的変化や負担を家族全員が理解し、妊婦が出産・



ハローベビースクールの様子

育児まで家族で協力しながら健やかに過ごすことを目的とする。妊婦とそのパートナー・家族を対象として、すこやかセンターで年二～三回開催している。プログラムは、妊婦体験、沐浴体験、保健師の話、乳児の抱っこ体験、先輩パパママの体験談など。

妊婦一般健康診査（医療機関）　親子健康手帳の交付時に妊婦一般健康診査依頼票を渡し、妊娠中の健康診査等にかかる費用を公費助成している。受診券は、従来は五枚だったが、二〇〇九（平成二十一）年度から国の予算措置により一四枚に拡充された。里帰り出産などのため岡山県外の医療機関や助産所で受診した場合も、事後に償還助成している。

乳児一般健康診査（医療機関）　親子健康手帳交付時に三枚の乳児一般健康診査依頼票を渡し、県内医療機関での生後一年までの乳児健診が無料となるようにしている。

新生児聴覚検査　親子健康手帳交付時に新生児聴覚検査依頼票を渡し、県内医療機関での検査（初回検査、確認検査）に対して約半額を公費負担する。聴覚障害を早期に発見し早期療育を始められるよう、岡山県が二〇〇一（平成十三）年七月からモデル事業として始めたもので、二〇〇八年度は市町村が県の補助事業として、二〇〇九年度からは市町村の単独事業として行われるようになった。

訪問指導　妊娠時から乳幼児の子育て期に至る母親の精神的不安を解消するため、保健師・助産師による訪問事業を実施している。二〇〇七（平成十九）年度、国の次世代育成支援対策交付金による「生後四か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」が始まり、それまでの母子保健法に基づく新生児の訪問指導に加えて実施するようになった。二〇〇九年度からは、法改正に伴い児童福祉法による第二種社会福祉事業に位置づけられた。訪問の結果、養育支援が特に必要と判断した家庭に対して、保健師等が居宅を訪問して指導等を行っている（母子保健法に基づく訪問指導と併せて実施）。二〇一一年度は、岡山県安心こども基金を活用し、ｉ－Ｐａｄ版「エジンバラ産後うつ質問票」等を用いた「安心すこやか産後の早期サポート事業」を実施し、産科医療機関との連携及び早期介入による育児支援に向けた取組を行った。


乳児家庭全戸訪問事業の様子

二〇二二（令和四）年度における事業実績は次のとおりである。

▽妊産婦・乳幼児訪問…妊産婦二八三人、乳幼児五一三人（いずれも延人数）　▽乳児家庭全戸訪問事業…対象家庭二四六世帯を全戸訪問　▽養育支援訪問事業…訪問実数一〇八件、訪問延数二九八件



乳幼児健診（問診）

乳児健康診査（集団健診）　九～一〇か月児を対象として、毎月一回すこやかセンターで実施。健診項目は、身体計測、内科診察、歯科診察、保健相談、栄養相談、ブックスタート（内科診察は市内小児科医療機関で受診できる無料券を配布）。受診率はほぼ毎年九〇パーセント以上を維持している。

一歳六か月児健康診査（集団健診）　毎月一回すこやかセンターで実施。健診項目は、身体計測、内科診察、幼児の歯科診察、フッ素塗布（二〇一八（平成三十）年度から実施）、保健相談、栄養相談、発達相談。栄養委員の協力により幼児のおやつ試食も行っていたが、これは二〇一五年度末で廃止となった。また、むし歯のある幼児の割合は〇・四パーセントであった。

三歳児健康診査（集団健診）　毎月一回すこやかセンターで実施。健診項目は、身体計測、内科診察、歯科診察、フッ素塗布（二〇一八（平成三十）年度から実施）、尿検査、目の屈折検査（二〇二一（令和四）年度から実施）、保健相談、栄養相談、発達相談。受診率は、直近五年はいずれも九六パーセントを上回っている。

育児相談　毎月一回すこやかセンターで実施。親子の保健指導・栄養指導や相談を通じて育児への不安を解消するとともに、親同士の交流・情報交換の場ともなっている。保健師、助産師、栄養士が従事し、身体計測、育児や離乳食についての相談・指導を行う。二〇二一（令和四）年度は一二回の開催で延べ二九〇人が参加、電話相談は五〇一件あった。

二〇二五年度からは、地域の子育て支援拠点と親子のつながりを作るために開催場所を子育て支援拠点に変更し、各施設を巡回する方法で実施している。そのうち六回は離乳食ミニ講座を行う。



乳幼児ふれあい体験事業の様子

乳幼児ふれあい体験授業　中学生や高校生が乳幼児とのふれあいを通して生命の尊さや子育ての大変さ・大切さを学ぶ取組である。玉中学校のふれあい体験は三年生が対象で、前述の育児相談に合わせて家庭科・保育授業の一環として実施されており、毎年四回実施してきたが、二〇二〇（令和二）年度はコロナ禍で中止となった。また二〇二一年度は三回、二〇二二年度は一回と回数を減らして実施された。二〇二三年度は、宇野中学校で「赤ちゃん登校日」を実施し、その後、市内全中学校で開催している。

玉野商工高校（二〇一七（平成二十九）年度までは玉野商業高校）のふれあい体験は、二〇一二年度から家庭科の授業の一環として、三年生を対象に実施されていた。保健師による性教育の講義も併せて行われ、妊娠・出産・育児について学ぶ機会ともなっていた。三年生の全四クラスで行われていたが、二〇二〇～二〇二一年度はコロナ禍で中止となった。

らくらく離乳食教室　原則として毎月第四木曜日にすこやかセンターで開催。生後五～六か月頃の乳児のいる家族を対象に、栄養士が離乳食初期についての相談を受けるとともに、離乳食の作り方の実演・試食を行っていた。二〇二〇（令和二）～二〇二一年度はコロナ禍のため開催回数が減ったが、二〇二二年度は一二回開催した。二〇二五年度からは育児相談とともに、開催場所を子育て支援拠点に変更し、各施設を巡回する方法で年六回「離乳食ミニ講話」として実施している。


離乳食教室

幼児の発達相談　原則として毎月二回、幼児とその保護者を対象にすこやかセンターで開催している。二〇一〇（平成二十二）年度までは「幼児の心理相談」として実施し、二〇一一年度から現在の名称になった。臨床心理士が、幼児のことば、情緒、親子関係等について個別相談を受け、必要に応じて適切な療育等、社会資源の利用を援助する。予約制で、一人当たり約一時間半。幼児の在籍している幼稚園・保育園・こども園とも連携し、家族とともに幼児の発育発達を見守っている。二〇二二（令和四）年度は二五回開催し、六七組（延べ七六組）が参加した。

にじいろ教室（要観察児教室）　毎週月・水・金曜日の午前中に開催。予約制で、発達が気になる幼児とその保護者を対象に、親子ふれあい遊び、ペアレントトレーニング、座談会などを実施している。二〇一四（平成二十六）年度までは「わんわんスクール」の事業名で、一か月に一回すこやかセンターで開催していた。二〇一五年度から「にじいろ教室」となり、同様の形式・会場で開催していたが、二〇一七年度からＮＰＯ玉野つつじネットが事業委託を受け、週三回の実施となった。二〇二二（令和四）年度からは委託先が社会福祉法人四つ葉会に変更された。同年度は一二一回の開催で三〇人（延べ四三一組）が参加した。

すくすく親子アレルギー教室　子どものアレルギーに関心のある人を対象に、予約制で年三回、すこやかセンター等で開催している。小児科医、保健師、栄養士がアレルギーについての講話を行うとともに、個別相談に応じる。二〇〇九（平成二十一）年度までは「アレルギー健康教室」という事業名で、全三回の連続講座の形式だったが、二〇一〇年度から現在の事業名となり、一回完結方式に変更された。独立行政法人環境再生保全機

構の公害健康被害予防事業（健康相談事業）による助成を受けている。また、二〇一三年度からファミリー・サポート・センターに託児を委託している。二〇二二（令和四）年度は三回の開催で一三組二六人が参加した。

二〇二五年度からは、医師の講話は一回のみで、ほか二回は育児相談と合わせて保健師や栄養士がアレルギー講話を実施している。

わんぱく教室～ぜん息児のための音楽療法　歌を歌ったり楽器を使ったりしながら楽しく腹式呼吸を学び、自分でぜん息時の呼吸困難を軽減できるようにする。二〇〇六（平成十八）年度から環境再生保全機構の公害健康被害予防事業（機能訓練事業）による助成を受けて年一〇～一四回ほど実施していたが、二〇一五年度をもって終了した。

四歳児巡回相談事業　発達において気になる四歳児を対象に、発達障害支援コーディネーターなどの専門家チームが集団生活場面での行動観察を行い、その子の特性を把握するとともに支援のあり方を検討する。事業に際しては、対象児全員の生活状況調査票と個別支援シートにより行動観察を必要とする児童をリストアップし、その子の所属する園に専門家チームを派遣する。また、必要に応じてチームのメンバーが園とともに保護者との面談を実施する。二〇一〇（平成二十二）・二〇一一年度は安心こども基金を活用して実施（一年目は試行として保育園・幼稚園各一園で実施、二年目は全園で実施）した。二〇一三年度からは、保育園・幼稚園・こども園のうち必要に応じて各園で実施している。

不妊治療費助成事業　「岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業」を補完する形で、二〇一一（平成二十三）年度から市が独自に助成を行ってきた。治療費から県の助成額を引いた額の二分の一以内（上限一回当たり一〇万円）を一年度につき二回（初年度三回）まで、計一〇回まで助成。二〇二一（令和四）年度から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、県の制度が二〇二一年度をもって終了した。これに伴い、市の助成事業も経過措置が終わる二〇二三年度をもって終了した。

二〇二四年度から、市独自の不妊・不育治療費助成事業（保険適用治療のみ対象）を開始した。自己負担額の二分の一を助成（夫婦一組当たり年間上限一二万円）。二〇二五年度からは、岡山県不妊治療費助成が始まり、市町村が助成した額に対する補助が充てられるようになった。

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業　低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、心理社会的な問題や虐待等のリスクを早期に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。二〇二三（令和五）年度から始まった。

病児・病後児保育事業　病気の回復期であり、集団保育が困難でかつ、保護者の就労等の都合により家庭で保育を行うことが困難な乳児、幼児、又は小学校に就学している児童を、病院に付設された専用スペース等で保育を行う。

二〇一二（平成二十四）年度から玉野市民病院に委託しており、二〇二三（令和五）年度以降は、地方独立行政法人玉野医

療センターたまの病院に事業委託を行い実施している。

三　健康づくり

1 健康増進事業

二〇〇八（平成二十）年度の医療制度改革により、それまで市町村が実施していた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導以外は市町村が実施することとなった。本市では、健康増進法の規定に基づいて次のような健康増進事業を実施している。

健康手帳交付　四〇歳以上の市民を対象に、健康診査の記録や健康の保持のために必要な事項を記載し、健康管理と適切な医療の確保を図る目的で、健康手帳を交付している。二〇二四（令和六）年度の交付実績は一九七冊。

健康相談　保健師や栄養士などが、四〇歳以上の市民を対象として心身に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行う。高血圧、脂質異常症、糖尿病などに関する重点健康相談と、健康に関する一般的な相談に対応する総合健康相談がある。二〇二四（令和六）年度は、重点健康相談を六四回開催し一〇五人が参加、総合健康相談は四五〇回の開催で四五〇人が参加した。

健康教育　生活習慣病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図るため、次のような事業を実施している。

・集団健康教育…医師、歯科医師、保健師、栄養士などが講師を務める。二〇二四（令和六）年度は一二四回の開催で五三二人が参加した（四〇～六四歳を対象とする講座のみ）。

・慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）講演会・個別健康相談会…講演会は二〇一六（平成二十八）年度から始まった。医師による講演会のほか、肺年齢測定、保健師や理学療法士による健康相談を行っていたが、二〇二一年度から慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）出前講座と事業名を変更し、理学療法士・保健師による講話や体操、健康相談を行うプログラムになった。二〇二三年度でＣＯＰＤ出前講座としては終了し、以降は保健師による生活習慣病予防のための出前講座に内容を入れて啓発を図っている。

個別健康相談会は二〇一八年度から始まり、理学療法士、看護師、保健師が個別相談に応じている。二〇二四年度は五回の開催で一八四人が参加した。

・いきいき体操教室…生活の中に運動を習慣化することで、生活習慣病の予防や改善を図る。二〇〇六年度までは「はつらつ教室」の名称で実施されていた。毎月一回、四〇歳以上の



栄養教室

人を対象にすこやかセンターで開催し、運動指導員と保健師の指導で講話と体操を行っていたが、二〇二三年度で終了。

・フレッシュ体操教室（介護予防事業）…転倒やフレイルを予防することを目的として、六五歳以上の人を対象にすこやかセンターで開催。運動指導員・保健師が講話と体操の指導を行う。二〇二四年度は一二回の開催で六七人（延べ五一八人）が参加した。

・栄養教室…栄養委員を養成するための講座で、五月から二月にかけて全一〇回の講義や実習を行っていたが、現在は七月から一月にかけて全六回で実施。八割以上の出席で修了。二〇二四年度は二三人が参加し、うち二〇人が修了した。

・春秋ひろば…がんを体験している人やその家族が集い、不安や悩みを語り合う場。二〇二四年度は二回開催され、七人（延べ一〇人）が参加した。

2 自殺予防

自殺者の状況　本市における自殺者は、二〇一三（平成二十五）年から二〇一七年までの五年間で四六人、内訳は男性三六人、女性一〇人で、男性が八割近くを占めた。岡山県、全国とも男性の割合は七割程度なので、男性の自殺が多いことが本市の大きな課題である。自殺率（人口一〇万人当たりの自殺死亡者数）は五年平均一四・七で、岡山県の一六・六、全国の一八・五と比較して低い水準にある。年代別でみると、五〇～六〇歳代男性の自殺率が県・国と比べて突出して高い。

四六人の自殺者のうち、自殺未遂歴があった人は九人（一九・六パーセント）であった。自殺未遂者に対して再度の自殺企図を防ぐ仕組みも必要と考えられる。自殺者の状況を詳しく分析すると、男性六〇歳以上無職同居者が八人で最も多く、身体疾患や介護疲れが背景にあると考えられる。次いで男性六〇歳以上有職同居者、男性四〇～五〇歳代が多く、過労や職場の人間関係、失業による生活苦などが原因となっている。

二〇一八年の自殺者は六人、二〇一九（令和元）年は一一人、二〇二〇年は七人、二〇二一年は七人となっている。

また、自殺と関連があると考えられるさまざまな社会状況については、次のような傾向がある。

・生活保護については相談件数・開始件数とも減少傾向にある。

・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。

・産後うつが疑われるＥＰＤＳ九点以上の母親は一〇パーセント前後で推移している。

・小学校の不登校出現率は県・国に比べて高く、中学校の不登校出現率も県より高い傾向にある。

・いじめの件数は小・中学校とも県・国より少ない。

・市民アンケートによるストレスの状況は、特に四〇歳代の女性でストレスを感じている人が多い。

玉野市自殺対策基本計画　二〇一九（平成三十一）年三月に策定した。前述のような状況分析を踏まえて、次のような自殺対策を示している。

①自殺に関する理解の促進…▽自殺予防週間（九月十～十六

日）、自殺対策強化月間（三月）における啓発活動の推進
▽心の健康・自殺予防に関するリーフレットの作成・配布
▽心の健康・自殺予防に関する講演会の実施
②自殺対策を支える人材育成…▽ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき声をかけ、必要な支援につなげ、見守る人）関連研修の実施
③相談体制の整備・充実…▽こころの健康相談（こころの里、地域包括支援センター、備前保健所など）　▽保健・医療・福祉等の連携強化　▽介護の悩みへの相談対応と介護者への支援　▽生活困窮者への支援・生活保護制度による支援　▽失業者や未就職者、障害者就労に対する相談支援と相談窓口の周知（障害者就労支援センター、おかやま地域若者サポートステーションなど）　▽市税等の納税相談　▽いじめや不登校、児童虐待等子どもの悩みについての支援（中央児童相談所、教育サポートセンターなど）　▽妊産婦への支援（こども家庭センターなど）
④自殺未遂者の再度の自殺企図防止と遺された人への支援…▽自殺未遂者へのケア　▽遺族へのケア

四　食　育

1　玉野市栄養改善協議会

概　要　一九六二（昭和三十七）年から婦人協議会事業の一環として栄養教室を開催し、受講会員による伝達講習により栄養改善事業の普及・啓発が図られてきた。

一九七四年四月、栄養改善は健康に関する重要な問題であり、事業を効果的に推進し住民の健康管理と福祉の向上に寄与することを目的に、婦人会の事業から分離した栄養委員の活動団体として市内全地区に栄養委員組織が発足し、その連合体として「玉野市栄養改善協議会」が結成された。その活動の中心となるのが栄養委員で、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、ボランティアとして食生活の改善運動や健康づくりのための普及啓発活動を行っていた。協議会の設立当時、市内一四グループで計約四〇〇人の栄養委員が活動していた。

二〇二五（令和七）年四月現在、一三地区で二三三人の栄養委員が活動している。スローガンは「私達の健康は私達の手で〜のばそう健康寿命　つなごう郷土の食〜」。

沿　革　設立以降の主なできごとは次のとおりである。

一九七五（昭和五十）年　独居高齢者の食事訪問を開始
一九七七年　食塩濃度計を導入。味噌汁塩分測定による「うす味キャンペーン」を開始／献立集「我が家の料理No 1」完成
一九七八年　貧血予防事業開始「第一次国民健康づくり対策」
一九七九年　食生活の見直し事業を開始
一九八二年　健康増進車「しあわせ一号」運行開始
一九八五年　万歩計の頒布を開始
一九八七年　「一万歩歩こう運動」を開始
一九八八年　「第二次国民健康づくり対策」アクティブ80　へ

ルスプラン開始／献立集「食生活の知恵～元気で長生き」完成
一九八九（平成元）年　献立集「食生活の知恵～母から子へ（1）」完成／在宅介護栄養委員ボランティア養成講座開講
一九九二年　「健康づくり食生活の知恵～母から子への料理教室」開講
一九九四年　冊子「寝たきりを防ぐ在宅介護者のための食事ガイド」完成
一九九五年　骨粗しょう症予防事業を開始
一九九七年　骨塩量測定車「骨太君」運行開始
一九九八年　在宅介護食ボランティア事業を開始／アレルギー予防活動を開始
二〇〇〇年　健康日本21推進のためヘルスサポーター21モデル事業を開始
二〇〇二年　「毎日朝食を食べよう大作戦」に取り組む
二〇〇三年　地域のお母さんがすすめる健康支援事業を開始
二〇〇四年　牛乳・乳製品料理講習会開講／国体行事に協力（～二〇〇五年）
二〇〇五年　愛育委員との合同事業で「すこやか親子交流会」開催
二〇〇六年　外食世代の健康づくり推進事業開始／男性のための料理教室開講
二〇〇七年　スポーツ少年と食育事業を開始／メタボリックシンドローム改善支援事業を開始／米粉スイーツ料理講習会開講／「元気が一番！まつり」に協力
二〇一〇年　健康増進プロジェクト事業を実施
二〇一一年　生活習慣病予防ステップアップ事業を実施／いきいき元気講習会開講／食育推進事業（食育のぼりの掲揚など食育の日の普及啓発）を開始／幼稚園児（五歳児）親子を対象とした親子食育教室を開始／糖尿病予防戦略事業を開始
二〇一二年　第二次生活習慣病予防ステップアップ事業を実施／保育園児を対象とした親子食育教室を開始
二〇一三年　生涯骨太クッキングを開始／TUNAGU（繋ぐ）パートナーシップ事業を開始

主な事業　栄養改善協議会の主な事業として、次のようなものがある。

・料理教室…二〇〇〇（平成十二）年から本市の委託事業として始まった高齢者教室は、市内一四地区で開催する年一〇回の料理教室で、バランスのよい食事を提供していた。現在は、高齢者のいきいき元気教室や生活習慣病予防教室として、食生活からのフレイル予防や生活習慣病予防を目的とし、市内一三か所で開催している。「母から子への料理教室」は、食文化を伝承することをねらいとして開催していた。
・講習会…食生活見直し講習会、乳幼児期の食生活講習会などを開催していた。
・減塩運動…設立当初から取り組んでいる活動で、イベントや

料理教室などにおいて味噌汁の塩分測定をしている。

・野菜摂取増加の推進活動…栄養委員が考案した野菜一皿七〇グラムのレシピをカードにして、さまざまな場面で配布するほか、イベントで野菜重量当てクイズなどをしながら野菜摂取量の増加を呼びかけている。

・貧血予防活動…年二回の献血の日に貧血予防教室を開いたり、献血協力者にレバー・ひじきなどの料理や黒豆ジュースを試食してもらう等の取組をしていた。

・乳幼児健診…一歳六か月児健診、三歳児健診でのおやつ作りを長年にわたって続けていたが、現在は食に関する情報提供を行っている。高カロリーで糖分の多い市販のおやつよりも、簡単に作れて安全なおやつを子どもたちに与えてほしいという思いで活動している。



栄養改善料理教室

食育推進計画　二〇〇五（平成十七）年七月に食育基本法が制定され、翌二〇〇六年三月には同法に基づく食育推進基本計画が策定された。これを受けて岡山県は二〇〇七年三月に岡山県食育推進計画を策定し、本市も二〇〇九年四月に玉野市食育推進計画を策定した。計画期間は同年度から二〇一一年度までの三年間。計画のコンセプトを「ひろげよう！つなげよう‼たまの食育の〝わ〟」とした。また、数値目標として、毎日朝食をとる割合を五歳児九六パーセント以上（現状値九一パーセント）、小学五年生八九パーセント以上（八四パーセント）、中学二年生七七パーセント以上（七二パーセント）とすることなどを掲げた。

計画では、胎児・乳幼児、学齢・思春期、成人期、高齢期というライフステージに分けて、家庭、保育園・幼稚園、学校、地域、事業者等、行政でそれぞれ取り組む方針を示している。また、次の六つの重点施策に沿って事業を列挙している。

①食の重要性を正しく理解する　②食のありがたさと楽しさを知る　③食を通して健康増進に努める　④地場産物を積極的に活用する　⑤食に関する情報発信に努める　⑥人材育成に努め、推進体制を強化する

第二次玉野市食育推進計画は、二〇一五年三月に第二次健康たまの21計画と一体的に策定された。第一次計画で設定した目標については、「毎日朝食をとる割合（五歳児、中学二年生）」「適正体重の人の割合」「食事のあいさつをする割合」など多くの項目で目標値を上回った。食育の推進に関する計画では、施策の方向として①食を大切にする、②食への感謝の気持ちを育てる、③地産地消への取組の促進、④食を楽しむ、の四点を挙げている。

第三次玉野市食育推進計画は、二〇二五（令和七）年三月に

第三次健康たまの21計画と第二次玉野市自殺対策基本計画と一体的に策定された。計画期間は同年から二〇三六年までの一二年間。第二次計画で設定した目標については、「生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者の割合」「食塩を控えている人の増加」などの項目が目標値を上回った。食育の推進に関する計画では、施策の方向性として、①毎日朝ごはんを食べよう、②食育の推進、③主食・主菜・副菜をバランスよく食べよう、④地域の食材を食卓に、の四点を挙げている。

第三節 医療

一 概況

1 医療制度の変遷

一九七二（昭和四十七）年に老人福祉法が改正され、一九七三年から老人医療費支給制度が始まった。七〇歳以上（寝たきり等の場合は六五歳以上）の高齢者に対して、医療保険の自己負担分を公費で支給する制度で、いわゆる老人医療費無料化である。しかし、必要以上に高齢者の受診が増えて老人医療費が著しく増大し、市町村の国保財政を圧迫しただけでなく、社会的入院を助長するという指摘もなされ、見直しを余儀なくされた。

一九八二年には老人保健法が制定された。七〇歳以上の高齢者及び六五～六九歳の一定の障害を有する方を対象として、医療と保健のあり方を定めたものである。これにより老人医療費無料化が廃止され、患者負担が導入された（当初は外来一か月四〇〇円、入院一日三〇〇円）。また保健事業では、一般健康診査や健康手帳の交付が始まった。

しかしこの制度は、各医療保険者からの拠出金を主な財源として運営されており、現役世代の属する健康保険組合の拠出金負担が年々重くなっていった。少子高齢化が急激に進展する中で制度の見直しが叫ばれ、二〇〇二（平成十四）年に高齢者医療制度改革が行われた。これによって、老人保健の対象が七〇歳から七五歳に引き上げられるとともに、医療費の自己負担が原則として一割の定率負担となった。

そして二〇〇八年度から、老人保健制度に代わって後期高齢者医療制度が始まった。七五歳以上の高齢者及び六五～七四歳の一定の障害を有する方は、後期高齢者医療保険に加入することになった。この制度は、患者負担を除き、公費（約五割）、現役世代からの支援金（約四割）、高齢者からの保険料（約一割）によって賄われる。患者負担は、原則として一割（現役世代並みの所得がある方は三割）であったが、二〇二一（令和四）年十月から一定以上の所得のある方が二割負担となった。

2 玉野市の医療をめぐる概況

本市には病院が六か所、診療所が三四か所、歯科診療所が三

○か所設置されている（後述）。その中核となるのが、二〇二五（令和七）年一月に開院した地方独立行政法人玉野医療センターたまの病院である。

救急医療については、一次救急は玉野市医師会及び玉野市歯科医師会において休日当番医（二〇二五年度まで内科一、外科一、歯科一、二〇二六年度から内科一、歯科一）を設けている。二〇二二年度は計七〇日で内科一五六一人、外科一〇六三人、歯科一六五人の患者を診療した。

二次救急については、岡山県南東部圏域で病院群輪番制及びその補完的役割を果たす協力病院当番制を実施している。協力病院当番制は、市内四病院（たまの病院、岡山赤十字玉野病院、大西病院、玉野中央病院）が主として休日に当番制で運営している。

三次救急については、岡山赤十字病院救命救急センターなど県下三か所に救急救命センターが設置されている。

二　市民病院

1　玉野市民病院

沿　革　玉野市民病院は、一九五二（昭和二十七）年に玉野市立玉野療養所として開院した。その後、一九五五年に市立玉野病院と改称。一九七三年には、旧市庁舎跡に建物を新築し、名称も市立玉野市民病院として新たに開院した。六二〇八平方メートルの敷地に、総工費一〇億八二〇〇万円をかけて建設されたもので、同年九月二十四日に落成式を催し、十月一日から業務を開始した。ベッド数は二〇五床（一般一一二床、結核九三床）で、内科、外科、整形外科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、泌尿器科の八科体制でスタートした。以後の沿革は次のとおりである。

一九七五年七月　名称を総合病院玉野市立玉野市民病院と改称
一九七八年十一月　二〇五の病床を全て一般病床に変更
一九七九年十月　診療科目に脳神経外科を追加
一九八八年九月　診療科目に皮膚科を追加
一九九三（平成五）年五月　自治体優良病院として全国自治体病院協議会表彰を受賞
一九九六年五月　玉野市民病院経営改善委員会設置
一九九七年三月　玉野市民病院経営健全化計画策定
十月　開放型病院の指定
一九九八年四月　六階病棟開設（三～五階各六〇床、六階二五床）／人間ドック専用室開設


玉野市民病院

八月　救急告示病院に指定
十二月　日本医療評価機構から病院機能評価認定病院に認定
一九九九年六月　地域医療連携室設置／訪問看護事業所設置
二〇〇二年十月　診療科目に麻酔科疼痛外来を追加
十一月　病床数を一般病棟一九九床に変更
二〇〇三年十月　管理型臨床研修病院に指定
二〇〇五年六月　診療科目にリハビリテーション科を追加
二〇〇六年一月　六階病棟（二五床）を回復期リハビリテーション病棟に変更
八月　亜急性期病室を九床設置／訪問リハビリテーション指定事業者
二〇〇七年四月　地方公営企業法全部適用
二〇〇九年三月　玉野市立玉野市民病院改革プラン策定
二〇一一年三月　玉野市民病院経営改善計画策定
二〇一四年九月　亜急性期病室を廃止
二〇一五年二月　三階病棟（五四床）を休床
四月　産科を休診し婦人科外来のみに変更
二〇一六年二月　医療法人平成博愛会と包括協定締結
五月　四階病棟（六〇床）を障害者病棟に変更
六月　六階病棟（二五床）を一般病床に変更
五階病棟（二〇床）を地域包括ケア病床に変更
九月　五階病棟回復期リハビリテーション病棟（四〇床→三五床）に変更
五階病棟地域包括ケア病床を（二〇床→二五床）に変更
十月　三階病棟（五四床）を障害者病棟に変更
四階病棟（四五床）を一般病棟に変更（一五休床）
六階病棟（二五床）を休床
二〇一七年三月　玉野市新病院基本構想策定
二〇一九年四月　医療法人平成博愛会との包括協定を一年延長
二〇一九（令和元）年九月　玉野三井病院との経営統合を発表
二〇二一年四月　地方独立行政法人玉野医療センターを開設
二〇二四年十二月　新病院に移転のため閉院

経営改革　玉野市民病院は地域医療の中核として重要な役割を担っていたが、病院事業会計は毎年度赤字決算が続いていた。一九九六（平成八）年五月には経営改善委員会を設置し、翌年三月に経営健全化計画をまとめた。これに沿って、医療機器等の改善、開放ベッドの採用、適時適温給食の実施、入院病棟再編成、人間ドック専用フロアの新設等の改修工事、外部委託の推進など、増収対策、節減対策、患者サービス対策という三つ

図表３－４－８　市民病院利用状況の推移

単位：人

年　度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
入院患者数	58,155	61,932	59,622	59,277	60,591	61,576	60,196	59,171	53,989	53,916
外来患者数	118,317	127,666	135,110	140,073	144,840	142,420	149,771	152,128	140,334	136,600

年　度	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
入院患者数	58,798	55,768	59,356	62,436	64,960	59,650	62,576	64,605	59,605	61,062
外来患者数	132,544	126,276	121,854	106,549	115,832	113,391	109,395	110,528	103,490	97,693

年　度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
入院患者数	62,307	58,460	56,490	55,731	45,988	43,968	44,641	43,904
外来患者数	76,598	82,671	84,689	82,237	74,889	72,974	69,664	71,419

出典：「玉野市の概要」

の視点で改革に取り組んだ結果、一九九七年度の医業収支や病床利用率は若干の改善を果たした。

しかしその後も赤字経営は続き、二〇〇四年四月には採算性や医師確保の問題により眼科など四診療科が休診となった。新医師臨床研修制度により、研修医が都市部に集中するようになったことなどが背景にある。二〇〇五年度には、医療関係者や学識経験者及び市民代表によって市民病院在り方検討委員会が設置され、病院の存否を含めた検討を行った。同委員会が実施した市民アンケートでは、六割強の市民が「市民病院がなくなると困る」と答え、市内民間医療機関だけでは補完できない救急医療、小児医療及び周産期医療などの取組状況を評価していた。二〇〇六年度には新経営改善計画を策定し、二〇〇七年度には地方公営企業法の全部適用に移行した。これによって経営責任を明確にするとともに、自立性の拡大により、効率的、効果的な運営体制を確立することを目指したものである。また、ＭＲＩの導入などにより医療の高度化を進めた。

二〇一一年三月に策定した玉野市民病院経営改善計画では、救急医療体制の充実、予防医療の強化をはじめとする在宅医療の充実、医療ソーシャルワーカーの採用による地域医療連携室の機能強化、地域のかかりつけ医、介護や福祉などの関連機関や関連施設との連携による地域包括ケアの推進、医師の日常診療業務の負担軽減などが盛り込まれた。また、中・長期の入院患者に対応できる医療機能の充実を図るため、亜急性期病室を増床するとともに、新たに言語聴覚士を採用して回復期リハビリテーション病棟の機能強化を図った。

こうした中、黒田晋市長は二〇一四年九月の市議会定例会において、現在の経営形態では限界に来ているとして、早期に公設公営から公設民営に移行したい考えを表明した。国の医療制度改革や慢性的な医師不足により、時間外診療や救急体制、小児科の時間外診療、診療科の休診など、市民ニーズに十分応えられていない状況にあること、事業管理者や病院長の後継者のめどが立っておらず、その確保が厳しい状況となっていること、人件費比率が七〇パーセント台の高い数値となっており、公設公営による年功序列的給与体系を維持したままでは収支の

改善が難しい状況にあることなどが、理由として挙げられた。

そして二〇一六年二月、医療法人平成博愛会と包括協定を締結した。同会は徳島県など三都県で病院を運営しており、協定では地域医療連携体制や早期の在宅復帰に向けた診療体制の充実、救急医療の強化などが盛り込まれた。また、地域医療の拠点となる新しい市民病院の建設に向けた構想の策定についても触れていた。

新病院の建設に向けた検討は二〇一七年度から始まり、六月に玉野市新病院在り方検討部会の第一回会合が開かれた。同部会において新病院の場所や適正規模、診療機能、建設計画などについて検討するのと並行して、玉野三井病院との間で地域医療連携に向けた協議も進められた。そして二〇一九（令和元）年九月玉野市民病院と玉野三井病院の経営統合による新病院の建設が発表された。

2 玉野三井病院

一九一九（大正八）年、三井造船（現株式会社三井E&S）の従業員医療を目的として、玉野造船所本館前に診療所を開設したのが起源である。一九三七（昭和十二）年一月、玉に新病院を建設し、玉野三井総合病院となった。二〇一八（平成三十）年から玉野市民病院との間で、経営統合も視野に入れた医療連携について協議を進めていた。閉院時の病床数は一一〇床であった。



玉野三井病院

一九一九年　玉野造船所本館前に診療所を開設
一九二九年　和田地区に病院を新築し、内科・外科・眼科・産婦人科の四科体制
一九三七年一月　玉野三井総合病院を開設
一九五〇年十月　生活保護法指定医療機関に指定
一九五七年十月　保険医療機関に指定
一九六四年十一月　岡山県胃精密検診施設に指定
一九七九年四月　救急告示病院に指定
非総合病院へ変更
一一科体制から六科体制（内科、外科、整形外科、眼科、放射線科、歯科）
一九八一年八月　病床数を一五五床から一〇五床に減床
一九八六年四月　病床数を一二三床に増床
一九八九年　病床数を一四六床に増床
岡山県大腸精密検診施設に指定
一九九七年十二月　病床数を一四三床に減床
一九九九年四月　診療科目に耳鼻咽喉科を追加
二〇〇二年七月　診療科目に麻酔科を追加
二〇〇三年四月　南病棟を増築し五〇床を療養病棟に変更
二〇〇四年九月　日本医療機能評価機構から病院機能評価認

定病院に認定
二〇〇七年四月　岡山県肝炎一次専門医療機関に指定
六月　岡山県労働局より健康管理手帳所持者の健康診断実施医療機関に指定
亜急性期入院病床二床を設置
二〇〇八年七月　亜急性期入院病床を一〇床に変更
二〇一二年四月　岡山県肺がん精密検診機関に指定
二〇一四年九月　日本機能評価認定病院更新を辞退
亜急性期入院病床を廃止
十月　地域包括ケア入院病床八床を設置
二〇一五年七月　地域包括ケア入院病床を二一床に変更
十月　地域包括ケア入院病床を二九床に変更
二〇一六年八月　地域包括ケア入院病床を三二床に変更
二〇一八年十二月　二階病棟五〇床と三・四階病棟四三床の二病棟を統合し、一病棟六〇床に減床（一般病床：二〇床、地域包括ケア入院病床：四〇床）
二〇一九年四月　地域包括ケア入院病床を四五床に変更
二〇一九（令和元）年七月　地域包括ケア入院病床を五四床に変更

3 地方独立行政法人玉野医療センターたまの病院

開院までの経緯　たまの病院開院までの経過は次のとおりである。

二〇一六（平成二十八）年四月　玉野市地域医療連携推進協議会を設置し連携構築開始
二〇一八年六月　玉野市と三井E&Sホールディングスが経営統合に向けた協議開始
二〇一九（令和元）年九月　玉野市と玉野三井病院が経営統合と法人化で合意
二〇二〇年九月　玉野市新病院基本計画の策定
十二月　玉野市と三井E&Sが二病院の経営統合に関する契約締結
二〇二一年四月　玉野医療センターを設立し二病院の運営開始
二〇二四年十月　新病院「たまの病院」が竣工
二〇二五年一月　二病院を統合し「たまの病院」開院（一三診療科一九〇床）

地方独立行政法人を設立して公立病院と民間病院を経営統合するのは、岡山県では初の事例で、全国的にも珍しい。

概　要　たまの病院の概要は次のとおりである。

・診療科目…内科・小児科・外科・整形外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・脳神経内科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・歯科
・建物…地上六階・棟屋一階、延床面積一万三八七二・五九平方メートル
・基本理念…「玉野に暮らす命は、玉野で守ります」
・基本方針…①地域の中核病院として、急性期から慢性期、予

防医療まで健康トータルマネジメントを提供します。②病める方の権利と意思を尊重した、安心・安全な医療を行います。③地域との医療連携を深め、暮らしに密着した信頼される医療づくりに貢献します。④優れた医療従事者の人材育成に努め、医療の質の向上を目指します。⑤健全で自立した病院経営を行います。

特　色　たまの病院の特色として、次のような点が挙げられる。

・全ての人にやさしいワンフロア外来…主な診療科・検査部門などを一階に集約し、受診される方の移動負担を軽減

・地域の医療ニーズに合わせた多様な入院機能…救急など急性期の治療を行う病室、重点的なリハビリで早期の在宅復帰を目指す病室、継続的な治療と安静な療養を行う病室など、多様な機能の病室を備える。

・地域包括ケアシステムの実現…地域の医療機関等との連携・機能分化を推進。地域で必要とされる入院・検査・リハビリ・在宅医療等の機会を提供し、紹介応需率一〇〇パーセントを目指す。

また、病状が安定した場合には、かかりつけ医など地元の医療機関等への逆紹介を積極的に行う。



たまの病院

・救急外来の充実…日中の救急応需率一〇〇パーセントを目指す。夜間も二四時間対応できる検査体制を確保。また、平日日中は玉野市消防本部の救急隊・救急車が配備される。

・感染症への対応…外来に感染症専用の出入口や専用の診察スペースを確保。病室の一部は、特定感染症や新興感染症の患者の受入れが可能な陰圧室として使用できる。

・三六五日リハビリテーション体制…治療初期の段階から退院後の外来・在宅リハビリまで、十分かつ多職種のリハビリスタッフを配置。

・地域貢献…地域に開かれた病院として、院内施設を活用した健康教室や公開講座、研究発表等のイベントの実施、玉野市の出前講座への参画など玉野に暮らす方々への医療に関する情報発信や健康意識の啓発に取り組む。

・大規模災害への対応…免震装置を備えており、南海トラフ地震などの地震災害をはじめ、大規模災害時にも地域における医療が途切れることのないよう行政機関等と連携して取り組む。


病　室

三　民間医療機関

1 病　院

図表３－４－９は、玉野市内の病院一覧（たまの病院を除く）である。

図表３－４－９　玉野市内の病院一覧（たまの病院を除く）

病院名	経営主体	病床数	診療科	病院種別
岡山赤十字玉野病院	日本赤十字社	83（一般41、療養42）	内科、リハビリテーション科、皮膚科、整形外科	
由良病院	（医）愛善会	177（精神135一般42）	内科、消化器内科、整形外科、放射線科、精神科、心療内科、糖尿病・内分泌内科	
中谷外科病院	（医）吉備会	40（一般）	外科、胃腸科、肛門科、リハビリテーション科、整形外科、麻酔科、内科	救急告示
玉野中央病院	（医）玉野中央病院	93（療養42、精神51）	内科、皮膚科、精神科、神経科、心療内科、消化器科、胃腸科、呼吸器科	
大西病院	（医）社団恵誠会	44（一般）	内科、外科、胃腸科、整形外科、肛門科、麻酔科	救急告示

2 診療所

〈玉野市医師会所属〉

青井医院／石井医院／井上眼科／井上クリニック／井上内科医院／宇野八丁目クリニック／大野眼科／小野田耳鼻咽喉科医院／海岸通りクリニック／片山産婦人科／河口医院／木下耳鼻咽喉科クリニック／こやま医院／近藤医院／荘内クリニック／しんみなクリニック／せいきょう玉野診療所／田川医院／竹原内科医院／たなべ内科／たまメディカルリハビリテーションクリニック／中村医院／のうの小児科医院／原田内科クリニック／ハーヴィスクリニック／満木内科小児科／三宅内科外科医院／みやもと整形外科／森口皮膚科医院／やすとみ皮膚科／山下泌尿器科／山田クリニック／油原医院／老人保健センターコスモス

〈玉野市歯科医師会所属〉

赤木歯科医院／赤司歯科医院／あさの歯科医院／阿部歯科医院／石田歯科医院／いのうえ歯科医院／井上歯科医院／海のもりデンタルクリニック／垣内歯科医院／木下歯科医院／桜井歯科医院／白髪歯科医院／そのだ歯科医院／竹北歯科・矯正歯科クリニック／谷歯科医院／たにもとゆうこ矯正歯科／たまの病院　歯科／千葉歯科医院／半井歯科医院／仲田歯科

※病院と診療所

医療法により、20床以上の医業施設又は歯科医業施設を病院、19床以下又は入院施設を有しない医業等施設を診療所という。また医師数について、病院は３名以上、診療所は１名以上と決められている。

医院／中村歯科医院／橋本歯科医院／はしもと歯科医院／平山歯科医院／ふじわら歯科医院／みしま歯科クリニック／三宅歯科医院（玉）／三宅歯科医院（山田）

3 玉野市における医療機関等の沿革

一九四〇（昭和十五）年、玉野市の誕生に伴い、児島郡医師会から分離する形で玉野市医師会が発足した。その後の主なできごとは次のとおりである。

一九五四年四月　医師会立玉野准看護婦養成所が開設
一九六六年四月　休日当番医制開始（日曜日のみ）
一九七一年三月　玉野准看護婦養成所が学校教育法の各種学校となり、玉野准看護婦学校に改称
一九七三年四月　休日当番医制を日曜日以外の祝祭日と一月二日・三日に拡大
一九七九年一月　協力病院輪番制実施
一九八七年二月　玉野地域産業保健連絡協議会が発足
一九九三（平成五）年八月　第一回救急業務推進懇談会
一九九六年四月　玉野・児島地域産業保健センター開設
一九九八年一月　第一回玉野市臨床研究会
三月　玉野准看護婦学校が閉校
四月　玉野看護福祉総合専門学校が開校
二〇一三年四月　玉野市医師会が一般社団法人へ移行

4 玉野総合医療専門学校

前述のように、玉野市医師会は一九五四（昭和二十九）年に玉野准看護婦養成所を設立し、一九七一年には玉野准看護婦学校となった。しかし、看護職員の不足が大きな課題となる中、市は一九九一（平成三）年五月、玉野市看護婦（士）確保対策研究会を設置。七回にわたる会合を経て、一九九二年三月に同研究会から答申が提出された。新たな看護婦（士）養成機関を設置して看護婦（士）確保を図るべき、などとする内容であった。

これを受けて同年四月には、玉野市看護婦養成機関等設置検討委員会が設置され、一九九三年三月に同委員会による答申「看護婦の確保及び養成について」がまとめられた。定員四〇名の市立看護学校を速やかに設置すべきとするもので、その後、看護・スポーツ医療・マリンスポーツの三学科を擁する健康づくり総合専門学校構想へと発展した。また経営形態についても、変化する社会環境への対応や経営の効率性などを考慮し、経験豊かな学校法人を誘致する方針へ転換した。

一九九五年四月、庁内に健康づくりプロジェクト対策室を設置し、誘致活動を本格化。同年十二月には学校法人加計学園に対して本市での学校設立を求める要望書を提出した。交渉は順調に進み、一九九六年六月に同学園との間で基本協定書を締結した。用地を無償で貸し付け、補助金一二億円を支出する、将来的には短大化も検討する、といった内容であった。

一九九七年二月には起工式が行われ、十月に竣工。その一方

で、高校への説明会や実習施設についての協議などを進め、一九九八年四月十三日に玉野看護福祉総合専門学校の開校式を挙行した。四年制の保健看護学科（定員四〇名）と二年制の介護福祉学科（四〇名）の二学科でのスタートとなった。

二〇〇一年四月には、理学療法学科（四〇名）と作業療法学科（四〇名）が新設されると同時に、校名が玉野総合医療専門学校に変更された。

四　新型コロナウイルス対策

1 ■経　緯

新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）は、二〇一九（令和元）年十二月に中国で感染が確認され、二〇二〇年一月十六日には日本国内でも感染者が確認された。それ以降の主な国の動きと本市の動きは次のとおりである。

〈二〇二〇年〉

二月十三日　国内初の死亡者が確認

二月二十一日　国内の感染者数が一〇〇人を超え、以後は爆発的に感染が拡大

二月二十六日　市長を本部長とする玉野市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置

四月十五日　岡山県市長会が「新型コロナウイルス感染症に住民とともに打ち勝つ岡山県市長会宣言」

四月十六日　新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大。公民館、図書館、生涯学習センター、総合体育館などが休館。五月十四日、宣言解除

四月十八日　感染者数が一万人、死者数が二〇〇人を超えた。

〈二〇二一年〉

五月十六日　岡山県を緊急事態宣言の対象地域に追加。六月二十日、宣言解除

八月二十日　岡山県をまん延防止等重点措置の対象地域に追加

八月二十七日　岡山県を緊急事態宣言の対象地域に追加。九月十二日、宣言解除

〈二〇二二年〉

一月二十七日　岡山県をまん延防止等重点措置の対象地域に追加。三月六日解除

〈二〇二三年〉

新型コロナウイルスを感染症法上の二類から五類に移行※

2 ■支援制度

生活支援　市民の生活支援策としては次のようなものがあった。

・特別定額給付金…全国民に一律一人一〇万円を給付。事務は市町村が行うことになり、本市では五月一日から八月十八日まで郵送又はマイナンバーカードを利用してのオンラインにより申請を受け付けた

・介護保険料の減免…感染により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った人や事業収入が激減した人が対象
・子育て世帯応援商品券給付…市内の一八歳以下の子どもがいる世帯に対し、市内取扱い店舗で利用できる商品券（子ども一人につき一万円）を給付
・ひとり親世帯の臨時特別給付金…「公的年金を受けているため児童扶養手当が支給されない」などの要件を満たす、一八歳以下の子どもがいるひとり親世帯に、一世帯当たり五万円、第二子以降一人につき三万円を給付
・地域応援商品券「ニコニコ応援券」の配布…全世帯に対して、市内の取扱店舗で使える商品券（一人につき五〇〇〇円）を配布
・国民健康保険・後期高齢者医療制度における支援…国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している被保険者（給与所得者）が感染したり感染の疑いのために会社などを休み、事業主から十分な給与が受けられない場合に傷病手当金を支給。また、コロナの影響で収入が減少した等、一定の要件を満たす世帯を対象に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を減免
・生活困窮者自立支援金…コロナ禍の長期化に伴い、総合支援資金の再貸付が終了したり、社会福祉協議会から再貸付不承認とされたりして更なる貸付を利用できない世帯に、支援金を支給する。支給額は単身世帯で月額六万円（三か月間）など
・低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金…二〇〇三年四月二日以降に出生した子を養育している住民税非課税等の人に、対象となる子一人当たり五万円を給付
・家計急変世帯に対する臨時特別給付金…コロナの影響で家計が急変し、世帯全員の二〇二一（令和三）年度分の住民税均等割が非課税である世帯、及びそれと同様の事情にある世帯に、一世帯当たり一〇万円を給付

事業者支援　事業者や労働者に対する支援としては次のようなものがあった。

・事業継続支援金…市内の中小企業者、小規模事業者、医療・福祉事業者などが対象で、売上が二割以上減少していることが要件
・農業・漁業継続支援金…売上が前年同月比二割以上減少した農業・漁業者に一〇万円を給付
・チャレンジ企業応援事業…業態転換などのために国の支援事業（ものづくり補助金、持続化補助金など）を活用する事業者に支援金を交付

※感染症法の2類と5類

2類は、感染力や重症化リスクの高さで結核などと同等に位置づけられる。これに対して5類は季節性インフルエンザなどと同じ扱いになり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出はなくなる。

また、2類では感染者が発症翌日から7日間の外出自粛が求められていたが、5類では「5日間は外出を控えることを推奨する」という扱いになる。

・市内事業者リスタート応援事業…市内中小企業者などによる、「業種ごとの感染拡大予防のガイドライン」などに対応した取組に対して、その経費の一部を補助する
・宿泊施設利用助成事業…市内外問わず誰でも、市内の宿泊施設の宿泊費が半額で利用できる。期間は二〇二〇（令和二）年八～十二月
・新しい生活様式実践事業者補助金…新しい生活様式に対応した感染防止対策を実践する事業者に対して、その経費の三分の二（上限一〇万円）を補助
・固定資産税・都市計画税の軽減措置…コロナの影響で売上高が減少している中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋の固定資産税・都市計画税を二分の一又は全額を免除
・玉野市飲食店等一時支援金…岡山県飲食店等一時支援金を受けた事業者に上乗せ支給
・小学校休業等対応助成金／休業支援金・給付金…小学校休業等対応助成金は、小学校等の臨時休校時や子どもが感染して休んだとき、従業員に有給休暇取得させた事業者が対象。休業支援金・給付金は、コロナの影響で事業主から休業させられたがその期間の賃金をもらっていない労働者が対象
・人材確保等支援助成金（テレワークコース）…良質なテレワークを制度として導入した企業を支援する。支給額は導入費用の三〇～六五パーセントで、上限二〇〇万円
・原油価格高騰対策事業者支援金…原油価格高騰で大きな影響を受けた一般貨物自動車運送事業者を支援
・エネルギー価格高騰対策支援金…石油などエネルギー価格の高騰により事業運営に厳しい影響が出ている事業者を支援

3 ワクチン接種

二〇二一（令和三）年四月二十六日、六五歳以上の市民に対して新型コロナウイルスワクチン接種券を送付した。五月十日から各医療機関が予約を受け付け、同月十七日から接種が始まった。集団接種でなく個別接種方式で、市内でワクチン接種を実施したのは玉野市民病院など二六の医療機関。また、すこやかセンター内に新型コロナワクチンコールセンターを設置するとともに、備前保健所（平日）、担当医療機関（土日祝日）につながる新型コロナウイルス受診相談センターも開設した。今回のワクチンはファイザー社製で、一回目の接種から二〇日以上を空けて二回目の接種を行った。

六〇～六四歳の人、一二～五九歳の障害者手帳所持者には六月七日に接種券を送付し、届いた人から受付、接種を開始。五〇～五九歳の人には六月下旬に接種券を送付。このようにして年齢層を区切りながら、順次全世代に対してワクチン接種を進めていった。最後の一二～一九歳に接種券を送付したのは七月二十七日であった。また、基礎疾患のある人には年齢枠に該当しなくても、電話で申告したり接種券送付申請書を提出することにより接種券を送付するようにした。市では、十一月以降インフルエンザや風邪の流行が見込まれることから、十月までに二回の接種を完了するよう呼びかけた。ただし、接種は義務で

はなく、アレルギーや持病のため接種できない人もいることから、接種しない人への配慮も求めた。

三回目の接種は、二回目からおおむね八か月以降という国の見解が示された。本市では二〇二二年一月下旬から順次、一二歳以上の市民に接種券を送付し、届いた人から各医療機関への予約と接種を行った。また、同年三月からは小児（五歳～一一歳）へのワクチン接種も始まった。使用するのはファイザー社の小児用ワクチンで、大人用に比べて有効成分が三分の一のものである。小児についても、二回目の接種から五か月以上の間隔を空けて三回目が実施された。

四回目の接種は、三回目接種完了者のうち、六〇歳以上の人及び一八～五九歳で基礎疾患のある人やその他重症化リスクが高いと医師が認める人を対象として、重症化予防のために二〇二二年五月から実施された（その後、医療従事者と高齢者施設等の従事者も対象に加えられた）。三回目接種日から五か月を経過した時点で接種券を送付した。また二〇二二年七月以降は、ノババックスワクチンの接種もできるようになった（一～三回目の接種が対象）。

二〇二一年末から二〇二二年にかけて、新型コロナウイルスの中でも主流だったデルタ株に代わってオミクロン株が世界的に流行した。そのため、二〇二二年十一月以降はオミクロン株対応ワクチンが接種されるようになった（二回目の接種が完了した人のみ）。また同年十一月からは、乳幼児（生後六か月～四歳）に対する接種も始まった。

これらのワクチン接種は二〇二三年三月末でいったん終了。感染症法上の位置づけが二類から五類へ移行した五月八日以降、六五歳以上の高齢者、基礎疾患を有する人その他重症化リスクが高いと医師が認める人、医療機関や高齢者・障害者施設などの従事者を対象として実施された。

第四節 保険・年金

一 国民健康保険

1 国民健康保険制度の概要

一九五九（昭和三十四）年一月一日に国民健康保険法が施行され、全市町村に国民健康保険制度の実施が義務づけられたことにより、一九六一年度から国民皆保険体制が実現した。

これ以降、原則として全ての国民が、職場を単位とした被用者保険か地域を単位とする国民健康保険のいずれかの医療保険制度となっていた。二〇〇八（平成二十）年度から、前述のように七五歳以上を対象とする独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が施行された。

二〇一八年度から改正国民健康保険法が施行され、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となった。二〇二一（令和三）年十月からは、マイナンバーカードを健康保険証として

利用するマイナ保険証の本格運用が始まった。

被保険者が医療や薬の処方を受けたときの自己負担割合は、国民健康保険制度が始まった当初は世帯主三割、それ以外の世帯員五割だったが、一九六八年に世帯員も三割となった。二〇〇二年十月には三歳未満の乳幼児が二割に引き下げられ、二〇〇八年四月からは二割の対象が小学校就学前までに拡大された。

2 玉野市の状況

図表3－4－10は、本市における国民健康保険被保険者の状況の推移を示している。被保険者数は、二〇〇五（平成十七）年度の二万六三八四人をピークとして減少に転じ、二〇〇八年度には七五歳以上が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ったため大幅に減少した。二〇二一（令和四）年度は一万二〇六八人となっている。

国民健康保険料の収納率は、しばらく九五パーセント以上を維持していたが、一九九二年度に九五パーセントを割り込み、二〇〇八年度には九〇パーセントの大台も割り込んだ。

二　後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、二〇〇八（平成二十）年度からそれまでの老人保健制度に代わって導入された。七五歳以上の方は、それまで加入していた医療保険から自動的にこの制度に移行する。また、一定の障害を有すると認定された六五歳以上の方は申請によりこの制度に移行できる。この制度は、県内全ての市町村が加入する岡山県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営している。

医療費の自己負担割合は、前年（一～七月は前々年）の所得に応じて毎年判定され、次の三段階に区分される。

・三割負担…現役並みの所得がある方
・二割負担…年金＋その他の合計所得金額が二〇〇万円以上（単身者の場合）など
・一割負担…その他

二〇二四（令和六）年十二月二日以降、従来の健康保険証の発行は終了し、マイナ保険証での受診が基本となっている。

2 玉野市の状況

図表3－4－11は、本市における後期高齢者医療制度の状況の推移を示している。被保険者数は二〇一二（平成二十四）年度に一万人を超え、その後もわずかながら増加傾向が続いている。人口に占める後期高齢者制度被保険者の割合も、当初の一四・一パーセントから二〇二一（令和三）年度の二〇・七パーセントまで六・六ポイント上昇している。

図表３-４-10　国民健康保険被保険者の状況の推移

年　度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
被保険者数（人）	20,611	20,785	20,914	20,894	20,573	20,335	20,147	20,130	20,261	20,467
保険給付費（百万円）	2,061	2,313	2,436	2,634	2,690	2,715	2,863	2,944	3,168	3,246
老人拠出金（百万円）	1,026	742	930	1,001	902	995	1,136	1,308	1,453	1,558
保険料収納額（百万円）	1,184	1,299	1,328	1,403	1,504	1,596	1,583	1,642	1,677	1,673
収納率（%）	96.2	95.9	95.8	95.9	95.9	95.5	94.8	94.7	94.9	94.2
１人当たり医療費（円）	244,292	267,088	279,972	303,466	327,268	352,078	391,849	411,437	450,939	475,033

年　度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
被保険者数（人）	20,711	21,135	21,639	22,441	23,544	24,465	25,371	26,056	26,362	26,384
保険給付費（百万円）	3,272	3,237	3,397	3,416	3,517	3,569	3,346	3,901	4,261	4,598
老人拠出金（百万円）	1,665	1,650	1,742	2,052	1,891	2,006	2,210	1,942	1,683	1,551
保険料収納額（百万円）	1,707	1,681	1,668	1,754	1,884	1,886	1,934	1,950	1,931	1,995
収納率（%）	94.2	93.7	93.8	93.4	93.6	93.5	93.2	92.9	92.5	92.4
１人当たり医療費（円）	502,012	517,025	519,903	541,890	510,325	518,668	511,415	513,429	519,218	525,611

年　度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
被保険者数（人）	26,229	26,084	17,855	17,624	17,464	17,235	16,969	16,751	16,529	16,082
保険給付費（百万円）	4,861	5,221	5,166	5,267	5,423	5,490	5,709	5,739	5,825	6,006
後期支援金（百万円）	－	－	708	778	714	772	840	874	868	871
老人拠出金（百万円）	1,419	1,312	169	15	6	0	0	0	0	0
保険料収納額（百万円）	2,050	2,060	1,639	1,618	1,576	1,574	1,467	1,447	1,376	1,315
収納率（%）	92.8	92.4	89.8	90.1	91.2	91.9	92.2	92.8	93.5	94.1
１人当たり医療費（円）	529,258	540,410	352,913	362,540	374,601	383,693	402,397	410,827	420,914	442,207

年　度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
被保険者数（人）	15,356	14,550	13,879	13,322	13,075	12,756	12,068	11,188	10,447
保険給付費（百万円）	5,862	5,632	5,431	5,469	5,307	5,534	5,421	5,056	4,678
後期支援金（百万円）	852	836	379	367	363	359	346	367	345
老人拠出金（百万円）	0	0	0	－	－	－	－	－	－
保険料収納額（百万円）	1,267	1,211	1,158	1,105	1,091	1,043	1,028	872	902
収納率（%）	94.2	94.5	94.0	94.4	94.8	95.3	95.3	94.3	94.1
１人当たり医療費（円）	448,882	455,279	458,259	478,583	469,318	500,858	514,639	517,049	513,732

＊2018年の国民健康保険制度改革により、後期支援金は県への納付金の一つとして支出している。
出典：「玉野市の概要」各年度版（2013年度以降は玉野市提供の「玉野市国民健康保険　性質別の世帯数及び被保険者数　年度別月別　状況」）

図表３－４－11　後期高齢者医療制度の状況の推移

年　度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
被保険者数（人）	9,278	9,454	9,612	9,827	10,051	10,204	10,258	10,358	10,612
うち現役並所得者（人）	468	440	432	417	398	396	377	374	360
加入率（%）	14.1	14.3	14.7	15.2	15.6	16.0	16.3	16.7	17.3

年　度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
被保険者数（人）	10,923	11,246	11,584	11,757	11,826	12,212	12,656	13,019
うち現役並所得者（人）	373	402	420	430	455	484	492	538
加入率（%）	18.0	18.8	19.6	20.2	20.7	21.8	23.0	24.0

＊加入率は人口に占める後期高齢者医療制度被保険者の割合

出典：「後期高齢者医療制度　被保険者数等　年度別　月別　状況」

三　国民年金

1　国民年金制度の概要

公的年金は、世代間の支え合いによって老後の安心な暮らしを実現する社会保障制度の一つである。わが国では会社員や公務員を対象とした制度が先行していたが、一九六一（昭和三十六）年四月の国民年金法施行によって、農林漁業者や自営業者も含めた国民皆年金の仕組みが確立した。保険料納付の対象となるのは二〇歳以上六〇歳未満で、保険料は定額制、給付に要する費用の三分の一国庫負担で賄うこととし、当初は年金支給開始年齢が六〇歳であった。その後、給付水準の引上げを図る一方、少子高齢化が進行する中で持続可能な制度設計が大きな課題となり、基礎年金の導入、支給開始年齢の六五歳への段階的引上げ、マクロ経済スライド（財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み）の導入などの改正が行われてきた。

国民年金保険料（月額）は、制度開始当初は二〇～三四歳が一〇〇円、三五～五九歳が一五〇円であったが、少しずつ引き上げられ、一九七五年に一〇〇〇円を超え、一九九三（平成五）年に一万円を超えた。二〇二四（令和六）年度時点では一万六九八〇円である。

被保険者は、第一号被保険者（自営業、自由業、学生、無職など）、第二号被保険者（会社員、公務員など）、第三号被保険者（会社員、公務員などに扶養されている配偶者）に区分される。保険料を納付するのは第一号被保険者と任意加入被保険者で、第二号被保険者は加入している年金制度から、第三号被保険者は配偶者の加入している年金制度から拠出金を負担する。

国民年金には次の種類がある。

・老齢基礎年金…国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が一〇年以上（二〇一七年七月までは二五年以上）ある方が、原則として六五歳から受け取れる年金。年金額は、二〇歳以上六〇歳未満の国民年金の加入期間等に応じて計算される。四〇年間毎月納付した場合の満額は八一万六〇〇〇円（二〇二四年度、以下同）である。現在は、六〇歳からの繰上げ受給や、七五歳までの繰下げ受給もできる。

・障害基礎年金…原則として、被保険者期間中に初診日のある病気・けがにより、障害が残ったときに支給される。年金額

は一級一〇二万円、二級八一万六〇〇〇円。

・遺族基礎年金…被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが、配偶者、子を残して亡くなったとき、遺族（子のある配偶者又は子）が受けとることができる。年金額は、子が一人いる配偶者で八一万六〇〇〇円。

・死亡一時金…第一号被保険者として三年以上国民年金の保険料を納付した人が年金を受けることなく死亡したときに、その生計を同じくしていた遺族に一時金として支給される。支給額は一二万円～三二万円（保険料納付期間により異なる）。

・寡婦年金…夫が年金を受けることなく死亡したとき、一定条件のもとで妻が受け取れる。年金額は、夫の第一号被保険者期間より老齢基礎年金の計算方法で計算した額の四分の三。

・外国人の脱退一時金…国民年金の第一号被保険者としての保険料納付済期間が六か月以上ある外国人で、年金を受けることができない人が、帰国後二年以内に請求を行った場合に支給される。支給額は五万九四〇円～五〇万九四〇〇円（保険料納付期間により異なる）。

2 玉野市の状況

図表3-4-12は、本市における国民年金に関する状況の推移を示している。被保険者数（第一号被保険者、第三号被保険者、任意加入者を合わせた数字）は、二〇〇一（平成十三）年度の一万六二〇三人をピークに一貫して減少傾向にある。老齢基礎年金及び老齢年金受給者の総数も一九九七年度の九七七〇人をピークに減少を続けている。収納率についてみると、一九九〇年代に八〇パーセント台であったものが、二〇〇〇年代に入り一時六〇パーセント台まで下がったが、二〇一九年度に七〇パーセント台に戻り二〇二四（令和六）年度は七九・四パーセントとなっている。

図表３－４－12　国民年金に関する状況の推移

年　度		1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
被保険者数（人）		15,843	15,587	15,604	15,393	14,933	15,622	15,391
収納率（%）		－	－	－	－	－	－	－
受給者	総数（人）	5,289	5,429	5,554	5,733	5,835	6,363	6,693
	老齢基礎年金受給者（人）	34	81	122	197	257	819	1,448
	老齢基礎年金１人当たり受給額（円）	317,779	316,700	313,008	340,954	361,031	532,714	580,901
	老齢年金受給者（人）	3,764	3,767	3,747	3,737	3,704	3,628	3,492
	老齢年金１人当たり受給額（円）	364,070	370,294	375,057	394,620	408,945	432,789	448,296

年　度		1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
被保険者数（人）		15,291	15,410	15,749	15,220	15,069	15,327	15,914
収納率（%）		－	89.3	85.7	87.3	86.6	85.0	84.7
受給者	総数（人）	7,272	7,862	8,483	9,100	9,770	6,014	6,160
	老齢基礎年金受給者（人）	2,140	2,759	3,488	4,277	5,151	1,610	1,962
	老齢基礎年金１人当たり受給額（円）	609,208	655,058	667,207	671,961	676,200	633,174	653,474
	老齢年金受給者（人）	3,368	3,221	3,119	2,986	2,831	2,673	2,496
	老齢年金１人当たり受給額（円）	456,512	475,666	480,281	481,730	484,073	494,689	499,887

年　度		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
被保険者数（人）		16,190	16,203	15,908	15,527	15,104	14,775	14,489
収納率（%）		81.6	77.0	68.6	69.6	69.2	72.4	70.4
受給者	総数（人）	6,169	6,172	5,957	5,789	5,718	5,625	5,561
	老齢基礎年金受給者（人）	2,141	2,327	2,272	2,385	2,483	2,593	2,692
	老齢基礎年金１人当たり受給額（円）	662,228	668,933	665,832	666,648	668,775	672,442	674,016
	老齢年金受給者（人）	2,365	2,218	2,083	1,917	1,790	1,646	1,529
	老齢年金１人当たり受給額（円）	501,561	503,576	505,262	503,608	503,421	506,052	505,753

年　度		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
被保険者数（人）		13,778	13,248	12,733	12,230	11,759	11,449	11,114
収納率（%）		68.0	64.6	62.9	64.3	65.5	64.2	65.6
受給者	総数（人）	5,481	5,341	5,171	4,979	4,819	4,647	4,465
	老齢基礎年金受給者（人）	2,764	2,780	2,766	2,751	2,758	2,765	2,746
	老齢基礎年金１人当たり受給額（円）	676,960	678,063	680,573	683,471	681,344	681,676	676,395
	老齢年金受給者（人）	1,418	1,306	1,197	1,096	993	893	806
	老齢年金１人当たり受給額（円）	507,993	510,316	513,166	514,440	516,215	518,491	515,776

年　度		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
被保険者数（人）		10,738	10,331	9,814	9,395	8,957	8,745	8,505
収納率（%）		66.5	67.3	69.1	68.4	69.6	70.2	72.3
受給者	総数（人）	4,273	4,066	3,869	3,724	3,530	3,370	3,204
	老齢基礎年金受給者（人）	2,728	2,705	2,680	2,650	2,570	2,506	2,431
	老齢基礎年金１人当たり受給額（円）	672,863	681,611	681,617	679,357	680,456	682,719	685,022
	老齢年金受給者（人）	713	600	509	449	393	335	275
	老齢年金１人当たり受給額（円）	515,671	525,684	530,217	531,646	526,242	517,032	519,168

年　度		2021	2022	2023	2024
被保険者数（人）		8,278	7,848	7,595	7,337
収納率（%）		74.3	75.9	77.7	79.4
受給者	総数（人）	3,053	2,841	2,678	2,530
	老齢基礎年金受給者（人）	2,343	2,220	2,116	2,003
	老齢基礎年金１人当たり受給額（円）	685,566	681,795	696,169	716,580
	老齢年金受給者（人）	244	200	171	148
	老齢年金１人当たり受給額（円）	515,371	500,761	505,119	514,453

＊1997年度以前は、老齢基礎年金受給者数に厚生年金・共済期間ありの受給者を含んでいる。

出典：「玉野市の概要」各年度版

第五章　産業・経済

第一節　総論

一　玉野市の産業構造

1　統計

産業別就業者数　図表3－5－1は、一九六〇（昭和三十五）年から二〇一〇（平成二十二）年度までの本市における産業三分類別の就業者数の推移（国勢調査による五年ごとの推移）を示している。就業者数が最も多かったのは一九七五年の三万八二八九人で、その後はほぼ一貫して減少傾向にある。産業三分類別で見ると、一九七〇年代までは造船業や鉱業などの基幹産業を有する第二次産業が中心であった。しかしその後、全国的なサービス経済化の流れを受け、第三次産業へ中心が移っていった。一九八〇年は、第二次産業の構成比が五〇パーセントを切って第三次産業と拮抗し、一九八五年以降は第三次産業が五〇パーセント以上を占めるようになった。第一次産業については、一九六〇年代から構成比が一割程度にとどまっており、その後も減少傾向が続いている。

2　産業の概況

農　業　典型的な都市近郊農業地帯であり、兼業化率が非常に高い。また、農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者不足が

図表3－5－1　産業三分類別の就業者数の推移

年　次		1960	1965	1970	1975	1980	1985
第1次産業	人口（人）	3,651	3,281	2,638	2,231	1,989	1,860
	構成比（%）	12.5	10.1	7.4	5.8	5.5	5.3
第2次産業	人口（人）	15,374	17,413	19,176	19,859	16,951	15,364
	構成比（%）	52.8	53.7	54.0	51.9	47.0	43.7
第3次産業	人口（人）	10,088	11,713	13,644	16,199	17,155	17,884
	構成比（%）	34.7	36.2	38.5	42.3	47.5	51.0
分類不能	人口（人）	6	6	25	48	17	20
	構成比（%）	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
合計（人）		29,113	32,407	35,483	38,289	36,095	35,169

年　次		1990	1995	2000	2005	2010
第1次産業	人口（人）	1,387	1,283	1,074	1,067	791
	構成比（%）	4.0	3.7	3.3	3.4	2.7
第2次産業	人口（人）	14,192	13,684	12,073	10,575	9,796
	構成比（%）	41.4	39.6	36.8	33.8	33.7
第3次産業	人口（人）	18,682	19,540	19,613	19,210	17,461
	構成比（%）	54.5	56.6	59.9	61.4	60.0
分類不能	人口（人）	12	19	10	451	1,046
	構成比（%）	0.0	0.1	0.0	1.4	3.6
合計（人）		34,273	34,526	32,770	31,303	29,094

出典：国勢調査

深刻化している。農業生産については、米が農業粗生産額（農業産出額）の約四割を占める主力であったが、生産調整により年々作付面積や生産量が減少していった。一九八六（昭和六十一）年と二〇一〇（平成二十二）年を比べると、稲の作付面積は七三四ヘクタールから四三六ヘクタールへ、収穫量は三七五〇トンから二三四〇トンへと、いずれも四割前後減少している。主要産地を形成していたみかんについても、オレンジなど農産物の貿易自由化に伴い、みかん園転換対策が進められた。

現在は、平野部での米麦を中心に、七区干拓地を中心とする施設ナス、レンコンなどの栽培が盛んになり、中核的農家も育って農業生産団地が形成されている。また、市東部の東児地区では、温暖な気候を生かしてスイートピーなどの花き栽培が行われている。消費者からのニーズの高い雑穀や黒米などを、市の特産農産物として育てようとする動きも起こっている。

林　業　本市の面積の六割を占める山林は、そのほとんどが生産性の低い林地であり、土砂流出の防備を主とした保安林が山林面積の約半分を占めている。また、瀬戸内特有の少雨地帯であり、花崗岩質の地表にはシダ類が繁茂しているため、山火事の多発地域でもある。

本市は平地が少ないため、山間や山地に近接して住宅地が形成されており、山地災害や周辺緑地等が地域に直接影響を及ぼす関係にある。そのため、治山事業・造林事業によって林地の崩壊防止、土砂流出防止、水源涵養など公益的機能の維持増進を図るとともに、山火事発生時の初期消火と山火事予防の啓発に努める必要がある。近年は松くい虫の被害が拡大傾向にあり、総合的な対策が求められている。

漁　業　海苔の海面養殖業は県下有数の生産量を誇る。また、旭川と吉井川から栄養豊富な淡水が流入する漁場では、多種多様な水産物が獲れる。ただ近年は、海中栄養塩の減少、漁場底質のヘドロ化など漁場環境の悪化により、漁獲量の減少、海苔の品質低下、生産量の減少が問題となっている。また、漁業者数の減少、消費者の魚離れなども深刻な課題である。

工　業　本市の工業は、臨海部に立地する造船業と銅精錬業を基幹産業として、これらに関連した金属製品、木製品、電気、機械器具製造業、さらには化学工業、繊維製品製造業、木材製造業の工業集積が図られてきた。

しかし、一九七三（昭和四十八）年の石油ショックや一九八〇年代後半の急激な円高の進行などにより、造船業は深刻な構造不況に陥り、非鉄金属工業などもその影響を受けた。そのため、三井造船玉野事業所における一般商船の建造休止、三井金属鉱業日比製錬所における銅精錬の廃止など、地域経済は停滞を余儀なくされた。その後も、バブル経済の崩壊に始まる日本経済の長期低迷、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化など、厳しい状況が続いているが、各企業は経営基盤の強化などにより収益の確保を図っている。

商　業　本市は岡山市、倉敷市という二大商業集積都市の狭間に位置し、地形・地勢上の制約もあって商圏は分散している。モータリゼーションの進展に伴って郊外型ショッピングセン

ターが立地するなど、一九八〇年代以降商業をめぐる環境が激変。消費の市外流出、地域経済の停滞、後継者不足等により空き店舗が増加するなど、衰退傾向が続いている。しかしその一方で、中心市街地を中心に市外からの移住者などによる新規創業店舗の出店も見られる。

観光業　本市は瀬戸内海備讃瀬戸海域に面し、直島諸島をはじめとする多島美に恵まれている。東西四四キロメートルに及ぶ海岸線と、渋川海岸、王子が岳など瀬戸内海国立公園区域を有し、眺望を生かした観光資源が豊富である。二〇一〇（平成二十二）年から瀬戸内国際芸術祭が三年に一度開催されるたびに、国内外の注目は年々高まってきている。近年のこのアートへの人気の高まりを受け、同芸術祭の会場であり、瀬戸内の島々への玄関口でもある宇野港を中心に、本市を訪れる観光客は着実に増加してきている。こうした状況の変化は、周辺地域への新たな賑わいに繋がっている。

3 地域ごとの特色

産業の面から見た各地域の特性は、次のようなものである。

・東児・山田地区…豊かな自然を生かして農業や漁業が盛ん。体験型の観光振興へ力を入れている。

・八浜・荘内地区…本市の陸の玄関口であり、住宅地の開発に伴って商業集積が形成されつつある。その一方、良質な農用地を保全し、地域特性を生かした農業の振興を図っている。

・田井・築港・宇野地区…本市の中心市街地として業務系、商業系の集積が進んでいる。近年はウォーターフロントの開発、市街地の再開発に伴い、交流人口の増加など活性化が図られている。

・玉・奥玉・玉原地区…本市における第二次産業の中心地。既存の工業だけでなく、新たな産業の誘致にも積極的に取り組んでいる。

・和田・日比・渋川地区…渋川・王子が岳・日比マリーナなど海洋性レクリエーションを基軸とする観光振興を進めている。

二　商工会議所・商工会

1 玉野商工会議所

沿　革　玉野商工会議所は一九四六（昭和二十一）年十月一日に創立された。以後の主な沿革は次のとおりである。

一九四八年　十月　中小企業相談所を設置
　　珠算能力検定施行
一九五二年四月　市中小企業融資斡旋による指導開始
一九五四年七月　『玉野商工会議所会報』第一号発刊
　　税務出張相談会による指導開始
一九五五年一月　特殊法人玉野商工会議所認可登記
一九五八年十一月　簿記検定試験施行
一九六〇年　経営改善普及事業発足
一九六一年五月　法律相談、労務相談、税務・経理・経営相談、特許・登録相談開始

一九六六年四月　小規模企業共済取扱開始
一九六七年四月　玉野商工会館完成
一九七三年十月　マル経資金融資制度発足
一九七四年七月　生命共済制度、特定退職金共済制度発足
一九七八年十月　倒産防止共済制度取扱開始
一九八二年四月　玉野市産業センター完成・管理運営受託
一九八五年一月　個人年金プラン（年金保険）制度発足
一九八七年五月　商工会議所青年部設立
十月　商工会議所婦人会設立
一九八八年二月　終身保障プラン（終身保険）制度発足
一九八九（平成元）年十二月　積立保障（貯蓄保険）制度発足
一九九一年四月　養老プラン（フリー設計保険）制度発足
十月　大型保障プラン（無配当新定期保険）制度発足
一九九三年六月　アクセス（年金払い特約付きフリー設計保険）制度発足
一九九四年十月　中国江西省九江市経済使節団を派遣
一九九五年七月　外国人研修生共同受入事業開始
十二月　広域ポイントカードシステム「マリンカード」稼働
一九九六年十月　玉野マリン共済（旧生命共済）制度発足
十二月　玉野商工会議所創立五〇周年記念式典
T―NET運用開始

組織概要

公共性、地域性、総合性、国際性という四点を柱としている。会員数は、二〇〇三（平成十五）年度末は九六二（個人三五一、法人五八八、団体二三）を数えていたが、その後減少が続き、二〇一二年度末以降はおおむね七二〇～七四〇程度で推移している。二〇二一年度末時点では、個人二五四、法人四八〇、団体一八の計七五二となっている。歴代の会頭は次のとおりである。

〈歴代会頭〉

初代　一九四六（昭和二十一）年十月一日～一九四七年十月二十八日　北条武文
二代　一九四七年十一月一日～一九四八年九月三十日　藤原時蔵
三代　一九四八年十月一日～一九五一年十一月三十日　大野敏雄
四代　一九五一年十二月十七日～一九五四年十二月三十日　加藤伍一
五代　一九五五年一月十日～一九六一年五月十三日　田中重松
六代　一九六一年五月十八日～一九六四年五月十八日　高戸三六
七代　一九六四年五月二十五日～一九七八年四月十五日　木村九平治
会頭代理　大塚隆治
八代　一九七八年五月二十六日～二〇〇七（平成十九）年十月

図表３−５−２　玉野商工会議所　決算の推移

単位：円

年　度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
繰越金	43,313,413	49,350,108	55,915,448	57,855,888	57,181,508	58,953,669	59,697,651
当期収入	105,615,618	104,179,193	95,307,795	91,941,720	91,819,627	89,726,277	92,130,300
当期支出	99,578,923	97,613,853	93,367,355	92,616,100	90,047,466	88,982,295	90,451,588
収支残高	49,350,108	55,915,448	57,855,888	57,181,508	58,953,669	59,697,651	61,376,363

年　度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
繰越金	61,376,363	64,123,964	64,117,744	63,592,948	68,721,043	68,838,314	77,809,380
当期収入	95,563,213	94,486,984	86,238,614	82,114,789	85,456,814	91,311,021	90,508,622
当期支出	92,815,612	94,493,204	86,763,410	76,986,699	85,339,543	82,339,955	87,746,261
収支残高	64,123,964	64,117,744	63,592,948	68,721,043	68,838,314	77,809,380	80,571,741

年　度	2017	2018	2019	2020	2021
繰越金	80,571,741	74,384,799	69,166,372	64,845,880	64,231,196
当期収入	80,752,184	84,685,064	89,638,080	86,902,134	196,298,807
当期支出	86,939,126	89,903,491	93,958,572	87,516,818	185,123,202
収支残高	74,384,799	69,166,372	64,845,880	64,231,196	75,406,801

＊一般会計、中小企業相談所特別会計、商工業者法定台帳特別会計、商工会館管理特別会計、財政調整資金積立金特別会計の合計額

三十一日　藤原　侃

九代　二〇〇七年十一月一日〜二〇一九（令和元）年十月三十一日　三宅照正

十代　二〇一九年十一月一日〜　山根一人

図表３−５−２は決算の推移を示している。

主な事業　次のような側面から、会員の事業経営を支援している。

・経営安定・向上の支援…金融相談、なんでも相談（中小企業相談所が毎月第二月曜日に「なんでも相談会」を開催）

・事務業務の支援…労働保険事務代行、確定申告・決算指導、記帳指導、ＪＡＮコード登録

・人材開発の支援…各種講習会・セミナー・講演会の開催、優良従業員表彰、各種検定試験、各種共済事業、青年部、女性部、たまの未来塾

・その他…玉野法人会、玉野青色申告会、玉野地区納税貯蓄組合連合会、玉野税務協力団体協議会、宇野港振興協会

青年部（ＹＥＧ）　一九八七（昭和六十二）年、次代の地域経済を担う若手経営者・後継者の勉強の場として、また資質の向上と会員相互の交流を通じて企業の発展と豊かな地域経済社会を築くことを目的として設立された。次のような活動を行っている。

・交流活動…総会、例会、懇親会などを通じて、玉野市だけでなく全国のメンバーとビジネス交流、情報交換、親睦を深めている。

・地域貢献活動…たまの・港フェスティバルや玉野まつりなどのイベントへの参加や清掃活動などを通じて、豊かで住みよい地域づくりに貢献している。
・政策提言活動…玉野商工会議所や玉野市に対して政策提言を行っている。

女性会　青年部と同じく一九八七（昭和六十二）年に、女性経営者の資質向上やネットワークづくりなどを目的として設立された。主な活動は次のとおりである。

・例会…二〇〇五（平成十七）年度はお菓子づくり、史跡めぐり、新年会など、二〇二四（令和六）年度は夏の懇親会、寄せ植え教室&ミニバザー、落語鑑賞などを行っている。
・地域貢献…宇野港桜の公園並木道の清掃、たまの・港フェスティバルへの参加、玉野市立図書館等への寄付など
・環境活動…小学生「環境・ゴミ・省資源・省エネルギー」作文・絵画・ポスターコンクール開催



玉野商工会議所女性会

2 岡山南商工会東児支所

沿　革　旧東児町時代の一九六〇（昭和三十五）年十二月二十二日に東児町商工会が発足した。以後の主な沿革は次のとおりである。

一九七四年三月　東児町が玉野市と合併したのに伴い東児商工会と名称変更
一九九八（平成十）年　東児地区で商品券発行事業を実施
二〇〇三年八月　庄・茶屋町（以上倉敷市）・早島・灘崎町・東児の五商工会が合併に関する研究会を設置
二〇〇四年　東児地区限定の地域通貨「トージ」を発行（後述）／東児商工会会長と東児地区コミュニティ協議会会長が連名で、閉園となる胸上保育園跡をコミュニティ活動の拠点として活用することなどを玉野市長に要望
二〇〇六年三月　玉野市長と東児商工会の間で、胸上保育園跡の建物・土地貸借契約を締結
四月　岡山南・灘崎町・東児の三商工会が合併し、東児商工会は岡山南商工会東児支所に
二〇〇八年四月　胸上保育園跡の借用面積を五九四・五平方メートルから六九九・七一平方メートルに拡大
二〇一〇年　岡山南商工会が情報誌「ボニフィカ」を創刊
二〇一一年　玉野市発のご当地ヒーロー「玉野の平和を守る東児ライダー8（エイト）！」が誕生

組織概要　岡山南商工会は、二〇二三（令和五）年四月現在、一一四八会員が所属しており、うち東児支所管内は九一会員である。一九八三（昭和五十八）年当時は一五四、二〇〇六（平成十八）年の合併時は一二六だったので、会員数は減少傾向にある。国・県・市の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関として、小規模事業者等を支援するほか、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動（地域振興事業）を行っている。歴代の会長は次のとおりである。

〈東児商工会長〉

一九六一～一九六九年度　梶川　信司
一九七〇～一九八三年度　藤原　仁
一九八四～一九九七年度　豊田　勝海
一九九八～二〇〇五年度　船着　進

〈岡山南商工会東児支所　代表理事〉

二〇〇六年度～現在　清水　公二

主な事業　経営発達支援事業・経営改善普及事業に積極的に取り組むほか、地域発展のため地域振興事業も活発に行っている。経営支援の内容は、経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策など多岐にわたる。

地域通貨トージ　東児商工会が中心となって、二〇〇三（平成十五）年度から二か年事業で地域通貨トージの発行・流通を行った。二〇〇三年度は、産学官のメンバーにより地域通貨に関する研究委員会を立ち上げ、調査研究を実施。二〇〇四年度は事業の運営体制や流通方法等について調整し、同年九月から翌二〇〇五年二月までの六か月間、地域通貨トージを流通させた。

その仕組みは、次のようなものである。

消費者は東児商工会で地域通貨を購入し、これを現金と同様に使用して東児地区内の参加店舗（五六店）で買い物をする。地域通貨を受け取った店舗は、別の店舗での商品購入や消費者へのお釣りとして使うことでその循環を進めるとともに、指定日にはおかやま信用金庫東児支店で換金することができる。

実験を行った半年間で、地域通貨の販売総額は二二七万二一〇〇円、うち一〇パーセントのプレミアム付き通貨の販売額は二〇〇万円。通貨一枚当たりの平均流通階数は一・三七回で、全体の七〇パーセントが一回限りの使用で換金された。参加店舗のうち、次回は参加したくないとの回答が四割に上ったことから、事業の継続は見送られた。

三　雇用・労働

1　雇用促進・就労支援

特定不況地域等の指定　一九七八（昭和五十三）年十一月に特定不況地域中小企業対策臨時措置法（特定不況法）が施行され（五年間の時限立法）、特定不況地域として玉野市など三〇地域（三三市町）が指定された。それとともに、同時に施行された特定不況地域離職者臨時措置法に基づき、三三市町に対応する公共職業安定所、所管区域も指定された。

造船不況が深刻化している本市にとっては、地域指定を経済活性化の起爆剤とすることが期待された。市長が認定した中小企業者に対する緊急融資、設備近代化資金等の返済猶予、中小企業信用保険の限度の別枠設定、税制上の優遇措置、離職者に対する雇用保険の特例措置や就労促進などの施策が実施された。

一九八三年六月に特定不況法が改正延長され、本市は引き続き特定不況地域の指定を受けた。これにより、国の振興対策として特定地域振興貸付、市の振興対策として経営安定資金の利子の一部助成などが行われた。

一九八六年十二月には特定地域中小企業対策臨時措置法が施行され、本市は同法に基づく特定地域の指定を受けた。これにより、「適応措置に関する計画」を作成して県知事の承認を得た企業は、超低利融資や信用保証の特例措置を受けられることになった。

特定雇用開発促進地域の指定　一九八七（昭和六十二）年四月施行の地域雇用開発促進法により、本市は特定雇用開発促進地域の指定を受けた。指定地域内で事業所を新設又は増設し、地域内の居住者を常用労働者として雇用した場合、次のような助成金が支給される。

①地域雇用奨励金…事業所の操業開始から一定期間、雇い入れた労働者に支払った賃金の一部を助成

②地域雇用特別奨励金…雇い入れた労働者が五人以上（小規模事業者は三人以上）の場合、その人数と雇い入れにかかる費用に応じて一定回数、一定期間助成

企業立地雇用促進奨励金　二〇二〇（令和二）年度から始まった。市内に五〇〇平方メートル以上の工場などを建設し、新たに従業員を雇用した企業に対して奨励金を交付する制度。金額は市内在住の新規常用雇用者一人につき一〇万円（上限五〇万円）。

2 勤労者福祉

勤労青少年ホーム　一九七五（昭和五十）年四月一日、田井に開設された。働いている青少年のために憩いや文化教養の向上、友情の輪を広げてもらう場として、国の補助事業によって整備されたものである。利用できるのは、市内に居住又は勤務先を有する一五歳以上二五歳未満の勤労青少年。

一九七七年四月には、同施設の横に勤労者体育センターが完成した。雇用促進事業団により、市内勤労者の体力向上のために建設され、管理運営を玉野市勤労青少年ホームに委託された。勤労者であれば誰でも利用できる。

二〇〇三（平成十五）年四月には、勤労者体育センターを雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）から取得し、市が勤労青少年ホームと一体的に運営することになった。

二〇〇七年四月には、勤労青少年ホームに指定管理者制度が導入され、玉野市社会福祉協議会が指定管理者となった。二〇一六年三月に指定管理が終了し、社会福祉協議会が総合福祉センター「ティエラ」として運営を開始した。その後、公共施設再編の方針に沿って二〇二二（令和四）年に閉館した。

玉野勤労者福祉サービスセンター　一九九九（平成十一）年三月に財団法人玉野地域産業振興公社が設立され、同時に玉野勤労者福祉サービスセンターが開設された。本市内の中小企業、個人商店等で働く勤労者並びに事業主及びその家族等地域住民の福祉の向上を図ることを目的として、次のような事業を行うことになった。

在職中の生活安定に関する事業／健康の維持増進に関する事業／老後生活の安定に関する事業／自己啓発等に関する事業／余暇活動に関する事業／財産形成に関する事業／その他（会報などの発行による情報提供ほか）

二〇〇一年五月には、同公社と市、玉野商工会議所の連携により、玉野地域の産業活性化の中核拠点として玉野産業振興ビルが完成した。同公社のほか、玉野市商工観光課、玉野商工会議所、一般社団法人玉野青年会議所、公益社団法人玉野市観光協会など、本市の産業振興に関わる機関・団体が入居している。

同公社は、二〇〇五年三月に財団法人玉野産業振興公社と名称変更し、二〇一二年四月には一般財団法人に移行した。

3 ワーケーション

ワーケーションとは、テレワークを活用し、普段の職場又は居住地から離れ、リゾート地などにおいて普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動を行うことをいう。二〇二〇（令和二）年からの新型コロナウイルス感染拡大によって、リモートワークの普及が進み、ワーケーションへの関心も高まった。本市は企業立地に適した土地が少ないこともあって、大規模な工場を必要としない企業の誘致やワーケーションなどを受け入れるための環境整備に取り組んできた。

二〇二二年秋には、実際に本市でリモートワークをしながら余暇を楽しんでもらう「お試しワーケーションツアー」を開催した。また、Ｗｅｂ会議、テレワーク、ワーケーションなどでのワーキングスペースとして利用できる、防音性・遮音性に優れた個室型のワークブース「テレキューブ」を、産業振興ビル一階ロビーに設置した。

二〇二四年度には、玉野市ワーケーション支援奨励金制度を創設した。対象者は、市外の団体及び個人に本市でのワーケーションプランを提供する、旅行会社、宿泊施設、ワーケーション施設を運営する事業者で、ワーケーションプランの催行一回につき一〇万円の奨励金を交付する（宿泊人数に応じて加算あり）。

四　六次産業化

二〇一一（平成二十三）年三月に六次産業化法が施行され、総合化事業計画の認定が開始された。農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画を作成し、これを農林水産大臣が認定。認定農林漁業者に対して、農業改良資金融通法等の特例などの支援措置を行う仕組みである。玉野市では次の

二件が認定されている。

①農業生産法人タートルファーム（株）…完熟果実・野菜を使用した新商品（ジャム・ケチャップ・フルーツソース等）の開発。

②ネクストイノベーション（株）…独自開発したスマートアグリファクトリー（営農型太陽光発電設備）を活用して原木椎茸を栽培し、新しい乾燥法と天日仕上げによる乾椎茸の製造販売を行う。

第一節　農林業

一　農業の概況

1　統計

図表3-5-3は、農林業センサスによる五年ごとの農家人口・農家数の推移を示している（一九六〇～二〇一〇年）。途中で農家の定義が変わっているため単純に比較することはできないが、農家人口、農家数とも約半世紀の間に著しく減少していることがわかる。一九九〇（平成二）年から販売農家と自給的農家の区分が設けられており、二〇二〇（令和二）年までの推移を見ると、販売農家は三〇年間で七割近く減少しているのに対し、自給的農家の減少率は四割未満である。

図表3-5-4は、農林業センサスによる五年ごとの経営耕地面積の推移を示している（一九六〇～二〇二〇年）。同じく図表3-5-5は、五年ごとの経営耕地面積規模別農家数の推移を示している。

2　農業委員会

農業委員会は、農地の適正利用を推進するための中心的な役割を担う行政委員会である。その目的のため、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可、農地の転用に関する意見具申、遊休農地の調査などを行う。

農業委員の選任は、従来は選挙及び団体推薦による公選制であった。本市では二一～二二名の農業委員が選任されていた。二〇一五（平成二十七）年九月に農業委員会法が改正され、選任方法が公選制から任命制に変更された。地域の農業者・農業団体が推薦した候補者や自薦した候補者の中から、市町村長が議会の同意を得て任命することになった。同時に、新しく農地利用最適化推進委員の制度が設けられた。農業委員会が定める区域ごとに配置され、区域内の農地利用の最適化を進める役割を担う。推進委員は、農業者・農業団体が推薦した候補者や自薦した候補者の中から、農業委員会が選出し委嘱する。

本市でもこれを受けて、二〇一六年十二月の市議会定例会で「玉野市の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」が可決成立。二〇一七年七月の改選から、新たな制度による農業委員、農地利用最適化推進委員が選任さ

図表３－５－３　農家人口・農家数の推移＊1

単位：農家人口は人、それ以外は戸

年　次			1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990
農家人口			16,462	14,371	12,711	11,064	10,440	9,642 8,944	7,609
農家総数			3,274	3,011	2,841	2,529	2,420	2,255 2,063	1,822
	販売農家		5,890	5,611	5,451	4,863	4,542	4,159 3,819	1,078
		専業農家	658	411	231	195	298	351 307	180
		兼業農家　総　数	2,616	2,600	2,610	2,334	2,122	1,904 1,756	898
		兼業農家　農業が主	753	635	490	286	191	142 141	120
		兼業農家　兼業が主	1,863	1,965	2,120	2,048	1,931	1,762 1,615	778
	自給的農家＊2		－	－	－	－	－	－	744

年　次			1995	2000	2005	2010	2015	2020
農家人口＊3			6,220	5,401	4,454	－	－	－
農家総数			1,537	1,386	1,315	1,159	965	797
	販売農家＊4		924	798	641	479	414	332
		専業農家	159	176	187	155	161	19
		兼業農家　総　数	765	622	454	324	253	294
		兼業農家　農業が主	94	74	82	41	44	27
		兼業農家　兼業が主	671	548	372	283	209	267
	自給的農家		613	588	674	680	551	465

＊1　1990年農林業センサスより、農家の定義が、経営耕地面積の下限基準を10ａ以上（旧５ａ以上）の農業を営む世帯、又は10ａ以下であっても年間農産物の販売金額が15万円以上（旧10万円以上）の世帯と改正された。1985年の欄は上が改正前、下が改正後の基準による数値。

＊2　1990年農林業センサスより、販売農家と自給的農家の区分が設けられた。販売農家＝経営耕地面積が30ａ以上又は農産物販売額が50万円以上の農家。自給的農家＝経営耕地面積が30ａ未満かつ農産物販売額が50万円未満の農家。

＊3　2010年農林業センサスより総農家の世帯員数の項目削除のため農家人口の統計数値は無し。

＊4　2020年農林業センサスより、専兼業別統計が廃止され、主副業別統計へ移行。

出典：農林業センサス

図表３－５－４　経営耕地面積の推移

単位：ha

年　次	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990
総面積	1,362	1,542	1,501	1,273	1,181	1,061	968
田	1,040	1,256	1,207	1,015	972	895	848
畑	232	177	172	115	117	99	75
樹園地	89	107	122	143	91	68	44

年　次	1995	2000	2005	2010	2015	2020
総面積	882	867	626	572	520	541
田	758	760	563	522	464	452
畑	78	71	41	35	42	82
樹園地	46	37	21	16	14	7

出典：農林業センサス

図表３−５−５　経営耕地面積規模別農家数の推移

単位：農家人口は人、それ以外は戸

年　次	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990
0.3ha未満＊1	1,488	1,102	1,016	1,012	1,027	1,031	744
0.3〜0.5ha	820	717	728	627	574	515	456
0.5〜1.0	869	829	763	598	550	478	384
1.0〜1.5	150	200	172	144	138	107	101
1.5〜2.0	9	100	81	80	71	61	65
2.0〜2.5	2	51	61	50	38	45	42
2.5〜3.0	−	−	10	7	6	6	12
3.0ha以上	−	−	7	7	9	9	12
農家総数	3,274	3,011	2,841	2,529	2,420	2,255	1,822
例外規定	13	12	3	4	7	3	6
販売農家総数＊2	−	−	−	−	−	−	1,072

年　次	1995	2000	2005	2010	2015	2020
0.3ha未満＊1	613	588	674	680	551	465
0.3〜0.5ha	359	296	231	130	42	82
0.5〜1.0	348	292	230	174	104	107
1.0〜1.5	86	68	60	56	61	48
1.5〜2.0	53	56	47	52	82	40
2.0〜2.5	39	37	38	39	76	23
2.5〜3.0	13	14	10			
3.0ha以上	18	27	20	24	182	28
農家総数	1,537	1,386	1,315	1,159	965	797
例外規定	8	8	5	2	−	−
販売農家総数＊2	916	790	641	477	414	332

＊１　1990年以降は自給的農家の数
＊２　1990年以降は自給的農家と販売農家の区分がなされている。

出典：農林業センサス

れ、農業委員九名、推進委員一三名という体制になった。

農業委員会では毎年度、農地利用の最適化に向けた活動の目標を設定するとともに、その実施状況を公表している。活動の内容としては、八月（農地の集積）・十一月（新規参入の促進）の活動強化月間、新規参入相談会の開催などがある。

3 農業基盤整備

ほ場整備　二〇二五（令和七）年度時点でのほ場整備状況は、次のとおりである。

八浜町波知地区では、一九八八〜一九八九（昭和六十三〜平成元）年及び一九九七〜一九九八（平成九〜十）年、用吉地区では、一九九三〜一九九四（平成五〜六）年、番田地区では、一九九五〜一九九六（平成七〜八）年、山田地区では、二〇〇二〜二〇〇三（平成十四〜十五）年、迫間地区では、二〇〇四〜二〇〇六（平成十六〜十八）年、用吉・豊岡地区では二〇一七〜二〇二二（平成二十九〜令和四）年に整備している。

土地改良区　土地改良区とは、農道、水路、ため池等の新設や改良、ほ場整備といった土地改良事業を行うため、土地改良法に基づいて設立された特殊法人である。農業者が区域を定め、その区域内に農地を所有す

る全員が加入する。土地改良区で事業を実施すると、長期間低利の土地改良融資を受けることができる。

市の行政区域の中で、東高崎地区は高崎土地改良区が管轄し、南七区、東七区の全域と北七区及び西七区の増反部分の一部は児島湾七区土地改良区が所管している。これらを除いた市街化調整区域内の区域を、玉野市土地改良区が所管している。

農　道　二〇二一（令和四）年十二月時点での農道の整備状況は、次のとおりである。

・幅員一・八～四・〇メートル未満…延長五万三一七四メートル（うち舗装済四万五五四九メートル）
・幅員四・〇メートル以上…延長三万三一五六メートル（うち舗装済三万三一五六メートル、橋りょう部七六メートル、一定要件農道二万三五一四メートル）
・合計　八万六三三〇メートル

これらは全て市が管理する農道である。



農道（児島湾線）

4 米の生産調整

米の生産調整は一九七一（昭和四十六）年から本格的に始まり、次のような経緯をたどった。

・稲作転換対策（一九七一～一九七五年度）…当初は休耕と転作の二本立てだったが、石油ショックを機に休耕奨励補助金を廃止。
・水田総合利用対策（一九七六～一九七七年度）…生産調整目標量が生産量から面積に変更。
・水田利用再編対策（一九七八～一九八六年度）…麦、大豆、飼料作物を特定作物に指定。
・水田農業確立対策（一九八七～一九九二（平成四）年度）…目標面積の配分を行政と農業者団体が協議調整するようになった。
・水田営農活性化対策（一九九三～一九九五年度）…食糧管理法が廃止となり、自主流通米が米流通の主体に。
・新生産調整推進対策（一九九六～一九九七年度）…農業者や地域の自主性を尊重した転作支援に転換。
・緊急生産調整推進対策（一九九八～一九九九年度）…目標面積を一・四倍に拡大。
・水田農業経営確立対策（二〇〇〇～二〇〇三年度）…水田を利用した多角的経営を目指す。
・水田農業構造改革対策（二〇〇四～二〇一一年度）…農業者・農業者団体による自主的な生産調整に転換。

一九七八年度から始まった水田利用再編対策では、転作目標

未達成に対して罰則を適用するとともに、特に自給率を高める必要性の高い飼料作物、大豆、麦などを中心に転作を奨励した。同年度における本市の転作等目標面積は一五一ヘクタール、転作率は一四・七パーセント、前年度転作目標面積に対する増加率は二二二パーセントであった。

一九九九年に、農業基本法に代わる新たな〝農業界の憲法〟として食料・農業・農村基本法が施行され、二〇〇〇年からは同法に沿って需要に応じた米の計画的生産と水田における麦、大豆、飼料作物等の生産を推進することになった。二〇〇四年には、米政策改革に基づいて全国一律の転作方針を転換し、地域の創意工夫を生かした生産調整を促すため、産地づくり交付金の制度を創設した。二〇一〇年度には、民主党政権のもとで産地づくり交付金から戸別所得補償モデル対策事業に変わった。水田利活用自給率向上事業と米戸別所得補償モデル事業からなり、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を基本とする交付金を支払う仕組みである。その後、自公連立への政権交代に伴って経営所得安定対策制度に変更され、水田活用の所得補償のみ直接支払交付金として存続している。米の生産調整は二〇一七年度末をもって終了した。

本市における水田利用再編対策、水田農業確立対策による一九八〇～一九八八年度の生産調整の実施状況は、図表3－5－6のとおりである。各年度とも二〇〇〇戸以上と大部分の農家が参加し、目標面積を上回る生産調整が行われている。

図表3－5－6　米の生産調整の実施状況の推移

年　度	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
目標面積(ha)	201	242	242	226	224	207	224	265	283.2
実施面積(ha)	227	263	299	283	263	230	237.1	299.1	304.4
実施率(%)	112.9	108.7	123.6	125.2	117.4	111.0	105.8	112.8	107.5
実施農家数(戸)	2,079	2,127	2,178	2,152	2,122	2,030	2,005	2,061	2,077

出典：1986年３月、1990年６月策定の総合計画

5 農地の保全

耕作放棄地　二〇〇七（平成十九）年九月から十月にかけて、農業委員会は市内の市街化調整区域内の全農地一一四二・七ヘクタールを対象として耕作放棄地（※）調査を実施した。その結果は、農地が八一・八パーセント、耕作放棄地が六・九パーセント、山林化した土地が一一・三パーセントであった。耕作放棄地七八・九ヘクタールの分布状況は、東児が四三・九パーセント、山田が三〇・九パーセントとこの二地区に集中しており、その他荘内一五・九パーセント、八浜八・〇パーセント、旧市内一・三パーセントとなっている。

市ではこの結果と農家台帳の情報をリンクさせ、農地情報図に一体的に落とし込む作業を行った。これをもとに、農地を借りたい人・貸したい人への情報提供を行い、農地の流動化を促進するねらいであった。

市では、放棄地となる手前で可能な限り農地を有効利用でき

るよう、条件不利地でも比較的少ない労力で栽培できる雑穀の奨励などを行っている。

農地の利用調整　前述のように、農業委員会を中心として遊休農地（※）の解消や農地の集積など、農地の最適化を図っている。

遊休農地の解消については、農地の利用状況調査の結果耕作が行われていないと判断された農地の所有者に向けて、貸付けや売却の意向を打診する等の取組を行っている。

農地の集積については、一九八六（昭和六十一）年度に玉野市農地銀行制度が発足した。農業経営規模の拡大を目指して農地を借りたい人と、労力不足などのため農地を貸したい所有者との間に市が入って、農地の貸借を推進する仕組み。この制度を通じて農地を貸した人は、必要な条件を満たせば農地流動化奨励金の交付を受けることができた。この制度による貸借は、農地法の許可が不要、返還の際に離作料の支払いが不要、市外の人も貸し手になれる等の特色があった。

一九九六（平成八）年度には、農地集積促進事業が始まった。経営規模の拡大を図る認定農業者の農業経営を支援するため、農地の貸し手に対して契約期間に応じて補助を行う制度で、県が二分の一を負担する。

二〇一四年三月に農地中間管理事業推進法が施行され、同法に基づいて農地中間管理機構（農地バンク）が各都道府県に設置されることになった。所有者不明農地や遊休農地も含め所有者等から農地を借り受け、担い手等へ貸付けを行い、農地の集積・集約化を進める役割を担う。岡山県では、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理機構に指定されている。

人・農地プラン　人・農地プランは二〇一二（平成二十四）年度に始まった制度で、農業者が集落等の単位で話し合い、地域農業における中心経営体のあり方や農業の将来のあり方を明確化し、市町村により公表するもの。これにより中心経営体と位置づけられれば、青年就農給付金（経営開始型）、農地集積協力金、スーパーL資金（認定農業者が融資を受けられる、農業経営改善計画達成のための資金）の当初五年間無利子などの支援を受けることができる。集落住民へのアンケートの実施、地図による現況把握、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成という要件が満たされれば、人・農地プランの実質化が図られたとされる。その後、二〇二二（令和四）年五月に農業経営基盤強化促進法が改正され、人・農地プランが地域計

※耕作放棄地と遊休農地

耕作放棄地は、５年に一度国が実施する農林業センサスで定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」。これに対して遊休農地は農地法上の用語で、「1.現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「2.その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1.の農地を除く）」とされる。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕作可能だが、通常の農作業では客観的に耕作が不可能と考えられる遊休農地は荒廃農地という。

画として法律に位置づけられた。

本市では二〇一六年度までに、八浜、荘内、山田、東児の四地区で人・農地プランが作成され、実質化への取組が進められた。

鳥獣被害対策　本市では、二〇〇〇年代に入ったころからイノシシによる農作物への被害が目立つようになり、二〇〇三（平成十五）年度はサツマイモ、クリ、ナシ、水稲、タケノコなどに約二〇万円の被害が発生した。特に小島地、木目、常山での被害が増加していた。市では、岡山県猟友会玉野支部に駆除の協力を依頼するとともに、岡山県鳥獣被害対策事業補助金を活用してイノシシ侵入防護柵の設置を進めた。二〇〇八年度からは、国の農地・水・環境保全対策事業により、荘内地区の一部で防護柵を設置した。二〇〇八年二月には鳥獣被害防止特別措置法が施行され、本市はこれを受けて同年八月に玉野市鳥獣被害防止計画を策定した。同計画では二〇〇八年度・二〇〇九年度にそれぞれ二〇頭の捕獲を目標に設定したが、両年度とも目標を上回った。また農地・水・環境保全向上対策事業、有害鳥獣防止対策事業により、二〇〇八年度から二〇一一年度に荘内地区、東児地区で合計三万六五六メートルのイノシシ防護柵を設置した。

このころには外来生物のヌートリアによる農業等環境への被害も発生するようになり、岡山県は二〇〇九年度に緊急雇用創出事業で被害発生地域の生息実態調査を実施。本市はこれを受けて同年度に、同事業の延長として捕獲作業を行った。

農地・水・環境保全対策事業は二〇一一年度で第一期対策が終了したことから、県単独事業の農作物鳥獣被害防止対策事業や国庫補助事業の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して、引き続き防護柵の設置を進めた。

しかし二〇一二年の時点では、イノシシによる被害は石島を除くほぼ市内全域に広がっていた。これに対し、猟友会玉野分会（玉野支部から岡山支部玉野分会に改組）は有害鳥獣駆除班を設け、市内約二〇か所に箱わなどを設置して、年間を通して捕獲を行った。捕獲頭数は、二〇〇九年度三五頭、二〇一〇年度一〇〇頭、二〇一一年度一〇三頭、二〇一二年度一三六頭、二〇一三年度一四三頭と、一貫して増加傾向で推移した。

このため、二〇一四年度には農林水産課内にイノシシ対策係を設置。二〇一二年に鳥獣被害防止特別措置法が改正され、被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村への支援措置が盛り込まれたことから、本市でも職員等による実施隊を二〇一六年度に結成して、猟友会と連携しながら対策に努めた。二〇一八年度からは、農地を直接防護するための電気柵設置に対する補助を始めた。

防護柵を設置する際の支援制度には、材料代に対する補助と、設置作業などに対する補助の二種類がある。材料代に対する補助は二〇〇四年度に制度化されたもので、当初は国や県の補助制度と同様に農作物の被害を防止する目的であったが、市街地への出没も増えてきたことから補助の要件や補助率などを見直し、農地以外も対象になった。設置作業に対する補助は二

○一三年度から始まった。設置するにはその前に草刈りが必要で、農業者が少ない地域では住民による草刈りが難しい場合もあるため、そうした作業も補助対象としたものである。

イノシシの捕獲頭数は、その後も二〇一四年度二八一頭、二〇一五年度二九九頭、二〇一六年度二七四頭、二〇一七年度三四四頭、二〇一八年度四三五頭、二〇一九年度七七八頭と、増加の一途をたどった。わなの設置数も、二〇一九（令和元）年度で箱わな六八か所、囲いわな二三か所、合計九一か所と増やしている。

二〇二〇年度には、玉野市イノシシ捕獲隊制度を創設した。この制度は、コミュニティ単位で狩猟免許（わな猟免許）所持者がわな管理者となり、免許を持たない住民も補助者として捕獲活動に参加できる仕組みである。初年度は八浜町波知、荘内、東児の三地区で発足し、貸与された箱わなをそれぞれ山際などへ設置し、同年度中に捕獲隊の活動によって捕獲されたイノシシは計一三一頭にのぼった。従事者数は三地区合わせて一四二人、自助共助の取組として住民主体の新たな鳥獣害対策として機能し始めた。

二〇二二年度における有害鳥獣による被害状況は、次のとおりである。

▽イノシシ…被害面積〇・二五ヘクタール、被害額三一万四〇〇〇円　▽ヌートリア…〇・一七ヘクタール、二一万八〇〇〇円　▽タヌキ、ニホンザル…市民からの農作物被害報告はあるが、正確な被害額は不明　▽ヒヨドリ、ドバト…事業者からの被害報告はあるが、正確な被害額は不明　▽ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニュウナイスズメ、スズメ、カワウ、ヒドリガモ…目撃情報があり加害獣種は不明だが計五二万九〇〇〇円の被害

二〇二三年度策定の玉野市鳥獣被害防止計画では、次のような取組方針を掲げている。

・個体数管理…玉野市イノシシ捕獲隊による許可捕獲のほか、有資格者個人に対する捕獲許可を検討。狩猟免許取得費用等を助成。ＩＣＴを活用した捕獲機材の導入を検討。

・被害管理…自治会等から申請のあった山際に設置する防護柵の材料費を全額補助。農業者等による農作物防護、居住区への侵入防止のため設置するワイヤーメッシュ柵等の材料費補助制度の周知を図る。

・生息地管理…耕作放棄地など野生鳥獣を寄せ付けやすい場所の藪の撤去について周知する。希望する町内会等に対して、野生鳥獣を呼び寄せない環境づくりについての出前講座を開催。

中山間地域等直接支払制度　前述の食料・農業・農村基本法は、基本理念の一つに農業の持続的発展を掲げた。その理念を具体化する手段の一つとして、急傾斜など営農条件不利地域の農業生産活動継続のため二〇〇〇（平成十二）年度から導入されたのが、中山間地域等直接支払制度である。

対象となるのは、特定農山村法など地域振興立法八法の指定地域と、都道府県知事が定める特認地域。集落等を単位として、

農用地を維持管理するための協定を市と締結し、協定に沿って行われる農業生産活動等に対して、面積に応じた交付金を交付する。財源については、国が二分の一、県と市が四分の一ずつを負担する。少しずつ制度を改革しながら、五年ごとに第一期～第六期対策を実施してきた。二〇一五年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく日本型直接支払制度の一つに位置づけられた。

本市では、旧八浜町、荘内村、山田村、鉾立村の四地域一一集落を対象に実施することとし、二〇〇一年度に対象地域で説明会を開催した（旧荘内村を除く三地域は知事による特認地域に指定）。そして二〇〇二年度、集落協定がまとまった波知上集落に対する交付が始まった。二〇一八年度の実績は、協定参加者一三名、交付対象面積二万二五九六平方メートル、交付金額四七万四五一六円であった。



防護柵設置の様子（田井）

6 農業協同組合

一九七九（昭和五十四）年二月五日、玉野市農業協同組合と東児農業協同組合の合併調印式が行われ、同年四月一日に新生・玉野市農業協同組合が誕生した。その後、玉野市農業協同組合は一九九六（平成八）年四月に灘崎町農業協同組合との合併を経て、二〇〇三年一月に岡山市農業協同組合と合併し、岡山市農業協同組合（ＪＡ岡山）玉野支所・八浜事業所及び東児支所が設置された。ＪＡ岡山は現在、岡山市（東区瀬戸町を除く）、玉野市、瀬戸内市、加賀郡吉備中央町の一部を管内とする広域ＪＡとなっている。

7 担い手の育成

新規就農支援　本市では新規就農者への支援として、農地の確保については、原則として自身で探してもらうが、農業委員会や県の農地中間管理機構を通じた情報提供や、所有者から申出のあった貸付可能農地の紹介も行っている。

認定農業者等　認定農業者は、一九九三（平成五）年に制定された農業経営基盤強化促進法に基づいて創設された。市が定める農業経営基盤の強化促進に関する基本構想に示す、経営感覚に優れた農業経営体を育成するための制度である。市長の認定を受けるには、経営規模の拡大や生産方式の合理化などについて記した農業経営改善計画書を提出する必要がある。認定農業者になれば、低利の農業資金「スーパーＬ資金」を借りられる等の支援措置が受けられる。二〇〇七年度には、認定農業者な

どを対象とする品目横断的経営安定対策（麦・大豆などの生産に対する補てん）が導入された。

こうした施策によって、認定農業者をはじめとする中心的な担い手への農地の集積が進んだ。しかし、二〇一〇年度から始まった戸別所得補償モデル対策によって、全ての販売農家に対する支援措置がとられたことから、認定農業者数が減少に転じ、農地の集積がいったん滞った。その後、自公連立政権への交代に伴って、二〇一五年度から再び認定農業者を対象に経営所得安定対策が実施された。その前年に農地中間管理機構が創設されたことも相まって、再び農地の集積が進むことになった。

二〇二五（令和七）年四月一日時点での本市の認定農業者は、三四経営体（うち五名は農業委員）である。このほか、次のような担い手が存在する。

・基本構想水準到達者（認定農業者の再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体）…一一経営体
・認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けた経営体）…八経営体
・農業参入法人…一二経営体
・集落営農組織…一経営体

たまの楽農塾　二〇一〇（平成二十二）年度から、直売所「みどりの館みやま」に出荷する生産者の育成などを目的として始まった。六五歳くらいまでの市民を対象に、五月から三月までの間に月二～三回開講し、野菜・花き・果樹の栽培技術などを生産者が指導する。また、岡山県農業普及指導センターの職員が研修補助に当たる。


たまの楽農塾

二　農産物

1 ■各地区の特産物

図表3-5-7は、市内各地区で盛んに栽培されている農産物を示したものである。

東七区の施設ナスは、一九七一（昭和四十六）年から米の生産調整が始まったのを契機に、稲作の転換対策として栽培されるようになった。品質の良さが評価され、東京や京阪神の市場に出荷されている。

ナス、米麦、花きなどの生産農家で構成する玉野市新農業経営者クラブでは、市内の農産物がどのように作られているかを市民に知ってもらおうと、年に二回のペースで農業探検隊を開催している。実際の農場まで出向いて見学する催しで、二〇一

図表3-5-7　市内各地の特産物（2007年～現在）

特産物	地区名
番田いも（紫いも）	番田
大藪みかん	大藪
きび、たかきび	荘内地区、山田、東児地区
ナス	南七区、東七区
ハトムギ	東高崎（～2019）、東七区
なし（マルハチなし）	八浜町大崎
れんこん	南七区
米、大麦	宇藤木、東高崎、南七区、東七区
しいたけ	玉原

○（平成二十二）年六月の第一七回農業探検隊では、東七区の農場で収穫体験などを行った。

2 雑穀の栽培

本市では二〇〇七（平成十九）年度から、新たな特産品づくりによる農業の活性化を目指して、雑穀の生産振興事業に取り組んでいる。遊休農地の有効活用も大きな目的で、雑穀はやせた土地でも育ち、肥料や農薬を抑えて栽培することができるため、耕作放棄地になりがちな農地やいったん休耕になった農地での栽培に向いていると考えられた。

生産者が雑穀生産振興研究会を結成し、初年度は山田地区でキビ、アワ、タカキビ各二アール、東高崎地区でハトムギ一五アールの計四種類を試験栽培。ほ場の状態や台風・病害虫の影響で、収穫量はわずかなものにとどまった。しかし、同年十一月には山田市民センターで、収穫したキビで「雑穀もちつき」や試食会を開いた。

二年目の二〇〇八年度は山田の試験ほ場で、アワ、キビ、タカキビを栽培した。前年の反省を踏まえ、植付けの時期を遅らせたり、除草用シートを敷いたり、防鳥ネットを設置するなどの工夫を行った。その結果、収穫量は飛躍的に増加した。同年十一月にはすこやかセンターで「元気が一番！まつり&雑穀フェスタ」を開催し、収穫した雑穀を使ったもちやカレーなどが無料でふるまわれた。二〇一三年三月にもみやま公園で雑穀ブース設置イベントを開催するなど、玉野の雑穀のブランド化を目指して積極的に発信を行っている。

二〇一五年度には、雑穀生産振興研究会を発展的に改組して雑穀生産組合を結成し、本格的に市場への出荷を始めた。市は雑穀の生産に対して、二〇〇九年度から出荷奨励助成金、二〇一八年度から振興作物生産奨励金を交付している。

雑穀の栽培面積や収穫量・出荷額は、各品目とも年ごとの差が大きく、安定的な生産には至っていないが、二〇一八年には収穫量が一〇トンを超えている。



雑穀の日　当日の様子

3 農産物直売所

一九九六（平成八）年四月、深山公園の深山センターハウス以北一〇ヘクタールが道の駅として登録されると同時に、農林水産振興センター「みどりの館みやま」がオープンした。地元産の新鮮な農産物を直売する施設で、当初は玉野瀧崎農協が運営を受託していた。一九九七年十月には水産物直売施設（鮮魚コーナー）もオープンした。翌一九九八年七月、管理運営主体の責任体制を明確にするため、市、岡山市農協、胸上農協の出資により有限会社みどりの館みやまを設立した。二〇〇六年度以降は同社が指定管理者として直売所の管理運営を担っている。二〇〇二年度、農産物直売施設及び水産物直売施設を増設した。

二〇一三年度以降、売上げが減少傾向にあったため、同社は二〇一六年六月に経営改善計画を策定。次のような取組を実施した。

・顧客満足度を向上させる体制づくり…部門ごとに責任者を任命／スタッフに対する講習会を開催／イベントや農業体験プログラムをＳＮＳ等で発信
・生産者が出荷しやすいシステムづくり…定年帰農者等を対象とする実践講座「たまの楽農塾」を開催／主力生産者の確保・育成を目指しステップアップ講座を開催
・消費者にとって魅力的な販売戦略…定休日を週二日から週一日に／農産物直売所などの改修を実施

二〇一八年四月には、店内を改装し売り場を拡大してリニューアルオープン。二〇一九（令和元）年十月にはパン工房がオープンし、地元産の米粉を原料とするパンや地元産の野菜を使ったサンドイッチなどの販売を始めた。二〇二〇年四月には、道の駅みやま公園が全館リニューアルオープンした。施設概要は次のとおりである。

▽本館…鉄筋コンクリート造二階建／一階三四六・五〇平方メートル（地域食材提供施設、特産品展示直売施設、事務所など）／二階一一〇・〇〇平方メートル（研修室）
▽農産物直売施設…鉄骨造平屋建／三六一・五一平方メートル
▽水産物直売施設、加工・販売施設…鉄骨造平屋建／一五六・二〇平方メートル

登録販売者の数は、二〇二〇年度の時点で農水産物直売所三八一人、特産品販売所一〇一人である。

図表３－５－８　みどりの館みやま　販売実績等の推移

単位：千円

年　度		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
売上額（千円）	直販	256,533	240,734	241,369	241,297	243,935	243,551	264,021	267,367	304,322
	特販	74,998	69,464	68,583	70,669	71,682	76,848	74,397	91,030	94,179
	パン								26,570	49,433
	合計	331,531	310,198	309,952	311,965	315,617	320,399	338,418	384,967	447,934
来客数（千人）	直販	247	229	232	230	224	220	245	255	268
	特販	88	81	80	81	80	85	86	101	106
	パン								42	71
	合計	335	310	312	311	304	305	331	398	445

図表3-5-8は、みどりの館みやまの販売実績等の推移を示している。

三 林 業

1 森林政策の推移

一九五〇年代後半からの高度経済成長に伴って木材の需要は増大し続けたが、輸入自由化によって外国産材の輸入が急増し、山村の過疎化や林業従事者の高齢化も相まって国産材の供給は減少していった。その後も、円高による外国産材の価格低下、バブル経済の崩壊による木材需要の低下などがあり、林業は長期的な構造不況に陥った。そのため、戦後の拡大造林によって広がった人工林の荒廃が進み、水源涵養機能や防災機能の低下などが懸念されるようになった。そこで国は、公共事業の補助対象に下刈りや除間伐を追加した。また、森林整備に関する市町村の役割を強化するため、一九九八（平成十）年に森林法を改正し、市町村森林整備計画の策定を義務づけた。

二〇〇一年に林業基本法が抜本改正されて森林・林業基本法となり、森林の多面的機能の持続的発揮が森林管理の目的に加わった。なかでも、京都議定書の発効などもあって二酸化炭素の吸収源としての重要性が高まり、国は森林保全の強化に向け、二〇〇八年に「森林の間伐等の促進に関する特別措置法」を施行、同法は二度にわたって延長されている。

二〇一一年には森林法が改正され、従来の森林施業計画制度をベースに森林経営計画制度が創設された。森林所有者又はその委託を受けた森林組合や林業事業体に五年間の育林・造林計画作成を求めるもので、国庫事業の造林補助金を受けるにも同計画の作成が必須となった。

二〇一九年四月には森林経営管理制度（新たな森林管理システム）が発足した。適切な管理が行われていない森林を、市町村が所有者に代わって管理できるようにしたものである。その前提として、所有者の意向確認を行う必要がある。

また、二〇二四（令和六）年度から国税としての森林環境税の賦課徴収が始まった。これを財源として、市町村は森林整備等を行うため森林環境譲与税を受け取る仕組みで、その譲与は森林環境税の実施に先んじて二〇一九年度からスタートしている。本市では、森林環境譲与税を積み立てて森林整備に活用するため、二〇二〇年四月に玉野市森林環境整備基金条例を施行した。

2 本市の林業の特色

本市は岡山県の南端児島半島に位置し、瀬戸内海に面した典型的臨海都市である。市域の約六〇パーセントが山地であり、大きな河川もなく、特に海岸部は花崗岩質の山麓が海に迫り、複雑な地形を形成している。気象状況は瀬戸内海気候に属し、年間降水量が一〇〇〇ミリ程度と少なく山火事が起こりやすい気候である。土質は花崗岩を母材とする土壌で針葉樹の生育に適さないことから、林業専業者もいないのが現状である。

3 森林整備計画

森林整備計画は、前述のように森林法に基づく市町村の計画である。本市が二〇二四（令和六）年三月に策定した同計画では、森林整備の基本的考え方について、「（森林の）各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する」などと記している。

また、水源涵養機能の維持増進や災害防止・土壌の保全機能の維持増進など目的に応じた区域の設定、伐期の延長や長伐期施業の推進など施業の方法に応じた区域の設定を行っている。

図表3-5-9は林道の一覧である。

図表3-5-9　林道一覧

路線名	延長（m）		
	自動車道	軽車両	舗装延長
渋　川	1,852.0		1,852.0
波　知	4,282.5		4,282.5
王子が岳由加	2,448.3		2,448.3
下元川	627.8		0.0
東　谷	74.2		0.0
池　迫		886.1	886.1
奥　谷		320.7	226.0
碁　石	845.2		631.1
深　山	4,736.2		4,736.2
迫　間	3,325.5		3,325.5
里　上	344.0		200.0
田井地長谷	2,436.8		2,436.8
長谷１号	564.3		0.0
前　谷	711.8		0.0
槌ケ原	2,161.6		2,161.6
合　計	24,410.2	1,206.8	23,186.1

第二節　漁業

一　漁業協同組合・個人経営体

1 たまの漁業協同組合

二〇一〇（平成二十二）年四月一日、玉野市漁業協同組合、鉾立漁業協同組合、日比漁業協同組合が合併して誕生した。漁業組合法では、組合員が二〇人を下回ると漁協としての認可が得られない仕組みになっている。そのため、後継者不足などにより組合員が減り続けている各組合が、合併によって体制の強化を図ろうとしたものである。二〇二〇（令和二）年現在の組合員数は八九人である。また、水産資源の持続的な利用のために、メバル、オニオコゼ等の放流にも取り組んでいる。

なお、合併前の各漁協によって構成されていた玉野市漁業協同組合連合会は、二〇〇四年九月に解散している。

2 胸上漁業協同組合

一九四九（昭和二十四）年八月に設立され、二〇二〇（令和

二）年現在の組合員数は七四人である。海苔の養殖が中心で、岡山県内で生産される海苔の約三割を胸上漁協で生産している。このほか、ヨシエビ、クルマエビ等の放流、アマモの種まきなど、水産資源を守り育てる事業にも力を注いでいる。魚の住みやすい環境をつくるため、海底耕うんなどの取組も行っている。地元小学校の児童を対象とする海苔すき体験、海岸のクリーン作戦なども実施している。



海苔すき体験の様子

3 個人経営体

図表3-5-10は、漁業専兼別個人経営体数の推移を示している。総数は、一九八〇年代までは二〇〇を超えたこともあったが、その後は減少が続いている。ただし、専業の個人経営体はそれほど減っていない。

図表3-5-10　漁業専兼別個人経営体数の推移

年次		1963	1968	1973	1978	1983	1993	1998	2003	2008	2013	2018	2023
総数		210	196	236	198	228	164	160	140	111	109	82	79
専業		38	43	102	110	98	79	92	86	89	42	56	58
兼業	総数	172	153	134	88	130	85	68	54	22	67	26	21
	漁業が主	69	92	53	44	41	25	24	12	12	34	4	2
	漁業が従	103	61	81	44	89	60	44	42	10	33	22	19

出典：各年度「玉野市の概要」（原出典は漁業センサス）

二　漁港

八浜漁港　八浜漁港は、八浜町八浜にある古くからの港で、明治時代より改修・拡張工事を重ねて、戦後、淡水湖を主な漁場として発達してきた第一種漁港である。施設概要は次のとおりである。

▽外郭施設…防波堤／二二六・八メートル、護岸／二三八二・一メートル、堤防


八浜漁港

／四四七・〇メートル
▽係留施設…物揚場／二四・四メートル、船揚場／二三・八メートル、さん橋／二三・〇メートル
▽水域施設…泊地／一五〇〇・〇平方メートル

三　主な海産物

1 ■海　苔

岡山県は海苔の生産量が全国で第九位（二〇二〇（令和二）年の生産量は六一一七トンで生産量全体の二・一パーセント。農林水産省実施の海面漁業生産統計調査による）と主要産地の一つになっている。本市では胸上地区で海苔の養殖が盛んである。同地区の沖合には吉井川と旭川が流れ込み、ミネラルなどの栄養分が豊富に供給される。収穫した海苔は胸上漁港や石島で加工し、岡山県漁業協同組合連合会が「岡山のり」として商品化している。



海苔の養殖の様子

胸上地区では、一九六三（昭和三十八）年から海苔の養殖が始まった。当時は一〇〇人ほどの生産者がいたが、現在は二〇人ほどになっている。海苔の養殖は、十月から四月までの寒い時期に、海苔網の設置や収穫、吸い上げ、熟成、成形、乾燥など一日一二～一六時間も作業を行う厳しい仕事である。そこで二〇一九年十月、胸上漁協が全自動海苔乾燥機を備えた共同加工施設を整備した（これにより岡山県農林漁業近代化表彰を受賞）。ここで乾燥作業を請け負うことによって、生産者の作業時間を大幅に短縮することができた。この施設では一時間に約四〇〇〇枚の乾海苔を生産することができる。

図表3-5-11は、海苔養殖の経営体数・収穫量の推移を示している。海苔養殖の収穫量は、年による増減はあるもののおおむね二〇〇〇トン台で推移している。二〇〇二年と二〇〇四年には三〇〇〇トンに達している。

2 ■その他

図表3-5-12は、胸上漁港と玉野漁港における海面漁業漁獲量の推移を示している。年次による漁獲量の増減はあるが、二〇〇〇年代初頭からは三〇〇トン台で推移しており、二〇二〇年代に入ると二〇〇トン台に減少している。魚種別にみると、一九九〇年代にとりわけ多いのがウシノシタ（シタビラメ）で、玉野ではゲタという呼び名で知られており、底引き網漁が盛んな胸上漁港で多く水揚げされている。

図表３-５-11　海苔養殖の経営体数（2006年まで）及び収穫量の推移

年　次	1985	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
経営体数	59	52	51	49	46	46	44	45	42	41
収穫量(t)	2,183	2,021	2,036	2,513	2,500	2,389	2,582	2,940	2,444	2,661

年　次	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
経営体数	41	39	37	37	37	34	37	37	37
収穫量(t)	1,890	2,220	2,620	2,967	3,213	2,711	3,003	2,566	2,228

年　次	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
収穫量(t)	2,346	2,068	2,819	2,515	2,696	2,846	2,545	2,256	2,261	2,183

年　次	2017	2018	2019	2020	2021
収穫量(t)	2,368	2,324	1,780	2,164	2,021

＊１　収穫量は生換算重量

出典：2006年までは海面養殖業収穫統計調査による経営体数と収穫量。2009年までは海面漁業生産統計調査、2010年から2018年までは岡山農林水産統計年報による収穫量のみ。2019年以降は漁業協同組合への聞き取りによる。

二〇〇〇年代になるとカレイ類やタコ類が多くなり、二〇一〇年代にはこれらに加えてイカ類（スルメイカ・アカイカを除く）も増えている。近年はマダイやクロダイ（チヌ）の漁獲量が増加している。

四　漁場保全の取組

1　栽培漁業

玉野栽培漁業センター　栽培漁業とは、水産動物の減耗が最も激しい卵から稚仔の時期を人間の管理下に置いて育て、これを天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の資源の持続的な利用を図ろうとする技術である。

一九七六（昭和五十一）年、築港日の出に瀬戸内海栽培漁業センター玉野事業所が開設された。同センターでは、稚魚の育成・放流、養殖についての相談、餌の培養などの事業を実施していた。六面の飼育槽やワムシ（動物性プランクトン）の培養施設を備え、クルマエビ、ガザミ、マダイなどの稚魚育成・放流を行った。特にガザミについては、一九七九年に六〇〇万尾以上の稚ガニを生産するなど、種苗生産技術の確立に大きく貢献した。また、ＤＮＡ標識や遊泳脚切除標識の開発により、放流効果調査も実施した。

二〇〇三（平成十五）年、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所の管轄となり、玉野栽培漁業センターと改称したが、二〇一一年に統合・廃止された。

図表３−５−12　海面漁業漁獲量の推移

年　次	1985	1989	1990	1991	1992
漁獲量(t)	432	440	470	447	442
主な魚種	クロダイ44、カサゴ・メバル38、サワラ類33	ウシノシタ61、サワラ類47、ボラ類33	ウシノシタ91、その他のエビ類38、クロダイ30	ウシノシタ94、ボラ類32、クロダイ30	ウシノシタ86、ボラ類34、イイダコ33

年　次	1993	1994	1995	1996	1997
漁獲量(t)	332	352	375	807	612
主な魚種	ウシノシタ76、ボラ類44、カサゴ・メバル26	ウシノシタ90、アナゴ23、ボラ類、カサゴ・メバル22	ウシノシタ96、スズキ類36、アナゴ類、クロダイ・ヘダイ25	コウイカ以外のイカ類159、ウシノシタ134、アナゴ類、イイダコ67	ウシノシタ165、イイダコ65、アナゴ類53

年　次	1998	1999	2000	2001	2002
漁獲量(t)	566	482	638	514	328
主な魚種	ウシノシタ131、アミ54、イイダコ52	ウシノシタ115、アミ48、イイダコ34	アミ264、ウシノシタ77、コウイカ以外のイカ類41	アミ139、ウシノシタ63、イイダコ52	ウシノシタ60、イイダコ37、マダコ・イイダコ以外のタコ類34

年　次	2003	2004	2005	2006	2007
漁獲量(t)	653	364	361	320	316
主な魚種	アミ309、ウシノシタ96、コウイカ以外のイカ類46	カレイ類102、タコ類60、コウイカ類17	カレイ類116、タコ類50、コウイカ類23	カレイ類78、タコ類62、コウイカ類20	タコ類56、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類50、カレイ類34

年　次	2008	2009	2010	2011	2012
漁獲量(t)	351	363	356	373	366
主な魚種	タコ類91、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類45、カレイ類41	タコ類68、カレイ類56、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類35	タコ類81、カレイ類54、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類39	タコ類71、カレイ類52、マダイ38	カレイ類57、タコ類39、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類53

年　次	2013	2014	2015	2016	2017
漁獲量(t)	378	392	346	328	306
主な魚種	スルメイカ・アカイカ以外のイカ類59、タコ類46、カレイ類44	タコ類69、カレイ類62、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類42	スルメイカ・アカイカ以外のイカ類47、タコ類42、カレイ類37	スズキ類46、カレイ類45、タコ類37	カレイ類46、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類30、タコ類29

年　次	2018	2019	2020	2021	2022
漁獲量(t)	315	337	248	237	212
主な魚種	マダイ38、クロダイ・ヘダイ30、カレイ類28	スルメイカ・アカイカ以外のイカ類68、マダイ42、カレイ類34	マダイ32、クロダイ29、カレイ類29	マダイ48、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類27、カレイ類24	マダイ46、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類30、カレイ類22

年　次	2023	2024
漁獲量(t)	239	212
主な魚種	マダイ63、クロダイ38、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類19	マダイ38、クロダイ25、スルメイカ・アカイカ以外のイカ類23

出典：海面漁業生産統計調査

放流事業　本市では、岡山県やたまの漁業協同組合、胸上漁業協同組合と連携して、栽培漁業に取り組んでいる。例えば、玉野ではアマテと呼んで親しまれていたマコガレイは、一時期漁獲量が激減して幻の魚となっていたが、二〇〇九（平成二十一）年から稚魚の放流を始め、また少しずつ獲れるようになった。二〇一五年にも体長約五センチメートルの稚魚を、田井と胸上の沖におよそ一万匹ずつ放流した。

同年には、カサゴ（玉野ではメバルと呼ぶ）の約七センチメートルの稚魚も、胸上、日比の沖と渋川海岸から計約一万二〇〇〇匹放流した。渋川海岸での放流については、子どもたちに海や海の生き物を身近に感じてもらえるよう、渋川青年の家で研修中の小学生と一緒に行った。

このほかにも、ガザミ、クルマエビ、ヨシエビ、オニオコゼの放流を実施している。これらの稚魚のほとんどは、瀬戸内市にある県の水産研究所で種苗生産したものである。

このほかの海産資源保全の取組としては、漁協が休漁日を設けたり、幼魚や子持ちのガザミなどは獲れても再放流する、といったものがある。



稚魚放流の様子

2 アマモ場の回復

アマモは海藻の一種で、種によって繁殖する植物。水深数メートルの浅瀬に密集してアマモ場を形成し、ここが魚介類の産卵場や餌場、稚魚の隠れ家などになり、豊かな生命を育むことから「海のゆりかご」と呼ばれている。

二〇一六（平成二十八）年度から、市、県、たまの漁協、胸上漁協が協力して、アマモ場の再生に向けた取組を始めた。同年度に調査を行った結果、胸上沖にはアマモの育つ環境が整っていることが判明した。そこで、春に種を回収して秋まで海中で熟成させた後、アマモ場を回復させたい場所にまくという作業を毎年実施することになった。

また、二〇二五（令和七）年からは胸上漁協、日本植生、旭化成、NPO法人里海づくり研究会議が連携し、アマモの種を包んだ特殊な不織布を海底に置くという新たな手法での取り組みも始まっている。

第四節　工業

一　工業の概況

1 統計

図表3－5－13は、工業事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移を示している。事業所数は、一九八八（昭和六十三）年から一九九一（平成三）年のバブル景気のころを除いておおむね一貫して減り続け、二〇〇四年ごろからは横ばい傾向となっている。二〇一九（令和元）年は一四三事業所と、一九七五年の三九二事業所と比べて六四パーセントも減少している。従業者数は、一九七五年から一九八〇年までの五年間に大きく減少し、バブル景気のころにいったん増加した後、一〇年以上にわたって減少し続けた。二〇〇五年以降はやや持ち直したが、一九七五年と二〇一九年を比べると五六パーセントの減となっている。製造品出荷額等については、一九八五年、一九九二年、一九九六年、二〇〇二年、二〇〇九年、二〇一七年と小刻みなピークがあり、二〇〇九年は最多の三八九九億一一〇六万円を記録している。

それぞれについて産業分類別に見ると、一九八九年については、事業所数が最も多いのが衣服その他の繊維製品製造業で、以下金属製品製造業、輸送用機械器具製造業。従業者数は最多が輸送用機械器具製造業で群を抜いており、以下衣服その他の繊維製品製造業、一般機械器具製造業。製造品出荷額等も輸送用機械器具製造業が群を抜いて多く、次いで衣服その他の繊維製品製造業、化学工業となっている。

二〇一〇年については、事業所数の最多が輸送用機械器具製造業で、以下金属製品製造業、繊維工業。従業者数は輸送用機械器具製造業がやはり断然一位で、以下繊維工業、化学工業と続く。製造品出荷額等も輸送用機械器具製造業が全体の六八パーセントを占め、次いで化学工業、繊維工業となっている。

本市の場合、輸送用機械器具製造業の大部分を占めるのは造船業である。

2 工業活性化ビジョン～工業振興に係る基本方針

一九九六（平成八）年三月、玉野商工会議所を中心に玉野地域工業活性化ビジョンが取りまとめられた。深刻化する造船不況など、地域経済の閉そく感が高まるなかで、市内の工業関係団体から活性化策の必要性を訴えられたことを受けたものである。ビジョンでは、新分野への進出や販路の拡大などを緊急の課題と指摘し、さまざまな施策を掲げている。

その一つとして、共同販路開拓のための企業ガイド用ＣＤ－ＲＯＭの作成、インターネットを活用したＴ－ＮＥＴの構築といった先進的な取組を始める中小企業への支援がある。市では二〇〇七年度に、団体や企業グループを対象とする新分野進出調査事業及び販路拡大事業、個々の企業を対象とする設備導

図表３-５-13　工業事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

年　次	1975	1980	1985	1986	1987	1988	1989
事業所数	392	378	245	231	229	243	250
従業者数（人）	17,075	13,672	12,107	10,320	9,493	9,221	9,657
製造品出荷額等（万円）	22,742,067	28,018,972	29,702,874	24,901,496	23,270,699	19,800,517	21,106,884

年　次	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
事業所数	257	266	255	255	238	234	220
従業者数（人）	9,823	10,181	9,978	9,978	9,509	9,200	9,017
製造品出荷額等（万円）	23,229,928	26,598,196	27,697,027	26,938,350	27,613,506	30,261,161	31,649,816

年　次	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
事業所数	207	206	195	189	174	167	162
従業者数（人）	8,652	8,434	7,836	7,464	7,342	7,247	6,988
製造品出荷額等（万円）	30,788,530	28,755,480	26,173,675	25,517,257	25,527,257	28,804,063	22,978,869

年　次	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
事業所数	154	156	148	157	157	150	152
従業者数（人）	6,957	7,175	7,178	7,539	7,626	7,499	7,578
製造品出荷額等（万円）	27,421,563	27,567,193	29,437,121	35,941,593	36,671,323	38,991,106	34,448,992

年　次	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
事業所数	150	152	150	153	140	145	140
従業者数（人）	7,214	7,434	7,313	7,211	6,579	7,656	6,881
製造品出荷額等（万円）	32,189,500	32,734,300	27,352,300	28,596,100	28,355,200	30,738,100	38,682,500

年　次	2018	2019
事業所数	143	143
従業者数（人）	7,415	7,429
製造品出荷額等（万円）	30,639,700	34,288,700

出典：工業統計調査（各年度版「玉野市の概要」）

入補助といった新たな助成制度を設けた。

その後、いったんは船舶需要が回復したが、二〇〇八年秋のリーマンショックによって景気は再び冷え込んだ。本市は二〇一一年度に「玉野市の工業振興に係る基本方針」を策定し、経営基盤の強化、人材の確保・育成、新たな産業の創出という三つの柱に沿って各種の施策を示して、順次実施していった。例えば、主に造船関連企業の受注確保対策として、市内中小企業の営業活動を支援する玉野市中小企業販路開拓支援事業の創設等の事業を実施した。

同基本方針の計画期間が二〇一八年度末をもって終了することから、玉野商工会議所・玉野産業振興公社・玉野市の三者により基本方針の見直しを行い、二〇一九年二月に改定版を策定した。二〇二三（令和五）年度までの五か年計画で、三つの柱を受け継ぎ次のような方向性を打ち出している。

①経営基盤の強化…特に中長期的な経営革新計画の作成や積極的な先端設備の導入、事業承継の実施について主体性を持って自主的な努力を行う事業所を支援する。

②人材の確保・育成…市内高校卒業者の市内就職、職場への定着や、若年者・女性の製造業への入職の推進に努めるとともに、働き方改革を着実に進める。また、従業員の職責や役割に応じた能力開発など、

企業の人材育成を支援する。

③新たな産業の育成…事業用地の確保のため関係機関との調整を行う。また、市内のものづくり企業が有する技術や製品、設備や特徴について、他社・他団体とのマッチングの一助になるよう、「玉野市企業情報データベース」を活用した情報の発信を行う。

この基本方針に沿って、例えば次のような事業を実施した。

・中小企業ステップアップ支援事業…中小企業が行う人材育成や販路開拓、ホームページの新設等の費用の一部を助成

・魅力ある職場環境づくり応援事業…中小企業が行う労働環境改善や子育て応援のための環境整備に要した費用の一部を助成

二〇二四年三月には、計画期間終了に伴い再度見直しを行い改定版を策定した。二〇二六年度までの三か年計画とした。次の四つの柱に沿って、具体的な取組を列挙している。

①柔軟な経営基盤の整備…経営基盤整備に関する補助金・奨励金の交付／各種計画・認定の策定・取得の支援／融資制度による資金繰りの支援／各種相談／各種情報収集・提供

②人材の確保・育成…セミナー・研修会の開催／経営基盤整備に関する補助金・奨励金の交付／市内事業者に関する情報発信／市内高校生等への職業学習・職場体験機会の提供／各種情報収集・提供

③人材の活用・発掘…経営基盤整備に関する補助金・奨励金の交付／セミナー・研修会の開催／副業人材による事業者支援の実施／各種情報収集・提供

④新たな産業の創出・連携によるイノベーション…市内立地企業に対する補助金・奨励金の交付／セミナー・研修会の開催／市内で就労する関係人口の創出／事業用地の確保

3 工業団地・企業誘致

玉原企業団地　玉原企業団地は一九七〇（昭和四十五）年四月に整地着工し、第一期が一九七一年三月、第二期が一九七二年三月に完成した。敷地全体の面積は四五万平方メートル、うち工場用地は三三万平方メートルである。

この工業団地は、本市の産業基盤の一つである鉄工関係企業の集約と鉄工関連中小企業の育成を図るとともに、市街地内での騒音・振動等の問題がある企業を移転させることを目的として、市有山林を開発したものである。北側の一・二工区には、市内鉄工企業を中心に四五社の立地が早々に決まった。また、企業団地に隣接する緑化スペースとして、玉野市総合運動公園を開設した。

瓶割工業団地　一九八一（昭和五十六）年度と一九八八年度の二度にわたり基本計画調査が実施されたが、造成原価が高くなるため企業からの需要が見込めないなどの理由により、いずれも事業化が見送られた。しかし、一九九三（平成五）年度になって造成計画が具体化し、測量作業が実施された。造成区域は渋川四丁目地内から日比七丁目地内で、開発予定の面積は約四五・八ヘクタール、そのうち有効面積は一二・四ヘクタール



玉原企業団地（2015年）

で、総事業費は概算約四三億円を見込んだ。

一九九四年度に一一・二四ヘクタールの山林を一億五四九二万三〇〇〇円、翌一九九五年度に四・〇四ヘクタールを六八四〇万七〇〇〇円で、それぞれ工業団地造成用に購入した。しかし、開発法の改正で緑地を多く残す必要が生じ、コンサルタントによる調査では造成コストが高いこと、安い労働コストを求め国内企業の海外進出が相次いでいること、また景気低迷から、工業団地造成が実施されないままとなった。この事業を含む土地埋立造成事業特別会計は、二〇二〇年度で閉鎖された。

企業誘致のための施策

本市は一九八六（昭和六十一）年度に、企業立地促進奨励金の交付制度を創設した。次のような企業等が新しく市内に立地したり工場などの増設を行い、一定以上の新規労働者を常時雇用した場合に、工場等建設促進奨励金、雇用促進奨励金、雇用奨励金を交付する制度である。

先端技術産業関連製造業／製造業の研究所、情報処理等の事業所／その他の製造業／宿泊施設

二〇二四（令和六）年度現在は、次の二つの奨励金がある。

①企業立地雇用促進奨励金…製造工場・研究所・農産物工場・物流施設などの施設を新設・増設し、そこで新規雇用を生んだ場合の奨励金制度。市内在住の新規常用雇用者一人につき一〇万円（上限五〇万円）

②ＩＴ産業等立地奨励金…情報通信業などのＩＴ関連企業等が立地した場合の、事業所整備に関する経費に応じた奨励金制度。▽事業所整備費＝補助率二分の一、上限一〇〇万円　▽事業所賃借料＝補助率二分の一、上限一二〇万円　▽事業所通信料＝補助率二分の一、上限三〇万円

一九八八年九月末までの一年半で、交付対象となった立地企業は一六社、従業員数は七二四人であった。業種別の内訳は、繊維製品製造業九社、食料品製造業・サービス業三社などとなっている。

また岡山県も、県内全域を対象として新企業立地促進補助金の制度を設けている。

4 ■ 中小企業支援

融資制度　一九七〇（昭和四十五）年以前から設けられていたのが中小企業融資及び中小企業保証融資で、一九七七年の時点では、中小企業融資が限度額一〇〇万円、利率が年七・七パーセント、岡山県信用保証協会の保証が付く中小企業保証融資（小口企業振興資金）が限度額三〇〇万円、年利率六・七パーセントであった。利率についてはその後何度か引下げが行われ、一九九七（平成九）年度にはそれぞれ二・八パーセント、二・三パーセントになった。一九九五年度から、中小企業保証融資の運転資金に対する保証料の補助が始まった。

また、中小企業安定対策資金保証融資の制度も設けられた。最近三か月の売上が前年に比べ同じか減少していることなどが条件。一九八〇年度の時点では、限度額七〇〇万円（一九八三年度から一〇〇〇万円、一九八六年十月から二〇〇〇万円に引上げ）、年利率六・八パーセント（一九八六年十月から五・八パーセントに引下げ）。

一九九一年六月には、新たに企業振興資金の融資制度が設けられた。中小企業等が経営の合理化、近代化等を実施するために必要な事業資金を貸し付けるもので、限度額は企業が一五〇〇万円、商店街振興組合等については五〇〇〇万円。年利率は六・四パーセント、保証料は年〇・六パーセント。

第一節「三　雇用・労働」で触れたように、一九七八年に施行された特定不況地域中小企業対策臨時措置法で本市が特定不況地域に指定されたため、市の認定を受けた中小企業者は特定不況地域中小企業対策緊急融資が受けられることになった。貸付限度額は二〇〇〇万円で、年利率は六・一～六・六パーセント。一九八六年施行の特定地域中小企業対策臨時措置法でも特定地域の指定を受け、県知事の承認を受けた中小企業者は年利三・九五パーセントの超低利融資などの特別措置を受けられることになった。

地域活性化推進事業費補助金　市内の中小企業者・組合等が行う次の事業に助成する制度である。

新商品・新技術共同研究開発事業／販路開拓事業／人材育成事業／シーズ実用化事業／地域フロンティア企業育成事業／その他市長が特に必要と認める事業

補助金の額は事業の内容などによって異なり、三四万円～六六七万円。

やる気サポート事業補助金　二〇〇二（平成十四）年度に創設された。中小企業者等が新分野進出及び新製品開発のために取り組む事業について、目標達成できめ細かなサポートを行う制度。対象者は製造業・情報サービス業に属する中小企業や経済団体などで、対象となる事業は次のとおりである。

①きっかけづくり事業…市場動向調査、情報収集、先進地視察など
②ものづくり事業…必要最小限の試作品作成、実証実験など
③みちづくり事業…展示会等への参加、販路拡大調査など
④ひとづくり事業…研修会、セミナー、講習会への参加など

補助率は一〇分の五～一〇分の一〇、限度額は二〇万円～二

五〇万円。

二〇〇五年度からは制度を見直し、「ものづくりチャレンジ支援事業」としてスタートした。対象者を製造業・情報サービス業に限らず、全ての業種に拡大し、個人や個人グループが行う新規創業が補助対象事業となった。

オンリーワン企業育成支援補助金　中小企業者等が行う新製品・新技術の研究開発費の一部を補助する制度で、一九九七（平成九）年度から始まり、二〇〇二年度から対象者を拡大する等の改正を行った。改正後の対象者は、製造業及び情報サービス業に属する事業を行う中小企業者等、対象事業は他にまねできない新製品や新技術の研究開発。補助率は二分の一以内、限度額は三〇〇万円。

中小企業情報化助成事業　市内の中小企業者が新たにホームページを開設したり全面リニューアルするための費用を補助する制度で、二〇〇九（平成二十一）年度から始まった（二〇一四年四月に廃止）。対象は、農林漁業、医療福祉業、一部サービス業を除く企業で、ホームページ作成に係る外部委託費やプロバイダー・サーバー契約料の一部を補助する。

中小企業販路開拓支援事業　二〇一二（平成二十四）年度から始まった（二〇一四年四月に廃止）。販路拡大のための次の事業に要する費用の一部を補助する。

展示会の小間料、負担金／専門家への業務委託料／アンテナショップなどでのテスト販売委託手数料、送料

魅力ある職場環境づくり応援事業補助金　二〇二〇（令和二）年度から始まった事業で、職場環境の整備、女性活躍推進、デジタル環境整備のために備品を購入する中小企業者に対して補助金を交付する。例えば次のような活用例が考えられる。

・職場環境の整備…空調設備、大型扇風機、空調付作業服、ブラインド、照明器具、業務用食洗機、トイレ改修（和式から様式）など

・女性活躍推進…女性用トイレの設置、女性用ロッカールームの設置、女性用休憩室の設置、トイレ改修（暖房便座・ウォシュレット）、託児スペースの設置など

・デジタル活用推進…テレワーク用機材、ＺＯＯＭライセンス、業務管理ソフト、コワーキングスペース、テレワークブースなど

中小企業ステップアップ支援事業補助金　市内中小企業者による経営基盤強化につながる取組に必要な経費の補助制度で、二〇一四（平成二十六）年度から始まっている。次の五つの区分がある。

①人材育成…研修の受講や技能検定等の受験による人材育成
②販路開拓…展示会・商談会への出展による販路開拓
③情報発信…ホームページ・ＥＣサイトの作成・更新、企業紹介動画の作成による情報発信
④人材確保…就職説明会への出展・求人情報サイトへの掲載等による人材確保
⑤外部人材・サービス活用…課題解決のための専門家・副業人材や各種サービスの活用

5 起業支援

二〇〇九（平成二十一）年度から、市内で起業する人に経費の一部を補助する制度を設けている（二〇一五年三月に失効）。対象者は、今まで事業を営んでいない人で、補助対象業種の事業を市内で始めようとする人など。対象業種は小売店、飲食店等。対象事業は、①新築・改築工事費・設計委託料、②備品費（一件一〇万円以上）、車輌購入費など、③家賃（営業開始日から連続する一二か月分）、④広告宣伝費（①～③の事業を活用した場合に限る）。

その後、二〇一六年六月には、若年者・女性雇用創出型創業応援事業奨励金制度を、二〇二〇（令和二）年四月からは創業アシスト奨励金制度を実施している。

創業を目指す人のための創業塾　二〇一五（平成二十七）年度からスタートした。創業を考えている市民を対象に、創業の方向性や具体的なイメージを考えてもらうための場を提供する。第一回は二〇一六年一月に、中小企業診断士・経営学博士の川路隆志さんを講師に迎えて、二日間で次の四講座を実施した。①創業の心構え「覚悟を決める」　②ビジネスモデル「仕事を創る」　③財務「お金を見る」　④振り返り・実践「人に伝える」

6 新産業創出支援

生産設備導入補助金　市内で製造業を営み、新たに生産設備を導入する企業を対象とする補助制度で、二〇〇九（平成二十一）年度に創設された（二〇二〇年三月に廃止）。要件は、雇用の拡充又は新分野への進出を図るために、投資額一〇〇万円以上の生産設備を導入すること。雇用拡充型は補助額五〇万円～一〇〇万円。新分野進出型は生産設備投資額の三分の一で、上限額は一〇〇万円（経営革新計画に基づく事業を行う場合は一五〇万円）。

7 人材育成支援

若手経営者と語る会　市内外の意欲的な企業経営者との交流の機会を提供する事業で、二〇一〇（平成二十二）年度から始まった。講師が社長就任時の経験談や経営哲学などを話した後、参加者全員で企業経営全般にわたって意見交換を行う。対象者は、市内の若手経営者や後継者、経営幹部を目指している人など。同年四月に開かれた第一回は、タマデン工業株式会社の藤原一郎社長が講師に招かれた。

中小企業人材育成支援事業　従業員の資質向上をねらいとする研修の受講費用を補助する制度で、二〇〇九（平成二十一）年度から始まった（二〇一四年四月に廃止）。対象は市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者などで、補助額は一社当たり二〇万円以内（半額補助）。

8 玉野産業振興公社

前述した一九九六（平成八）年三月の玉野地域工業活性化ビジョンでは、本市の産業活性化を支援するための拠点として、

産業振興センターの設置を提言していた。これを受けて一九九七年度に、中国産業活性化センターが調査主体となって産・学・官による委員会を設け、センターとしての必要機能などの検討を行うセンター構想調査を実施。市の商工振興課や商工会議所などが同一施設内に入居し、一か所で相談や手続を済ませられるワンストップの総合相談、交流や情報発信、技術面でのサポート、人材育成の支援などの機能が必要と提言した。また当時、商工会館が宇野港再開発計画に伴い移転を余儀なくされることから、宇野港第一突堤に建設が計画されていた商業ビル内に、国の補助制度なども活用してセンターを整備する方向が打ち出された。そして、本章第一節「三　雇用・労働」で記したように一九九九年三月、財団法人玉野地域産業振興公社（現一般財団法人玉野産業振興公社）が設立された。また、その一部門として産業振興センターが開設された。二〇〇一年五月には、本市のにぎわいの創出及び産業活性化の拠点施設として産業振興ビルが完成し、同公社もこのビルに入居した。

なお、本市では一九八二（昭和五十七）年四月に玉野市産業センターが開設された。国の地域経済振興対策推進地域の指定を受け、対策推進の拠点施設として整備されたもので、市内企業の従業員を対象とする研修などを実施していた。産業振興センターの計画を進めるにあたっては、既存の産業センターとの機能重複が問題とされ、産業センターは二〇〇二年三月末をもって廃止された。

玉野産業振興公社の主な事業としては、次のようなものがある。

・玉野勤労者福祉サービスセンター事業…前述のように、市内の中小企業の福利厚生をサポートし、慶弔共済事業、人間ドックの受診やショートステイの費用助成、自己啓発のための講座等受講費用助成、メンタルヘルスの講演会開催や相談事業などを行っている。
・産業振興事業…国や県が実施する専門家派遣事業のあっ旋と費用助成、玉野市企業情報データベースの開設と運用、職人塾（従業員のスキルアップのための研修）、市内の製造業企業の新入社員向けの教育研修などを実施している。
・ビル・駐車場管理事業…産業振興ビル一階及び二階に店舗四店、事務所五か所を賃貸し、三階には一〇〇人収容の展示・会議室、四〇人収容の技術研修室、八人又は一六人収容のグループ研究室三室、六〇人収容の交流サロンを備える。また、産業振興ビル駐車場及び月極駐車場四か所を運営している。

9 玉野市工業振興条例

一九九七（平成九）年四月に施行された。第一条では「地域経済の多様かつ構造的な変化に鑑み、本市工業の有する技術の集積を生かしつつ、その活性化を促進する措置を講ずることにより、本市工業の振興を図ること」と、その目的を記している。主な内容は次のとおりである。

・行政関係者、工業関係者、経済団体代表者、学識経験者からなる工業振興会議を設置する。

・新分野進出調査事業、研究開発事業、販路拡大事業、設備導入事業について助成を行う。

同条例に基づいて玉野市工業振興会議が設置され、現在に至るまで本市の工業振興に関する方針を審議する場となっている。また、基幹産業である製造業の振興にとどまらず、市制度融資や商業振興対策事業、ステップアップ支援事業といった小規模な事業者の支援に努めているほか、国の臨時交付金を活用してチャレンジ企業支援事業、リスタート応援事業、消費活性化事業などを展開している。

二　造船のまち玉野

1 造船業の歴史

大正時代における三井造船（現株式会社三井E&S）の進出の経緯は、『玉野市史』（一九七〇（昭和四十五）年発刊）に詳しい。またその後の歴史については、『三井造船株式会社一〇〇年史』（二〇一七（平成二十九）年発刊）に記されている。これらを簡単にまとめると次のとおりである。

第一次世界大戦の勃発に伴う貿易特需は、新造船の建造ラッシュを引き起こした。当時の三井物産船舶部は、新造船とともに自社船舶修繕の必要性からも造船所の建設を喫緊の課題とし、玉を中心とする地域をその建造場所に選定した。用地買収のため当時の日比町と交渉を進める一方で、新工場が稼働するまでの仮工場として宇野港の県有地などを借用し、三基の船台を整備。一九一七（大正六）年十二月に一二〇〇トンの木造貨物船・海正丸が進水した。この仮工場では、二年足らずの稼働期間に運送船、作業船を含め二六隻を建造した。

岡山県にとっては初の重工業進出とあって、本工場の建設には県、郡、町が一体となって協力し、知事自ら用地買収の調停にあたった。玉から和田にかけての用地を確保して、大規模な埋立造成工事を進め、一九一九年十一月に三井物産造船部玉工場＝三井造船所が開場式を挙行した。これに伴って数多くの関連工場も建設され、周辺道路の整備も進んだ。

第一次世界大戦後の軍縮に伴い、戦艦などの需要は落ち込んだ。しかし、関東大震災で関東地方の造船所が大きな被害を受けたため、関西の造船所がその仕事を引き受けることになり、復興用建設資材の輸送も必要となったため、西日本の造船業界はにわかに活況を呈した。特に三井造船は、海外メーカーのディーゼルエンジンの製造販売権を取得し、ディーゼル船メーカーとして不動の地位を築いた。

太平洋戦争の敗戦を受けて、連合国軍総司令部（GHQ）は戦後処理の一環として全国の民間造船所の施設を賠償に充てる方針を打ち出し、玉野工場（一九四五年十月に玉野造船所から改称）も存続の危機に瀕した。従業員と玉野市民は一体となって存続運動を展開し、一万二〇〇〇人に上る嘆願署名を集めるとともに市民大会を開き、決議文を添えてGHQに提出した。一九四六年八月には玉野工場の賠償指定が解除されたが、事業活動には厳しい制限が課せられた。

しかし、一九四七年から始まった計画造船、一九五〇年に勃発した朝鮮戦争による特需、一九五四年以降の輸出船需要による第一次造船ブームなどによって業績は回復し、高度経済成長の波にも乗って売上高は年々伸びていった。一九六三年には第二次造船ブームが到来した。

一九七三年の石油ショックでは、船腹過剰問題が表面化し、受注量は一気に減少した。三井造船も業績低下が避けられない状況となり、大規模な組織改革や新事業分野への進出などで対応した。そのころには韓国やブラジルなど造船新興国の台頭もあり、造船不況は深刻化した。政府は一九七八年に、特定不況産業安定臨時措置法を制定して救済に乗り出し、造船業もその対象となった。

しかしながら、一九七九年の第二次石油ショックにより海運市況は低落し、国際競争の激化やプラザ合意（一九八五年）後の円高もあって、造船業界は構造不況に陥った。三井造船など造船各社は、生産効率の向上などに努める一方で、環境装置やエネルギープラントといった新規事業分野に活路を求めた。一九九〇年代以降は、アジアへの拠点設置などグローバル戦略が強化された。

二〇〇〇年代に入って景気はようやく回復し、造船業界も積極的な設備投資を行うようになった。二〇〇七年には世界的な海運事業の高まりを受け、造船業界は約三〇年ぶりの活況を呈した。しかし翌年秋のリーマンショックが、企業収益を急速に悪化させた。

かつて世界シェアの半分を占めていた造船大国の日本だが、現在は韓国、中国に次ぐ三位。これらの国々との競争は激化しているが、中長期的には世界の造船市場は拡大することが見込まれている。広大な周辺産業を有するだけに、地域経済への貢献度は非常に大きい。

2 三井造船玉野事業所の歩み

一九一七（大正六）年の操業開始以降、一九六二（昭和三十七）年に千葉工場ができるまで、基本的には玉野が一社一工場体制のもとで三井造船の発展を支えてきた。

業容も、当初の新造船、修繕船、レシプロ機関、ボイラ及び鉄構工事から三井－Ｅｖｅｒｌｅｎｃｅ舶用大型エンジン、艦艇の造修へ、さらに化学工業用機械、産業機械の分野にまで範囲を広げていった。

玉野事業所の従業員数は、一九五三年から一九六八年まで六〇〇〇人台で推移し、一九六九年には造船建造量の増加や機械部門の大幅な伸長に伴い七〇〇〇人を突破。ピークの一九七二年には八六三四人に達した。しかし一九七三年の石油ショック以降は要員対策を余儀なくされ、新規採用中止、定年前の退職、業務移管した子会社への出向などが行われた。一九八九（平成元）年には造船市況の好転に伴って六年ぶりに採用活動を再開し、一九九〇年以降は毎年高校卒業者を含め採用を行っている。バブル経済崩壊後には数年にして再び要員対策を迫られ、二〇〇〇年には常用の従業員数が二〇〇〇人を割り込んだ。二

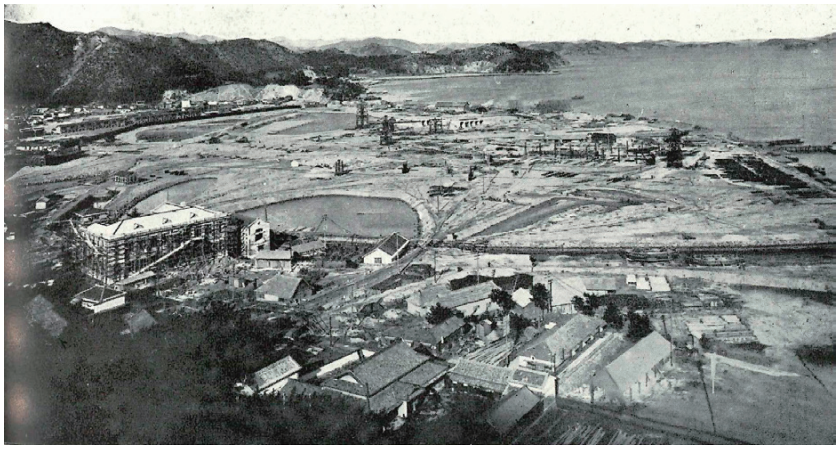

三井造船玉野事業所（1919年）

〇一九（令和元）年から二〇二三年までの四年間は、財政基盤の回復を目的とした事業再生計画が進められ、会社の経営体制の変化に伴う分社化や艦艇事業の事業譲渡が行われた。二〇二三年四月からは事業持株会社に移行し、社名を「三井E&S」として新たなスタートを切った。二〇二六年三月現在の従業員数は一七六〇人である。

一九六〇年代以降の主なできごとは次のとおりである。

一九六七年　日本初の埠頭用コンテナクレーン三井パセコ型一号機を製造

一九七二年　史上初のディーゼル機関三軸方式超高速大型コンテナ船えるべ丸を建造

一九七四～一九七五年　玉野研究所が玉原企業団地に移転

一九七八年　緊急要員対策を実施

一九七九年　湿式軸流型炉頂圧回収タービンを製造

一九八〇年　鋼棒連続誘導加熱装置を製造

一九八二年　高圧水素往復動圧縮機を製造

一九八六年　危機突破総合対策を実施

一九八七年　フローティングホテルを製造

一九八八年　構造改革特別対策を実施

一九八九年　三井造船が中心となって（株）スペイン村を設立、一九九一年に第三セクターへ移行

一九九〇年　三井造船が資本参加した第三セクター・玉野レクリエーション総合開発により、王子が岳地域に遊園地・王子ファンシーランド、ゴルフ場・瀬戸大橋カントリークラブを開設

一九九六年　七年ぶりに高校卒業者の技能職採用を再開

一九九七年　半導体業界進出に向けＣＶＤ量産装置を新設玉野事業所として初の女性技能職を採用

二〇〇〇年　半導体の製造工程で使用する炭化珪素ウエハ（ＳｉＣ）の生産工場を新設、子会社（株）アドマップを設立して半導体製造を開始

二〇〇三年　従業員向けレクリエーション施設・三友会館を取り壊し、跡地を造船部門の生産エリアとして転用全社的にＩＳＯ１４００１の一括認証を取得深井エリアを生産地区としていた鉄構運搬機工場の機能・要員が大分に移転したため、生産部門は

艦船工場と機械工場の二工場体制に
大型液晶ディスプレイ製造装置を生産するためのクリンショップを新設
二〇〇四年　台風一六号による高潮で事業所が冠水し、建造中の新造船や機械製品などに大きな被害
二〇〇五年　大分事業所のボイラ生産機能を深井工場に集約
二〇〇六年　(株)スペイン村が解散
開講した玉野職人塾に施設・設備の提供や講師派遣などで協力
二〇〇七年　深井ブラスト工場を新設
二〇〇八年　深井地区に鋼板切断工場を新設
二〇〇九年　舶用ディーゼルエンジンの組立試運転設備を集約するため蛸崎地区に重機工場D棟を新設
二〇〇九～二〇一〇年　駐車場の立体化や女子寮の新設など、福利厚生施設、来客施設を整備
二〇一三年　一・九六MWの大規模太陽光発電施設を稼働
二〇一六年　二拠点に分散していた研究部門を玉野に統合し技術開発センターに
二〇一七年　創立一〇〇周年を迎える
二〇一八年　持株会社体制への移行とともに、商号を「株式会社三井E&Sホールディングス」に変更
三井－MAN舶用大型エンジン単一ブランドでの累計生産一億馬力を達成（累計生産台数：六五五五台）
二〇二一年　艦艇事業の譲渡
二〇二二年　商船事業からの実質撤退
二〇二三年　純粋持株会社体制を解消し、事業持株会社体制へ移行するとともに、社名を「株式会社三井E&S」に変更



三井造船玉野事業所（1970年）

株式会社ＩＨＩ原動機の舶用大型エンジン及びその付随事業を譲り受け、三井Ｅ＆Ｓ　ＤＵが発足

二〇二四年　三井－ＭＡＮ舶用大型エンジン単一ブランドでの累計生産一億二〇〇〇万馬力を達成

三　その他の工業

1 繊維工業

児島地域は、稲作に向く土地が少なかったこともあって江戸時代から綿花栽培が行われ、それに伴って木綿の織物業も営まれていた。こうした歴史を背景に、明治に入ってからは紡績業が発展。大正時代に服装の洋風化が進むと、足袋の製造で培った裁断・縫製技術を生かして学生服や作業服の生産が盛んになり、戦前は学生服市場をほぼ独占していた。戦後も、合成繊維への転換をうまく活用して動きやすい学生服をアピールし、それぞれの学校に合わせた多品種少量生産体制を構築して、揺るぎない地位を築いている。

株式会社トンボ　トンボ学生服で知られる株式会社トンボは、一八七六（明治九）年に三宅熊五郎が足袋の製造販売業として創業した三宅商店が原点である。創業の地である彼の自宅のあった場所は今、同社玉野本社工場・物流センターとなっている。一九二四（大正十三）年に法人化して帝国足袋株式会社と称した。関東大震災での欧米からの救援物資に影響を受けて洋装文化が普及したのを契機に、一九三〇（昭和五）年から学生服の生産を開始した。一九四四年に帝国興業（株）、一九七四年にテイコク（株）と社名を変更。さらに二〇〇六（平成十八）年には、創業一三〇年を機に（株）トンボと社名変更して、現在に至る。

二〇一九（令和元）年には同業の瀧本（株）を子会社化し、ユニフォームアパレル売上日本一となった。

現在では学生服のほか、スポーツウェアのビクトリー、キラクブランドとして介護医療ウェアなども展開している。



(株)トンボ　玉野本社工場外観

2 化学工業

北興化学工業株式会社　一九五〇（昭和二十五）年二月に北興化学（株）として設立され、北海道の留辺蘂（るべしべ）工場で農薬の生産・販売を開始した。一九五三年に北興化学工業（株）と社名変更。一九七二年にファインケミカル部を設置し、以来農薬とファインケミカル製品の製造販売を主として発展してきた。

本市胸上（旧東児町）に岡山工場を建設したのは一九五三年

十二月のことで、現在ではファインケミカル製品の主力生産拠点となっている。二〇〇九（平成二十一）年十二月、岡山工場にクリーンルームを備えた多目的合成工場（合成第八工場）を建設し、二〇一九（令和元）年十一月にも多目的合成工場（合成第九工場）を建設した。合成第九工場の建設に際しては自動化と省力化が大きなテーマとなり、それまで手動で行っていた操作を制御室から自動操作できる仕組みが導入された。

3 窯業

岡山県には備前焼という古い歴史を誇る窯業文化が根付いており、本市にも王子窯（永井）や燿光会（槌ケ原）などの備前焼の工房がある。幕末には攘夷論の高まりを背景に、幕府や諸藩が大砲鋳造のための反射炉（溶鉱炉）の建造に乗り出した。その材料となるのが耐火煉瓦で、その原料となる蝋石が岡山でも産出したことから、耐火煉瓦の製造が盛んになった。

日本特殊炉材株式会社　一九四四（昭和十九）年に設立された不定形耐火物専業メーカー。初代社長の加藤密は、岡山の耐火物産業創生の祖の一人とされる加藤忍九郎の三男で、一九二四（大正十三）年、児島郡宇野町に加藤耐酸耐火材料研究所を設立した。加藤はそこで、日本初のエアセットモルタルである耐火接合剤・パーマタイトを開発。さらに耐酸モルタル・アシプルファイトを開発して、遠藤合資会社を通じて製造販売を開始した。一九四四年、同社と宇野耐火煉瓦（株）との合併により日本特殊炉材（株）が誕生した。その後も、キャスタブル耐火物・パーマキャスト、プラスチック耐火物・パーマプラストを開発するなど、絶えず顧客ニーズに応えて技術革新に取り組んでいる。同社の製品は、溶鉱炉のほかガラスを溶かす溶解炉、セメントを溶かす焼成炉、ごみを燃やす焼却炉などに使われて、私たちの暮らしを支えている。

4 金属工業

日比共同製錬玉野製錬所　日比共同製錬株式会社は、三井金属（株）が一〇〇パーセント出資する日比製煉株式会社の子会社で、一九六八（昭和四十三）年に設立。一九七二年に、当時最新鋭の製錬所として玉野製錬所が操業を開始した。一九八四年には第二電解工場が完成した。現在は、パンパシフィック・カッパー株式会社（本社・東京都港区、ＪＸ金属（株）と三井金属（株）の銅事業統合会社）から日比製煉（株）に製錬を委託し、日比製煉から日比共同製



日比共同製錬玉野製錬所

錬玉野製錬所に再委託して製錬を行うという形になっている。原料である銅精鉱やリサイクル原料を製錬して、銅品位九九・九九パーセント以上の電気銅を製造する。

日比製煉の前身は日比製煉所で、一九一五（大正四）年に鈴木商店が経営権を獲得し、翌年に日本金属株式会社を設立して製錬所の稼働を始めた。その間に三基の煙突が建設され、それぞれ順に太郎煙突（二〇二五年基部を残して撤去）、次郎煙突、三郎煙突と呼ばれた。

5 塩　業

瀬戸内海は潮の干満の差が大きいため、江戸時代からその干満を利用して海水を塩田に取り込む入浜式塩田が発達した。

ナイカイ塩業株式会社　本市に本社工場を置くナイカイ塩業株式会社は、その入浜式塩田の時代から製塩業に携わる日本唯一の企業である。江戸時代後期の一八二九（文政十二）年、後に塩田王と呼ばれる野﨑武左衛門が創業し、山田地区・胸上地区に東野﨑浜塩田を開発した。戦後の一九五一（昭和二十六）年には、竹の枝を利用して天日と風力で海水を濃縮させる枝条架流下式への転換により、入浜式に比較して生産量は三倍に増え、労働力は一〇分の一に軽減された。その後、イオン膜製塩法を導入し、一九六九年に元野﨑浜全部と東野﨑浜の一部の流下式塩田を廃止し、一九七一年末には残る全ての塩田も廃止された。現在は国内生産量の一八パーセントに相当する年間約一四万トンを生産している。

6 エネルギー

株式会社パワーエックス　株式会社パワーエックスは、国産エネルギーの推進をミッションとして二〇二一（令和三）年に設立された。二〇二二年十二月に本市との間で、持続可能なまちづくりに向けた包括連携協定を締結。本市田井に「Ｐｏｗｅｒ Ｂａｓｅ（パワーベース）」と呼ぶ国内最大級の蓄電池組み立て工場を建設し、二〇二四年から稼働を始めている。同工場は、世界的建築家・妹島和世さんの設計によるもので、デザイン性の面でも特筆される。翌二〇二五年六月には、本社を東京都港区から本市に移転した。

同社は工場を地域に開かれたものとするオープンファクトリーを掲げ、二〇二五年瀬戸内国際芸術祭の会場として参加するとともに、工場見学ツアーを実施した。

第五節　商　業

一　商業の概況

1 統　計

図表3-5-14は、商店数・従業者数・年間商品販売額・小売業売場面積の推移を示している。

商店数は一九八二（昭和五十七）年の一六九八がピークで、

図表３-５-14　商店数・従業者数・年間商品販売額・小売業売場面積の推移

年　次	1966	1968	1970	1972	1974	1976	1979
商店数	1,299	1,321	1,348	1,390	1,576	1,572	1,586
従業者数（人）	4,073	4,163	4,484	4,870	5,623	5,492	5,251
年間販売額（万円）	1,085,091	1,522,706	2,048,383	2,855,213	4,302,487	6,399,582	6,157,771
小売業売場面積（㎡）	－	－	－	－	－	－	66,393

年　次	1982	1985	1988	1991	1994	1997	1999
商店数	1,698	1,470	1,104	1,157	1,052	972	997
従業者数（人）	5,653	5,366	4,366	4,482	4,487	4,353	4,685
年間販売額（万円）	8,577,605	9,308,686	7,705,297	8,918,809	14,519,546	8,792,286	8,693,908
小売業売場面積（㎡）	70,611	66,709	61,041	64,567	84,678	66,381	75,613

年　次	2002	2004	2007	2012	2014	2016
商店数	882	841	752	526	471	473
従業者数（人）	4,463	4,183	3,867	2,655	2,466	2,711
年間販売額（万円）	8,142,675	8,512,908	7,432,419	7,477,700	8,641,400	8,228,300
小売業売場面積（㎡）	70,024	73,015	71,429	62,849	60,464	57,441

出典：各年度「玉野市の概要」（原出典は商業統計調査）

その後はおおむね減少傾向にあり、一九九七（平成九）年には一〇〇〇の大台を割り込んだ。二〇一六年は四七三で、ピーク時からは七二パーセントもの大幅減になっている。従業者数も同じく一九八二年の五六五三人が最も多く、一九八八年以降は四〇〇〇人台で推移していたが、二〇〇七年には四〇〇〇人、二〇一二年には三〇〇〇人を切った。

年間販売額は、一九九四年が突出して高く、一四五一億九五四六万円となっている。それ以降は、多少の増減はあるがおおむね八〇〇億円前後で推移している。

小売業売場面積は、一九九四年の八万四六七八平方メートルが最大で、二〇一六年は五万七四四一平方メートルとピーク時から三二パーセント縮小している。

産業別で見ると、商店数については、一九六六年は飲食料品小売業が三四パーセントで最も多く、次いで飲食店二〇パーセント、織物・被服他小売業一一パーセント。一九八五年以降は飲食店の調査がなく、二〇〇七年は飲食料品小売業が三〇パーセント、次いで一般卸売業が一三パーセント、織物・被服他小売業一一パーセントとなっている。

従業者数については、一九六六年は飲食料品小売業二八パーセント、飲食店一八パーセント、一般卸売業一五パーセント。二〇〇七年は飲食料品小売業の割合が四〇パーセントと大きくなり、次いで一般卸売業一五パーセント、織物・被服他小売業七パーセントとなっている。

年間販売額については、一九六六年は一般卸売業が三四パー

セントで最も多く、次いで飲食料品小売業二八パーセント、織物・被服他小売業一一パーセントであった。二〇〇七年は、一般卸売業三七パーセント、飲食料品小売業二五パーセント、各種商品小売業五パーセントの順で、上位の構成比にはそれほど変化がなかった。

卸売業について細かく見てみると、一九九一年の年間販売額では農畜産物・水産物卸売業が四〇パーセントを占めており、次いで鉱物・金属材料卸売業一七パーセント、食料・飲料卸売業一二パーセントであった。二〇〇七年は、鉱物・金属材料卸売業五〇パーセントと群を抜いて多く、次いで農畜産物・水産物卸売業一五パーセント、建築材料卸売業八パーセントであった。

小売業について細かく見てみると、一九九一年の年間販売額では各種食料品小売業が一五パーセントで最も多く、以下酒・調味料小売業六パーセント、婦人・子供服小売業三パーセント、鮮魚小売業二パーセント、呉服・服地・寝具小売業二パーセントの順であった。二〇〇七年は、燃料小売業が一五パーセントで最も多く、以下医薬品・化粧品小売業九パーセント、自動車小売業（自動二輪車を含む）六パーセント、機械器具小売業四パーセント、書籍・文房具小売業三パーセントとなっており、小売業の中身は時代とともに大きく変化していることがわかる。

2 商店団体

玉野市商店団体連合会

玉野市商店団体連合会は、市内の商店街及び商業者の連携を図り、地域商業の振興とまちの賑わいづくりを目的として組織された団体である。高度経済成長期において本市の人口増加や都市機能の発展とともに、市内各地の商店街が形成される中、それぞれの商店会が協力し合いながら地域経済を支えていく必要性が高まり、商店団体の横断的な組織として発足した。現在は八団体が所属している。

連合会には、市内の各商店会が加盟し、情報交換や共同事業を通じて商業環境の向上を図ってきた。加盟商店会はそれぞれ地域の特色を活かした商業活動を展開しており、宇野地区の商店街をはじめ、市内各地域の小売業や飲食業、サービス業など多様な業種の事業者が参加している。

これまで連合会では、商店街の活性化を目的としたイベントの開催や歳末大売り出し企画、地域行事への協力など、さまざ



歳末大売り出しの様子

まな取り組みを実施してきた。特に、各商店街が主催する祭りや夜市などの地域イベントは、市民や観光客が交流する場として長く親しまれており、地域コミュニティの形成にも大きな役割を果たしている。

近年は、郊外型大型店舗の進出や人口減少、消費行動の変化などにより、中心市街地の商店街を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中においても、玉野市商店団体連合会は加盟団体の連携を強化しながら、地域に根ざした商業活動を支えるとともに、地域の魅力向上と賑わいの創出に向けた取り組みを続けている。

玉野マリンカード協同組合　本市における共通ポイントカード「マリンカード」は、市内商業の活性化を目的として、一九九五（平成七）年二月に市内の小売店などの事業者によって玉野マリンカード協同組合が設立され、玉野商工会議所に事務局が置かれたことにより運営が開始された。

マリンカード導入のきっかけは、一九九三年度に玉商店街振興組合が中小企業活性化補助事業を活用して実施したアンケート調査であった。調査結果を踏まえた商店街活性化策の一つとして、ポイントカードシステムの導入が提案された。当初は玉商店街単独での導入も検討されたが、より高い効果を得るためには市全体で取り組むことが望ましいとの考えから、玉野市商店団体連合会において研究・検討が進められることとなった。

一九九四年四月には、同連合会内にポイントカードシステム導入委員会が設置され、十数回にわたる会合を重ねながら基本システムの検討が行われた。また、加盟店の募集も進められ、その結果八三事業者が参加することとなり、これらの事業者によって玉野マリンカード協同組合が設立された。その後、カード機器の選定やカードデザインの決定、加盟店の拡大、顧客への広報活動などの準備が進められ、一九九五年十二月に事業が開始された。

この取組については、地域小売商業者を取り巻く厳しい経営環境の中で、商業活性化の起爆剤となることが期待され、市も支援を行った。一九九五年九月の玉野市議会定例会では、マリンカード事業に対する補助金が補正予算として計上され、可決されている。

マリンカードは当初、買い物額に応じてポイントが付与されるポイントカードとして運用された。税抜き一〇〇円の買い物につき一ポイントが付与され、一ポイントを一円として買い物に利用できる仕組みであり、市内の加盟店で共通して利用できるサービスとして市民に広く利用されてきた。

その後、キャッシュレス化の進展に対応するため、二〇二一（令和三）年二月一日には新しいマリンカードが導入され、電子マネー機能が追加された。カードには一〇〇〇円単位で最大一〇万円までチャージすることができ、チャージ額に対して一



マリンカード

パーセントのプレミアムポイントが付与される仕組みとなっている。

このようにマリンカード事業は、地域商業者の連携によって生まれた取組として、時代の変化に合わせながら機能を拡充し、玉野市の地域商業を支える仕組みの一つとして運用が続けられている。

なお、二〇二五年度当初時点における玉野マリンカード協同組合の会員数は八九事業者である。

田井商工会　田井地区は比較的新しい住宅や企業団地があり、飲食店や小売店のほか、建設業・自動車整備業など幅広い業種の店舗が協力して、地域を盛り上げる活動を行っている。スタンプを貯めると商品券が当たる抽選に応募できる「春のスタンプラリー」などを開催している。

玉野市築港商店会　築港商店会は、一九六〇（昭和三十五）年以前から築港地区で商いを営んできた事業者が、「地域に対して何か恩返しや貢献ができないか」という理念のもとに発足した団体である。宇野駅周辺の繁華街を含む地域であることから、飲食店や小売店を中心に、病院や金融機関なども立地しており、幅広い業種の店舗が集積していることが特徴である。

一九七〇年十月十九日には、宇野港銀座通りの約一七〇メートル区間にアーケードが完成した。アーケードは幅九メートル、高さ七メートルの規模で、七基のシャンデリアと二二基のスピーカーが設置され、当時の商店街の象徴的な施設となっていた。しかし、老朽化の進行により商店街が暗くなり、安全面への懸念も生じたことから、二〇〇八（平成二十）年にアーケードは撤去され、現在は青空商店街としての姿に戻っている。

また、築港商店会が主催する代表的なイベントとして「海の日‼築港夜市」がある。これは一九六八年頃、地域の賑わい創出を目的に五～六店舗によって始められたもので、多彩な出店に加え、ステージイベント、子ども向けゲームコーナー、かっからか踊りなど、老若男女が楽しめる夏の催しとして親しまれてきた。新型コロナウイルス感染症の影響により、二〇二〇（令和二）年から二〇二二年までは開催が中止されたが、二〇二三年七月二十三日には四年ぶりに開催され、地域の賑わいを取り戻す機会となった。



築港夜市（2024年）

宇野商店会　市の中心部に位置しているため、市内の商店会で最も会員数が多い。あらゆる業種の店舗が協力して、大型店舗とは異なる魅力をアピールしている。

二〇二三（令和五）年には、宇野商店会三〇周年記念特別企

画として、対象店舗で一定金額以上のお買い物をして抽選に当たった方を対象に、レオマワールド日帰りバスツアーを開催した。

玉商店会　三井造船玉野事業所が近接しており、ものづくりの街の雰囲気が感じられる。老舗の飲食店・小売店も多い。

一九八四（昭和五十九）年三月三十日には、商店街のカラー舗装工事が完了し、竣工式と通り初めが行われた。旧玉野郵便局前から玉四丁目までの総延長四五〇メートル、幅八メートルの道路で、セラミック製の高級タイルを使用。海沿いのまちをイメージさせる白と青の二色を基調に、渦潮とさざ波のデザインが取り入れられている。



玉商店会による土曜夜市

玉商店会では、秋の大感謝セールなどのイベントを定期的に開催している。

東児商店会　漁港や塩田の歴史など、市中心部とは異なった雰囲気を持つ。地域資源である海沿い産業などの特色を生かして「ふれあいフェスティバルin Toji」などのイベントを実施している。

二〇二五（令和七）年のふれあいフェスティバルは、十一月二日に上山坂公園一帯で開催された。各種ステージイベントのほかにもキッチンカーやフリーマーケットが出店し、ミュージック花火で幕を閉じた会場は、約三〇〇〇人の来場者数でにぎわった。

玉野商業近代化実施計画　一九九〇（平成二）年、玉野地域商業近代化委員会は、玉野市商業近代化実施計画をとりまとめた。同会は、日本商工会議所の指導に基づき、玉野地域の商業近代化のための計画を策定することを目的として、一九八九年に玉野商工会議所に設置された委員会であった。

商業近代化実施計画は、当時進められていたスペイン村構想や宇野港再開発整備計画との整合を図りながら、本市の中心商業地区を再構築しようとするものであり、計画の柱として、次の三つのプロジェクトを掲げた。

①宇野港フィッシャーマンズワーフ…ポートルネッサンス二一構想によって新しく整備される宇野港の第一突堤上に、サンフランシスコや釧路にみられるフィッシャーマンズワーフを建設する。

②ガウディタワーシティ…観光リゾート都市としての都市空間を生み出しスペインの雰囲気を表現するため、スペインの建築家ガウディの塔状建築をモチーフとする市街地を創出する。

③玉野ショッピングモール・アルハンブラ…公共施設が集まっている宇野地区に商業、文化、レジャーなどの施設を集積させ、総合的な市民サービスセンターとしての機能を形成す

る。街区のデザインとして、スペインのアルハンブラ宮殿をモチーフにした長い回廊、アラビア風の柱、瓦、水、緑などを取り入れる。

これらの事業を推進するため、宇野港土地株式会社、玉野商工会議所、地元商業者らによって一九九一年六月に玉野街づくり株式会社が設立され、同年十二月には市も出資して第三セクターとなった。

アルハンブラ・モールについては、宇野港土地（株）が市役所西隣に所有する一万四三〇七平方メートルの土地を活用し、同社と玉野街づくり（株）が事業主体となって四階建ての商業施設を建設することになった。この施設は一九九三年十一月二十三日、天満屋ハピータウン・メルカとしてオープンした（後述）。宇野港フィッシャーマンズワーフとガウディタワーシティについては、計画が具体化することなく立ち消えとなった。

3 ■商業施設

メルカ　市役所西隣の宇野港土地株式会社所有地には、一九七二（昭和四十七）年に株式会社天満屋ストアが天満屋ハピータウン玉野店をオープンした。

その後、前述のように宇野港土地株式会社と玉野街づくり株式会社が、市街地再開発を目的として新たな商業施設の整備に着手。新天満屋ハピータウン玉野店とショッピングモール「メルカ」との共同大型複合商業施設として建設し、一九九三（平成五）年十一月二十三日に開業した。鉄骨造り四階建て、延床面積二万九四三六平方メートル（うち天満屋ハピータウン七六〇〇平方メートル、メルカ三二〇〇平方メートル）。一～二階がショッピングフロアで、天満屋ハピータウン直営店舗が一七店、メルカ関係店舗が三九店入居した。三階はフィットネスクラブ、クリニック、映画館（二館）、催し場、プレーランドが入り、三階の一部と四階が駐車場であった。オープン初日は約五万人が来場し、約一億一〇〇〇万円を売り上げた。

しかしその後は、長引く景気低迷もあって売上が伸び悩んだ。テナント部門の売上高は、オープン直後の一九九四年度が一六億九五〇〇万円、一九九五年度は前年度比〇・四パーセント増の一七億一〇〇万円、一九九六年度は二・九パーセント増の一七億五一〇〇万円、一九九七年度は三・一パーセント減の一六億九六〇〇万円で、オープン当初の年間売上目標二三億円にはいずれも届かなかった。各店舗も消費者の買い控え傾向が強まる中で苦戦を強いられ、運営する玉野街づくり（株）は一九九九年十二月から一年間テナント料を一部引下げ又は据置きとするなどの支援を行った。

二〇〇二年度には、メルカ二階の一部エリアに市内初のコマーシャルインキュベータ「ルーキーズ」を開設した。インキュベータは起業支援センターのことで、商売を始めたい人や始めたばかりの人に低廉な賃借料でスペースを提供し、本格開業できる商業者の育成を図るねらいであった。五月に募集をかけたところ、七人の出店が決まった（二〇〇七年度で募集休止）。

また、店舗改装費などの一部を補助する「魅力ある個店づく

り推進事業」（後述）では、従来は大型店舗に入居する場合を対象外としていた。しかしメルカのテコ入れのため、二〇〇九年度から大型店舗であっても、玉野街づくり（株）が所有する区画に入居する場合は補助の対象となるよう、制度改正が行われた。

しかし、これらの対策も目に見える成果を上げることはできず、厳しい経営状況が続いた。そのため、玉野街づくり（株）がメルカ建設時に県から借り入れた岡山県中小企業高度化資金が、多額の未償還金を残したまま最終償還期限の二〇一三年九月を迎えようとしていた。市は二〇一二年十二月、専門家による玉野街づくり株式会社経営評価委員会を設置し、その報告を踏まえて玉野街づくり（株）に対して抜本的な経営改善を迫った。

その後、同社、同じくメルカのディベロッパーである宇野港土地（株）、市の三者において経営改善に向けた検討を重ね、県からはその取組を評価して、最終償還期限を一年延長することで承認を得た。二〇一四年二月十日には玉野街づくり（株）の経営陣が刷新された。

さらに同日付けで、同社、宇野港土地（株）、（株）天満屋ストアから市に対して、メルカのあり方に関する要望書が提出された。現状の商業環境では従来型のテナント誘致は困難であり、メルカ全体のリニューアルに合わせて図書館等の公共施設を整備すべきとの提案であった。天満屋ハピータウンの契約についても、メルカのリニューアルを条件として一年間の契約延長で合意された。

メルカは、中心市街地活性化基本計画（二〇一二年三月内閣総理大臣認定）においても、市民と来街者が行き交う交流拠点の一つとして位置づけられている。その拠点性が希薄化すれば、中心市街地全体の回遊性に大きな影響が及ぶことが懸念された。そこで市は、前述の提案を前向きに検討し、市立中央図書館と中央公民館をメルカ二階に移転することになった。二〇一六年度に大規模リニューアル工事を実施し、二〇一七年四月一日にオープンした。

一方、玉野街づくり（株）が県から借り入れた高度化資金については、償還期限の延長をしてきたが、最終期限は二〇二三（令和五）年九月となり、それまでに残債の九億六四〇〇万円の償還を行うことが極めて困難となった。そのため、同年五月に岡山簡易裁判所へ特定調停の申立てを行った。その内容は、残債のうち資産の売却などで取得できる二億二〇〇〇万円を県に返済し、残りの七億四四〇〇万円の債権放棄を求めるもので、県はこの調停案に合意。同年九月の県議会で債権の放棄が可決され、十一月三十日に返済が終わった。そして玉野街づくり（株）は、二〇二四年一月三十一日をもって解散した。事業は宇野港土地株式会社が引き取り、メルカは引き続きショッピングモールとして営業を続けることとなった。

玉野青果地方卸売市場　一九七八（昭和五十三）年七月一日、宇野一丁目に開設され、同月三日から営業を開始した。新鮮で安い食料品を提供することで市民生活の安定を図ろうと、県・

市の指導のもとで準備が進められていた。運営主体は玉野中央青果株式会社で、玉野青果株式会社と安田青果有限会社が合併して新しく設立されたものである。その後、同卸売市場は閉場した。

4 金融機関

玉野市内の金融機関　二〇二五（令和七）年度当初時点における本市内の金融機関は、次のとおりである。

・中国銀行　宇野支店／玉支店／田井支店
・百十四銀行　玉野支店
・トマト銀行　玉野支店
・香川銀行　玉野支店
・おかやま信用金庫　和田支店／荘内支店／東児支店／玉野営業部
・中国労働金庫　玉野支店
・岡山市農業協同組合　玉野支所／東児支所

玉野信用金庫／おかやま信用金庫　玉野信用金庫は一九四二（昭和十七）年に、有限責任玉野市信用組合として設立された。その前々年、宇野町と日比町が合併して玉野市が誕生したが、その当時は各々に市民のための金融機関が存在していた。宇野町の保証責任宇野町信用組合、日比町の保証責任日比町信用組合である。二町の合併に伴って両信用組合にも合併の機運が高まり、一九四二年二月五日に合併委員会の初会合が開かれた。そして同日、合併予約書、合併協定書が承認された。その後、両組合の債権者に異議申立ての催告を促し、催告期間の二か月間に申立てがなかったため、四月十一日に第二回委員会を開いて新組織の定款や役員を決定。そして同年十月一日に、有限責任玉野市信用組合が誕生した。

戦後の一九五一年十月には、信用金庫法による玉野信用金庫に改組。半世紀にわたって地域の発展に貢献してきたが、バブル経済崩壊後の金融再編の波を受けて、二〇〇〇（平成十二）年三月に岡山相互信用金庫、岡山信用金庫と合併し、おかやま信用金庫が発足。玉野信用金庫としての歴史に終止符を打った。

主な沿革は次のとおりである。

一九四二年十月　有限責任玉野市信用組合設立
一九四九年十月　東児支店を設置
一九五一年十月　玉野信用金庫に改組
一九五二年九月　荘内支店を設置
一九五四年二月　営業地区を灘崎町（現岡山市）に拡大
五月　内国為替業務の取扱いを開始
一九五九年一月　和田出張所を設置
一九六二年四月　本店を玉二七一五番地に新築移転
十一月　児島支店（児島市＝現倉敷市）を設置
一九六五年二月　和田出張所を支店に昇格
七月　田の口出張所（児島市）を設置
一九六九年六月　岡山市全域を営業地区に加える
一九七〇年二月　田の口出張所を支店に昇格
十月　本店分室を玉二丁目に新築

一九七四年七月　岡山南支店（岡山市）を設置
一九七七年六月　玉支店にCDを設置（以後順次設置）
一九七八年十二月　両替商業務の取扱いを開始
一九七九年九月　藤田支店（岡山市）を設置
一九八二年六月　日比支店にATMを設置（以後順次設置）
一九八三年六月　営業地区を総社市に拡大
一九八四年一月　証券業務の取扱いを開始
十月　岡山西支店（岡山市）を設置
一九八七年十一月　しんきん情報システムセンター「しんきんCDキャッシングサービス」を開始
一九九〇年十二月　琴浦支店（倉敷市）を設置
二〇〇〇年三月　合併によりおかやま信用金庫に
二〇一〇年二月　玉支店を閉鎖し玉野営業部に統合

二　商業振興

1　中心市街地活性化基本計画

玉野市中心市街地活性化基本計画は、二〇一二（平成二十四）年三月二十九日付けで内閣総理大臣の認定を受け、その後数度にわたって変更されている。同計画では、本市における中心市街地について次のように記している。

〈概況〉

本市の中心市街地は、宇野線開通と宇高連絡船の就航により、本土と四国を結ぶ結節点して栄え、現在も宇野港は、高松をはじめ四国や周辺島々とを結ぶ人流港として海上交通の要衝を担っている。島しょ部との航路については、香川県の直島、豊島や小豆島へのフェリーが発着しており、島しょ部の住民や通勤客・観光客が航路を利用している。特に近年は直島などのアートを目的とした観光客が多く利用している。しかしながら、宇高連絡船が廃止される前のようなかつてのにぎわいは失われている。

ＪＲ宇野駅以東の地域には、駅に隣接する一等地に旧国鉄跡地の五・一ヘクタールの遊休地が存在している。この駅前の眼前に広がる遊休地について、テーマパーク建設計画が断念して以降、約二〇年もの間、動きがなかったことが周辺地域の閉塞感を醸し出しており、中心市街地の魅力喪失の大きな要因となっている。

ＪＲ宇野駅以西の地域では、商業集積とともに生活関連施設の集積が形成されている。商業地については、かつてはＪＲ宇野駅西側の築港地区及び宇野地区に商業集積が形成されていたが、平成五年宇野地区に「天満屋ハピータウン・メルカ」が開業して以降、その周辺にも一定数の商業施設が集積している。公共公益施設としては、市役所を中心とした官公庁の集積と、郵便局、核となる地銀などの金融機関などの集積、市民病院及び、個人病院が点在する。

〈建物・土地利用〉

・低層な住宅地が形成されており、中高層マンションの立地は少ない。

・医療・福祉施設が集積しており、生活利便性は高い。
・駅東に広大な空き地がある。

〈商業・観光〉
・中心市街地の歩行者通行量の減少による賑わいの喪失。
・通行量の減少が、商業活動の停滞につながっている。
・市内での大規模商業の影響は少ないが、隣接する岡山市や倉敷市の商業活動の影響が大きい。
・観光案内所への入込客、直島への観光客数は増加。
・観光客のニーズに対応した宿泊施設が少ない。

計画では、中心市街地の課題を①中心市街地の利用頻度の低下と来街者が滞在・回遊する仕組みが不足、②生活利便性を活かし、人口減少や高齢化への対応が必要、という二点に絞り、活性化の基本方針を次のように定めている。

〈基本コンセプト〉
新・人流港へ！～人が集い交流する瀬戸内の港町　玉野

〈基本方針〉
①まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり
②生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり

2 ■市の商業振興策

魅力ある個店づくり推進事業／中心市街地開業支援等賑わい創出事業　魅力ある個店づくり推進事業は、一九九八（平成十）年度に商店魅力アップサポート事業としてスタートした。①魅力づくり事業、②空き家店舗活用事業の二つの事業からなる（②は後述）。①は魅力ある個店づくりのために行う店舗の増改築、建替え、改装などの費用の一部を補助するもの。二〇〇〇年度からは店舗の新築や移築も補助の対象に加えられた。

また、二〇一二年度からは中心市街地開業支援等賑わい創出事業が始まった。文字どおり中心市街地エリアの小売店や飲食店などを対象とする制度で、魅力ある個店づくり推進事業と同じく、①店舗改装などの費用を補助する魅力づくり事業、②空き店舗に入居したときの家賃を補助する空き店舗活用事業がある。この事業の開始に伴い、魅力ある個店づくり推進事業は中心市街地を除く市内全エリアが対象地域となった。

これらの事業は、二〇一五年度をもって終了した。

商業振興対策補助金　市内の商店街団体等が販売促進等の各種事業を行うために必要な経費を補助する制度で、一九九一（平成三）年度に始まった。対象となるのは、玉野市商店団体連合会及びその会員団体、玉野マリンカード協同組合などの団体。対象となる事業は、催事促進事業、販売促進事業、宣伝促進事業、研修・その他事業など。地域のデジタル化に資する取組や、市外からの資金流入に資するキャッシュレス決済の導入などについては加算される。

3 ■新規開業支援

空き店舗活用事業　前述の「魅力ある個店づくり推進事業」の一環として、二〇〇三（平成十五）年度から始まった。市内で商店を営んでいる人及び新規創業者が対象で、市内の空き店舗

に入居して営業を始めた場合に半年間、家賃の二分の一（上限三〇万円）を補助する制度。二〇一五年度をもって終了した。

玉野市空き店舗活用奨励金　空き店舗の所有者に対する奨励金制度で、二〇二三（令和五）年度から始まった。

新規創業者奨励金　二〇一六（平成二十八）年度から始まった。市内で小売業、飲食業、宿泊業に関する店舗を開業する新規創業者に対して奨励金を支給する。個人は市内に住所を有すること、法人は本店を市内に設置し創業塾を受講することなどが条件。金額は基本額が五〇万円で、若者や女性が創業したり若者や女性を雇用する場合、中心市街地区域内で創業する場合は加算がある。

玉野市創業アシスト奨励金　市内で情報通信業（コワーキングスペース、シェアオフィス等に限る）、小売業、飲食店（バー、ナイトクラブを除く）、宿泊業に関する事業を営む方が対象で、適正な収益を上げる事業計画があること、玉野商工会議所又は岡山南商工会の会員であることなどの条件がある。

4　イベント

宇野港ゆめ市場／UNOICHI　二〇〇二（平成十四）年十月と十二月に宇野港で開催した物産市が好評だったため、二〇〇三年四月から定期開催されることになり、催しの愛称は公募により「宇野港ゆめ市場」と決定した。開催日は毎月第二日曜日、会場は宇野駅前のシーサイドパークで、ただの物販でなくフリーマーケットやせり市、紙芝居なども行われ、すっかり宇野港の顔として定着した。四月から十二月にかけては、宇野港ゆめ市場の開催に合わせてミニクルージングも運航されるようになった。

二〇一〇年秋（九月十二日、十月十日・三十一日）には瀬戸内国際芸術祭の開催期間に合わせて、「たま芸ぇ～たフェスタ二〇一〇」と銘打って開かれ、ステージイベントなども行われた。二〇一一年四月十日には、「祝！八周年＆一〇〇回」として、「たまの温玉めし」をはじめとするご当地グルメコーナーや、玉野を拠点に活動する音楽グループ及びご当地ヒーローのステージなども催された。



UNOICHI（2014年）

二〇一四年七月二十日には、宇野港ゆめ市場をリニューアルする形で、初めてのUNOICHIが宇野港芝生広場で開かれた。雑貨や飲食の販売、廃材貝殻を材料にしたワークショップなどのブースが出店し、大勢の家族連れなどでにぎわった。

みどりの館みやまフリーマーケット　みどりの館みやまがオープンしてから二年後の一九九八（平成十）年度から開催されている。毎月第二・第四日曜日の開催で、岡山市や倉敷市からも

お客さんが来て賑わっている。

海の日!!築港夜市　毎年七月の「海の日」前後に築港商店街通りで開催される。本市の無形文化財にも認定されている伝統的な踊り「かっからかニューバージョン」で、踊り子が練り歩く。その他、子ども遊び広場、築港八幡宮輪くぐり祭、フリーマーケット、ステージイベント、マリンカードサイコロゲーム大会、ののちゃんゲーム、飲食店ブースなど、盛りだくさんの夏祭り。

5 ■商品券

地域振興券　一九九九（平成十一）年に、国の事業として地域振興券の交付が行われた。一五歳以下の子どものいる世帯主、老齢福祉年金の受給者等、六五歳以上の市民税非課税の人を対象に、一人につき二万円（一五歳以下の子どもがいる世帯主は子ども一人につき二万円）相当の地域振興券（商品券）を交付するもの。市では地域振興券が使える市内の店舗・事業所（特定事業者）を募集した。

地域共通商品券　二〇〇九（平成二十一）年九月に発売され、翌二〇一〇年二月末までの期限で使用された。地域のお祭りやイベント、企業の福利厚生、ボランティアへの謝礼、慶弔のお返し、贈答などさまざまな形で利用できる商品券であった。額面五〇〇円で、メルカ、岡山南商工会東児支所、三井生協荘内店、市商工観光課で販売し、使用できる店舗は約四〇〇店舗。翌二〇一〇年七月にも、「がんばれ！たまの地域応援商品券」として販売された。

この事業はその後も継続して実施され、二〇一七年に終了した。

プレミアム商品券　二〇一〇（平成二十二）年度、市制七〇周年記念事業の一環として発売された。一〇〇〇円の商品券を一一枚セットで一万円で販売。七月三日から市内一一か所で販売され、使用期間は八月末までであった。

第六節　観光

一　総論

1 ■統計

図表3-5-15は、玉野市と岡山県の観光入込客数の推移を示している。玉野市の入込客数は、王子ファンシーランドが開園した一九八九（平成元）年に一度ピークを迎え、一九九三年まで減少を続けた後、二〇〇二年まで概ね増加傾向をたどった。岡山県については、瀬戸大橋が開通した一九八八（昭和六十三）年に大きく増加し、その後減少に転じたが、倉敷チボリ公園が開園した一九九七年に再び急増している。

岡山県全体の入込客数に占める本市の割合は、一九九二年には六・八パーセントまで落ち込んだ。しかしその後はおおむね増加傾向となり、一九九六年以降はほぼ二桁を維持している。

図表３-５-15　玉野市と岡山県の観光入込客数の推移

年　次	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
玉野市（千人）	1,512	1,571	1,651	1,822	2,414	1,956	1,848
岡山県（千人）	19,806	21,517	22,037	25,757	25,106	24,891	25,396
岡山県における玉野市の割合（%）	7.6	7.3	7.5	7.1	9.6	7.9	7.3

年　次	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
玉野市（千人）	1,702	1,690	2,129	2,293	2,695	2,740	2,669
岡山県（千人）	25,136	24,113	24,396	23,997	24,545	27,373	27,256
岡山県における玉野市の割合（%）	6.8	7.0	8.7	9.6	11.0	10.0	9.8

年　次	1999	2000	2001	2002	2003
玉野市（千人）	2,583	2,860	3,290	3,388	3,176
岡山県（千人）	26,070	25,866	25,467	25,601	26,298
岡山県における玉野市の割合（%）	9.9	11.1	12.9	13.2	12.1

出典：玉野市観光戦略プログラム（2005年４月）

図表３-５-16　観光入込客数の推移

単位：千人

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
王子が岳	385	335	342	254	238	478	538	527	554	503	534	514
渋　川	1,024	956	906	1,219	1,375	1,419	1,379	1,319	1,212	1,280	1,256	1,264
出　崎	202	183	152	120	120	110	100	82	14	13	10	9
宇野港周辺	／	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
みやま	235	226	289	534	558	685	719	738	800	1,058	1,484	1,595
計	1,846	1,700	1,689	2,127	2,291	2,692	2,736	2,666	2,580	2,854	3,284	3,382

年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
王子が岳	395	355	310	280	263	243	277	250	266	288	295	289
渋　川	985	901	260	255	247	245	223	224	222	216	219	186
出　崎	7	9	9	10	8	10	7	8	6	7	－	－
宇野港周辺	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	84	94
みやま	1,788	1,794	1,034	1,026	1,029	1,007	991	955	894	812	758	775
計	3,175	3,059	1,613	1,571	1,547	1,505	1,498	1,437	1,388	1,323	1,356	1,344

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
王子が岳	320	325	328	356	369	179	201	295	349	355	336
渋　川	212	217	206	200	210	96	93	184	192	196	190
出　崎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宇野港周辺	98	105	103	93	120	61	56	108	94	95	109
みやま	696	649	657	688	740	889	1,002	1,012	999	978	960
計	1,326	1,296	1,294	1,337	1,439	1,225	1,352	1,599	1,634	1,624	1,595

＊観光入込客数とは、毎年１～12月において、市外から本市へ日帰り・宿泊を含め観光目的で来訪した人間の推計値を指す。

出典：玉野市ホームページ（観光課）

図表3-5-16は、一九九一年以降の市内エリア別の観光入込客数の推移を示している。総数を見ると、二〇〇二年に約三四〇万人のピークに達した後、二〇〇五年に急減して以降一五〇万人前後で推移した。コロナ禍の影響もあった二〇二〇（令和二）年は約一二〇万人まで落ち込んだが、以降は再び一五〇万人前後まで持ち直してきた。エリア別に見ると、二〇〇二年までは渋川エリアが一〇〇万人を超え全体数を牽引していたが、以降はみやまエリアが六〇～一〇〇万人で最多の座を占めている。二〇〇九年以降は王子が岳エリアが二〇～四〇万人でそれに続き、近年では、渋川エリアが二〇万人前後で、二〇一三年から統計に加えられた宇野港周辺エリアが一〇万人前後を維持している。二〇二〇～二〇二一年のコロナ禍にあっては他エリアが大きく落ち込んだ中、みやまエリアだけが入込客数を大きく増加させた。

2 観光開発戦略

一九七〇～八〇年代の観光開発計画　一九七三（昭和四十八）年三月策定の玉野市総合計画では、本市の観光における問題点について、「市内の観光資源は、そのほとんどが素材のままに放置され、施設は未整備のままとなっている。このため、各地区とも孤立的存在になっており、わずかに渋川海岸が海水浴客でにぎわう程度で、その利用度は十分とはいえない」と記している。そして、主な観光資源の開発の方針を次のように示している。

①金甲山…スカイラインの拠点という特性を生かし、道路や駐車場を重点的に整備する。
②出崎海岸…舟遊び、釣り、海水浴等三季型のレクリエーション地区として民間事業者により整備する。
③十禅寺山…自然景観を生かした観光地として、宿泊・休憩施設や自然研究路、園地を建設する。
④渋川海岸…市営海水浴場として逐年整備されているので、利用施設の基本的な改善により夏季の人口集中に対応する。
⑤王子が岳…山頂部付近にレストハウスを建設する。
⑥常山…史跡公園としての開発を基本として、登山車道、展望休憩舎、園地などを整備する。
⑦日の出船越海岸…長崎港の開発、島しょ観光、ヨットハーバーやフィッシングセンターの整備などを進める。
⑧深山公園…市民が気軽に利用できる保健レクリエーションの場として整備する。

一九七七年三月策定の新玉野市総合計画でも、基本的には変わっていない。同年に瀬戸大橋の児島～坂出ルートが正式決定し、これによって本州と四国を結ぶ公共交通の流れが大きく変わることが確実視された。主要な交通路から外れる本市は危機感を募らせる一方、架橋が新たな観光客を呼び込む契機ともなるので、改めて観光開発に力を注ぐことになった。

一九八一年三月策定の新玉野市総合計画では、渋川海岸、王子が岳、日の出海岸について、次のようにもう少し具体的な計画が記されている。

①渋川海岸…公共マリーナ、人工海浜を渋川港以西に整備。海洋博物館に造船や製塩のテーマを盛り込み玉野らしさを持たせる。

②王子が岳…山頂にホテル、レストハウスを建設するとともに、山の起伏を利用して人工スキー場やスーパースライダー等を整備する。

③日の出海岸…瀬戸内海島しょ部を対象に観光拠点として観光港等諸施設を整備する。

王子が岳・渋川地域観光開発　岡山県は一九八二（昭和五十七）年五月に瀬戸大橋架橋記念事業推進懇談会を設置し、翌年二月に二二項目の記念事業を提案。その後、同懇談会を発展させる形で瀬戸大橋記念事業実行委員会を組織し、記念事業の具体的な検討に入った。その過程で追加された事業の一つに王子が岳の整備があり、具体的には山上の展望広場とその附属施設の建設が提言された。本市でも、王子が岳・渋川地域観光開発懇談会が開発構想を検討していたことから、一九八三年に王子が岳・渋川地区に絞った観光開発計画「玉野プラン２００１」を策定した。

一九八六年三月策定の新玉野市総合計画（第四次）では、同プランに基づいて「『新しい遊び空間・王子が岳』『ファッショナブルＳＨＩＢＵＫＡＷＡ』の創出のため、王子が岳パークセンターの整備、海洋博物館の改修、リゾートホテルの新築、マリーナ、人工養浜等、オールシーズン型、滞留型の観光施設の集積を図る」としている。

この方針に沿って、一九八六年六月に休憩施設・王子が岳パークセンターがオープン。また同月には、第三セクター・玉野レクリエーション総合開発株式会社が設立された。同社は、王子が岳東山麓に整備することになった総合レジャー施設・王子ファンシーランドの経営母体となる組織で、杉本通雄市長が代表取締役社長に就任した。さらに同年九月には、渋川宿泊施設地区整備事業計画をとりまとめた。渋川海岸に面して建つ国民宿舎玉野荘を取り壊し、その跡地と隣接する民有地を併せて、大型リゾートホテル＝瀬戸内国際マリンホテルを建設する計画である。翌一九八七年一月には、ホテルの建設・運営主体となる第三セクター・瀬戸内国際観光株式会社が設立され、こちらも杉本市長が代表取締役社長に就任した。

こうして、一九八八年七月に瀬戸内国際マリンホテルがオープンし、一九八九（平成元）年三月には王子ファンシーランドがオープンした。

王子アルカディアリゾート構想　市では、王子が岳パークセンターを中心とする王子が岳山頂部一帯、王子ファンシーランド、渋川海岸の三地点を結んだ三角形の地域をトライアングルレジャーゾーンと名付け、これらを有機的にさせた観光レクリエーション基地として整備を進める方針を打ち出した。

その一環として新たに浮上したのが、王子アルカディアリゾート計画である。一九八八（昭和六十三）年秋にとりまとめられた計画は次のようなものであった。

・王子が岳山頂の約一八万平方メートルの土地に、ホテル、テ

ニスコート、キャンプ場、イベント広場などを備えたリゾートエリア「王子アルカディアリゾート」を建設する。

・第三セクターが事業主体となって、一九八九（平成元）年度着工、一九九〇年度完成を目指す。

・建設は公害防止事業団による国立・国定公園施設建設事業として実施し、第三セクターが二年据置き一八年の均等償還で譲り受ける。

第三セクター・王子リゾート株式会社は一九八八年十二月に設立され、同社と公害防止事業団との間で一九八九年三月に建設譲渡契約を締結し、宿舎本体、園地、野営場等の建設は事業団で行い、宿舎の内装及び機械設備等は王子リゾートで整備分担をすることで合意した。そして、一九九一年五月に自然公園法に基づく事業認可を受け、一九九二年三月に工事着手、一九九三年九月に建物の工事が完成した。同年十二月には、建設譲渡契約に係る確定契約を環境事業団（一九九二年に公害防止事業団から改組）との間で締結した。

しかし、内装に取りかかる段階で、バブル経済崩壊の影響により王子リゾート（株）の資金調達が困難となったため、工事は中断された。同社は環境省、環境事業団、岡山県との四者協議により、事業の規模縮小も含めた事業計画や収支計画の見直しについて検討を重ねたが、解決策は見いだせなかった。一九九四年八月には王子が岳一帯で大規模な山林火災が発生し、建物周辺の自然景観が多大に損なわれた。このできごとは、事業の再建をさらに難しくさせる結果となった。

結局、この物件は競売にかけられ、地元の不動産業者が落札したものの、活用も取り壊しもされず廃墟のままとなっている。王子リゾート（株）は二〇一一年に解散した。

スペイン村構想　瀬戸大橋の開通によって大きな転機を迎えていた本市が、中心市街地再生の起爆剤として打ち出したのが海洋観光都市というコンセプトであり、その中核的な施設と位置づけられたのがスペイン村であった。三井造船（株）や地元企業の（株）天満屋、林原（株）、ナイカイ塩業（株）など七社が企画会社として株式会社スペイン村を設立し、一九八九（平成元）年一月にスペイン村第一次基本構想を公表した。その概要は次のとおりである。

・本市の四四キロメートルに及ぶ海岸線全域を活用した、スペインをテーマとする「コスタ・エスパニョーラ・エン・エル・オリエンテ」（東洋のスペイン海岸）リゾート構想の中核施設としてスペイン村を位置づける。

・ＪＲ宇野駅に隣接する国鉄清算事業団用地とその周辺の県有地・市有地・民有地合わせて約一五ヘクタールの土地に、本市の持つ水際空間を生かしながら、スペイン各地方の特色ある建物、施設、街並みを、同国政府の後援を受けながら再現する。例えば、美術館、博物館、教会、市場、レストラン、酒場、タブラオ（フラメンコを見せるお店）など。

・スペイン村と同時に、ガウディ公園、テーマパーク、マリーナ&リゾートなど計九つのプロジェクトを進める。

翌一九九〇年四月には、杉本市長らがスペインを公式訪問

し、政府関係者からスペイン村建設への積極的な支援の約束を取り付けた。

市では基本構想を踏まえて、宇野駅周辺地区の都市計画や宇野港港湾計画との調整などを行ったうえで、一九九一年三月にスペイン村基本計画をまとめた。宇野駅東側の五万一〇〇〇平方メートルの土地に、ホテル、レストラン、教会、シンボルタワー、アートギャラリーなどを整備する。総事業費は約二九〇億円で、定款変更により改めて設立する事業運営会社・(株)スペイン村の資本金と借入金でこれを賄う。一九九二年後半着工、一九九四年七月オープンの予定で、年間二〇〇万人の来場を見込む。

同年五月に事業運営会社として(株)スペイン村が設立され、岡山県議会、玉野市議会の議決を得て同社への出資が了承されたため、七月に資本金五〇億円の第三セクターへ移行した。移行記念レセプションには駐日スペイン大使も出席し、スペイン村の愛称を「プエルト・コロン」と名づけた。十一月には助役らがスペインを訪問し、絵画などの貸与やフラメンコ舞踊団の派遣などについて協力を要請、承諾を得た。

しかし、実施計画を策定する前にバブル経済が崩壊し、事業資金の融資に関する日本開発銀行の審査が厳しさを増したことから、計画の根本的な再精査を余儀なくされた。そのため、(株)スペイン村も大幅な人員削減に踏み切り、採用予定者についても内定を取り消した。

その後も、県、市、(株)スペイン村で構成するスペイン村推進連絡会議を中心に、計画の再検討を重ね、テーマパークにこだわらず幅広く事業用地の活用のあり方を探った。しかし効果的な解決策は見出せず、(株)スペイン村は二〇〇五年五月の取締役会で事業用地の売却と会社の解散を決議、六月の株主総会で解散が承認された。

事業用地は宇野港土地(株)が所有することになり、同社もメンバーである玉野中心市街地活性化協議会において活用方法の検討が重ねられた。長い間塩漬け土地となっていたが、近年になってホテルやレストランが建設されるなど、少しずつ開発が始まっている。

玉野市観光振興計画　一九九八(平成十)年四月に策定された計画で、「自然を生かした交流のまちづくりに向けて」と副題が付けられている。おおむね一〇年間を計画期間とする。

目指すべき観光地像として、「瀬戸内パークシティ」を掲げ、観光振興の基本方針として次の六点を示す。

①既存施設の活用と潜在資源の掘り起こし　②自然環境の保全と緑や花のあふれた環境の創造　③市民と観光客が共有できる観光基盤の整備　④宣伝・PRや「もてなしの心」などソフト面を重視した観光振興　⑤市民参加の観光地づくり　⑥岡山・倉敷や東備讃瀬戸など地域間連携の強化

そして、次のように四つのエリアに分けて観光振興の方向性を明らかにしている。

・南地域…瀬戸内海国立公園の中核的エリアであり、観光客の滞在拠点としての魅力向上を図る。

・北央地域…玉野市の新しい顔・海の玄関口であり、みなとまち玉野・広域観光拠点としての魅力向上を目指す。
・東地域…海を見下ろす農村風景と美しい海岸線を生かし、自然とふれあう安らぎの場として整備する。
・西北地域…八浜の古い町並みや多数の史跡を生かし、歴史のあるまち玉野としての特長を強化する。

玉野市観光戦略プログラム　二〇〇五（平成十七）年四月に策定された、二〇一〇年までの六か年計画。

本市の観光の課題について、次のようにまとめている。

・競合観光資源との差別化を図るための、「玉野市ならでは」の付加価値が求められている。
・一点集中型、日帰りの観光がほとんどで、面的な広がりがない。
・観光施設と市民の憩いの場の区別があいまいで、観光客の視点からの魅力づくりが足りない。
・観光客のほとんどを占める自家用車ユーザーのための道路環境整備が必要。
・名物と言えるような特産品がない。
・玉野市は観光地としての知名度が低い。
・採算性と費用対効果を考慮した効率的な事業運営が必要。

本計画における観光戦略のコンセプトとして、「海・港・船・花を満喫するスローツーリズムたまの」を掲げている。また、基本方針として次の六点、それぞれの方針を推進するうえで必要な視点として次の五つの基本戦略を挙げる。

・基本方針…①既存観光資源・施設における付加価値の創出　②地域間・施設間連携の強化と回遊ルートの確立　③地域特性を活かした新しい魅力の創出　④積極的な魅力のアピール　⑤受入体制の強化　⑥効率的な事業の推進
・基本戦略…①差別化戦略　②集中戦略　③コスト戦略　④共存戦略　⑤イメージ戦略

そして、渋川海岸周辺の魅力向上、玉野歴史街道の魅力向上、直島町との連携強化、ホスピタリティーの醸成など一八の重点事業を列挙している。

3 玉野の魅力発信

玉野まちぽす　「まちぽす」は、地元のまちを地元のみんなでPRするため、玉野市の好きなところをポスターやポストカードサイズにデザインし、応募してもらうコンテストで、二〇二〇（令和二）年に始まった。海洋連盟が主催する全国の海のPRコンテストとして「うみぽす」があり、この「うみぽす」との連携企画である。

ポスター部門とポストカード部門があり、それぞれに一般の部とこどもの部がある。二〇二〇年度の最優秀作品は、切手の図案となって郵便局で販売された。

フォトコンテスト　「玉野の魅力発見」をテーマとする写真コンテストで、一九六六（昭和四十一）年から開催されている。厳正な審査により、グランプリ一点（賞金三万円＋副賞）、準グランプリ二点（賞金一万円＋副賞）などが選ばれる。主催は

玉野市観光協会。

二　観光関係団体

1 玉野市観光協会

概　要　玉野市観光協会は、一九六六（昭和四十一）年四月に任意団体として設立された。玉野市及び周辺地域の観光事業の健全な育成を図り、地域経済や文化の発展に資することを目的とし、事務局を玉野市観光課内に置いた。

一九九四（平成六）年には、社団化に向けて事務局を独立させ、観光案内所のある商工会館一階に事務所を設置するとともに、専従の専務理事、事務局長を置いた。一九九五年には会長か市長から民間人に移行し、二〇〇一年四月五日に社団法人玉野市観光協会となった。二〇一三年には公益社団法人に移行している。

その間、観光案内所は二〇〇〇年二月に宇野駅前駐輪場内に新設され、二〇〇九年六月には宇野駅構内に新設移転した。二〇一九年四月には観光案内所がリニューアルオープンし、ショップ部分が拡充された。同時に、運営を玉野コミュニティ・デザインへ委託した。

主な事業　発足以来の主な事業の沿革は次のとおりである。

一九六七年　観光写真コンクール開催
渋川観光駐車場の管理を受託（海水浴場開設期間、二〇二〇（令和二）年度で終了）
一九八七年四月　マリンフェスティバル実行委員会設立
一九九五年一月　王子が岳パークセンター軽食喫茶部門の管理を開始
一九九八年四月　藤の実を漬け込んだリキュール「たまの藤ロマン」を発売（製造者＝宮下酒造）
二〇〇〇年二月　宇野駅前駐輪場管理業務を開始
二〇〇三年　にぎわい創出拠点施設整備事業を開始
二〇〇五年　宇野港ゆめ市場を初開催（玉野商工会議所と共催、二〇一三年度で終了）
七月　倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会の事務局を受ける
二〇〇七年十月　渋川公園売店の管理を開始
「お守り支綱（しこう）」（支綱は船の進水式の時に船と陸上の式台をつなぐ綱のこと）を発売
二〇〇八年七月　「たまの産・観・美『進水式』ツアー」を開始（二〇一五年度で終了）
二〇一〇年　たまの観光ボランティアの会設立、事務局を担う
二〇一二年　雇用創出事業として瀬戸内国際芸術祭２０１０に関する事業を実施
シティセールス推進事業受託、たまのミュージアムを運営（二〇一五年度で終了）
玉野市特産品のインターネットでの販売を開始

二〇一三年　瀬戸内国際芸術祭２０１３宇野港案内所の管理運営を受託（以後、二〇一六年、二〇一九年、二〇二二年も受託）

二〇一四年四月　うの港海の駅受付業務受託開始（社会実験でスタート）

二〇一七年三月　宇野駅前にデジタルサイネージ設置

四月　渚の交番推進事業開始（二〇一八年度で終了）

渋川海水浴場の管理受託開始（二〇二一年度で終了）

二〇一九年　「温玉めし風味柿の種」を発売（玉野市特産品協議会、玉野商工会議所との共同事業）

二〇二〇年　宿泊応援キャンペーン実施

二〇二一年　観光支援型自動販売機の設置を開始

オンラインショップ「たまのづくし」　二〇二一（令和三）年六月、玉野市特産品協議会と連携して、オンラインショップ「たまのづくし」を開設した。新型コロナウイルスの感染拡大が長引いている時期であり、特産品や土産物の売上げが大幅に落ち込んでいたことから、接触の不要なオンラインショップを通じて市内の関連事業者を支援するねらいがあった。

二〇二五年度当初の時点で、取扱い商品は約四〇アイテムである。例えば、次のようなものがある。

・海産物…焼き海苔、味海苔、まぜごはん（あなご）など
・農産物…五穀、しいたけ旨煮、乾燥野菜など
・スイーツ…みかんジュレ、レモンカステラなど

2 たまの観光ボランティアガイドの会

たまの観光ボランティアガイドの会が設立されたのは、前述のように二〇〇八（平成二十）年だが、それに先立ち二〇〇七年三月から、玉野商工会議所が観光ボランティアの募集を開始し、任意で活動をスタートした。二〇〇八年四月の設立と同時に、「玉野　産・観・美ツアー」のガイドを担当するようになった。産は産業、観は観光を意味し、三井造船の進水式を中心に事業所や史跡の見学などを盛り込んだツアーである。

二〇一四年七月から、宇野駅前駐輪場事務室を詰所として使用するようになった。現在は「つつじの会」という愛称が付けられている。主な活動としては、次のようなものがある。

二〇一〇年二月　「たまの一〇選」を選定し、パンフレットを作成

二〇一三年　「海風ウォーキングマップ」日本語版作成

二〇一四年七月　土日祝日に観光客の案内を開始

二〇一六年　「海風ウォーキングマップ」英語版作成

二〇一八年　外国人観光客案内業務を開始

二〇一九年　「海風ウォーキングマップ」中国語版作成

また、「たまの・港フェスティバル」ではクルージング船内ガイドや会場案内ガイドを務めているほか、宇野港ゆめ市場やその後継のＵＮＯＩＣＨＩ、渋川藤まつり、西行まつりなどのイベントに参加している。また。毎月一回定例会を開催し、ボ

ランティアガイドの養成講座も毎年開催している。

3 玉野市特産品協議会

本市の特産品の開発・掘り起こしを目的として、一九九七（平成九）年五月（二〇〇八年までは「玉野市特産品開発協議会」）に市内の事業者などによって設立された。市商工観光課内に事務局を置いている。主な活動としては、次のようなものが挙げられる。

・お宝たまの印認定事業…本章第一節「四　六次産業化」の項で述べたように、二〇〇八年度から玉野を代表する特産品として自信を持ってお勧めできる商品をブランドとして認定する事業を始めている。

・お宝たまのB級グルメコンテスト…「たまの温玉めし」誕生のきっかけとなったイベント。二〇一〇年に開催され、約一三〇点の応募があった。三月の一次審査（書類審査）を経て、四月に特産品協議会において試食による二次審査を実施。三品に絞り込み、後述のようにたまの・港フェスティバル来場者による最終審査で、たまの温玉めしがグランプリに選ばれた。

・特産品開発講習会…二〇一八年度に初めて開催された。九月から十二月にかけて八回の講座を開講し、特産品の商品化に必要な商品コンセプトやデザイン、原価計算、売価の付け方などについて専門家が伝授した。

三　観光資源

1 観光スポット

玉野海洋博物館　一九五三（昭和二十八）年に開館した市立の博物館。総敷地面積六〇二九・〇六平方メートル、総延床面積一一四九・五五平方メートル。近年は、来館者数が年間一〇万人前後、入館料収入は年間二五〇〇万円前後で推移している。二〇〇六（平成十八）年度から、渋川マリン水族館という愛称が付けられている。

瀬戸内海に生息する種を中心に、約一八〇種二〇〇〇匹の海洋生物を飼育・展示している。水族館と陳列館で構成されており、水族館は瀬戸内海に春を告げる魚イカナゴや、ままかりの名でおなじみの標準和名サッパなど、瀬戸内海を代表する魚を展示している。陳列館は三つの展示室からなり、貝類標本約一〇〇〇点のほか、船舶模型・魚類剥製等多数展示している。

一九九二年度から三か年をかけてリニューアル工事を実施するとともに、展示内容の充実も図り、一九九五年四月一日にリニューアルオープンした。主なできごとは次のとおりである。

一九五三年七月　開館　入館料大人三〇円、小人二〇円
一九五五年六月　アシカ池完成、アシカ三頭来館
一九五七年四月　サル舎、クジャック舎完成
一九五九年二月　小鳥舎完成
一九六〇年四月　料金改定、大人四〇円、小人二〇円

十月　瀬戸内海文化賞制定
一九六一年五月　新事務所供用開始
一九六五年四月　料金改定、大人五〇円、小人二五円
一九六七年　屋外放魚池完成
一九六八年六月　ペンギンプール完成
七月　海水浴場監視及び採集船・第二浦田丸が進水
一九七〇年四月　料金改定、大人八〇円、小人四〇円
一九七五年四月　料金改定、大人一二〇円、小人六〇円
一九七七年四月　料金改定、大人二〇〇円、小人一〇〇円
一九八〇年　有人潜水艇・ＴＡＤＰＯＯＬ、三井海洋開発（株）より受贈
一九八一年五月　カリフォルニアアシカ入手困難のためオタリアを導入
十二月　ホーバークラフト白鳥号、三井造船（株）より受贈。無人潜水艇ＭＵＲＳ－１００、三井海洋開発（株）より受贈
一九八二年七月　閉鎖式潜水呼吸装置、三井造船（株）より受贈
一九八四年四月　料金改定、大人三〇〇円、小人一五〇円
九月　アザラシ二頭を屋島水族館から寄贈され、飼育展示開始
一九八六年四月　オタリア一頭を屋島水族館から寄贈
七月　採集船・うらたⅢが進水
一九八九年四月　新事務所供用開始
八月　ふれあいタイドプール完成
一九九二年四月　当館としては初めてゴマフアザラシ繁殖
マゼランペンギン導入
一九九三年四月　第一期リニューアル完成
一九九四年四月　第二期リニューアル完成
一九九五年四月　料金改定、大人六〇〇円、小人二五〇円
第三期リニューアル完成
一九九七年一月　企画展「干支にちなんだ海の生物」開始
二月　ゴマフアザラシ一頭寄贈搬出、大牟田動物園へ
七月　ウミガメふれあいデー開始
七～八月　特別展「飼ってみよう水の中の生き物たち」
一九九八年二月　ゴマフアザラシ一頭寄贈搬出、桂浜水族館へ
四月　企画展「春が来たよチョウチョウオ」
七月　企画展「サンゴ一五種」
十月　企画展「紅葉色の魚たち」
二〇〇〇年七～八月　特別展「玉野・造船と宇高連絡船の歩み」

深山公園　風致公園として県下最大の面積約二〇〇ヘクタールを誇る。一九七〇（昭和四十五）年度から一九九七（平成九）年度にかけて整備された。一九九六年四月には、前述のように

深山公園の深山センターハウス以北一〇ヘクタールが道の駅として登録されると同時に、農林水産振興センター「みどりの館みやま」がオープンした。

また二〇〇〇年には、イギリス庭園がオープンした。六つのガーデンルームで構成され、合わせて約一三〇種類、八〇〇〇本の草花が植えられている。特に春のローズガーデンが人気。

二〇一六年から二〇一九（令和元）年までは、毎年一回「道の駅みやま公園まつり×たまの雑穀フェスタ」が催された。「農漁業と食」「遊びと体験」をテーマとする、本市の地域資源を生かした交流イベントで、多彩な地元グルメのブースが出店するほか、ステージイベントやワークショップなども行われた。

宇野港周辺　宇野港一帯は二〇〇八（平成二十）年五月に「みなとオアシス」（※）の登録がなされ、産業振興ビルを代表施設とする「みなとオアシス宇野」として観光拠点にもなっている。また二〇一五年には、浮桟橋と産業振興ビルが海の駅（たまの・うの港海の駅）に認定された。

宇野港再開発事業により、二〇〇七年に三万トン級の大型客船が着岸できる公共岸壁が整備され、飛鳥Ⅱ、ぱしふぃっくびいなす、にっぽん丸などの豪華客船が寄港している。

宇高航路が廃止となった後も、アートの島として有名になった直島や小豆島、豊島への主要航路として活用されている。宇野港や宇野駅の周辺にもアート作品がちりばめられ、特に漂着したごみを材料に制作された「宇野のチヌ」は宇野港のシンボルとなっている。

王子が岳　瀬戸内海国立公園の一角にあり、本市と倉敷市にまたがる。標高二三四メートルで、山頂は瀬戸内海が一望のもとに見下ろせる絶景スポットとなっている。

王子ファンシーランド　前述のように、一九八六（昭和六十一）年六月に設立された第三セクター・玉野レクリエーション総合開発株式会社が経営主体となり、瀬戸大橋時代に対応する広域観光ルートの拠点として、遊園地とゴルフ場を建設することになった。場所は王子が岳の北東山麓に位置する一二八・九ヘクタールの土地で、このうち遊園地は三一・五ヘクタール、ゴルフ場は九一・〇ヘクタール。

遊園地は一九八七年三月から建設が進められ、王子ファンシーランドとして一九八九（平成元）年三月二十三日にオープンした。チェリーミミを主人公に、パパ、ママ、友だちのマスカットなど一八体のキャラクターが創り出すおとぎの国というコンセプトで、次の三つのゾーンからなる。①ファンシー・ファミリーゾーン「チェリータウン」　②ライドゾーン　③アドベンチャーゾーン

ゴルフ場「瀬戸大橋カントリークラブ」も、続いて三月二十

※みなとオアシス

2003年に創設された制度で、国土交通省の各地方整備局により登録された、港に関する交流施設・旅客ターミナル・緑地・マリーナなどを活用した交流拠点・地区の愛称。登録には、地域住民や観光客が交流できる空間があること、賑わいづくりの活動が地域住民の参加により継続的に行われていることなどの条件がある。

四日にオープンした。

王子ファンシーランドについては、開園当初は話題を呼び、一九九〇年には夏休みに合わせて大観覧車などを導入するなど、施設・遊具の充実にも努めた。しかし、次第に入場者が減少。運営側はその対策として、一九九三年七月に駐車料金及び入場料無料での営業をテスト実施。これを踏まえて、同年九月から入場料を引き下げる（大人九〇〇円・子ども五〇〇円から一律五〇〇円に）とともに、駐車場を無料化した。

一九九四年八月には王子が岳で林野火災が発生したため、ファンシーランドを一時休園し、同園の駐車場を空中消火の基地として使用した。

一九九五年三月、玉野レクリエーション総合開発株式会社は株式会社山陽プレジャーとの間で王子ファンシーランドのリニューアル基本協定を結んだ。これによって、王子ファンシーランドはおもちゃ王国として生まれ変わることになった。

おもちゃ王国　前述のように王子ファンシーランドをリニューアルする形で、一九九六（平成八）年四月にオープンした。運営主体は、一九九五年九月に（株）山陽プレジャーと大手玩具メーカーである（株）河田、（株）益田屋コーポレーションの三社により設立した株式会社おもちゃ王国。本市は資本参加しておらず、完全に民間の経営へと移行したが、玉野レクリエーション総合開発（株）が所有する旧王子ファンシーランドの土地・建物を、おもちゃ王国に賃貸するという関係は残っている。

「見て、ふれて、体験できる『おもちゃ』のテーマパーク」がコンセプトで、木のおもちゃ館、王様のお城など、多彩なおもちゃで自由に遊べる屋内パビリオンが並ぶ。屋外にはメリーゴーランドやゴーカートなど、遊園地の要素を残したアトラクションも多い。

渋川海岸　渋川海岸は、古くから西日本屈指の海水浴場として知られている。しかし近年は、波浪や潮流などの影響で砂浜が浸食され、台風時には高波が護岸を乗り越えて背後地が冠水する等の被害が発生している。そのため岡山県では、一九九一（平成三）年度から渋川海岸環境整備事業に乗り出した。人工海浜（砂浜二万五〇〇〇平方メートル、水域五万平方メートル）、護岸（延長六三〇メートル）、水叩（セラミック舗装、延長六一一メートル幅三メートル）、潜堤（延長五六〇メートル）、突堤（延長東側一〇二メートル、西側一一六メートル）、養浜砂（三二万立方メートル）という内容で、一九九九年度に事業を完了した。これによって白砂清松の海岸がよみがえり、安全性も高まった。

渋川動物公園　一九八九（平成元）年三月二十九日にオープンした。自然の野山の姿を残した約三万坪の広大な園内で、ウサギ、カピバラ、ヤギなどの動物と触れ合うことができる。乗馬体験や犬の散歩体験もできる。

出崎海水浴場　児島半島南東部の出崎半島に位置し、一九四九（昭和二十四）年に海水浴場の営業を開始した。林原グループが運営を行い、県内有数の水質を誇る。二〇〇五（平成十七）年には日本初のドッグ専用ビーチを併設。二〇〇九年、岡山県

の「晴れの国おかやま景観百選」に選定された。しかし、林原の経営破綻のため、二〇一三年に閉鎖された。

玉野歴史街道　次の三つのコースで構成されている。

・八浜町並みコース…与太郎様、八浜城跡、八浜町並み保存拠点施設など

・大崎歴史コース…硯井の井戸、硯井天満宮、大崎八幡宮など

・常山城コース…三つ井戸、千人岩、女軍の墓、常山城跡、秀天の石橋など

このうち八浜町並み保存拠点施設は、旧八浜町長、衆議院議員などを務めた藤原元太郎の旧宅で、八浜地区における代表的な伝統的建造物であり、町並み保存活動の拠点として、また、本町通りにおける連続的な町並み景観形成のためのリーディング施設として、二〇〇二（平成十四）年度に整備された。本町通り沿いには町屋型の母屋、庭側に離れや土蔵群を配している。

瀬戸内温泉たまの湯　ＪＲ宇野駅からほど近い日帰り温泉施設で、二〇一三（平成二十五）年三月にオープンした。スペイン村の建設予定地であった駅東の遊休地（宇野港土地（株）の所有地）の一角に建設されたものである。海に面した「沢の湯」、「棚田の湯」の二つの露天風呂と、寝湯や陶器風呂など多彩なお風呂が設けられている。

2 ■宿泊施設

瀬戸内国際マリンホテル　前述のとおり、一九八六（昭和六十一）年に策定した渋川宿泊施設地区整備事業計画に基づき、旧国民宿舎跡に建設されたリゾート型ホテルで、一九八八年七月二十日にオープンした。地上七階建で、客室（二〇七室）からは瀬戸大橋が一望できる。レストランやプールも備える。二〇〇四（平成十六）年二月に、ダイヤモンド瀬戸内マリンホテルとなった。

その他の宿泊施設　次のような宿泊施設がある。

・宇野港周辺エリア…花三旅館／ＧＵＥＳＴＨＯＵＳＥ菊水旅館／ＵＮＯ　ＨＯＴＥＬ／ＫＥＩＲＩＮ　ＨＯＴＥＬ　10／船家／たまの湯キャンプ場

・渋川周辺エリア…瀬戸内ナチュラルフィールド／てんとうみ－渋川海岸グランピング

・田井エリア…玉野スポーツセンター／ＳＥＴＯＮＩＴＥ／たまの宿　焚き火

3 ■グルメ

たまの温玉めし　二〇一〇（平成二十二）年四月八日、お宝たまのＢ級グルメコンテストの試食審査が行われ、三品が勝ち残った。最終審査は「たまの・港フェスティバル」にて来場者による試食（五〇〇食）で行われ、たまの温玉めしが最優秀賞を獲得した。本市名産の穴子を雑穀入りご飯に混ぜ込み、醤油と蒲焼のタレで炒め、温泉卵をトッピングした焼き飯である。

二〇一一年七月三十日、三十一日に広島県三原市で行われた第一回Ｓｅａ（シー）級グルメ全国大会で、たまの温玉めしが初代王者の座に輝いた。

二〇一一年三月には、玉野市特産品協議会が中心となって、たまの温玉めしの普及・宣伝を担う「たまのＳｅａ温玉会」が結成された。活動としては、効果的なＰＲのあり方を協議・実践したり、イベント等で出店依頼があれば会場へ出向くこともある。

二〇二五（令和七）年現在、たまの温玉めしを提供する店舗は、「瀬戸内温泉たまの湯」のレストランなど六店で、特産品協議会ではこれをさらに広げようと、メニューに加えてくれる協力販売店を募っている。

たまげたシリーズ　「たまげたシリーズ」とは、「たまげたバーガー」や「たまげた丼」など、瀬戸内海で採れた新鮮なゲタ（舌平目）を使用したさまざまなメニューのことである。中心市街地エリアでも、「たまげたラーメン」の取扱店がある。Ｂ級グルメマップの作成・配布などにより、情報発信を行っている。

たまの自衛艦カレー　三井造船玉野事業所では、これまで多くの自衛艦が建造・修理され、たまの・港フェスティバルにおいても、多くの自衛艦が宇野港へ入港している。自衛艦では、毎週金曜日には乗組員向けに独自メニューのカレーが食べられていることから、まちおこしの一環として「たまの自衛艦カレー」をメニュー化する取組がスタートした。

4　特産品

お宝たまの印　本市には長らく著名な特産品がなかったが、平成に入ったころから地産地消の気運が全国的に高まり、本市でも地域特性を生かした加工品づくりが進められるようになった。地元農産物を使用した特産品開発としては、ヤマモモを使用したシロップ、ジャム及びソフトクリーム、紫芋を使ったパン、うどん及びスイートポテトなどが先行的に行われていた。二〇〇九（平成二十一）年度は、玉野商業高校の生徒が考案した紫芋を使った「紫（し）あわせ風ロールケーキ」や「紫笑（しょう）餅」のほか、岡山県の元気お宝発掘支援事業により、紫芋クッキー、紫芋パイなどの新商品を開発して販売を始め、県により開催された六次化商品評価会でも好評を得た。

二〇〇八年度からは、「お宝たまの印」の認定事業が始まった。玉野市特産品協議会の審査によって選ばれた玉野市が自信を持ってお勧めする特産品を、「お宝たまの印」として認定する取組である。認定された商品は、各種イベントで販売・ＰＲを行ったり、オンラインショップ・岡山県玉野市特産品「たまのづくし」への登録も可能である。また認定事業者は、お宝たまの印魅力向上事業補助に申請することができる。

二〇二六（令和八）年現在の認定商品は、八八アイテムである。

（商品例）

・海産加工品…焼き海苔、味付け海苔、たまのそると
・酒類…たまの藤ロマン（藤の実リキュール）
・菓子類…紫芋のスイートポテト・パイ・クッキー、レモンのカステラ・ブッセ、進水久寿玉（もなか）、雑穀クッキー・たかきびクッキー、ニコニコ岩サブレー、こしまじいも、大

藪みかんジュレ
・民芸品…めばる箸置き、めばる角皿・大皿・小皿、お守り支綱（三種）

四　観光イベント

1 玉野まつり

夏の一大イベントとして知られる玉野まつりは、一九七〇（昭和四十五）年、市制三〇周年を迎えた玉野市の発展を祝う目的で第一回が開催された。七月三十一日夜に市役所付近で前夜祭（玉野おどり大会）、八月一日夜に花火大会、二日は午前中にブラスバンド市中行進、夜は玉野おどり総おどり大会というプログラムであった。三〇周年を記念して、市民の歌「明るい玉野」と同時におどり用の曲「花咲く玉野」が作られ、玉野まつりで初披露された。

一九七一年の第二回は八月五～七日、一九七二年の第三回は八月三日（市制記念日）～五日の三日間で、いずれも一日目は渋川大会、二日目は中央大会、三日目は総おどり大会であった。おどりはチームごとに隊列を組んで行われ、スポーツクラブ、職場、婦人会、子供会などさまざまな単位でチームが編成された。出場チーム数も年々増えていった。

玉野まつりに花火大会が組み込まれたのは、一九八六年の第一七回からである。三夜にわたって玉野おどりが行われた翌日に催され、約八万人が花火見物を楽しんだ。また、この年の玉野おどりには五九チーム、三五五人が参加した。

一九八七年から一九八九（平成元）年までは、おどりが二日間（築港大会、総おどり大会）となった。市制五〇周年を迎えた一九九〇年は、曲が「玉野いきいき音頭」に変わるとともに、一日目がイベントとおどり大会、二日目がイベントと花火大会というプログラムになった。イベントは、カラオケ大会、ミニ四駆大会、物産展、熱気球、ディスコパーティなどであった。

二〇一九（令和元）年から二〇二一年までは、悪天候や新型コロナウイルス感染拡大のため花火大会が中止となり、二〇二二年に復活。二〇二三年の花火大会は初めて有料観覧席が設けられる予定だったが、強風のため中止となった。二〇二四年は、警備体制と予算の確保が難しいため、花火大会を休止とした。

なお主催者は、市や商工会議所、観光協会などで構成する玉野まつり振興会である。

2 たまの・港フェスティバル

本市の魅力である「海・港・船」をキーワードとして、民間主導により一九九七（平成九）年から始まった。毎年五月下旬の土・日曜日に開催される。護衛艦や帆船の来港に合わせて、船内の一般公開やステージ・飲食ブース・特産品ブースなど、遊んで・食べて・体験もできるイベント。第一回から第五回までは宇野港で開催され、第六回から第九回までは宇野港の改修に伴い田井新港で開催された。第一〇回から第二六回までは宇野港・築港商店会一帯を会場として行われた。主催は、たま

の・港フェスティバル実行委員会。

3 マリンフェスティバル・インたまの

一九八七（昭和六十二）年、瀬戸大橋の開通を翌年に控え、県外からの観光客誘致と地域活性化を目的として企画された。商工会議所、中国運輸局玉野海運支局、三井造船など八団体が集まり、官民一体となったイベント実行委員会を結成。従来個々に行っていたイベントを年間を通して体系化し、「マリンフェスティバル」として一体的にＰＲしていこうということになった。

四月に渋川藤まつりの会場でオープニングセレモニーを行い、春夏秋冬と多様なイベント・お祭りを開き、二月に渋川海岸での西行まつりに合わせてファイナルセレモニーを行うというのが、例年の慣行になっている。

4 渋川藤まつり

渋川公園の藤棚は、全長九〇〇メートルと日本有数の長さを誇る。この藤が満開のころに開かれるのが「渋川藤まつり」である。いつから開催されているかは定かでないが、一九九〇（平成二）年は渋川観光協会の主催により五月三～五日の日程で開かれ、玉野市婦人協議会による仮装行列も行われた。現在は玉野市観光協会も共同主催者となっている。

5 西行まつり

平安時代末期の歌人・僧侶として知られる西行法師には、渋川の海岸（浦田ヶ浜）に立ち寄ったという故事が残されており、海岸には西行法師像も建立されている。この故事にちなんで一九九三（平成五）年から毎年三月に開かれている。「楽しみながら学ぶ」をコンセプトにしており、西行クイズラリー、西行ビンゴゲームなどのほか、西行をテーマとする講演会も開かれている。主催は渋川観光協会、玉野市観光協会。

6 鳥人幸吉まちづくりフェア

鳥人幸吉は、日本で初めて空を飛んだとされる江戸時代の表具師である。その生誕の地・八浜で、一九九四（平成六）年から開催されている地域密着型イベント。二〇二四（令和六）年の第三一回は、八浜町並保存パネル展示、マジックショー、はちま認定こども園の児童による踊り、お茶席、幸吉汁の販売などが行われた。主催は鳥人幸吉まちづくりフェア実行委員会、玉野市観光協会。

7 玉野市郷土芸能交流会

二〇〇七（平成十九）年度から、多くの人に郷土芸能の楽しさを実感してほしいとの思いで開かれている。二〇一九年一月に開催された第一一回では、本市以外の郷土芸能にも触れてもらいたいと、初めて高梁市の「備中たかはし松山おどり」が披露された。二〇二〇（令和二）年一月十九日の第一二回はメル

カ一階で開催され、浜子唄同好会、早滝賛歌保存会、備中こども神楽、ドラムパフォーマンス己、備前玉野太鼓保存会の五組が出演した。

第七節 玉野競輪場

一 玉野競輪場の歴史

玉野競輪場は一九五〇（昭和二十五）年三月十六日、本市の戦後復興事業の一環として開設された。一九四八年十一月に小倉競輪場で第一回競輪競争が開催されてから一年余りでの開設と、競輪の歴史をつくり上げてきた由緒あるスタジアムの一つである。スタンドからは瀬戸内海を一望でき、シーサイドスタジアムの愛称で親しまれている。バンク（走路）は一周四〇〇メートルの楕円形。

開業以来の沿革は次のとおり。

一九五〇年三月　玉野競輪場開設。六日間の開催で車券売上げ一九七四万七五〇〇円、来場者一万六四五二人
一九五八年七月　判定用スリット式カメラ設置
一九六二年　岡山国体の自転車競技を開催
一九六九年十月　選手宿舎完成
一九七五年四月　スリット式カメラをタイマー付きとし正副二台に
一九七六年五月　審判用ＶＴＲをカラー化
一九七八年十月　バンクの全面改修が完成。マッコーネル曲線を採用して競技がしやすくなる
一九八一年四月　写真判定用スライドビュアー設置
六月　ファン実況テレビをカラー化
九月　選手宿舎を日本自転車振興会から施行者の玉野市に無償譲渡
一九八六年四月　写真判定用副カメラを自動化
一九八八年十月　固定式新型センターポール設置
十二月　電子式発走信号装置を設置
一九九一（平成三）年四月　スリット写真の判定線の二元化装置導入
一九九二年六月　選手宿舎完成
一九九三年十二月　「ふるさとダービー」を初開催
一九九四年　売上高が三〇〇億円を超え過去最高を記録
二〇〇四年十月　笠岡市に玉野競輪専用場外車券発売所「サテライト笠岡」がオープン
二〇〇五年　「晴れの国おかやま国体」の自転車競技を開催
二〇〇六年十月　島根県東出雲町に玉野競輪専用場外車券発売所「サテライト山陰」がオープン
十二月　平日にロイヤルルームで、玉野市の「まち

づくり講座」の一環として「来て見て買って玉野けいりん」開催をスタート

二〇一六年一月　ミッドナイト競輪の開催を開始

十一月　ナイター競輪の開催を開始

二〇二一（令和三）年十一月　映画「たまの映像詩集　渚のバイセコー」公開

二〇二二年三月　リニューアル・グランドオープン

リニューアル　施設の老朽化や観戦スタイルの変化に対応するため、二〇二〇（令和二）年四月から開設以来初めての大規模改修工事に入り、二〇二二年三月にスタンド棟がグランドオープンした。日本初のスタジアム併設型ホテルと、観客席やスタジオ、レストランなどを備える。

リニューアルに際しては、旧スタンドの座席をエントランスの看板や館内を飾るオブジェとして活用したり、レースに使われた自転車の部品を客室のインテリアに再生するなど、歴史ある競輪場の記憶を引き継ぐというコンセプトが採用された。

ホテル「ＫＥＩＲＩＮ　ＨＯＴＥＬ10」は、随所に競輪を感じさせるデザインを施し、テラスが設けられた客室からは瀬戸内海の景観を楽しむことができる。競輪開催時には客室からのレース観戦もできる。地上八階建てで、客室数は一四九室。名称の「10」には、宿泊者に一〇人目の選手となった気持ちでエンターテインメント感溢れる空間を楽しんでほしいという思いが込められている。また、内装やグラフィックデザインにもこだわり、瀬戸内国際芸術祭を訪れるゲストも楽しめる空間を目指した。スタジアム付近には、同芸術祭のアート作品を展示するスペースも設けられる。

スタンド棟には、迫力あるレースを間近で観戦できる観客席や、グループで楽しめるプレミアムラウンジ、ベビー休憩室なども備わっている。レストランでは、瀬戸内の食材を使った料理やクラフトビールを味わうことができ、レースを観戦しながらの食事も可能。

ホテルやレストランの開業に伴い、これまでになかった若い女性層をはじめとする新しい客層が増えている。また、特別競輪が誘致できるようになり、競輪業界全体がオンライン投票を中心に好調なこともあって、二〇二〇～二〇二二年度の三年間で一〇億円を一般会計へ繰り入れることができた。リニューアル効果は着実に現れていると言える。

図表3－5－17は、玉野競輪場売上・入場者数の推移を示している。

二　玉野競輪場とまちづくり

二〇二一（令和三）年三月に策定した第二期たまの創生総合戦略では、雇用創出、移住・定住、結婚・出産・子育て、まちづくり・地域間連携の四点を基本目標として掲げている。玉野競輪場のリニューアルも同戦略に基づく施策の一環として位置づけられている。

ホテル・レストランの整備により安定した雇用創出を実現。

玉野競輪場はこれまでも高校・社会人の自転車競技大会に利用されてきたが、今後は瀬戸内海を生かしたトライアスロン大会、学校の部活動合宿など、スポーツ利用の拡大による交流人口の増大を目指す。さらに、地元住民が集う盆踊りやお祭りなどの会場としての活用も含め、さまざまな形でまちの活性化につなげていくねらいがある。

図表3-5-17　玉野競輪場売上・入場者数の推移

年度	売上（単位：10万円）	前年比（%）	入場者数（人）	前年比（%）
1989	107,337		238,770	
1990	123,738	115.28	248,704	104.16
1991	129,060	104.30	241,244	97.00
1992	140,124	108.57	217,779	90.27
1993	260,031	185.57	209,860	96.36
1994	331,947	127.66	208,628	99.41
1995	118,402	35.67	167,935	80.49
1996	121,843	102.91	177,857	105.91
1997	129,101	105.96	184,644	103.82
1998	133,918	103.73	165,593	89.68
1999	117,159	87.49	149,845	90.49
2000	284,766	243.06	142,887	95.36
2001	121,068	42.51	124,478	87.12
2002	99,327	82.04	120,228	96.59
2003	146,901	147.90	107,615	89.51
2004	169,797	115.59	88,065	81.83
2005	155,114	91.35	87,327	99.16
2006	144,685	93.28	67,132	76.87
2007	134,796	93.17	69,224	103.12
2008	117,039	86.83	84,799	122.50
2009	190,102	162.43	89,483	105.52
2010	41,421	21.79	74,101	82.81
2011	127,485	307.78	74,967	101.17
2012	109,821	86.14	67,188	89.62
2013	110,998	101.07	60,245	89.67
2014	121,962	109.88	51,702	85.82
2015	141,141	115.73	40,801	78.92
2016	197,152	139.68	40,125	98.34
2017	157,906	80.09	21,233	52.92
2018	177,293	112.28	21,199	99.84
2019	134,494	75.86	10,227	48.24
2020	207,573	154.34	8,348	81.63



ホテル「KEIRIN HOTEL10」



リニューアル後の競輪場（2022年）

第六章　教育・文化

第一節　教育

一　総論

1　教育委員会

教育委員会の概要　教育委員会は、首長から独立した行政委員会であり、合議制により教育行政の基本方針や重要事項を決定し、その決定事項に基づいて教育委員会事務局が教育行政を執行する。一般に、事務局も含めた組織全体が広義の教育委員会と解される。

【創設当時】

一九四八（昭和二十三）年、教育委員会法（旧法）が制定され、本市においても一九五二年度に教育委員会が発足した。当時、教育委員は住民による公選制であり、教育委員長及び教育長を含む六名で構成されていた。

【転換期】

教育の政治的中立や教育の安定性の観点から、一九五六年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法、現行法）が制定され、公選制から首長が議会の同意を得て任命する「任命制」へと移行した。

【現代】

二〇一五（平成二十七）年四月に施行された改正地教行法により、教育委員長が教育長と一本化した新たな「教育長」が設置され、その任命は議会の同意を得て首長が行うこととなった。これは、教育委員会を代表する責任者を明確にすることで、体制の強化を図ったものである。教育委員の定数は、特に条例で定めない限り教育長及び四人の委員をもって組織することになっており、本市も教育長含め五人の教育委員で構成されている。

また、同法改正によって、首長による「教育行政に関する大綱」の策定と、首長及び教育委員会で構成する「総合教育会議」の設置が規定された。総合教育会議の設置により、首長部局と教育委員会で教育の課題及び目指す姿を共有し、地域の実情に応じた教育行政を推進している。

図表3-6-1は歴代教育長・教育委員長を示している。

沿革　玉野市教育委員会の主な出来事は次のとおりである。

一九五二（昭和二十七）年十一月　玉野市教育委員会及び同事務局が発足。事務局は総務課、学校教育課、社会教育課の三課

一九五四年四月　玉野市教育研修所を事務局内に設置

一九五六年十月　教育委員を公選制から任命制に変更

一九六二年四月　事務局総務課を庶務課に改称

一九六三年四月　事務局に保健体育課を新設

一九七〇年四月　事務局の保健体育課を廃止／玉野市立学校給食センターを玉原二－一－一二に設置／視聴覚ライブラリー及び青少年育成セン

図表３－６－１　歴代教育長・教育委員長（地教行法施行以後）

教育長	
氏　名	就任期間
海本　　誠	1956年10月１日～ 1960年12月22日
金光　敬叔	1961年６月１日～ 1968年９月30日
竹本寿美男	1968年10月１日～ 1980年９月30日
島田　忠雄	1980年10月１日～ 1983年３月31日
山本　正忠	1983年４月２日～ 1988年９月30日
信原　定治	1988年10月１日～ 1996年９月30日
柾木　繁男	1996年10月１日～ 2002年３月31日
和泉　孝治	2002年４月１日～ 2007年３月31日
岡本　和徳	2007年４月１日～ 2014年３月31日
板﨑　　彰	2014年４月１日～ 2017年３月31日
石川　雅史	2017年４月１日～ 2020年３月31日
妹尾　　均	2020年４月１日～ 2023年３月31日
多田　一也	2023年４月１～

教育委員長	
氏　名	就任期間日
伊藤　籌彦	1956年10月１日～ 1965年６月19日
三浦　国雄	1965年６月24日～ 1978年３月31日
宮原　義蔵	1978年４月４日～ 1983年９月30日
高畑　正夫	1983年10月１日～ 1985年９月30日
加島　高明	1985年10月１日～ 1988年９月30日
近藤　晋介	1988年10月１日～ 1991年９月30日
大橋　恭子	1991年３月10日～ 1992年９月30日
東　　悟	1992年10月１日～ 1993年９月30日
今田信太郎	1993年10月１日～ 1995年９月30日
東　　悟	1995年10月１日～ 1996年９月30日
森　　學	1996年10月１日～ 1997年９月30日
二部野淑恵	1997年10月１日～ 1998年９月30日
今田信太郎	1998年10月１日～ 1999年９月30日
井上　　稔	1999年10月１日～ 2000年９月30日

教育委員長	
氏　名	就任期間日
二部野淑恵	2000年10月１日～ 2001年９月30日
中林　義明	2001年10月１日～ 2002年９月30日
二部野淑恵	2002年10月１日～ 2003年６月24日
樋　　嘉明	2003年６月25日～ 2004年６月24日
中林　義明	2004年６月25日～ 2005年６月24日
綱島　四郎	2005年６月25日～ 2006年６月24日
樋　　嘉明	2006年６月25日～ 2007年６月24日
綱島　四郎	2007年６月25日～ 2008年６月24日
樋　　嘉明	2008年６月25日～ 2009年６月24日
綱島　四郎	2009年６月25日～ 2011年６月24日
三村　喜昭	2011年６月25日～ 2012年６月24日
野田　洋二	2012年６月25日～ 2015年６月24日
藤原　一師	2015年６月25日～ 2016年６月24日
川口　雅之	2016年６月25日～ 2016年10月１日

八月　ターを中央公民館内に設置
一九七二年四月　第一回「玉野市成人の船」就航
総合文化センターを宇野二－一－一二に設置／各地区に市民センターを設置
一九七四年三月　東児町の玉野市編入に伴い学校給食共同調理場を所管し学校給食センター東児調理場と改称
十月　玉野市民総合運動公園野球場を玉原三－一七－一に設置
一九七七年四月　事務局に保健体育課を再設置
一九八三年二月　総合体育館が完成
四月　生涯スポーツ振興事業開始
一九八六年六月　生徒指導推進委員会発足
一九八八年四月　事務局の保健体育課を廃止
六月　玉野市情報教育研究会発足
八月　第一三回全国少年少女ヨット大会を渋川で開催
一九九一（平成三）年三月　玉野市立公立学校教職員表彰内規制定
四月　生涯学習のまちづくり推進事業モデル市町村指定
七月　玉野市スポーツ振興財団設立
十二月　玉野市生涯学習推進委員会設置

一九九二年六月～七月　学校週五日制検討委員会設置
一九九四年一月　第一回「二一世紀の科学者たちへの宇宙授業」開催
四月　玉野市適応指導教室「わかば教室」開設
一九九六年八月　最後の「玉野市成人の船」
九月　備南高校・生涯学習センター「ミネルバ」竣工式
一九九七年四月　青少年育成センター及び玉野市適応指導教室「わかば教室」が旧荘内市民センターへ移転
一九九九年四月　玉野市文化会館「バウハウス」開館
二〇〇一年四月　社会教育課を生涯学習課に改称
二〇〇二年九月　「第一回教育チャット」実施
二〇〇三年四月　「地域子ども楽級」を創設
二〇〇四年四月　玉野市スポーツ振興審議会を設置／玉野市学校教育在り方検討会議を設置
十月　多世代交流施設「高山ドーム」竣工式
二〇〇六年三月　玉野市学校教育在り方検討会議より「二学期制及び通学区域の弾力化について」答申
四月　二学期制を宇野、荘内中学校区内の幼稚園・小学校・中学校で試行
二〇〇七年二月　第一回幼保一元化懇談会を開催
四月　事務局庶務課を教育総務課に改称
十一月　第一九回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山２００７inたまの」開催
二〇〇八年五月　「教育チャット」を「教育委員懇談会」に名称変更
二〇一〇年十～十一月　第二五回国民文化祭おかやま２０１０開催（かるた、絵手紙）
二〇一一年四月　事務局生涯学習課を社会教育課に改称
二〇一二年四月　教育サポートセンターを旧青少年育成センター（玉原）に開設
二〇一四年五月　玉野市立総合文化センターあり方検討会を設置／玉野市学校給食懇談会を設置
十月　玉野市立図書館あり方検討会を設置
二〇一五年五月　第一回総合教育会議を開催
十二月　玉野市教育大綱策定
二〇一六年四月　事務局に就学前教育課を新設。幼稚園と保育園を所管／高等学校在り方検討プロジェクトチーム設置
十月　改正地教行法に基づき新教育委員会制度に移行（教育委員長を廃止）
十二月　移転準備のため玉野市立図書館を閉館
二〇一七年三月　移転準備のため中央公民館を閉館／総合文化センター、玉野市文化会館を廃止
四月　玉野市立図書館、中央公民館を宇野一－三八－一（メルカ）に移転
二〇一八年七月　玉野市立高校在り方検討会議を設置

二〇一九（令和元）年七月　玉野市学校教育在り方検討会議から意見書提出
二〇二〇年四月　青少年育成センターが生涯学習センターに移転／各市民センターで行っていた各種証明書の交付、市税・保険料などの納付の取扱を終了、施設名称をそれぞれ公民館と改称

2 総合教育会議と教育大綱

総合教育会議　前述のとおり、二〇一五（平成二十七）年の地教行法改正により、首長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置が規定された。本市では同年五月に第一回の総合教育会議が開催され、以後毎年度一～三回の頻度で開催されている。二〇一九（令和元）年度以降の総合教育会議の議題は次のとおりである。

・二〇一九年度　▽第一回…令和元年度における教育行政課題について　▽第二回…今後の重要な教育行政課題について　▽第三回…学校再開の方向性について
・二〇二〇年度　▽第一回…コロナ禍における教育活動の状況等について／今後の重要な教育行政課題について

玉野市教育大綱　前述のとおり、二〇一五（平成二十七）年の地教行法改正により、地方公共団体の長は教育・学術・文化の振興に関する施策の大綱を定めることとされた。これを踏まえて本市でも、同年十二月に玉野市教育大綱を策定した。この教育大綱は、市長が定める教育の目標や施策の根本的な方針であるため、総合計画の教育に関する部分と同じ方針で策定している。その後、総合計画の改定に合わせ、二〇一九年三月に教育大綱を改定した。

また教育委員会では、総合計画と教育大綱に基づいて各年度に特に力を入れて取り組むべき内容を、教育行政重点施策としてまとめている。

教育委員会の事務に関する点検・評価　二〇〇七（平成十九）年の地教行法改正によって、教育委員会はその権限に属する事務に関する点検・評価を実施し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。本市では、毎年度の教育行政重点施策に明記した主要事業の評価指標の達成状況について分析し、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書としている。点検・評価を行い、その結果を施策の立案等に反映させ、より良い教育行政の展開に努めている。

3 教育サポートセンター

玉野市教育サポート



教育サポートセンター（2025年）

センターは、二〇一二（平成二十四）年四月二日、玉野市総合運動公園内に開設された。青少年育成センター、教育支援室、適応指導教室「わかば教室」という青少年育成に関わる三つの機関を統合した施設である。なお二〇二〇（令和二）年四月には、青少年育成センターが生涯学習センターに移転した。

青少年育成センター　一九七〇（昭和四十五）年四月、青少年の健全育成を目的として開設された。詳しくは本節「三　社会教育」で記述する。

教育支援室　二〇一二（平成二十四）年四月に開設され、専門の相談員が教育に関するさまざまな相談に対応している。次のような事業を実施している。

▽心理教育相談…不登校等の児童生徒の心の問題について、保護者及び児童生徒を対象に、来所・電話・訪問のいずれかによりカウンセリングを実施／幼児児童生徒の適切な見立てを行い、必要に応じて医療・福祉機関等と連携し支援／二〇一七～二〇二一年度の五年間における年間平均相談者は二三八人、年間平均延相談件数は二七一〇件

▽就学相談…障害のある幼児児童生徒の適切な就学のため、教育委員会の特別支援教育支援委員と連携しながら支援を行う。

▽学校問題相談…保護者からの学校に関する相談／教職員からの生徒指導、保護者対応等に関する相談

▽学校・園への相談支援…不登校児童生徒の心の問題、特別支援教育に関する指導・支援のあり方について、要請があれば学校・園に赴き、ケース会議を開いて支援に当たる／特別支援教育サポートチームに所属し、特別支援教育に関する支援を行う／困難事例への対処のため、必要に応じてスクールカウンセラーと連携して支援にあたる／市内の就学前園に保育カウンセラーを派遣し、支援を必要とする幼児の行動観察やアセスメント、保護者や教職員の相談対応などを実施

▽保護者の会の実施…不登校児童生徒の保護者の会「ほっとタイム」や、若年の引きこもり等の家族を対象にした「ほっとスペース家族の会」を実施

▽ワークショップ…不登校、不登校傾向の児童生徒を対象とするワークショップ「わくサポくらぶ」を実施

適応指導教室「わかば教室」　不登校児童生徒に対して通室指導を行い学校復帰を目指す施設として、一九九四（平成六）年四月に開設された。その前段として、本市は一九九二年度から一九九三年度にかけて、岡山県から適応指導推進地域研究指定を受けた経緯がある。一九九四年度には、やはり県から「適応指導教室の在り方に関する研究委託事業」を受けた。

教室の基本方針は「安心　自信　そして元気」。安心をベースにして、自主性を大切にしながら、さまざまな活動や体験、交流の場を提供し、心の開放につなげるとともに、自主性、主体性、社会性、集団への適応力、学習への興味・関心・意欲を育む。対象は本市在住の小・中学生で、心理的・情緒的要因により不登校となった子どもで、本人及び保護者が入室を希望し、在籍する学校の校長が入室を認めるとともに教育委員会が許可した場合に入室できる。主な活動内容は次のとおりである。

▽学習活動…自ら計画を立てて学習を行い、実態に応じて教科学習の補充を行う。
▽スポーツ活動…スポーツを通して心身をリラックスさせるとともに、他者とのふれあいを深める。
▽ふれあい活動…遊びを通して心の開放を図り、他者とのふれあいを深める。
▽創作・表現活動…創作活動を通じて自分を表現し、生活経験を広げる。
▽自然・社会体験活動…自然や社会の中で様々な体験を行い、協調性や社会性を育む。

4　玉野市教育研修所

玉野市教育研修所は、教育の正しいあり方を調査研究するとともに、教職員に対して現職教育を行うことを目的として、一九五四（昭和二十九）年に設立された。教育委員会事務局の学校教育課長が研修所長、各学校・園の校（園）長や小・中学校の教頭の代表などが運営委員を務めた。また、小・中学校の各教科ごと（ほかに小中合同で特殊教育、学校保健の二部、幼稚園は全領域で一部）に分科研修部を設けていた。各部では毎年度研修主題を設定し、これに沿って部員（＝各教科担当の教員）が自主的に運営を行った。

近年、学校教職員の長時間勤務が大きな問題となり、教員の負担を軽減して子どもたちと向き合う時間を確保することが求められるようになった。本市教育委員会でも教職員の超過勤務実態を調査し、二〇一六（平成二十八）年度には各校の校長に対して思い切った業務内容の精選を指示するとともに、教育研修所の活動や各種研究会の見直しを行い、出張回数の軽減を図った。

二　学校教育

1　現　況

図表3-6-2は、二〇二四（令和六）年五月一日現在の園児・児童・生徒・教職員数等の状況を示している。市立の認定こども園が五園、市立保育園が四園、私立保育園が三園（うち紅陽台ちどり保育園は岡山市と共同利用）、市立幼稚園が五園、市立小学校が一四校、市立中学校が七校、市立高等学校が二校である。

2　幼児教育・保育

幼児教育・保育の沿革　幼児教育・保育に関する主な出来事は次のとおりである。

一九六四（昭和三十九）年四月　私立宇野幼稚園を市営に移管
一九六五年五月　和田幼稚園を日比小学校内に設置
一九六九年三月　荘内幼稚園の上分園・下分園を廃止
一九七〇年四月　田井保育園が新築移転。同時に、旧田井保育園には田井小学校旧校舎を利用していた幼稚園が入り、田井幼稚園として開園

一九七四年三月　田井幼稚園が田井五四八三に新築移転
四月　日比幼稚園が日比一丁目に新築移転
一九七六年三月　玉幼稚園、鉄筋コンクリート造二階建の園舎が完成
一九七八年四月　玉原幼稚園が開園（玉原二―二二―二二）／後閑保育園が開園
一九八〇年四月　和田幼稚園分室、荘内幼稚園分室が開園
一九八二年四月　渋川保育園が移転、新園舎完成
一九九一（平成三）年三月　日比幼稚園園舎閉園式
四月　和田幼稚園を日比幼稚園に、和田幼稚園分室を和田幼稚園に名称変更。和田幼稚園分室を廃止
一九九二年三月　奥玉幼稚園閉園式
二〇〇〇年四月　荘内幼稚園分室が独立し、荘内南幼稚園として開園。三年保育を開始／築港保育園が民間委託化、築港ちどり保育園に名称変更
二〇〇一年四月　田井・玉原・日比幼稚園で三年保育を開始
二〇〇四年四月　胸上保育園と山田保育園が統合し、サンマリン保育園として開園
二〇〇六年四月　宇野、荘内中学校区内の幼稚園・小学校・中学校で二学期制を試行

図表３−６−２　園児・児童・生徒・教職員数等

2024年５月１日現在

１．市立保育所・認定こども園

園名＼区分		園児数	学級数	職員数 保育士	用務員	調理員	栄養士
田井保		101	5	17 (7)	1 (1)	3 (3)	0 (0)
宇野保		45	5	12 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
玉認	保	34	5	12 (6)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	教	13					
玉原認	保	90	7	25 (12)	0 (0)	2 (2)	2 (2)
	教	7					
和田保		34	4	10 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
渋川保		18	3	10 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
大崎認	保	64	6	17 (7)	1 (1)	2 (2)	0 (0)
	教	3					
八浜認	保	86	6	17 (8)	1 (1)	2 (1)	0 (0)
	教	5					
サンマリン認	保	88	6	24 (13)	0 (0)	3 (2)	0 (0)
	教	10					
合　計		598	47	144 (68)	7 (7)	16 (14)	2 (2)

＊（　）は嘱託・臨時・パートの人数

２．私立保育所

園名＼区分	園児数	学級数	職員数 保育士	用務員	調理員	栄養士
築港ちどり	259	13	52 (23)	0 (0)	6 (3)	0 (0)
槌ケ原ちどり	298	12	57 (28)	0 (0)	5 (1)	0 (0)
紅陽台ちどり	82	11	41 (13)	0 (0)	5 (1)	1 (0)
合　計	639	36	150 (64)	0 (0)	16 (5)	1 (0)

＊（　）は嘱託・臨時・パートの人数

３．幼稚園

園名＼区分	園児数	学級数	職員数 教員	用務	備考
田井幼	28	3	7	臨１	サ１
宇野幼	14	2	4	臨１	
日比幼	12	2	7	臨１	
荘内幼	28	3	6	臨１	サ１
荘内南幼	11	2	5	臨１	
合　計	93	12	29	臨５	サ２

＊サはサポートスタッフ

4．小学校

区分／校名	児童数		学級数		県費教職員数（教員数は定数）					市費職員数		
	通常	特支	通常	特支	教員	養護	栄養	事務	他	司書	用務	他
田井小	363	29	13	5	24	1		1	育短代 1 非 4	臨 1	臨 1 パート 1	サ 4 非 1 支 3
築港小	91	4	6	1	9	1	2	1		臨 1	1	サ 1 非 1
宇野小	171	13	6	3	17	1		1	非 2	臨 1	臨 1	サ 3 非 3 支 1
玉　小	85	1	6	1	9	1		1	非 1	臨 1	臨 1	非 1
玉原小	104	16	6	3	13	1		1	非 1	臨 1	臨 1	サ 2 非 1 支 1
日比小	96	10	6	3	12	1		1	非 1	臨 1	臨 1	サ 1 非 1
第二日比小	94	5	6	2	11	1		1	育短代 1 非 1	臨 1	臨 1	サ 1 非 1
山田小	58	4	6	1	10	1		1	非 1	臨 1	臨 1	サ 1 非 1 支 1
後閑小	16	3	3	1	6	1		1		臨 1	臨 1	サ 1 非 2
荘内小	659	30	21	5	40	2		1	育短代 1 非 2	1	臨 1 パート 1	サ 8 非 2 支 6
八浜小	164	9	6	2	13	1		1	育短代 1	臨 1	臨 1	サ 2 支 1
大崎小	86	4	6	1	9	1		1	非 1	臨 1	臨 1	サ 1 非 1 支 1
鉾立小	38	0	5	0	7	1		1	非 1	臨 1	臨 1	非 1
胸上小	77	9	6	2	15	1	1	1		臨 1	臨 1	サ 1 非 1 支 1
合　計	2,102	137	102	30	195	15	3	14	育短代 4 非15	1 臨13	1 臨13 パート 2	サ26 非16 支16

※支は登校支援員・業務アシスタント・小 1 グッド・看護支援員

5．中学校

区分／校名	生徒数		学級数		県費教職員数					市費職員数		
	通常	特支	通常	特支	教員	養護	栄養	事務	他	司書	用務	他
宇野中	300	11	9	2	23	1		2	育短代 1 非 2	臨 1	臨 1	サ 2 非 3 支 1
玉　中	102	9	4	2	14	1		1	非 3	1	臨 1	サ 2 非 1
日比中	95	6	3	2	12	1		2	非 3	臨 1	臨 1	非 1
山田中	32	3	3	1	9	1		1	非 1	臨 1	臨 1	非 1
荘内中	341	15	11	3	26	1		1	非 3	臨 1	臨 1	サ 2 非 1 支 1
八浜中	117	9	5	2	12	1		1	非 1	臨 1	1	非 3
東児中	64	2	3	1	10	1		1	非 2	臨 1	臨 1	非 2
合　計	1,051	55	38	13	106	7		9	育短代 1 非15	1 臨 6	1 臨 6	サ 6 非12 支 2

6．市立高等学校

区分／校名	生徒数	学級数	教職員数							
			教員	講師	実習助手	養護	事務	用務	非常勤	他
玉野商工高	280	12	33	4	2	1	1 臨 5	臨 1	11	
玉野備南高	53	5	10	2			1 臨 2	臨 1	15	
合　計	333	17	43	6	2	1	2 臨 7	臨 2	26	

二〇〇七年二月　第一回幼保一元化懇談会開催
二〇一三年三月　玉幼稚園が八六年の歴史に幕を下ろし、四月から玉保育園と統合して玉認定こども園としてスタート
二〇一四年四月　槌ケ原保育園が民営化し、槌ケ原ちどり保育園として開園
二〇一五年四月　サンマリン保育園がサンマリン認定こども園として開園、短時間保育の児童も受入れ
二〇一六年四月　八浜保育園が八浜認定こども園として開園
二〇一七年三月　後閑保育園が閉園
二〇一八年三月　玉原幼稚園が閉園し玉原保育園に統合、四月より玉原認定こども園としてスタート
二〇一九年四月　大崎保育園、鉾立保育園が認定こども園化し、それぞれ大崎認定こども園、鉾立認定こども園として開園
二〇一九（令和元）年十月　幼児教育・保育の無償化を実施。三～五歳児及び市民税非課税世帯の〇～二歳児が対象
二〇二二年三月　鉾立認定こども園が閉園
二〇二四年三月　和田幼稚園が閉園
二〇二六年四月　和田保育園が認定こども園化し、和田認定こども園として開園

市立保育園・認定こども園の園児数の推移は図表3-6-3、市立幼稚園の園児数の推移は図表3-6-4のとおりである。

各幼稚園の概要　各幼稚園の概要は次のとおりである。なお、認定こども園については第四章第一節に記している。

①田井幼稚園…▽所在地＝田井三丁目二二番三六号　▽定員＝一〇〇名　▽沿革＝一九七〇（昭和四十五）年四月、田井小学校旧校舎を仮園舎として開園。同年八月、旧田井保育園舎に移転。一九七三年二月、現在地に新園舎落成。二〇〇一（平成十三）年度より三年保育開始

②宇野幼稚園…▽所在地＝宇野二丁目一四番一六号　▽定員＝八〇名　▽沿革＝一九二七年に私立宇野学園が高野山寺院を仮園舎として幼稚園を開園。一九二八年八月、認可と同時に宇野幼稚園と改称。一九六四年、市営に移管。一九七一年三

図表3-6-3　市立保育園・認定こども園園児数の推移

単位：人

年　度	2016	2020	2024
田井保育園	74	97	101
宇野保育園	38	43	45
玉認定こども園	56	59	47
玉原認定こども園	94	126	97
和田保育園	39	41	34
渋川保育園	41	42	18
大崎認定こども園	71	68	67
八浜認定こども園	80	103	91
後閑保育園	12		
サンマリン認定こども園	107	128	98
鉾立認定こども園	39	14	
合　計	651	721	598

＊八浜認定こども園は2015年度まで八浜保育園、玉原認定こども園は2017年度まで玉原保育園、大崎認定こども園・鉾立認定こども園は2018年度までそれぞれ大崎保育園・鉾立保育園（鉾立認定こども園は2021年度末で廃止）

出典：各年度版「玉野の教育」

図表３－６－４　市立幼稚園　園児数の推移

単位：人

年　度	1955	1965	1972	1974	1977	1981	1990
田井幼稚園			131	220	204	169	96
宇野幼稚園		187	216	238	256	223	132
玉幼稚園	274	219	205	180	195	122	45
奥玉幼稚園	132	102	203	277	396	99	27
玉原幼稚園						257	146
和田幼稚園		59	253	284	304	348	85
和田幼稚園分室							76
日比幼稚園	189	181	125	116	124	78	35
荘内幼稚園	185	116	242	316	316	292	165
荘内南幼稚園＊							
合　計	780	864	1,375	1,631	1,795	1,588	854

年　度	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2024
田井幼稚園	91	119	128	97	65	63	28
宇野幼稚園	70	74	55	61	31	37	14
玉幼稚園	51	27	17	20			
奥玉幼稚園							
玉原幼稚園	92	57	43	33	21		
和田幼稚園	42	40	71	47	54	25	
和田幼稚園分室							
日比幼稚園	69	43	50	26	26	17	12
荘内幼稚園	127	165	128	83	72	82	28
荘内南幼稚園＊	30	52	46	34	43	31	11
合　計	572	577	538	401	312	255	93

＊荘内南幼稚園は1999年度まで荘内幼稚園分室

出典：各年度版「玉野の教育」

月、園舎新築落成。二〇〇二年度より三年保育開始

③和田幼稚園…▽所在地＝和田六丁目一二番二号　▽定員＝八〇名　▽沿革＝一九六五年五月、日比小学校旧校舎を仮園舎として開園。一九六七年二月、御崎二丁目三番七号に新園舎落成。一九七三年十二月、園地拡張。一九八〇年四月、分室開園。一九九一年四月、現在地（和田幼稚園分室跡）に移転。二〇〇二年度より三年保育実施。二〇二三（令和五）年四月、休園。二〇二四年三月三十一日、閉園

④日比幼稚園…▽所在地＝御崎二丁目三番七号　▽定員＝八〇名　▽沿革＝一九三九年四月、日比公民館内に開園。一九四〇年四月、日比三丁目に園舎新築落成移転。一九七四年四月、日比一丁目に園舎新築落成移転。一九九一年四月、旧和田幼稚園に移転。二〇〇一年度より三年保育実施。二〇二六年四月、休園

⑤荘内幼稚園…▽所在地＝用吉一一〇二　▽定員＝一三



荘内幼稚園　園舎（2020年）

○名　▽沿革＝一九五二年開園。二〇〇〇年度より三年保育実施

⑥荘内南幼稚園…▽所在地＝滝五八　▽定員＝八〇名　▽沿革＝一九八〇年四月、荘内幼稚園分室として開園。二〇〇〇年四月、玉野市立荘内南幼稚園として独立し、同時に三年保育を開始。二〇二五年三月、閉園

⑦玉幼稚園…▽沿革＝一九二七年九月に開園。二〇一三年三月に閉園し、四月から玉保育園と統合して玉認定こども園としてスタート

⑧奥玉幼稚園…▽沿革＝一九五三年九月開園。一九九二年三月、閉園

⑨玉原幼稚園…▽沿革＝一九七八年四月、開園。二〇〇一年度より三年保育を実施。二〇一八年三月に閉園し玉原保育園に統合、四月より玉原認定こども園としてスタート

3 小学校

本市の市立小学校は、一九七〇（昭和四十五）年度の時点では一一校で、ほかに田井小学校の田井の浦分校、八浜小学校の大崎分校があった。その後、一九七四年三月の東児町編入に伴って鉾立小学校、胸上小学校と胸上小学校石島分校が加わった。一九七六年には玉原小学校を新設。その一方、大崎分校は一九七二年三月、田井の浦分校は一九七三年十月に廃止となった。一九九二（平成四）年三月には奥玉小学校が廃止された。胸上小学校石島分校は二〇一二年三月から休校となり、二〇一五年三月に廃止された。

各小学校の児童数の推移は図表3-6-5のとおりである。また、各小学校の沿革は次のとおりである。

田井小学校

一八七三（明治六）年四月　田井住床に開校
一八七四年八月　田井弁天に移転
一八八七年　尋常田井小学校と改称
一八八八年五月　田井札場に移転
一九〇三年三月　田井尋常高等小学校と改称
一九〇七年　宇野尋常高等小学校と改称
一九〇九年四月　田井大門（現在地）に移転
一九二〇（大正九）年　第一宇野尋常高等小学校と改称
一九四一（昭和十六）年四月　第一宇野国民学校と改称
一九四七年四月　第一宇野小学校と改称
一九五〇年四月　玉野市立田井小学校と改称
一九五四年四月　築港小学校開校に伴い築港地区児童分離
一九七三年十月　田井の浦分校が廃校となり、病弱派遣特殊学級として発足（一九七四年三月廃級）

築港小学校

一九五四（昭和二十九）年四月　田井小学校、宇野小学校より分離して玉野市立築港小学校が開校
二〇一五（平成二十七）年四月　石島が築港小学校区に編入

宇野小学校

一八七三（明治六）年四月　宇野村字住木に宇野小学創立

図表３-６-５　市立小学校　児童数の推移

単位：人

年　度	1955	1965	1972	1974	1977	1981	1990
田井小学校	548	394(9)	627(10)	645	711	753	505
築港小学校	669	525	513	528	497	471	577
宇野小学校	1,181	742	737	692	737	769	432
玉小学校	1,644	786	674	602	515	481	253
奥玉小学校	730	456	738	848	265	296	174
玉原小学校					814	1,041	680
日比小学校	1,325	742	792	724	733	854	574
第二日比小学校	1,090	745	799	805	826	871	464
山田小学校	330	176	206	213	195	189	108
後閑小学校	120	63	64	65	92	93	63
荘内小学校	1,070	716	728	861	1,021	1,183	1,012
八浜小学校	470	299	228	207	212	245	235
大崎小学校	85	118	194	205	224	242	148
鉾立小学校				147	166	221	130
胸上小学校				233	245	275	253
胸上小学校石島分校				16	13	16	8
合　計	9,262	5,762	6,300	6,791	7,266	8,000	5,315

年　度	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2024
田井小学校	507	460	467	442	380	342	392
築港小学校	230	157	139	145	116	93	95
宇野小学校	361	270	250	229	194	194	184
玉小学校	277	191	142	121	118	102	86
奥玉小学校							
玉原小学校	528	354	332	280	217	156	120
日比小学校	376	249	250	176	146	115	106
第二日比小学校	320	299	233	238	175	117	99
山田小学校	139	123	96	115	99	71	62
後閑小学校	37	65	107	97	57	33	19
荘内小学校	1,047	918	875	754	652	713	689
八浜小学校	274	283	286	226	155	170	173
大崎小学校	141	173	159	97	93	93	90
鉾立小学校	120	76	74	82	82	74	38
胸上小学校	194	150	124	132	107	75	86
胸上小学校石島分校	12	13	6	1			
合　計	4,563	3,781	3,540	3,135	2,594	2,348	2,239

＊田井小学校のかっこ内はうち田井の浦分校の児童数。大崎小学校は1971年度までは八浜小学校大崎分校。

出典：各年度版「玉野の教育」

一八七七年六月　宇野村・玉村の学校を合併し、宇野村藤井に進開小学校設立

一八九〇年三月　進開高等尋常小学校と改称

四月　尋常玉野小学校と改称

一八九三年六月　玉野尋常小学校と改称

一九〇七年四月　町村分合のため、宇野尋常高等小学校分教場となる

一九〇八年四月　宇野尋常高等小学校から分離独立し、宇野尋常小学校と改称

一九二〇年三月　第二宇野尋常高等小学校と改称
一九四一年四月　第二宇野国民学校と改称
一九五〇年四月　玉野市立宇野小学校と改称
一九五四年四月　築港小学校開校に伴い築港地区児童一・二・三学年分離
一九五五年四月　築港地区四・五・六学年分離

玉小学校

一九二〇（大正九）年九月　日比尋常高等小学校より分離して玉尋常高等小学校が開校
一九四一（昭和十六）年四月　玉野市玉国民学校と改称
一九四七年四月　玉野市立玉小学校と改称
一九五三年四月　玉野市立奥玉小学校開校に伴い、奥玉地区児童を分離
一九九二（平成四）年四月　奥玉小学校と統合し、新たに玉野市立玉小学校として発足

奥玉小学校

一九五三（昭和二十八）年四月　玉小学校より分離して玉野市立奥玉小学校開校
一九九一（平成三）年十二月　市議会定例会で統廃合に関する条例改正案を可決
一九九二年三月　奥玉小学校閉校、玉小学校と統合

玉原小学校

一九七六（昭和五十一）年四月　玉野市立玉原小学校開校（一～三年・特殊学級は玉原校舎、四～六年は奥玉校舎で分離授業）
一九七七年二月　六年生が移転
三月　四・五年生が移転

日比小学校

一八七五（明治八）年四月　和田・日比・渋川三村連合尋常灘小学校開校
一八八八年四月　響灘小学校渋川分教場設置
一八九二年一月　渋川分教場廃校
一八九三年四月　日比尋常小学校と改称
一九〇七年三月　日比尋常小学校廃校
四月　日比尋常高等小学校開校
一九二〇（大正九）年九月　玉尋常小学校分離
一九四一（昭和十六）年四月　日比国民学校と改称
一九四七年四月　玉野市立日比小学校と改称
一九五二年四月　第二日比小学校分離

第二日比小学校

一九五二（昭和二十七）年四月　日比小学校から分離独立して玉野市立第二日比小学校開校（日比小校舎で一～四年授業開始）
一九五三年四月　全学年通学

山田小学校

一八七三（明治六）年　第三大学区第三中学校区四九番小学として開校
一八八〇年　雙田小学校と合併、無動院山南方に移転

一八八八年　旧後閑小学校と胸上村簡易小学校を分教場とする

一八九〇年　第二四、二五番学区尋常養才小学校と改称

一八九三年　第一養才尋常小学校と改称

一九〇二年　山田尋常小学校と改称

一九一一年　山田尋常高等小学校と改称

一九四一（昭和十六）年　山田国民学校と改称

一九四七年　山田小学校と改称

一九五三年　玉野市立山田小学校と改称

後閑小学校

一八七三（明治六）年九月　後閑小学（第六九番小学）として開校

一八八七年四月　山田村立養才小学校に合併

一八八八年四月　養才小学校後閑分教場となる

一八九〇年四月　尋常養才小学校第一支校となる

一八九三年九月　第二養才尋常小学校と改称

一九〇一年九月　山田村後閑字須賀一四九二番地に移転

一九〇八年四月　後閑尋常小学校と改称

一九四一（昭和十六）年四月　山田村立後閑国民学校と改称

一九四七年四月　山田村立後閑小学校と改称

一九五三年七月　玉野市立後閑小学校と改称

一九七四年五月　後閑一四二一番地（現在地）に移転

荘内小学校

一八八八（明治二十一）年四月　現在地に上加茂・下加茂・秀天の三村立荘内尋常小学校、荘内高等小学校を設立

一九〇三年十月　荘内尋常高等小学校と改称

一九四一（昭和十六）年四月　荘内村立荘内国民学校と改称

一九四七年四月　荘内村立荘内小学校と改称

一九五四年四月　玉野市立荘内小学校と改称

八浜小学校

一八七三（明治六）年四月　宗蔵寺に八浜小学を開設

一八八七年四月　硯井小学・甲南小学を廃し、尋常八浜小学に合併

一八九二年四月　現在地に移転

一八九三年四月　八浜尋常小学校と改称

一九〇〇年四月　八浜尋常高等小学校と改称

一九〇八年四月　大崎分教場設置

一九四一（昭和十六）年四月　八浜国民学校と改称

一九四七年四月　八浜小学校と改称

一九五五年二月　玉野市立八浜小学校と改称

一九七二年四月　大崎分校が独立し、大崎小学校開校

大崎小学校

一八七二（明治五）年　大崎村硯井小学校創立

一八八三年　槌ケ原村硯井小学校となる

一八九三年　旧名・硯井尋常小学校に復する

一九〇八年　八浜町立八浜尋常小学校大崎分教場となる

一九五四（昭和二十九）年　現在地に移転

一九五五年　玉野市立八浜小学校大崎分校に改称
一九七二年　八浜小学校から独立し玉野市立大崎小学校開校

鉾立小学校

一八七二（明治五）年八月　山坂小学、北方小学、番田小学を設置
一八七四年八月　三小学を合併し清水小学校を設置
一八八七年五月　高等清水小学校と改称
一八八八年五月　北方一二七四番地（現在地）に校舎移築
一八九四年三月　東児高等小学校と改称
一九〇八年四月　清水尋常高等小学校と改称
一九一一年四月　鉾立尋常高等小学校と改称
一九四一（昭和十六）年四月　鉾立国民学校と改称
一九四七年四月　鉾立村立鉾立小学校と改称
一九五四年三月　東児町立鉾立小学校と改称
一九七四年三月　玉野市立鉾立小学校に改称

胸上小学校

一八七三（明治六）年九月　胸上村慈等院に創立
一八七五年三月　龍渕小学と改称
一八八七年四月　胸上村簡易小学校となる
一八八八年三月　養才小学校分教場となる
一八九〇年四月　胸上村簡易小学校と改称
一八九三年九月　龍田尋常小学校と改称し、胸上・西田井地に移転
一八九六年四月　現在地に移転
一九一五（大正四）年四月　胸上尋常高等小学校と改称
一九四一（昭和十六）年四月　胸上国民学校と改称
一九四七年四月　胸上村立胸上小学校と改称
一九五四年三月　東児町立胸上小学校と改称
一九七四年三月　玉野市立胸上小学校と改称
二〇一二（平成二十四）年三月　石島分校休校
二〇一五年三月　石島分校閉校（石島地区は二〇一五年度より築港小学区に変更）

4 中学校

本市の市立中学校は、一九七〇（昭和四十五）年度の時点では六校で、ほかに宇野中学校田井の浦分校があった。その後、一九七四年三月に東児町を編入したのに伴って東児中学校が加わった。その一方、田井の浦分校は一九七三年十月に廃止となった。

市立中学校の生徒数の推移は、図表3-6-6のとおりである。また、各中学校の沿革は次のとおりである。

宇野中学校

一九四七（昭和二十二）年四月　岡山県玉野市立第一中学校開校
一九四八年四月　玉野市築港五九八九－一に移転
一九五〇年四月　玉野市立宇野中学校と改称
一九五四年九月　現在地に移転

玉中学校

図表３-６-６　市立中学校　生徒数の推移

単位：人

年　度	1955	1965	1972	1974	1977	1981	1990
宇野中学校	1,072	2008(12)	889(21)	885	907	939	803
玉中学校	982	805	631	610	648	703	729
日比中学校	930	992	721	687	710	702	663
山田中学校	207	170	111	119	153	131	121
荘内中学校	436	424	406	396	424	529	640
八浜中学校	277	258	232	219	234	211	232
東児中学校				206	195	202	234
合　計	3,904	3,757	2,990	3,122	3,271	3,402	3,422

年　度	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2024
宇野中学校	554	531	417	411	370	328	311
玉中学校	528	337	222	212	174	142	111
日比中学校	431	283	267	238	177	139	101
山田中学校	86	94	93	97	102	69	35
荘内中学校	537	515	451	421	384	341	356
八浜中学校	215	230	235	201	165	112	126
東児中学校	182	143	108	92	103	80	66
合　計	2,533	2,133	1,793	1,672	1,475	1,215	1,106

＊宇野中学校のかっこ内はうち田井の浦分校の生徒数

出典：各年度版「玉野の教育」

一九四七（昭和二十二）年四月　岡山県玉野市立第二中学校開校
一九五〇年四月　玉野市立玉中学校と改称
一九五一年七月　現在地に移転

日比中学校

一九四七（昭和二十二）年五月　岡山県玉野市第三中学校開校
一九四八年十一月　玉野市和田三井造船所寮を改築、移転
一九五〇年四月　玉野市立日比中学校と改称
一九五四年四月　和田四丁目七番一号に移転
一九九三年四月　和田六丁目一三番一号（現在地）に移転

山田中学校

一九四七（昭和二十二）年四月　山田村立山田中学校開校
一九五三年七月　玉野市立山田中学校と改称

荘内中学校

一九四七（昭和二十二）年四月　荘内村立荘内中学校開校
一九五四年四月　玉野市立荘内中学校と改称
一九八二年四月　木目一三七三（現在地）に移転

八浜中学校

一九四七（昭和二十二）年四月　八浜町立八浜中学校開校
一九五五年二月　玉野市立八浜中学校と改称

東児中学校

一九四七（昭和二十二）年四月　鉾立村外二ヶ村学校組合立東児中学校開校、石島分教場設置
一九五四年四月　東児町東児中学校と改称

一九六四年三月　石島分校廃止、全員本校に通学
一九七四年三月　玉野市立東児中学校と改称
二〇一五年三月　石島地区が宇野中学校区に変更

5 高等学校

玉野市立玉野商工高等学校　一九五七（昭和三十二）年四月に玉野市立商業高校として開校し、二〇一八（平成三十）年四月に現在の校名となった。全日制課程の機械科、ビジネス情報科がある。

〈沿革〉
一九五七年四月　玉野市立商業高等学校として設立認可、開校。市立備南高校校舎を借りて授業開始
一九五九年三月　新校舎に移転
一九六三年四月　商業経営科設置
一九六五年四月　玉野市立玉野商業高等学校と改称
一九七三年四月　商業経営科廃止
一九九五（平成七）年四月　情報ビジネス科設置
二〇〇七年四月　ビジネス情報科設置
五月　平成十九年度「目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）」指定
二〇一八年四月　玉野市立玉野商工高等学校と改称、機械科設置

玉野市立玉野備南高等学校　二〇二〇（令和二）年度以降は普通科のみの昼間定時制高校で、単位制を採用している。

〈沿革〉
一九四八（昭和二十三）年三月　玉野市立高等学校定時部として設立認可
四月　開校（機械科・造船科）
十月　岡山県立第二玉野高校定時部と改称
一九四九年九月　岡山県立玉野高校定時部と改称
一九五一年九月　岡山県玉野市立備南高校と改称
一九五二年四月　商業科設置
一九五九年四月　岡山県立玉野高校併設を廃止し玉野市立玉野商業高校に併設
一九六五年七月　併設を廃止し玉野市立備南高校と改称
一九七七年四月　昼間機械科・造船科を廃止し夜間機械科・商業科の二科となる
一九九六（平成八）年九月　旧日比中跡地に生涯学習センターとの併設により新築移転
一九九九年四月　二学期制導入、新入学生より単位制導入
二〇〇三年四月　玉野市立玉野備南高校と改称。昼間普通科、夜間総合技術科を新設、三修制を導入
二〇〇六年三月　機械科、商業科を廃止
二〇二〇（令和二）年三月　夜間総合技術科廃止

岡山県立玉野高等学校　一九三九（昭和十四）年に設立された岡山県日比高等女学校と、一九四一年に設立された岡山県玉野中学校を前身とする。一九四八年に両校とも新制高等学校となり、翌一九四九年八月に統合され、男女共学を開始した。高等

女学校の創立が早いため、一九三九年を玉野高等学校の創立年としており、二〇一九（平成三十一）年に創立八〇周年を迎えた。

〈沿革〉

一九四八年四月　学制改革により、旧制玉野中学校は岡山県立玉野高等学校、旧制玉野高等女学校は岡山県玉野市立高等学校と改称

十月　県立玉野高校は県立玉野第一高等学校と改称、玉野市立高校は県立に移管し県立玉野第二高等学校と改称

一九四九年八月　両校が岡山県立玉野高等学校として統合し、第一高校は県立玉野高校宇野校舎、第二高校は県立玉野高校玉校舎に設置

一九五七年三月　玉校舎を廃止し、宇野校舎に統合

一九九九年四月　国際科設置

二〇〇八年四月　国際科募集停止

岡山県立玉野光南高等学校　全県学区、学科総合型の新しいタイプの高等学校として、一九八四（昭和五十九）年に開校した。また、岡山県では唯一の体育科を有する。

〈沿革〉

一九八四年一月　岡山県立高等学校設置条例の一部改正施行により岡山県立玉野光南高等学校を設置

四月　開校

二〇〇三（平成十五）年四月　情報電子科、情報処理科の募集を停止し、情報科を新設。二学期制に移行し、単位制を導入

6 ■ 中学校区一貫教育

二〇一二（平成二十四）年度から、中学校区ごとに保育園・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校の保育士や教職員が連携して一貫した教育・保育を行う中学校区一貫教育に取り組んでいる。学力向上とキャリア教育を柱として、九年間の発達段階に応じて系統的・継続的なカリキュラムを作成・実践する。具体的な取組としては、次のようなものがある。

①授業参観と参観後の協議会の開催…学区内の教員を対象とする授業参観を行うとともに、授業の改善などをテーマとする協議会を開催している。

②中学校区の生徒指導連携協議会や各種連携部会等の開催…定期的にこれらの会議を開催し、生徒指導上の課題解決のための協働体制を確立し、中学校区内の児童生徒の規範意識の向上などを図っている。

③特別支援教育中学校区連携部会の充実…発達障害等がある子どもたちの適切な支援の継続のため、情報共有やケース会議等に取り組み、関係機関との連携を深めながら、子どもたちの実態に合った指導・支援を行っている。

④規範意識向上のための中学校区生活心得の活用…各校区で中学校区生活心得を作成し、小・中学校の教員が協働して生徒指導上の課題解決に取り組んでいる。

⑤中学校区重点取組項目…各校区で重点取組項目を定め、地域の特性を生かした子どもたちの健やかな成長を支援している。

⑥中学校教員による小学校授業への支援…中学校の英語教員を学区の小学校兼務として英語科や外国語活動の支援を行う。また、音楽や体育などについても、中学校の教員が小学校の授業支援を行っている。

⑦「未来の学校づくり推進モデル校」による取組…モデル校を指定し、オープンスクール一日実施や中学生による小学校行事へのボランティア参加、小学生の中学校生活体験などの交流活動を行う。

⑧園小連携による交流活動の推進…小一プロブレム（入学した一年生が学校生活に適応できない状態が続くこと）の解消とともに、子どもたちの健全育成に向けてより良い交流を促進する。

7 特色ある教育

確かな学力の育成　確かな学力を育むには主体的に学習に向かう意欲が重要であり、中学校区一貫教育におけるキャリア教育を通じて、「なぜ学ぶのか」「どのように学ぶのか」を考え、自分の夢に向かって歩む姿勢を培うよう努めている。具体的な取組としては、次のようなものがある。

①学校経営アクションプラン…国・県の学力・学習状況調査等を通じて子どもたちの実態を把握し、それを踏まえて各校で学校経営アクションプランを作成、検証を行う。

②専科指導、基礎学力の向上のための非常勤講師配置…必要と認める小学校の学級に市費で非常勤講師を配置し、専科指導や高学年の教科担任制を推進。また、基礎学力定着のため少人数指導等を実施している。中学校についても非常勤講師を配置し、少人数指導や個別指導を通じて基礎学力の定着を図っている。

③キャリアパスポートの活用…キャリアパスポートは、学習の過程や成果等の記録や作品・資料等を収集・保存したもの。市内全体で共通したキャリアパスポートを活用することで、児童生徒が自身の学びや思考の深まりを確認できるようにしている。

④外国語活動等国際理解教育の推進…外国人講師を配置して、オンラインによる英会話指導を行っている。

⑤学力・学習状況調査の活用…調査結果を分析して児童生徒の学習状況の把握に努めるとともに、各校の状況に応じて改善策の検討や教職員の研修を行っている。

情報教育　一九九五（平成七）年度に小学校コンピュータ活用推進委員会、二〇〇〇年度に中学校コンピュータ活用推進委員会を設置して、情報の収集・判断・表現・処理等の教育のあり方を検討するとともに、各校にパソコンなど情報機器の導入を進めた。二〇〇一年九月には、インターネットの利用できる環境整備を完了した。その後、各校で学校のホームページを作成し、教育委員会のサイト上に掲載した。二〇〇二年度には情報教育推進委員会を設置し、各教科における情報機器の活用を進

めるとともに、その適切な利用のあり方についても検討を重ね、指導にあたった。二〇〇七年度には、各校で情報教育全体計画及び年間指導計画を作成した。

二〇二〇（令和二）年度には、国のＧＩＧＡスクール構想（※）により、各小・中学校の全児童生徒にタブレット端末が配付された。これに合わせて、ＩＣＴを効果的に活用した授業ができるように授業支援ソフトも導入した。また、教員の指導力向上のため、「ＧＩＧＡスクール実現ガイドブック」を全教職員に配付するとともに、ガイドブックの説明会や研修会を開催した。

二〇二二年五月時点で、教員用・予備用も含めて小学校には二五四六台、中学校には一三〇四台、市立高校には一七九台の学習用端末（クロームブック）が導入されている。

特別支援教育　特別支援教育は、何らかの障害のある児童生徒に対して健常者と同等の教育を行うとともに、生活上の困難を克服し社会的な自立を図るために必要な知識・技能を授けるものである。以前は特殊教育と呼ばれていたが、二〇〇一（平成十三）年度から特別支援教育という用語が使われ始め、二〇〇四年八月には中央教育審議会が「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」中間まとめを発表し、翌二〇〇五年十二月に答申。これに沿って、二〇〇六年六月に学校教育法が改正され、二〇〇七年度から正式に特別支援教育がスタートした。

本市では一九七二（昭和四十七）年度の時点で、分校も含め一三の小学校のうち一一校に一二の特殊学級があり、七六名の児童が在籍。中学校については、分校を含め七校のうち四校に五つの特殊学級があり、三四名の生徒が在籍していた。二〇二二（令和四）年度は、一四小学校のうち一三校に三〇の特別支援学級が設けられ、一三七名の児童が在籍。内訳は、自閉症・情緒障害が二〇学級一〇五名、知的障害が八学級三一名、肢体不自由が一学級一名。このほか、通級指導教室が一〇学級あり、一七六名が在籍していた。中学校については、全七校に一一の特別支援学級が設けられ、四九名の生徒が在籍。内訳は、自閉症・情緒障害が七学級三四名、知的障害が四学級一五名。

本市では特別支援教育を、学校園の教育・保育の中で明確に位置づけ、関係機関等とのネットワークを構築するとともに、問題の早期発見・早期支援開始・指導の継続を目指して、中学校区を単位とした地域連携のもとで個々人に応じた特別な支援の充実に努めている。一九六九年四月には玉小学校に、言語障害児を対象とする通級教室「ことばの教室」が開設された。

現在の主な取組は次のとおりである。

①特別支援教育支援委員会…同委員会において、障害の種類及び程度を専門的見地から判定するとともに、その後の教育支援のあり方について助言している。

※ＧＩＧＡスクール構想

2019年（令和元年）に開始された、全国の児童生徒１人に１台のコンピュータと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。

②障害の実態に応じた適切な就学先での指導
・特別支援学級（知的障害）…行動特性等に十分配慮しながら身辺生活の自立を促す。
・特別支援学級（自閉症・情緒障害）…行動特性等に十分配慮しながら身辺生活の自立を促し、集団参加ができるよう指導する。
・特別支援学級（肢体不自由）…スロープやエレベーター等の設備を整えるとともに、障害の種類と程度に応じて機能訓練を実施する。
・通級指導教室…小学校の通常学級に在籍する、言語障害や発達障害等のある児童が対象で、週に数時間の通級により、その障害による生活上・学習上の困難さの改善、克服を図るための指導を行う。宇野小学校、荘内小学校、胸上小学校の三校に、複数障害種に対応した通級指導教室「スマイル教室」を設置している。二〇一〇年度に宇野小学校に開設されたのが最初で、通級指導担当教員による個別指導やティームティーチングによる小集団指導を行っている。また玉野備南高校でも、通級による指導を行っている。
③重い障害のある幼児児童生徒の支援…重い障害のある幼児児童生徒が在籍する学校・園に学校サポートスタッフを配置。また、幼稚園に特別支援教育に係る助教師を配置している。
④特別支援教育の体制整備
・各校・園では特別支援教育コーディネーターを中心に、全教職員・保育士による組織的な教育・保育活動に努めている。
・玉野市特別支援教育ネットワーク連絡協議会を設置し、中学校区ごとに校区内の保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の教員及び担当保健師による連携部会を設けている。
・教育委員会の指導主事に加え、発達障害支援コーディネーター、教育カウンセラー等で特別支援教育サポートチームを組織し、支援体制の充実や個別支援のあり方等について指導・助言を行っている。
・特別支援教育に関する研修会の開催、各地の研究大会や先進地視察への教職員等の派遣を行っている。
・通常学級における授業のユニバーサルデザイン化を進め、「わかる授業」の充実を図るとともに、通常学級での特別支援教育の指導充実に取り組んでいる。
・市内全体で特別支援教育の総合的な研究に取り組むとともに、先進地視察や各種研修会を実施している。

8 学校給食

学校給食センター　一九七〇（昭和四十五）年三月、玉原二丁目に玉野市学校給食センター（玉原給食センター）が竣工し、四月から市内全小・中学校約九五〇〇人分の給食の調理・配送を始めた。施設の概要は次のとおりである。
▽敷地面積…四五七五平方メートル　▽建物…調理室棟（管理室棟含む）一〇八七・〇二平方メートル（鉄筋コンクリート造平屋建）、ボイラー室棟八四・七六平方メートル（鉄骨造平屋

建)、車庫一一〇・九〇平方メートル(鉄骨造平屋建)　▽輸送体制…輸送車五台(二トン積、パワーゲート付)

また、一九七四年三月に東児町を編入したのに伴い、旧東児町学校給食共同調理場を、玉野市学校給食センター東児調理場とした。一九七二年二月に竣工した建物で、敷地面積一八五七平方メートル。一九七九年に増改築し、調理能力が一日一二〇〇食から二五〇〇食に向上した。この増改築に伴い、給食センターで小学校九校・中学校四校、東児調理場で小学校七校・中学校三校を担当する体制とした。

学校給食の教育効果を高め魅力ある学校給食を提供するため、教育長を理事長とする学校給食会を設置している。

二〇二二(令和四)年六月には、築港五丁目に新しい学校給食センターが竣工し、九月から学校給食の調理・配送を始めた。従来は玉原給食センターと東児調理場に分かれていた施設を一元化したもので、同年度は小学校一四校二五八八人、中学校七校一三〇一人、計二一校三八八九人に給食を提供する計画とした。施設概要は次のとおり。

▽敷地面積…一万五五四一平方メートル　▽延床面積…二〇九三・四五平方メートル　▽調理能力…三八〇〇食／日(アレルギー対応食＝五〇食／日)

食育と学校給食　地場産の食材を活用した給食を「生きた教材」として、望ましい食習慣の確立に向けた指導を実施している。例えば、地元産の米、じゃがいも、たまねぎ、みかんなどを学校給食で使用している。また給食の際に、栄養士が食事のマナーについて、牛乳について、野菜について、植物繊維について、生活習慣病について等のテーマで指導を行っている。

9 ■市立小中学校適正規模・適正配置計画

本市の児童生徒数は、一九八二(昭和五十七)年度の一万一五七五人から二〇二四(令和六)年度では三三四五人と、およそ四〇年間で三分の一以下にまで減少している。住民基本台帳を基にした推計によると、二〇三三年度には、小学校一四校中七校で複式化、中学校七校中五校で全学年単学級化することが予測されている。

学校教育では、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨しながら児童生徒一人ひとりが資質・能力を伸ばしていくことが重要であり、そのためには一定数以上の児童生徒が在籍する学校規模が確保されることが求められている。

二〇二二年度には、学識経験者、保護者やコミュニティの代表者、小中学校の校長、幼稚園・保育園・認定こども園の園長、公募市民で構成する玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置して、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置のあり方などについて協議、検討を重ねた。教育委員会では、二〇二三年十二月に検討委員会から提出された答申をもとに、玉野市における望ましい学校規模や学校配置、学校規模の適正化に関する基本的な方針を決定し、二〇二五年三月に玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画を策定した。

三　社会教育

1 ■社会教育施設

市民センター　一九七二（昭和四十七）年度より、それまでの支所・出張所が市民センターとして新しくスタートした。市役所の出先機関としての窓口機能を残しつつ、地域の生涯学習の拠点としての公民館機能を付加したもので、教育委員会の所管となった。

二〇〇七（平成十九）年度の機構改革では、市民センターを市長部局に位置づけ（公民館機能は従来どおり教育委員会所管）、地域の課題把握・調整、地域活動の推進に関する業務を明確化した。二〇〇八年度からは、中央市民センター（各市民センター及び市民会館を含む）を係担当として市民活動支援課に統合し、同課が市民センター総合調整に関する業務などを行うこととした。地域課題解決に向けて地域と使途をつなぎ調整を行う地域コーディネーターとしての機能を、市民センターに持たせたものである。

その後、二〇一七年二月の玉野市行財政改革大綱実施計画を踏まえて、二〇一八年二月に「公民館及び市民センター機能の集約化に係る基本方針」を策定。これに基づいて二〇二〇（令和二）年四月に市民センターの機能見直しを行い、証明書の交付や税金等の納付の取扱いを終了するとともに、職員を三～四人体制から原則二人体制（荘内市民センターは三人体制）に変更した。その一方で、地域の活動や行事に対する支援を強化することになった。

しかしながら、各種証明書のコンビニ交付が可能となった一方で、市民センターの窓口機能が縮小されることは市民サービスの観点から利便性の低下が懸念された。そこで、二〇二三年四月から各市民センターに証明書の出張窓口を開設した。センターにより曜日や時間帯は異なるが、週二回、二時間（荘内市民センターは五時間半）開設している。取得できるのは、①住民票の写し、②住民票記載事項証明書、③印鑑登録証明書、④戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書、⑤戸籍の附票の写し、⑥所得・課税証明書である。

現在、次の九つの市民センターがある。

①田井市民センター…施設の老朽化に伴い、東側の隣地に新たな建物が建設され、一九九四年六月に完成した。

②玉市民センター…一九七七年二月に増築工事を完了した。

③玉原市民センター…一九七四年十月に新たな



田井市民センター（田井公民館）（2014年）

施設が完成した。

④和田市民センター…一九七六年四月に新たな施設が完成した。

⑤日比市民センター…日比幼稚園跡に建物を整備し、一九七五年四月に完成した。

⑥荘内市民センター…一九七三年四月に玉野市木目に新築移転した。一九九七年一月に玉野市用吉へ西北地域市民センターとして新築移転を行った。二〇〇七年に荘内市民センターへと改称した。

⑦八浜市民センター…旧所在地に本館を建て、旧建物の一部を図書館として整備し、一九七五年四月に完成した。

⑧山田市民センター…老朽化していた施設の改築工事が一九八三年二月に完成し、三月から住民票等の発行業務、四月から公民館業務を始めた。

⑨東児市民センター…東児町が一九七四年三月二十日に玉野市に編入したのに伴い、同日に旧東児町役場が東児市民センターとして開館した。一九七七年三月には東児市民センター石島分館が完成した。一九九三年四月に新たな施設が完成した。

総合文化センター・中央公民館　総合文化センターは、市制三〇周年記念事業として宇野二丁目（現在のたまの病院）に建設され、一九七二（昭和四十七）年四月にオープンした。同月一～三日は、開館記念行事として洋画秀作展、婦人会による歌と踊り、NHK広島サロンアンサンブルによる演奏会が開かれた。

中央公民館、図書館のほか、ホール（二七八席）、展示室、青少年育成センター事務所が入り、総床面積は三三〇〇平方メートル。公民館部門では、研修室二、会議室二、談話室一、和室二が設けられている。鉄筋コンクリート造三階建の建物は浦辺鎮太郎の設計によるもので、南側にメイン・エントランスのあるホールは東側端部が船の帆先のような舟形五角形平面となっている。二階のホワイエ中央の柱と柱頭の円形折り上げ天井には作野旦平によるシンボリックなガラスモザイクが施され、ホール天井は星座をあしらったダウンライトのレイアウトと神話の絵柄が見られる。

長らく市民文化の拠点として利用されてきた総合文化センターは、開館から四〇年を経て老朽化が進行し、バリアフリーへの対応が困難になったことなどから、二〇一四（平成二十六）年に総合文化センターあり方検討会が設置された。機能の移転や市民会館との関係など、中央公民館を含めた今後について検討が進められ、二〇一五年には図書館と公民館機能を移転した上で廃止・解体の方針が決



総合文化センター　2階ホワイエ中央天井のモザイク画

定された。総合文化センターは二〇一六年度をもって閉館となり、二〇二〇（令和二）年に解体された。存続を希望する声も上がったホール機能については、閉館後は荘内公民館の多目的ホールやすこやかセンター等の施設が利用されている。

一方、二〇一七年四月一日、中央公民館は図書館とともに天満屋ハピータウン・メルカの二階に移転オープンした。「つどう・まなぶ・むすぶ」という市民の学習活動をより豊かにするために、図書館の施設と中央公民館の施設が融合した、非常に独自性の高いレイアウトになっている。公民館としての施設は次のとおり。

▽多目的防音室（大）…一六八平方メートル、収容人数の目安は一五〇人　▽多目的防音室（小）…五六平方メートル、三二人　▽第一研修室…五四平方メートル、三二人　▽第二研修室…三六平方メートル、一六人　▽第三研修室…四〇平方メートル、一六人　▽第四研修室…三八平方メートル、一六人　▽和室…全面一一七平方メートル、半面六二平方メートル　▽料理実習室…九〇平方メートル（三〇人）　▽実習室…七七平方メートル（二〇人）　▽ギャラリー…三七六平方メートル

二〇二一年度における主な事業は次のとおりである。

①定期講座…二一講座を開講し、特に人気の古典文学講座は同内容で二クラスを開講した。受講者数は三三八人。同年度はコロナ禍の影響で、開講の延期、日程変更、中止等の対応を行った。

②特別講座・ワークショップ等…図書館連携事業・特別講習会「マネー講座～貯める・守る・増やす～」、ワークショップフェスタ（地域アーティストの活動の場の提供）、玉野市回顧展を中心とする展示事業の協力開催。

③各種グループ講座の活動支援…定期講座の修了者等による自主グループ（パソコン、生け花、囲碁など）の活動を支援。

④たまの地域人づくり大学…八講座で延べ一八九人が受講（詳しくは後述）

⑤展覧会・発表会…玉野美術秀作展（中止）、定期講座生作品展、グループ・サークル作品展、グループ・サークル絵画作品展。

⑥高齢者学級（寿学級）…講演会、研修会、グラウンドゴルフ、市外研修など（二〇二一年度はディスコン大会のみ実施）。

⑦コミュニティ活動の推進…町内会会議、電子町内会等の利用。健康体操、小地域ケア会議等は中止。

生涯学習センター　玉野市生涯学習センター「ミネルバ」は、一九九五（平成七）年九月、旧日比中学校跡地に着工し、一九九六年七月に竣工、同年九月一日に開館した。市立備南高校（二〇〇三年四月から市立玉野備南高校）との併設という、他にはあまり見られない複合施設となっている。施設の概要は次のとおり。

▽構造…鉄筋コンクリート造三階建、コンクリート打放し、樹脂吹付け　▽敷地面積…一万五五〇〇平方メートル　▽延床面積…本館棟三六〇八平方メートル（一階一四九六平方メートル〈うち生涯学習センター部分四五〇平方メートル〉　二階一二

四六平方メートル〈五六五平方メートル〉　三階八三〇平方メートル〈八一平方メートル〉　PF三六平方メートル〈三六平方メートル〉）　▽施設内容…一階＝学習情報コーナー・国際交流センター、簿記実習室、美術工芸室、保健室、調理実習室、被服実習室、和室　二階＝多目的ホール、理科教室　三階＝コンピュータ実習室、文書処理実習室、製図実習室

次の五つの基本方針と、それに沿った事業を行うこととした。

①生涯学習に関する講座、講習会、講演会等を開催し、市民に学習の機会を提供する…大学公開講座、いきいき女性ゼミナール、男の料理教室、親子工作教室、陶芸教室など

②生涯学習関係者の研修及び生涯学習指導者の養成を行う…生涯学習ボランティア養成講座、生涯学習特別講座

③複合施設の特性を生かし高等学校が有する優れた人材と施設を活用する…備南高校公開講座

④生涯学習に関する調査・研究及び情報の収集と提供を行う…県の学習情報センターとの間での情報の相互受発信、市独自の情報の登録・発信

⑤生涯学習に関する相談・指導を行う

通常の講座のほか、複合施設ならではの特徴を生かし備南高校の教諭が学校の設備を使って絵画、古典、商業簿記、パソコンの講座を開くなど、オープン後一年半で三三の主催講座を開講し、約一四〇〇人が参加した。

二〇〇四年十月には、生涯学習センター敷地内に多世代交流施設「高山ドーム」がオープンした。故・高山常香さんの寄付金をもとに建設された施設で、ドーム棟は延床面積一九九六平方メートル。地域行事やスポーツ・文化活動に利用されている。

二〇〇七年からは、備南高校と合同で「ミネルバ文化祭」が開催されていた。ミネルバで開講されている各種講座の受講生が、作品の展示や舞台発表を通じて日ごろの活動の成果を披露する場であった。

その他の公民館　中央公民館以外の公民館としては、次の施設がある。なお、開館年は現在の公民館施設が建築された年を指す。

①築港公民館　▽所在地…築港一丁目七番二〇号　▽開館…一九八〇（昭和五十五）年四月　▽構造…鉄筋コンクリート造三階建　▽主な施設…講座室、和室、調理室など

②田井公民館　▽所在地…田井四丁目一〇番五号　▽開館…一九九四（平成六）年六月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…会議室、和室、調理室、多目的ホール、図書室など

③玉公民館　▽所在地…玉五丁目一番一五号　▽開館…一九六



ミネルバ文化祭（2017年）

六年七月　▽構造…鉄筋コンクリート造三階建　▽主な施設…会議室、展示室、和室、調理室など

④玉公民館奥玉分館　▽所在地…奥玉一丁目二三番七号　▽開館…一九七四年三月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…会議室、和室、調理室、図書室など

⑤玉原公民館　▽所在地…玉原二丁目七番四五号　▽開館…一九七四年十月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…会議室、和室、調理室、図書室など

⑥和田公民館　▽所在地…和田三丁目一番二号　▽開館…一九七六年四月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…講座室、和室、調理室、図書室など

⑦和田公民館和田分室　▽所在地…和田二丁目一九番一一号　▽建築は一九三〇年。一九五五年に市民からの寄贈を受け、公民館としての施設利用を開始。▽構造…木造平屋建　▽主な施設…会議室、和室など

⑧日比公民館　▽所在地…日比三丁目一番一号　▽開館…一九七五年四月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…講座室、和室、多目的室、調理室、図書室など

⑨荘内公民館　▽所在地…用吉一一八六番地一　▽開館…一九七年一月　▽構造…鉄筋コンクリート造三階建　▽主な施設…会議室、研修室、和室、調理室、多目的ホール、映写室、図書室など

⑩八浜公民館　▽所在地…八浜町八浜一六五番地一　▽開館…一九七五年四月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…講座室、会議室、和室、調理室、図書室など

⑪大崎公民館　▽所在地…八浜町大崎一六四九番地一　▽開館…一九八二年三月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…講座室、和室、調理室、図書室など

⑫山田公民館　▽所在地…山田四四七番地二　▽開館…一九八三年四月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…会議室、和室、調理室、図書室など


東児公民館（2014年）

⑬東児公民館　▽所在地…梶岡七〇〇番地　▽開館…一九九三年四月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…会議室、和室、多目的室、調理室、図書室など

⑭東児公民館石島分館　▽所在地…石島三〇七七番地　▽開館…一九七七年三月　▽構造…木造二階建　▽主な施設…講座室、和室、調理室など

⑮鉾立公民館　▽所在地…北方一三四九番地一　▽開館…一九八一年二月　▽構造…鉄筋コンクリート造二階建　▽主な施設…講座室、和室、調理室、図書室など

2 社会教育関係団体

PTA　PTAはペアレント・ティーチャー・アソシエーションの略で、文字どおり各学校・園の保護者と教職員によって構成される社会教育団体である。各単位PTAによってPTA連合会が結成され、一九七二（昭和四十七）年当時は連合会の中に文化部・体育部・補導部を設けて研修会を実施したほか、幹部研修会や親睦球技大会なども開催された。同年度における会員数は、幼稚園が七園で一三八八名、小学校が一二校で五〇二九名、中学校が六校で二八八〇名、高校が一校で六六七名、合計九九六四名であった。



PTA による研修会

婦人会　一九五三（昭和二十八）年二月、各単位婦人会を構成メンバーとして玉野市婦人協議会が結成された。一九五五年度の時点では、次の一三の単位婦人会があった。

▽山田北部婦人会…会員数三八一名　▽山田南部婦人会…一四六名　▽田井婦人会…四三三名　▽築港婦人会…二九四名　▽宇野婦人会…三五〇名　▽双葉会…一九一名　▽玉婦人会…一一一二名　▽奥玉婦人会…二九七名　▽和田婦人会…六〇〇名　▽日比木曜会…六一名　▽渋川婦人会…一一八名　▽荘内婦人会…一〇〇〇名　▽八浜婦人会…四九四名

それぞれの単位婦人会では、婦人学級、講習会・講演会、グループ活動を実施していた。例えば一九七二年度の婦人学級では、宇野婦人学級が「消費生活と合理的な生活設計」、日比婦人学級が「公害と行政、商品の知識」といったテーマを掲げて学習していた。一九七四年度の婦人学級は、料理、フォークダンス、和裁、郷土史など、趣味や教養に関するテーマを多く取り扱い学習していた。

二〇一二（平成二十四）年度には六〇周年を迎えた。各単位婦人会としての活動は継続されている。



婦人協議会創立60周年記念式典・総会の様子

3 生涯学習事業

各生涯学習施設において、趣味、伝統芸能、芸術文化、教養など各種の講座が開かれている。その中でも主なものを次に紹介する。

市民大学講座　市民向けの教養講座としては、一九七三（昭和四十八）年度に市民大学講座が開かれているのが、最も古い記録である。会場は総合文化センターで、一五歳以上の市民及び市内に勤める人が対象。同年度の市民大学講座は全四講の連続

講座で、各回のテーマは「七〇年代の女性」「新しい中国と日本」「現代人の心」「人間の心について」であった。

女性学講座　一九九三（平成五）年度に、第一回女性学講座が開催された。女性の立場・視点から女性問題を考え、今までの生き方を振り返るとともにこれからの生き方を確かなものにすることを目的とする。会場は（旧）日の出ふれあい会館で、六月から十月にかけて五回の講座が開かれた。各回のテーマは、「対人関係を考える」「女性とくらしの法律」「古典文学にみる女性」「これからの労働と家族」「男の子育て」であった。

たまの地域人づくり大学　二〇一〇（平成二十二）年度から始まった。市民が地域での活動に役立つ知識や技術を習得し、まちづくりのリーダーとなることを期待して開設されたものである。学長は市長、副学長は教育長が務めている。初年度は次の三つのコースを開講し、それぞれに年間を通してカリキュラムが組まれた。

①地域生活サポーター養成コース…生活・介護支援サポーター養成講座、傾聴ボランティア養成講座、災害ボランティア養成講座など

②コミュニティビジネスコース…はじめてのＮＰＯ講座、我が町ふるさと再発見講座、玉野のお宝さがし！など

③知っ得（知って得する）コース…たまの温玉親子料理教室、アンチエイジング講座、あったか鍋大学など

このほか、「シニア世代いきいき講座おやじ塾」「たまの歴史ロマン塾」「ノルディック・ウォーキング」なども開かれた。市民及び市内在勤・在学者が対象で、受講料無料（材料代別）。

二〇一九（令和元）年度には、中央公民館との連携講座として「公的年金制度の仕組み～年金制度の目的の再認識～」「魚のさばき方・魚料理教室」などが開かれ、二〇二〇年度には「玉野のお宝さがし講座」で大槌島を取り上げた。

二〇二一年度は次のような講座を開催した。

▽開校一一周年記念講演（オンライン配信）　▽玉野お宝さがし講座（全四回）　▽ファジアーノ岡山講座　▽夢育プログラム　▽ＺＯＯ



たまの地域人づくり大学（玉野のお宝さがし！）

図表３-６-７　たまの地域人づくり大学の開催実績

年　度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
講座回数	45	32	34	35	29	28	30	4	9
延人数（人）	1,466	1,562	1,254	1,147	943	540	703	106	261

M講座（全二回）

たまの地域人づくり大学は、二〇二五年度から「たまの講座」と名称を変更し、事業目的も「市民向けの各種講座・イベントの開催など、様々な学習機会を提供することで、市民の生涯学習や社会参加を推進する。」と変更している。

たまの地域人づくり大学の開催実績は、図表3-6-7のとおりである。

まなびピア岡山　二〇〇七（平成十九）年十一月二日から六日まで、第一九回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山2007 inたまの」が開催された。全国生涯学習フェスティバルは、一九八九年度から国が開催都道府県と共催で開催しているもので、二〇〇七年の第一九回が岡山県での開催となった。

二〇〇四年七月に岡山県開催が内定し、二〇〇六年二月に玉野市が市町村開催地に内定した。同年三月には、キャッチフレーズが「晴れの国　キラリ☆輝く　まなびの輪」と決まり、五月に実行委員会が設立された。七月には市町村開催地連絡会議が設けられ、十一月から十二月にかけてプレフェスティバルが開催された。二〇〇七年二月には玉野市実行委員会が設立され、協賛事業の募集や市民広報など本格的な準備が始まった。その後、ボランティアの研修、スタンプラリーの協賛企業募集、協賛事業の開始などを経て、十一月の開会を迎えた。



第19回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山2007 inたまの」（オープニング挨拶）

本市での会場と主な催しは次のとおりである。

・深山公園…オープニングセレモニー、フラワーアレンジメント教室、薬草教室、ミニパターゴルフ大会、とんぼ玉体験教室、自然観察会など
・総合文化センター…菊花展覧会、日本画展、としょかんまつり、天使の歌声コンサートなど
・生涯学習センター…人権のつどい

これらのほか、九月から十二月にかけて協賛事業も行われ、合わせて六四の行事に市内外から約一万三〇〇〇人が参加した。

まちづくり出前講座　一九九八（平成十）年一月から、市の職員が市民の要請に応じて外へ出向き、市役所の仕事について市民に直接説明する「まちづくり出前講座」を開始した。初年度は教養、環境、福祉、消費、防災、教育、健康、医療など一三の政策分野で、合計五〇の講座メニューを用意。同年一月から三月までで二七回、四月から七月までで九一回開催し、それぞれ半分以上の講座が防災分野であった。講師役は、それぞれの講座メニューのテーマに沿った担当課の職員が務める。市民に

とっては市役所の仕事を身近に感じられる場であり、講師役の職員にとっては改めて自分の仕事の目的や効果などを整理する機会ともなっている。

二〇〇一年度からは、新しく民間講師編が加わった。同年度については、玉野市教育振興会が教育や文化、NPO法人桃太郎ハンズが健康や福祉の分野で講師を担当した。教育振興会が担当する講座では、手品、書道、木彫などカルチャー講座的な内容も取り入れられた。

二〇一〇年度には、「劇団包括」という新しい講座が追加された。これは、介護・認知症予防、消費者被害などを題材とする寸劇を、地域包括支援センター職員と観客が一緒に演じて学ぶ講座である。職員による出前講座は多くの自治体で実施されるようになったが、一方的な講義でなく市民が参加して職員と一緒に講座をつくっていくようなスタイルは全国的にも珍しい。

二〇二五（令和七）年度のまちづくり出前講座の概要は、次のとおりである。

・対象…市内に在住・在学・在勤している一〇人以上で構成された団体・グループ等

・会場…市内とし、会場の確保や使用料の負担、当日の受付・進行等は全て申込団体が行う。

・講座メニュー…市職員が講師役を担う講座は、教養、環境、消費、健康、福祉、まちづくり、娯楽、教育、防災、安心・安全・交通、産業の一一分野四五講座。民間講師編は、玉野市教育振興会七講座、たまの病院四講座、生涯学習ボランティア三講座、社会福祉協議会一四講座。

4 ■青少年健全育成

玉野市青年協議会　各地域の青年団（青年会）を束ねるとともに連絡調整の役割を担う組織で、一九五五（昭和三十）年度当時は次のような一七の青年会が構成メンバーであった。

宇野青年会／玉社宅青年会／山田青年会／後閑学区青年会／田井青年会／築港青年会／奥玉社宅青年会／玉北青年会／玉西本町青年会／和田青年会／和田社宅青年会／向日比青年会／日比青年会／三和青年会／渋川青年会／荘内青年会／八浜青年会

一九七二年度の時点では、組織名が玉野市青少年グループ連絡協議会となっており、単位青年団一〇団体（約八〇〇名）、その他青年グループ一〇団体（約五〇〇名）で構成されていた。

青年学級　青年学級は、一九五三（昭和二十八）年に制定された青年学級振興法に基づいて市町村が実施していた社会教育事業である。勤労青年等に対して、実際生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させることを目的とする。本市では一九五五年当時、八浜青年学級と築港青年学級が開設されていた。後者は、地域のさまざまな団体で構成する築港青年学級運営委員会が、実際の運営にあたっていた。カリキュラムは次のようなものであった。

▽月曜日…レクリエーション　▽火曜日…社会科（政治経済、法律、時事問題）　▽水曜日…書道、編物　▽木曜日…茶華道　▽金曜日…音楽　▽土曜日…ペン習字、洋裁

一九六五年度は、玉南、八浜、帝国興業という三つの青年学級が開設され、特に玉南青年学級は実験青年学級として、運営のあり方を研究するとともに内容の充実が図られた。一九七二年度は、玉南、八浜、荘内の三学級が開設されていた。

成人学級・成人講座　成人学級は一九四九（昭和二十四）年制定の社会教育法に基づくもので、一般成人を対象として一般教養などの知識を授ける。現在は成人学級という枠ではなく、個別具体的なテーマを持って各種の講座が開設されている。一九六五年度は次の三学級が開設されていた。

①日比成人学級　▽開設場所…日比公民館　▽年間学習時間…一五時間　▽学級生…五六名

②荘内地区成人講座　▽開設場所…荘内公民館　▽年間学習時間…一五時間　▽学級生…五〇名

③八浜地区成人講座　▽開設場所…八浜公民館　▽年間学習時間…一五時間　▽学級生…五〇名

家庭教育学級　保護者を対象とする学級で、家庭でのより良い教育のあり方について考え、親も子どもと一緒に成長していくことを目指し、児童心理の研究や、自主的・自発的に考え行動できる性格を養うための指導のあり方などを学ぶ場として、各学校のＰＴＡが中心となって、家庭教育学級の運営を行った。

一九六五（昭和四十）年度は次の六学級が開設されていた。

①山田地区家庭教育学級　▽開設場所…山田中学校　▽年間学習時間…二五時間　▽学級生…七五名

②宇野地区小学校家庭教育学級　▽開設場所…宇野小学校　▽年間学習時間…二五時間　▽学級生…一三〇名

③玉地区家庭教育学級　▽開設場所…玉小学校　▽年間学習時間…二四時間　▽学級生…一五〇名

④日比地区幼稚園家庭教育学級　▽開設場所…第二日比小学校　▽年間学習時間…二五時間　▽学級生…一〇〇名

⑤宇野中家庭教育学級　▽開設場所…宇野中学校　▽年間学習時間…二〇時間　▽学級生…五〇名

⑥玉中家庭教育学級　▽開設場所…玉中学校　▽年間学習時間…二〇時間　▽学級生…五〇名

少年団体　一九七七（昭和五十二）年九月の時点で、次のような少年団体があった。

①子ども会…四四団体（橘、沼、後閑、福浦、白石、梶岡、ちびっこ、ニコニコ、白砂、よいこ、つくし、温谷、若草、なかよし、さくら、みつばち、杉の子、スマイル、玉原太陽、タイガー、一番星、みどりヶ丘、大池橋、グリーン、和田社宅、あさひ、和田東、六丁目第六、御崎つつじ、仲よし、だるま、風の子、明神町ジュニア、太陽、やまびこ、向日比、わかば、シーサイド、あさしお、友情、たんぽぽ、ゆうりん園、三井金属、滝）、計二三一九名。一九七一年に玉野市子ども会連絡協議会が結成された。

②ＦＯＳ少年団…三団体（温原第一、温原第二、向日比）、計四五名。ＦＯＳ少年団は、一九六二年に岡山県で開催された第一七回国民体育大会を記念して、「友情（フレンドシップ＝Ｆ）、秩序（オーダー＝Ｏ）、奉仕（サービス＝Ｓ）」の精

神と、実行力のある社会に役立つ人となることを目標として、一九六四年に結成された。本市では、一九六五年七月に前述の三単位団によりＦＯＳ少年団玉野支部が結成された。

③ボーイスカウト…二団体（玉野第一、玉野第二）、計一〇八名。

一九五四年に玉野第一団が認証された。

青少年育成センター　一九七〇（昭和四十五）年四月に開設された。次のような事業を行っている。

▽補導…街頭補導（商店街、公園、駅、港等での非行、怠学等問題行為のある児童生徒の街頭補導）／特別補導（夏季、年末年始、玉野まつり等のイベント、渋川海水浴場での補導、通学時の列車での補導）／地区補導（地区まつり、地区内店舗での補導）

▽関係機関との連携…学校訪問（小・中・高等学校の訪問）／連絡会議の実施（青少年健全育成指導員会、中学校区青少年健全育成連絡協議会、市青少年健全育成連絡協議会、広域特別補導協議会等の実施、生徒指導担当者会議への参加）

▽健全育成の啓発…機関誌「みちびき」の発行／強調月間における横断幕掲示など

▽環境浄化活動の推進…危険防止（遊泳禁止立札の点検・補充、新設）／地域での見守り活動（青少年健全育成団体との連携による見守り活動）／有害図書販売状況の点検（コンビニ、書店等への協力要請）

▽不審者対策の強化…「こども１１０番のいえ」の取組（二〇二一（令和三）年度末現在四二九軒が登録）

▽人権教育の推進と家庭教育支援…人権教育推進委員会の運営／各種人権教育研修会の企画・運営

▽その他…玉野市ＰＴＡ連合会の事務局、活動支援／玉野市子ども楽級の事務局、活動支援／玉野市少年少女発明クラブ事務局

成人式　本市では一九七〇（昭和四十五）年八月に、第一回成人の船が就航し、船上で新成人を祝うというユニークな制度が定着した。国鉄の宇高連絡船を利用したもので、船内では青年の意見発表、歌や踊り、フォークダンス、グループ紹介などにより、青年相互の連帯意識醸成を図っていた。

真夏に成人式を行う理由の一つには、服装が華美に流れないようにという配慮もあった。しかしその後、経済の発展等社会情勢が大きく変化したこと、一月の成人の日に成人式を開催してほしいという市民の要望が高まったことなどもあり、一九九六（平成八）年八月四日に最後の成人の船が就航。翌一九九七年は一月十五日



成人の船（1976年）

に瀬戸内国際マリンホテルで成人式が催され、その後は一月に成人式を開催することが恒例となった。また、二〇〇五年成人式からは、新成人有志による実行委員会を立ち上げて、成人式第二部「はたちの集い」の企画・運営を行うようになった。

二〇二一（令和三）年は新型コロナウイルス感染拡大のため、五月に延期されたものの最終的に成人式が中止となり、翌二〇二二年は一月九日に時間や内容を短縮して開催された。また一月十日には、実行委員の親や地域の人で構成された「たまの☆若者応援プロジェクト実行委員会」と、二〇二一年成人式実行委員が協力して、「一年越しの成人式～二一歳のツドイ～」をショッピングモールメルカで開催した。

二〇二三年からは、成人年齢が一八歳に引き下げられたのに伴い、式典の名称が成人式から「二十歳の式」へと変更した。

5 家庭・地域・学校の連携

家庭・地域・学校が連携して子どもを育む取組として、放課後児童クラブ、おかやま子ども応援事業（地域子ども楽級、家庭教育支援事業、地域学校協働本部事業）、学校運営協議会（コミュニティスクール）がある。本市ではこれらを合わせて「たまのっ子育成支援事業」と位置づけ、一体的な推進を図っている。

地域子ども楽級　公民館などの社会教育施設や放課後の学校施設を活用して、子どもたちに体験や学びの場を提供する事業である。二〇〇二（平成十四）年度から学校完全週五日制がスタートしたのをきっかけに、二〇〇三年度から一一楽級（一四小学校）で始まった。詳しくは第四章第一節「二　母子福祉・子育て支援」の項で記述している。

家庭教育支援事業　次のような取組を行っている。

・親学啓発パンフレット…二〇〇九（平成二十一）年度に親学啓発パンフレットを作成し、学校・園を通して各家庭に配布した。また、これから親になり将来子育てを行っていくことになる市内の高校と玉野医療専門学校の卒業生にも、合わせて配布した。その後も、幼稚園、保育園、認定こども園の3歳児の保護者に配布し、家庭や学校、地域において子育て、家庭教育について考える機会として活用されていた。

家庭は全ての教育の出発点であることから、家庭教育及びそこにおける親の役割の重要性を再認識してもらうことをねらいとし、乳幼児期から思春期に至るまでの発達段階に応じて、子どもとの関わり方を説明してい



親育ち応援学習プログラムの様子（2024年、玉小学校）

る。またその中で、親が読書の楽しさを感じ、それを子どもに伝え、子どもが読書を好きになればという考えのもと、発達段階に応じた推奨本を掲載している。

・子育て親育ち講座…二〇〇一年度に始まった。当初は新入生保護者説明会で開催し、その後多くの保護者に学習機会を提供したいという思いから、市内の全小・中学校と希望する幼稚園や保育園において、保護者の集まる機会を利用して開催している。

・親育ち応援学習プログラム…市内幼稚園、小・中学校において、参観日等を利用し、ワークショップを実施することで、保護者同士の交流を深め、子育てについて楽しく振り返る機会を提供している。

・親のグッドスタート…市内小学校に新入学する子どもの保護者を対象に、給食交流会や学校参観日の開放などを行い、保護者同士の交流や入学までの疑問の解消を図る。

・家庭教育支援チーム…二〇〇八年度に支援チームを結成し、保護者同士の交流の場を提供し、チーム員が身近な子育て経験者として相談に応じたり子育てのアドバイスを行ったりしていた。二〇二三（令和五）年度には県の家庭教育支援チームに認定され、二〇二五年度には、文部科学省の認定を受け幅広く活動を行っている。

地域学校協働本部事業　地域全体で学校教育を支援するとともに、地域の教育力向上及び活性化を推進するため、地域・家庭・学校が一体となってさまざまな活動を行う取組である。二〇〇八（平成二十）年度、玉原小学校の本部設置に始まり、二〇一九（令和元）年度には、一七の校園に本部を設置することとなった。本部には、コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を配置して、ボランティアによる学習補助、環境整備、安全支援等を実施することとした。財源としては補助率三分の二の県補助金を活用した。

二〇二四年度の時点では、市内全小・中学校、市内一幼稚園で計二二の地域学校協働本部が立ち上げられている。具体的な活動としては、例えば次のようなものが行われている。

・学習補助…丸付け、裁縫、野菜作り、読み聞かせ、日本文化の伝承など

・環境整備…花壇の手入れ、草刈り、剪定、学校行事の準備など

・安全支援…登下校の見守り、学区探検の付添など

コミュニティスクール　保護者や地域住民と学校による学校運



登下校の見守り（2010年頃）

営協議会を設置し、共働による学校運営を進めている学校をコミュニティスクールと呼んでいる。現在、全ての市立小・中・高等学校に学校運営協議会が設置されている。

保護者や地域住民の代表、地域学校協働活動推進員などが協議会の委員となり、次のような活動を行う。

・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
・学校運営について校長や教育委員会に意見を述べること。
・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について意見を述べること。

第一節 文化

一 文化・芸術振興

1 文化施設

玉野市文化会館　築港の旧中国銀行宇野支店の建物を改修して、一九九九（平成十一）年四月に玉野市文化会館としてオープンした。「バウハウス」という愛称がつけられたが、これは二〇世紀前半にドイツ・ワイマールで創設された近代建築やデザインに大きな影響を与えた造形学校のことである。玉野市文化会館も、バウハウスのように芸術文化の創造拠点として活用してほしいという思いが込められている。

三階建の建物で、ホール、大会議室、会議室、研修室、和室、教養文化室が入る。二〇〇六年度から指定管理に移行した。

二〇一三年度に取りまとめられた公共施設の再編整備等の方向性において、玉野市文化会館は類型3＝民間への譲渡若しくは撤去を検討する施設とされた。指定管理者の指定期間が二〇一六年度で終了することもあり、二〇一七年三月末での閉館が決まった。同年三月二十五日にはフィナーレコンサートが開かれた。その後、建物は民間に売却された。

八浜町並み保存拠点施設　第五章でも触れたが、文化施設としての側面から紹介する。この建物は、旧八浜町長、衆議院議員などを務めた藤原元太郎の邸宅で、江戸時代末期から大正時代にかけて建設された。母屋は木造つし二階（二階の立ち上がりを低くしたもの）・本瓦葺で、外観は漆喰塗り、なまこ壁、板張りである。

児島湖に面した八浜の町は、瀬戸内海における重要な航路の



旧文化会館（2014年）


八浜町並み保存拠点施設

拠点として、一五世紀前半には集落の形成が始まったとされる。明治期以降はハイガイの養殖業が栄え、元川の水運を利用した酒や醤油の醸造業も繁栄した。今も往時をしのぶ町並みが維持されており、拠点施設はその中でも代表的な伝統的建造物である。

2 文化イベント

瀬戸内国際芸術祭　瀬戸内国際芸術祭は、瀬戸内の島々と沿岸部を舞台に、三年ごとに開催されるアートの祭典である。二〇一〇（平成二十二）年に第一回が開催され、二〇二五（令和七）年に第六回を迎えた。美しい自然と人間が交錯し交響してきた瀬戸内の島々や港に活力を取り戻し、瀬戸内海が地球上の全ての地域の「希望の海」となることを目指す。現代アートと瀬戸内の伝統文化を融合させ、国内外の交流を活性化させた稀有な催しであり、離島振興の成功例としても大きな注目を集めている。

第一回は、「アートと海を巡る百日間の冒険」をテーマとして、二〇一〇年七月十九日から十月三十一日まで、高松港周辺や直島、豊島、小豆島などを会場に開催され、約九四万人の来場者があった。第二回からは宇野港周辺も会場となっている。また第二回からは、春、夏、秋の三シーズンに分けて開催する形式となった。

宇野港が初めて会場となった二〇一三年の第二回は、第一回で生まれた「宇野のチヌ」（児島湖で集められた漂流物で作られたチヌのオブジェ）や、ノルウェー船のスクリューを用いた巨大立体作品「舟底の記憶」などが展示されたほか、ＪＲ宇野線には写真家・荒木経惟の写真で車体を飾ったアート列車が運行した。

二〇一六年の第三回では、市民からゴミを持ち寄ってもらい、「宇野のチヌ」の作家・淀川テクニックさんがお色直し（風雨等で傷んだ部分を新しいゴミで修復）をするイベントも開かれた（家庭の不要物を持ち寄ってのお色直しはその後も継続）。また、岡山駅～宇野駅間を結ぶ観光列車「ラ・マル・


淀川テクニック「宇野のチヌ」　photo：Shinataro Miyazaki

ド・ボァ」の運行に合わせ、宇野・備前田井・八浜・常山の四駅をアート化したり、市内の放置自転車をアート化してレンタサイクルとして再生する試みも行われた。「宇野のチヌ」に隣接して、同じ作者による「宇野コチヌ」も設置された。

二〇一九年に開かれた第四回の宇野港会場では、四月二十七日に宇野港第一突堤でオープニングイベントが開催され、体験型の撮影イベントや誰でも参加できる合唱などが行われた。

二〇二二年の第五回では、音楽や芸術で世界中とつながるオンライン芸術祭として、「宇野のチヌ」「宇野コチヌ」をテーマに情景描写ピアニスト（おかやま観光特使）の山地真美さんが作曲した曲の演奏動画などの作品を公募した。四月十六日に宇野港シーサイドパークなどで行われたオープニングイベントでは、山地さんプロデュースの音楽イベントや、高校生が主役のステージも催された。

第二五回国民文化祭　二〇一〇（平成二十二）年十月三十日から十一月七日まで、第二五回国民文化祭・おかやま２０１０が岡山県内全二七市町村を会場として開催された。国民文化祭は、国民の文化活動への参加気運を高め、新しい文化の創造を促すことを目的として、一九八六年の東京を皮切りに毎年都道府県持ち回りで開催されている。四半世紀の節目となる第二五回に、岡山県が会場となることになった。

テーマは「晴れの国おかやま　文化回廊」。開会式・オープニングフェスティバルは、十月三十日に岡山県総合グラウンド体育館（桃太郎アリーナ）で、皇太子殿下ご臨席のもとに行われた。また閉会式・フィナーレは、十一月七日に倉敷市芸文館で行われた。期間中に六八の主催事業が実施され、出演者総数は海外も含めて一七〇六団体二万八三〇五人、観客数は一八七万九二六人を記録した。応募作品については、四万九一六人から九万五三二一点の作品が寄せられた。

本市では、「マリンたまの絵手紙展」「小倉百人一首かるた競技全国大会」という二つの主催事業が実施された。

①マリンたまの絵手紙展…▽開催期間＝十月三十日～十一月七日　▽会場＝玉野市文化会館　▽開催概要＝国民文化祭としては初めての絵手紙展。「海」をテーマに全国から絵手紙を募集したところ、海外も含め四七三三通の作品が寄せられ、期間中の来場者は五一〇〇人に上った。また、無料の絵手紙教室も開催された。開催に際しては、準備段階から期間中まで日本絵手紙協会の全面的な協力を得た。

②小倉百人一首かるた競技全国大会…▽開催期間＝十月三十・三十一日　▽会場＝玉野市総



国民文化祭（かるた競技）

合体育館　▽開催概要＝「夢・仲間・かるた　未来へつながる文化の架け橋」をサブテーマとして、四一都道府県から選手・監督三〇五名が参加して開催された。結果は福井県が優勝、二位が石川県、三位が東京都で、岡山県も上位一六チームに入る決勝トーナメント進出を果たした。一般来場者は約六〇〇人であった。選手は和装での参加となるため、事前に着付け補助希望者を調査し、当日は玉野市文化協会が着付け補助にあたった。

市民コンサート　市内の団体やプロの演奏、プロと市民との共演、公開レッスン等、演奏活動を通して市民に生の音楽の鑑賞機会を提供するとともに、関係者の演奏技術の向上や音楽によるまちづくりのための人材の育成を目的として、一九九六（平成八）年度から毎年開催されている。主催は市・市教委や市内の音楽関係者などで構成する市民コンサート実行委員会で、市教委社会教育課に実行委員会事務局を置いている。


玉野合唱祭（2024年）

一九九九年度のプログラムは、次のようなものであった。

・無料コンサート…リリアナ弦楽四重奏団によるバウハウス開館記念コンサート／市内ほか近隣市町の演奏家によるピアノ連弾コンサート／市内合唱団体による玉野合唱祭／市内等吹奏楽団体による玉野吹奏楽フェスティバル／オルケスタ・デ・ピアソラータコンサート

・有料コンサート…N響名手が奏でる珠玉の室内楽コンサート／N響メンバーによるオーケストラクリニック／N響メンバーによる弦楽合奏団コンサート

無料コンサートのうち、玉野合唱祭と玉野吹奏楽フェスティバルは毎年恒例の文化行事となっており、二〇二五（令和七）年度でいずれも三〇回を数える。

西行賞短歌募集　本市の渋川海岸には、平安時代末期を代表する歌人である西行法師が四国行脚の際に立ち寄り歌を詠んだという言い伝えがあることにちなみ、地域文化の創出と文化の薫る玉野の創造を図る目的で創設され、二〇一三（平成二十五）年度より毎年短歌を募集し、優れた作品にこの賞を贈っている。今では県内のみならず、全国各地や海外からも応募がある。

応募概要は次のとおりである。

▽投稿作品の規定…①自由詠の部、②題詠の部（お題は海、渋川、西行のいずれか）の二部門で自作・未発表の短歌を募集（一人につき①②一首ずつ又はいずれか一首）　▽対象…高校生以上　▽出詠料…一〇〇〇円、高校生無料　▽賞（賞状・副賞）…西行賞（最優秀賞）一名、優秀賞三名など、三月の西行

まつりで表彰

第一回の二〇一三年度は、一五〇人から二七三首の応募があり、「いまだ見ぬ遠野の村の夢を見る　ただしんしんと雪の降る夢を」が最優秀賞である西行賞に選出された。

二〇二四（令和六）年度からは、全国の小学五年生～中学三年生を対象とするジュニア西行賞の募集も行っている。

3 図書館

概　要　前述のように、一九七二（昭和四十七）年四月に市立図書館と市立中央公民館の入る玉野市立総合文化センターが開館した。一・二階が中央公民館、三階が図書館であった。この本館以外に、各市民センターにも図書室を設けて分館としたほか、一九九〇（平成二）年九月にオープンした日の出ふれあい会館二階には、図書情報資料室を設置し、女性問題、消費者問題に関する図書やビデオテープを備えていた。

一九八九年十一月には身体の不自由な方や高齢者が利用しやすいよう、文化センター一階の視聴覚室に図書コーナーを新設した。

一九九〇年度に大規模な館内改修を行い、七月一日にリニューアル・オープンした。一般室フロアに書架を増設し、受付カウンターも配置替えを行った。

二〇一七年四月、天満屋ハピータウン・メルカの二階を改修して市立図書館及び市立中央公民館が移転・開館した。これに先立つ二〇一六年七月には、玉野高校と玉野商業高校の生徒を対象に、新しい図書館と中央公民館の活用策について考えるワークショップが開かれた。移転準備のため、図書館は同年十二月十九日、中央公民館は二〇一七年三月六日から閉館した。

新しい施設は、図書館と公民館の機能を融合した全国的にも珍しい構造となっている。入館すると、まず正面に、両館の総合カウンターがある。貸出手続きは、自動貸出機を導入したほか、総合カウンターでも受け付ける。検索機は館内に六機あり、所蔵する資料の検索や予約・利用状況の照会ができる。フロア案内や今週の新刊などの情報を表示するタッチ式サイネージも備える。このほか、郷土作家コーナー、郷土資料コーナー、学習室、レファレンス（本の相談）コーナー、親子でゆったり本を読めるママともコーナー、靴を脱いで読み聞かせなどを楽しめる「おはなしのへや」などがある。

沿　革　本市の市立図書館の沿革は、次のとおりである。

一九四四（昭和十九）年五月　蔵書一〇〇〇余冊を基として、市庁舎内に図書室を設け市立図書館認可
一九五〇年十月　田井・玉・和田・日比の各出張所に巡回貸出文庫を設置
一九五二年二月　青年会、小・中学校に団体貸出を開始
一九五三年七月　地区公民館設置に伴い、巡回貸出文庫を廃止し、一一公民館（配本所）に二〇〇冊ずつ配本
一九五四年五月　荘内村、山田村合併により荘内、山田、後閑の三地区公民館に配本所を設置

一九五五年三月　旧市警庁舎の一部を改造し、本館として独立開館
五月　築港、宇野、藤井、和田の四地区公民館（配本所）を廃止し、八浜地区公民館（配本所）を増設
一九六二年十月　図書館協議会を置き、委員一〇名を委嘱
一九七一年三月　図書館新築のため体育館に移転
一九七二年四月　総合文化センター新築落成、三階に開館／藤原時蔵文庫（基金一〇〇〇万円）を設置
七月　田井、山田、八浜、荘内の各市民センター内に分館を置き、配本貸出を始める
一九七三年一月　移動図書館つつじ号で、一八ステーションを設け貸出を開始
一九七四年八月　東児町合併に伴い東児分館を開設し、配本貸出を始める
一九七五年四月　日比分館を開設／加島文庫（基金一〇〇〇万円）を八浜分館内に設置
一九七六年四月　和田分館を開設し、配本貸出を始める
一九八六年三月　加藤清忠文庫を設置
一九八九（平成元）年十一月　視聴覚室に障害者専用の図書室「つつじ文庫」を開設
一九九〇年七月　一般室に書架を増設して開架冊数を増やす
一九九二年四月　津野熊文庫（基金一二〇万円）を設置
九月　県獣医師会玉野支部支援により動物書コーナーを設置
一九九三年一月　玉野ビデオクラブ発足
一九九七年二月　図書館情報システムを導入。利用者が端末機で本の検索をできるようになる。併せて本の貸出冊数の制限を撤廃
一九九八年十月　図書資料のリサイクルを始める
二〇〇〇年十月　辞書、専門書を主に山本文庫（基金一〇〇〇万円）を設置
十一月　直島町住民に図書の貸出を始める
二〇〇二年二月　図書館情報システムを更新
四月　ブックスタート事業を開始
二〇〇三年二月　移動図書館「つつじ号」の巡回場所を見直し新ステーションによる巡回を開始
四月　玉野市立図書館のホームページを開設／岡山県図書館横断検索システムに参加
十月　岡山県図書館相互貸借システムに参加／つつじ文庫を廃止し、誰でも利用できる「憩いの読書室」を開設／国立国会図書館総合目録ネットワークに参加
二〇〇四年四月　玉野市立視聴覚ライブラリー及び玉野市ビデオクラブが生涯学習センター・ミネルバに移転
八月　台風一六号の高潮により総合文化センター一階が冠水し、憩いの読書室内ブックス

タートの絵本、つつじ号、軽四自動車が使用不能に

二〇〇五年二月　岡山県立図書館と市町村図書館（室）の資料相互返却システムに参加

三月　玉野市子ども読書活動推進計画を策定

四月　移動図書館「めばる号」リニューアル運行

二〇〇六年四月　図書館の月末休館日について一部見直し

六月　図書館と幼稚園間の図書資料搬送事業を実施

十月　子育て支援メールへおすすめ絵本情報の配信開始／図書館の在り方検討ワーキンググループを継続設置

二〇〇七年二月　直島町長と玉野市長の協議により、玉野市立図書館の図書資料等利用に関する協定を締結

三月　図書館の在り方検討結果を市長に報告（第一次）

四月　図書館の在り方検討ワーキンググループを継続設置／展示室の所管を公民館に移管

十一月　図書館の在り方検討結果を市長に報告（第二次）

二〇〇八年六月　子ども読書ボランティアリーダーの育成事業を開始

七月　公民館図書室の水曜日開館開始

二〇〇九年四月　子ども読書ボランティアリーダー育成講座受講生による情報交換会「絵本だいすきたまの」発足

五月　図書館カードの更新

二〇一〇年三月　第二次玉野市子ども読書活動推進計画を策定

七月　移動図書館「めばる号」、番田公民館ステーションの開始

二〇一二年四月　図書館の休館日について第三日曜の休館を月曜日に統一

二〇一三年五月　図書館システムの更新

二〇一四年四月　図書館の休館日のうち月末整理日を開館日に変更（試行）

十月　玉野市立図書館のあり方懇談会設置

二〇一五年一月　市立図書館及び中央公民館の移転に関する議案を市議会が可決

三月　第三次玉野市子ども読書活動推進計画を策定／市立図書館及び中央公民館の指定管理者制度導入に関する議案を市議会が可決

六月　共同企業体ＴＲＣ玉野を指定管理者に指定

二〇一六年九月　新図書館・中央公民館施設整備工事着手

二〇一七年四月　市立図書館・中央公民館が天満屋ハピータウン・メルカに移転、リニューアルオープン。（株）図書館流通センターを指定管理

者として運営を開始／図書館と保育園・認定こども園間の図書資料搬送事業を開始

十月　岡山連携中枢都市圏図書館相互利用の運用を開始

二〇一八年五月　図書館システムの更新

二〇二一（令和三）年三月　第四次子ども読書活動推進計画を策定

イベント　例えば次のようなイベントを開催している。

・おはなしのひろば…館内の「おはなしのへや」で定期的に開催する読み聞かせの会。絵本の読み聞かせのほか、紙芝居や歌なども交えて親子で楽しめる場としている。七夕やクリスマスなど、それぞれの季節に合わせたテーマで絵本を選定している。

・玉野deシネマ…原則として毎月一回のペースで、多目的室（大）を会場に開催している映画会。

・本のリサイクル市…図書館で不要になった本や雑誌を無料で持ち帰れる。

・特別講座…これまでに、「足学～健康寿命を延ばす膝と足の話」「童心社紙芝居講座」「野菜作りのコツと裏ワザ教えます」「南極クラス」など多様なテーマで開催されている。



市立図書館

4 ■玉野市文化協会

玉野市文化協会は、市内の各種文化団体によって構成され、一九五四（昭和二十九）年に発足した。各加盟団体の活動を支援するほか、会報「文化たまの」の発行、「おかやま県民文化祭」への協賛、表彰などの事業を行っている。

〈加盟団体〉　二〇部七八団体（二〇二六年四月現在）

二　文化財・史跡

1 ■指定文化財・登録文化財

図表3-6-8は、県及び市の指定文化財、国の登録有形文化財の一覧である。

県指定文化財

・高心の墓…南朝の武将と伝えられる高心の墓で、西湖寺跡の堂の中にある。正面に「沙弥高心幽霊之位」（僧、高心の魂のやどるところ）と刻まれ、別の面に「至徳二年」（一三八五）という南北朝時代（北朝）の年号が残っている。砂岩製で、全高二三六センチメートル、台座、台、塔身、笠・うけ花・宝珠からなる、いわゆる笠塔婆であるが、ことに笠部分は特

図表３-６-８　玉野市内の指定文化財

2026.4.1現在

種　類	名　称	種別	員数	所有者または管理者	所在地	指定年月日
重要文化財（県）	高心の墓	建	1	後閑区有	後閑西湖寺跡	1959年３月27日
〃	不動明王二童子画像	絵	1	蓮華庵	田井	1960年４月26日
〃	脇差銘盛光	工	1	個人蔵	田井	1960年８月23日
〃	脇差銘康光	工	1	個人蔵	田井	1963年３月30日
〃	木造冥界群像	彫	20	正蔵院	滝	1998年３月24日
〃	秀天橋	建	1	玉野市	槌ケ原	2008年３月７日
重要民俗文化財（県）	八浜のだんじり	有民	2	八浜檀尻奴保存会	八浜町八浜	2018年３月６日
重要文化財（市）	不動明王立像	彫	1	金剛寺	八浜町八浜	1958年１月９日
〃	金剛寺文書	古	3	金剛寺	八浜町八浜	〃
〃	八浜八幡宮棟札	古	2	八浜八幡宮	八浜町八浜	〃
〃	薬師坐像	彫	1	正蔵院	滝	〃
〃	平形銅剣	考	1	個人蔵	滝	〃
〃	出崎の和鏡	考	1	玉野市教育委員会	宇野	〃
〃	十一面観音立像	彫	1	観音院	日比	1959年５月７日
〃	聖観音立像	彫	1	無動院	山田	〃
〃	道清夫婦の墓	建	1	長谷井道清子孫一同	八浜町大崎	1961年３月27日
〃	太刀千手院	工	1	個人蔵	築港	1962年４月13日
〃	短刀貞次	工	1	個人蔵	和田	〃
〃	脇差国広	工	1	個人蔵	和田	〃
〃	聖観音立像	彫	1	蓮光院	八浜町八浜	1966年６月９日
〃	阿弥陀坐像	彫	1	金剛寺	八浜町八浜	〃
〃	菅井の和鏡	考	2	玉野市教育委員会	宇野	1968年１月11日
〃	備州長船康光大小刀	工	2	個人蔵	和田	1969年３月22日
〃	備州長船師光	工	1	個人蔵	玉	〃
〃	快神社本殿	建	1	八浜八幡宮	八浜町八浜	1974年12月26日
〃	地蔵菩薩立像	彫	1	中蔵院	北方	〃
〃	阿弥陀如来立像	彫	1	明王院	番田	〃
〃	聖観音立像	彫	1	龍乗院	東田井地	〃
〃	不動明王立像	彫	1	常楽院	梶岡	〃
〃	地蔵菩薩立像	彫	1	三宝院	胸上	〃
〃	大師画像	絵	1	三宝院	胸上	〃
〃	友林堂	建	1	個人蔵	宇藤木	1977年１月14日
〃	山下家の墓	建	1	個人蔵	八浜町八浜	1982年３月18日
〃	懸仏基板	歴	1	早瀧比咩神社	滝	2014年３月25日
〃	木造阿弥陀如来立像	彫	1	三宝院	胸上	2018年２月27日
史跡（市）	孫座古墳	史		個人蔵	田井	1961年３月27日
〃	戸川幽林、日賢・日教の墓	史		個人蔵	宇藤木	〃
〃	大崎八幡宮宮山一帯	史		個人蔵	八浜町大崎	1958年２月27日
〃	常山城跡	史		玉野市	宇藤木	1964年６月25日
〃	石島の弥生式集団墓	史		玉野市	石島	1974年12月26日
重要民俗文化財（市）	聴聞行事	無民		東児結衆	東児地区	1974年12月26日
〃	波知の獅子舞	無民	一式	―	八浜町波知	1982年３月18日
〃	玉野の盆おどり	無民	一式	―	市内一円	〃
〃	八浜の秋祭り	無民	一式	八浜町並保存推進委員会	八浜町八浜	2009年６月１日
登録有形文化財	龍乗院本堂・鐘楼門・石段・石垣	建	3	龍乗院	東田井地	2007年７月31日
〃	旧専売局味野収納所山田出張所	建	2	玉野市	山田	2011年10月28日

（凡例）
（建）建造物　（絵）絵画　（彫）彫刻　（工）工芸品　（古）古文書　（考）考古資料　（歴）歴史資料
（史）史跡・名勝・天然記念物　（有民）有形民俗文化財　（無民）無形民俗文化財

殊な形をしている。

・不動明王二童子画像…白描（線だけで描くこと）の仏画に見えるが、赤外線撮影により版画であることがわかった。不動明王の足元に見られるのが二童子で、左がせいたか童子、右がこんがら童子と呼ばれる不動明王の脇侍である。上部に、不動明王画像を生涯描いたと伝えられる室町初期の禅僧、周澤の讃文がある。

・脇差銘盛光…刃長四二・一センチメートル、反り〇・三センチメートル。茎（なかご）の表に「修理亮盛光」、裏に「応永二十六年」（一四一九）の年銘を刻む。修理亮盛光は室町時代の備前長船の刀工。

・脇差銘康光…刃長三九・八センチメートル、反り〇・六センチメートル。銘には「備州長船康光」と「応永二十四年」（一四一七）の年銘がある。康光は応永備前刀の名工で、全国刀工中の最上工であった。

・木造冥界群像…閻魔大王を主とする冥界の一〇人の王たちが司令、司録を従え、死者が生前に行った行状を調べている。死者は善行、罪の軽重により六道（地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天）のいずれかに送られる。一七八〇（安永九）年に近隣の檀徒、信徒から寄進された。

・秀天橋…長さ三六メートル、幅三メートル、一八世紀初頭に架けられた岡山藩でいちばん長い石橋である。橋脚（三五センチ角）は三本一組で八か所あったが、現在は両端が護岸の中に包まれている。基礎は一面に石張りで保護し、少し下流に床止めを施して洪水にも洗われないよう工夫されている。

・八浜のだんじり…江戸時代後期から明治時代初期に造られた西南二基のだんじり。西のだんじりは長さ三・二メートル、幅一・九メートル、高さ三・八メートル。南のだんじりは長さ三・七メートル、幅二・二メートル、高さ三・八メートル。八浜八幡宮の祭礼で使用されるケヤキ製のだんじりである。日本神話や源平合戦などを題材とした精巧な彫刻を持つ。県内では最古級のものであり、幕末から明治時代の修理者もわかることから貴重である。

市指定文化財　一九七〇（昭和四十五）年以降に指定されたものに絞って紹介する。

・快神社本殿…総ケヤキの一間社流造り檜皮葺の造りで、彫刻の巧妙さと豊かさが知られている。雌雄の竜、鶴と亀、昇り竜、降り竜、二見浦の日の出、二股蕪と鼠の彫り物がある。

・地蔵菩薩立像（中蔵院）…室町時代の作。像高五八センチメートルの檜材寄木造りで、極彩色。ガラス製の白毫、胸を張る瓔珞（頭、首、胸にかける装身具）、衣紋、花模様の描かれた袈裟に目を惹かれる。

・阿弥陀如来立像（明王院）…室町時代の作。像高四九センチメートル、檜材寄木造り、表面の彩色が剥がれて木地が見えるが、漆塗り金箔押しであった。上品下生（手の形・印相を表す。上品は人差し指と親指で輪を作る。下生は右手を上げ左手を垂らしている）の印を結んだ阿弥陀仏である。

・聖観音立像（龍乗院）…室町時代初期の作。像高六〇センチ

メートル、木彫寄木造り、漆仕上げである。左手に蓮華、右手を顔まで上げて念じている姿は、市内の他の観音像とは異なっている。

・不動明王立像（常楽院）…室町時代初期の作。体長七二センチメートル、檜材寄木造りで、麻布を貼った下地に漆仕上げ、黒漆の上の金（漆箔か截金の金）と後背の赤が印象的である。左足を前にして立ち、やや腰をひねった姿は波切不動の代表的なものである。

・地蔵菩薩立像（三宝院）…鎌倉時代末期の作。像高四五センチメートル、台座とも八六センチメートル、木造寄木造り、麻布を貼り漆仕上げを施している。人間的な風貌をし、素朴さが出ている。

・大師画像（三宝院）…室町時代中期、増叶僧正が描いたと伝えられている。「お大師さまは、高野山の樹下におられ、魂は浄土に遊行されている。お大師さまは足跡の地に、毎日のように来て、今も人々を救っている」と墨書されている。

・友林堂…常山城の城主であった戸川秀安（入道後は戸川幽林）の位牌を祀る霊廟。石灯籠に「文化二年」（一八〇五）と刻まれている。主体部は千鳥破風の入母屋造り、入口向拝は唐破風を付し、重厚な建築手法を用いている。

・山下家の墓…豊島石の高さ八五センチメートル、三二×二八センチメートル、四角柱の墓としては「天正十七年」（一五八九）という古い年銘が貴重である。墓の主の山下祐徳は八浜八幡宮の棟札に特別な地位として書かれている。

・懸仏基板（早瀧比咩神社）…直径六〇・三センチメートルの円盤で、懸仏（円面に仏の姿を表して柱などにかけて礼拝したもの）の基板である。裏面には、「文安二年」（一四四五）二月に阿波国守護大名細川氏の家臣で用吉の政所で政治を行った飯尾因幡守入道真覚が奉納したことが書かれている。

・木造阿弥陀如来立像（三宝院）…鎌倉時代の作と推定。像高七七・八センチメートル、一木割矧造り、仕上げは漆箔。左足を少し前に踏み出し、左手は垂下、右手は屈臂し第一・第二指を捻じて来迎印を結んでいる。螺髪は大粒、太い耳たぶ、くっきりとした弓形の眉、つり上がった目尻、引き締まった口端など、強く整った容貌の阿弥陀如来である。

・聴聞行事…聴聞とは、仏教の説法を聞いて身につけること。六〇〇年ほど前から東児島の真言宗寺院が結集して始められた。現在では、東児地区の七ヶ寺が交代で弘法大師、檀家先祖の供養をしている。

・波知の獅子舞…雌雄二頭の獅子がたわむれる古式ゆかしい獅子舞で、約二五〇年の歴史を持つ。伊勢大神楽（伊勢神宮に奉納する神楽）の影響を受け、子孫繁栄、五穀豊穣を願って八幡宮の祭礼に奉納されてきた。

・玉野の盆おどり…太鼓の調子や音から「カッカラカ」の愛称で親しまれている。先祖の霊を迎え慰めるとともに、大衆の娯楽として引き継がれており、七月から八月にかけて、市内の各地で行われている。

・八浜の秋祭り…獅子と宰領（監督）が先導し、鋏箱を受け渡

す四人、毛槍を受け渡す一二人の奴、太鼓、神輿、大勢の大人・子どもが練り歩く。神輿は六角神輿で、一六九八（元禄十一）年作の鏡が取り付けられている。

・石島の弥生式集団墓…土に穴を掘った状態で平墓である。背筋と両足を伸ばした伸展葬で、周りに一〇～二〇センチメートルの丸石を並べている。墓域は六〇メートル×二〇メートルほどで、数十基以上の墓が集まっている。

国登録有形文化財　一九九六（平成八）年十月に施行された改正文化財保護法によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入された。この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られた。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度を補完する役割を持つ。

・龍乗院本堂・鐘楼門・石段・石垣…本堂は一八一九（文政二）年の建築で、木造平屋建、入母屋造、本瓦葺、唐破風を付けた式台玄関を配する。鐘楼門は下層を鉄筋コンクリート造、上層を木造とする特異な混合構造で、下層に白色タイルと花崗岩を貼ってモダンなデザインとしている。

・旧専売局味野収納所山田出張所〔庁舎〕〔文庫〕…庁舎は木造平屋建、瓦葺、二三六平方メートル、文庫はレンガ造平屋建、瓦葺、二七平方メートルで、いずれも一九〇八（明治四十一）年建築。ともに製塩の歴史を伝え、意匠を凝らした建築が評価された。山田村役場、玉野市山田支所として使用されていたこともある。

文化財保護委員　玉野市文化財保護条例は、「玉野市教育委員会は、玉野市内に所在する文化財のうち重要なものを玉野市文化財保護委員会に諮り玉野市指定重要文化財に指定することができる」（第三条）と定めている。文化財保護委員会の委員は一〇名以内で、任期は二年。

文化財保護強調週間　教育委員会では、毎年十一月はじめの文化財保護強調週間にあわせて、本市の文化財を広く知ってもらうため、各地域の文化財を訪れ、紹介するイベントやワークショップを開催している。二〇一五（平成二十七）年度以降の開催実績は次のとおりである。

・二〇一五年度…八浜の町並みを散策しよう！
・二〇一六年度…玉野市東部地域へ
・二〇一七年度…田井・築港
・二〇一八年度…和田・日比地区
・二〇一九（令和元）年度…常山城跡とゆかりの文化財を訪ねて
・二〇二〇年度…滝地区の文化財を訪ねて
・二〇二一年度…塩づくりの里・山田地区を散策
・二〇二二年度…広報誌による啓発活動
・二〇二三年度…石器づくりワークショップ

・二〇二四年度…土器と塩づくりワークショップ
・二〇二五年度…勾玉づくりワークショップ

2 未指定文化財

主な未指定文化財としては、次のようなものがある。

・建造物…胸上八幡宮本殿／金剛寺客殿
・彫刻…不動明王立像（明王院）／不動明王立像（三宝院）／不動明王立像（正蔵院）／毘沙門天立像（毘沙門堂）／増長天立像（常楽院）／阿弥陀如来立像（常楽院）／聖観音菩薩立像（持性院）／毘沙門天立像（大聖寺）／薬師如来坐像（久昌寺）／宝冠釈迦坐像（普門寺）／増吽僧正坐像（無動院）
・絵画…阿弥陀如来画像（常楽院）／阿弥陀如来来迎図（持性院）／不動明王画像（三宝院）／弘法大師画像（観音院）／不動明王画像（観音院）／五大尊明王画像（観音院）／金剛界曼荼羅図（金剛寺）／胎蔵界曼荼羅図（金剛寺）／涅槃画像（蓮華庵）
・古文書…大槌島境界論争裁許状
・市内の石造物…宗蔵寺の宝篋印塔／キリシタン灯籠（観音院）／日吉神社石灯籠／宇喜多元家の墓（与太郎神社）／常楽院の石仏／琴竜庵の石仏／弘法寺の石仏／化粧地蔵／胸上港の常夜灯（一八七五（明治八）年）／山田港の五三灯台跡（一八五二（嘉永五）年　明治初年に木造に改築）／四面地蔵（用吉）／柳畑古戦場五輪塔／長兵衛地蔵（円明院）／六尺地蔵（観音院）／お菊明神／浜の神様（渋川八幡宮）
・民俗資料…胸上のだんじり
・工芸考古…金剛廃寺単弁蓮華文軒丸瓦及平瓦／鰐口（金剛寺）／磬（聴閑用具）／鬼瓦（正蔵院）／蒔絵小筥（御前八幡宮）／奉納の太刀（御前八幡宮）／廻船の絵馬（八浜八幡宮・岡山県立博物館に寄託）
・市内の井戸…六角井戸（八浜町八浜）／殿川の井戸（八浜町大崎）／硯井（八浜町大崎）／三ツ井戸（宇藤木）／波知の奥井戸（八浜町波知）
・史跡…麦飯山城跡・横田山城跡／両児山城跡／小丸山城跡／円山城跡／高畠城跡／四宮城跡／怒塚山城跡／増吽僧正旧蹟（無動院）
・歴史の道・由加古道…日比往来古道／日比往来道標／八浜往来古道／八浜往来・へんろ道標／胸上の道路元標
・幕末の台場跡…胸上台場跡
・近代化・産業遺産…東野崎浜石垣等／宇野線田井のガードトンネル／宇野線宇藤木の鉄橋（加茂川橋梁）／旧宇高連絡船岸壁遺構／水道記念碑／八浜町並み保存拠点施設（旧藤原元太郎邸）／鉾立小学校／塩田跡地
・市内の名木・古木…見返りの桜（ヤマザクラ、深山公園）／神木の楠（田井八幡宮）
・旧石器時代～古墳時代遺跡…宮田山遺跡／宮山遺跡／王子ケ岳遺跡／出崎遺跡／灰出遺跡／沖須賀遺跡／波張崎遺跡／貝殻山遺跡／木目遺跡

・市内の古墳…滝古墳群／石島西一号墳／先祖山古墳群／獺越古墳（消失）／地蔵山古墳（消失）
・古代祭祀遺跡…番田の立石／由加神社の磐座／金甲山の磐座／玉比咩神社の立石／亀石（亀山八幡宮）

3 埋蔵文化財

概　況　本市やその沖に浮かぶ島々には、旧石器時代から中世に至る遺跡が多数確認されている。旧石器時代の遺跡としては、宮田山遺跡、出崎遺跡群などが知られ、サヌカイト製のナイフ型石器、尖頭器、細石器などが出土している。特に宮田山遺跡のナイフ形石器は、「宮田山型ナイフ」の名称で知られる。また瀬戸内海の海中からは、ナウマンゾウの化石が数多く採集されている。

縄文時代の遺跡は、瀬戸内海に突き出した低丘陵上に所在している。押型文土器片やサヌカイト製の石鏃が出土する早期の遺跡が多く、畑ノ浦遺跡、波張崎（はばりざき）遺跡などがある。縄文時代前期以降の遺跡としては長崎鼻遺跡があり、前期終末の土器片を中心に、後期初頭と推定される土器片もわずかに出土している。

弥生時代前期については、渋川海岸から壺形土器が発見されているが、遺跡の内容は不明である。中期になると、標高一八〇～二九〇メートルの山頂上に、高地性集落と呼ばれる遺跡がみられ、的場山遺跡、岡山市と本市の境界に位置する貝殻山遺跡などが代表的なものである。後期になると、遺跡数は著しく増加し、その範囲も飛躍的に拡大している。なかでも田井の深山遺跡は、児島半島南部を代表する弥生後期の遺跡で、畿内の土器製作手法として顕著に見られる叩き目を有する土器が多数出土している。

古墳時代については、前期（三世紀後半～四世紀）の遺跡としては弥生時代から続く石島・戸尻鼻の組立式石棺墓のほか、前述の深山遺跡は弥生時代後期に成立し、古墳時代前期が中心と考えられている。

古墳時代中期（五世紀）の遺跡としては、滝・鐘鋳場（かねいば）古墳群（消滅）、獺越（おそごえ）古墳（消滅・移築復元）、滝・先祖山古墳群、高辺一・二号墳（消滅）などがある。獺越古墳は、竪穴式石室や箱式石棺を持つ前・中期古墳から、横穴式石室を持つ後期古墳へ移行する過程の墳墓として貴重なものである。

古墳時代後期（六～七世紀前半）の遺跡としては、玉野市重要文化財（史跡）に指定されている田井・孫座古墳のほか、地蔵山一・二号墳（消滅）、出崎灰出（はいで）一・二号墳（消滅）などがある。

これらの中から、近年発掘調査が行われたものを次に紹介する。

常山城跡（玉野市指定史跡）　常山城は、児島半島の西半、由加山を中心とする丘陵地帯の北東端に突出した常山（海抜三〇七メートル）の頂上に築かれている。一四八九～一四九二（延徳年間）年頃に上野氏が備前児島に移動して築城したと思われる。この城をめぐる争いでは、一五七四（天正二）年から翌年にかけての備中兵乱の際に、三村元親の妹婿である上野隆徳と

毛利氏が戦った常山合戦が有名である。隆徳の妻（鶴姫）とその侍女（女軍）の奮戦や落城の様子が今も伝わっている。この戦いで上野氏が滅亡した後は、毛利氏が城番を派遣して拠点とした。毛利・秀吉の中国戦役が結着したあと、一五八五年頃、宇喜多直家の家臣であった戸川秀安・達安が親子二代にわたり城主となり、一五九九（慶長四）年まで居城した。関ヶ原の戦いの後は小早川秀秋の家臣・伊岐眞利が城主となったが、一六〇三年、小早川家の断絶により備前藩主となった池田忠継が常山城を廃城とした。

常山城は連郭式山城で、最高所と二本の尾根筋に郭が連続してつくられている。最高所には本丸があり、北方向の尾根の先端に栂尾丸、北東方向の尾根の先端に惣門丸があり、本丸と栂尾丸、本丸と惣門丸の間には大小の郭がある。郭は全部で一五あり、このうち本丸、栂尾丸、惣門丸、兵庫丸は石垣構築である。一九七九（昭和五十四）年十二月に行われた発掘調査では、瓦（大部分は平瓦で、一部に丸瓦も見られる）と土器類（大部分は明治以降の現代品だが、一部に江戸時代以前とみられる土師器や備前焼もあった）が出土した。



常山全景（2010年撮影）

波張崎遺跡　児島半島の東南端、胸上の波張崎に所在する縄文時代早期の遺跡で、一九七九（昭和五十四）年十月に民間開発計画に伴う確認調査が行われた。周辺には縄文早期の遺跡が多く認められ、古くから小規模な貝塚が知られていた。

調査の結果、表土からは縄文時代早期の押型文土器（山形押型文、楕円押型文など）、無文土器を中心に、若干の中世土器片が出土した。Ⅱ層からも押型文土器、無文土器が出土した。それ以外では、石器が表土とⅡ層から一点ずつ出土した（いずれもサヌカイト製）。また、礫群を検出した。

沖須賀遺跡　後閑字沖須賀に所在する遺跡で、市立山田中学校校舎改築工事に伴い一九八〇（昭和五十五）年九月に発掘調査が行われた。

調査の結果、古墳時代と平安～鎌倉時代に盛期が認められ、古墳時代の炉跡三基、古墳時代の土器溜まりと推定される土壙、平安～鎌倉時代の炉跡一基、平安～鎌倉時代の土壙三基を検出した。

古墳時代の炉跡である一号炉では、同じ地点に重複して四度もの操業が行われ、各操業面の間には砂による間層が認められた。同じ古墳時代に属する二号炉でも、二度の操業が行われたことが確認でき、多量の土器片が出土した。そのため、両炉跡とも各操業面を層位的に調査することが可能になり、時間の経

過とともに使用された土器の形態が変化する現象を、比較的良好な条件で把握することができた。

地蔵山一号墳　玉三丁目に所在する、横穴式石室を内部主体とする古墳時代後期の円墳で、三井造船（株）玉野事業所の林地開発事業に伴い、発掘調査を行って記録保存することとなった。発掘調査は一九八九（平成元）年十一月から翌一九九〇年三月にかけて実施された。

地蔵山一号墳は、標高一五六・六メートルの地蔵山の尾根筋から東方向に派生した、標高七六・六メートル付近の尾根上に位置する。墳丘の規模は、石室直行方向で一二メートル、石室長軸方向は石室前面が崖崩れにより崩壊しており、残存は一一・五メートルであった。墳丘北部墳端は、墳丘に隣接する露石を迂回するように大きくへこみ、南部はいくぶん張り出すという、多少いびつな円墳であることが判明した。墳丘高は、頂部が大きく削平されていたが、北北西周溝部で約九〇センチメートルである。

天井石はすでに除去されており、石室内には墳丘盛土が崩落して二次的に側壁上端まで堆積していた。石室床面は五・九五メートル×五・七メートル。棺台に使われていたと思われる一辺五五～八センチメートルの割石が約二五個見つかった。出土遺物としては、須恵器（有蓋高坏、杯蓋など）、土師器（高坏など）、製塩土器（小型鉢など）、鉄器などがある。

出崎灰出一・二号墳　沼の灰出に所在する、横穴式石室を内部主体とする古墳時代後期の円墳である。高圧送電線鉄塔新設事業に伴って、一九九二（平成四）年三月から六月にかけて発掘調査が行われ、記録保存された。

当初一基であると思われた古墳は、ほぼ南北に伸びる緩やかな尾根の稜線上に二基並んでいることが判明したため、北側を出崎灰出一号墳、南側を出崎灰出二号墳とした。

一号墳の墳丘規模は、石室直行方向で約一一メートル、石室長軸方向で約一二メートル。墳丘高は頂部が大きく削平されているため、調査時点では約七〇センチメートルである。石室は奥壁から開口部に向かって左袖式の横穴式石室で、床面の計測値は約三メートル×一・七メートル、石室残存高は最高部で約〇・九メートル。天井石はすでに除去されており、床面のほぼ半分には河原石が敷き詰められていた。出土遺物は、須恵器（杯身など）、土師器（小型短頸壺など）、製塩土器、鉄器（刀など）、装飾品（耳環など）、滑石製紡錘車などがある。

二号墳の墳丘規模は一部が調査区域外であるが、調査を実施した範囲では石室直行方向で約一五メートル、石室長軸方向で約一三メートル。墳丘高は頂部が大きく削平されているため、調査時点では約九〇センチメートルである。石室は横穴式石室で、床面の計測値は約二・五メートル×一・五メートル、石室残存高は最高部で約一・五メートル。天井石はすでに除去されていた。出土遺物は、須恵器（杯身など）、土師器、鉄器（太刀など）、装飾品（耳環など）、水晶柱片などがある。また、石室外で多数の埴輪（人物埴輪一点のほかは円筒埴輪）が検出された。

滝・鐘鋳場一号墳　本市の西端部、滝の舌状丘陵上に所在した古墳で、一九八八（昭和六十三）年十月に発掘調査が行われ記録保存された。古墳時代前期（四～五世紀）の方墳で、大きさは約八×一〇メートル。埋葬施設は、古墳のほぼ中央部に小形の竪穴式石室が一基のみ存在した。調査前の段階ですでに天井石は除去され、側壁の一部や南東側の小口部分も壊されており、遺物は全く出土しなかった。一号墳の南には二基の古墳（一基は箱式石棺を内部主体とする）の存在が知られている。

清外寺跡・梶岡城跡　児島半島南端の瀬戸内海に面した通称「東児が丘」に所在し、ゴルフ場建設に伴い発掘調査を行って記録保存することになった。発掘調査は一九八九（平成元）年四月から七月にかけて行われた。

清外寺の寺域であったと思われる範囲は、胸上・梶岡・下山坂の三地区にまたがり、胸上地区には鐘突堂、清外寺坂などの小字名がみられる。清外寺の中心部は、胸上小字清外寺坂西上及び鐘突堂と推察される。便宜上、北から順にⅠ～Ⅳ区と区分して調査した結果、Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ区では遺構は確認できず、遺物についても近代の陶磁器が数点出土したのみであった。Ⅱ区では基壇と思われる側面に石垣らしいものが露出しており、トレンチを設定した結果、東・北・西部に石列が看取できた。遺物については、土師質の小皿片、備前焼擂鉢片、近世白磁器及び青磁器小片などが出土した。

梶岡城跡は、海抜七五メートル前後のなだらかな丘陵上に位置し、総面積は約一万九二〇〇平方メートルである。調査の結果、北面、東面、南面のそれぞれ一部に石列が確認できた。これらの石列は全て、拳大ないし人頭大の比較的小さい河原石である。南面の石列は盛り土をした側面に張り付けられているが、戦国期に築かれた強固な石垣とは思えず、上部平坦部で畑作が営まれていたことから、北面の石列も含め畑地の土留め用のものと考えられる。城に関連する遺構は検出されなかったが、おそらく高畠城と何らかの関係を持つ、戦国時代の見張り用の砦程度のものが存在した可能性は否定できない。

4 玉野歴史街道

史跡や伝承が数多く残されている本市の西北地区には、明治から昭和初期を思わせる町並みも見られ、古き良き日本の伝統が今も息づいていることを感じさせてくれる。中でも約一〇キロメートルに及ぶ歴史街道は、史跡巡りをしながら昔懐かしい雰囲気を満喫できる。常山城コース、大崎歴史コース、八浜町並コースの三つがある。

①常山城コース…三つ井戸、千人岩、女軍の墓、常山城跡、秀天の石橋など

②大崎歴史コース…硯井の井戸、硯井天満宮、大崎八幡宮など

③八浜町並コース…与太郎様、八浜城跡、八浜町並み保存拠点施設など

三　民俗文化

1 神社仏閣

寺　院　児島八八か所霊場及び文化財を有する寺院は次のとおりである。

中蔵院（一番）／瑞泉院（二番）／福寿院（三番）／三宝院（四～六番）／常楽院（七番）／龍乗院（八番）／無動院（九番）／常泉院（一〇番）／円通庵（一一番）／清水庵（一二番）／慈照院（一三番）／蓮華庵（一四番）／円明院（一五番）／弘法寺（一六番）／観音院（一七番）／金剛庵（一八番）／久昌寺（六一番）／洞泉庵（六二番）／琴龍庵（六三番）／正蔵院（六五番）／長性庵（六六番）／持性院（六七番）／寂光庵（六八番）／福寿庵（六九番）／大師堂（七〇番）／宝積院（七一番）／蓮光院（七二番）／金剛寺（七三番）／宗蔵寺（七四番）／大雲寺（七五番）／普門寺（七六番）／明王院（八八番）／大聖寺／毘沙門堂

神　社　各地域の氏神及び文化財を保有する神社は次のとおりである。

加茂神社／小島地八幡宮／用吉八幡宮／用吉天神宮／五十猛神社／鴨神社／早瀧比咩神社／槌ケ原八幡宮／硯井天満宮／大崎八幡宮／与太郎神社／八浜八幡宮／快神社／日吉神社／田井八幡宮／宇野八幡宮／玉比咩神社／御前八幡宮／渋川八幡宮／大藪荒神社／福浦荒神社／後閑八幡宮／熊野神社／水守神社／胸上八幡宮／飯神社／亀山八幡宮

2 祭り・伝統行事

・胸上のだんじり…胸上八幡宮のだんじり（祭礼用山車）は四台（元東、大東、中、西）あり、いずれも総ケヤキで彫刻を凝らした美しいものであったが、大東のだんじりは、戦前の胸上大火で焼失した。いちばん大きい元東のだんじりは幅一八〇センチメートル、長さ三六一センチメートル、高さ三七〇センチメートルである。秋の大祭ではこれらのだんじりに着飾った子どもたちを乗せて町中を引きまわる。

・波知の獅子舞…波知地区に残されている古式豊かな獅子舞は、もともと波知八幡宮の祭礼行事で行われていた。雌雄二頭の獅子が笛の音に合わせて戯れるものであったが、現在では雌獅子の代わりにぼたんの花を持つようになった。波知八幡宮の本殿は重要文化財に指定されている快神社であり、子授けの神、子孫繁栄、五穀豊穣、商売繁盛を祈る神であった。獅子舞も子孫繁栄を祈るもので、伊勢大神楽の影響を多分に受けているが、笛の音の美しさは近隣に類をみない。

・八浜の秋祭り…毎年十月に催される八浜八幡宮の祭礼では、獅子と宰領が先導して、鋏箱二箱を受け渡す四人と、毛槍六本を受け渡す一二人の奴が、前後左右にゆっくり行進する。その後を、子どもたちに引かれた太鼓と神輿が続き、最後に前述した二つのだんじりに子どもたち十数人が乗り、笛や太鼓、鐘などではやしながら、青年たちがこれを十数人で曳い

て町中を練り歩く。だんじりとは別に八浜の秋祭り全体が、二〇〇九（平成二十一）年六月一日付けで玉野市指定重要文化財（無形民俗文化財）となった。

3 食文化

伝統的な食文化としては、「鮒（ふな）めし」や「すし」が代表的なものである。

鮒めし　岡山県南部に伝わる冬の郷土料理である。児島湾の干拓地に張り巡らされた農業用水ではたくさんの鮒が生息していた。とりわけ冬の時期に獲れる寒鮒は特有のコクがあって珍重された。鮒の身をまな板の上でトントンと包丁で叩くことから、「とんとこ飯」とも呼ばれる。こうしてミンチ状にした鮒（ふな）を野菜と一緒に炒め煮した料理で、脂ののった寒鮒と根菜がたっぷり入った汁を、熱いご飯にかけていただく。

すし　岡山ずしとも呼ばれるこの地方のすしは、さまざまなかやくを酢飯と混ぜ合わせたばらずしである。秋まつりの時や、春先にフキやタケノコなどが出そろうころ、また、法事や葬式など人が大勢集まって会食する際によく作られた。

これとは別に、「まるたずし」というすしもあった。ツナシやママカリなどの小魚を開いて酢に漬け、酢飯の上に乗せて魚らしい形にしたものだが、現在はあまり作らなくなった。

4 玉野の盆おどり

玉野の盆おどりは、一九八二（昭和五十七）年三月十八日に市の重要民俗資料（現在は市の重要無形民俗文化財）に指定された。本市は一九四〇年に市制施行して以来、数次にわたって隣接町村と合併し市域を広げてきた。それぞれの地域では、盛んに盆踊りが行われてきた。太鼓のリズムや音頭の調子、踊りの所作など、地域によって若干の違いはあるが、非常によく似ており、元は同じであったものが何百年という長い伝承経過の中で少しずつ違いが生まれていったのではないかとされている。

現在では市内の各地区に保存会や愛好会などが生まれ、「地踊り」や太鼓のリズムから「カッカラカ」の愛称で親しまれている。毎年八月にはカッカラカをメインとした「玉野まつりおどり大会」が開催されており、玉野市役所西大通りが踊り子の熱気に包まれるほか、お盆の八月十三～十六日ごろにかけて、先祖供養のため市内各地の公園やお寺などで盛んに踊られている。

第二節　スポーツ

一　スポーツ施設

1 玉野スポーツセンター

沿　革　田井二丁目に位置する総合スポーツ施設。一九六七（昭和四十二）年、日本体育協会が中国ブロックスポーツセン



玉野スポーツセンター

ターの設置場所を玉野市とすることを決定し、市は敷地を無償提供することになった。一九六八年七月にプール開き、十二月に宿泊管理棟竣工。一九七一年四月、同年度以降の建設及び管理運営等を岡山県体育協会が行うことが決定された。

一九七二年三月、体育館、陸上競技場、球技場、テニスコート、キャンプ場、クロスカントリーコース、展望台、駐車場等が完成し、八月に落成式が挙行された。これを受けて、一九七三年度に水泳教室、一九七七年度に婦人テニス教室、一九七九年度に子供体操教室が始まった。一九八〇年七月には、常陸宮殿下・同妃殿下を迎えて第一八回全国スポーツ少年大会が開催された。一九八一年一月には小体育館が竣工した。その後、何度か各施設の改修を繰り返しながら現在に至っている。

施設概要　次の施設を備える。

▽陸上競技場…一万九〇〇〇平方メートル、夜間照明付き、一周四〇〇メートル六コース、直走路一〇〇メートル八コース、キャンプファイヤーも可　▽球技場…一万平方メートル、サッカー・ラグビー・ソフトボール・ラクロス兼用コート一面、キャンプファイヤーも可　▽大体育館…二三一〇平方メートル、バスケット・バレーボール各二面、バドミントン六面、フットサル一面、卓球室一室、多目的室、ミーティング室、トレーニング室、更衣室　▽小体育館…五二六・五平方メートル、バレーボール一面、ソフトバレーボール三面、バドミントン三面　▽水泳プール…五〇メートル八コース　▽テニスコート…五七九〇平方メートル、人工芝コート一面、クレーコート二面　▽オリエンテーリング…パーマネントコース八キロメートル　▽管理宿泊棟・研修室…三八三一平方メートル、地上三階地下一階、三一六名収容、第一～第三研修室　▽キャンプ場…一万二〇〇〇平方メートル、三五テント・一四〇名収容

2 玉野市民総合運動公園・玉野市総合体育館等

沿　革　玉野市民総合運動公園は玉原三丁目に位置する総合スポーツ施設である。まず一九七四（昭和四十九）年三月、野球場が完成した。同年十月より供用を開始し、十一月十七日には落成記念行事としてプロ野球阪神タイガース対南海ホークスのオープン戦が開催された。続いて一九七五年には陸上競技場が完成し、七月一日から供用が開始された。陸上競技場については、一九九二（平成四）年三月に照明設備が備えられ、同年四月三日に点灯式が行われた。当日は夜間照明のもとで、いきい

き大縄跳び大会と軟式野球の練習試合が開催された。一四面の広さを持つテニス場は一九七六年三月から供用開始され、一九九〇年五月にはクレーコートに照明設備が完成した。弓道場は一九九三年十二月に着工し、一九九四年十月に竣工式が行われた。一二人立ちの近的射場と六人立ちの遠的射場を備える、県下最大規模の弓道場となった。

玉野市総合体育館（レクレセンター）は玉二丁目に位置し、市制四〇周年記念事業として一九八一年九月に着工し、一九八五年四月に落成式が行われた。総工費は一五億三五〇七万円。

玉野市北体育館は木目に位置し、一九七一年に旧玉野市立荘内中学校の屋内運動場として整備され、一九八四年に荘内中学校が現在の場所へ移転新築する際に北体育館と改称された。現在は老朽化が著しいため、使用中止。

玉野市ヨット艇庫は渋川三丁目に位置し、一九六二年に整備された。現在は老朽化が著しいため、使用中止。

二〇一八年度より、玉野スポーツネットワークJVが指定管理者として総合運動公園、総合体育館の管理運営にあたっている。

施設概要　次の施設を備える。

①総合運動公園

▽多目的運動場（陸上競技場）…二万平方メートル、夜間照明付き、サッカー一面、野球二面、ダッグアウト、放送設備、トイレ

▽芝生運動場（天然芝）…一万五二一三平方メートル、サッカー一面、ソフトボール二面

▽市民球場（野球場）…一万五七六九平方メートル、センター一二〇メートル、両翼九二メートル、観覧席一五五〇席、スコアボード、役員室、記録室、審判室、放送設備、トイレ（両翼）

▽テニス場…一万一六四八平方メートル、クレーコート四面（ナイター設備あり）、オムニコート一〇面

▽弓道場…九二五・四七平方メートル、近的射場一二人立ち、遠的射場六人立ち、更衣室、審査員控室、会議室、事務所、倉庫、トイレ

②総合体育館

▽アリーナ…一八六七平方メートル、固定観覧席九九六席・アリーナ席二〇〇〇席、バスケットボール二面、バレーボール三面、バドミントン・ミニソフトバレーボール一〇面、卓球四〇台、インドアテニス二面



総合運動公園　野球場

▽柔・剣道場…五三六・四平方メートル（九八畳）、柔道・剣道・空手・合気道・太極拳などに利用可
▽トレーニングルーム…二二四平方メートル、ランニングマシン、エアロバイク、各筋力トレーニングマシン等、フリーウェイト各種
▽ミーティングホール…四〇五平方メートル、長机九〇台・椅子三〇〇脚、各種イベントや会議だけでなくスポーツ（卓球五台）にも利用できる。
▽研修室…第一研修室＝五四平方メートル・四〇名、第二研修室＝五四平方メートル・四〇名、第三研修室＝五四平方メートル・二〇名
▽会議室…第一会議室＝三六平方メートル・一六名、第二会議室＝二〇平方メートル・一〇名

スポーツクラブ教室　一期三～四か月、一三回程度の会員登録制教室を開講している。事前登録が必要で、受講料は一括前納。二〇二五（令和七）年第一期（四～七月）の教室のうち、主なものは次のとおりである。

①総合体育館…ボディメンテナンスヨガ、リラックスヨガ、エンジョイビクス、おてがる体操、レクすぽ、ピラティス、ベリーダンス、フラダンス、リズムダンス、バドミントン、新体操、卓球、太極拳、インドアテニスなど
②総合運動公園…テニス、ソフトテニス、弓道など

二　スポーツ関係団体

1 玉野市スポーツ協会

一九七〇（昭和四十五）年四月に玉野市体育協会として発足した。二〇一八（平成三十）年四月から、上部団体である日本体育協会が日本スポーツ協会と名称変更したのを踏まえて、二〇二〇（令和二）年四月から玉野市スポーツ協会となった。「体育・スポーツを振興して市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上に寄与すること」を目的とする。市内の各種スポーツ団体によって構成される。二〇二五年度当初時点の加盟団体（種目別団体）は二一団体であり、玉野市スポーツ協会は加盟団体が主催・参加する行事を支援している。そのほか、玉野市スポーツ少年団本部も玉野市スポーツ協会に置かれている。

また、毎年玉野市スポーツ協会顕彰者表彰を行っている。

2 玉野市スポーツ少年団

玉野市スポーツ少年団本部は、一九六三（昭和三十八）年五月に設置された。「スポーツを通して青少年の心身の健全な育成をはかるため、市内スポーツ少年団を育成指導すること」を目的とする。

二〇一三（平成二十五）年、岡山県スポーツ少年団が結成五〇周年を迎え、優秀団及び功労者の表彰を行った。このうち、



スポーツ少年団の活動

本市の優秀団は一五団であった。

登録少年団、団員数、指導者数は、二〇一七年度はそれぞれ七種目三四団体、四九〇名、二四一名であったが、二〇二五（令和七）年度は五種目一三団体、二一二名、一一五名と減少傾向にある。

三　晴れの国おかやま国体

概　要　二〇〇五（平成十七）年の夏と秋に、第六〇回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」が開催された。都道府県持ち回りで行われる国体の岡山県での開催は、一九六二（昭和三十七）年の第一七回以来四三年ぶりであった。「あなたがキラリ☆」のスローガンのもと、正式競技三七競技、公開競技三競技、デモンストレーションとしてのスポーツ行事二〇行事を、県内二九市町村で実施した。本市では、夏季大会でフェンシングとビーチバレーの二競技、秋季大会で弓道、自転車、バレーボールの三競技が行われた。

準　備　一九九六（平成八）年一月、岡山県準備委員会が発足し、県教育庁に準備委員会事務局を置いた。同年二月には第一回市町村連絡会議が開かれた。準備委員会は、一九九七年十一月（一次分）と一九九八年六月（二次分）の二度に分けて、競技別開催市町村を発表。本市では自転車（トラック）、弓道（全種別）、バレーボール（少年男子）、フェンシング（全種別）を開催することになった。一九九八年四月には県が岡山県国体準備局を設置し、国体準備業務を知事部局に移した。

一九九九年七月から十月にかけて、（財）日本自転車競技連連盟、（財）全日本弓道連盟、（財）日本フェンシング協会が本市を訪れ正規視察を行った。二〇〇〇年三月には、玉野市議会が第六〇回国民体育大会に関する決議を採択した。七月には、日本体育協会理事会が第六〇回国体の岡山県開催を正式内定した。

二〇〇一年三月には、日本体育協会が公開競技・ビーチバレーの玉野市開催を承認した。四月に玉野市教育委員会内に国体準備室を設置し、六月には第六〇回国民体育大会玉野市準備委員会を設立。夏から秋にかけ、本市開催競技に関する国体リハーサル大会や国体本番の様子を視察した（二〇〇二～二〇〇四年も同様）。

二〇〇二年四月には、市教育委員会内の国体準備室を市長部局の国体局に組織変更した。同年五月から、玉野市国体準備推

進会議、国体準備幹事会、準備委員会専門委員会（総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通）が動き出した。十一月には「晴れの国おかやま国体」玉野市市民運動推進協議会を設立し、玉野市市民運動のキャッチフレーズを「笑顔でおむかえ　さわやか玉野」と決定した。

二〇〇三年に入ると、「国体ニュース」の創刊、国体開催決定記念国体図画・ポスター展の開催、ほほえみマリン大使を国体キャンペーンスタッフに委嘱するなど、市民啓発も本格化した。また、七月には第一回花いっぱい運動部会、八月には第一回地域環境美化部会が開かれ、おもてなしの準備も進められた。

本番前年の二〇〇四年に入ると、二月に「晴れの国おかやま国体」玉野市実施本部が発足。六月には弓道場周辺、八月には宇野駅・玉野競輪場周辺などで国体クリーン作戦を実施した。また、六月に弓道とバレーボールのリハーサル大会、八月に自転車のリハーサル大会、十二月にフェンシングのリハーサル大会を開催した。

開催年の二〇〇五年には、競技別・分野別の準備がいよいよ大詰めの作業に入った。五月には国体の炬火・採火式を行い、「海・港・船のまち、玉野にぎわいの火」と命名された。たまの港フェスティバル、宇野港ゆめ市場、玉野まつりなどのイベントでのPR、花いっぱい運動での種まき講習会、クリーン作戦など最後の準備も終え、本番開幕を迎えた。

開催概要　二〇〇五（平成十七）年九月九日、第六〇回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」夏季大会開会式が、秋篠宮同妃両殿下ご臨席のもと、児島マリンプールで催された。同日から十三日までは、フェンシング競技が玉野市総合体育館で開かれ、成年男子エペでは岡山県が優勝に輝いた。十日から十二日まではビーチバレー競技が渋川海岸ビーチバレーコートで開かれ、成年女子では岡山県が七位に入った。

十月二十二日には、第六〇回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」総合開会式が、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、桃太郎スタジアムで催された。弓道競技は同月二十三日から二十六日まで、玉野市民総合運動公園弓道場・特設遠的弓道場で行われた。岡山県は近的・成年男子が優勝、近的・成年女子が五位、近的・少年男子が五位、近的・少年女子が準優勝、遠的・成年男子が優勝、遠的・少年男子が六位、遠的・少年女子が七位と大活躍を見せた。バレーボール競技（少年男子）は同月二十三日から二十六日まで、玉野市総合体育館で行われ、岡山県は七位に入った。自転車競技（トラック・レース）は同月二十四日から二十七日まで、玉野競輪場で行われた。岡山県勢は、成年男子一キロメートルタイ



晴れの国おかやま国体　バレーボール競技

ム・トライアルで在本直樹選手が優勝、成年男子ケイリンで吉田康則選手が三位、成年男子ポイント・レースで片山智晴選手が三位、成年男子四キロメートル速度競走で清水良行選手が優勝、少年男子四キロメートル速度競走で川本琢也選手が三位、成年男子四キロメートル団体追抜競走で岡山県チームが六位、少年男子四キロメートル団体追抜競走で岡山県チームが三位と健闘した。

岡山県は本市開催競技における競技別総合成績でも、弓道で天皇杯（男女総合）一位、皇后杯（女子総合）三位、バレーボールでは天皇杯・皇后杯とも一位、自転車で天皇杯二位となった。また全競技を合わせた総合成績では、岡山県が天皇杯・皇后杯とも一位となった。

運　営　大会運営面の概要は次のとおりである。

・宿泊…市内のホテル・旅館等一五施設の協力を得た。三競技が行われた秋季大会は、市内の宿泊施設だけでは収容できないため、自転車競技の選手・監督等について、広域配宿方法により倉敷市下津井・児島地区で宿泊を確保した。夏季・秋季大会合わせて延べ八七一六人の宿泊利用者があった。

・弁当…市内の弁当調製施設の中から三社を国体弁当調製施設として選定し、夏季・秋季大会合わせて八七七二食の弁当を提供した。

・医療・救護…玉野市医師会、岡山県看護協会玉野支部、各医療機関等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置し、傷病者発生時の応急処置及び指定の医療機関への移送などを行った。救護実績は、夏季大会が発生数二九件、移送数一件。秋季大会が発生数二八件、移送数五件であった。

・輸送・交通…選手・監督等の移動については、持込車両の使用又は公共交通機関の利用を原則とし、宿舎・競技会場・練習会場などへの移動が不便な区間については、シャトルバス、計画バス、タクシーにより計画輸送サービスを行った。シャトルバスについては、夏季大会は一二台使用し二一五便・九〇九人の利用。秋季大会は一四台使用し三五六便・三五四〇人の利用があった。計画バスについては、夏季大会は二〇台、秋季大会は二四台使用した。タクシーについては、夏季大会は六五台、秋季大会は一二六台使用した。

第四節　人　権

一　人権尊重

1　同和教育

同和問題　同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、日常生活の上でさまざまな差別を受けたりするなど、わが国固有の重大な人権問題である。

一九六九（昭和四十四）年に同和対策事業特別措置法（同対法）が施行され、同法に基づいて差別解消と同和地区の環境改善のための事業が全国で実施された。同法は一〇年間を期限とする時限立法であったが、三年間の延長を経て一九八二年には地域改善対策特別措置法（地対法）が施行され、同和対策事業は地域改善対策事業と名を変えて引き続き行われることになった。一九八七年には、地対法に代わって地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が施行され、引き続き地域改善対策事業が行われたが、二〇〇二（平成十四）年三月末に地対財特法が失効し、国の事業としての同和対策は終了した。

二〇〇〇年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づいて二〇〇二年三月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。基本計画では、取り組むべき人権課題として一二項目を挙げており、同和問題もその一つとして位置づけられた。

同和教育　一九七七（昭和五十二）年度の「教育要覧」（玉野市教育委員会発行）では、同対法に基づき、部落問題の解決に向けて民主教育を推進するとして、次のような取組を掲げている。

・小学校一年・六年、中学校二年の保護者を対象に、小・中学校児童生徒への民主教育と併せて、県教育委員会発行の冊子「差別をなくするために」をテキストとして各単位ＰＴＡごとに指導を行っている。
・団体活動においては、幹部研修会、学級講座を通じて、部落問題を正しく認識し、地域社会における身近な問題についてみんなで話し合って解決する態度を涵養している。
・総合推進体制の充実については、学校教育との連携を図るとともに、市の関係機関と協力して、指導者研修会などを開催し、指導者の輪を広げるよう努めている。

一九九〇（平成二）年の「教育要覧」では、同和教育として次のような取組を紹介している。

・同和教育推進事業（ＰＴＡ同和教育）…小・中学校のＰＴＡを対象に同和教育の研修を行い、家庭と地域の一体的な同和教育の推進を図っている。
・同和教育推進委員会推進事業…社会同和教育推進のための諸事業を行う。
・社会同和教育…社会教育における同和教育の指導者の育成を図る。
・企業内同和教育…職場、職域における同和教育の重要性に鑑み、企業体の職員を対象として同和教育推進上の諸問題について研究協議する。

その後も、社会同和教育指導者養成講座、幼児・児童・生徒の保護者を対象とする同和学習などを継続的に実施していた。現在は、人権政策推進のための課題の一つとして「同和問題」を取り上げ、啓発・教育を進めている。

2 人権教育

人権教育 岡山県が二〇〇六（平成十八）年二月に策定した改訂岡山県人権政策推進指針では、「すべての人が障害の有無、性別や国籍の違い、年齢などに関係なく、お互いに尊重し支え合い、生き生きと明るく暮らせる『共生社会おかやま』の実現」を目指すとしている。本市もこの考え方に沿って、次のような取組を行っている。

・人権教育推進委員会…市の全体的な人権教育の推進を図るための企画、調整を担う組織として一九八〇（昭和五十五）年一月に設置され、市教育委員会に事務局が置かれている。毎年「人権のつどい」を開催していたほか、研修会を開催したり、地域人権問題全国研究集会や全国人権・同和教育研究大会に参加している。二〇〇七（平成十九）年に本市で開催された第一九回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山２００７inたまの」では、講演会「命は尊いもの」、映画上映「筆子その愛～天使のピアノ」を行った。二〇〇八・二〇〇九年度は「ふれあい人権劇事業」として、劇団「虹」、旭かげ絵劇団「めだか屋」、「ちょう・かえる一座」による人権劇の上演を行った。

・人権教育者養成講座…地域・団体・職場で教育・啓発活動を担う人材を育てる全六回の講座。例えば二〇〇三年度はDV、同和問題とホロコースト、子どもの人権など、二〇〇四年度は長島愛生園（国立ハンセン病療養所）研修視察、子どもの権利条約など、人権に関する幅広いテーマで開講していた。

・社会教育団体による人権教育研修事業…幼稚園、小学校、中学校保護者を対象とするＰＴＡ人権教育研修事業を、年間を通して実施していた。

・子どものエンパワーメント育成事業…二〇〇八年度から年一回程度、実施希望校を募って「子どもワークショップ」を実施していた。二〇〇八年度は胸上小学校で開催された。

・人権教育課題別研修講座（年間五回）…さまざまな人権問題に関する講座を開設し、広く市民に学習機会を提供している。

・ＰＴＡ人権教育研修会（年間一回）…保護者、学校職員を対象に人権教育について学習する機会を設け、人権意識の高揚を図っている。

・就学前人権教育研修会（年間一回）…子どもの健やかな成長のための子育て、幼児教育、保育に関する研修会を実施している。


人権教育課題別研修講座

人権擁護委員 人権擁護委員は、一九四九（昭和二十四）年に施行された人権擁護委員法に基づいて法務大臣から委嘱され、全国の市町村に配置されている民間人である。人権に関する相談を受け付けたり、人権の重要性を啓発する役割を担う。本市でも七人の人権擁護委員が活動を行っている。

人権の花運動　子どもたちに花の種子や球根を配り、育ててもらうことを通じて、生命の尊さを実感し、思いやりの心を育むことを目的とする。一九八二（昭和五十七）年度から実施されており、協力や感謝の大切さを学ぶ生きた人権教育として位置づけられている。現在では全国各地の小学校で、地域の法務局や人権擁護委員会と連携して実施されている。

本市でも、例えば市立山田小学校では二〇二四（令和六）年四月に岡山人権啓発活動地域ネットワーク協議会から人権の花の種が贈られ、一・二年生を中心に、児童のみんなが水やりなどを協力して行い、きれいな花を咲かせた。同年十二月には、人権擁護委員からこの活動に対し、感謝状と全校児童への記念品が贈られた。なお山田小学校では、十一月下旬から十二月上旬の人権週間に、図書委員が考えた「やさしさカード」「おれいカレンダー」という取組も実施した。友達にやさしくされたときや助けてもらったときのうれしい気持ちを相手に伝えるカードを渡したり、周りの人から「ありがとう」を言われたら、言われた数だけ自分のカレンダーにシールを貼るというものである。

二　男女共同参画

男女共同参画をめぐる国内外の動き　国際連合は、一九七五（昭和五十）年を国際婦人年、続く一九七六～八五年を「国連婦人の一〇年」と定め、世界行動計画に沿って女性の地位向上に向けた取組を強化した。一九七九年には女性差別撤廃条約が採択され、一九八一年に発効した。一九九五（平成七）年に開かれた第四回女性会議では、各国政府が取り組むべき行動指針が策定されるとともに、「リプロダクティブ・ヘルス／ライフ」（性と生殖に関する健康・権利）が打ち出された。二〇一五年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」では、一七の目標の一つに「ジェンダー平等の実現」が明記されている。

国内でもこうした動きを受け、一九七七年に国内行動計画を策定。一九八六年には、勤労婦人福祉法を全面改正する形で男女雇用機会均等法が施行された。一九九六年十二月には、新たな行動計画として「男女共同参画２０００年プラン」が策定された。一九九九年六月には男女共同参画社会基本法が施行され、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進することになった。同年十月には男女雇用機会均等法が改正され、雇用上のさまざまな男女差別が明確に禁止された。二〇〇一年にはＤＶ防止法が施行された。二〇一五年には女性活躍推進法が施行され、一定規模以上の事業主に対して女性活躍推進に関する行動計画の策定などが義務づけられた。

玉野市女性プラン　本市は一九八八（昭和六十三）年度に、総務課内に婦人生活係として女性問題担当窓口を新設し、翌一九八九（平成元）年度には玉野市女性施策推進庁内連絡会議を設置した。また同年には、市民代表で構成する玉野市女性問題協議会が発足し、三十数回の協議を経て一九九一年三月に提言

「新しい男女共同社会の創造を目指して」を市に提出した。市はこれを踏まえ、一九九二年三月に玉野市女性プランを策定した。

計画期間は一九九二～九七年度の六年間。同プランでは、①家庭における共同参加の促進、②男女平等をめぐる教育と啓発、③就労・労働とその条件整備、④健康と福祉の向上、⑤社会活動への平等参加の促進、という五つの柱で、重点的に取り組む施策を列挙している。

同プランの計画期間における主な施策としては、次のようなものが挙げられる。

▽第一回婦人問題講座開催（一九八九年）　▽日の出ふれあい会館オープン（一九九〇年）　▽第一回市民フォーラム開催、市の機構改革で婦人生活係を女性企画係に改称（一九九三年）　▽玉野市女性史「彩織」発刊、市職員及び高校生を対象に女性問題意識調査を実施（一九九四年）　▽玉野市女性団体連絡協議会発足、中学生及び市民を対象に女性問題意識調査を実施、「広報たまの」に男女共同参画ページ「ら・めーる」を掲載（一九九五年）　▽小学生を対象に女性問題意識調査を実施、女性問題学習ハンドブックを作成（一九九六年）　▽市職員を対象に女性問題意識調査を実施（一九九七年）

たまの男女共生プラン　一九九六（平成八）年十一月、玉野市女性問題協議会は市からの諮問を受けて、提言「男女共同参画社会の実現をめざして」を取りまとめた。市はこれをもとに、一九九八年三月に「たまの男女共生プラン」を策定した。

計画期間は一九九八～二〇〇一年度の四年間。計画の主要課題として、①男女平等社会を実現するための意識改革、②労働の場への男女共同参画促進、③社会活動への男女共同参画促進、④健康・母性の保護、⑤安心して暮らせる福祉の向上、⑥推進体制の整備・充実、の六点を挙げ、それぞれに課題解決の方向性を示している。

同プランの計画期間における主な取組としては、次のようなものがある。

▽女性のための相談室開設、女性問題教職員意識調査を実施（一九九八年）　▽職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を制定（一九九九年）　▽玉野市女性人材バンク制度の設置、本市初の女性議会開催（二〇〇〇年）　▽機構改革により女性企画係を男女共同参画係に改称（二〇〇一年）

たまの男女共同参画プラン　二〇〇一（平成十三）年三月、玉野問題協議会は答申「玉野市における男女共同参画の推進について」を取りまとめた。これを踏まえて市は、二〇〇二年三月に「たまの男女共同参画プラン」を策定した。

計画期間は、二〇〇二～〇六年度の五年間。次の四つの柱に沿って重点目標や施策の方向などを整理している。

①男女平等の意識づくり…ジェンダーフリーの視点からの慣習の見直しなど
②自立を支える社会づくり…性と生殖に関する健康と権利の尊重など

③あらゆる分野への参画…政策・方針決定の場への女性の参画促進など
④推進体制の整備…男女共同参画推進センターの整備充実など
同プランの計画期間における主な施策としては、次のようなものがある。
▽玉野市男女共同参画推進条例の制定、市長を本部長とする玉野市男女共同参画推進本部の設置、玉野市男女共同参画推進センター・玉野市男女共同参画相談支援センターの開設（日の出ふれあい会館内）、男女共同参画都市宣言（二〇〇二年）
二〇〇七年三月には、前計画の計画期間終了に伴い、「新たまの男女共同参画プラン」が策定された。計画期間は二〇〇七～一一年度の五年間。同計画の策定に先立って二〇〇五年度に実施した市民意識調査では、家庭生活・職場・政治の分野で「男性が優遇されている」と感じる人が六〇パーセントを超え、社会通念・慣習・しきたりなどについては七八・八パーセントもの人が男性の優遇を感じているという結果が出た。
計画ではこうした現状を踏まえ、①男女平等の意識づくり、②男女の人権が尊重される社会づくり、③多様な生き方が選択できる環境づくり、④あらゆる分野への参画、という四つの基本目標のもとに重点目標及び施策の取組と方向を整理している。
二〇一二年三月には「第三次たまの男女共同参画プラン」、二〇一七年三月には「第四次たまの男女共同参画プラン」、二〇二二（令和四）年三月には「第五次たまの男女共同参画プラン」が策定された。第四次計画では、男女が平等に扱われている市民の割合を三〇パーセントにするという数値目標を掲げたが、二〇一六～二〇年度に実施した市民意識調査では二二～二七パーセントで推移しており、目標には届かなかった。
第五次計画の策定時期はコロナ禍の最中であり、女性の割合が高い非正規雇用の人々が物心両面で深刻な影響を受けた。また近年は、性的指向や性的自認に関する正しい理解の重要性が指摘されるようになっており、またＳＮＳをきっかけとする性被害などの問題も深刻化している。
第五次計画は、こうした社会情勢の変化も踏まえて策定された。「誰もが　いきいきと　自分らしく　生きていくことのできる　たまの」を目指す将来像に掲げ、次のように基本目標と重点目標を列挙している。
①男女共同参画社会実現への基盤づくり…男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成／男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
②安全・安心な暮らしの実現…男女間における暴力の根絶／生涯を通じた男女の健康支援／生活困難を抱える人々が安心して暮らせる生活環境の整備／防災・復興対策における男女共同参画の推進
③男女が共に活躍する社会づくり…働く場における男女共同参画の推進／ワーク・ライフ・バランス実現の推進／政策・方針決定過程への女性の参画拡大

玉野市男女共同参画推進条例　二〇〇二（平成十四）年三月の市議会定例会で可決・制定され、同年四月一日に施行された。

次のように七つの基本理念を掲げている。

①男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと。

②固定的性別役割分担意識を解消し、男女の個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できること。

③家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できること。

④男女が対等な立場で政策及び方針の立案、決定へ共同参画する機会が確保されること。

⑤男女が互いの性を理解しあい、性と生殖に関する健康と権利の尊重が配慮されること。

⑥国際的な取組と協調、連携すること。

⑦市、市民及び事業者が責任と自覚をもち、教育を含むあらゆる場での役割を果たすとともに、互いに協働すること。

また、男女共同参画推進センターの設置と相談員の配置、DV被害者の緊急一時保護や自立支援、DV発見者による通報、男女共同参画推進審議会の設置などについて規定している。

玉野市男女共同参画推進センター　玉野市男女共同参画推進条例の施行に伴い、二〇〇二（平成十四）四月一日、日の出ふれあい会館内に、男女共同参画推進センター及び男女共同参画相談支援センターが設立された。その後、施設の老朽化に伴い日の出ふれあい会館が閉館となったため、二〇二二（令和四）年四月からすこやかセンター内に事務所を移転した。男女共同参画社会の推進等を目的として交流・情報提供・相談等の事業を行っている。

玉野市女性団体連絡協議会　一九九五（平成七）年二月二十八日、一七の女性団体を登録団体として発足した。設立直前に阪神・淡路大震災が発生し、実質的な最初の活動は被災地の炊き出しボランティアであった。また、市との協働により女性フェアーや市民フォーラムの開催といった活動を行った。二〇〇五年二月の設立一〇周年記念式典の日には、人権の花とされるハナミズキを日の出ふれあい会館の庭に記念植樹した。主な活動内容は次のとおりである。

・たまの参画フェア…玉野市男女共同参画推進週間の記念事業として開催。記念講演、各団体活動紹介などを行っている。

・市長との懇談会…市長の講演の後、まちづくりについて意見



たまの参画フェア講演会（2025年）

交換を行っている。

また、これまで以下のような活動を実施した。

・たまの女性フェアー…第一回は一九九〇年二月に、日の出ふれあい会館の落成を記念して開催。一九九五年の第六回から、玉野市女性団体連絡協議会の主催により行われるようになった。講演会、分科会、交流イベントなどを実施した。

・市民フォーラム…一九九三年二月に第一回が開催され、一九九五年十一月の第四回から玉野市女性団体連絡協議会の主催により行われるようになった。講演、スライドシアター、民族衣装ショー、ミニドラマ、パネル展、ふれあいコンサートなどが実施されていた。

・研修会…毎年多様な講師を招いて研修会を実施した。

・たまの・港フェスティバルへ出店をした。

二〇二五（令和七）年度当初時点での登録団体は次のとおりである。

国際ソロプチミスト玉野／ＪＡ岡山女性部備南支部／玉野市愛育委員協議会／玉野市栄養改善協議会／玉野友の会／玉野・灘崎子ども劇場／玉野市婦人協議会／三井造船生活協同組合家庭会

第五節　交流

一　国際交流

1 ■統榮市との姉妹都市提携

統榮（とんよん）市は、韓国南部の慶尚南道に位置する人口一二万人ほどの都市である。東、西、南の三方を海に囲まれ、天恵の景観と清浄海域を誇る観光資源の宝庫で、韓国のナポリとも呼ばれる。一九五五（昭和三十）年に忠武市として市制施行し、一九九五（平成七）年に統榮郡との合併で統榮市となった。

本市とは、一九六二年ごろから活魚の輸入の関係でつながりがあった。一九七二年八月に忠武市の市長が本市を訪れたことをきっかけに本格的な交流が始まり、特に両国の青年会議所による交流が深められた。一九八一年八月三日、本市の市制四〇周年記念事業の一環として、姉妹都市提携を締結した。

両市のサッカー少年団の相互訪問、本市での忠武市紹介写真展や韓国民芸品展示会、両市議会議員の相互訪問、忠武市児童生徒の本市訪問、日韓少年少女絵画展など、多彩な交流が続けられている。一九九一年六月には岡山～ソウル便が就航し、忠武市が統榮市となった後の一九九六年十月には姉妹都市継承調印がなされている。

2 ■九江市との友好都市提携

九江（きゅうこう）市は中国江西省に位置する人口約四五〇万人の都市である。黄金の水路と呼ばれる長江沿岸の重要港湾都市の一つで、九江港は江西省唯一の国際貿易港である。かつては中国の「四大米市」「三大茶市」の一つとしても知られるなど農業も盛んで、現在では綿花をはじめ稲、茶、里芋、麦、大豆、油菜、落花生、ごまなど多様な農作物が生産されている。

一九九二（平成四）年六月、岡山県と江西省が友好提携を結び、同年十一月に江西省岡山県訪問団が来日した際、外貿港を持つ九江市の市長が貿易港としての宇野港に着目し、本市を訪問して、本市との交流に意欲を示した。翌一九九三年四月、玉野市長を団長とする訪問団が九江市を訪れて、交流開始に関する覚書に調印し、行政間だけでなく学校間や文化面での交流も始まった。一九九五年度には研修生の受入事業もスタートした。一九九六年十月五日に、玉野市訪問団が九江市を訪れて友好都市提携を締結した。

それ以降、官民両面での交流が続けられている。本市からは玉野市文化協会芸術交流団や第二日比小学校訪問団が九江市を訪れ、九江市からは企業家訪問団や政府代表団、教育訪問団などが本市を訪れている。また玉野商工会議所は、数次にわたって九江市から研修生を受け入れている。

二〇一六年十二月、友好都市提携二〇周年記念誌を発行した。二〇二三（令和五）年七月、九江市副市長をはじめとする九江市訪問団が玉野へ来訪、同年八月と二〇二四年八月には、玉野市青少年江西省訪問プロジェクトにて一〇代～二〇代の本市在住の青少年団が九江市を訪れ、相互交流を行った。

3 ■グロスター市との姉妹都市提携

グロスター市は、アメリカ北東部のマサチューセッツ州北部に位置する、人口三万人ほどの都市である。東海岸に面し、北米の重要な漁港の一つとなっている。また、ホエール・ウォッチングなどの観光地、夏の避暑地としても知られる。

本市の教育文化の向上を目指して交流の相手を探すことになり、大学が多く治安のよい米国ニューイングランド地方の都市を候補として、一九九五（平成七）年七月に行政視察団を派遣した。その結果、本市との交流に前向きで、海に面した観光都市という面でも本市のまちづくりの参考となるグロスター市が浮上し、同年八月に本市から交流申込の親書を発送、十月にグロスター市から交流受入の親書を受領した。

そして翌年七月に、本市の中学生一〇名がグロスター市にホームステイ派遣され、九月には市観光協会主催で一八名の市民親善訪問団がグロスター市を訪れた。以後、中高生のホームステイ派遣を毎年実施するようになった。また、一九九七年十月には玉野国際交流フェスティバルの一環としてグロスター紹介パネル展、一九九八年十一月には同じくマサチューセッツ州観光展、二〇〇〇年二月には同じくグロスター音楽団を迎えた。二〇〇三年二月には、グロスターから一五名の訪問団が玉野市ホームステイプログラムで来玉した。

こうした交流を経て、二〇〇四年七月二十三日に玉野市とグロスター市の姉妹都市縁組が締結された。その後も、中高生のホームステイ派遣事業は二〇〇五～〇七年の一時中断をはさんで毎年続けられていたが、二〇二〇（令和二）～二二年はコロナ禍のため中止となり、二〇二三年に四年ぶりに再開された。二〇一四年六月にはグロスター市長が来玉し、本市長を表敬訪問したほか、ヒラメの養殖や宇野港などを視察した。二〇二四年七月には、グロスター&玉野姉妹都市締結二〇周年記念展（パネル展）を開いたほか、グロスター市長らとのオンラインミーティングを実施した。

4 国際交流フェスティバル

一九九一（平成三）年九月、岡山国際交流フェスティバルの一環として、玉野市民会館においてスペインのドゥグナ・ナバール民俗舞踊団の公演を行ったのが最初である。同舞踊団の一行二八名は、四日間にわたって本市内にホームステイし、市民と交流するとともに、公演では波知獅子舞保存会、玉野地踊保存会と共演した。翌一九九二年の岡山国際交流フェスティバルでは韓国の国立国楽院舞踊団、一九九三年はケニア民俗舞踊音楽団を招いて公演を行うとともに、同じくメンバーが市内の家庭にホームステイして交流を深めた。

一九九七年度からは「たまの国際交流フェスティバル」となり、同年度は中四国在住外国人による各種展示や公演、フリーマーケット、交流会等といったプログラムで行われた。

一九九八年は十一月二十～二十三日に開催され、友好都市の中国・九江市から小児芸術団を招いて舞踊と演奏の公演を行った。また、フリーマーケット、大中国展、米国マサチューセッツ州観光展が開催されたほか、九江市水害復興援助募金コーナーも設けられた。

国際交流センター　一九九六（平成八）年九月一日に開館した玉野市生涯学習センターの中に、国際交流センターが開設された。この当時、市内在住の外国人は約二七〇人おり、外国人同士の情報交換や市民と外国人の交流の場を求める声が高まっていた。

国際交流センターには、大型テレビ・ビデオや国際公衆電話、英字新聞、外国雑誌などを備えたサロン・コーナー、パソコンや海外交流都市紹介ビデオなどを設置するスタディ・コーナー、コーヒーなどが飲めるリフレッシュ・コーナーが設けられた。

たまのスチューデントガイドプログラム　「宇野港を教育フィールドに」との考えのもと、宇野港や瀬戸内国際芸術祭を舞台に、本市の中・高校生が国際交流を実践するプログラムである。二〇一七（平成二十九）年秋から、岡山県の「中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業」を活用してスタートした。二〇二〇（令和二）年度からは、福武教育文化振興財団からの補助を受けて、事業を継続していた。二〇二五年度からは、福武文化教育振興財団からの補助が終了し、市の事業としてプログラムを行っている。



たまのスチューデントガイドプログラム（2024年）

二〇一七～二〇二一年度は、「育成」と「実践」という二つの柱でプログラムを展開した。前者は、宇野港の現代アートなど地域の魅力を学ぶもので、後者は宇野港を訪れる外国人観光客等に対して市内の中・高校生が英語で積極的にコミュニケーションをとるもの。コロナ禍で外国人観光客が激減していた時期は、オンラインミーティングを活用して岡山県在住の外国人らと交流を行った。

二〇二二年度は、市内の中・高校生、大学生を中心にスチューデントガイドプログラムチームを結成し、それまでの育成・実践に加えて、自分たちで何をするか主体的に考え、行動することとした。具体的には、瀬戸内国際芸術祭２０２２の期間中に、ボランティアガイドなどと連携しながら宇野港等においておもてなし活動を展開した。

二　国内交流

1 岡谷市との姉妹都市提携

岡谷市は長野県のほぼ中央部に位置する人口四万五〇〇〇人ほどの市である。諏訪湖に面した山紫水明のまちで、恵まれた自然と豊富な水により明治時代以来「生糸のまち」として栄えた。現在は精密機械工業などが盛んである。

一九八〇（昭和五十五）年十月一日、市制四〇周年記念事業の一環として、岡谷市との間で姉妹都市縁組の締結が行われた。これを機に、一九八一年からは両市の青年代表による交歓会や文化・スポーツなど多面的な交流が行われるようになった。一九八三年には岡谷市長ら二一〇名が「岡谷市民号」で本市を訪れ、翌一九八四年には本市長ら一八〇名が「玉野市民号」で岡谷市を訪問した。

一九九二（平成四）年からは職員交流も始まった。一九九五年七月には災害時の相互援助に関する協定を締結した。玉野まつりに岡谷太鼓が出演する一方で岡谷太鼓祭に本市の議員や職員が参加したり、たまの港フェスティバルで岡谷市の特産品を販売する一方、岡谷市の楽々市で本市の特産品が販売されるなど、人とモノの両面で活発な交流が続いている。一九九八年度には、岡谷市及び次の項で記す東京都中央区との友好親善のため両都市を訪問する市民に助成を行う、国内都市交流助成金制度を始めた。

2 東京都中央区との交流

中央区は東京二三区のほぼ中央部に位置し、東京駅や晴海ふ頭、東京貿易センター、銀座、日本橋を擁する、日本の交通・文化・商業・情報の中心地である。

本市の基幹産業である三井造船、三井金属、北興化学の本社が立地していること、港湾都市という共通点があること、人口規模が同程度であることなどから、一九九四（平成六）年より交流が検討されるようになった。

一九九六年二月には、中央区長や正副議長らが本市を訪れ、同年七月には玉野市と中央区との災害相互援助協定を締結、同年八月には本市の親子一〇名が大江戸中央区体験団として中央区を訪れた。その後、たまの港フェスティバルや東京湾大華火祭といったお祭りに相互訪問したり、大江戸祭りで玉野の特産品を販売するなどの交流が続いている。

3 磐田市との友好都市提携

磐田市は静岡県西部に位置する、太平洋に面した人口一六万人ほどの都市である。サッカーやラグビーなど「スポーツのまち」として知られる。ヤマハ発動機の本社が立地するなど、機械工業をはじめとする第二次産業が盛んである。

鳥人幸吉ゆかりの地（玉野は生誕の地、磐田市は晩年を過ごしたとされる地）という縁から、二〇〇二（平成十四）年三月に開催された第一回いわた大祭り・浮田幸吉展のテープカットに本市長が参加し、翌二〇〇三年の第一〇回鳥人幸吉フェアには磐田市の見附町鳥人幸吉顕彰会会長らが参加した。以後、少年サッカーの交流試合をしたり、磐田市長が玉野まつりに参加したりといった交流が深まり、二〇一一年十月には災害時相互応援に関する協定を締結。そして二〇一五年十一月、磐田市において両市の友好都市提携調印式が行われた。その後も、互いの祭りにおどり連が参加したり、両市長がオンライン会談を行うなど、活発な交流が続いている。

二〇二五年十月には、友好都市締結一〇周年を記念した展示イベントを本市にて開催した。

三　東日本大震災の被災地支援

東日本大震災の被災地・被災者支援　二〇一一（平成二十三）年三月十一日に発生した東日本大震災では、本市からも四四名の職員が支援のため派遣され、その活動は延べ二八九人日に及んだ。その内訳は図表3-6-9のとおりである。

消防本部も、緊急消防援助隊として、発災直後の三月十二日から二十一日までの一〇日間、計二二名が宮城県多賀城市、塩釜市、七ヶ浜町に出動し、消火活動、要救助者捜索、遺体搬送、救急搬送に従事した。

義援金については、市役所の総合案内、市民センター九か所、文化センターの計一一か所に募金箱を設置し、三月十四日に受付を開始した。同月二十二日には、第一弾として一二三〇万四五三一円を納金し、その後、五月九日までに五〇一六万三四〇

図表３-６-９　東日本大震災被災地職員派遣の状況

派遣場所	業務内容	派遣期間	派遣人数
福島県いわき市	り災証明発行等	2011年５月８日～ 2011年８月21日	16人（事務職他） 延べ126人日
宮城県仙台市	（日本水道協会岡山県支部の依頼を受けて派遣）	2011年３月23日～ 2011年３月29日	２人（事務職、技術職） 延べ14人日
岩手県遠野市、 釜石市、大槌町	（日本作業療法士会の依頼を受けて派遣）	2011年５月22日～ 2011年５月28日	１人（作業療法士） 延べ７人日
岩手県宮古市	（岩手県教育委員会の依頼を受けて派遣）被災したこどもの心のケア	2011年５月15日～ 2011年５月21日	１人（臨床心理士） 延べ７人日
岩手県大船渡市	（岡山県保健福祉課の依頼を受けて派遣）	2011年７月８日～ 2011年７月14日	１人（保健師） 延べ７人日
福島県浪江町	（福島県選挙管理委員会からの依頼を受けて派遣）	2011年11月16日～ 2011年11月21日	１人（事務職） 延べ６人日
岩手県陸前高田市 復幸応援センター	復興支援（全国青年市長会からの依頼を受けて派遣）	2012年７月２日～ 2012年９月１日 （内18日間）	３人（事務職） 延べ18人日

五円の義援金が集まった。

救援物資については、三月十六日に県受け入れ救援物資の受付を開始し、十七日には毛布九六枚を県に供出した。二十八日には県から、三月三十一日正午で県民からの救援物資の受け入れを休止するとの通知があった。この段階で県に送った物資は、タオル二二一（段ボール箱単位、以下同）、大人用紙おむつ六、乳幼児用紙おむつ一五、生理用品二、ボックスティッシュ三、トイレットペーパー一九、マスク六、ウェットティッシュ・お尻ふき四であった。四月十九日にも、県に毛布、マスクなど段ボール一一七箱分を送った。

また、被災地から本市へ避難した方たちのうち、市営住宅等への入居者は二三名で、うち三世帯一〇名は雇用促進住宅への入居であった。雇用促進住宅に入居した方には、布団セット（枕、布団、シーツ）、毛布、日用品セットを支給した。

このほか海洋博物館では、募金箱を設置して義援金を募り、集まった義援金は被災した動物園・水族館の支援のために寄付された。園の売店で一二〇〇円で販売していたオリジナルTシャツを、一五〇〇円でチャリティー販売する試みも行われた。

四　移住・定住促進

1　空家対策

空家等対策特別措置法　国は二〇一四（平成二十六）年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を公布し、二〇一五年二

月に一部施行、同年五月に全面施行した。二〇一三年住宅・土地統計調査では、全国の空き家数が約八二〇万戸とされ、防犯・防災や景観などの点で問題が深刻化していた。同法では著しい倒壊の危険などがある空家等を特定空家等と規定し、市町村は、特定空家等について、除却、修繕、立木竹の伐採等の助言・指導、勧告、命令と、行政代執行による除却等を可能とした。

玉野市空家等対策計画　本市でも同法に基づき、二〇二一（令和三）年四月に玉野市空家等対策計画を策定した。市内の空家等の数は、二〇一八（平成三十）年住宅・土地統計調査によれば五三六〇戸（住宅総数に占める空家率一八・三パーセント）で、五年前の前回調査から約二割増加した。一八・三パーセントという空家率は、全国の一三・六パーセント、岡山県の一五・六パーセントと比べても高い数字である。同調査では、空家等を①二次的住宅（別荘など）、②賃貸用の住宅、③売却用の住宅、④その他の住宅に分類しており、本市では約六割が長期不在や取壊し予定など「その他の住宅」であった。

計画策定にあたっては、二〇一六年度に改めて空家等の実態調査を実施。その結果、調査対象（玉野市市税の概要データによる棟数四万九四八五件）の四・九パーセントにあたる二四四件が空家と判定された。地区別では、玉地区（八・二パーセント）、日比地区（七・八パーセント）などの空家率が高くなっている。逆に空家率が低いのは、荘内地区（二・八パーセント）、田井地区・八浜地区（三・五パーセント）などであった。また、老朽度・危険度別では、最も老朽度・危険度の高いランクE（建築物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられる）が二三件であった。

計画では、対策の基本方針として次の四点を掲げた。①空家等の段階に応じた対応、②地域特性を活かした利活用の促進、③危険な空家等に対する適切な措置、④多様な主体との連携による推進体制。

また、次のように施策の方向性を整理している。

①空家等の発生抑制…空家等の実態把握／市民意識の啓発と醸成／既存住宅ストックの良質化と長寿命化／相続対策の推進

②流通・利活用の促進…空家バンクの活用／移住促進施策との連携／他用途への転用による利活用／跡地の利活用

③空家等の適正管理…所有者等の管理意識の向上／所有者等の特定／管理不全な空家等の所有者等への助言・指導／空家等の解体・除却の支援

④特定空家等の解消…特定空家等の判断基準／管理不全な空家等に対する措置／特定空家等に対する措置の流れ

主な取組　具体的な空家対策としては、次のようなものがある。

・空家除却補助…二〇一七（平成二十九）年度から実施。老朽化の著しい危険な空家の所有者に対して除却等の費用の三分の一（上限五〇万円）を補助。

・空家バンク…二〇〇八年度から実施。空家物件情報を市のホームページなどで公開し、空家の所有者と空家に住みたい方をマッチングする。

・空家改修補助…二〇一三年度から実施。空家バンクの登録物件を購入又は贈与された方、賃借契約の場合は貸主又は借主を対象に、改修等に要する費用の二分の一（上限五〇万円）を補助。
・住宅活用奨励金…二〇一六年度から実施。空家バンクに登録された物件が県外からの移住者に売買又は賃貸された場合、所有者に奨励金（契約金額の二〇分の一、上限五万円）を交付。
・空家掘り起こし活動…二〇一六年度から実施。地域に対して空家に関する情報提供を募り、把握した物件の活用法をコミュニティとともに考える取組や、空家を活用したワークショップなどを、移住コンシェルジュであるＮＰＯ法人などと連携して実施。
・建築物耐震診断・改修補助…診断補助は二〇〇六年度、改修補助は二〇一〇年度から実施。一九八一（昭和五十六）年五月三十一日以前に着工された旧耐震基準による建築物（空家等を含む）について、耐震診断及び耐震改修に要する費用を補助する。

2 移住・定住促進

たまの認定移住者登録制度　市外在住で玉野市への移住を希望・検討している方を登録する制度で、二〇一六（平成二十八）年度から始まった。登録者に対しては、本市の日常生活・イベント等の情報や移住に役立つ情報を提供する。最長二年の有効期限があるが、登録の更新や変更も可能。

ＩＪＵコンシェルジュ　市外や県外から本市への移住を希望している方を総合的・継続的に支援する役割として、二〇一六（平成二十八）年度からＩＪＵコンシェルジュを配置している。移住に必要な「住居」「地域」「イベント」「移住支援施策（補助金等）」の情報を、移住希望者のニーズに合わせて提供するなど、移住に関するきめ細やかなお手伝いを行っている。二〇一六年六月から「たまのＩＪＵコンシェルジュ」となったＮＰＯ法人みなと・まちづくり機構たまの（うのずくり実行委員会）は、これまでも移住支援に携わり、多くの移住者の受け入れをお手伝いしてきた。

オンライン移住相談　ＺＯＯＭを利用してオンラインでたまのＩＪＵコンシェルジュや地域おこし協力隊が移住に関する相談を受け付ける。二〇二〇（令和二）年度から始まった。玉野市電子申請サービスを利用して申し込む。利用料は無料。

お試し滞在助成金　本市への移住を考えている方が、本市に一時滞在して仕事や住まいを探す活動や地域情報を収集する活動を行う場合、滞在費（宿泊費やレンタカー代など）の一部を補助する制度で、二〇一六（平成二十八）年度から始まった。前もって「たまの認定移住者登録制度」に登録した県外在住者が助成の対象。

たまの就職活動助成金　本市への移住を考えている方が、市内企業等への就職活動を行う場合、面接のための交通費（鉄道、飛行機、高速バスに限る）の一部を助成する制度で、二〇二三

（令和五）年度から始まった。前もって「たまのの認定移住者登録制度」に登録した県外在住者が助成の対象。

移住支援金　東京圏から本市内への移住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、本市へ移住し就業、又は移住元での業務をテレワークにより継続する世帯へ、二〇一九（令和元）年度から移住支援金を交付している。



岡山県移住フェア　ブース

年表

1970年～2020年

玉野市の出来事	日本・世界の出来事
1970（昭和45）年	
3月 玉原に学校給食センターが完成、4月より業務開始	・大阪で万国博覧会開幕（3月）
4月 田井幼稚園が開園	・赤軍派によるよど号ハイジャック事件（3月）
7月 賽の峠焼却場に40トン焼却炉完成	・プロ野球八百長事件で3選手永久追放（5月）
8月 玉野まつりが始まる	・三島由紀夫が自衛隊市ヶ谷駐屯地に乱入し割腹自殺（11月）
玉野市民憲章制定	
市の花「つつじ」、市の木「ばべ」制定	
市制施行30周年記念式典	
玉野市史刊行	
第1回成人の船。阿波丸に新成人約800人が乗船（成人の船は1996年まで続く）	
12月 消防署和田出張所開所	
1971（昭和46）年	
1月 市の人口が初めて7万人を突破	・沖縄返還協定調印式（6月）
3月 市総合文化センター起工式	・中華人民共和国が国連加盟、中華民国が脱退（10月）
市民憲章碑除幕式	・インド・パキスタンが全面戦争（12月）
第一次玉原企業団地造成完了	
4月 海事合同庁舎 完成	
6月 宇野地区住居表示変更	
深山公園の造成に着手	
9月 都市計画区域の線引きを実施	
10月 玉原住宅団地分譲開始	
1972（昭和47）年	
3月 玉野市史続編刊行	・札幌冬季五輪開催（2月）
市営電鉄が廃止	・あさま山荘事件（2月）
第二次玉原企業団地造成完了	・ミュンヘン五輪開催（8月）
4月 市総合文化センターがオープン	・田中首相訪中、日中共同声明調印（9月）
消防庁舎を市役所本庁舎の東隣に新築移転	・パンダのカンカンとランラン上野動物園で公開（11月）
支所・出張所を「市民センター」に変更	
山田に和楽園を新築移転	
5月 県渋川青年の家が完成	
6月 玉野市消防本部が隣接する児島郡灘崎町の消防事務を受託	
11月 玉橋付近の旧市営電鉄軌道敷に市営有料駐車場を開設	・ホーバークラフト「かもめ」が就航
1973（昭和48）年	
1月 市立図書館の移動図書館車「つつじ号」が市内18か所のステーションにお目見え	・変動相場制に移行（2月）
3月 玉野市総合計画を策定	・プロ野球パリーグ2シーズン制導入（4月）
4月 葬祭費無料化を実施	・金大中事件（8月）
玉野青少年スポーツセンターが完成	・第4次中東戦争勃発、第1次石油ショック（10月）
市立玉野商業高校、商業経営科廃止	
10月 市立玉野市民病院が開院（市立玉野病院を宇野に新築移転）	
市長選挙で井上澄雄が3期目の当選	
11月 玉野市と東児町が合併協定に調印	
1974（昭和49）年	
2月 深山林野火災（408・3ha焼失）	・インドが初の地下核実験、6番目の保有国に（5月）
3月 東児町を編入合併	・国土庁設置（6月）
玉市民センター奥玉分館が完成	・ウォーターゲート事件（8月）
玉野市民総合運動公園野球場が完成	・原子力船むつ放射線漏れ事故（9月）
消防署用吉出張所開所	
4月 荘内市民センターが移転	
6月 築港と玉を結ぶ歩行者・自転車専用道2・7kmが開通	
宇野～渋川線中山トンネルが開通	
7月 玉原市民センターが完成	
10月 玉原不燃物処理場が完成	
11月	
1975（昭和50）年	
1月 病弱な独居老人宅などを対象に福祉電話を設置	・南ベトナム政府が降伏、ベトナム戦争終結（4月）
2月 独居老人宅30戸を対象にホームサイレンを設置	・英エリザベス女王初来日（5月）
3月 日比市民センターが完成	・沖縄国際海洋博覧会開幕（7月）
八浜市民センターが完成	
玉原陸上競技場が完成	
4月 勤労青少年ホームが開館	
宇野駅前に自転車置き場を開設	
10月 市立玉野市民病院が総合病院玉野市立玉野市民病院に改称	

1976（昭和51）年		
3月	和田市民センターが完成	
	玉野第一地区土地区画整理事業完成（宇野、築港）	
	玉幼稚園園舎完成	
4月	奥玉小学校から分離した玉原小学校が開校	
5月	深山公園の管理事務所が完成	
9月	市の人口が初めて8万人を突破	
11月	市の人口が8万186人となりピークを迎える	
1977（昭和52）年		
3月	東児公民館石島分館が完成	・ロッキード事件で田中角栄前首相逮捕（7月）
	新玉野市総合計画を策定	・モントリオール五輪開催（7月）
4月	玉野総合福祉センターが開所、福祉バスの運行開始	・南北ベトナム統一（7月）
	市勤労者体育センターが市勤労青少年ホーム北隣に開館	
8月	玉野競輪場などでインターハイ自転車競技を開催	・中国共産党大会で文化大革命終結宣言（8月）
10月	消防署東児出張所開所	・巨人の王貞治、ホームラン世界新記録（9月）
	市長選挙で杉本通雄が初当選	・日本赤軍日航機ハイジャック事件（9月）
1978（昭和53）年		
2月	東児市民センターで第1回「市長と話す日の会」開催	・新東京国際空港開港（5月）
4月	永井林野火災（212・1ha焼失）	・日中平和友好条約調印（8月）
7月	東清掃センターが完成	・米中国交正常化（12月）
	三井造船玉野事業所が緊急要員対策を発表	
10月	市役所に不況対策室設置	・第2次石油ショック（1月）
11月	市が国から特定不況地域に指定される	・ソ連軍がアフガニスタン侵攻（12月）
1979（昭和54）年		
1月	市役所内に玉野公共職業安定所臨時相談所を開設	
2月	玉野市史資料編刊行	
1980（昭和55）年		
2月	宇野港開港50周年記念式典	・韓国で光州事件（5月）
3月	宇野港再開発促進期成会設立	

	築港公民館が新築移転	
	田井、築港地区に新住居表示実施	
	ホーバークラフト「とびうお」が就航	
7月	第18回全国スポーツ少年大会を青少年スポーツセンターで開催、常陸宮ご夫妻がご臨席	
10月	市制施行40周年記念式典	
	長野県岡谷市と姉妹都市縁組を締結	
	宇野港開港50周年を記念して帆船・日本丸が入港、一般公開	
1981（昭和56）年		
2月	鉾立公民館が完成	・太平首相急死（6月）
	心身障害者福祉会館が開館	・モスクワ五輪開催、日米中西独など不参加（7月）
3月	新玉野市総合計画を策定	・イラン・イラク戦争勃発（9月）
4月	玉野浄化センターが完成し公共下水道の供用開始	
	第二日比小学校校舎及び山田中学校校舎が改築工事完成	
8月	韓国忠武市（現・統営市）と姉妹都市縁組を締結	・中国残留孤児が初の正式来日（3月）
9月	玉野レクレセンター着工	・神戸でポートアイランド博覧会開幕（3月）
10月	市長選挙で杉本通雄が2期目の当選	・ポーランドで戒厳令、「連帯」のワレサ議長軟禁（12月）
11月	第1回「福祉の船」が出航	
1982（昭和57）年		
3月	玉野第4地区（田井）土地区画整理事業が竣工	・ホテルニュージャパン火災（2月）
	大崎公民館が完成	・日航機羽田沖墜落事故（2月）
4月	渋川保育園が移転、新園舎完成	・フォークランド紛争勃発（4月）
	第1回深山公園まつりを開催	・東北新幹線開業（6月）
	運輸省第3港湾建設局宇野港工事事務所が開所	・長崎豪雨（7月）
	玉野市産業センターが完成	
5月	玉小学校で県下初の少年少女発明クラブ発足	・東京ディズニーランド開園（4月）
7月	玉野市青少年非行防止決起大会	
8月	王子が岳・渋川地域開発懇談会設立	
	第27回全国高校軟式野球選手権大会で玉野高校が初の決勝進出。決勝は能代高校に敗れ準優勝	
11月	玉野市・直島町連絡協議会設立	
1983（昭和58）年		
1月	山田市民センターが完成	
	玉野市総合体育館（レクレセンター）が完成	

玉野市の出来事	日本・世界の出来事
2月 荘内中学校移転新築工事が完成 3月 田井新港建設に伴う漁業補償交渉が妥結 渋川に長さ日本一（当時）の藤棚完成 4月 精神障がい者の訓練施設・玉授産所が開所 都市計画街路宇野・渋川線開通 5月 田井新港の建設が着工 6月 玉野市が国から特定不況地域に再指定される 8月 姉妹都市の韓国忠武市から市長ら一行が玉野市を訪問 9月 玉野市行財政改革懇談会が発足 台風10号による集中豪雨で市内に被害 10月 玉野市消防発足30年記念式典 11月 消防署八浜出張所開所 12月 見石南団地分譲開始	・中国自動車道全線開通（3月） ・参議院議員選挙に拘束名簿式比例代表制を導入（6月） ・ソ連による大韓航空機撃墜事件（9月） ・米軍グレナダ侵攻（10月） ・日本初の「試験管ベビー」出生（10月）
1984（昭和59）年	
1月 主要地方道岡山－玉野線尾坂トンネルが開通 2月 柔剣道場がレクレセンター内に完成 3月 胸上小学校校舎が完成 玉野市保健センターが開所 4月 荘内中学校校舎が改築工事完成 県立玉野光南高校が開校 6月 お座敷列車・玉野市民号で市民ら230人が姉妹都市の長野県岡谷市を訪問 9月 省資源・省エネルギーモデル都市を宣言	・江崎グリコ社長誘拐事件（3月） ・ロサンゼルス五輪開催（7月） ・インドのガンジー首相暗殺（10月）
1985（昭和60）年	
2月 玉野市総合体育館落成記念NHKのど自慢収録 3月 宇野小学校校舎改築完成 6月 和田地区コミュニティ連絡協議会設立総会 8月 玉野市行政改革大綱を策定 9月 見石ニュータウン分譲開始 10月 シルバー人材センター開所式 市長選挙で杉本通雄が3期目の当選 12月 新玉野市総合計画（第4次）を策定	・つくば科学万博開幕（3月） ・NTT、JT発足（4月） ・日航ジャンボ機墜落事故（8月） ・プラザ合意（9月） ・米ソ首脳会談（11月）

1986（昭和61）年	
1月 玉中学校校舎改築工事完成 玉野市村おこし推進協議会が発足 3月 市不況対策協議会が再発足 宇野港利用促進懇談会が発足 4月 市が王子が岳に第三セクター方式のレジャーランド「王子ファンシーランド」とゴルフ場を建設する計画を発表 運輸省の人工島プロジェクト地域指定を受ける 東備讃瀬戸観光懇談会が発足 5月 玉原企業団地新規企業誘致調印式 6月 王子が岳パークセンターが完成 玉野レクリエーション総合開発（株）が創立総会 7月 通産省のマリンコミュニティポリス（高度海洋機能都市）プロジェクト地域指定を受ける 8月 玉野地域雇用対策連絡会議が発足 10月 玉野商工会議所と直島町商工会が姉妹縁組締結 宇野ポートルネッサンス21調査委員会が発足 12月 国民宿舎玉野荘が廃止	・スペースシャトル・チャレンジャー号爆発事故（1月） ・ハレー彗星が地球に大接近（4月） ・男女雇用機会均等法施行（4月） ・チェルノブイリ原発事故（4月） ・GATT、ウルグアイ・ラウンド開始（9月） ・伊豆大島三原山大噴火（11月）
1987（昭和62）年	
1月 瀬戸内国際観光（株）創立総会 2月 王子ファンシーランドの建設が着工 3月 東児が丘総合開発構想を発表 4月 市議選で玉野市初の女性議員が誕生 5月 玉野青年会議所設立30周年記念式典 6月 玉野地域雇用開発会議が発足 初代ミスマリンたまのが決定 7月 サンライフ玉野（中高年齢労働者福祉センター）が完成 9月 消防団発足40周年記念「たまの消防まつり」を開催 10月 宇野線利用促進対策協議会が発足 第1回たまのファミリースポーツフェスティバル	・国鉄分割民営化、JR6社発足（4月） ・朝日新聞阪神支局襲撃事件（5月） ・ニューヨーク株式市場大暴落（10月） ・米ソがINF全廃条約調印（12月）
1988（昭和63）年	
3月 玉野市総合福祉センターがデイサービス事業を開始	・青函トンネル開通（3月）

4月	瀬戸大橋開通記念ヨットレース開催 瀬戸大橋開通に伴い宇高連絡船、ホーバークラフト廃止	・瀬戸大橋開通（4月）
	東児中学校校舎改築完成	
	王子が岳野外ステージ完成	・ソ連軍アフガニスタンから撤退開始（5月）
5月	第1回玉野市福祉まつりを開催	
	和田保育園改築完成	・リクルート事件発覚（6月）
7月	国民宿舎玉野荘跡に市内初の大型リゾートホテル・瀬戸内国際マリンホテルがオープン	・ソウル五輪開催（9月）
9月	御崎シーサイド連合自治会と高梁市松原町の神原農業振興協議会がコミュニティ縁組を締結	・ふるさと創生1億円交付を発表（11月）
	企画会社として（株）スペイン村設立	
10月	市立青少年育成センターが移転、開所式	
1989（昭和64／平成元）年		
3月	岡山県児島湖流域下水道浄化センターが完成し汚水処理を開始	・天皇崩御、皇太子即位で平成に改元（1月）
	王子ファンシーランドが開園	
5月	姉妹都市提携を結ぶ韓国忠武市の市長が玉野市を表敬訪問	・3％の消費税を導入（4月）
7月	日の出ふれあい会館建設計画策定	・天安門事件（6月）
	市立図書館の配本所を市内6か所に設置、団体貸し出しを開始	・ベルリンの壁崩壊（11月）
8月	宇野港田井地区の一部を供用開始	・日本労働組合総連合会（連合）発足（11月）
	玉野海洋博物館のふれあいタイドプールがオープン	
10月	玉野市女性問題協議会が発足	・米ソ首脳マルタ会談、冷戦終結を宣言（12月）
	市長選で杉本通雄が4期目の当選	
	玉野市高齢者サービス相談センターを開設し、介護派遣事業開始	
11月	県立玉野光南高校が第73回中国地区高校野球大会で優勝	
1990（平成2）年		
3月	新玉野市総合計画（第5次）を策定	・バルト3国がソ連からの独立を決議（3月～5月）
	国土利用計画（玉野市計画）を策定	
	県立玉野光南高校が春の選抜高校野球に初出場	
4月	市役所が第2・4土曜日閉庁	
	深山センターハウスが完成	
	スペイン村の建設に向けて杉本市長を団長とする使節団がスペインを訪問	
	市制50周年記念・宇野港開港60周年記念事業として帆船「海王丸」が寄港、一般公開	
7月	玉原運動公園テニス場にナイター設備が完成	
8月	市制50周年を迎える	
9月	日の出ふれあい会館（玉野市総合福祉センター分館）が完成	
10月	'90生涯学習フェアinたまのを開催	
1991（平成3）年		
3月	市制50周年のタイムカプセル埋設式	・湾岸戦争開戦（1月）
4月	ふるさとづくり事業（国内・海外研修派遣事業、芸術・文化振興助成事業）がスタート	・芦屋市で全国初の女性市長誕生（4月）
6月	玉野街づくり（株）創立総会	
7月	玉野市スポーツ振興財団設立	・雲仙普賢岳で大火砕流災害（6月）
	財団法人玉野市公園緑化協会設立	
8月	（株）スペイン村が第三セクターに移行	・ソ連でクーデター未遂（8月）
9月	商工振興課内に玉野市Uターン情報窓口を設置	・韓国と北朝鮮が国連加盟（9月）
	スペインのドゥグナ・ナバーラ州民俗舞踊団が岡山国際交流フェスティバルで公演するとともに市民と交流	・ソ連崩壊（12月）
11月	三浦英夫助役を団長とするスペイン訪問調査団がスペイン産業通産・観光省長官らを訪問	
1992（平成4）年		
2月	スペイン産業通商観光省のパニソ長官が玉野市を訪問	・ボスニアで内戦勃発、ユーゴスラビアが解体へ（4月）
3月	第1回玉野市生涯学習推進大会を開催	
	和田7丁目の山林に一般廃棄物最終処分場が完成	・PKO協力法成立（6月）
	奥玉小学校で閉校式	
4月	玉原運動公園陸上競技場に夜間照明施設が完成	・リオデジャネイロで地球サミット開催（6月）
	王子アルカディアリゾート計画事業の起工式	
	藤原正己市議会議長を団長とする玉野市行政視察団が韓国忠武市を訪問	・バルセロナ五輪開催（7月）
9月	韓国の国立国楽院民俗舞踊団が岡山国際交流フェスティバルで公演するとともに、市民と交流	・大阪で国際花と緑の博覧会開幕（4月）
		・イラクがクウェート侵攻（8月）
		・東西ドイツが統一（10月）
		・天皇即位の礼（11月）

玉野市の出来事	日本・世界の出来事
11月 岡山県と友好提携を結んだ中国江西省の訪問団が玉野市を訪問	・国公立の学校で週五日制スタート（9月）
1993（平成5）年	
2月 アルハンブラモールショッピングセンター（仮称）の建設工事着工	・チェコとスロバキアが分離独立（1月）
3月 東児市民センターが新築移転	・皇太子と小和田雅子さんが結婚（6月）
日比中学校校舎、宇野中学校校舎が新築完成	・北海道南西沖地震（7月）
粗大ごみ処理施設が完成	・土井たか子が女性初の衆議院議長就任（8月）
4月 玉野市女性プランを策定	・非自民連立による細川内閣発足（8月）
市役所が完全週休二日制に	・欧州連合発足（11月）
杉本市長を団長とする行政視察・親善訪問団が中国江西省及び九江市を訪問	
5月 田井2丁目岡殿団地分譲開始	
8月 市民約100人が玉野市民号で姉妹都市の長野県岡谷市を訪問	
9月 ケニア民俗舞踊音楽団が岡山国際交流フェスティバルで公演するとともに、市民と交流	
10月 市長選挙で山根敬則が初当選	
11月 天満屋ハピータウン・メルカがオープン	
1994（平成6）年	
3月 山田小学校校舎が新築完成	・北米自由貿易協定（NAFTA）発効（1月）
4月 深山公園総合施設整備事業が完成	・南アフリカ共和国大統領にネルソン・マンデラ就任（5月）
5月 瀬戸内海沿岸の自治体と国で構成する瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の総会を玉野市で開催	・英仏海峡トンネル開通（5月）
長野県岡谷市から市長を団長とする約160名の市民が玉野市を訪問	・松本サリン事件（6月）
中国九江市から戚市長らの親善訪問団が玉野市を訪問	・自社さ連立による村山内閣発足（6月）
6月 田井市民センター新築移転	
7月 渇水対策本部設置	
県が渋川・王子が岳地区を景観モデル地区に指定	
給水制限開始	
8月 王子が岳林野火災（258haを焼失）	

9月 米オハイオ州のアメリカカントリー音楽団が岡山国際交流フェスティバルで公演するとともに、市民と交流	・北朝鮮の金日成主席死去（7月）
10月 ごみの分別方法を一部変更（薄いプラスチック等が燃やせるごみに）	・日本女性初の宇宙飛行士向井千秋、宇宙へ（7月）
玉野市民総合運動公園弓道場が完成	
12月 玉野商工会議所や山根市長らによる九江市経済使節団が中国九江市を訪問	
宇野駅新駅舎が完成	
1995（平成7）年	
1月 姉妹都市の韓国忠武市が合併に伴って統営市に	・阪神・淡路大震災（1月）
2月 国道30号整備促進期成会が発足	・世界貿易機関（WTO）発足（1月）
3月 玉野市まちづくり総合計画を策定	・地下鉄サリン事件（3月）
胸上小学校屋内運動場が完成	・地方分権推進法公布（5月）
宇野港再開発事業起工式	・ミャンマーの民主化指導者アウン・サン・スー・チー解放（7月）
築港小学校改築工事が完成	・ボスニア紛争停戦発効（10月）
4月 市立玉野商業高校、情報ビジネス科設置	
長野県岡谷市と災害相互応援協定に調印	
6月 市の行政視察・親善訪問団が中国九江市を訪問	
後閑ニュータウン分譲開始	
8月 神登山林野火災（231ha焼失）	
10月 中国九江市から訪問団が玉野市を訪問	
東京玉野会が発足	
11月 王子が岳山頂に休憩舎が完成	
12月 宇野駅周辺の土地区画整理事業が完成	
築港田井線・宇野玉線・築港南崎線が開通	
1996（平成8）年	
1月 メルカに国際交流インフォメーションセンターを開設	・パレスチナ自治政府議長にアラファト就任（1月）
2月 児島湖の浚渫を開始	・住専処理法案成立（6月）
3月 玉野市行政改革（第3次）大綱を策定	・アトランタ五輪開催（7月）
田井みなと公園が完成	・堺市でO-157
4月 道の駅みやま公園が開駅	
農林水産振興センター「みどりの館みやま」がオープン	
5月 市役所ロビーで九江市紹介パネル展	

6月	学校法人加計学園と看護・福祉系専門学校誘致の基本協定を締結	
7月	渋川海岸が日本渚百選に選定 米マサチューセッツ州グロスター市で初のホームステイ事業	
	東京都中央区と災害相互援助協定を締結	
9月	市立備南高校・生涯学習センター「ミネルバ」の複合施設が完成	
10月	中国九江市と友好都市縁組を締結	
	宇野地区ケーソン進水式	
12月	荘内市民センター完成	
	玉野市消防署灘崎出張所開所	
1997（平成9）年		
1月	西北地域市民センター・デイサービスセンターが完成	・ロシアのタニプー・ナホトカ号重油流出事故（1月）
2月	成人式を瀬戸内国際マリンホテルで開催	・消費税が5％に（4月）
	玉野看護福祉総合専門学校の建設工事着工	・香港が英国から中国へ返還（7月）
3月	玉野市がテレトピア構想モデル地域に指定される	・アジア通貨危機始まる（7月）
4月	青少年育成センターが荘内に移転オープン	・英国ダイアナ元皇太子妃事故死（8月）
	倉敷ケーブルテレビが開局	・長野新幹線開業（10月）
	フェリー乗り場が第一突堤に仮移転	・北海道拓殖銀行、山一証券が破綻（11月）
5月	玉野市情報化基本計画を策定	・京都議定書採択（12月）
	たまの港フェスティバル　宇野港で始まる	
7月	渋川キャンプ場がオープン	
	玉野競輪実況中継の実験放送開始	
8月	市魚がめばるに決定	
10月	粗大ごみの収集が有料化、戸別収集開始	
	玉野国際交流フェスティバル'97を開催	
	市長選挙で山根敬則が2期目の当選	
	玉野看護福祉総合専門学校竣工式	
11月	鳥人幸吉まちづくりフェアで幸吉の本村戻り式	
1998（平成10）年		
1月	東備讃瀬戸海上サミットを開催	・長野冬季五輪開催（2月）
2月	野々浜マリンタウン分譲開始	・明石海峡大橋開通（4月）
4月	消防緊急指令施設の運用開始	・インドとパキスタンが核実験（5月）
	玉野看護福祉総合専門学校が開校	・金融監督庁発足（6月）
6月	日の出ふれあい会館に「女性のための相談室」を開設	・北朝鮮がテポドン1号を発射、一部が三陸沖に落下（8月）
	第1回渋川海岸清掃ロボットコンテストを開催	・特定非営利活動促進法（NPO法）施行（12月）
8月	玉野市民病院が救急指定病院に	
10月	親類都市サミット開催。本市のほか長野県岡谷市、群馬県富岡市、静岡県東伊豆町、東京都中央区が参加	
	玉野回覧板チャンネル動画の放映開始	
11月	東京玉野会が「民間と市民による街づくり」に関する提言	
	全国山火事対策シンポジウムIN玉野を開催	
	中国の九江市小児芸術団が玉野国際交流フェスティバルで公演するとともに、市民と交流	
1999（平成11）年		
1月	両備バス（株）と「玉野市コミュニティバス事業の実施に関する基本協定」を締結	・対人地雷全面禁止条約発効（3月）
2月	県道玉野－福田線の早瀧由加バイパスが開通	・NATO軍ユーゴ空爆（3月）
3月	地域振興券の交付始まる	・瀬戸内しまなみ海道全面開通（5月）
	宇野港再開発事業「ポルタ・デ・UNO」計画の事業母体として玉野地域産業振興公社を設立	・男女共同参画社会基本法公布（6月）
	玉野市行政改革（第3次）大綱を見直し、新たな実施計画を策定	・地方分権一括法公布（7月）
4月	玉原親水公園が完成	・国旗国歌法公布施行（8月）
	市全域でペットボトルの分別収集を開始	・茨城県東海村で臨界事故（9月）
	玉野市文化会館「バウハウス」開館	
5月	1998年の大水害で倒壊した中国九江市の長江小学校が玉野市民の義援金などにより再建	
8月	シーバスの運行を開始	
10月	田井ポートサイド分譲開始	
2000（平成12）年		
2月	米マサチューセッツ州グロスター市の音楽団「オールド・コールド・テーター」「ザ・ミレニアム・	・英国でクローン豚誕生を発表

玉野市の出来事	日本・世界の出来事
バグズ」が玉野国際交流フェスティバルで公演するとともに、市民と交流	（3月）
4月 介護保険制度スタート。市内の在宅介護支援センターが5か所に	・介護保険制度スタート（4月）
情報公開制度がスタート	・小渕首相死去（5月）
玉野市ボランティア活動研修センターがオープン	・ストーカー規制法公布（5月）
5月 荘内幼稚園分室が独立し玉野市立荘内南幼稚園に	・雪印乳業集団食中毒事件（6月）
従来の玉野市福祉まつりが玉野市こどもふれあいまつりと名称変更して開催	・沖縄サミット開催（7月）
8月 深山イギリス庭園が開園	・火山活動により三宅島全島民に避難指示発令（9月）
本庁内全部署で環境マネジメントシステムの運用開始	・シドニー五輪開催（9月）
9月 南極観測船「しらせ」一般公開	・東海地方豪雨（9月）
10月 市制60周年記念事業として女性議会を開催	
11月 玉野市文化・スポーツ顕彰を設ける	
12月 広報たまのが1000号	
インターネットで住民票・印鑑証明予約や生涯学習施設の予約などが可能に	
玉野市がISO14001の認証を取得（岡山県内の市町村で初）	
2001（平成13）年	
1月 帆船「海王丸」一般公開	・中央省庁再編（1月）
3月 玉野市まちづくり総合計画新基本計画を策定	・えひめ丸米原子力潜水艦衝突沈没事故（2月）
4月 玉野看護福祉総合専門学校が玉野総合医療専門学校に改名、理学療法学科と作業療法学科を新設	・情報公開法施行（4月）
玉野市自転車等放置防止条例、玉野市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例を施行	・大阪教育大付属池田小学校殺傷事件（6月）
すべての建築確認業務を市で開始	・米同時多発テロ（9月）
5月 産業振興ビルがオープン	・狂牛病感染牛が国内で発見（9月）
7月 玉野市子育てファミリー・サポート・センター事業のサービス開始	
8月 玉野光南高校が全国高等学校野球選手権大会に初出場	
9月 玉野市公式ホームページをリニューアル	
10月 精神障害者地域生活支援センター「こころの里」がオープン	

玉野市総合保健福祉センター（すこやかセンター）がオープン	・中国がWTOに正式加盟（12月）
市長選挙で山根敬則が3期目の当選	
2002（平成14）年	
1月 三井造船所で地球深部探査船「ちきゅう」進水式	・欧州共通通貨ユーロ流通開始（1月）
4月 玉野市男女共同参画推進センターがオープン	・サッカーW杯日韓大会開催（5月）
深山公園で日英同盟100周年記念植樹	・住民基本台帳ネットワークシステム稼働（8月）
7月 レクレセンターに児童館が開所	・小泉首相訪朝（9月）、拉致被害者5人が帰国（10月）
8月 玉野光南高校が全国高等学校野球選手権大会に2度目の出場	
宇野中学校が全国軟式野球大会で優勝	
9月 市が渇水対策本部を設置	
海上自衛隊輸送艦「しもきた」一般公開	
シンポジウム「岡山都市圏の未来を考える」開催	
11月 八浜町並み保存拠点施設が完成	
姉妹都市の韓国統営市から統営五広大芸能団が玉野市を訪問、仮面劇を上演	
2003（平成15）年	
4月 玉野市リサイクルプラザがオープン	・米スペースシャトル・コロンビア号事故（2月）
児島湖ふれあい野鳥親水公園がオープン	・米英軍がイラク攻撃開始（3月）
6月 第1回玉野市長杯争奪中学校硬式野球交流会を開催	・日本郵政公社発足（4月）
岡山県南政令市構想合併協議会が発足	・BSEにより米国産牛肉の輸入停止（12月）
7月 海上自衛隊潜水艦「はやしお」歓迎式	
8月 玉野市海洋博物館50周年記念式典	
住民基本台帳ネットワークシステム第2次サービス開始	
9月 消防本部・消防署発足50周年記念式典	
2004（平成16）年	
2月 玉野市戸籍情報システムが稼働	・陸上自衛隊先遣隊と航空自衛隊本隊にイラク派遣命令（1月）
3月 後閑小学校校舎増築工事が完成	・九州新幹線部分開業（3月）
国道30号深山地区4車線化工事が完成	・イラク暫定政府
4月 胸上保育園と山田保育園の統合によるサンマリン保育園が開園	
6月 国体リハーサル大会（弓道、バレーボール）	
7月 米マサチューセッツ州グロスター市と姉妹都市縁	

8月	組を締結 国体リハーサル大会（自転車）	
	台風16号が上陸し、市内で大規模な高潮被害発生。床上浸水1254戸、床下浸水958戸	
9月	台風18号が上陸し、床下浸水320戸	
	台風21号が上陸し、全壊1戸、床上浸水37戸、床下浸水264戸	
10月	多世代交流施設・高山ドームがオープン 笠岡市に玉野競輪専用場外車券売り場「サテライト笠岡」がオープン	
	台風23号が上陸し、宇野で土砂崩れが発生。死者5名、けが人3名、全壊13戸、半壊15戸、床上浸水1115戸、床下浸水516戸	
12月	国体リハーサル大会（フェンシング）	
2005（平成17）年		
2月	シンポジウム「アートハーバー・宇野港を考える」開催	・中部国際空港開港（2月）
4月	（株）倉敷ケーブルテレビと防災協定を締結 深山公園で火事が発生	・愛知県で愛・地球博開幕（3月）
6月	県合同水害特別防災訓練を実施	・JR福知山線脱線事故（4月）
9月	国体競技ビーチバレープレ大会開催 第60回国民体育大会夏季大会でビーチバレー、フェンシング競技を開催	・米ハリケーン・カトリーナ被害（8月）
10月	巡視船「こじま」一般公開・体験航海 市長選挙で黒田晋が初当選 第60回国民体育大会秋季大会で弓道、バレーボール（少年男子）、自転車競技（トラック）を開催	・道路公団分割民営化（9月）
2006（平成18）年		
3月	市立玉野海洋博物館の愛称が渋川マリン水族館に決定	・野球のワールドベースボールクラシックで日本が初代王者に（3月）
4月	地域包括支援センターがオープン 玉野市不審者情報メールマガジンの配信開始	・北朝鮮が核実験実施を発表、国連安保理が制裁決議を採択（10月）
5月	宇野港第一突堤大型客船バース（クルーズポートウノ）の供用を開始。災害時には避難・物資補給などにも活用	・子育て支援メールマガジンのサービス開始。子どもリサイクル用品や休日当番医など子育てに役立つ情報をメール配信
8月	中国九江市との友好都市提携10周年を記念して江西省雑技団が公演	・中国九江市から友好都市提携10周年を記念して友好訪問団が来訪
2007（平成19）年		
3月	みんなで築くたまのプラン（玉野市総合計画）を策定 宇野駅前シーサイドパークとフェリーセンター北・西側緑地に八重紅大島桜50本を植樹	・防衛省発足（1月） ・消えた年金問題発覚（2月）
4月	学校給食アレルギー対策情報メールマガジンのサービス開始	・米サブプライム問題拡大（8月）
11月	玉野商業高校創立50周年記念式典を開催 「まなびピア岡山2007 inたまの」開催	・新潟中越沖地震（7月）
12月	倉敷ケーブルテレビ13 chによる市議会放映がスタート	・郵政民営化スタート（10月）
2008（平成20）年		
1月	市内のホテルや駐車場を津波避難ビルとして指定	・中国四川省大地震（5月）
3月	選奨土木遺産である高崎干拓堤防に記念碑を建立	・秋葉原無差別殺傷事件（6月）
4月	「玉野市協働のまちづくりの指針」の策定がスタート	・北京五輪開催（8月）
5月	たまの・港フェスティバルで帆船「海王丸」が寄港	・リーマンショック（9月）
7月	グロスター市ホームステイ事業が復活	・米大統領にオバマ就任、初のアフリカ系（1月）
10月	地元産品の認定制度「お宝たまの印」募集開始 行政評価市民評価委員会で市の施策・事業の評価を開始	・裁判員制度スタート（5月） ・総選挙で民主党大勝し政権交代へ（8月）
2009（平成21）年		
2月	文化センターで中心市街地活性化シンポジウムを開催	・月例経済報告で景気拡大期間がいざなぎ超えと発表（11月）
6月	玉野市協働のまちづくりの指針策定委員会が報告書を市長に提出 八浜の秋祭りを玉野市指定重要文化財（無形民俗文化財）に指定	
8月	玉野市観光案内所がJR宇野駅構内に完成 広報たまのがリニューアル。文字を大きくすると	

玉野市の出来事	日本・世界の出来事
ともに、高齢者や色覚障害者でも見やすい色に変更	・新型インフルエンザ大流行、国内で初の死者（8月）
9月　地域共通商品券を発売	
10月　市長選挙で黒田晋が2期目の当選	
宇野港築港100周年記念事業として豪華客船「にっぽん丸」「ぱしふぃっくびいなす」が同時入港	・消費者庁発足（9月）
2010（平成22）年	
1月　市と三井造船及びそのグループ会社15社との間で災害時協力・連携協定を締結	・宮崎県で牛の口蹄疫感染（4月）
3月　国道430号玉野トンネル拡幅工事が完了	・メキシコ湾で原油流出事故（4月）
5月　たまの・港フェスティバルで「お宝たまのB級グルメコンテスト」を開催	
8月　市制70周年記念式典を開催	・小惑星探査機はやぶさが小惑星から帰還（6月）
市制70周年記念「子ども議会」開催、「玉野市子ども議会宣言」を提案	・チリ鉱山で落盤事故（8月）
9月　市のイメージキャラクターにののちゃんが決定	
斎場の改築工事が完成、供用開始	・尖閣諸島沖で中国漁船と海保巡視船が衝突（9月）
10月　第25回国民文化祭・おかやま2010開催。玉野市では小倉百人一首かるた競技全国大会などを実施	
12月　ののちゃんナンバープレートの交付開始	
2011（平成23）年	
3月　築港に「ののちゃんち」がオープン	・中国の名目GDPが日本を超え世界2位に（1月）
4月　玉野市協働のまちづくり基本条例を施行、協働のまちづくり事業補助金制度がスタート	
8周年&100回目の宇野港ゆめ市場を開催	
7月　第1回Sea級グルメ全国大会で「たまの温玉めし」が初代王者に	・ニュージーランド大地震（2月）
8月　石島林野火災（225・5ha焼失。うち玉野市分50・4ha）	・東日本大震災、福島第一原発事故（3月）
9月　台風12号が上陸、玉野市全域に避難勧告発令。（床上浸水341戸、床下浸水456戸）	
10月　静岡県磐田市と災害時相互応援に関する協定を締結	・女子サッカーW杯でなでしこジャパンが優勝

玉野市公式フェイスブックを開始	
11月　玉野4コマまんが祭りを開催	
東日本大震災で被災した自治体に市職員を派遣（福島県いわき市、岩手県遠野市・釜石市・大槌町など）	
玉野市公式エックス（旧ツイッター）を開始	
2012（平成24）年	
1月　玉野市公式ユーチューブを開始	
3月　みんなで築くたまのプラン（玉野市総合計画）後期基本計画を策定	
胸上小学校石島分校休校式	
4月　玉野市子育て支援サイトを開設	
教育サポートセンターが開所。青少年育成センター、教育支援室、適応指導教室（わかば教室）を統合	
鉾立放課後児童クラブが開級	
7月　乗合タクシー（シータク）の運行を開始。シータクとシーバスを組み合わせた新しい公共交通がスタート	
8月　たまのミュージアムが開館	
9月　築港にクリエイター交流拠点施設uz（うず）がオープン	
10月　宇高国道フェリー最終便出発式	
2013（平成25）年	
2月　「東京マンガ・アニメカーニバルinとしま」に参加	
3月　瀬戸内国際芸術祭2013に正式な会場として参加	
玉幼稚園が閉園	
4月　玉野市児童発達支援センターが開館	
5月　市議会が議会報告会を市内7会場で初開催	
6月　玉野市コンプライアンス条例を施行	
7月　皇太子殿下、新造船の命名・進水式にご臨席	
8月　玉野光南高校が全国高等学校野球選手権大会に3度目の出場	
10月　市長選で黒田晋が3期目の当選	
12月　日比小学校二棟新校舎が完成	

（7月）	
・地上デジタル放送完全移行（7月）	
・タイ中部で大洪水（7～11月）	
	・復興庁発足（2月）
	・ロンドン五輪開催（7月）
	・ロシアがWTO加盟（8月）
	・魚釣島など尖閣諸島3島を国有化（9月）
	・中国共産党総書記に習近平就任（11月）
	・総選挙で民主党大敗、第2次安倍内閣発足（12月）
	・アルジェリア天然ガス関連施設人質事件（1月）
	・福島第一原発汚染水漏れ事故（4月）
	・スペイン高速鉄道脱線事故（7月）
	・国の借金残高が1000兆円突破（8月）

2014（平成26）年		
3月	瀬戸内海国立公園指定80周年	
4月	槌ケ原保育園が民営化され槌ケ原ちどり保育園として開園	
5月	「ののちゃんち」が文化会館の向かいに移転オープン	
7月	宇野港ゆめ市場をリニューアルしたマルシェ「UNOICHI」を宇野港芝生ひろばで初開催	
9月	第9回全国ビーチサッカー大会in岡山を渋川海水浴場で開催	
10月	三井生協との間で地域の安全・安心見守り活動に関する協定を締結	
2015（平成27）年		
1月	宇野港を結ぶ石島航路の実証運航を開始	
3月	2012年度から休校していた胸上小学校石島分校が閉校式	
4月	サンマリン保育園がサンマリン認定こども園としてスタート	
6月	プレミアム商品券の発行を開始	
	認知症カフェ「カフェ　瀬戸の海」をすこやかセンターで開始	
10月	マイナンバー通知カードの発送を開始	
11月	静岡県磐田市と友好都市縁組を締結	
12月	スマートフォンアプリ「たまののナビ」の運用を開始	
2016（平成28）年		
3月	玉野市ふるさと納税「スマイルたまの！応援寄附金」がリニューアル、ポイント制を導入	
4月	瀬戸内国際芸術祭2016に参加	
5月	八浜保育園が八浜認定こども園としてスタート	
	市長・副市長・教育長・幹部職員が、職場と自らのワークライフバランスを重視する「イクボス宣言」	
8月	市職員によるシティセールスグループ「TMN4.8」結成	
10月	玉野市と岡山市の間で岡山連携中枢都市圏に関する連携協約を締結	
	図書館移転に伴い文化センターで「さよならとしょかんまつり」を開催	
11月	玉野市民病院1階フロア改修完了を記念して内覧会を開催	
2017（平成29）年		
3月	生涯活躍のまちづくりに向け「たまの版CCRsea基本構想」を策定	
4月	市立図書館・中央公民館がメルカ2階に移転・リニューアルオープン	
6月	玉野市人と動物との共生社会の推進に関する条例を施行	
8月	ののちゃん、東児ライダーエイトに特別住民票を交付	
	市と三井造船（株）の間で、2018年度に新設する玉野商工高校機械科の実習授業の実施等に関する基本協定書を締結	
9月	玉野市手話言語条例を施行	
10月	市長選挙で黒田晋が4期目の当選	
11月	女性の視点で定住について考える「すみたくなるたまの」ワーキングチームが市長に提言	
12月	バウハウス（旧文化会館）がウノハウスとして生まれ変わり、開所式	
	シーナビの実証実験開始	
2018（平成30）年		
1月	玉野市公式インスタグラムを開始	
2月	東京のアンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」で「TMN48カフェ」開催	
4月	市立玉野商業高校が市立玉野商工高校に改名、機械科を新設	
	道の駅みやま公園直売所リニューアル&ののちゃんお披露目会	
7月	「平成30年7月豪雨」により市内各地で土砂災害や浸水被害が発生（全壊2戸、半壊2戸、一部損壊11戸、床下浸水18戸）	
	深山公園わんぱく広場で遊具完成披露会	
	宇野幼稚園アートプロジェクトを開催	
10月	ロ五輪開催（8月）	
	天皇が生前退位の意向表明（8月）	

	・クリミア議会がウクライナからの独立を宣言（3月）
	・消費税8％に引き上げ（4月）
	・韓国客船セウォル号沈没事故（4月）
	・御嶽山噴火災害（9月）
	・イスラム国邦人人質事件（1月）
	・選挙権年齢を18歳に引き下げる改正公選法公布（6月）
	・マイナンバー法施行（10月）
	・パリで同時多発テロ（11月）
	・COP21でパリ協定締結（12月）
	・TPPに日本など12か国署名（2月）
	・熊本地震（4月）
	・伊勢志摩サミット開催（5月）
	・相模原障害者施設殺傷事件（7月）
	・リオデジャネイ
	・米大統領にトランプ就任（1月）
	・森友学園への国有地格安売却が問題化（2月）
	・英国がEU離脱を正式通知（3月）
	・韓国朴槿恵大統領を罷免（3月）
	・改正組織犯罪処罰法公布（6月）
	・九州北部豪雨（7月）
	・国連で核兵器禁止条約採択、日本は不参加（7月）
	・18歳を成人とする改正民法公布（6月）
	・西日本豪雨（7月）
	・インドネシア地震・津波（9月）
	・北海道胆振地震（9月）
	・環太平洋経済連携協定（TPP）発効（12月）

玉野市の出来事	日本・世界の出来事
2019（平成31／令和元）年	
1月 「東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー」関連事業として、シドニーオリンピック出場の山脇佳奈さんの訪問イベントを宇野小学校で開催	・徳仁皇太子が即位し令和に改元（5月）
3月 玉野市総合計画を策定	・京都アニメーション放火事件（7月）
4月 玉野市公式ホームページをリニューアル	・日本でラグビーW杯初開催（9月）
8月 瀬戸内国際芸術祭2019に参加	・消費税10％に引き上げ（10月）
台風10号が上陸。市内で観測史上1位となる最大風速20・6m、最大瞬間風速28・8mを記録	
12月 市立図書館・中央公民館の来館者100万人達成	
宇高航路休止	
2020（令和2）年	
1月 マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付がスタート	・新型コロナウイルスの感染者を国内初確認（1月）
3月 市民センターで行っていた各種証明書の交付や市税・保険料などの納付の取扱いを終了	・WHOが新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言（1月）
備南高校夜間総合技術科廃止	・新型コロナウイルス感染症を指定感染症に、国内初の死亡者を確認（2月）
4月 コンビニや郵便局で税・保険料・使用料等の支払いが可能に。各種証明書の宅配サービスを開始	・東京五輪・パラリンピックの延期を発表（3月）
新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に伴い、市内公共施設の休館やイベントの中止が相次ぐ	・香港で国家安全維持法施行（7月）
6月 市制施行80周年キャッチコピーを募集、「たまたまたまのを、またまたたまのに。」に決定	
7月 たまの子育てアプリ配信開始	
8月 市制施行80周年（式典は中止）	
11月 宇野港開港90周年記念イベント	
日本初の低速・小型自動配送ロボットを用いた公道走行実証実験を実施	
12月 若者版広報たまのを発行	

主要参考文献一覧

・文献は、「書名」、「編著者名」、「発行者」、「発行年」を記し、執筆者区分が明確でない文献については、「編著者名」として「発行者名」を記載しました。
・「発行者」「発行年」が不詳のものは記載を省略しています。
・以下に記載した文献以外に、玉野市に関わる記事、統計資料、行政資料、各種パンフレット・リーフレットなども参考にしています。

全編にかかわるもの

「広報たまの」（昭和40年度～令和４年度）玉野市
「市勢振興計画　基本構想'68～'75」玉野市、１９６９年
「市勢統計　１９６７」玉野市、１９６７年
『写真アルバム　岡山・玉野の昭和』難波俊成、樹林舎、２０１９年
『'66玉野の展望』玉野市、１９６６年
『'68玉野の展望』玉野市、１９６８年
『30年の歩み』玉野市、１９７０年
『'72玉野の展望』玉野市、１９７３年
『玉野市'77』玉野市、１９７７年
『たまの'80（市勢要覧）市制40周年記念』玉野市、１９８０年
『玉野（市勢要覧）』玉野市、１９８６年
『たまの　市制施行五十周年記念誌（市勢要覧）』玉野市、１９９０年
『たまの（市勢要覧）』玉野市、１９９６年
『玉野市勢要覧２００１』玉野市、２００１年
『玉野市史』玉野市史編纂委員会編、玉野市、１９７０年
『玉野市史続編』玉野市史編纂委員会編、玉野市、１９７２年
『玉野市史　史料編』玉野市文化財保護委員会編、玉野市、１９７９年
『玉野50年　市民の証言から』山陽新聞玉野支社編、山陽新聞社、１９９０年
「玉野市総合計画」玉野市、１９７３年
「新玉野市総合計画」玉野市、１９７７年・１９８１年
「新玉野市総合計画（第４次）」玉野市、１９８６年
「新玉野市総合計画（第５次）」玉野市、１９９０年
「玉野市まちづくり総合計画」玉野市、１９９５年
「玉野市まちづくり総合計画　新基本計画」玉野市、２００１年
「玉野市総合計画」玉野市、２００７年
「玉野市総合計画　後期基本計画」玉野市、２０１２年
「玉野市総合計画」玉野市、２０１９年
「玉野市の概要」（昭和63年～令和４年）玉野市
『東児町史』東児町史編纂委員会編、東児町、１９７４年
『ふるさとの想い出写真集　明治 大正 昭和 玉野』宮川澄夫編著、国書刊行会、１９８１年

第三編第一章

「岡山連携中枢都市圏ビジョン」岡山市、２０１７年
「第２期岡山連携中枢都市圏ビジョン」岡山市、２０２２年
「市政運営の基本方針」（平成15年度～29年度）玉野市
「当初予算（案）の概要・市政運営の基本方針の概要」（平成30年度～令和４年度）玉野市
「玉野市税概要」（昭和46年度版～49年度版）玉野市
「市税概要」（昭和63年度～平成３年度・５年度～６年度・17年度版～19年度版・21年度版～22年度版・24年度版～25年度版）玉野市
「市税の概要」（平成９年度版～16年度版・26年度版～令和４年度版）玉野市
「たまの市議会だより」（１９６６年創刊号～２０２２年２２６号）玉野市議会
「たまの長期人口ビジョン　たまの創生総合戦略」玉野市、２０１６年

「たまの長期人口ビジョン　第2期たまの創生総合戦略（令和2年度改定版）」玉野市、2021年

第三編第二章

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」玉野市、2000年
「一般廃棄物処理基本計画」玉野市、2014年
「玉野市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」玉野市、2019年
「岡山県南部水道企業団地域水道ビジョン」岡山県南部水道企業団、2009年
「岡山ブロックごみ処理広域化基本計画概要版」ごみ処理広域化対策岡山ブロック協議会、2015年
「児島湖流域下水道のあゆみ」児島湖流域下水道事業協議会、2001年
「市民とともに創る玉野情報ハイウェイ（玉野市情報化基本計画）」玉野市、1997年
「消防年報」（昭和52年度版～平成24年度版・平成26年度版～令和4年度版）玉野市消防本部
「新玉野市環境基本計画」玉野市、2012年
「玉野市環境基本計画（第3次）」玉野市、2026年
「清掃事業概要」（平成9年度版～14年度版）玉野市
「玉野SDGsみらいづくりセンター活動報告書」（2020年度・2021年度）玉野SDGsみらいづくりセンター、2021～2022年
「玉野市環境保全事業概要」（平成23年度～令和2年度・2021年度～2025年度）玉野市
「玉野市協働のまちづくり行動計画（平成28年度～平成30年度）」玉野市、2016年
「玉野市協働のまちづくり第2期行動計画（令和元年度～令和3年度）」玉野市、2019年
「玉野市業務継続計画」玉野市、2020年
「玉野市国土強靭化地域計画」玉野市、2022年
「玉野市国民保護計画」玉野市、2007年
「玉野市水道ビジョン平成20～28年度―安心・安全で信頼される水道を目指して―」玉野市、2008年
「玉野市生活環境事業概要」（平成15年度～22年度）玉野市
「玉野市葬祭・斎場・霊園事業」（平成23年度）玉野市
「玉野市葬祭・斎場・霊園事業の概要」（平成24年度～令和4年度）玉野市
「玉野市地域防災計画（一般災害対策編）」玉野市防災会議、2007年・2014年
「玉野市地域防災計画　概要版」玉野市、2014年
「玉野市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」玉野市防災会議、2014年
「玉野市地域防災計画（資料編）」玉野市防災会議、2007年・2020年
「玉野市地域防災計画（震災対策編）」玉野市防災会議、2007年
「玉野市の環境保全」（平成4年度版～13年度版）玉野市
「玉野市の公害対策」（昭和51年度版～平成3年度版）玉野市
「玉野市避難所運営マニュアル」玉野市、2021年

第三編第三章

『1985　宇野港要覧』岡山県宇野港管理事務所、1985年
『宇高航路五十年史』日本国有鉄道四国支社宇高船舶管理部、1961年
『宇高連絡船の航跡　霧笛が消える』読売新聞高松支局編、美巧社、1988年
『宇野港再開発事業化推進調査報告書』玉野市、1998年
『宇野港物語　明治・大正・昭和＝宇高連絡船と共に歩んだ78年の歴史』

山陽新聞玉野支社編、山陽新聞社、１９８９年
『岡山県南地域の総合的交通計画に関する報告書　県南地域の将来と交通』岡山県南地域総合交通研究会、１９７５年
「岡山県の都市計画」（２０１３年～２０２２年）岡山県
「国土利用計画（玉野市計画）」玉野市、１９９０年
『里帰りした「玉野市電」』玉野市電保存会編、吉備人出版、２０２０年
『写真集　さようなら宇高連絡船―78年の航跡―』四国旅客鉄道株式会社編、株式会社交通新聞社、１９８８年
『白い航跡Ⅱ【四国フェリーグループ・船舶半世紀】』四国フェリー株式会社、２００６年
「玉野市地域公共交通計画」２０２２年
『玉野市電気鉄道』橋本正夫、株式会社ネコ・パブリッシング、２００８年
「玉野市道路台帳補正整備委託業務　認定路線網図」玉野市・株式会社パスコ、２０１５年
「玉野市都市計画マスタープラン」玉野市、１９９６年・２０１３年
『玉野の治山』砂走正義、１９９７年
「土地改良区名簿」（令和４年４月１日現在）岡山県
『７６０号と玉野市電の軌跡』玉野市電保存会、２００７年
『芳舟の航跡（第１部～第３部）』杉本通雄、明日の玉野を創る会、１９８７年
『私の街を走った電車―レールファンによる記録写真集―（玉野市内の電車・汽車・バス）』橋本正夫、日本文教出版株式会社、１９８７年

第三編第四章

『愛育　50年の歩み』玉野市愛育委員協議会、２０１４年
『栄養改善40周年記念誌　私達の健康は私達の手で』玉野市栄養改善協議会、２０１５年
「岡山県の母子保健（令和２年度版）」岡山県保健福祉部健康推進課、２０２２年
「「健康たまの21」計画」玉野市、２００５年
「第２次健康たまの21計画・玉野市食育推進計画」玉野市、２０１５年
「新たまの子育てプラン」玉野市、２００５年
「新たまの子育てプラン（玉野市次世代育成支援行動計画）後期計画」玉野市、２０１０年
『玉野市医師会設立六十周年記念誌　航跡』社団法人玉野市医師会、２０００年
『玉野市医師会設立70周年記念誌』社団法人玉野市医師会、２０１０年
『玉野市栄養改善協議会30周年記念誌　あゆみ』玉野市栄養改善協議会、２００３年
「玉野市国民健康保険特定健康診査等実施計画」玉野市、２００８年
「玉野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第二期平成25～29年度）」玉野市、２０１３年
「玉野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第三期平成30～35年度）」玉野市、２０１８年
「玉野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画書）平成28～29年度」玉野市、２０１６年
「玉野市国民健康保険保健事業実施計画（第２期データヘルス計画書）平成30～35年度」玉野市、２０１８年
「たまの子育てガイド　２０２２年度版」玉野市、２０２２年
「玉野市子ども・子育て支援事業計画」玉野市、２０１５年
「第２期玉野市子ども・子育て支援事業計画」玉野市、２０２２年
「玉野市自殺対策基本計画」玉野市、２０１９年
「玉野市障害者基本計画」玉野市、２００７年
「玉野市障害福祉計画」玉野市、２００７年
「第２期玉野市障害福祉計画」玉野市、２００９年
「玉野市障害者基本計画（第２次）・玉野市障害福祉計画（第３期）」玉

野市、２０１２年
「玉野市障害福祉計画（第４期）」玉野市、２０１５年
「玉野市障害者基本計画（第３次）・玉野市障害福祉計画（第５期）・障害児福祉計画（第１期）」玉野市、２０１８年
「玉野市障害福祉計画（第６期）・玉野市障害児福祉計画（第２期）」玉野市、２０２１年
「玉野市食育推進計画」玉野市、２００９年
「玉野市成年後見制度利用促進基本計画」玉野市、２０２１年
「玉野市地域福祉計画」玉野市、２０１２年
「玉野市地域福祉活動推進計画」玉野市・玉野市社会福祉協議会、２０１７年
「玉野市地域福祉活動推進計画（第２期）」玉野市・玉野市社会福祉協議会、２０２２年
「玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（第１期～第８期）、玉野市、２０００・２００３・２００６・２００９・２０１２・２０１５・２０１８・２０２１年
「たまの社協だより」（１９９１年創刊号～２０１５年１６７号）玉野市福祉協議会
「たまの版生涯活躍のまち基本計画～たまの版ＣＣＲｓｅａプロジェクト～」玉野市、２０１８年
「平成23年度　岡山県の成人保健」岡山県保健福祉部健康推進課、２０１４年
「保健事業の概要」玉野市、２０１２・２０１７・２０２３年

第三編第五章

『あなたと、等心大。―玉野信用金庫50年のあゆみ。―』玉野信用金庫、１９９３年
『海洋観光都市　玉野ガイドブック』玉野市、１９９１年（初版１９７９年）
「ＪＡ岡山　営農振興計画」（平成26年度～27年度・平成28年度～30年度・令和元年度～3年度・令和4年度～6年度）岡山市農業協同組合
「ＪＡ岡山広報誌　ぱれっと」（２０１９年7月号～２０２３年1月号）岡山市農業協同組合
『玉野海洋博物館50年の歩み』玉野市立玉野海洋博物館、２００３年
『玉野市観光振興計画～自然を生かした交流のまちづくりに向けて～【要約版】』玉野市、１９９８年
『玉野市観光戦略プログラム』玉野市、２００５年
『玉野人物風土記』玉野ロータリークラブ、２０１５年
「玉野市中心市街地活性化基本計画（平成24年3月）」玉野市、２０１２年
『たまの企業ガイド　２０２２ＴＡＭＡＮＯ』玉野市、２０２２年
『玉野の山歩き』玉野ミネルバ山の会編、日本文教出版株式会社、２００３年
「中国自転車競技会三十年史」年表
『テイコク百年のあゆみ』テイコク株式会社、１９７８年
『Disclosure　ディスクロージャー誌　ＪＡ岡山のご案内』（２０１８年度版～２０２２年度版）岡山市農業協同組合
『出崎海水浴場60周年の歩み』太陽殖産株式会社、２００９年
『トンボ１４０年史』株式会社トンボ、２０１６年
『70年史』北興化学工業株式会社、２０２０年
『備前瀬戸　玉野ガイドブック』玉野市、１９７９年
『備南農協三十年誌』備南農業協同組合、１９８０年
『三井造船株式会社１００年史』三井造船株式会社、２０１７年
『三井造船株式会社１００年史特集』三井造船株式会社、２０１７年
『みなとオアシス全国版』国土交通省

第三編第六章

「岡山県人権教育推進プラン」岡山県教育委員会、２００７年

「改訂岡山県人権政策推進指針―「共生社会おかやま」の実現を目指して―　普及版」岡山県、２００６年
『岡山県立玉野高等学校創立70周年記念誌』岡山県立玉野高等学校、２００９年
『光南　岡山県立玉野光南高等学校創立20周年記念誌』岡山県立玉野光南高等学校創立20周年記念誌発行実行委員会、２００３年
『奥玉小39年のあしあと（統合記念誌）』玉野市立奥玉小学校、１９９２年
「教育要覧」（１９５５・１９６５・１９７２・１９７４・１９７７・１９８１・１９９０～１９９６年）玉野市教育委員会
「玉野の教育」（平成9～17年度・平成19～22年度・平成26～令和4年度）玉野市教育委員会
『50年のあゆみ』岡山県渋川青年の家、１９９８年
「女性行政の概要」（平成6～11年度）玉野市
「女性問題・消費生活の概要（平成4～5年度）」玉野市
『創立三十周年記念誌』岡山県玉野市立備南高等学校、１９７８年
『創立50周年記念誌　楠の香』玉野市立備南高等学校、１９９８年
『創立五十周年記念誌　荘内中学校五十年の歩み』玉野市立荘内中学校、１９９７年
『創立40周年記念誌』岡山県立玉野高等学校、１９８０年
『創立50周年記念誌　岡山県立玉野高等学校』岡山県立玉野高等学校、１９８９年
『創立80周年記念誌　岡山県立玉野高等学校』岡山県立玉野高等学校、２０１９年
『創立１００周年記念誌』玉野市立八浜小学校、１９７３年
『玉野市立荘内小学校百周年記念誌』荘内小学校百周年実行委員会、１９８８年
『玉野市立荘内小学校１３０周年記念誌　笑顔』荘内小学校ＰＴＡ、２０１８年
『玉野市立田井小学校　百年のあゆみ』田井小学校創立百周年記念事業委員会、１９７５年
『玉野市立宇野小学校　創立百周年記念誌』宇野小学校百周年記念事業実行委員会、２００９年
『玉野商業―50年のあゆみ』玉野市立玉野商業高等学校、２００７年
『玉野商業―60年のあゆみ』玉野市立玉野商業高等学校、２０１７年
『「輪」～平成20年度　玉野市立玉野備南高等学校　記録誌～』玉野市立玉野備南高等学校生徒会・記録誌編集委員会、２００９年
『第19回全国生涯学習フェスティバル報告書』第19回全国生涯学習フェスティバル実行委員会、２００８年
『第19回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山２００７inたまの」　生きがいに満ちたゆたかなまち　玉野市報告書』第19回全国生涯学習フェスティバル玉野市実行委員会、２００８年
『第25回国民文化祭・おかやま２０１０　公式記録』第25回国民文化祭岡山県実行委員会編、文化庁、２０１１年
『第60回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」グラフ』株式会社山陽新聞社編、「晴れの国おかやま国体・輝いて！おかやま大会」実行委員会、２００５年
『第60回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」報告書』「晴れの国おかやま国体・輝いて！おかやま大会」実行委員会、２００６年
『晴れの国おかやま国体　あなたがキラリ☆２０２５　第60回国民体育大会　玉野市報告書』晴れの国おかやま国体玉野市実行委員会、２００６年
「玉野市生涯学習関連事業実施計画（令和4年度）」玉野市、２０２２年
「玉野市生涯学習基本計画　生きがいに満ちた豊かな人生を送るために（前期）」玉野市、２００２年
「玉野市生涯学習基本計画（第2次）学んで支える　まちづくり～地域の輪を広げよう～」玉野市・玉野市教育委員会、２０１５年
「玉野市文化財地図」玉野ロータリークラブ、２０１１年（２０２２年

改訂）
「岡山県玉野市立宇野小学校　令和４年度　学校要覧」岡山県玉野市立宇野小学校、２０２２年
「玉野市立宇野中学校　令和４年度　学校要覧」玉野市立宇野中学校、２０２２年
「玉野市立大崎小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立大崎小学校、２０２２年
「玉野市立後閑小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立後閑小学校、２０２２年
「玉野市立荘内小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立荘内小学校、２０２２年
「玉野市立荘内中学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立荘内中学校、２０２２年
「玉野市立田井小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立田井小学校、２０２２年
「玉野市立第二日比小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園玉野市立第二日比小学校、２０２２年
「玉野市立玉小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園玉野市立玉小学校、２０２２年
「玉野市立玉中学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園玉野市立玉中学校、２０２２年
「玉野市立玉野商工高等学校　令和４年度　学校要覧」玉野市立玉野商工高等学校、２０２２年
「玉野市立玉野備南高等学校　令和４年度　学校要覧」玉野市立玉野備南高等学校、２０２２年
「玉野市立玉原小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立玉原小学校、２０２２年
「玉野市立築港小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立築港小学校、２０２２年
「玉野市立東児中学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立東児中学校、２０２２年
「玉野市立八浜小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立八浜小学校、２０２２年
「玉野市立八浜中学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立八浜中学校、２０２２年
「玉野市立日比小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立日比小学校、２０２２年
「玉野市立日比中学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立日比中学校、２０２２年
「玉野市立鉾立小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立鉾立小学校、２０２２年
「玉野市立胸上小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立胸上小学校、２０２２年
「玉野市立山田小学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立山田小学校、２０２２年
「玉野市立山田中学校　令和４年度　学校要覧」中学校区一貫教育校園　玉野市立山田中学校、２０２２年
『岡山県玉野市　滝・鐘鋳場１号墳』滝古墳群緊急発掘調査委員会、１９８９年
『玉野市埋蔵文化財発掘調査報告(1)　常山城跡　波張崎遺跡』玉野市教育委員会、１９８０年
『玉野市埋蔵文化財発掘調査報告(2)　沖須賀遺跡　玉野市立山田中学校校舎改築工事に伴う発掘調査』玉野市教育委員会編、岡山県玉野市文化財保存会、１９８１年
『玉野市埋蔵文化財発掘調査報告(4)　清外寺跡・梶岡城跡　「東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ」ゴルフ場建設事業に伴う発掘調査報告』玉野市教育委員会編、東児が丘ゴルフ場建設事業埋蔵文化財調査委員会、１９９０年

『玉野市埋蔵文化財発掘調査報告(5)　地蔵山1号墳』玉野市教育委員会編、地蔵山遺跡発掘調査委員会、1992年
『玉野市埋蔵文化財発掘調査報告(6)　出崎灰出1・2号墳』玉野市教育委員会編、出崎遺跡緊急発掘調査委員会、1999年
「玉野市女性プラン」玉野市、1992年
「たまの男女共生プラン」玉野市、1998年
「たまの男女共同参画プラン」玉野市、2002年
「新たまの男女共同参画プラン」玉野市、2007年
「第4次たまの男女共同参画プラン」玉野市、2017年
「第5次たまの男女共同参画プラン」玉野市、2022年
『玉野の文化財』玉野市教育委員会・玉野市文化財保護委員会編、玉野市教育委員会、1987年
『玉野の方言』河井康夫、1990年
「男女共同参画行政の概要」（平成14年度～16年度・17年度～26年度・28年度～令和3年度）玉野市
『玉野　むかし・ちょっとむかし』アトリエみずぐるま、1998年
「令和3年度　幼稚園要覧（宇野・田井・和田・日比・荘内・荘内南）」
「令和4年度玉野市公民館運営審議会資料」玉野市教育委員会、2022年
『わたしたちの玉野』玉野市教育研修所・玉野市小教研社会科部会編、日本文教出版株式会社、2005年（改訂19版）
『わたしたちの玉野』玉野市教育研修所・岡山県小学校教育研究会玉野支会社会科部会編、日本文教出版株式会社、2011年（改訂20版）
『わたしたちの玉野』岡山県小学校教育研究会玉野支会社会科部会編、日本文教出版株式会社、2022年（改訂23版）

編集後記

玉野市史編さん委員長・岡山大学名誉教授　中村　良平

『玉野市史 Ⅱ』は、令和四年八月に編さん委員会が発足して以来、四年余りにわたる検討と編集作業を経て、ここに刊行の運びとなった。編さん委員会の各委員、資料の収集・確認に尽力された市役所各課の職員、執筆・編集に携わった方々、そして資料や情報を提供してくださった多くの市民・関係者のご協力がなければ、本書の完成はなかった。まず、委員長として心より感謝申し上げたい。

最初の編さん委員会で確認されたのは、昭和四十五年刊行の『玉野市史』を受け継ぎ、その後の歩みを記録するという基本方針であった。ただし、単に前の市史の続きを書くのではなく、半世紀余りを経た現在の知見に照らして郷土の歴史を見直し、行政だけでなく、玉野のまちを形づくってきた市民、企業、団体の営みもできるだけ盛り込むことが望まれた。「まちを構成している市民みんなの市史」という考えは、その後の議論を通じて本書を貫く一つの軸になったように思う。

委員会では、判型や縦組・二段組といった体裁から、年号、数字、用語、引用の表記に至るまで、細部にわたる検討が重ねられた。同時に、何を残し、どこに位置づけるかについても多くの意見が交わされた。既刊市史の内容を要約するだけでなく、新しい調査・研究の成果を反映すること、文化活動や市民活動を丁寧に記すこと、塩業、造船業をはじめとする産業の歩み、宇高航路、医療機関の変遷、観光行事や地域の祭りなど、玉野らしさを形づくってきた出来事を取り上げることが議論された。成功した事業だけでなく、実現に至らなかった計画についても、安易な評価を加えるのではなく、事実として記録することが市史の役割であるとの意見も印象に残っている。

こうした議論を経て、本書は、第一編「郷土の歴史」、第二編「玉野のすがた」、第三編「玉野市のあゆみ」という構成になった。第一編は、既刊の『玉野市史』や『東児町史』を踏まえながら、最新の研究成果による修正や追記を施し、玉野の歴史を一冊の中で見渡せるようにした。第二編は、自然、人口、産業などの面から現在の玉野市を捉える。第三編は、昭和四十五年以降を中心に、行政、市民生活、社会基盤、福祉・医療、産業・経済、教育・文化の変遷をたどるものである。対象期間を原則として令和二年度までとしつつ、新庁舎、医療、機構改革など、その後の重要な動きも可能な限り盛り込んだ。この三編を通して読むことで、過去から現在へ連なる玉野市の姿が立体的に浮かび上がることを願っている。

もっとも、市史は刊行をもって完結するものではない。一冊の市史は、ある時点までに確認できた資料と知見をまとめた「記録」であると同時に、次の調査や対話を生み出す「出発点」でもある。編さん作業を通じて、古い時代ほど資料が限られ、

新聞、写真、行政文書、団体の記録、個人の記憶を平時から収集・整理しておくことの重要性を改めて感じた。今日の日常も、やがては地域の歴史となる。資料が失われる前に保存し、その所在や由来を確かにして、次の世代へ引き継ぐ仕組みを継続していく必要がある。

市史というと、図書館や市長室、企業の応接室の書棚に静かに収められる重厚な書物という印象を持たれがちである。しかし、そこに記された内容は、玉野市という地域を知るための百科事典であり、市民が自らのまちを理解し、地域の将来を考えるための社会的な基盤である。進学や就職などで玉野を離れた人にとっても、郷土とのつながりを保つよりどころとなり得る。紙の本として大切に保存するだけでなく、電子版の公開、検索しやすい仕組み、写真や映像との連携、子ども向けの分かりやすい概要版や学習教材への活用などを通じて、より多くの人が必要なときに利用できるようにしたい。いわば、市史という蓄積されたストックを、人々の学び、交流、まちづくりへとつながるフローに変えていくことがこれからの課題であろう。

とりわけ、次代を担う子どもたちが、本書を手がかりに身近な場所や出来事に関心を持ち、自分たちの暮らす玉野について家族や地域の人と語り合ってくれることを期待したい。また、市外の方にも、海、港、島々、産業、文化、そしてそこに暮らす人々が織りなしてきた玉野の個性を知っていただければ幸いである。本書が、過去を懐かしむためだけのものではなく、現在を確かめ、これからの玉野を考えるために繰り返し開かれる市史となることを願っている。

最後に、長期間にわたり編さん作業を支えられたすべての皆様に、重ねて深甚なる謝意を表し、編集後記とする。

令和八（二〇二六）年十一月二十日

玉野市史編さん委員会委員名簿

役職	氏名	選出区分	所属	専門分野	在任期間
委員長	中村　良平	学識経験者	国立大学法人 岡山大学名誉教授及び社会文化科学研究科特命教授	公共政策、地域経済	令和4年8月1日～令和9年3月31日
副委員長	小柳　智裕	学識経験者	就実大学経営学部経営学科准教授	近現代史	令和4年8月1日～令和9年3月31日
委員	北村　章	学識経験者	玉野市文化財保護委員会委員長	文化	令和4年8月1日～令和9年3月31日
委員	江田　康夫	団体代表	玉野市コミュニティ協議会会長	（地域）	令和4年8月1日～令和6年6月4日（途中交代）
委員	内尾　玲	団体代表	玉野市女性団体連絡協議会会長	（地域）	令和4年8月1日～令和9年3月31日
委員	山根　一人	団体代表	玉野商工会議所会頭	（商工業）	令和4年8月1日～令和9年3月31日
委員	内池　英樹	行政機関関係	岡山県立博物館副館長	行政・文化	令和4年8月1日～令和9年3月31日
委員	中嶋　英生	行政機関関係	玉野市総合政策部部長	行政	令和4年8月1日～令和7年3月31日（途中交代）
委員	岡﨑　良雄	団体代表	玉野市コミュニティ協議会副会長	（地域）	令和6年6月5日～令和8年6月22日（途中交代）
委員	國屋　成之	団体代表	玉野市コミュニティ協議会副会長	（地域）	令和8年6月23日～令和9年3月31日
委員	齊藤　晃大	行政機関関係	玉野市総合政策部部長	行政	令和7年4月1日～令和9年3月31日

事務局　玉野市教育委員会　社会教育課市史編さん室

玉野市史　II

発行日　二〇二六（令和八）年十一月二十日
発　行　玉野市
編　集　玉野市教育委員会
〒706―8510　岡山県玉野市宇野一丁目27番1号
電話　0863（32）5577
印　刷　株式会社ぎょうせい